

令和5年
第2回

沖縄県議会（定例会）会議録

令和5年6月13日 開会 }
令和5年7月11日 閉会 } 29日間

沖 縄 県 議 会

| | |
|-----------------|---|
| 1. 会期日程 | 7 |
| 1. 開会日に応招した議員 | 9 |
| 1. 6月20日に応招した議員 | 9 |

○第1号（6月13日）

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1. 開会年月日時 | 11 |
| 1. 議事日程 | 11 |
| 1. 本日の会議に付した事件 | 11 |
| 1. 出席議員 | 11 |
| 1. 欠席議員 | 12 |
| 1. 説明のため出席した者の職、氏名 | 12 |
| 1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 | 12 |
| 1. 開 会 | 12 |
| 1. 諸般の報告 | 12 |
| 1. 日程第1 会議録署名議員の指名 | 13 |
| 1. 日程第2 会期の決定 | 13 |
| 1. 日程第3 沖縄県北部医療組合議会議員の選挙 | 13 |
| 1. 沖縄県北部医療組合議会議員の当選の告知 | 13 |
| 1. 日程第4 甲第1号議案及び乙第1号議案から乙第15号議案まで | 14 |
| 1. 知事（玉城デニー君）の提案理由説明 | 14 |
| 1. 日程第5 陳情第48号、第50号及び第52号の付託の件 | 14 |
| 1. 委員会付託 | 14 |
| 1. 日程第6 議員派遣の件（令和5年度新任議員研修会） | 14 |
| 1. 採 決 | 15 |
| 1. 休会の議決 | 15 |
| 1. 散 会 | 15 |

○第2号（6月20日）

| | |
|---------------------------|----|
| 1. 開議年月日時 | 17 |
| 1. 議事日程 | 17 |
| 1. 本日の会議に付した事件 | 17 |
| 1. 出席議員 | 17 |
| 1. 欠席議員 | 17 |
| 1. 説明のため出席した者の職、氏名 | 17 |
| 1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 | 18 |
| 1. 開 議 | 18 |
| 1. 日程第1 代表質問 | 18 |
| 新垣 新君 | 18 |
| 石原 朝子さん | 32 |
| 上里 善清君 | 46 |
| 当山 勝利君 | 54 |

| | |
|--------|----|
| 1. 散 会 | 60 |
|--------|----|

○第3号（6月21日）

| | |
|---------------------------|-----|
| 1. 開議年月日時 | 63 |
| 1. 議事日程 | 63 |
| 1. 本日の会議に付した事件 | 63 |
| 1. 出席議員 | 63 |
| 1. 欠席議員 | 63 |
| 1. 説明のため出席した者の職、氏名 | 63 |
| 1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 | 64 |
| 1. 開 議 | 64 |
| 1. 日程第1 代表質問 | 64 |
| 瀬長美佐雄君 | 64 |
| 西銘 純恵さん | 69 |
| 國仲 昌二君 | 77 |
| 仲宗根 悟君 | 83 |
| 金城 勉君 | 90 |
| 大城 憲幸君 | 98 |
| 1. 休会の議決 | 104 |
| 1. 散 会 | 104 |

○第4号（6月26日）

| | |
|---|-----|
| 1. 開議年月日時 | 107 |
| 1. 議事日程 | 107 |
| 1. 本日の会議に付した事件 | 107 |
| 1. 出席議員 | 107 |
| 1. 説明のため出席した者の職、氏名 | 108 |
| 1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 | 108 |
| 1. 開 議 | 108 |
| 1. 一括議題 { 日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案及び乙第1号議案から乙第15号議案まで } | 108 |
| 1. 一般質問・質疑 | 108 |
| 島袋 大君 | 108 |
| 西銘啓史郎君 | 117 |
| 下地 康教君 | 126 |
| 仲田 弘毅君 | 134 |
| 島尻 忠明君 | 141 |
| 仲里 全孝君 | 148 |
| 大浜 一郎君 | 154 |
| 仲村 家治君 | 163 |
| 1. 散 会 | 169 |

○第5号（6月27日）

| | |
|---|-----|
| 1. 開議年月日時 | 171 |
| 1. 議事日程 | 171 |
| 1. 本日の会議に付した事件 | 171 |
| 1. 出席議員 | 171 |
| 1. 欠席議員 | 172 |
| 1. 説明のため出席した者の職、氏名 | 172 |
| 1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 | 172 |
| 1. 開 議 | 172 |
| 1. 諸般の報告 | 172 |
| 1. 一括議題 { 日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案及び乙第1号議案から乙第15号議案まで } | 172 |
| 1. 一般質問・質疑 | 172 |
| 座波 一君 | 172 |
| 新垣 淑豊君 | 181 |
| 末松 文信君 | 189 |
| 中川 京貴君 | 197 |
| 花城 大輔君 | 205 |
| 小渡良太郎君 | 213 |
| 又吉 清義君 | 218 |
| 呉屋 宏君 | 226 |
| 1. 散 会 | 234 |

○第6号（6月28日）

| | |
|---|-----|
| 1. 開議年月日時 | 237 |
| 1. 議事日程 | 237 |
| 1. 本日の会議に付した事件 | 237 |
| 1. 出席議員 | 237 |
| 1. 欠席議員 | 238 |
| 1. 説明のため出席した者の職、氏名 | 238 |
| 1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 | 238 |
| 1. 開 議 | 238 |
| 1. 諸般の報告 | 238 |
| 1. 一括議題 { 日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案及び乙第1号議案から乙第15号議案まで } | 238 |
| 1. 一般質問・質疑 | 238 |
| 上原 章君 | 238 |
| 當間 盛夫君 | 245 |
| 次呂久成崇君 | 253 |
| 玉城健一郎君 | 261 |
| 比嘉 京子さん | 269 |
| 山里 将雄君 | 278 |
| 島袋 恵祐君 | 285 |
| 1. 散 会 | 294 |

○第7号（6月29日）

| | |
|---|-----|
| 1. 開議年月日時 | 297 |
| 1. 議事日程 | 297 |
| 1. 本日の会議に付した事件 | 297 |
| 1. 出席議員 | 297 |
| 1. 欠席議員 | 298 |
| 1. 説明のため出席した者の職、氏名 | 298 |
| 1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 | 298 |
| 1. 開 議 | 298 |
| 1. 諸般の報告 | 298 |
| 1. 一括議題 { 日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案及び乙第1号議案から乙第15号議案まで } | 298 |
| 1. 一般質問・質疑 | 298 |
| 平良 昭一君 | 298 |
| 新垣 光栄君 | 307 |
| 玉城 武光君 | 312 |
| 比嘉 瑞己君 | 319 |
| 渡久地 修君 | 327 |
| 崎山 嗣幸君 | 335 |
| 仲村 未央さん | 341 |
| 1. 委員会付託 | 349 |
| 1. 日程第3 陳情第99号の付託の件 | 349 |
| 1. 委員会付託 | 349 |
| 1. 休会の議決 | 349 |
| 1. 散 会 | 349 |

○第8号（7月11日）

| | |
|---|-----|
| 1. 開議年月日時 | 351 |
| 1. 議事日程 | 351 |
| 1. 本日の会議に付した事件 | 351 |
| 1. 出席議員 | 353 |
| 1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 | 354 |
| 1. 開 議 | 354 |
| 1. 日程第1 乙第1号議案、乙第4号議案及び乙第5号議案 | 354 |
| 1. 委員長報告（総務企画委員長） | 354 |
| 1. 採 決 | 355 |
| 1. 日程第2 乙第2号議案 | 355 |
| 1. 委員長報告（経済労働委員長） | 355 |
| 1. 採 決 | 356 |
| 1. 日程第3 乙第3号議案 | 356 |
| 1. 委員長報告（土木環境委員長） | 356 |
| 1. 採 決 | 356 |
| 1. 日程第4 乙第6号議案、乙第7号議案及び乙第10号議案から乙第15号議案まで | 356 |
| 1. 委員長報告（総務企画委員長） | 356 |
| 1. 採 決 | 358 |

| | |
|---|-----|
| 1. 日程第5 乙第9号議案 | 358 |
| 1. 委員長報告(文教厚生委員長) | 358 |
| 1. 採 決 | 359 |
| 1. 日程第6 乙第8号議案 | 359 |
| 1. 委員長報告(土木環境委員長) | 359 |
| 1. 採 決 | 359 |
| 1. 日程第7 甲第1号議案 | 359 |
| 1. 委員長報告(総務企画委員長) | 359 |
| 1. 採 決 | 360 |
| 1. 日程第8 陳情令和2年第38号の4、同第44号の3、陳情令和3年第43号、同第102号、同第150号、 同第197号、同第229号、同第241号、陳情令和4年第65号、同第67号、同第94号、 同第112号及び同第113号 | 361 |
| 1. 委員長報告(総務企画委員長) | 361 |
| 1. 採 決 | 361 |
| 1. 日程第9 請願令和4年第3号、同第4号、陳情令和2年第121号、陳情令和3年第4号、同第32号、 同第49号、同第92号、同第112号、同第121号、同第127号、同第148号、同第175号、 同第177号の2、同第178号、同第188号、同第197号の2、同第211号、同第217号、同第220号、 同第227号及び同第244号 | 361 |
| 1. 委員長報告(経済労働委員長) | 361 |
| 1. 採 決 | 361 |
| 1. 日程第10 陳情令和2年第64号、同第173号、陳情令和3年第48号の3、陳情令和4年第100号、 陳情第17号及び第102号 | 361 |
| 1. 委員長報告(文教厚生委員長) | 361 |
| 1. 採 決 | 361 |
| 1. 日程第11 陳情令和3年第173号 | 362 |
| 1. 委員長報告(土木環境委員長) | 362 |
| 1. 採 決 | 362 |
| 1. 日程第12 陳情第48号及び第52号 | 362 |
| 1. 委員長報告(新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長) | 362 |
| 1. 採 決 | 362 |
| 1. 一括議題 { 日程第13 議員派遣の件(令和5年度沖縄県議会議員海外派遣) } { 日程第14 議員派遣の件(高校等出前講座) } | 362 |
| 1. 採 決 | 362 |
| 1. 日程第15 閉会中の継続審査の件 | 362 |
| 1. 採 決 | 363 |
| 1. 閉 会 | 363 |

○巻末掲載文書

| | |
|-------------------|-----|
| 1. 知事提出議案 | 365 |
| 1. 諸般の報告 | 389 |
| 1. 議案付託表 | 393 |
| 1. 委員会審査報告書 | 395 |
| 1. 閉会中継続審査及び調査申出書 | 405 |
| 1. 議員派遣の件 | 423 |
| 1. 陳情文書表 | 425 |

1. 議案等處理一覽表..... 473

令和5年第2回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期29日間
自 令和5年6月13日
至 令和5年7月11日

| | 月 日 | 曜日 | 日 程 | 備 考 |
|----|-------|----|--|------------------------|
| 1 | 6月13日 | 火 | 本 会 議 (会議録署名議員の指名) (会期の決定) (北部医療組合議会議員の選挙) (知事提出議案の説明) (議員派遣の件) | 請願・陳情付託 |
| 2 | 14日 | 水 | 議案研究 | |
| 3 | 15日 | 木 | 議案研究 | 代表質問通告締切（正午） |
| 4 | 16日 | 金 | 議案研究 | 一般質問通告締切（正午） |
| 5 | 17日 | ⊕ | 休 会 | |
| 6 | 18日 | ⊕ | 休 会 | |
| 7 | 19日 | 月 | 議案研究 | |
| 8 | 20日 | 火 | 本 会 議（代表質問） | 請願・陳情提出期限 |
| 9 | 21日 | 水 | 本 会 議（代表質問） | |
| 10 | 22日 | 木 | 休 会 | |
| 11 | 23日 | ⊕ | 休 会 | 慰霊の日 |
| 12 | 24日 | ⊕ | 休 会 | |
| 13 | 25日 | ⊕ | 休 会 | |
| 14 | 26日 | 月 | 本 会 議（一般質問） | |
| 15 | 27日 | 火 | 本 会 議（一般質問） | |
| 16 | 28日 | 水 | 本 会 議（一般質問） | 請願・陳情付託（常任委員会） |
| 17 | 29日 | 木 | 本 会 議（一般質問） 委 員 会（常任委員会、特別委員会） | 議案付託 請願・陳情付託（特別委員会） |
| 18 | 30日 | 金 | 議案研究 | |
| 19 | 7月1日 | ⊕ | 休 会 | |
| 20 | 2日 | ⊕ | 休 会 | |
| 21 | 3日 | 月 | 委 員 会（常任委員会） | |
| 22 | 4日 | 火 | 委 員 会（常任委員会） | |
| 23 | 5日 | 水 | 委 員 会（常任委員会） | |
| 24 | 6日 | 木 | 委 員 会（特別委員会） | |
| 25 | 7日 | 金 | 休 会（予備日） | |
| 26 | 8日 | ⊕ | 休 会 | |
| 27 | 9日 | ⊕ | 休 会 | |
| 28 | 10日 | 月 | 議案整理 委 員 会（議会運営委員会） | |
| 29 | 11日 | 火 | 本 会 議（委員長報告、採決） | |

開会日に応招した議員

赤 嶺 昇 君
照 屋 守 之 君
次呂久 成 崇 君
喜友名 智 子 さん
島 袋 恵 祐 君
玉 城 健一郎 君
上 里 善 清 君
大 城 憲 幸 君
上 原 章 君
小 渡 良太郎 君
新 垣 淑 豊 君
島 尻 忠 明 君
仲 里 全 孝 君
上 原 快 佐 君
新 垣 光 栄 君
國 仲 昌 二 君
山 里 将 雄 君
当 山 勝 利 君
當 間 盛 夫 君
金 城 勉 君
新 垣 新 君
下 地 康 教 君
石 原 朝 子 さん

仲 村 家 治 君
平 良 昭 一 君
仲 村 未 央 さん
玉 城 武 光 君
比 嘉 瑞 己 君
照 屋 大 河 君
山 内 末 子 さん
西 銘 啓史郎 君
座 波 一 君
大 浜 一 郎 君
呉 屋 宏 君
又 吉 清 義 君
仲宗根 悟 君
崎 山 嗣 幸 君
玉 城 ノブ子 さん
西 銘 純 恵 さん
渡久地 修 君
瑞慶覧 功 君
比 嘉 京 子 さん
末 松 文 信 君
島 袋 大 君
中 川 京 貴 君
仲 田 弘 毅 君

6月20日に応招した議員

瀬 長 美佐雄 君

花 城 大 輔 君

令和5年6月13日

令和5年
第2回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第1号）

令和5年
第2回

沖縄県議会（定例会）会議録（第1号）

令和5年6月13日（火曜日）午前10時開会

議事日程第1号

令和5年6月13日（火曜日）

午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 沖縄県北部医療組合議会議員の選挙
- 第4 甲第1号議案及び乙第1号議案から乙第15号議案まで（知事説明）
- 第5 陳情第48号、第50号及び第52号の付託の件
- 第6 議員派遣の件（令和5年度新任議員研修会）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 沖縄県北部医療組合議会議員の選挙
- 日程第4 甲第1号議案及び乙第1号議案から乙第15号議案まで
- 甲第1号議案 令和5年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）
 - 乙第1号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
 - 乙第2号議案 沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例
 - 乙第3号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
 - 乙第4号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
 - 乙第5号議案 沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 乙第6号議案 工事請負契約について
 - 乙第7号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 - 乙第8号議案 財産の取得について
 - 乙第9号議案 公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について
 - 乙第10号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について
 - 乙第11号議案 沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について
 - 乙第12号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
 - 乙第13号議案 専決処分の承認について
 - 乙第14号議案 専決処分の承認について
 - 乙第15号議案 専決処分の承認について
- 日程第5 陳情第48号、第50号及び第52号の付託の件
- 日程第6 議員派遣の件（令和5年度新任議員研修会）

出席議員（46名）

| | | | |
|-----|--------|----|---------|
| 議長 | 赤嶺昇君 | 2番 | 喜友名智子さん |
| 副議長 | 照屋守之君 | 3番 | 島袋恵祐君 |
| 1番 | 次呂久成崇君 | 4番 | 玉城健一郎君 |

| | | | |
|-----|--------|-----|---------|
| 5番 | 上里善清君 | 26番 | 玉城武光君 |
| 6番 | 大城憲幸君 | 27番 | 比嘉瑞己君 |
| 7番 | 上原章君 | 28番 | 照屋大河君 |
| 8番 | 小渡良太郎君 | 29番 | 山内末子さん |
| 9番 | 新垣淑豊君 | 31番 | 西銘啓史郎君 |
| 10番 | 島尻忠明君 | 32番 | 座波一君 |
| 11番 | 仲里全孝君 | 33番 | 大浜一郎君 |
| 12番 | 上原快佐君 | 34番 | 呉屋宏君 |
| 13番 | 新垣光栄君 | 36番 | 又吉清義君 |
| 14番 | 國仲昌二君 | 37番 | 仲宗根悟君 |
| 16番 | 山里将雄君 | 38番 | 崎山嗣幸君 |
| 17番 | 当山勝利君 | 39番 | 玉城ノブ子さん |
| 18番 | 當間盛夫君 | 40番 | 西銘純恵さん |
| 19番 | 金城勉君 | 41番 | 渡久地修君 |
| 20番 | 新垣新君 | 42番 | 瑞慶覧功君 |
| 21番 | 下地康教君 | 43番 | 比嘉京子さん |
| 22番 | 石原朝子さん | 44番 | 末松文信君 |
| 23番 | 仲村家治君 | 45番 | 島袋大君 |
| 24番 | 平良昭一君 | 46番 | 中川京貴君 |
| 25番 | 仲村未央さん | 47番 | 仲田弘毅君 |

欠席議員(2名)

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 15番 | 瀬長美佐雄君 | 35番 | 花城大輔君 |
|-----|--------|-----|-------|

説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|-----------|--------|------------|---------|
| 知事 | 玉城デニー君 | 文化観光スポーツ部長 | 宮城嗣吉君 |
| 副知事 | 照屋義実君 | 土木建築部長 | 前川智宏君 |
| 副知事 | 池田竹州君 | 企業局長 | 松田了君 |
| 政策調整監 | 島袋芳敬君 | 病院事業局長 | 本竹秀光君 |
| 知事公室長 | 溜政仁君 | 会計管理者 | 名渡山晶子さん |
| 総務部長 | 宮城力君 | 総務部財政統括監 | 金城康司君 |
| 企画部長 | 金城敦君 | 教育長 | 半嶺満君 |
| 環境部長 | 多良間一弘君 | 公安委員会委員長 | 比嘉梨香さん |
| 子ども生活福祉部長 | 宮平道子さん | 警察本部長 | 鎌谷陽之君 |
| 保健医療部長 | 糸数公君 | 労働委員会公益委員 | 村上恵実さん |
| 農林水産部長 | 前門尚美さん | 人事委員会委員 | 金城稔君 |
| 商工労働部長 | 松永享君 | 代表監査委員 | 安慶名均君 |

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

| | | | |
|------|--------|------|--------|
| 事務局長 | 山城貴子さん | 課長補佐 | 儀間俊江さん |
| 次長 | 前田敦君 | 主幹 | 宮城亮君 |
| 議事課長 | 中村守君 | 主任 | 比嘉太一君 |

○議長(赤嶺昇君) ただいまより令和5年第2回
沖縄県議会(定例会)を開会いたします。

○議長(赤嶺昇君) これより本日の会議を開きま
す。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案16件並びに今期定例会提出補正予算説明書、令和4年度繰越計算書、令和5年5月末現在の令和5年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く陳情48件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、説明員として出席を求めた人事委員会委員長島袋秀勝君及び労働委員会会長藤田広美君は、所用のため本日、20日、21日及び26日から29日までの会議に出席できない旨の届出がありましたので、その代理として、本日の会議に人事委員会委員金城稔君、労働委員会公益委員村上恵実さん、20日、21日及び26日から29日までの会議に人事委員会事務局長茂太強君及び労働委員会事務局長下地誠君の出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

[諸般の報告 巻末に掲載]

○議長（赤嶺 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

41番 渡久地 修 君 及び

47番 仲 田 弘 毅 君

を指名いたします。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から7月11日までの29日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から7月11日までの29日間と決定いたしました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第3 沖縄県北部医療組合議会議員の選挙を行います。

本件は、沖縄県北部医療組合規約第5条の規定により、本県議会議員のうちから同組合議会議員の4人を

選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 沖縄県北部医療組合議会議員には、仲里全孝君、山里将雄君、平良昭一君、末松文信君、以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を沖縄県北部医療組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました仲里全孝君、山里将雄君、平良昭一君、末松文信君、以上の諸君が沖縄県北部医療組合議会議員に当選されました。

○議長（赤嶺 昇君） ただいま沖縄県北部医療組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

[仲里全孝君 起立 会釈]

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

[山里将雄君 起立 会釈]

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

[平良昭一君 起立 会釈]

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

[末松文信君 起立 会釈]

◆ . . ◆

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

日程第4 甲第1号議案及び乙第1号議案から乙第15号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

[知事提出議案 巻末に掲載]

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

皆さん、おはようございます。

令和5年第2回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、提出いたしました議案の概要及び提案理由を御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算議案1件、条例議案5件、議決議案4件、同意議案3件、承認議案3件の合計16件であります。

まず初めに、予算議案について、御説明申し上げます。

甲第1号議案「令和5年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」は、電力・ガス・食料品等価格高騰対策等に対応するため、緊急に予算計上が必要な経費として、118億5153万6000円を計上するものであります。

次に、乙第1号議案から乙第5号議案までの条例議案5件のうち、その主なものを御説明申し上げます。

乙第1号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、自動車税の環境性能割の税率区分を見直すほか、自動車メーカーによる燃費・排出ガス不正行為の再発抑止策を強化する等の必要があることから、条例を改正するものであります。

乙第2号議案「沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例」は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき整備する沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場について、公共施設等運営権を設定する民間事業者を選定しようとする場合に定める実施方針に関し、必要な事項を定める必要があることから、新規に条例を制定するものであります。

乙第3号議案「建築基準法施行条例の一部を改正する条例」は、道路の位置の指定に係る申請手数料の徴収根拠を定めるほか、建築基準法の一部が改正された

ことに伴い、建築物の容積率の特例認定申請手数料の徴収根拠を定める等の必要があることから、条例を改正するものであります。

次に、乙第6号議案から乙第9号議案までの議決議案4件は、工事請負契約、財産の取得及び公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について、議会の議決を求めるものであります。

次に、乙第10号議案から乙第12号議案までの同意議案3件は、人事委員会委員、収用委員会委員及び予備委員、並びに公安委員会委員の任期満了及び辞職に伴い、その後任を選任する、または任命するため、議会の同意を求めるものであります。

最後に、乙第13号議案から乙第15号議案までの承認議案3件は、沖縄県税条例及び沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正を令和5年3月31日付で、令和5年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）を同年4月24日付で専決処分を行ったことについて、承認を求めるものであります。

以上、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ユタサルグトゥ ウニゲーサビラ。イッペーニフェーデービル。

ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事の提案理由の説明は終わりました。

◆・・・◆

○議長（赤嶺 昇君） **日程第5 陳情第48号、第50号及び第52号の付託の件**を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情3件のうち、陳情第50号については米軍基地関係特別委員会に、第48号及び第52号については新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。

◆・・・◆

○議長（赤嶺 昇君） **日程第6 議員派遣の件**を議題といたします。

[議員派遣の件 巻末に掲載]

○議長（赤嶺 昇君） お諮りいたします。

本件は、お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり、議員を全国都道府県議会新任議員研修会へ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明6月14日から19日までの6日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、明6月14日から19日までの6日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、6月20日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時12分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 渡 久 地 修

会議録署名議員 仲 田 弘 毅

令和5年6月20日

令和5年
第2回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第2号）

令和5年
第2回

沖縄県議会（定例会）会議録（第2号）

令和5年6月20日（火曜日）午前10時開議

議事日程第2号

令和5年6月20日（火曜日）

午前10時開議

第1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

出席議員（47名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 議長 | 赤嶺昇君 | 24番 | 平良昭一君 |
| 1番 | 次呂久成崇君 | 25番 | 仲村未央さん |
| 2番 | 喜友名智子さん | 26番 | 玉城武光君 |
| 3番 | 島袋恵祐君 | 27番 | 比嘉瑞己君 |
| 4番 | 玉城健一郎君 | 28番 | 照屋大河君 |
| 5番 | 上里善清君 | 29番 | 山内末子さん |
| 6番 | 大城憲幸君 | 31番 | 西銘啓史郎君 |
| 7番 | 上原章君 | 32番 | 座波一君 |
| 8番 | 小渡良太郎君 | 33番 | 大浜一郎君 |
| 9番 | 新垣淑豊君 | 34番 | 呉屋宏君 |
| 10番 | 島尻忠明君 | 35番 | 花城大輔君 |
| 11番 | 仲里全孝君 | 36番 | 又吉清義君 |
| 12番 | 上原快佐君 | 37番 | 仲宗根悟君 |
| 13番 | 新垣光栄君 | 38番 | 崎山嗣幸君 |
| 14番 | 國仲昌二君 | 39番 | 玉城ノブ子さん |
| 15番 | 瀬長美佐雄君 | 40番 | 西銘純恵さん |
| 16番 | 山里将雄君 | 41番 | 渡久地修君 |
| 17番 | 当山勝利君 | 42番 | 瑞慶覧功君 |
| 18番 | 當間盛夫君 | 43番 | 比嘉京子さん |
| 19番 | 金城勉君 | 44番 | 末松文信君 |
| 20番 | 新垣新君 | 45番 | 島袋大君 |
| 21番 | 下地康教君 | 46番 | 中川京貴君 |
| 22番 | 石原朝子さん | 47番 | 仲田弘毅君 |
| 23番 | 仲村家治君 | | |

欠席議員（1名）

副議長 照屋守之君

説明のため出席した者の職、氏名

知事 玉城デニー君 副知事 池田竹州君
副知事 照屋義実君 政策調整監 島袋芳敬君

| | | | |
|------------|------------|-----------|--------------|
| 知事公室長 | 溜 政 仁 君 | 企業局長 | 松 田 了 君 |
| 総務部長 | 宮 城 力 君 | 病院事業局長 | 本 竹 秀 光 君 |
| 企画部長 | 金 城 敦 君 | 会計管理者 | 名 渡 山 晶 子 さん |
| 環境部長 | 多良間 一 弘 君 | 総務部財政統括監 | 金 城 康 司 君 |
| 子ども生活福祉部長 | 宮 平 道 子 さん | 教 育 長 | 半 嶺 満 君 |
| 保健医療部長 | 糸 数 公 君 | 警察本部長 | 鎌 谷 陽 之 君 |
| 農林水産部長 | 前 門 尚 美 さん | 労働委員会事務局長 | 下 地 誠 君 |
| 商工労働部長 | 松 永 享 君 | 人事委員会事務局長 | 茂 太 強 君 |
| 文化観光スポーツ部長 | 宮 城 嗣 吉 君 | 代表監査委員 | 安 慶 名 均 君 |
| 土木建築部長 | 前 川 智 宏 君 | | |

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

| | | | |
|---------|------------|---------|------------|
| 事務局 長 | 山 城 貴 子 さん | 課 長 補 佐 | 儀 間 俊 江 さん |
| 次 長 | 前 田 敦 君 | 主 幹 | 宮 城 亮 君 |
| 議 事 課 長 | 中 村 守 君 | 主 任 | 比 嘉 太 一 君 |

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

この際、念のため申し上げます。

本日、21日及び26日から29日までの6日間にわたって行われます、代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

新垣 新君。

[新垣 新君登壇]

○新垣 新君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○新垣 新君 それでは代表質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、本部港塩川地区に設置された往来妨害に対する警告看板の撤去について。

ア、警告看板を設置した法的根拠及び決裁権者について伺う。

イ、警告看板を撤去した法的根拠及び決裁権者について伺う。

ウ、一部の市民団体が県庁舎に押しかけ、三役との面会を求めたようである。

(ア)、徒党を組んで庁舎に押しかけるといふ、実力

行使とも言える行動に従うのが行政として適切な対応なのか伺う。

(1)、報道によれば数十人がロビーで抗議集会を開いたとのことであるが、庁舎管理規則上、どのような手続を経たのか伺う。

(2)、慰霊の日を迎えるに当たり、沖縄全戦没者追悼式の挙行に当たっては、平穏な環境を確保することが求められているが、会場となる平和祈念公園内では集会や署名活動などが行われる状況が見受けられる。

ア、こういった活動は公園管理者である県の許可を得て行われているのか伺う。

イ、さきの大戦に思いを致し、静かな心で式典に臨みたいと思う方々の心を痛めている状況を、知事はどう受け止めているのか伺う。

ウ、沖縄県差別のない社会づくり条例との関係上、式場内で喧伝する行為は、同条例に違反する事案も生じ得るのではないのか伺う。

エ、保安上の観点からも、公共施設の利用について適切な措置を取るべきではないか、県の考えを伺う。

(3)、地域外交活動について。

ア、本年4月に地域外交室が設置されたところだが、令和5年2月議会においても、知事自らが「地域外交については、明確な定義はありません」と答弁している。行政運営に当たっては定義・根拠がなければその正当性が問われることは論を待たず、極めて問題のある答弁と言わざるを得ないが、現時点においても定義はないのか、当局の見解を伺う。

イ、知事が言うところの地域外交活動について、これまでも実施してきた地域間交流以上に何を意図しているのか明らかでなく、むしろ国益に反する結果につ

ながるのではないかという疑念を持たざるを得ない。現に、令和5年4月に中国通信機器大手のファーウェイ社幹部が照屋副知事を表敬した際にも、内容は一切非公開とされた。こうした懸念を払拭する必要があると考えるが、知事の考えを伺う。

ウ、令和5年度は地域外交基本方針を策定している一方で、既に知事や副知事の訪韓、訪中、訪台といった外遊日程が検討されていると聞くと、戦略性を示すための方針がない中で、多額の旅費を投じる外遊が組まれることは問題である。

(7)、今般の外遊計画と地域外交基本方針との関係について、知事の考えを伺う。

(1)、随行する職員も含めて総勢何人の訪問団が組まれたのか、また現時点で執行された特別旅費の金額と財源、予算流用の有無を併せて伺う。

2、産業振興について。

(1)、県内の宿泊業、物流業、製造業では労働力不足への対応としてロボットの導入を検討する企業も多いが、導入に向けた補助金等の支援が必要と考えるが、県の考えを伺う。

(2)、3月に、ISCOと沖縄県工業連合会との間で生産性向上のための意見交換会が行われ、県はオブザーバーとして参加したと聞いている。参加後の県としての現状認識と今後の携わり方について伺う。

(3)、域内自給率を高める点からも、県外からダンピング商品の移入が多々見受けられていることは資金の流出につながるため、必要なダンピング対策を講じる必要があると考える。

ア、どのような状況となっているのか伺う。

イ、対策としてどのような取組を行っているのか伺う。

(4)、新型コロナウイルスで売上げが減った企業に実質無利子・無担保で信用保証協会が保証を行う、いわゆる民間ゼロゼロ融資では元金返済が本格化する本年夏に備えて、1月にコロナ借換保証制度が創設されたところである。一方で、沖縄公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付は本年9月末までとなっており、民間ゼロゼロ融資同様に借換え制度の創設を求める考えはないか、県の見解を伺う。

(5)、商工会の実施する小規模事業経営改善支援事業について。

ア、本補助金の小規模事業者1人当たりの額は3万8045円であり、全国平均5万4099円や九州平均の6万8153円と比較して低い水準となっており、総額で見ると小規模事業者数が近い鹿児島県と比較しても4億円以上少ない状況にある。小規模事業者への支援

施策が効率的に普及できるよう拡充をすべきと考えるが、県の見解を伺う。

イ、本県の経営指導員については、全国平均で1人当たり266事業者であるのに対し、本県では1人当たり368事業者となっている。本県の経済振興に向けては、小規模事業者の経営改善を支援する体制を強化するため、経営指導員の数を全国平均並みにするような取組が必要と考えるが、県の考えを伺う。

(6)、地域の中・小規模事業者の支援拠点である商工会館の多くが老朽化している状況を改善し、地域における社会資本と位置づけ、地域の事業者を支援する機能を維持するため、補修整備等に係る費用補助の枠組みを検討する必要があると考えるが、県の取組について伺う。

(7)、国は4月28日、第4期海洋基本計画を閣議決定し、第3期までの総合的な海洋の安全保障に加え、「持続可能な海洋の構築」が新たな柱に加えられた。新たな沖縄振興計画の基本施策である「持続可能な海洋共生社会の構築」と合致するものであり、県版の海洋基本計画の策定が早急に求められるものと考えているが、県の取組について伺う。

3、交通政策について。

(1)、国際通りや国道58号においては、タクシーの待機場・乗降場が周辺に少ないため、タクシー利用者が不便を強いられていると聞く。タクシーの待機場・乗降場の整備を促進することについて、県の取組を伺う。

(2)、バス事業者への支援策について。

ア、EVバスについては、SDやカーボンニュートラルに対応するため、国を挙げて導入を進める必要があるが、EV対応車両や充電設備の購入には多額の経費が必要となっている。県として、導入に向けた支援策をどのように考えているのか伺う。

イ、バス専用レーンや基幹バス急行の導入について、現状どのような交通渋滞解消に効果が上がっているのか、効果検証をどのように行っているのか、今後の対応を含めて伺う。

ウ、利用者の多い中部病院前（那覇向け）バス停上屋の整備と平成30年の台風で破損した古島駅前バス停上屋（上り下り）の修復について、支援策を講じる考えはないか伺う。

4、文化観光スポーツ行政について。

(1)、観光再興に向けて。

ア、観光事業者に対しては渡航自粛・外出自粛要請による協力金支給がなされず、結果として企業のバランスシートが毀損する事態に追い込まれている。観光

再興条例や観光振興基金の活用も含めて、観光事業者の経営再建をどのように図っていく考えか伺う。

イ、ホテル業やこれを支えるリネン業、あるいは物流業など、観光関連事業者においては、エネルギー・物価高騰の打撃が大きい。県としての支援策を今後どのように講じていく考えか伺う。

ウ、観光産業にあっても需要と供給のミスマッチがあっては成長は期待できない。これまでの県の観光政策は需要サイド中心であり、今後は供給サイドの視点にも立った総合的な政策立案が必要だと考えるが、県の見解を伺う。

(2)、FIBAバスケットボールワールドカップに向けた受入れ体制について。

ア、大会観覧を目的に来県する観光客数について、県はどのような見込みを立てているのか伺う。

イ、大会会場となる沖縄アリーナ周辺の駐車場整備は進められているものの、沖縄南インターチェンジの混雑悪化など交通渋滞が懸念されているほか、バス路線の拡充など公共交通機関の機能強化と交通体系の整備が必要と考えるが、県の取組について伺う。

ウ、各種附帯イベントを行うためのファンゾーン及びパブリックビューイングに係る予算措置及び企画状況について伺う。

エ、宿泊施設や観光施設等、大会を機に一時的に需要が増加すると見込まれる事業者が着実にサービス供給を行うことができるよう、支援や連携をどのように図っていくのか伺う。

(3)、国立自然史博物館の誘致について。

ア、本年度の取組について伺う。

イ、土木環境委員会と照屋副知事も訪米し、現地視察を行ってきたところであるが、改めて誘致に向けた副知事の意欲を伺う。

ウ、国への要請活動及び国の誘致に向けた動きはどのような状況なのか伺う。

(4)、2025年大阪・関西万博は「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとし、海と空を感じられる会場配置を計画するなど、海洋島嶼圏である沖縄として、共通・共感できる理念であると考えている。万博への参画についてどういった検討がなされているのか伺う。

(5)、2034年に開催が予定される第88回国民スポーツ大会（旧称：国民体育大会）について本県での開催を要望したようであり、海邦国体以来約半世紀ぶりの開催となるわけだが、今後のスケジュールと開催に向けた取組について伺う。

5、農林水産行政について。

(1)、サトウキビ産業の振興について。

ア、老朽化が著しい分蜜糖工場の建て替え・設備更新については、特に緊急性を要する3工場（沖縄本島、北大東島、石垣島）があり、事業化に向けて事業者の資金力では対応不可能な事業費が想定される。事業化に向けた予算措置の支援が必要だと考えるが、県の取組について伺う。

イ、分蜜糖企業の経営を強化し、将来にわたり持続可能な生産活動を行うため、安全・安心かつ安定操業に必要な機械設備の更新、施設の整備を目的とする分蜜糖製造合理化対策事業の継続と予算の確保等が必要と考えるが、県の取組について伺う。

ウ、生産農家の高齢化・人口減少による担い手減少に向けて、労働力が集中する収穫・植付け作業等をハーベスタや植付け機等で補完し、担い手としての生産法人を中心とした農作業受託組織等を育成し、省力化や生産性の向上を図ることで担い手不足への対応が必要と考えるが、県の取組について伺う。

エ、離島においては、島内の人口減少による人手不足、島外から採用する際のハンディキャップもあり、必要な人数を確保できず、操業そのものに影響が生じかねない状況にある。働き方改革への対応と喫緊の課題として離島における人材確保の支援及び分蜜糖工場省力化に必要な自動化等が必要と考えるが、県の取組について伺う。

(2)、漁場確保に向けた漁業協定見直しについて。

ア、日中漁業協定で、当時の大臣書簡により北緯27度以南は中国漁船が自由に操業できる内容となっていること、日台漁業取決めについては、いまだに八重山北方三角水域においては公平利用となっていないことから、県内漁業者が不利益を被っている状況が継続しており、改善を求める必要があると考えるが、県の見解を伺う。

イ、パラオ共和国水域におけるマグロ漁業の入漁問題も完全に解決しておらず、同国の20%に限定されている入漁水域の拡大に向けて国やパラオ共和国と交渉を行っていくべきだと考えるが、県の見解を伺う。

(3)、県内漁業の振興策について。

ア、漁業就業者については、高齢化と減少傾向が続いている中で、新規就業者の定着には、安心して漁業を始められる仕組みが重要であり、必要な漁船・漁具等の購入に必要な経費に対する継続的な支援が必要と考えるが、県の取組について伺う。

イ、昨年10月に開設された糸満漁港荷さばき施設については、沖縄県の水産物の知名度アップと消費者ニーズに応えた安全・安心な水産物が供給できる施設

であることを大々的に展開してアピールすることが重要と考えるが、セールスプロモーション等の実施など、県の取組について伺う。

ウ、中長期的な視点で海面及び陸上における養殖施設の整備と安定的で良質な種苗生産体制の確立が今後必須となってくると考えるが、特に種苗生産体制の確立は県内の零細な漁業者では対応できない問題であり、なおかつ、養殖漁業の発展を大きく左右する問題であり、県の栽培漁業センターのさらなる拡充が必要と考えるが、県の考えを伺う。

エ、新型コロナウイルス感染症拡大や軽石漂流・漂着問題、ロシアのウクライナ侵攻に起因する燃料・資材の高騰の状況を踏まえ、本県漁業者の漁家経営における燃料費・資材高騰対策について、県の取組について伺う。

(4)、農業振興について。

ア、本県固有の課題を克服し、本県農畜産物の市場競争力を確保するため、農林水産物条件不利性解消事業の予算確保と実情に配慮した事業運営が必要であるが、新たな補助単価によれば移輸出量・額ともに減少するとの声が聞こえている。補助単価設定の早急な見直しが必要ではないか、県の考えを伺う。

イ、本県畜産業は、配合飼料価格の暴騰など、生産コストの上昇によって、生産農家が資金繰り悪化による経営困難な状況に置かれているが、県としてはどのような支援策を講じているのか伺う。

ウ、老朽化により多くの課題を抱えている県中央卸売市場については、PFI事業の活用による建て替えを含めて、再整備による機能強化を図るとともに、コールドチェーンなど新たな農産物流通の高度化に対応した関連施設を整備する必要があると考えるが、県の取組について伺う。

エ、有機農業の推進について。

(ア)、観光資源にもかなう有機農業の推進体制について、県はどのように整備を進めているのか伺う。

(イ)、沖縄県における有機農業生産者数の現状と育成について伺う。

(ウ)、有機農業農産物の安定供給を図るために、産地づくり・モデル地域づくりを推進する必要があるが、県の取組について伺う。

(エ)、有機農業による農産物の販売促進の機会確保や消費者理解を促進するため、市町村によるオーガニックビレッジ宣言を推奨することについて、県の考えを伺う。

(5)、県産生乳の安定供給体制の確立について。

世界情勢や為替の影響を受け、家畜の飼料が高止ま

りし、離島県の沖縄は生乳を生産するコストが高い上、季節により学校給食があるときは生乳が足りず、また、学校が休みの期間は学校給食向けの生乳を加工乳混入や県外へ移出して加工しなければならず、学校給食用生乳価格との差が大きく、酪農家が安心して増産できる生乳取引価格の実現が求められている。

ア、学校給食休止期間に県内販売できるよう県外産牛乳の抑制策を講じる必要があると考えるが、県の考えを伺う。

イ、学校給食休止期間に用途別取引をした場合における市乳価格との価格補填（県内使用分または県外移出との差額補填）を講じることにについて、県の考えを伺う。

ウ、いわゆるL L牛乳工場の整備・製造について、生産者とメーカーとで様々な意見があると聞いているが、県は現状をどのように捉えているのか伺う。

6、県土強靱化・防災減災について。

(1)、公共事業予算の確保について。

ア、ハード交付金の配分状況について。

(ア)、令和5年度の当初予算配分ベースで県と市町村の配分状況について伺う。

(イ)、県・市町村の配分に当たっての基準はどうなっているのか伺う。

イ、沖縄振興予算の減額が続く中で、市町村の実施するインフラ整備がままならない状況になっていることについて、県としてどういった支援が必要と考えているのか伺う。

ウ、県、市町村の発注工事における歩掛かりについては、設計金額と市場価格の乖離が大きく、不調・不落の原因となり、受注機会が失われている。適切な見直しを行うべきと考えるが、具体的な対策について伺う。

エ、建設工事の発注時期は早くなったが、契約後速やかに工事着手できない案件が発生しており、円滑な施工ができなくなることで、下請業者や現場職人へのしわ寄せ及び適正な利潤を確保できなくなる状況があると聞く。実態と県の対策について伺う。

(2)、台風2号への対応について。

ア、被害状況全般について伺う。

イ、宮古島や伊江島における葉たばこへの被害が甚大であり、被害額と農家の再建に向けた支援策について伺う。

ウ、県当局からの避難情報提供体制について伺う。

(3)、報得川河川改修事業について。

ア、令和5年度予算の措置状況及び進捗について伺う。

イ、糸満市側の下流域において、報得川脇のフェンスが老朽化しており、転落事故の危険性が高く、早急な対応を求めるが、県の考えを伺う。

(4)、県の防災対策は非常に重要である中、沖縄県トラック協会では、九州沖縄トラック研修会館の隣接地を独自に取得し、複合防災施設（一時避難所・公的備蓄倉庫・災害物流拠点施設）に向けて、国等の関係機関と連携し、当該施設整備に係る予算・補助制度の創設等の検討を進めるべきと考えるが、県の見解を伺う。

(5)、民間住宅工事に係る磁気探査の推進・支援について。

ア、本土復帰前後に建てられた住宅の建て替え時期に来ている今、本来であれば全ての建築工事で磁気探査を実施することが求められている。不発弾の処理を加速するため、沖縄県が実施する住宅等開発磁気探査支援事業や広域探査発掘加速化事業の予算を拡大する必要があると考えるが、県の対応について伺う。

イ、住宅等開発磁気探査支援事業について、補助金の交付を受けるためには、磁気探査を申請年度内に完了させる必要があるとなっているが、積極的な活用を図るためには、年度開始当初から随時申請を受け付けることができるよう基金化するなど運用手続の見直しが必要ではないか、県の考えを伺う。

(6)、沖縄市東部海浜開発事業（潮乃森）の現計画について、橋梁が1本となっているが、災害や交通渋滞の緩和等から、災害避難道路としての役割を持つ2本目の取付道路の整備も必要と考える。本事業のスピード化と予算獲得に向けた県の取組について伺う。

以上です。あとは再質問を行います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時26分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○新垣 新君 すみません。漏れがありました。

1、知事の政治姿勢についてのエ、最終的に誰が誰に指示して看板撤去に至ったのか、詳細な経緯を伺う。

漏れていましたので、行いました。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

おはようございます。

それでは、新垣新議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の1の(3)の
ア、地域外交の定義についてお答えいたします。

沖縄県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画で示しているとおり、県独自のソフトパワー等を生かし、アジア太平洋地域における平和構築に貢献する独自の地域外交を展開することとしています。地域外交については、明確な定義はありませんが、県が考える地域外交を示すとすれば、自治体、企業、NGO、市民など様々な主体において、国境を越えて、国際交流、技術協力など多分野で活動が展開されることと認識しており、そのような考え方を含め、今年度に策定する沖縄県地域外交基本方針（仮称）の中で、沖縄県独自の地域外交の定義についても示してまいりたいと考えております。

次に農林水産行政についての御質問の中の5の(2)のイ、パラオ共和国における入漁水域の拡大についてお答えいたします。

沖縄県のマグロ漁船が、パラオ水域において安定的に操業を継続するためには、パラオ共和国との友好関係を深めていくことが極めて重要であると考え、令和4年にMOUの締結を行ったところであります。現在、同国とは国が漁業協議を継続しており、沖縄県では、漁船漁業の技術支援や資源管理方法などに関する人的、技術的交流などに取り組んでいるところであります。

沖縄県としましては、沖合漁業の振興など双方の発展に資するようMOUの取組を着実に進め、パラオ共和国との友好関係をより強固にするとともに、入漁水域の拡大へ向けて、引き続き国や関係団体と連携してまいります。

次に県土強靱化・防災減災についての御質問の中の6の(2)のイ、台風2号による宮古地区や伊江村における葉たばこの被害額と農家の支援策についてお答えいたします。

葉たばこの被害額は、日本たばこ産業株式会社の6月6日時点調査速報によりますと、宮古地区が3億7800万円、伊江村が6500万円となっておりますが、葉たばこの黄化・枯れ上がりが進行しているため、今後の被害拡大が懸念されております。

沖縄県としましては、営農相談窓口の設置や、農林漁業セーフティネット資金などの制度資金活用の周知を行っております。さらに、農家の収入減少を補填する収入保険への加入を促進し、葉たばこ農家の支援に取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 前川智宏君登壇〕

○土木建築部長（前川智宏君） 土木建築部長を拝命いたしました前川でございます。

社会基盤の整備・維持管理、防災・減災に全力で取り組んでまいります。御指導・御助言をよろしくお願い申し上げます。

答弁させていただきます。

1、知事の政治姿勢についての(1)のア、警告看板設置の経緯についてお答えいたします。

本部港旧塩川地区において、第2回塩川デイと称される大規模抗議活動が予定されました。このため、港湾法第12条に規定する港湾管理者の責務として、港湾施設内の安全確保及び円滑な物流の確保を目的とした看板を北部土木事務所長決裁により設置したところです。

次に同じく1の(1)のイ及び1の(1)のエ、警告看板撤去の経緯についてお答えいたします。1の(1)のイと1の(1)のエは関連いたしますので、一括してお答えいたします。

本部港旧塩川地区で活動を行う市民団体の代表者と両副知事及び土木建築部長で面談を行ったところ、同地区における安全が確保されることを確認できたことから、警告看板を元の看板に戻すこととしました。

次に同じく1の(1)のウの(ア)、県庁舎での行動に対する対応についてお答えいたします。

本部港旧塩川地区で活動を行う市民団体等が、警告看板を撤去するよう求め来庁しました。公務の円滑な遂行を期するため、団体の代表者と協議し、両副知事及び土木建築部長で面談を行ったところです。

次に同じく1の(2)のア、沖縄全戦没者追悼式での集会や署名活動への許可についてお答えいたします。

集会その他これらに類する催しのため、都市公園の全部または一部を独占して使用する場合は、都市公園条例第4条の規定に基づき指定管理者の許可を得る必要があります。慰霊の日における集会や署名活動を実施するための許可申請は提出されておられません。

次に3、交通政策についての(1)、国際通り及び国道58号のタクシーの待機場と乗降場についてお答えいたします。

タクシーの待機場及び乗降場については、現況の道路幅員、歩行者、店舗の状況等を踏まえる必要があり、様々な課題があることから、市町村や関係団体等と意見交換を行いながら、必要性を含めて検討していきたいと考えております。

次に同じく3の(2)のウ、中部病院前及び古島駅バ

ス停上屋の整備等についてお答えいたします。

道路管理者が設置するバス停上屋は、歩行者が道路を安全かつ円滑に通行できるようにするため、歩道幅員やバス利用者の状況を踏まえて設置しております。中部病院前バス停上屋の整備については、主要な公共施設の最寄りバス停であることから、今後、予算の確保等に取り組んでまいります。また、古島駅前バス停上屋の修繕については、令和4年度に安里向け車線側の修繕を完了しております。浦添向けの車線側についても令和4年度に一部修繕を行っており、令和5年度に完了する予定となっております。

次に6、県土強靱化・防災・減災についての(1)のウ、入札の不調・不落対策についてお答えいたします。

県は、公共工事の予定価格の設定に当たって、最新の取引価格を反映した資材単価を適用しておりますが、原材料費等の高騰の状況を踏まえ、市場における最新の価格動向に注視し、見積単価の採用等、適正な請負代金の設定に努めているところであります。また、県の取組について、市町村への周知等情報共有を図っており、引き続き不調・不落対策に努めてまいります。

次に同じく6の(1)のエ、契約後の円滑な施工についてお答えいたします。

県は、土木工事施工条件明示の手引を定め、発注する建設工事の設計図書において、現場条件の適切な明示に取り組んでいるところであります。契約後に、受注者の責によらない理由により工事が施工できない場合は、工事の全部または一部中止を行っております。中止に伴い増加する費用や必要な工期の延長について、県は工事一時中止に係るガイドラインに基づき、請負代金額の変更等適切に対応しております。

続きまして同じく6の(3)のア、令和5年度報得川河川改修事業についてお答えいたします。

令和5年度当初予算として9000万円を計上し、世名城橋付近で護岸整備を行うほか、座名地橋から赤田橋までの詳細設計を行うこととしております。

県としては、引き続き八重瀬町と連携し、報得川の早期整備に取り組んでまいります。

次に同じく6の(3)のイ、報得川のフェンス老朽化対策についてお答えいたします。

当該フェンスについては、県と地元自治会で立会いの下、現場を確認しており、維持管理業者へ補修の指示を行っております。現在資材を準備中で、7月中の完了を予定しております。今後とも、安全性を損なうことがないよう適切な維持管理に努めてまいります。

続きまして同じく6の(6)、泡瀬地区埋立事業における県の取組についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業については、国、県、沖縄市と連携し事業を進めております。災害時の避難については、市の地域防災計画において徒歩による避難を原則としており、泡瀬地区においては陸域までの避難距離が長いことから、宿泊施設や避難ビルなどの高所に避難することが合理的であると考えられます。県事業の埋立については、国に事業の必要性や事業費減額による影響を直接的に訴えながら財源の確保に努め、事業の推進を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 宮城 力君登壇〕

○総務部長（宮城 力君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のウの(イ)、庁舎管理規則についてお答えいたします。

沖縄県庁舎等管理規則は、庁舎等の保全及び秩序の維持を図り、公務の円滑な遂行を期することを目的としております。今回は県民ホールにおいて、市民団体の代表者と事業課が協議を行い、別室にて面談を行った後に、県民ホール内にいた団体の方々に対して、結果の報告が平穩に行われたところです。なお、規則に基づく申請は行われておりません。

次に6、県土強靱化・防災・減災についての(1)のアの(ア)、ハード交付金の配分状況についてお答えいたします。

令和5年度の沖縄振興公共投資交付金、いわゆるハード交付金の予算額は、令和4年度と同額の約368億円となっており、そのうち県分は約200億円、対前年度9億円の減、市町村分は約168億円、対前年度9億円の増となっております。

同じく6の(1)のアの(イ)及び6の(1)のイ、市町村への配分方法、市町村事業の遅れに対する支援について、6の(1)のア(イ)と6の(1)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄振興予算の減額により市町村事業の進捗に遅れが生じ、地域の発展等に影響が出ているものと認識しております。令和4年度の沖縄振興公共投資交付金の予算額は約368億円で、令和3年度に比べ109億円の減となったことから、市町村事業への影響が小さくなるよう、県事業で減額して対応したところです。令和5年度は令和4年度と同額の約368億円の予算額となる中、前年度と同様に、市町村事業を前年度以上に措置したところです。

県としては、市町村事業を計画どおり進めるために

は、沖縄振興予算、特に沖縄振興公共投資交付金の総額を増やすことが重要と考えており、国の令和6年度概算要求に当たっては、これまで以上に県と市町村が連携し、関係要路に要請していくこととしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)のイ、沖縄全戦没者追悼式についてお答えいたします。

沖縄県はさきの大戦において、一般住民を巻き込んだ苛烈な地上戦となり、20万人余の貴い命を失いました。県では、このような冷厳な歴史的事実に鑑み、沖縄戦で亡くなられた全ての戦没者の御霊を慰めるため、沖縄全戦没者追悼式を実施しております。追悼式の趣旨や県民の思いを踏まえ、安全で静ひつな式典となるよう、参列者の協力も呼びかけながら、万全を期してまいりたいと考えております。

同じく(2)のウ、式典会場内で喧伝する行為についてお答えいたします。

沖縄全戦没者追悼式は、沖縄戦で亡くなられた全ての戦没者の御霊を慰めるための式典であることから、厳粛に行われるべきであり、式典中のやじ等は好ましくないと考えております。やじ等への対策としましては、式典会場入り口に立て看板を設置するとともに、会場内及び会場周辺において警告板を提示するほか、直接、職員による注意・警告等を行い、県警察とも連携して対応してまいります。なお、沖縄県差別のない社会づくり条例は、不当な差別を解消し、全ての人の人権が尊重される社会の形成を図ることとしております。

同じく(2)のエ、安全等の確保に係る適切な措置についてお答えいたします。

沖縄全戦没者追悼式は、沖縄戦で亡くなられた全ての戦没者の御霊を慰めるための式典であることから、安全で静ひつな式典となるよう準備を進めているところであります。安全の確保については、会場に規制線を設け、立入りを制限するほか、金属探知機や手荷物検査による危険物やプラカード等の持込み規制を行うなど、県警等と連携しながら適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 溜 政仁君登壇〕

○知事公室長（溜 政仁君） 4月1日付で知事公室

長を拜命いたしました溜でございます。

基地行政をはじめ、危機管理、地域外交など本県を取り巻く情勢に柔軟に対応しながら、関係部局と連携し、誠心誠意取り組んでまいりますので、議員の皆様御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

それでは答弁させていただきます。

まず1、知事の政治姿勢についての中の(3)イ、県の地域外交活動についてお答えいたします。

県では、観光、経済、文化、平和など多様な分野での国際交流を通じて築いてきたネットワークを最大限に活用し、独自の地域外交を展開することとしています。外務省においても、2006年に地方連携推進室を設置し、外交を推進していく上で地方自治体等を重要なパートナーと位置づけ、オールジャパンでの総合的外交力の強化を目指していると承知しております。

県としては、今後も国等とも連携し、沖縄ならではの地域外交を展開したいと考えております。

同じく1の(3)ウ(7)、知事等の海外出張と地域外交基本方針との関係についてお答えいたします。

令和5年度の知事等の海外出張につきましては、新型コロナウイルス感染症により数年間止まっていた取組を再開したものであり、経済交流や観光客誘致、姉妹都市交流等、各関係部局の目的の下、計画されております。地域外交室では、各出張の効果を高めるため部局横断的な連携を図る役割を担うこととしております。また、県では、海外との交流関連業務を戦略的に展開していくため、沖縄県地域外交基本方針（仮称）を策定することとしております。

同じく1の(3)ウ(イ)、現時点で執行された海外出張の人数、特別旅費等についてお答えいたします。

令和5年度に行った知事等の海外出張は、照屋副知事が韓国の済州特別自治道等が主催する済州フォーラムに出席するため、5月31日から6月4日の日程で韓国を訪問した1件です。出張者の人数は副知事を含め5人、特別旅費は約163万円の見込みとなっております。特別旅費の財源については一般財源で、予算の流用等は行っておりません。

次に6、県土強靱化・防災・減災についての中の(2)ア、台風第2号による被害についてお答えいたします。

台風第2号については、風にあおられ転倒したことなどによる死者1名及び軽傷者10名の人的被害が報告されております。お亡くなりになられた方に対し、お悔やみを申し上げます。

また、農林水産業関係では、葉たばこや水産業施設等を中心に、約7億2700万円余りの被害が報告され

ております。

県においては、引き続き、台風接近時の不要不急の外出は控えていただくよう知事メッセージの発出等により呼びかけていくとともに、今後とも市町村等と連携し、災害復旧支援に努めてまいります。

同じく6の(2)ウ、県による避難情報の提供についてお答えいたします。

県では、災害時の情報収集、関係機関との情報共有及び避難情報等の情報発信を図るため、沖縄県防災情報システムを整備し、運用を行っております。具体的には、台風等の災害時における被害状況について、県、市町村、消防本部、気象台等関係機関での情報共有が円滑化され、迅速な初動対応に寄与するとともに、各市町村における避難指示や高齢者等避難及び避難所開設状況について、Lアラート、県防災情報ポータルサイト、SNSによる情報発信を行っており、市町村が必要と判断した場合には、緊急速報メールによる伝達も行っております。

同じく6の(4)、沖縄県トラック協会による複合防災施設の検討についてお答えいたします。

沖縄県トラック協会では、隣接地の活用に関して、行政、専門家、学識経験者で構成される検討委員会を設置することとしており、県もその委員となる予定です。複合防災施設について、他県では、地区交流センターと防災用備蓄倉庫、庁舎と備蓄・炊き出しスペースを組み合わせた施設など様々な事例があるものと承知しております。また、災害時の活用を想定した場合、被災リスクの低い立地や地盤、アクセス、面積など様々な項目を検討する必要があるものと考えております。

県としましては、同委員会への参加を通じ、国等の関係機関とも連携しながら検討を進めてまいります。

同じく6の(5)アの住宅等開発磁気探査支援事業等の予算拡大について。

令和4年度における住宅等開発磁気探査支援事業と広域探査発掘加速化事業の執行額は約24億8000万円となっており、特に住宅支援事業の申請額は増加傾向にあります。

県としましては、不発弾対策は戦後処理の一環として、国の責任において実施されるべきものと考えており、これまで県内の公共工事や民間工事に係る不発弾探査費の全額国庫負担と必要な予算額の確保などについて国に要望してきたところであります。今後も国に対し、不発弾の早期処理のために必要な予算を確保するよう求めてまいります。

同じく6の(5)イ、住宅等開発磁気探査支援事業の

運用手続の見直しについて。

住宅等開発磁気探査支援事業の補助金申請につきましては、年度当初の4月の補助金交付に向けて、3月中の事前審査などを行っております。また、磁気探査業務が年度末や年度当初となることも踏まえ、補助金申請の受付を2月末まで行っており、柔軟な事業執行に努めているところであります。

以上になります。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時53分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇]

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 2、産業振興についての(1)のうち、宿泊業の労働力不足への対応についてお答えします。

県では、宿泊業を含む観光事業者の労働力不足に対応するため、今年度から観光人材確保支援事業を実施いたします。同事業において、従業員の労働環境を改善し人材の確保・定着を図るため、施設整備やシステム導入など観光事業者の労働生産性向上に資する効果的な取組に対し、最大1000万円の補助金を交付いたします。ロボットの導入についても、補助の対象になるものと考えております。

4、文化観光スポーツ行政についての(1)のアと(1)のイ、観光関連事業者の経営再建策と物価高騰への支援策について。

4の(1)のアと4の(1)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄観光は回復基調にあるものの、長期にわたる新型コロナウイルス感染症に加え、原油価格・物価高騰により、観光関連事業者の経営は引き続き影響を受けているものと考えております。このため、県では、観光再興条例の趣旨を踏まえつつ、宿泊業や旅行業をはじめ、観光客へ提供するサービスや商品への取引関係を有する観光関連事業者に対して、事業継続や経営改善をサポートするとともに、観光業界の人材確保等の受入れ体制の再構築の支援に取り組んでいるところであります。再構築支援については、支援対象者を拡充するため、約5億円の補正予算を計上しております。今後とも、観光業界と緊密に連携を図りながら、観光振興基金の機動的かつ柔軟な活用を含め、沖縄観光の振興に必要な施策の実施に努めてまいります。

同じく4の(1)のウ、供給サイドの視点に立った観光政策についてお答えします。

県においては、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成に向け、県民、観光客、観光事業者それぞれの満足度を高めるとともに、環境容量の範囲において観光産業の成長と維持を目指すこととしております。このため、ターゲットを明確にしたプロモーションの展開や魅力あるコンテンツの造成などにより、観光消費額の向上や観光需要の平準化を図ります。あわせて、観光人材の育成・確保や観光事業者の前向き投資など供給サイドを支援してまいります。これらの取組により観光事業者の収益増を図ることで、観光業従事者の処遇改善、ひいては観光客の満足度向上につなげてまいります。

同じく4の(2)のア、観戦目的の観光客数見込みについてお答えいたします。

平成31年3月に公益財団法人日本バスケットボール協会が公表したFIBAバスケットボールワールドカップ2023の経済波及効果調査では、FIBAバスケットボールワールドカップ2023における沖縄グループステージ全20試合の観戦者を7万人、そのうち県外からの観戦者数を4万460人と算出しております。

同じく4の(2)のイ、交通渋滞対策等についてお答えします。

県を事務局とする開催地支援協議会では、大会期間中、沖縄アリーナ周辺の混雑を避けるため、観客の輸送を目的に無料シャトルバスを運行することとしています。また、観客の円滑な輸送に向けて沖縄都市モノレール株式会社と臨時便の運行についての協議を行っております。沖縄アリーナ周辺においては、沖縄県警と連携し、警察官による交通誘導、信号の表示時間の調整やフェンスの設置による歩行者の安全確保などの対応の検討を進めており、引き続き交通渋滞の緩和及び観客輸送体制の構築を進めてまいります。

同じく4の(2)のウ、ファンゾーンの企画状況等についてお答えします。

開催地支援協議会では、沖縄振興特定事業推進費を活用し、大会期間中、試合会場以外でもワールドカップを楽しむことができるよう、FIBA公式ファンゾーンを那覇市に、サテライト会場を沖縄市、宜野湾市、北谷町に設置することとしています。各会場ではパブリックビューイングのほか、飲食ブースや各市町村の文化・観光PRブースなどを設置することとしており、加えて公式ファンゾーンでは、公式グッズ販売や大会スポンサーによるブース出展等も予定されています。

同じく4の(2)のエ、宿泊施設等の連携についてお

答えします。

FIBAバスケットボールワールドカップ2023の開催に当たって、県外から多くの観客が来県されることから、宿泊施設及び公共交通機関の利用者の増加が見込まれます。

県としましては、試合に関する情報や会場へのシャトルバス、公共交通機関の運行情報など、観客の利便性向上に向けた様々な情報を宿泊施設等へ共有することで観客に対するサービス向上につなげてまいります。

同じく4の(5)、第88回国民スポーツ大会のスケジュール等についてお答えします。

令和16年(第88回)国民スポーツ大会の沖縄開催については、知事、教育長及び県スポーツ協会理事長が、今年5月に伊藤日本スポーツ協会会長及び室伏スポーツ庁長官に開催要望書を提出したところ、今月14日に開催が内々定いたしました。今後は、開催5年前の令和11年に開催内定、3年前の令和13年に開催決定が予定されております。

県では、各関係機関等と開催に向けた準備委員会を設立し、環境整備を進めるとともに、県スポーツ協会及び競技団体と連携し、選手や指導者育成を図ってまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 松永 享君登壇]

○商工労働部長(松永 享君) 2、産業振興についての(1)、物流、製造業へのロボット導入の支援についてお答えします。

県としましては、製造業及び物流業の現場におけるロボットの導入は、人手不足の解消や生産性向上につながる有効な手段であると考えております。県では、企業の設備等の導入に対し貸与や融資の制度を用意しているほか、デジタル化に取り組む企業に対しITツールやソフトウェア導入の支援等を実施しているところです。ロボット導入に向けた補助等の支援につきましては、DX化の促進を展開していく中で、県内事業者のニーズを慎重に見極めながら検討を行ってまいります。

同じく2の(2)、ISCOと沖縄県工業連合会との意見交換後の県の認識等についてお答えします。

意見交換会におきましては、3Dプリンターの活用や在庫管理等のデジタル化等について意見が交わされ、参加した事業者のDX導入への関心の高さがうかがわれました。また、ISCOと工業連合会の両者が県内事業者へのヒアリングを行い、事業者ごとの課題

やニーズに合ったデジタル化の必要性について認識を深めたものと聞いております。

県としましては、工業技術センターにおける技術支援に加え、ISCO等の関係機関と連携を図りながら、製造業のDX化の促進に取り組んでまいります。

同じく2の(3)のA及び(3)のイ、県外からのダンピングの状況及び対策となる取組についてお答えします。

2の(3)のAと2の(3)のイは関連しますので、一括してお答えいたします。

独占禁止法を所管する沖縄総合事務局公正取引課に確認したところ、同法で禁止されている不当廉売について、県外からのダンピングに関するデータは公表されていないとのことです。一方、県では、域内自給率を高めるための取組の一つとして、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づき、県内における取引の活性化を図っているところです。また、県内企業間における受注のマッチングや生産性向上のための技術力強化、産学官連携による付加価値の高い製品開発等の支援に取り組んでいるところです。これらの取組を通して、県内で自給できるものを増やし、県内企業の競争力を高めることで受注機会の拡大が図られるものと考えております。

同じく2の(4)、沖縄公庫の借換え制度の創設についてお答えします。

沖縄振興開発金融公庫においては、コロナ禍で膨らんだ債務の借換えにつきまして、新型コロナウイルス感染症特別貸付制度などで柔軟に対応しておりますが、引き続き既存のセーフティネット貸付制度など各種融資制度を活用しながら、借換えも含め、事業者の資金繰り支援に努めていくとのことです。

県としましては、引き続き金融機関や支援機関と密に連携し、県内中小事業者の事業継続に向けた取組や経営基盤の強化を支援してまいります。

同じく2の(5)のA、小規模事業経営支援事業費補助金の拡充についてお答えします。

小規模事業経営支援事業費補助金は、商工会等の行う小規模事業者を対象とする経営改善普及事業に対し、補助を行うものです。商工会等につきましては、近年、各事業者に密着した伴走型の支援が求められるなど、その役割は重要なものとなっていることから、今年度、業務の効率化に向けたIT専門員や事務局局長を配置するなど、予算を増額したところです。

県としましては、県内中小・小規模事業者の持続的な成長を支援するため、引き続き所要額の確保に努めてまいります。

同じく2の(5)のイ、商工会等の経営指導員の数を全国並みとすることについてお答えします。

経営指導員につきましては、設置基準に基づき、小規模事業者数に応じた配置を行っております。また、これまで専門経営指導員の追加配置、事務局長の配置、デジタル化に対応するためのIT専門員の配置等、実施体制の強化を図ってきたところです。本事業は、県予算と商工会等自己財源で実施しているため、商工会等の意向を確認した上で、効率的な支援体制となるよう努めているところですが、さらなる増員につきましては、引き続き意見交換をしてみたいと考えております。

同じく2の(6)、商工会館の補修整備等に係る県の取組についてお答えします。

沖縄県内には、34の商工会と4つの商工会議所がありますが、そのうち12団体が商工会館を自己所有しております。商工会館の多くは老朽化が進み、補修整備等が必要となっており、その費用の確保が課題になっているものと認識しております。

県としましては、今年5月に開催された九州知事会を通じ、商工会館の補修等が必要となっている商工会等に対する財政的支援を実施するよう、国に対して要望しているところです。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

[企画部長 金城 敦君登壇]

○企画部長(金城 敦君) この4月に企画部長を拝命いたしました金城と申します。

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の着実な推進に注力してまいりますので、議員各位の御指導、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、答弁させていただきます。

2、産業振興についての(7)、県の海洋基本計画の策定についてお答えいたします。

県においては、海洋基本法の理念や国との適切な役割分担の下、今年度実施する基礎調査の結果を踏まえた上で、本県の自然的・地理的特性等に応じた海洋政策の方向性を検討していきたいと考えております。

次に3、交通政策についての(2)のイ、バス専用レーン等における効果についてお答えいたします。

基幹急行バスは、朝夕のバス専用レーンを活用して定時・速達性を高めることで、バス利用を促進するものとして運行されております。その効果についてバスの利用者数を確認したところ、基幹バスを運行する前の平成27年度に比べ、令和元年度は約4%増加していることから、バス利用の促進が図られたものと考え

ております。今後は、伊佐以北のバスレーン延長も含め、様々な施策を検討することとしており、より効果を高めていきたいと考えております。

4、文化観光スポーツ行政についての(4)、大阪・関西万博への参画についてお答えいたします。

2025年日本国際博覧会、通称大阪・関西万博は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに2025年4月13日から同年10月13日までの期間で開催されます。万博は、世界中から人・物呼び寄せの求心力と発信力がある国際イベントであり、沖縄の魅力を内外に発信できる機会であると考えております。大阪・関西万博への参画については、関係部局との調整を踏まえ、検討してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

[環境部長 多良間一弘君登壇]

○環境部長(多良間一弘君) 本年4月1日付で環境部長を拝命いたしました多良間と申します。

自然環境の保全やPFAS問題など本県が抱える様々な環境問題の解決に向けて、職員共々精一杯取り組んでまいりますので、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

それでは、答弁させていただきます。

3、交通政策についてのうち(2)のア、EVバス導入に向けた県の支援策についてお答えいたします。

県では、今年度から県内で運行する路線バス及び観光バス等の電動車への転換及び充電設備導入に係る補助事業を開始することとしております。当該補助事業の内容は、国が行っている既存の補助事業に県が補助金を上乗せし、購入費の約5割程度を補助することで一般的なディーゼルバスと比較して安価に導入できるようにするものです。

県としましては、バス事業者に対しEVバス及び充電設備の導入を支援することにより、運輸部門における二酸化炭素排出量の低減を図ってまいります。

次に4、文化観光スポーツ行政のうち(3)のア、国立自然史博物館の誘致に関する本年度の取組についてお答えいたします。

国立自然史博物館の設立・誘致に向けて、県では今年度、県内での企画展・シンポジウム等の開催、標本収集の課題に関する調査の実施に加えて、国全体の機運醸成を図るため、東京でのシンポジウムを開催する予定としております。また、県民会議の設立を促進するとともに、国等への働きかけ等を強化することとしております。

県としましては、引き続き国立自然史博物館設立の

早期実現に向け、県民や経済団体、学識経験者等、県全体が一丸となった取組を推進してまいります。

同じく4(3)のイ、国立自然史博物館の誘致に向けた副知事の意欲についてお答えいたします。

本年1月に、照屋副知事は米国ワシントンへ出張し、県議会の土木環境委員会とともに、スミソニアン自然史博物館を視察しております。

県としては、改めて国立沖縄自然史博物館の必要性、重要性を認識したところであり、国立沖縄自然史博物館の誘致に向けて、県議会とも一体となって全力で取り組んでまいりたいと考えております。

同じく4(3)のウ、国への要請活動等についてお答えいたします。

県では、これまで国立自然史博物館の設立・誘致について、沖縄担当大臣へ5回、衆議院、参議院の沖縄及び北方問題に関する特別委員会へ4回、要請を行っております。また、去る4月に、いわゆる骨太の方針に係る要請文において、国立自然史博物館の沖縄県への設立に向けた取組を盛り込み、知事から沖縄担当大臣へ要請し、5月の自民党沖縄振興調査会においても、知事が出席して強く要望したところです。

県としては、今後ともあらゆる機会を捉えて、国立自然史博物館の県内誘致に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 前門尚美さん登壇〕

○農林水産部長（前門尚美さん） 答弁の前に御挨拶させていただきたいと思っております。4月1日付で農林水産部長を拝命いたしました前門でございます。

沖縄県の農林水産業の振興・発展に向け、全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様のお指導、御鞭撻のほどお願い申し上げます。

それでは、新垣議員の御質問にお答えします。

5、農林水産行政についての(1)のア、分蜜糖工場の建て替え、設備更新に係る支援についてお答えします。

県内9つの分蜜糖製糖工場のうち、老朽化が著しいゆがふ製糖、北大東製糖及び石垣島製糖の3工場については、工場建て替えの意向があります。一方、工場建て替えには多額の建設費用を要することから、既存事業の活用だけでは事業実施主体の費用負担が大きく、実施困難と考えております。

このため県としては、引き続き、市町村等関係機関と連携し、工場整備に係る具体的な方策について検討を進めるとともに、国に対し、高率補助による支援等について要望してまいります。

同じく5(1)のイ、分蜜糖製造合理化対策事業の継続と予算確保についてお答えいたします。

県では、分蜜糖製糖工場の安定操業を図るため、一括交付金を活用した分蜜糖製造合理化対策事業により、工場設備の一部更新について支援しております。令和5年度につきましては、県内5つの分蜜糖工場に対して、発電設備やボイラー設備等の更新を支援することとなっております。

県としましては、サトウキビの生産振興や製糖工場の安定操業が重要であることから、引き続き本事業の継続及び所要額の確保に向け取り組んでまいります。

同じく5(1)のウ、サトウキビの機械化促進と農業法人等の育成についてお答えいたします。

県では、サトウキビの生産性向上を図るため、市町村、JA、製糖企業、各地区さとうきび生産振興協議会等と連携し、機械化一貫体系の確立に向け取り組んでおります。ハーベスタ等の農業機械については、各種補助事業等を活用し、担い手となる農業法人等を対象に導入支援を行ってきたところであります。

県としましては、引き続き、関係機関と連携し、機械化の促進と農業法人等受託組織の育成に取り組んでまいります。

同じく5(1)のエ、働き方改革への対応に係る人材確保及び分蜜糖工場の省力化についてお答えいたします。

製糖業の働き方改革への対応については、産地生産基盤パワーアップ事業やその他の事業を活用し、製糖工場の省力化設備や労働力確保、季節工等の宿舍整備等への支援が講じられています。具体的な支援内容につきましては、南大東村における前処理施設整備による労働生産性の向上及び離島8町村における宿舍整備による労働力確保などが図られています。

県としましては、引き続き、関係機関と連携し、働き方改革を踏まえた工場の適正な操業に向け、対応してまいります。

同じく5(2)のア、日中漁業協定、日台漁業取決めについてお答えいたします。

県では、本県漁業者の漁業権益を確保するため、平成25年以降、漁業関係団体とともに、日中漁業協定及び日台漁業取決めの見直し等に関する要請を行っております。去る2月にも農林水産省、外務省等に対し、1、日中漁業協定第6条の見直し及び外務大臣書簡の破棄、2、日台漁業取決め適用水域のうち、八重山北方三角水域等の撤廃及び操業ルールの改善等の要請を行ったところであります。

県としましては、漁業関係団体と連携し、日中漁業

協定及び日台漁業取決めの見直し等について、引き続き国に対し強く求めてまいります。

同じく5の(3)のア、新規漁業就業者の定着に向けた県の取組についてお答えします。

県では、水産業を支える人材の確保・育成のため、沖縄県地域漁業担い手確保・育成支援協議会等において、国の漁業人材育成総合支援事業を活用した長期研修支援に取り組んでいるところであります。また、水産業成長産業化沿岸地域創出事業において、リース方式による漁船や漁具等の導入支援を行っております。

県としましては、引き続き、漁業関係団体等と連携し、新規漁業者の確保・育成の施策を積極的に推進してまいります。

同じく5の(3)のイ、イマイユ市場のプロモーションについてお答えします。

令和4年10月に開設したイマイユ市場は、水産物流の拠点となることが期待されており、集出荷機能強化を図ることが重要であると考えております。このため、関係者と連携し、県内外の生産団体や出荷業者に対して誘致活動を行ったほか、製氷施設及び加工施設等の整備を支援してまいりました。今年度は、農林水産物のプロモーション支援事業により、安全・安心な水産物を供給できるイマイユ市場のパンフレットの作成やソーシャルメディアの活用等、効果的な情報発信等を実施してまいります。

県としましては、引き続き、イマイユ市場のプロモーションに努めてまいります。

同じく5の(3)のウ、栽培漁業センターの種苗生産体制についてお答えします。

栽培漁業センターでは、主に養殖用として、ヤイトハタ、タマン、シャコガイ類など、本県特有の水産物の種苗生産に取り組んでおります。令和2年度からは、生産量日本一を誇るモズク養殖の安定生産に資するため、養殖用培養種の配付を開始したところであります。

県としましては、引き続き、健全で良質な養殖用種苗を漁業者等へ供給できるよう、栽培漁業センターの種苗生産体制の維持及び機能強化に努め、沖縄型のつくり・育てる漁業を推進してまいります。

同じく5の(3)のエ、漁家経営における燃料費・資材高騰対策についてお答えします。

県では、漁家経営への燃料費・資材高騰等に対する支援として、これまで養殖用配合飼料価格急騰対策事業や燃油費緊急支援事業等を実施し、影響緩和に取り組んできたところであります。養殖用配合飼料価格急騰対策事業では、合計18事業者に対し、271万8000円を支

援いたしました。また、燃油費緊急支援事業については、合計34漁業団体、1506名の漁業者に対し8636万円の支出手続を進めているところであります。

県としましては、引き続き漁家経営の安定化支援に取り組んでまいります。

同じく5の(4)のア、条件不利性解消事業における補助単価の見直しについてお答えします。

新たな事業では、補助対象品目を拡充するとともに、北部・離島市町村への補助事業を新設した結果、令和4年度当初は前年度を上回る約7万4000トンの県外出荷等の申請があったところです。令和4年度事業概況の速報値では、令和3年度と比べて約3000トン減の約5万6000トンを見込んでおります。

県としましては、新たな事業について、引き続き生産者団体をはじめとする関係者の理解と協力が得られるよう、丁寧に対応してまいります。なお、補助単価については、国との調整により事業施行3年後の令和7年度に見直すものとなっております。

同じく5の(4)のイ、配合飼料価格高騰等に対する支援策についてお答えします。

県内の畜産農家につきましては、ウクライナ情勢等による飼料価格の高騰などにより、非常に厳しい経営状況にあります。このため県では、令和4年度に配合飼料価格差補助緊急対策事業等を実施したところであります。令和5年度においても、配合飼料価格の高止まりが続いていることから、飼料費負担の急増を緩和するため、今議会にさらなる追加支援策に係る補正予算を提案しているところであります。

県としましては、引き続き、関係者及び生産者団体等と意見交換を行いながら畜産農家の経営安定に努めてまいります。

同じく5の(4)のウ、中央卸売市場再整備の取組状況についてお答えします。

中央卸売市場については、施設整備等の機能強化に取り組むとともに、建て替えを含め老朽化に伴う各種対策を進めることとしております。再整備に向けた検討には、市場のコンセプトや活性化の方向性、施設の規模、機能、施設使用料、整備手法などについて合意形成を図っていくことが重要であると考えております。令和5年度は、令和4年度の検討を踏まえ再整備方針策定に向けた詳細な調査を実施してまいります。

同じく5の(4)のエの(7)、有機農業の推進体制についてお答えします。

有機農業は、食の安全・安心に対する消費者信頼の確保のほか、環境負荷の低減に寄与することから、その推進は重要であると認識しております。そのため、

県では、有機農業等を環境保全型農業に位置づけるとともに、令和5年3月に策定した沖縄県みどりの食料システム基本計画に基づき、認証制度の支援や栽培マニュアルの策定など、各種施策を実施しております。

県としましては、有機農業を含む環境保全型農業を推進してまいります。

同じく5の(4)のエの(イ)、有機農業実践者数の現状と育成についてお答えします。

県では、有機農業を含む環境保全型農業実践者数の拡大に向け、化学肥料や化学農薬の低減量等、段階に応じ各種支援を行っております。その結果、令和3年度末時点の環境保全型農業実践者数は、エコファーマー認定が999人、特別栽培農産物認証が879件、有機農業認証が80戸、累計で1958件となっております。

同じく5の(4)のエの(ウ)、有機農業等の産地づくりと市町村の支援についてお答えします。5の(4)のエの(ウ)と5の(4)のエの(イ)は関連しますので、一括してお答えします。

県では、環境保全型農業に取り組む産地を支援しているところであり、八重瀬町のピーマンや多良間村の黒糖等において、地域単位でエコファーマーの認証を受けるなど、産地づくりの取組が進められているところであります。

県としましては、引き続き、オーガニックビレッジ宣言など、市町村による地域ぐるみの取組を支援してまいります。

同じく5の(5)のア、県産生乳の消費拡大についてお答えします。

県は、余剰乳対策について、県内での生乳の消費拡大を図ることが重要であると考えております。そのため、沖縄県食肉等消費拡大推進協議会によるうちなーいい肉の日キャンペーン等を実施し、生乳を含む県産畜産物の消費拡大に向けたイベントを行っております。また、例年6月の父の日に実施していた県産生乳のPRイベントについて、本年度から夏休みが始まる直前の7月中旬に実施するよう生産者団体と調整しております。

県としましては、引き続き、関係機関と連携し、生乳の消費拡大に努めてまいります。

同じく5の(5)のイ、学校給食休止期間に用途別取引した場合の支援策についてお答えします。

小中学校等の長期休暇期間に発生する余剰乳は、主に県内小売店での販売や加工乳等への配合率の増加などで処理し、県内処理が困難な量については、バター等への加工原料用乳として県外に移出しております。余剰乳を加工原料用乳として県外に移出する場合は、

数量に応じて国から生産者補給金が支給され、輸送経費については、令和5年度より農林水産物条件不利性解消事業の補助対象となっております。

県としましては、引き続き、関係機関と連携し、酪農家の経営安定に取り組んでまいります。

同じく5の(5)のウ、LL牛乳工場の整備についてお答えします。

LL牛乳は、長期保存が可能であり、余剰乳対策として有効となりますが、通常の牛乳と製造方法が異なるため高額な整備費用が必要となります。LL牛乳工場の安定した運営を行うには、需要を上回る生乳生産量が必要となりますが、本県の生乳生産量は、需要に対し供給が充足されていない状況であり、余剰乳の発生は、小中学校等の休校期間に限られております。

県としましては、引き続き、関係機関等と意見交換を行い、生乳増産に向けた支援及び県産生乳の消費拡大を推進してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時35分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

新垣 新君。

○新垣 新君 議長、休憩。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時36分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○新垣 新君 御答弁ありがとうございました。

5、農林水産行政の(4)農業振興のイ、畜産農家に対する御支援、本当にありがとうございます。そしてさらなる御支援を求めて、関連して質問を行います。

今、子牛価格が下落しています。この下落している中でぜひ補助、さらなる畜産業者に対する支援をお願いしたいということで、沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業を活用し、県内の標準取引価格が沖縄県保証基準価格52万7000円を下回った場合の差額を9割補助、補填を、交付を行っていただきたい。早急に、急いでいただきたいのですが、部長の見解を求めます。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時37分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長(前門尚美さん) お答えします。

本県では、全国に比べ雌子牛の価格下落幅が大きい

ことから、県独自の支援策として沖縄県畜産振興公社において、県内の雌子牛平均価格、議員がおっしゃった52万7000円を下回った場合、その差額の9割を補填する事業を実施しております。さらに県では、平均価格の算定を四半期から——今まで四半期だったんですけれども、月単位に変更することで補填金を速やかに給付できるよう沖縄県畜産公社等と現在調整を行っているところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 ぜひ早い対応を、スピード感を持って、ぜひ7月いっぱいでの畜産業者、関係者ですね。補填金交付等を早くお願いしたいということ、ぜひお願いをいたします。

議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○新垣 新君 2、産業振興についての(1)、ロボットの補助等の答弁ですが、先ほど商工労働部長の前向きな答弁、誠にありがとうございます。それで、定期的な形で、この沖縄県工業連合会関係者と向き合っていたきたいんですけど、見解を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

今回、ISCOと沖縄県工業連合会が意見交換を持つということで、県のほうもオブザーバーとして参加させていただきました。今後、同様な意見交換を随時行う予定であるというふうに聞いてございますので、適宜県も参加した上でデジタル技術の活用・方策などを一緒に検討していきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県としましては、ロボット導入をはじめとするDXの活用につきましては、人手不足の解消あるいは生産性向上につながる有効な手段であるというふうに考えているところでございます。

ロボット導入についての補助金の支援につきまして

は、今後、ISCO、そして沖縄県工業連合会とも一緒に検討を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 御答弁ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

〔石原朝子さん登壇〕

○石原 朝子さん おはようございます。

沖縄・自民党を代表して、通告に従い質問を行います。

1、基地問題・安全保障について。

(1)、久辺3区の振興策について。

ア、5月19日、玉城知事は初めて久辺3区の皆さんとの対話の場に出席しましたが、遅きに失すると言わざるを得ません。なぜこれまで足を運ぶことを避けてきたのか、知事本人に伺います。

イ、政府は久辺3区の振興に関する懇談会を4年ぶりに再開し、辺野古移設を条件付で受け入れるという苦渋の決断を行った地元に寄り添う姿勢を示しています。久辺3区の振興策について、国とどのように歩調を合わせて推進していく考えか、伺います。

ウ、知事は久辺3区との会談前に、基地反対派の座込み現場へ立ち寄り、記念撮影を行う様子がツイッターで拡散されています。

(7)、ゲート前の座込み・道路占拠は違法ではないのか、当局の見解を伺う。

(1)、知事はどのような認識の下で、現場を訪れたのか、伺います。

(2)、北朝鮮による、衛星と称するミサイル発射について。

ア、5月29日に、北朝鮮から衛星打ち上げについての通報があり、同31日早朝にJアラートが発令され、結果的に打ち上げは失敗に終わったが、北朝鮮は速やかに2回目の発射を行うと発表し、自衛隊に対する破壊措置命令も延長された。この事態に対して県はどのような認識を持っているのか、伺う。

イ、こうした不測の事態に対応するため、東シナ海におけるイージス艦に加え、那覇駐屯地、与那国駐屯地、宮古島分屯基地及び石垣島においては南ぬ浜におけるPAC3の配備展開については当然の措置であると考えますが、知事の見解を伺う。

(3)、いわゆる台湾有事への備えについて。

ア、3月17日、武力攻撃を想定し、住民避難の国民保護図上訓練が県庁で行われましたが、玉城知事は参加しなかったようであります。

(7)、図上訓練の概要と成果について、伺う。

(イ)、なぜ知事は参加しなかったのか、その理由を伺う。

(ウ)、訓練もしかり、実際の危機事態において県民が危機に瀕する状況にあっても、玉城知事は県民に選ばれたリーダーとして指揮を執る気はないのか、伺う。

イ、台湾有事が発生した場合、先島地域においては、観光客や避難民の安全確保、本島や本土への移動、一定期間の島内滞在などの諸対応が想定される。市町レベルにとどまらず、県が国と連携して対応を検討すべきと考えるが、県の取組について伺う。

ウ、台湾有事のみならず、平時における災害対応を目的としたシェルターの整備が喫緊の課題である。計画的な整備に向けた予算確保等、県として今後の取組の基本的な考え方を伺う。

2、行財政運営について。

(1)、DXの推進について。

ア、県庁舎及び出先機関におけるWi-Fi環境整備の進捗について、伺う。

イ、マイナンバーの利用促進について。

(7)、県内におけるマイナンバーカード取得率の状況と全国比較、今後普及拡大に向けた取組について伺う。

(イ)、他人のマイナンバーと保険証とのひもづけや別人の公金専用口座が登録されるなどのトラブルが全国で発生しているが、県内における状況について伺う。

(ウ)、離島における人流の移動・滞在の分析や決済への活用が期待されるが、今後必要となる取組について伺う。

ウ、2月議会の我が会派の代表質問において、チャットGPTの行政事務への導入についてただしたが、個人情報流出など様々な問題が指摘される中、条例で利用ルールを定める自治体も出てきている。県として、生成AIの利用について、条例によるルール化などを図る考えはあるか、伺う。

エ、オープンデータの利用について。

(7)、ウェブ上で、沖縄オープンデータプラットフォームと沖縄県オープンデータカタログサイトの2つが確認できるが、両サイトはどのような関係にあるのか、伺う。

(イ)、事業者によるオープンデータの利用推進について、積極的な周知活動や講習会の実施などの支援策を講じる必要があると考えるが、状況を伺う。

(2)、予算編成過程について。

ア、次年度当初予算編成に係るスケジュールはおおむねどうなっているのか、具体的に伺う。

イ、予算編成方針に掲げるいわゆるC経費（政策的経費）やE経費（一般行政経費）に係る一般財源については、部局ごとの枠配分予算とされているが、年度ごとの総枠や配分の考え方などを公表すべきではないか、県の見解を伺う。

ウ、2月議会における予算審議において、大阪府や愛知県のように予算査定状況の公表等について一定の検討・研究を進めるとの答弁があったが、状況を伺う。

(3)、エネルギー価格高騰・物価高対策として国が措置した電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した支援策について、さきに専決処分であった低所得ひとり親世帯への支援、さらに6月補正予算においても18事業が計上されているが、民間事業者等への支援金を一刻も早く手元に届けるために、どのような取組を具体的に行っているのか、伺う。

(4)、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行されたが、今回の6月補正予算において対応経費として約42億円が追加計上されているが、これだけ多額の予算を措置しておく必要があるのか、明確に執行の見込みが立っているのかどうかについて伺う。

(5)、うちなーんちゅ応援プロジェクトの予算執行について。

ア、これまで第1期から第10期まで、当初予算における措置に加え、累次にわたる補正予算による追加計上がなされてきたが、最終的な事業全体の成果の概要と執行状況について伺う。

イ、6月補正では本事業に係る償還金が約24億円計上されているが、もともとの財源は地方創生臨時交付金であり、ある程度の時期に他の事業へ振り替えるなど活用を図ることはできなかったのかについて伺う。

3、離島振興について。

(1)、沖縄が抱える特殊事情のうち、地理的不利性は今後とも残るものである。沖縄振興特別措置法が定める5年目の見直しにおいては、人流・物流に係る高コスト等、離島の構造的不利性の解消に加え、離島の潜在的魅力を引き出し、新たな価値を創造する施策を最も前面に打ち出すべきではないか、県の考えを伺う。

(2)、現在の新石垣空港の滑走路は2000メートルであり、大型機の最大積載量による運航には対応できないため、さらなる国際化を進めるために、滑走路の延長や航空機エプロンの拡張を図るべきと考えるが、県

の考えを伺う。

(3)、石垣港は物流機能の強化や災害時の緊急利用といった活用が望まれるほか、船越漁港（伊原間在）においても島北部振興の観点から、現在の港湾の整理拡張、港湾施設の冗長化や機能移転、能力拡充など港湾整備を進める必要があると考えるが、県の考えを伺う。

(4)、石垣市及び竹富町においては、2019年9月30日から10月1日にかけて、通信が約11時間途絶え、固定電話や携帯電話、インターネットが使用できなくなる事態が発生した。海底ケーブルの損傷は島外への通信手段の断絶という深刻な状況を招くため、衛星通信など海底ケーブルに依存しない通信環境の整備を図る必要があるが、県の考えを伺う。

(5)、沖縄本島で開催される県大会等に出場する離島児童生徒に対して派遣費の補助を行っているが、離島ごとに補助額が異なり、離島間での格差が生じている。こうした格差を是正し、どの離島からも公平なアクセスを確保できるよう対策を講じる必要があるが、県の考えを伺う。

(6)、竹富町においては、村内各地点と石垣島とを移動する際、旅客船を利用しているが、バス等の公共交通機関に比べ、交通費が割高で、町民にとって大きな経済的負担となっている。離島における地理的不利性は振興計画期間だけにとどまらないものであり、離島住民の船賃低廉化事業の恒久化が必要であると思うが、県の考えを伺う。

(7)、亜臨界処理水を用いて廃棄物処理を行い、生成物を飼肥料として用いるという一連の技術を用いた実証実験が国において進められている。離島における廃棄物処理は、処理施設の維持や処理場確保の面で大きな負担となっており、こうした技術の研究開発、実証事業に取り組む必要があるが、県の考えを伺う。

(8)、波照間島では黒糖の搬出もあり、一定規模を確保した荷さばき施設が必要であり、利用者からも屋根付荷さばき場の整備が望まれている。漁村再生交付金事業の予算確保を含めた早期整備への取組について、県の考えを伺う。

(9)、伊是名・伊平屋両島の活性化について。

ア、伊平屋・伊是名架橋事業の検討状況について伺う。

イ、北部地域における廃棄物処理の広域化について伺う。

ウ、伊平屋空港の実現について、県が実施したパブリックインボルブメントから15年近くが経過しているが、この間どのような検討がなされてきたのか、伺

う。

4、子ども・子育て支援について。

(1)、知事公約としての給食費無償化について。

ア、5月18日に開催された自民党沖縄振興調査会において、知事は骨太の方針に向けた要望の一つに、給食費無償化を盛り込んでいるが、どのような意図で要請したのか、伺う。

イ、知事は、給食費無償化の財源はどうあるべきだと考えているのか、伺う。

ウ、先日政府が示した、こども未来戦略方針（案）によれば、給食費無償化について全国的な実態調査を進めるとしているが、知事はこの方針をどのように受け止めているのか、伺う。

(2)、保育サービスの新たな展開について。

ア、3月に示された、こども・子育て政策の強化について（試案）によれば、こども誰でも通園制度（仮称）の創設がうたわれている。

ア、現時点で県が把握している制度概要について伺う。

(イ)、制度の実施に当たってどのような課題が生じると考えられるか、伺う。

イ、同じく同試案においては、75年ぶりに保育士配置基準を見直す方針が示されたが、この配置基準の見直しにより、県内における保育士不足及び待機児童の解消に向けて、どのような効果が期待できるか、伺う。

ウ、市町村間で補助率が異なる、事業採択があつたりなかったりと、子育て予算に格差が生じている状況であり、保育士の奪い合いが生じている。潜在保育士の掘り起こしと新規確保に向けた具体策について伺う。

エ、障害児支援、医療的ケア児に対する支援の現状について伺う。

オ、沖縄は出生率が全国と比べて高いという優位性を持っている。働く人が産休・育休を取得し、子育てしやすい環境を整えるために、人手不足で休暇取得が難しい昨今の状況や保育士不足による保育現場における取得難といった状況を踏まえ、どのような施策を展開しているのか、伺う。

(3)、令和4年度沖縄子ども調査高校生調査報告書について。

ア、困窮世帯の割合が2019年の20.4%から、2022年には26.3%と5.9ポイント増加している。この結果について、どのような要因分析を行っているのか、伺う。

イ、いわゆる無料塾を提供する大学等進学促進事業

及び県外難関大学受験を支援する高校生進学チャレンジ支援事業について、保護者、生徒ともに、知らないとの回答が8割から9割となっているが、効果の高い事業であるにもかかわらず、周知不足も甚だしいのではないか。利用向上に向けた取組について伺う。

ウ、子供の貧困対策については、国、県、市町村において予算が組まれてきたが、親や家庭の貧困、就労環境の向上、地域における包摂社会の形成など、子供政策のみだけでは解決できない横断的かつ構造的な課題の解決に向けた抜本的な政策の見直しが必要ではないか、県の考えを伺う。

(4)、元児童相談所職員によるわいせつ事件について。

ア、被害児童へのケアについては、どう対応しているのか伺う。

イ、逮捕された職員については、懲戒処分等を検討しているのか伺う。

ウ、再発防止に向けた具体的取組について、伺う。

(5)、里親委託解除問題について。

ア、児童相談所の一連の対応について、元里親から沖縄県に対して、国家賠償法に基づく損害賠償を求める訴えが提起された。県がさきに公表した第三者委員会の報告書によれば、児相対応に問題があったとされている。県としては訴訟方針として、原告の請求を認諾する考えなのか、伺う。

イ、第三者委員会委員の参考人招致や報告書の取扱いをめぐって、文教厚生委員会において協議を継続しているところであるが、県議会における調査を進めるに当たり、課題となっている法律問題の検討状況について伺う。

5、保健医療・公衆衛生・健康福祉について。

(1)、病院事業の適正な経営について。

ア、4月から本竹秀光病院事業局長が就任し、病院長人事も行われた。昨年度指摘された経営上の課題に対して、どのような方針で臨む考えか、伺う。

イ、県立病院における新型コロナウイルス対応病床確保に係る補助金の過大受給が明らかとなった。

(7)、最終的な調査結果について伺う。

(1)、国への償還金の予算措置状況及び支出予定について伺う。

ウ、第7次沖縄県医療計画を踏まえた離島地区における民間病院と県立病院との連携について伺う。

(2)、公立沖縄北部医療センターについて。

ア、4月から設置された北部医療組合の組織体制について伺う。

イ、医療センター設置に向けたロードマップについ

て伺う。

ウ、事業規模及び財源、構成団体の負担の考え方について伺う。

(3)、県内大学への薬学部設置について。

ア、2月に基本方針が示されたところであるが、今年度の取組について伺う。

イ、学部を設置する大学について、国公立・私立大学、どのような選定検討を進めているのか、伺う。

ウ、基本方針によれば、県による財政支援について極めて消極的な記載となっているが、県として何らかの支援策を講じる考えはあるのか、伺う。

(4)、西普天間住宅地区跡地においては、沖縄健康医療拠点の形成に向け、琉球大学医学部及び大学病院の移設が進められており、令和6年度中の事業完了が予定されている一方で、資材価格高騰等の影響も懸念されている。目標期間内の事業完了を確実にするため、県として、同事業に対してどのような協力姿勢をとっているのか、伺う。

(5)、長寿復活に向けた施策及び事業等の取組については、沖縄県、沖縄労働局、沖縄産業保健総合支援センター、沖縄県医師会、全国健康保険協会沖縄県支部の5者が協定を締結し、健康づくりの推進に向けた地域保健、産業保健等の包括的な連携による健康施策を進めていると聞いている。連携協定の概要と県の役割について伺う。

(6)、沖縄県は、う蝕罹患率、貧困率が高く、経済格差、健康格差が問題となっているところである。政府でも国民皆歯科検診の導入に向けた取組が加速化しているところであるが、県の取組について伺う。

6、人材育成・教育行政について。

(1)、人材不足への対応について。

ア、外国人人材の確保策について。

(7)、特定技能1号・2号の受入れ状況について、伺う。

(1)、外国人人材の確保に当たっては、住環境の整備やユニバーサルデザインの推進など働きやすい、暮らしやすい環境整備への支援が求められるが、県の取組状況について伺う。

イ、タクシー乗務員については、人材の不足と高齢化の進展が長年の大きな課題となっている。道路交通法の改正により施行された若年運転者の雇用促進につながる第二種免許の受験資格の緩和について、指定自動車教習所における取得費用を助成することが必要と考えるが、県の取組について伺う。

ウ、沖縄観光を支えるバスガイドが不足している状況にあり、これに対応するため県立高校等にバスガイ

ド養成コースの新設を検討できないか、伺う。

エ、歯科技工士の人材確保が急務となっている状況を聞いている。県として取り組むべき育成策について伺う。

(2)、教育行政について。

ア、文部科学省が実施した令和4年度学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査の結果を見ると、本県は地場産物の使用割合が31.2%、国産食材の使用割合が75.5%と、全国平均を下回っている。地域経済循環率を高める観点もあり、学校給食における地産地消の推進について、県の取組状況を伺う。

イ、県教育委員会は先日、県内41市町村の教育長連絡会議を開催し、教員の働き方改革やメンタルヘルス対策について意見交換を行ったようだが、那覇市においては副市長、教育長を先頭にタスクフォースを組むなど、独自の対策に乗り出す市町村も出てきている。今後の国・市町村との連携の在り方と、問題解決に対する教育長の決意を伺う。

ウ、県立高等学校教育について。

(ア)、定員割れとなっている学科・コースなどがある中で、定員充足の状況及び定員の見直しをする考えはあるのかどうかについて、伺う。

(イ)、県立中高一貫校を今後拡大していくためにも、一貫校における学習効果の分析・検証を行い、さらに高い効果を引き出す必要があると考えるが、当局の考えを伺う。

エ、先日文部科学省は、学校施設の水害対策を推進するための手引を公表し、止水板の設置、受変電設備・備蓄倉庫のかさ上げ、職員室等の上階移設などのハード面の整備について言及している。こうした国の動きを捉えつつ、報得川河川氾濫による被害防止のための学校施設改修の取組状況と今後の対策方針について伺います。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) ただいまの石原朝子さんの質問に対する答弁は時間の都合もありますので、午後に戻したいと思います。

休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後1時30分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

午前の石原朝子さんの質問に対する答弁を願います。

玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 石原朝子議員の御質問にお

答えいたします。

基地問題・安全保障についての御質問の中の(1)のア、久辺3区との対話についてお答えいたします。

私は、昨年の6月議会において、久辺3区の皆様との対話の機会を設けたいと答弁し、訪問の検討を進めていたところでした。同年8月、知事公室長が名護市と意見交換を行い、久辺3区との意見交換の内容や手法等について助言を受け、去る2月に久辺3区を訪問し、意見交換を行ってまいりました。今回の意見交換は、これまでの名護市や久辺3区との調整を踏まえ、久辺3区と日程調整を行った結果、この時期の訪問となったものですが、今回の意見交換において、辺野古新基地建設計画や基地負担の現状、地域の振興などについて、久辺3区の皆様と私がお互いの考えを率直に述べ合う場となり、相互理解を深めるよい機会になったと捉えております。

次に、離島振興についての御質問の中の(1)、今後の離島振興策についてお答えいたします。

沖縄県は、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の個別計画である次代を拓く持続可能な島づくり計画において、離島を支える産業振興体制の構築、独自の資源・環境・ライフスタイル等を生かした新産業の創出等の基本施策を掲げ、デジタル媒体を活用した離島特産品等の販売スキルの向上や離島の魅力を生かした体験ツアーの造成等、様々な施策に取り組んでおります。

沖縄県としては、引き続き、離島市町村等とも意見交換を行いながら、観光の高付加価値化、あるいはデジタル技術の活用などなど、離島の潜在的魅力を引き出す新たな産業の振興に向けた取組を推進してまいります。

次に、子ども・子育て支援についての御質問の中の(1)のア、給食費無償化の要請についてお答えいたします。

沖縄県においては、合計特殊出生率が全国1位で、子供の貧困率も全国の2倍以上であり、多子世帯の給食費の負担は大変厳しいものがあります。また、昨今の社会及び経済状況など子育て環境が厳しい中、子供の健やかな育ちと子育てを支えることは、将来の我が国の担い手育成の基礎をなす重要な投資であり、社会全体で取り組む必要があります。加えて、3月に政府が取りまとめました、こども・子育て政策の強化について(試案)の中では、学校給食の無償化に向けた取組について記載されております。これらを踏まえ、学校給食費の無償化については、骨太の方針に係る要請書に盛り込むべき事項であると判断し、要請を行った

ところであります。引き続き、具体的な方策等については検討を続けてまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 溜 政仁君登壇〕

○知事公室長（溜 政仁君） 1、基地問題・安全保障についての中の(1)イ、久辺3区の振興についてお答えいたします。

久辺3区の振興については、国、県、市の適切な役割分担の下で行われるべきと考えております。

県としては、今回の意見交換で要望のあった県道13号線の整備事業や農業集落排水事業等については、既に着手しております。なお、報道によると、国と久辺3区との懇談会においては、久辺3区から国に対し、地域活性化事業への支援等の要望があったものと承知しております。

県としては、引き続き、国や名護市とも連携しながら地域の振興に取り組んでいきたいと考えております。

同じく1(1)ウ(イ)、キャンプ・シュワブ前への立ち寄りについて。

知事は、久辺3区の区長等との意見交換終了後、移動中にキャンプ・シュワブ前に立ち寄ったものと承知しております。キャンプ・シュワブのゲート前に集まる方々の行動については、辺野古に新基地は造らせないという強い思いの表れであると理解しております。抗議活動を行う際には、法令を遵守するとともに地域住民の安心・安全を考えながら、憲法で定める表現の自由が保障されることが重要であると考えております。

同じく1(2)ア、北朝鮮の衛星打ち上げへの県の認識について。

去る5月31日の北朝鮮による衛星打ち上げは、国連決議に違反し、また台風第2号が本県に接近していた状況であり、大変遺憾であります。報道によると、北朝鮮は事前通告しない可能性を示唆しているとのことであり、落下物が想定される周辺海域における漁業の操業や船舶の航行に重大な危険性を及ぼす可能性があるなど、県民へ大きな不安を与えることから決して許されないと考えております。国におかれましては、引き続き情報収集・分析に努めていただくとともに、迅速・的確に情報提供を行っていただきたいと考えております。

県としましては、引き続き、緊張感を持って情報収集に当たるとともに、国や市町村と緊密に連携し、県

民の安全・安心の確保に全力で努めてまいります。

同じく1(2)のイ、PAC3の展開についてお答えいたします。

PAC3の展開について、県としては、政府において、県民の生命財産の安全を確保するため万全の措置を取る必要があると考える一方、県民の不安や県民生活への影響が広がることがないように配慮する必要があると考えております。特に、PAC3の石垣港への展開をめぐり、港湾労働者が大きな不安を覚えていることから、政府において、住民や事業者、港湾労働者に不安が広がることがないように丁寧に説明し、県民生活に及ぼす影響を最小限にさせていただきたいと考えております。

同じく、1(3)アの(ア)、国民保護図上訓練の概要と成果について。

武力攻撃事態や大規模テロなどの緊急対処事態は、あってはならない非常事態ですが、万一に備え、国民保護措置の対処能力の向上を図ることは重要と考えております。去る3月17日に実施した国民保護図上訓練は、特定の事態を想定したのではなく、沖縄県内の住民避難を検討する際の一案として、沖縄本島の屋内避難、先島地域の島外避難を想定し、市町村や国、指定公共機関等の関係機関と定期的な意見交換の場で検討・整理してきた内容を基に実施したものです。先島諸島から県外への避難のための輸送手段の確保や、先島諸島の5市町村における避難の手順等について、一定程度、具体化が図られるなど成果があったものと考えております。

同じく1(3)ア(イ)、訓練に知事が参加しなかった理由についてお答えいたします。

去る3月17日の図上訓練については、事態認定前後の初動時における関係機関の連携要領や避難実施要領等の確認及び認識共有を行い、国民保護措置の実効性の向上を図るため、市町村や国等の関係機関と定期的な意見交換の場で検討・整理してきた内容を基に実施しており、当日は、課長、課長補佐クラスの実務者を中心とする訓練となりました。こうしたことを踏まえ、県からは、危機管理監である知事公室長による対応としたところであります。

同じく1(3)アの(ウ)、危機事態における知事の指揮についてお答えいたします。

知事は、危機事象に対し、危機管理対策本部長として同本部を設置し、県民の安全・安心の確保に全力で取り組んでおります。去る5月末の北朝鮮による衛星打ち上げや台風第2号の来襲においても、急遽、韓国出張を取りやめ、危機管理対策本部を立ち上げ、直ち

に指揮を執り、国、市町村等との連携を図りながら、全庁を挙げて県民の安心・安全の確保に取り組んだところであります。

同じく1(3)イ、先島地域の避難に関する県の取組についてお答えいたします。

去る3月17日に実施した国民保護図上訓練は、特定の事態を想定したものではありませんが、住民の避難を検討する際の一案として、先島地域の島外避難を想定し、市町村や国、指定公共機関等の関係機関と定期的な意見交換の場で検討・整理してきた内容を基に実施しております。離島地域における住民避難については、輸送力の最大化等、様々な課題があることから、県は引き続き意見交換会等を通じて、国、市町村、航空会社や船舶会社などの指定公共機関等の関係機関と緊密に連携してまいります。

同じく1(3)ウ、平時における災害対応を目的とした避難施設について。

避難施設については、県は国民保護法に基づく避難施設を、市町村は災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所や指定避難所を指定しております。令和4年4月1日時点、県は国民保護法に基づき、1295の避難施設を指定しており、うち、堅牢な建築物等の緊急一時避難施設は935施設、収容人数282万3000人、人口カバー率192.3%となっております。引き続き、国、市町村と連携し、避難施設の指定に努めてまいります。

次に4、子ども・子育て支援についての中の4(5)イ、里親委託解除事案に関する参考人招致の課題・検討状況についてお答えいたします。

里親委託解除事案に関する調査委員会委員の参考人招致に向けては、県議会事務局から、県が調査委員に課している守秘義務解除が課題の一つになっているとの連絡を受けております。

県では、文教厚生委員会の審議に協力できるよう検討を進める中で、当該事案の情報の取扱いに細心の注意を払う必要があることから、法律顧問等に意見を聞きながら慎重に検討してまいりました。その結果、関係者の個人情報保護を必要があること、調査報告書の開示範囲を県として既に意思決定しており、現時点で当時の意思決定を変更すべき新たな事由が見当たらないこと、さらに当該事案に対する訴訟が提起されていることから、調査委員の守秘義務を解除することは適切ではなく、調査委員が発言できる内容も調査報告書の部分開示の範囲内にならざるを得ない旨、県議会事務局へ回答したところであります。

以上になります。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

〔警察本部長 鎌谷陽之君登壇〕

○警察本部長（鎌谷陽之君） 1、基地問題・安全保障についての質問のうち、(1)のウ(ア)、ゲート前の座込みの違法性についてお答えをいたします。

特定の事案において、法に抵触するか否かについては、個別具体的な状況に基づき判断する必要があることから、答弁を差し控えさせていただきますが、一般論として申し上げますと、道路交通法第76条により、道路において交通の妨害となるような方法で寝そべり、座り、しゃがみ、または立ち止まる行為や交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置く行為は禁止されております。これまでもゲート前の座込みなどにつきましては、法と証拠に基づき適切に対処しているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 金城 敦君登壇〕

○企画部長（金城 敦君） 2、行財政運営についての(1)のア、県庁舎等におけるWi-Fiの整備についてお答えいたします。

県においては、庁内DX推進の一環として、新沖縄県行政運営プログラムに基づき、本年度12月から本庁舎内会議室及び一部執務室において、Wi-Fiの検証導入を図ることとしております。検証導入における安定的な通信の確認後、次年度以降に本庁舎各執務室や出先機関への段階的なWi-Fiの導入を予定しております。

同じく2の(1)のイの(ア)、マイナンバーカードの普及についてお答えいたします。

マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも安全・確実に本人確認を行うことができるデジタル社会の基盤となるツールとなっております。本年5月末現在、同カードの交付率は、全国平均72.42%に対し、本県は59.92%となっております。カードの普及に向けて、市町村では夜間・休日開庁や庁舎外での出張申請受付のほか、県では市町村と連携した商業施設等での出張申請や県民向け広報等を実施しております。

同じく2(1)イの(イ)、マイナンバーカードに関するトラブルの県内状況についてお答えいたします。

厚生労働省による保険証とのひもづけ誤りの発表や、デジタル庁による公金受取口座の誤登録総点検の結果発表においては、都道府県別の内訳は公表されておりません。なお、公金受取口座については、自治体の支援窓口で誤登録が発生した事例として、6月12日時点で全国16自治体で22件と発表されております

が、沖縄県内の市町村は含まれておりません。このほか、総務省では、マイナポイントの誤付与について、6月20日時点で131自治体172件と発表しておりますが、例示された自治体に県内市町村は含まれておりません。

同じく2の(1)のイの(ウ)、マイナンバーカードの利活用に向けた今後の取組についてお答えいたします。

マイナンバーカードの普及に伴い、今後は住民が利便性を実感できる取組が必要と認識しております。そのため、県ではカードを用いたオンライン申請が可能な行政手続の拡充について、市町村への伴走支援を行っているところです。また、マイナンバーカードについては、ICチップの空き領域を利用した施設利用や自治体マイナポイント等への活用も可能となっていることから、これらの情報や活用可能な補助金等を含め、市町村への情報提供を行うなど、引き続き利活用を推進してまいります。

同じく2の(1)のウ、生成AIの利用ルールの制定についてお答えいたします。

生成AIの活用については、自治体の中でも慎重な姿勢を示すところがある一方で、条例やガイドラインなどにより利用指針を示しながら活用を進めている団体があると認識しております。

県としては、個人情報取り扱いなどに課題もあることから、当面の間、生成AIの業務利用を控えることを全庁的に通知したところです。今後も、引き続き最新の技術動向や先進県の事例収集を行いながら、活用ルールの在り方を含め導入リスクや効果を慎重に見極めていきたいと考えております。

次に3、離島振興についての(4)、通信環境の整備についてお答えいたします。

県では、海底光ケーブルが断線した場合でも通信環境を維持するため、通信網のループ化に取り組んでおります。また、県の防災行政無線においては、光回線を補完する通信として、衛星通信を活用しているところでもあります。今後も、衛星通信の情報収集及び技術革新に注視しつつ、県内の通信環境の整備に取り組んでまいります。

同じく3の(6)、離島住民の船賃低廉化事業の恒久化についてお答えいたします。

県は、離島住民の船賃低減については、離島振興の観点から重要であると認識しております。このため、令和4年度の沖縄振興特別措置法の改正に当たり、国に離島住民の移動コスト軽減に関する制度要望を行ったものの採択には至らず、引き続きソフト交付金を活用して事業実施をしているところです。

県としては、まずは、安定的・継続的に離島住民の移動コスト軽減を図っていくこととし、今後の沖縄振興特別措置法5年以内の見直しの中で、どのような制度や施策が必要か対応を検討してまいります。

次に6、人材育成、教育行政についての(1)のイ、タクシー乗務員の確保に対する県の取組についてお答えいたします。

県においては、高齢化やコロナ禍による離職等に伴いタクシー乗務員の成り手が大きく減少し、タクシーの運行台数が不足しているものと認識しております。このため、タクシー事業者の若年者向け求人活動や就職説明会の開催を支援することとしており、これにより雇用の促進を図ってまいります。あわせて、本定例会に提出している6月補正予算案において、タクシー事業者の二重免許取得制度を支援することで人材の確保につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 松永 享君登壇]

○商工労働部長(松永 享君) 2、行財政運営についての(1)のエの(ア)、オープンデータに係る2つのサイトの関係についてお答えします。

沖縄県オープンデータカタログサイトは、飲食店の営業許可一覧など、県が保有するデータを公開・管理するサイトとなっております。一方、沖縄オープンデータプラットフォームは、イベント情報など民間が提供するデータを収集・公開するとともに、カタログサイトの行政データへリンクさせるなど、産業分野において利活用しやすい形で提供するサイトとなっております。

県としましては、この2つのサイトを連携させながら、オープンデータの利活用環境を構築しているところです。

同じく2の(1)のエの(イ)、オープンデータの利活用促進についてお答えします。

県では、昨年度から沖縄オープンデータプラットフォームの構築に取り組むとともに、データ利活用に関するセミナー等の普及啓発や事業者に対する相談・実証支援等を行っているところです。令和4年度の実績としましては、セミナー及びワークショップへの参加者が延べ137名、相談支援が10件、実証支援が5件となっております。

県としましては、実証支援の積極展開が課題であると考えており、引き続き事業者のオープンデータの利活用促進に取り組んでまいります。

同じく2の(5)のア、うちなーんちゅ応援プロジェ

クトの成果と執行状況についてお答えします。

うちなーんちゅ応援プロジェクトは、感染拡大防止対策として、休業等要請に応じていただいた飲食店等に対して協力金を支給する事業となっております。本事業の実施により、人流抑制につながり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止が図られたものと考えております。本事業は、令和2年度から4年度にかけて10期にわたり実施し、申請約11万3000件のうち、約10万6000件に対し、総額約1592億円を支給したところです。また、予算執行状況につきましては、予算額約1683億円に対し、決算額は約1609億円、執行率は95.6%となっております。

同じく2の(5)のイ、償還金の他事業への活用についてお答えします。

うちなーんちゅ応援プロジェクトは、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金のうち、協力要請枠、即時対応分及び通常分を主な財源として事業を行ってまいりました。今回の償還金の大部分を占める協力要請枠及び即時対応分につきましては、本協力金以外の活用ができないこととなっております。また、通常分につきましては、他の県事業における必要額は全て配分されており、充当必要先となる事業がなかったことから、今回、国に償還することとしております。

6、人材育成・教育行政についての(1)のアの(ア)、特定技能の受入れ状況についてお答えします。

出入国在留管理庁によりますと、令和4年12月末現在の県内の特定技能1号在留外国人は1178人で、令和3年12月末現在の438人と比較すると740人、168%の増となっております。産業別では、農業分野が361人と最も多く、次いで食料品製造業分野の281人、介護分野の183人となっております。また、特定技能2号在留外国人につきましては、県内での受入れ実績はございません。

同じく6の(1)のアの(イ)、外国人労働者の住環境の整備等の支援についてお答えします。

外国人を雇用する事業主は、ハローワークへの届出や適切な雇用管理及び住環境を含む生活支援を行うことが義務づけられており、ハローワークによる助言や指導等を受けることとなっております。また、県では、事業主へ雇用管理等に関する情報提供を行うため、外国人の雇用を検討する事業主等を対象に相談窓口を設置して対応しているところです。

県としましては、引き続き、関係機関と連携し、外国人労働者の受入れ環境の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 宮城 力君登壇〕

○総務部長（宮城 力君） 2、行財政運営についての(2)のア、次年度当初予算編成スケジュールについてお答えいたします。

本県の予算編成の主なスケジュールは、毎年10月に示す概算要求基準に基づき、各部局が概算要求を行った後、適宜、内部調整を行うとともに、12月末の国庫内示の状況を踏まえながら1月末に最終内示を行っております。そのほか、5月から国庫要請に係る事業内容の調整を開始しているほか、8月には新規事業の調整を開始するなど、適切な期間を確保した上で予算編成を行っているところです。

同じく2の(2)のイ、部局ごとの枠配分の考え方等の公表についてお答えいたします。

県では、翌年度の予算要求に当たり、大規模修繕やイベントなど特殊事情がある場合は、単年度経費として加算を認めるなどの経費区分ごとの要求の考え方を示した概算要求基準を毎年10月に各部局に示すとともに、県のホームページでも公表しております。また、当初予算編成後の予算資料の公表に当たっても、部局、重点テーマ、知事公約など、それぞれカテゴリーごとに主な事業を整理した上で写真やグラフ等を用いながら、見やすく、分かりやすい資料の作成に努めているところです。

同じく2の(2)のウ、予算査定状況の公表等に係る検討状況についてお答えいたします。

県の予算編成過程に係る公表の検討状況については、現在、他県の状況等について調査するとともに、公表の内容、範囲等について検討しているところです。なお、公表する場合は、部局からの概算要求後に要求額の根拠となる現年度の実績見込みが更新され、額が変更される場合があることや、国の予算内示後に事業の追加や取下げのほか、沖縄振興予算の性質から金額の変更等もあることから、県民の誤解を招かないよう慎重に検討する必要があると考えております。

同じく2の(3)、エネルギー価格高騰・物価高支援策の早期執行についてお答えいたします。

予算計上した事業の早期着手と進行管理については、令和5年3月31日付知事名で文書を発出しており、その中で事業執行の迅速化と効率化を図るための進行管理の徹底と、特に、国の補正予算に伴い計上した事業や電気料高騰支援等に対応する事業について、迅速かつ着実な執行に努めることなどを各部長に通知したところです。また、予算計上に当たっては、早期執行の観点から必要に応じて事務委託費を計上する

など予算編成上も工夫しているところです。

次に4、子ども・子育て支援についての(4)のイ、職員の懲戒処分等についてお答えいたします。

県では、強制わいせつの容疑で逮捕された職員が同容疑で起訴されたことを受け、分限懲戒審査委員会における審査を経た上で、6月12日に勾留中の同職員と面会し、地方公務員法に基づく起訴休職処分の通知書を交付したところであります。今後は、刑事事件の公判手続における傍聴記録等の詳細を確認した上で懲戒処分の手続を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 2、行財政運営についての御質問の中の(4)、新型コロナウイルス感染症の補正予算についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の5類移行後も介護施設等で感染発生があることから、感染対策の追加的費用、いわゆるかかり増し経費を支援するため、前年度の申請状況を踏まえ新型コロナウイルス感染症対策事業に20億1324万7000円の補正予算を計上しております。また、同事業の財源を確保するため、地域医療介護総合確保基金に同額を積み立てる経費も併せて計上しております。

県としましては、介護施設等の事業運営に影響を及ぼさないよう速やかに支援してまいります。

4、子ども・子育て支援についての御質問の中の(2)のアの(7)、こども誰でも通園制度（仮称）についてお答えいたします。

国が6月13日に公表したこども未来戦略方針では、全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充等に取り組むこととしております。その中で、孤立した育児の中で不安や悩みを抱える子育て家庭への支援を強化するため、月に一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる、新たなこども誰でも通園制度（仮称）を創設することとし、詳細については早期の実施を見据え検討が行われることとなっております。

同じく(2)のアの(1)、こども誰でも通園制度（仮称）の課題についてお答えいたします。

こども誰でも通園制度（仮称）の実施につきましては、地域における保育の提供体制を踏まえ検討する必要があり、本県の待機児童数や保育士不足の状況を踏まえると、導入には厳しい課題があると考えております。一方で、地域によっては、一部定員割れが生じている施設もあり、そのような施設を活用した本制度の

導入について市町村や関係団体と意見交換を行ってまいります。

同じく(2)のイ、保育士配置基準改善の効果についてお答えいたします。

国においては、保育の現場における事故や不適切な対応事案などの発生を背景に、安心して子供を預けられる体制を整備するため、1歳児と4・5歳児の保育士配置基準を改善することとしております。保育の提供体制の拡充により保育の質の向上が図られるとともに、保育士の負担軽減につながり、保育士の定着・確保に一定の効果があるものと考えております。

同じく(2)のウ、保育士確保の具体策についてお答えいたします。

県では、保育士養成校に通う学生に対する修学資金の貸付けや地域限定保育士試験の実施等、新規保育士の確保に取り組んでおり、令和4年度は約300人の保育士資格の取得を支援しております。また、潜在保育士に対する就職準備金の貸付けや沖縄県保育士・保育所総合支援センターによる就労あっせん事業等により、約360人の潜在保育士の就労を支援しております。

同じく(2)のエ、障害児、医療的ケア児への支援の現状についてお答えいたします。

令和4年度において、県内保育所等では1461名の障害児と17名の医療的ケア児を受け入れております。県では、障害のある未就学児童の円滑な受入れ及び担当保育士の負担軽減を図るため、沖縄振興特別推進交付金を活用して、障害児の担当保育士に加え、保育支援員を配置するための認可保育所保育提供体制強化事業を実施しております。また、国庫補助事業を活用し、医療的ケア児の受入れを行う保育施設への看護師配置の支援等を実施しております。

同じく(2)のオ、産休等の取得に関する取組についてお答えいたします。

県では、認可保育所等の保育士が、出産等のため長期にわたって休暇を必要とする場合に、臨時的な代替保育士の配置を支援することで、保育士が働き続けることができる環境の整備を支援しております。事業実績としましては、令和2年度が11市町村、21施設28人、令和3年度は9市町村、14施設21人、令和4年度は7市町村、11施設16人となっております。令和5年度は8市町村において活用が見込まれており、引き続き、本事業の活用を市町村に呼びかけてまいります。

同じく(3)のア、子ども調査についてお答えいたします。

県では、令和4年度に3回目となる高校生とその保護者を対象とした調査を実施しました。困窮世帯の割合は、平成28年度が29.3%、令和元年度は20.4%と8.9ポイント減少し改善が見られたものの、今回の調査では前回から5.9ポイント増となっており、大変厳しい状況が確認されました。困窮世帯の割合が増となった要因としては、困窮世帯の6割近くが新型コロナウイルス感染症拡大前と比べ収入が減少したと回答しており、低所得層や雇用形態が不安定な層ほどコロナ禍における影響が強く出ているものと考えられます。

同じく(3)のイ、大学等進学促進事業等の利用向上等についてお答えいたします。

大学等進学促進事業等については、各高校において、ホームルームでの案内や生徒との面談及び進路指導の際に必要なに応じてチラシ配付を行ってもらうとともに、県ホームページ等による情報発信、市町村等への周知依頼を行ってまいりました。今般、事業の周知不足が明らかになったことを踏まえ、チラシのデザインの見直しなど分かりやすい情報発信や、市町村の各種支援窓口での積極的な情報提供、小中学生無料塾を通じた周知等、関係機関との連携強化による事業の認知度向上及び利用促進に努めてまいります。

同じく(3)のウ、横断的かつ構造的な課題解決に向けた対応についてお答えいたします。

県では、沖縄県子どもの貧困対策計画において、子供のライフステージに即した切れ目のない支援や教育に係る負担軽減のほか、保護者への就労支援、雇用の質の改善、企業の生産性向上等に向けた取組などを位置づけ、総合的かつきめ細やかな支援に取り組んでおります。これらの取組に当たっては、知事、副知事及び各部局長等で構成する沖縄県子どもの貧困対策推進会議を設置し、部局横断的な体制で子供の貧困対策を推進しているところです。

同じく(4)のア、被害児童へのケアについてお答えいたします。

事件後、私と所管課長、事件当時の所属長が保護者に直接お会いして謝罪し、被害児童のケアについてお伝えしました。相談窓口等の情報提供を行い、今後気になることがあればいつでも相談に応ずる旨お伝えしております。

同じく(4)のウ、再発防止策について。

今回の事件を受け、面接は可能な限り複数対応を行うこと、面接場所が密室にならないようにすることなど、すぐできる対応を緊急的に取りつつ、並行して再発防止策の検討を進めております。現在は、児童の権

利擁護や面接のルール、法令遵守研修等について盛り込んだ骨子案の作成に取り組んでいるところであり、今後、有識者の意見を踏まえた再発防止策案を作成した後、最終的に社会福祉審議会へ諮る予定であり、10月の策定を目指して進めております。

同じく(5)のア、国家賠償請求訴訟についてお答えいたします。

里親委託措置解除事案に関連して、元里親夫妻が県を相手に国家賠償法に基づく損害賠償を求めて那覇地方裁判所に提訴されました。本件訴訟につきましては、代理人弁護士を選任し訴状の内容確認等を行っているところであり、今後の対応につきましては答弁を控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 糸数 公君登壇]

○保健医療部長(糸数 公君) 2、行財政運営についての(4)のうち、新型コロナウイルス感染症の補正予算についてお答えします。

6月補正に計上した約42億円のうち1億5950万円については、新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関確保事業に係る経費となっております。本事業は、感染症法上の位置づけの変更により、これまでの限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の患者の診療に対応する体制へと段階的に移行していくため、外来対応医療機関の新設に伴い、必要となる設備整備等の支援を行うものです。予算執行に当たっては、県医師会及び地区医師会等関係機関と連携して適切に取り組んでまいります。

続きまして5、保健医療・公衆衛生・健康福祉についての(1)のウ、離島地区における民間病院と県立病院との連携についてお答えいたします。

第7次沖縄県医療計画の中では、離島を含む僻地の住民が、住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な医療を継続して受けることができることを目指す姿としております。そのため、代診医の派遣、専門医による巡回診療及び離島住民に対する島外への通院費助成など、課題解決のため様々な支援を行っております。県立病院では主に急性期や政策医療を担い、民間病院では主に回復期や慢性期を担っており、人工透析や新型コロナへの対応等において連携して医療を提供しております。

県としましては、引き続き、離島における医療提供体制の充実強化に取り組んでまいります。

同じく(2)のア、北部医療組合の組織体制について

お答えします。

沖縄県北部医療組合は、沖縄県と北部12市町村で構成しており、管理者は沖縄県知事、副管理者に沖縄県副知事及び名護市長を充て、会計管理者は沖縄県会計管理者が兼務しております。また、組合の事務局職員は沖縄県職員9名を派遣しており、名護市にある沖縄県北部合同庁舎に事務所を構え業務を行っております。

同じく(2)のイ、北部医療センターのロードマップについてお答えします。

公立沖縄北部医療センターの整備スケジュールとしましては、令和5年6月末までに基本設計を終了し、令和5年度から令和6年度にかけて実施設計、令和7年度から建築工事に着手し、令和10年度の開院を予定しております。

同じく(2)のウ、事業規模、財源、構成団体負担についてお答えします。

公立沖縄北部医療センターの事業規模は、病床数450床、診療科34科目、敷地面積約10万平方メートル、建築面積約4万平方メートルと計画しております。現在、基本設計の中で建築面積の最終調整、整備費用の積算を行っており、物価高騰等の影響を受け、整備基本計画段階の約280億円から大幅に増加する見通しです。整備財源は国庫補助金と病院事業債等となり、病院事業債に対しては、県から元利償還金の償還に対する支援を行います。なお、施設整備に対する市町村の一般財源の負担はございません。

同じく(3)のア、薬学部設置の取組等についてお答えします。

5の(3)のアと5の(3)のイは関連しますので、一括してお答えいたします。

県では、薬剤師不足解消に向けた様々な取組を実施しており、沖縄県薬剤師会等により集められた薬学部設置を求める約10万筆の署名を受け、設置に向けた取組を推進しております。県がこれまで実施した調査では、今後も県内の薬剤師の需要量が供給量を上回る状況で推移することやアンケート調査等の結果から、県内国公立大学への薬学部設置の必要性が高いことが確認されております。県は、令和5年2月に沖縄県内国公立大学薬学部設置に関する基本方針を公表し、薬学部設置に向けて取り組んでおります。今年度は、県内国公立大学へ基本方針等を説明し理解を得るとともに、薬学部の設置を希望する大学を公募し、有識者等で構成された選定委員会において県が支援する大学の選定を行う予定としております。

同じく(3)のウ、県の支援策についてお答えしま

す。

県は、沖縄県内国公立大学薬学部設置に関する基本方針において、「薬学部の設置に必要な施設整備にあたっては、大学は、既存の施設整備に係る補助金等の活用を検討することを前提とする。ただし、これにより難しい合理的な理由がある場合、県は、必要に応じて国の交付金や補助制度の中から必要かつ最小限度の財政支援を行うことを検討する。」としており、県として適切に支援してまいりたいと考えております。

同じく(4)、沖縄健康医療拠点事業についてお答えします。

西普天間住宅地区跡地において、琉球大学医学部及び琉球大学病院の移設を中心に進められている沖縄健康医療拠点事業は、駐留軍用地の跡地利用のモデルケースとして、令和6年度の事業完了を目指し整備が進められているものと承知しております。一方で、地元自治体から物価高騰による事業の進捗遅れの懸念が出ていることも承知しております。

県としましては、本県の医療水準の向上につながる重要な施設と認識しており、事業が進展するよう関係機関と連携し必要に応じ対応してまいります。

同じく(5)、連携協定の概要と県の役割についてお答えします。

令和3年3月に、沖縄県、沖縄労働局、沖縄県医師会、全国健康保険協会沖縄支部、沖縄産業保健総合支援センターの5者により、働き盛り世代の健康づくりに関する包括的連携協定を締結しました。この連携協定により、それまで個別で運営されていた健康経営宣言の登録制度をうちな健康経営宣言として統合するほか、各団体の連携により、特定健診、保健指導・データ分析、65歳未満健康・死亡率改善プロジェクトなどの取組が行われております。

県においては、本会議の取りまとめや健康経営宣言の事務局を担っております。引き続き、健康長寿おきなわ復活に向けて官民一体となって取り組んでまいります。

同じく(6)、県の歯科保健対策についてお答えします。

歯や口の健康は、全身の健康にも影響を及ぼすことから、予防習慣の定着と定期的な歯科検診は重要であります。そのような観点から、成人期以降の歯科保健対策として県民の意識を高め、かかりつけ歯科医での定期健診や定期ケアを受ける者を増やすこと等を目的に、県民向けの公開講座の開催、11月の歯がんじゅう月間でのイベント等の啓発、リーフレットの配布を行っております。また、これらの取組をさらに強化す

るため、去る6月8日、健康長寿課内に歯科口腔保健の普及啓発等を行う歯っぴーセンターを設置し、県民からの歯科相談や出前講座を実施しております。

続きまして6、人材育成・教育行政についてのうちの(1)のエ、歯科技工士の育成策についてお答えします。

県では、質の高い歯科医療提供体制の整備を図るため、歯科医療に従事している歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士の高度な歯科技術や知識の習得を支援するための研修に係る経費に対し、補助を行っております。引き続き、関係団体とも意見交換を行い、歯科技工士の育成に必要な方策などについて検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

[土木建築部長 前川智宏君登壇]

○土木建築部長(前川智宏君) 3、離島振興についての(2)、新石垣空港の拡張整備についてお答えいたします。

新石垣空港の滑走路拡張整備については、航空会社の意向確認や延長整備に伴う技術上及び環境上の課題、空港用地拡張に対する住民合意など、解決すべき課題が多いことから整備の必要性を含め、今後検討していく必要があると考えております。また、駐機場については、就航機材の大型化に対応するため、平成28年度から拡張事業に着手し、令和2年6月に供用を開始しております。

次に同じく3の(3)、石垣市における港湾整備についてお答えいたします。

石垣港は、背後圏である石垣市全域を含む八重山圏域を対象とした海上輸送網の拠点となる重要港湾であります。石垣港においては、港湾管理者である石垣市が、長期的な視点で港湾空間の利用について基本的な方向性を明らかにする石垣港長期構想を令和5年1月に策定しております。石垣港における整備拡張などの港湾整備については、同構想を踏まえ石垣市において取組が進められるものと考えており、県としても必要に応じ連携していきたいと考えております。

次に同じく3の(9)のア、伊平屋・伊是名架橋の検討状況についてお答えいたします。

伊平屋・伊是名架橋の整備については、多くの課題が明らかとなっており、建設工事費の縮減等について調査・研究に取り組んでおります。現在、建設工事費の精度向上を目的に、架橋検討位置の水深を把握するための深淺測量及び具志川島の海域において土質ボーリング調査を実施しているところであります。引き続き

き、課題の解決に向けて鋭意調査を進めてまいります。

次に同じく3の(9)のウ、伊平屋空港整備事業についてお答えいたします。

伊平屋空港については、これまで事業化に必要な調査・設計及び就航見込みのある航空会社との意見交換や需要予測などの確認・検証を行うとともに、関係機関との調整に取り組んできたところであります。引き続き、航空会社の意向取付けや需要予測、費用対効果の確保など事業化の課題解決に向け、伊平屋村、伊是名村と連携して取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 半嶺 満君登壇]

○教育長(半嶺 満君) 3、離島振興についての(5)、離島児童・生徒の派遣費の補助についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで中体連・高体連・特体連主催の県大会に参加する離島の中高校生に対して、派遣費を補助しております。例えば、令和4年度の石垣市の中学校においては、県から7500円、市から8000円の計1万5500円、宮古島市の中学校においては、県から6000円、市から9140円の計1万5140円の補助があります。なお、市町村の補助額については、それぞれの状況により異なっております。

県教育委員会では、経済的事情により、子供たちの可能性が狭められることがあってはならないと考えており、今後とも派遣費の補助を継続し、離島地域の生徒の負担軽減が図られるよう努めてまいります。

続きまして4、子ども・子育て支援についての中の(1)のイ、給食費無償化の財源についてお答えいたします。

県教育委員会においては、今年度、学校給食費支援事業を立ち上げており、保護者等へのアンケートの実施や市町村と実施方法等の協議を行い、それを踏まえ、予算規模、財源及び実施時期について検討してまいります。なお、国においては、こども未来戦略方針の中で、学校給食費の無償化の実現に向けて学校給食の実態調査を行い、課題整理等を行った上で具体的方策を検討すると示されていることから、今後の国の動向も注視したいと考えております。

同じく(1)のウ、こども未来戦略方針における給食無償化の取組についてお答えいたします。

国のこども未来戦略方針の中で、学校給食費の無償化の実現に向けて課題整理等を行った上で具体的方策

を検討すると示されたことは、国の子育て施策に進展があったものと捉えております。

県教育委員会では、国の動向も注視しながら、今年度、保護者等へのアンケートや市町村との協議を行い、それを踏まえ、予算規模、実施時期等について検討してまいります。

続きまして6、人材育成・教育行政についての中の(1)のウ、県立高校へのバスガイド養成コースの新設についてお答えいたします。

県立高校においては、観光系の学科・コース等を5校に設置しており、各学校では学科等の特色を生かした教育課程を編成し、観光に関する基礎的な学習を実践しております。観光全般を学ぶ生徒の職業選択の一つにバスガイドもあることから、各学校ではバスガイドの求人があった場合には情報提供を行うなど、生徒の希望進路の実現に取り組んでいるところです。

県教育委員会としましては、本県の観光産業を担う人材の育成を図るとともに、魅力ある学校づくりを引き続き支援してまいります。

同じく(2)のア、学校給食における地産地消の取組についてお答えいたします。

学校給食に県産食材を活用することは、児童生徒が沖縄の食文化や郷土食の良さを理解することにつながり、重要なことだと考えております。

県教育委員会としましては、毎月19日の食育の日や毎年7月の県産品奨励月間には、県産食材を活用した郷土料理を提供するなど、学校給食における地産地消に取り組んでおります。今後とも関係機関等と連携し、県産食材の活用を推進してまいります。

同じく(2)のイ、教員の働き方改革等に係る国、市町村との連携の在り方等についてお答えいたします。

学校における働き方改革や教職員のメンタルヘルス対策は喫緊の課題であり、県教育委員会では、今年度から働き方改革推進課を設置し、全庁体制で取組をスタートさせたところであります。今後は、国の補助事業や調査研究事業等も活用するとともに、小中学校の設置者である市町村とも連携強化を図りながら実効性のある取組を推進し、教職員が心身の健康を維持し、教育活動に専念できる環境の確保に努めてまいります。

同じく(2)のウの(7)、定員充足の状況及び定員の見直しについてお答えいたします。

令和5年度県立高等学校入学者選抜における定員充足率は91.7%となっております。県立高校においては、近年の少子化や生徒のニーズの多様化など様々な要因により、北部・離島地区の高校や専門高校におい

て定員充足率が低い状況が続いております。これまで定員割れのある学校においては、教育課程の工夫や学科改編等により魅力ある学校づくりに努めてきたところ です。

県教育委員会としましては、地域の生徒数の推移やこれまでの志願状況のほか、地域の産業人材を育成することや多様な生徒の学びを保障する観点等も考慮し、適正な学科配置や定員設定等に努めてまいります。

同じく(2)のウの(イ)、中高一貫教育の推進についてお答えいたします。

現在、県立の併設型中高一貫教育校においては、学習効果を高めるためにカリキュラムの工夫など様々な取組を行い、進学実績を伸ばしており、引き続き、中高一貫教育の充実に取り組んでまいります。また、今後の中高一貫教育の推進については、県全体や地域の状況等を踏まえ、既設校の学級増や新たな学科の設置など、様々な可能性を検討してまいります。

同じく(2)のエ、報得川氾濫被害防止のための学校施設改修等についてお答えいたします。

文部科学省は、近年の豪雨等の水害により学校施設においても大きな被害が発生していることを受け、令和5年5月に水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引を公表しております。本県においても、昨年、報得川氾濫により東風平中学校施設内への浸水があり、県と八重瀬町教育委員会で状況を確認し、国庫補助金を活用した災害対策について意見交換を行っております。

県教育委員会としましては、国の動向を踏まえ、引き続き八重瀬町と連携し、児童生徒等の安全確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

[環境部長 多良間一弘君登壇]

○環境部長(多良間一弘君) 3、離島振興についてのうち(7)、離島における廃棄物処理技術の研究開発、実証事業等の取組についてお答えいたします。

亜臨界水処理技術については、農林水産省において、食品リサイクルへの導入検討調査事業が令和元年度から令和2年度にかけて行われ、導入コストが高いことなどの課題が挙げられて終了していると承知しております。

県としましては、産業廃棄物税を活用し、県内の事業者等が実施する産業廃棄物の発生抑制やリサイクル等を推進するための施設・設備の整備及び研究開発に対する補助事業に取り組んでいるところであり、引き

続き離島においても同補助制度の利用推進を図ってまいりたいと考えております。

同じく3の(9)のイ、北部地域における廃棄物処理の広域化についてお答えいたします。

一般廃棄物の処理については、個々の処理施設整備費、維持管理費に多額の費用を要するため、県ではこれまで広域化に取り組んできております。令和3年度に策定した第5期沖縄県廃棄物処理計画では、伊是名村及び伊平屋村は、本部町今帰仁村清掃施設組合との広域化から検討し、令和27年度までに北部地域全体で1施設に広域化することを目指すこととしております。

県としては、引き続き、北部地域における廃棄物処理の広域化に向けて、一般廃棄物処理の主体である市町村と協力しつつ取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 前門尚美さん登壇〕

○農林水産部長（前門尚美さん） 3、離島振興についての(8)、波照間漁港における屋根付荷さばき場の整備についてお答えします。

波照間漁港では、令和3年度から漁港漁村環境整備事業により、高速艇の大型化に対応した施設等の整備を行っております。

屋根付荷さばき場の整備については、同事業の計画変更や農山漁村活性化対策整備に関する事業により、対応できる可能性があると考えております。

県としましては、早期に竹富町等の関係機関と調整を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 本竹秀光君登壇〕

○病院事業局長（本竹秀光君） 皆さん、こんにちは。私は4月1日付で病院事業局長を拝命しました本竹と申します。

沖縄県病院事業局は、6県立病院、16離島診療所と一致団結し、これまでも、これからも地域医療の最後のとりでとして、地域住民にいつでもどこでも安心して満足できる医療を提供する所存です。議員の皆様には、絶大なる御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、石原議員の質問についてお答えします。

5の(1)のアですけれども、経営上の課題につきましてお答えいたします。

令和4年度は、新型コロナへの対応に加え、県立病院の再編、移転統合、建て替え、附属診療所の移転建

て替え、職員宿舎の設置など様々な課題が生じております。また、令和5年3月には、向こう5年間の沖縄県立病院経営強化計画を策定し、持続可能な医療提供体制の構築を図ることとしております。

病院事業局としましては、令和5年度は、病院現場とコミュニケーションを密にし、国、市町村、その他関係団体とも連携協力しながら、さきに挙げました様々な課題解決に取り組むとともに、経営面では経営強化計画を着実に推進し、地域に必要な医療を適切かつ安定的に提供してまいりたいと思います。

同じく、続きまして5の(1)のイの(ア)、病床確保に係る補助金の返還につきましてですけれども、5の(1)イの(ア)と(1)イの(イ)は関連しますので、一括してお答えいたします。

県立病院では、令和2年度及び令和3年度のコロナ病床確保支援事業補助金の自主点検を行ったところ、患者の退院日を空床とするなどの計上に誤りがありまして、過大申請が判明いたしましたため、令和5年度当初予算に返還予定金として、約14億円を計上しております。また、令和5年1月から3月にかけて実施された保健医療部による現地調査での指摘を受け、県立病院で再点検を行いましたところ、対象外の病床の計上誤りや病床区分の適用誤りが新たに判明したため、過大申請は約20億円の増額となり、返還予定金は最終的に約34億円となっております。返還予定金につきましては、令和5年9月議会に補正予算議案を提出し、議会の議決後に、保健医療部に対して全額返還することとしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上里善清君。

〔上里善清君登壇〕

○上里 善清君 代表質問、会派ていーだ平和ネット上里善清です。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、辺野古新基地建設について。

ア、サンゴの移植で生存する確率は20%に過ぎない。大浦湾の小型サンゴ類は約8万4000群体、ショウガサンゴが8群体、大型サンゴ類21群体など世界でも類を見ない貴重な自然遺産である。移植は無謀な計画と言っても過言ではないと思います。見解をお伺いします。

イ、久志沿岸にジュゴンのふんが確認された。国に対して再度の調査を求めるべきだと思うが、見解をお伺いします。

(2)、本島南部地域は戦没者の遺骨が収骨されずに3000体近くも埋もれたままであります。その土砂を

辺野古新基地建設に使うことは、戦没者に対する冒瀆であり、人道上許されるものではない。以下のことについて伺います。

ア、糸満市教育委員会は、鉾山開発地域に隣接するシーガーアブについて、埋蔵文化財発掘の届出の提出を求め、採掘業者は届出を提出した。県教育委員会の対応をお伺いします。

イ、遺骨が眠る可能性がある地域を県有地（クラウドファンディングの活用）として取得できないか、見解をお伺いします。

(3)、県民の生命を度外視した無謀な判断と指揮をした第32軍司令部壕について伺います。

ア、司令部壕の保存・公開に向けての課題等について伺います。

イ、首里城再建と司令部壕は並行して取り組むべきだと思うが、見解をお伺いします。

(4)、岸田内閣において閣議決定された安保3文書の改定により、敵基地攻撃能力（ミサイル）の配備、防衛費の大幅増（今後5年間で43兆円）等が決定された。南西諸島、うるま市へのミサイルの配備、沖縄市の弾薬庫整備等、危険性が高まり県民の不安が募っている。知事も政府に対してミサイルの配備をしないよう要請されたが、内容と見解をお伺いします。

(5)、日米が敵基地攻撃に踏み込めば、沖縄の米軍基地・自衛隊基地は相手の攻撃目標となり、再び戦場になる可能性は非常に高い。優先すべきは外交努力であり有事をあおることではない。中国をはじめ東アジア地域と様々な交流（経済・文化）を実施し、地域外交を深めることが大事と考える。知事の決意をお伺いします。また、韓国済州島を訪問した照屋副知事の所見をお伺いします。

(6)、下地島空港の利用において、日米両政府は緊急を理由に、なし崩し的に軍事利用し既成事実を積み重ね、屋良覚書はなかったものにしようとしています。屋良覚書は沖縄県と政府の約束であり、有効に機能すべきものであり、今の状況は到底容認できません。覚書の条例をつくるべきだと考えますが、見解をお伺いします。

(7)、在沖米空軍は防錆整備格納庫を旧駐機場パパープ付近に建設する方針を決めた。住宅地から400メートルしか離れておらず、地域住民も騒音・悪臭等、新たな負担増を懸念しています。米軍の決定は、地域住民の要望を無視する暴挙であり容認できません。日米両政府に再検討するよう強く求めるべきだと思いますが、見解をお伺いします。

(8)、騒音防止協定無視の早朝及び昼夜を問わない

米軍機の離発着訓練、米軍基地からの騒音は年々劣悪になっている。また、辺野古の騒音は10年で3.3倍になった。住民が静かに暮らす権利を奪われた状況に憤りと怒りが込み上げます。辺野古・普天間基地・嘉手納基地の騒音の推移状況（5年間）と騒音防止協定の遵守を日米両政府に強く求めるべきだと思いますが、見解をお伺いします。

2、観光産業振興について。

(1)、新型コロナが5類感染症に移行してから、入域観光客数が大幅に増えています。観光業者にとっては好材料ではありますが、コロナ禍で他業種へ人材が流出して課題も山積しています。以下のことについてお伺いします。

ア、人材確保の支援策と外国人人材の受入れについて伺います。

イ、移動手段（バス・タクシー・レンタカー）の状況と支援策についてお伺いします。

ウ、空港における保安検査員の確保についてお伺いします。

(2)、6市町村（恩納村、本部町、宮古島市、石垣市、竹富町、北谷町）は観光産業の基盤整備や観光客の満足度向上のため、宿泊税の導入を検討している。県も2026年度に導入を検討しているが、ハワイは州税として13.25%徴収している。課題として、県、各自治体とではばらばらに徴収した場合、二重課税の懸念もあり、統一したシステムをつくる必要があると思います。以下のことについてお伺いします。

ア、自治体及び事業者との話し合い及び条例制定についてお伺いします。

イ、県民の意識調査についてお伺いします。

ウ、宿泊税の使い道の考え方についてお伺いします。

3、物価高騰対策について。

(1)、9月までは電気料金の値上がりは抑えられるが、10月以降の対策は未定となっています。電気料金の値上がりは生活必需品の価格高騰で苦しむ家計をさらに直撃します。また、企業の経済活動にも大きな影響が懸念され、引き続き、国に対し軽減対策をするよう強く要請していただきたい。見解をお伺いします。

(2)、県企業局は、市町村へ供給する水道料金単価を値上げする方向で検討している。住民が支払う水道料金は各市町村で定められているが、経営状況によっては値上げも考えられる。各水道事業者の経営状況を十分精査し、便乗値上げにならないよう取り組んでいただきたい。見解をお伺いします。

(3)、子牛価格の下落が止まらず、県内の繁殖農家が窮地に陥っています。原因は飼料高騰で、肥育農家の買い控えが主な要因であります。県産和牛ブランドも確立しつつある中、ブランドを守る対策が必要であります。以下のことについてお伺いします。

ア、令和5年度の飼料価格高騰対策についてお伺いします。

イ、飼料原料価格低減策として混合飼料の開発についてお伺いします。例として牧草との混合飼料、バガスとの混合飼料です。新たな考えがあるかどうかお伺いします。

4、環境問題について。

(1)、西原町の小波津川に外来植物のツルヒヨドリ並びにメリケンソウが公園、道路沿い、空き地、農地等に分布拡大している。県環境部自然保護課へ対策を求めたが、具体的な返答がなかったらしいです。状況調査と駆除計画はどのようになっているか、お伺いさせていただきます。

(2)、石垣市における大型ゴルフリゾート建設計画について、開発許可申請中とされているが、沖縄県ゴルフ場の開発事業に関する指導基準や県条例に基づく環境保全処置（カンムリワシの生息調査・安全対策、名蔵アンパル・名蔵湾への調査・予測、地下水くみ上げの調査・予測など不確実性が高い）に鑑み、慎重かつ厳正な審査を求めたい。見解をお伺いします。

5、労働災害について。

(1)、2022年労働災害発生状況によると、前年比1656人増の3267件と倍増し、1972年以降最多となった。新型コロナウイルス感染症関連の労災が大幅に増えているが、建設現場での墜落・転落・転倒なども増加傾向にある。減少に向けての取組についてお伺いします。

(2)、地方公務員災害補償基金の事務処理手続について、以下のことについてお伺いします。

ア、認定通知は何か月かかるのでしょうか。

イ、6か月後の再調査件数と書類の保存期間について伺います。

ウ、受付から調査まで円滑に行うための課題についてお伺いします。

6、教育行政について。

(1)、昨年度は教員不足により、担任不在の学級や複合学級などの状況が多発した。今年度はどのように改善されているのか伺います。

(2)、沖縄の教員不足の根本原因は、正規雇用(81.2%)の低さに起因している。正規雇用の取組について伺います。

(3)、働き方改革推進課が設置され、4月からスピードアップして取組がなされている。以下のことについてお伺いします。

ア、精神疾患による病休対策（メンタルヘルス）についてお伺いします。

イ、過重な長時間労働の改革についてお伺いします。

ウ、部活動改革についてお伺いします。

7、FIBAバスケットボールワールドカップ2023開催について。

(1)、プロバスケットボールBリーグのチャンピオンシップで、琉球ゴールデンキングスが初優勝した。県内の子供たちに自信と大きな夢を与え、いい刺激になったと思います。キングスの優勝と併せ、FIBAバスケットボールを盛り上げるまたとないチャンスであります。大会には世界中の地域から多くの人々が来沖することが予想される。受入れ準備と課題についてお伺いします。

ア、機運醸成の広報活動についてお伺いします。

イ、W杯関連のイベントについてお伺いします。

ウ、経済効果の見込みについてお伺いします。

エ、宿泊施設の収容状況についてお伺いします。

オ、交通の手段についてお伺いします。

カ、子供たちの観戦機会についてお伺いします。

キ、駐車場の確保についてお伺いします。

8、まちづくりについて。

(1)、西原町の西地区土地区画整理事業は、事業が始まってから約16年が経過し、地権者の不満が強くなっております。西地区土地区画整理事業へ予算措置するよう町から要請があったと思います。県の対応についてお伺いします。

(2)、小波津川河川改修事業の進捗状況、雑草対策についてお伺いします。

(3)、浦添西原線道路整備事業の進捗状況についてお伺いします。

(4)、那覇北中城線道路整備事業の進捗状況についてお伺いします。

(5)、幸地インターチェンジの進捗状況についてお伺いします。

9、MICE施設について。

(1)、県土の均衡ある発展を図るためには、マリントウンに整備を予定する大型MICE施設を核としたにぎわいを、東海岸一帯に連鎖させることが重要であります。大型MICE施設整備の取組と進捗について、伺います。

ア、沖縄県マリントウン国際会議・大型展示場の公

共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の内容、必要性について伺います。

イ、今議会に提案した理由についてお伺いします。

ウ、大型MICE施設の整備、運営、今後のスケジュールについてお伺いします。

よろしくお願ひします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 上里善清議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のア、大浦湾のサンゴの移植についてお答えいたします。

サンゴ類の移植は、確実な移植技術が確立されておらず、移植されたサンゴ類の大半が死滅する可能性があります。そのため沖縄県では、サンゴの特別採捕許可申請については必要性、妥当性の観点から審査をしており、令和4年7月に沖縄防衛局から申請があった大浦湾の特別採捕許可申請については、令和4年9月に必要性が認められないとして不許可処分としました。その後、審査請求により県の不許可処分が取り消され、令和5年3月に農林水産大臣からは是正の指示がなされたことから、沖縄県は国地方係争処理委員会に審査申出を行い、去る6月16日に池田副知事が農林水産大臣の是正の指示の違法性について意見陳述を行ったところであります。

沖縄県としましては、憲法の保障する地方自治及び水産資源の保護培養の観点から、沖縄県の主張が認められるよう、引き続き対応してまいります。

次に(5)、地域外交に対する知事の決意についてお答えいたします。

沖縄県では、沖縄独自の歴史的・文化的特性等のソフトパワーや地理的な優位性を生かし、観光、物流、環境、保健・医療、教育、文化、平和など多様な分野における国際交流を行ってまいりました。新・沖縄21世紀ビジョン基本計画で示している、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に向けては、このようなネットワークを最大限に活用し、平和的な外交・対話により地域の緊張緩和と信頼醸成に貢献していくことが重要であると考えております。このため、沖縄県では、本年4月に地域外交室を設置したところであり、基本方針の策定などと併せて沖縄独自の地域外交に積極的に取り組んでいくこととしております。

次に、MICE施設についての御質問の中の9の(1)のア及び9の(1)のイ、条例の内容、必要性と今議会に提案した理由についてお答えいたします。9(1)のアと9(1)のイは関連しますので、恐縮ですが一括

してお答えいたします。

今般提案した実施方針に関する条例は、PFI法に基づき、公共施設等運営権を設定する民間事業者を選定しようとする場合に定める実施方針に関し、必要な事項を定めるため制定するものであります。条例では、条例の趣旨、民間事業者の選定の手続、運営等の基準、業務の範囲、利用料金、その他必要な事項を定めております。令和5年度の実施方針の公表や特定事業の選定など、PFI法に基づく手続を着実に進めるため、条例を提案したところであります。

沖縄県では、大型MICE施設の整備により、成長著しいアジア地域や国内のMICE需要を取り込み、県経済の活性化や産業の振興を図るとともに、東海岸地域の振興による県土の均衡ある発展につなげてまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋副知事。

〔副知事 照屋義実君登壇〕

○副知事（照屋義実君） 上里善清議員から寄せいただきました御質問、1、知事の政治姿勢についての中から(5)、訪韓に対する副知事の所見についてお答えさせていただきます。

今回の韓国訪問では、済州フォーラムでの基調講演において、平和を希求する「沖縄のこころ」を世界に発信するとともに、沖縄県が地域外交に積極的に取り組む決意を示すことができました。済州特別自治道のオ・ヨンフン知事との面談では、済州と沖縄が連携を深めることの意義を改めて確認し、済州特別自治道が主導するグローバル平和都市連帯への加入意向書を提出いたしました。また、済州4・3平和財団のコ・ヒボム理事長との面談では、世界平和を願う双方の強い思いを共有するとともに、沖縄全戦没者追悼式と4・3犠牲者追悼式への相互参加の重要性について確認をいたしました。

沖縄県としましては、アジア太平洋地域等の自治体との連携強化に向けたネットワークが得られたことは大きな成果であり、今回の韓国訪問は、本県の地域外交のキックオフとして大きな意義があったと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 多良間一弘君登壇〕

○環境部長（多良間一弘君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のイ、ジュゴンに関する調査を国に求めることについてお答えいたします。

県が実施した令和4年度ジュゴン保護対策事業において、大浦湾に近い久志の沿岸海域で採取された大型海産草食動物のふんからジュゴンのDNAが検出されております。そのため、県は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る事後調査等について、令和5年4月7日付で沖縄防衛局に対し、ヘリコプターや小型航空機を用いた生息状況調査の回数の増加、久志の沿岸海域における水中録音装置の設置や海草藻場のはみ跡調査の実施等、調査の拡充について検討するよう求めたところであります。

同じく1の(8)のうちの辺野古・普天間基地・嘉手納基地の騒音の推移についてお答えいたします。

県では、関係市町村と連携して、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺における航空機騒音の調査を実施しております。両飛行場の過去5年間の測定結果については、毎年環境基準を超過している測定局があり、令和4年度の速報値では、嘉手納飛行場周辺の8局、普天間飛行場周辺の1局において環境基準を超過しております。なお、辺野古区では沖縄防衛局及び名護市が航空機騒音を測定しており、名護市の測定結果によると、令和4年度に観測された63デシベル以上の航空機騒音発生回数は2088回となっております。

次に4、環境問題についての(1)、外来植物のツルヒヨドリ及びメリケントキンソウへの対応状況についてお答えいたします。

県では、ツルヒヨドリを沖縄県対策外来種リストの重点対策種に位置づけ、その防除計画を策定し、沖縄島北部など自然環境保全上重要な地域において駆除を実施しております。メリケントキンソウについては、現在、本種の分布状況や駆除方法について情報収集を行っているところです。

県においては、マニュアルを作成することなどにより、土地の所有者や管理者が自らその土地にある外来植物を駆除できるよう、その普及啓発を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 半嶺 満君登壇〕

○教育長（半嶺 満君） 1、知事の政治姿勢についての中の(2)のア、シーガーアブに係る埋蔵文化財発掘の届出についてお答えいたします。

シーガーアブは、平成10年度から平成17年度に県教育委員会の分布調査で把握された戦争遺跡であり、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地となっております。

県教育委員会としましては、文化財保護法に基づ

き、事業者に対して事前にシーガーアブの状況把握のための測量調査を行うよう指導するとともに、糸満市教育委員会に対して工事立会いを行うよう要請しているところであります。

続きまして6、教育行政についての中の(1)、教員不足の改善状況についてお答えいたします。

県教育委員会では、小中学校の担任未配置などの改善を図るため、ペーパーティーチャーセミナーの実施等、全庁体制で臨時的任用教員の確保に取り組んでいるところであります。今年度4月時点で、教員不足による少人数学級の未実施は、27校30学級となっておりますが、担任の未配置はありませんでした。

県教育委員会としましては、引き続き、教員採用試験の制度改革や退職者の任用等を推進し、教員不足の解消に努めてまいります。

同じく(2)、教員の正規率向上の取組についてお答えいたします。

県教育委員会では、公立小中学校における次年度の採用について、今年度の採用から約50人増の400人程度を予定しております。また、正規率改善に向けた今後の採用計画の見直しについては、現在、最終的な確認調整を行っているところであります。

県教育委員会としましては、引き続き教員の採用に努め、正規率の向上を図ってまいります。

同じく(3)のア、教職員のメンタルヘルス対策についてお答えいたします。

本県教育職員の精神疾患による令和3年度の休職者数は199人で、メンタルヘルス対策は喫緊の課題であると認識しております。

県教育委員会では、学校の働き方改革や教職員のメンタルヘルス対策をさらに強化・推進するため、今年度から働き方改革推進課を設置し、予防事業、相談事業、療養及び復職等支援の充実に取り組むとともに、市町村と連携した公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業も実施し、教職員のメンタルヘルス対策に取り組んでまいります。

同じく(3)のイ、教職員の長時間労働の改善についてお答えいたします。

本県教職員の令和3年度の月80時間を超える長時間勤務者の割合は、小中学校で2.9%、県立学校で2.0%となっており、長時間勤務の改善が喫緊の課題であることから、今年度、働き方改革推進課を設置したところであります。今後、県内公立学校の全教職員に対して実施した業務改善に関するアンケートの結果等を踏まえ、短期・中期・長期の目標設定を行い、実効性のある取組を推進することにより、教職員が心身

の健康を維持し、教育活動に専念できる環境の確保に努めてまいります。

同じく(3)のウ、部活動改革についてお答えいたします。

国においては、令和5年度から令和7年度までの3年間を、公立の中学校における休日の部活動地域移行に向けた改革推進期間と位置づけております。

県教育委員会としましては、令和4年度から検討会議を立ち上げ、運営主体の確保や、保護者の新たな費用負担等の課題について検討を行ってまいりました。今年度は、県において推進計画を策定するとともに、国の事業により、県及び4市村へ総括コーディネーターを配置するなど、市町村が円滑に地域移行できるよう取り組んでいるところであります。今後とも関係機関と連携し、休日の部活動の地域移行について取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(宮平道子さん) 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)のイ、遺骨が眠る可能性がある土地の取得についてお答えいたします。

戦没者の遺骨収集については、戦没者遺骨収集推進法により、国の責務であることが明記され、国において同施策を総合的かつ計画的に実施しており、県は国からの業務委託を受け、一部を実施しております。また、戦没者の遺骨の残る可能性を理由として土地を取得することについては、その目的や必要性、取得後の維持管理など様々な課題を検討する必要があると考えております。

同じく(3)のア、第32軍司令部壕保存・公開の課題についてお答えいたします。

第32軍司令部壕は、戦後77年以上が経過していることから、壕内部の劣化の進行が懸念されております。令和3年度に実施した調査において、坑道内の崩落や落盤、一部水没等の発生が確認されており、壕を保存・公開するに当たっては、安全性の確保等が課題であると認識しております。このため、壕内外の各種調査の実施や、安全対策を含めた費用及び財源の確保、また文化財指定の取組との整合性についても引き続き検討してまいります。

同じく(3)のイ、第32軍司令部壕保存・公開の取組についてお答えいたします。

第32軍司令部壕は、沖縄戦の実相と教訓を次世代に継承するための重要な戦跡であります。第32軍司

令部壕の保存・公開については、首里城復興基本計画の基本施策の一つとして位置づけられており、これまでの間、専門家による委員会において御議論をいただき、令和5年3月に提言をいただいたところです。県では、同提言を踏まえて基本方針等を策定し、引き続き本方針等に基づいた壕の保存・公開に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 溜 政仁君登壇]

○知事公室長(溜 政仁君) 1、知事の政治姿勢についての中の(4)、安保関連3文書に関する国への要請内容と見解についてお答えいたします。

県は、いわゆる安保関連3文書に関し、去る6月9日、防衛大臣に対し、反撃能力を有する装備の本県への配備は行わないことや、自衛隊の配備は在沖米軍基地の整理縮小とあわせて検討すること等を要請しました。

県としては、アジア太平洋地域の安全保障環境が厳しさを増していることは認識しております。しかしながら、米軍基地が集中していることに加え、自衛隊の急激な配備拡張による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや沖縄が攻撃目標となることは、決してあってはならないと考えております。

次に同じく1の(7)、防錆整備格納庫整備計画の見直しについてお答えいたします。

県としては、嘉手納飛行場の通称パパーループへの防錆整備格納庫移設計画について、嘉手納町と連携し、日米両政府に対し、再三にわたり撤回を求めてきました。しかしながら、去る4月28日、政府から、日米の協議の結果、防錆整備格納庫については当初の計画どおり進めることとなった旨の説明があり、このような決定がなされたことは、大変残念であります。同格納庫の建設により地元の不安がこれ以上増加することがあってはならないと考えており、今後の対応については、嘉手納町と意見交換を行い、検討してまいります。

次に同じく1の(8)の中の騒音防止協定の遵守についてお答えいたします。

普天間飛行場及び嘉手納飛行場においては、基地負担の軽減を図るため、航空機騒音規制措置に関する合意や航空機の訓練移転が実施されておりますが、昼夜を問わない訓練や外来機の飛来等が周辺地域住民に多大な騒音被害を及ぼしており、負担軽減と逆行する状況にあると言わざるを得ません。県は、これまであら

ゆる機会を通じ、同規制措置の厳格な運用等、航空機騒音の軽減について要請しており、引き続き関係市町村や軍転協等とも連携しながら、騒音をはじめとする周辺住民の負担軽減が図られるよう、日米両政府に対し粘り強く働きかけていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 前川智宏君登壇〕

○土木建築部長（前川智宏君） 1、知事の政治姿勢についての(6)、屋良覚書の条例化についてお答えいたします。

県では、屋良覚書及び西銘確認書に基づき、下地島空港を人命救助、緊急避難等、特にやむを得ない場合を除き、民間航空機に使用させる方針で管理運営しております。

県としては、引き続き両文書に基づき空港の管理運営を行うとともに、その趣旨をどのように条例へ反映させることができるのか、関係部局と連携し、研究を進めているところであります。

次に4、環境問題についての(2)、石垣市における開発許可申請の審査についてお答えいたします。

都市計画法に基づく開発許可申請は、同法第33条に定める開発許可の基準等に適合していることが求められております。本開発許可申請につきましても、同法に基づく許可基準等の適合性について、適正に審査を行っているところであります。

次に5、労働災害についての(1)、建設現場の労働災害防止の取組についてお答えいたします。

沖縄労働局の資料によりますと、令和4年の県内の建設業における労働災害死傷者数は227人となっております。令和3年の206人と比べると21人の増加となっております。このうち、墜落・転落等による死傷者数は78人となっております。令和3年の88人と比べて10人の減少となっております。

県は、下請業者等を含めた工事関係者の安全で衛生的な作業環境を確保するため、沖縄労働局等関係機関と連携し、安全講習会や安全パトロール等を実施しており、引き続き、労働災害防止に取り組んでまいります。

次に8、まちづくりについての(1)、西原町の西原西地区土地区画整理事業についてお答えいたします。

本地区は、西原町のゲート性を有する商業地として位置づけられ、都市モノレールてだこ浦西駅の供用に伴い、当事業に対する期待が高まっているところであります。事業進捗は、令和4年度末で約56%となっており、県は引き続き町と連携し、沖縄振興公共投資

交付金の所要額確保に向けて取り組んでまいります。

次に同じく8の(2)、小波津川河川改修事業の進捗状況と雑草対策についてお答えいたします。

小波津川については、整備延長約3.8キロメートルのうち、河口部から西原町役場付近までの約1.7キロメートルが概成しており、令和5年度は橋梁整備を行う予定であります。また、整備済みの下流区間において雑草木が繁茂している状況があることから、緊急浚渫推進事業債を活用し、今年度からしゅんせつ及び雑木除去を行う予定であります。今後とも西原町と連携し、小波津川の早期整備及び適切な維持管理に努めてまいります。

次に同じく8の(3)、浦添西原線の進捗状況についてお答えいたします。

浦添西原線は、沖縄本島の東西軸を結ぶハシゴ道路ネットワークを構築する道路であり、道路事業、街路事業等により整備を推進しております。道路事業における進捗率は、令和4年度末の事業費ベースで翁長・嘉手苺工区が約37%、嘉手苺・小那覇工区が約96%となっております。今後とも所要額の確保に努め、早期供用に向け取り組んでまいります。

次に同じく8の(4)、那覇北中城線の進捗状況についてお答えいたします。

那覇北中城線は、沖縄本島中南部を縦断する主要地方道であり、石嶺市営住宅付近から上原交差点までの約4キロメートル区間の整備を推進しております。進捗率は、令和4年度末の事業費ベースで幸地・翁長工区が約52%、翁長・上原工区が約76%となっております。今後とも所要額の確保に努め、早期供用に向け取り組んでまいります。

次に同じく8の(5)、幸地インター線の進捗状況についてお答えいたします。

幸地インター線は、沖縄自動車道と浦添西原線を連結し、ハシゴ道路ネットワークを構築するとともに、てだこ浦西駅と沖縄自動車道を接続する道路であり、西原町翁長から幸地の約0.8キロメートル区間の整備を推進しております。進捗率は、令和4年度末の事業費ベースで約63%となっております。今後とも所要額の確保に努め、早期整備に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 2、観光産業振興についての(1)のア、人材確保と外国人人材の受入れについてお答えします。

県では、観光人材の確保・定着を図るため、観光事業者の生産性向上に資する取組を支援するとともに、合同就職説明会や職場訓練を通じて、観光事業者と求職者のマッチングを促進することとしております。また、人材確保に向けては、外国人材の活用も重要と考えていることから、本事業で実施する合同就職説明会や職場訓練の対象に外国人の求職者も含めるとともに、今年9日に国が特定技能2号の拡大を閣議決定したことを踏まえ、その活用の検討を含め、積極的な外国人材の受入れに取り組んでまいります。

同じく2の(1)のイのうち、貸切りバス及びレンタカーの状況と支援策についてお答えします。

沖縄総合事務局の運輸要覧によると、令和4年3月の県内の貸切りバスの台数は928台となっております。また、レンタカー協会によると、令和5年3月の車両保有台数は2万332台となっております。現在、貸切りバスやレンタカーについては、人材不足に伴う稼働率低下が課題となっております。このため、県では、人材確保など受入れ体制の再構築を図る取組に対する支援などを実施しております。今後も、バス協会やレンタカー協会と意見交換を行いながら、観光客の交通手段の確保に努めてまいります。

同じく2の(2)のアのうち、宿泊税に係る市町村等との意見交換についてお答えします。

県では、沖縄が世界に誇れる観光リゾート地として発展することを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図る観点から、宿泊税の導入に向けた検討を進めております。検討に当たっては、観光客の過重な負担とならないよう、導入予定市町村と丁寧な議論を行うとともに、沖縄観光を取り巻く状況の変化を適切に把握しながら、観光関連団体等と意見交換を行うこととしております。

同じく2の(2)のイ、県民の意識調査についてお答えします。

県では、実効性の高い観光施策の企画・立案などに資することを目的に、沖縄観光に関する県民意識調査を実施しております。令和3年度の同調査では、観光税の活用方法について、「海などの自然環境の保全」が69.8%、「道路や公共トイレなど観光客も利用する公共施設の美化整備」が55.3%、「観光施設等のバリアフリー化」が34.6%などとなっております。環境の保全や美化、ユニバーサルデザインの導入に期待する結果となっております。また、条例の制定に際しては、パブリックコメントにより幅広く意見を聴取することとしております。

同じく2の(2)のウ、宿泊税の用途についてお答え

します。

宿泊税については、目的税であることから納税者に利益が還元される必要があります。このため、用途については、観光客の受入れ体制の充実強化、観光地における環境及び良好な景観の保全、観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興、地域社会の持続可能な発展を通じた観光の推進を想定しております。あわせて、宿泊業をはじめ観光関連産業の観光危機管理対策への活用も検討してまいります。用途については、市町村や観光関連団体と意見交換を重ねながら検討してまいります。

7、FIBAバスケットボールワールドカップ2023開催についての(1)のア、機運醸成の広報活動についてお答えします。

FIBAバスケットボールワールドカップ2023の機運醸成を図るため、空港や建物を利用したシティードレッシングやモノレールなど公共交通機関へのラッピング装飾、県内各社へのテレビCM放映、航空会社の機内誌への特集記事の掲載、東京駅や羽田空港での動画放映等を行っています。県を事務局とする開催地支援協議会では、さらなる機運醸成のため、引き続き県内のテレビCM等を行うとともに、県内市町村と連携した住民向け広報誌への記事掲載、インターネットを活用した広報活動、シティードレッシングの実施箇所の拡充などに取り組んでまいります。

同じく7の(1)のイ、ワールドカップ関連のイベントについてお答えします。

県内での関連イベントについては、琉球海炎祭、沖縄国際映画祭などでプロモーションを行うとともに、令和5年5月17日には大会100日前イベントを開催しました。県外では、川崎市におけるはいさいFESTAや、各地で開催されたBリーグの試合に合わせてブース出展などを行っています。

開催地支援協議会としましては、今後も新宿エィサーまつりや日本代表強化試合など、県内外でのイベント出展を計画しており、引き続き大会周知に取り組んでまいります。

同じく7の(1)のウ、経済効果の見込みについてお答えします。

平成31年3月に公益財団法人日本バスケットボール協会が公表したFIBAバスケットボールワールドカップ2023の経済波及効果調査によると、本大会の県全体での経済効果は、62.7億円と試算されております。

同じく7の(1)のエ、宿泊施設の収容状況についてお答えします。

本大会を目的に来沖する観客数等については、観客及び関係者等の合計が約5万3000人であり、1日当たりで約5300人と試算されております。また、令和元年8月の海路客と離島客を除く観光客が約80万6000人、平均泊数を考慮すると、1日当たりで約8万5000人となり、これらを合わせると約9万人と推計されます。令和4年宿泊施設実態調査結果によれば、令和4年12月現在の沖縄本島におけるホテル・旅館の収容人数は約10万8000人であることから、宿泊施設は足りるものと考えております。

同じく7の(1)のオ、交通の手段についてお答えいたします。

観客の沖縄アリーナへのアクセスにつきましては、公共交通機関のほか、開催地支援協議会が運行する無料シャトルバスの利用を想定しています。シャトルバス発着場としましては、北部方面等からの結節として、北谷町美浜エリア、沖縄市周辺2か所、南部方面からの結節として、ゆいレールてだこ浦西駅を予定しています。

同じく7の(1)のカ、子供たちの観戦機会について。

開催地支援協議会では、離島を含む県内全域の小中学生を対象に、約1万人を沖縄アリーナでの試合観戦に無料招待します。当日の会場までの移動は、沖縄県総合運動公園から専用のシャトルバスを運行する予定です。また、離島からの参加者には、本島までの往復に係る航空運賃または船賃及び本島1泊分の宿泊費を協議会において全額負担することとしております。

同じく7の(1)のキ、駐車場の確保について。

大会期間中、会場周辺の混雑を避けるため、沖縄アリーナを含むコザ運動公園内の駐車場については、シャトルバス発着場としての利用、FIBAなど大会関係者や障害のある方などの駐車場として利用する方向で、関係機関と調整を行っています。観客の皆様には、北谷町美浜エリアや沖縄市周辺2か所のほか、てだこ浦西駅に駐車場を設置し、沖縄アリーナとの間で運行するシャトルバスを利用していただく予定としています。

9、MICE施設について……。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時30分休憩

午後3時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

この際申し上げます。

答弁の途中ではありますが、割り当てられた往復時間を超過しましたので、上里善清君の代表質問はこれ

をもって終了いたします。

20分間休憩いたします。

午後3時31分休憩

午後3時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

当山勝利君。

〔当山勝利君登壇〕

○当山 勝利君 ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

ていーだ平和ネット会派の当山勝利です。

本日最後になりますけれども、会派を代表して質問させていただきます。よろしく願いいたします。

1、知事の政治姿勢について。

5月19日から3日間、日本が議長国となりまして広島サミットが開催されました。首脳声明では、新興・途上国との連携、核兵器のない世界へ向けた現実的なアプローチ、中国への懸念を伝えることなどが盛り込まれています。しかし、核兵器による抑止を正当化し、それを原爆の被害を受けた広島から発信したことへの批判、今回のG7が世界の分断をさらに加速させたという意見もあります。知事の広島サミットに対する所見を伺います。

政府は、こども未来戦略方針の素案を発表し、児童手当の拡充や育休給付率の引上げなどを盛り込みました。必要な予算は3兆円台半ばとされ、増税はせずに歳出改革、支援金制度などが示されていますが、具体的な財源確保については明らかにされていません。報道では社会保険料への上乗せ、医療・介護の歳出改革などが上がっています。首相は、国民に追加負担をさせないとしていますが、本当に可能なのか。少子化対策は重要な施策ですが、財源を示さない国のやり方に批判が多いのも事実です。今回政府が示した素案に対する知事の見解を伺います。

日本の防衛力強化のために5年間で43兆円という巨額の予算が投じられますが、その財源の確保に関する特別措置法が可決されました。税外収入、決算剰余金などで賄うとしていますが、増税も含まれています。いろいろなものをかき集めるのは1回だけの話で、将来、大增税は間違いないとする識者もいます。本法案は、安保関連3文書による敵基地を攻撃できる反撃能力を持つミサイルの開発・配備や沖縄を軍事要塞化する施策などを展開するための予算ですが、知事の所見を伺います。

玉城デニー知事は、辺野古、豊原、久志の区長の方々と意見交換されました。知事は冒頭、あらゆる機

会を通じて目に見える形で政府にしっかりと求めていくと発言され、会談後、記者団の取材の中で、地元の区長から率直な意見をぶつけたとの発言があったようです。今回の意見交換の率直な感想を知事に伺います。また、地元の要求に対してどのように対応されるか伺います。

平成21年、当時の与那国町長は、国境に接している島であり、人口減少を防ぐ目的で国に対し自衛隊の誘致を要請し、平成28年、海域や空域の活動をレーダーで監視する沿岸監視隊が与那国に配備されました。ところが、昨年の防衛省予算案において地対空誘導弾部隊等の配備、隊庁舎、火薬庫、覆道射場などの整備予定などが示され、県への説明がないまま地元への説明会が今年5月に行われました。沿岸監視隊が配備された当時、町長はマスコミに対してしこりがあるのは確かだと発言していましたが、今回のなし崩し的なやり方によるミサイル部隊の配備は、さらなるしこりを生んでいるのではないのでしょうか。今回の与那国へのミサイル部隊の配備について、そして今後も同様のことが与那国にかかわらず県内の自衛隊基地で起きる可能性があります。それぞれに対する知事の所見と対応について伺います。

地対空誘導弾P A C 3が与那国に初めて展開されました。現地を視察し地元住民の方々と意見交換させていただきましたが、地元の複雑な思いを伺いました。このような住民の日常生活に不安を与えることにつながるP A C 3の配備に、憤りを覚えます。また、石垣ではクルーズ船が寄港する岸壁に接する民間地に配備され、自衛隊員が銃を持って立ち、警戒しているさまは物々しく異様な光景でした。近くには燃料タンクがあり、さらにP A C 3の向けられた方向には民間船の出入りする海路、そしてその先には繁華街もある。万が一のことを考えると、あり得ない場所への配備です。クルーズ船が寄港するというので、6月18日に東側の人工ビーチ付近の緑地帯に移動したようですが、そもそもこのような民間地に展開することが間違っています。北朝鮮から打ち上げられたときは台風2号が接近し、強風を警戒したのかP A C 3は展開されませんでした。何のための配備なのか甚だ疑問です。今回の八重山、宮古島へのP A C 3配備に対する知事の所見を伺います。

政府は、重要土地等調査法に基づき規制できる新たな特別注視区域などを県内で39か所候補地として公表しました。同法は、重要施設の機能を阻害する行為が判明すれば、中止勧告や命令だけでなく、従わなければ罰則を科しますが、阻害する行為が具体的に示さ

れていないことや、表現の自由を侵害するおそれもあると識者から問題点を指摘されています。県はこのような指摘に対して、国からどのような説明を受けているのか伺います。また、今回の候補地に対して県の対応を伺います。同法により、今後、県内米軍基地周辺地域も候補地になると予想されており、広大な土地が規制対象になるおそれがありますが、知事の考えを伺います。

マイナンバーカードのトラブルが相次ぐ中、健康保険証を廃止してマイナンバーカードに一本化する改正関連法が成立しました。しかし、コンビニエンスストアで他人の住民票などを誤交付したり、健康保険証の一体化で他人の情報を登録、マイナンバーと支援金の受取口座のひもづけで他人の口座を登録、マイナポイントを申請者と別の人に付与するなどのトラブルが相次いでいます。改正関連法による保険証廃止で、さらにトラブルが発生するのではないか。またマイナカードを取得していない方に対して資格確認書を発行するとしていますが、更新制で窓口負担もマイナ保険証より重く、カード取得の事実上の義務化との指摘があります。知事の所見を伺います。

2、子供の貧困解消に向けて。

昨年、県の調査でヤングケアラーと思われる児童生徒が全体の約5.5%、7450人に上ることが明らかとなりました。このような児童生徒を支援する施策の展開は急務です。子どもの貧困対策推進基金を活用した県事業のヤングケアラー支援のための施策について伺います。また、国のヤングケアラーを支援する法整備も必要ではないか、対応を伺います。

子育て総合支援事業において、生活困窮家庭の児童生徒を対象にした学習支援が行われていますが、事業について伺います。また、令和4年の大学等進学率が44%と大きく伸びましたが、その要因として給付型奨学金制度が考えられます。県の給付型奨学金の枠を広げることにについて伺います。そして、県外大学等進学サポート事業は、良い制度ではありますが、まだ利用者が少ないように思われます。対応について伺います。

若年妊産婦の方々への支援事業について伺います。

3、性感染症（H I V・エイズ）対策について。

沖縄県内のH I V・エイズ症例報告数は全国で高く、2021年、エイズ患者は全国で最も高い値を示しましたが、その原因は診断の遅れです。さらに、H I V感染者及びエイズ患者は累計で年々増加しており、中核病院だけの診療体制はキャパシティを超えているのが現状です。また、感染者や患者の高齢化も確

実に進んでいますが、残念ながら対応できる介護施設が皆無に近い状態です。そこで、拠点病院の新設が必要ですが、県の対応について伺います。また、患者の高齢化に伴い介護施設が必要ですが、対応について伺います。そして、人口が多く中核市である那覇市において拠点病院がないことも課題です。県の対応について伺います。

4、沖縄21世紀ビジョン達成率等について。

沖縄21世紀ビジョンの達成状況が公表されましたが、知事の所見を伺います。

沖縄21世紀ビジョンによる、ものづくり分野における成果について伺います。また、新・沖縄21世紀ビジョンの展望値として、次の10年間で第2次産業総生産額は約3000億円の拡大が見込まれていますが、そのためにはものづくり分野の成長が重要です。次の10年をどう展開するのか伺います。

5、沖縄県経済について。

令和2年度の県内総生産額は前年度と比べ縮小し、全国平均と比べ経済成長率の落ち込みは沖縄県のほうが大きくなりました。県は、入域観光客数の減少、つまり観光による収入減を一つの要因としています。新型コロナのような感染症は今後も繰り返し起きるとされており、パンデミックにより県経済が大きな影響を受けます。県経済の落ち込みをできるだけ小さくするためのリスク回避を、産業構造の視点から見て中長期的にどう解決するのか伺います。

令和4年度の四半期ごとの観光収入及び人泊数の概況が発表されていますが、7月から9月期において、観光客1人当たりの県内消費額は12万272円でした。またそれ以外の期においても、コロナ前の消費額より高くなっています。観光客1人当たりの県内消費額が高くなった要因について伺います。また引き続き消費額を高めるための対策について伺います。

沖縄県内でベースアップを行うとした企業は、沖縄総合事務局の調査で4割を超えることが分かりました。物価高の中にあって県民は厳しい生活を強いられていますが、今年度に入り、沖縄県内の賃金はどれだけ上昇し、実質賃金はどうなっているのか、実態について伺います。

6、PFASについて。

県内の米軍基地周辺の水質検査において、高濃度の有機フッ素化合物が検出され、また市民団体が行った血中濃度検査においても米国の目安値より高い値を示すなど、県民の健康被害が懸念されています。知事は、政府の骨太方針にPFOSなどによる水道水汚染の原因究明や調査の負担などを反映するよう要請しま

した。県民も原因を明らかにするために米軍基地への立入調査を求めていると、県議会においても幾度となく取り上げられていますが実現していません。中部市町村長会も、米軍基地への立入調査を国に要請しています。米軍基地への立入調査実現に向けて、県の取組について伺います。

7、対話式人工知能（生成AI）ルール化について。

対話式人工知能（生成AI）は、大量のデータを学習し、利用者が求める文章、画像、動画などを作成でき、その利便性の高さゆえに近年利用者が増えていますが、ネット上や質問から個人情報収集のため、プライバシーの侵害や、また偽情報の拡散などの問題点も指摘されています。神戸市は、生成AIを職員が業務で利用するルールを定めた条例改正案を議会に提出し、可決されました。県においても早期の対応は必要ではないか伺います。また、学校現場の生成AIの対応についても伺います。

答弁のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（赤嶺昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 当山勝利議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の1の(1)、広島サミットに対する認識についてお答えいたします。

今般、被爆地である広島でサミットが開催され、ウクライナ侵攻、世界経済、気候・エネルギー、地域情勢など、国際社会の様々な課題について意見交換が行われています。先進7か国が信頼関係を構築しながら、課題の解決に向けて協議を重ねることは重要であると認識いたします。また、各国の首脳が広島平和資料館を初めてそろって訪問し、被爆者の体験に耳を傾け、被爆の実相に触れる機会を共有することができたことは、やはり意義あるものだと考えております。その一方で、核抑止力の取扱い等をめぐり、様々な批判があるということも承知しております。

悲惨な地上戦を体験し、世界の恒久平和を心から願う沖縄県としましては、各国が連帯し、核兵器のない平和な世界の実現に向けて努力を続けていくことが必要だと考えています。

次に(4)、久辺3区との意見交換の感想と県の対応についてお答えいたします。

今回の意見交換は、辺野古新基地建設計画や基地負担の現状、地域の振興などについて、久辺3区の代表

の方々と私がお互いの考えを率直に述べ合う場となり、相互理解を深めるよい機会となりました。特に、沖縄県が辺野古新基地建設に反対する理由や、普天間飛行場代替施設を「辺野古新基地」と呼ぶ理由についても、私から久辺3区の皆様に対して丁寧に説明する機会をいただけたことは、大変有意義なものであったと考えております。

沖縄県としては、辺野古新基地建設問題の解決及び基地負担の軽減を図るため、引き続き、日米両政府に対して訴えるとともに、名護市や地元と連携しながら要望のありました地域の活性化に向けてもしっかりと取り組んでまいります。

次に6、P F A S についての御質問の中の(1)、米軍基地への立入調査についてお答えいたします。

沖縄県では、これまでに嘉手納飛行場、普天間飛行場、キャンプ・ハンセンへの立入り申請を行っておりますが、いまだ実現しておりません。このため、国及び米軍に対し、令和4年7月及び8月に再度要請したほか、私が同年9月28日に浜田防衛大臣、10月3日には松野内閣官房長官、10月4日には林外務大臣に対し、基地内への立入調査の実現などを強く求めたところであります。また、今年3月には訪米活動を行い、国務省・国防総省に対し、速やかに米軍基地の立入調査を認めるよう求めるとともに、連邦議会議員には現状を説明し協力を求めたところです。さらに、毎年度、渉外知事会や軍転協要請においても、立入調査の実現等を求めているところであります。

沖縄県では、立入調査の実現に向けて、今後も引き続き、国や米軍に対し強く求めてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(宮平道子さん) 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)、こども未来戦略方針に対する見解についてお答えいたします。

こども未来戦略方針では、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充など、3年間の集中取組期間において実施すべき加速化プランを明らかにしております。県では、県民が安心して結婚し出産・子育てができる社会を目指し、各種施策を推進しており、同方針により支援の拡充強化が図られるものと考えております。国において、今後、施策を推進するための制度設計や安定した財源の確保が示されることになっており、県としましても、国と連携の上、少子化

対策に取り組んでまいります。

2、子供の貧困解消に向けての御質問の中の(1)、ヤングケアラーの支援施策と国の法整備についてお答えいたします。

県では、子どもの貧困対策推進基金を活用し、困難を抱える家庭を訪問し、家庭状況等を把握して必要な支援を届けるヤングケアラー等寄り添い支援事業や、福祉・医療・介護・教育等の関係機関職員に理解促進を図るための研修を実施しております。国ではヤングケアラー支援に向けた財政措置を講じるとともに、去る6月13日に決定したこども未来戦略方針において、ヤングケアラーへの支援強化を位置づけました。引き続き、国の動向を注視しながら支援に取り組んでまいります。

同じく(2)、生活困窮世帯の児童生徒への学習支援等についてお答えいたします。

県では、生活困窮家庭の児童生徒を対象に、無料塾の設置等による学習支援などを行う子育て総合支援事業を実施しており、令和5年度の受入れ可能者数は約1300名となっております。また、子どもの未来県民会議においては、令和4年度より県外の大学等への進学を希望する低所得世帯の高校生に対し、渡航費用を助成する県外大学等進学サポート事業を実施しております。令和4年度は、申請のあった130名全員に渡航費用を支給しており、令和5年度は予算を拡充し、より多くの子供たちへ支援を行うこととしております。

同じく(3)、若年妊産婦への支援についてお答えいたします。

現在、県内6市町において、若年妊産婦に対し生活支援や就労支援などを行う居場所が運営されており、令和5年度からは、県事業で広域型の居場所を1か所設置することとしております。このほか、令和5年度から国庫補助事業を活用し、若年妊産婦等の相談支援や宿泊型居場所の提供等を行う特定妊婦等支援臨時特例事業を実施することとしております。引き続き、市町村などと連携しながら、困難を抱える若年妊産婦等の支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 溜 政仁君登壇]

○知事公室長(溜 政仁君) 1、知事の政治姿勢についての(3)、防衛費の財源を確保するための法律に対する所見について。

去る6月16日に成立した我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法においては、5年間で43兆円に上る防衛予算の財

源を確保するため、財政投融资特別会計等からの一般会計への繰入れ等の措置を講じ、防衛力強化資金を設置するとされております。

県としては、防衛関係予算については、反撃能力の保有、国民の生活に直結する増税等の問題を含め、今後とも国政の場で十分に議論を深め、国民に対し丁寧に説明していくべきであると考えております。

次に同じく1の(5)、県内へのミサイル部隊の配備についてお答えいたします。

去る5月15日、防衛省は与那国町において、同町在住者を対象に与那国駐屯地への地対空誘導弾部隊の配備に関する説明会を開催しております。与那国島へのミサイル部隊の配備に関しては、これまで、同説明会で配付された資料を含め、関連する資料が沖縄防衛局から県に提出されておりますが、対面での県への説明は現在のところありません。

県としては、今後の県内へのミサイル部隊の配備については、防衛省に対し、配備スケジュール等の丁寧な説明と速やかな情報提供を求めるとともに、関係自治体とも連携し適切に対応したいと考えております。

同じく1の(6)、八重山等へのPAC3の配備についてお答えいたします。

去る5月29日の防衛大臣による破壊措置命令により、PAC3が那覇、宮古及び与那国の駐屯地内に展開されたほか、石垣については、南ぬ浜町の新港地区へ展開されております。

県としては、政府において、県民の生命財産の安全を確保するため万全の措置を取る必要があると考える一方、県民の不安や県民生活への影響が広がることがないように配慮する必要があると考えております。このため、知事は、去る6月9日の防衛大臣に対する要請において、住民や港湾労働者に丁寧な説明を行い、その活動に及ぼす影響が最小限となるよう措置することを申し入れたところです。

同じく1の(7)、重要土地等調査法についてお答えいたします。

昨年9月の内閣府の説明によると、機能阻害行為は、網羅的に列挙することは困難であるが、一定の予見可能性を確保するため、基本方針においてその類型を例示しており、また、思想信条等に係る情報を含め、その土地等の利用に関連しない情報は収集しないとしております。また、去る5月12日に内閣府が示した注視区域等の候補地については、県は、最大限地域の実情を踏まえ対応すること、指定の具体的な必要性を明らかにすることなど11項目の意見を6月12日に提出しております。この意見においては、自衛隊施

設も含め広大な防衛関係施設が所在する本県においては、指定の影響が広範囲に及ぶおそれがあることから、指定は真に最小限度のものとすることも求めています。

以上になります。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 糸数 公君登壇]

○保健医療部長(糸数 公君) 1、知事の政治姿勢についての(8)、マイナンバーカードにひもづけられた健康保険証の取得についてお答えいたします。

マイナンバーカードを健康保険証として利用することについては任意であり、同カードを利用しない人には、本人の申請等に基づき資格確認書が交付されることとなっております。同カードを利用することで、保険者が変わっても保険証の切替えが必要ないことや、問診等の業務負担が減ることから利用者の窓口負担が低くなること等のメリットがあります。

県としては、必要な人が必要な医療を受けられることが大切であると考えており、資格確認書の利用者に不利益が生じないように、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

続きまして3、性感染症(HIV・エイズ)対策についての(1)及び(3)、那覇市を含めた拠点病院の新設についてお答えします。

3の(1)と3の(3)は関連しますので、一括してお答えします。

現在、県内のエイズ治療拠点病院は、琉球大学病院、県立中部病院、県立南部医療センター・こども医療センターの3医療機関が指定されています。HIV感染者及びエイズ患者報告数は年々増加傾向にあり、拠点病院以外での診療の必要性が指摘されています。

県としましては、状態が安定している患者の診療を行う協力病院の確保を行っているところですが、今後は人口の多い那覇、南部地域にも確保するように努めてまいります。

同じく(2)、患者の高齢化への対応についてお答えします。

県内のHIV感染者とエイズ患者は、増加傾向が継続している一方、診療レベルの向上と抗HIV療法の普及によりコントロール可能な慢性疾患となっており、患者の高齢化に伴い介護サービスを必要とする方が増えている可能性があります。そのため、状態が安定している患者からは感染することがないことを介護等に関わる関係者に向けて、研修会等を通じ理解を深めているところです。

県としましては、引き続き、介護施設等に対しH I

V感染症に対する正しい知識の普及啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

[教育長 半嶺 満君登壇]

○教育長（半嶺 満君） 2、子供の貧困解消に向けての(2)、県の給付型奨学金の枠を広げることについてお答えいたします。

県教育委員会では、平成28年度から能力を有するが経済的に県外進学が困難な状況にある県内高校生の県外難関大学等への進学を促進することを目的に給付型の奨学金制度を開始したところです。令和2年度には、国の支援制度が低所得世帯に手厚い支援を開始したことから、所得要件を緩和し中間所得層まで支援を拡大しております。令和6年度は、国の制度のさらなる拡大が計画されていることから、具体的な支援内容等を注視し、適切な支援ができるよう努めてまいります。

続きまして7、対話式人工知能（生成A I）ルール化についての(2)、学校現場での生成A Iの対応についてお答えいたします。

学校現場における生成A Iの利用については、A Iによる誤回答や子供たちの思考力や創造性への影響など、様々な懸念の声があるものと承知しております。

一方、児童生徒の学習の基盤となる資質・能力として情報活用能力を育成することは重要であり、新たな技術である生成A Iを使いこなすといった視点も必要だと考えております。国においては、生成A Iの学校現場での利用に関するガイドラインを夏前を目途に策定、公表することとしており、県教育委員会としましては、それを踏まえ、今後、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

[企画部長 金城 敦君登壇]

○企画部長（金城 敦君） 4、沖縄21世紀ビジョン達成率等についての(1)、沖縄21世紀ビジョンの達成状況についてお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョンの前期10年に相当する沖縄21世紀ビジョン基本計画の達成状況については、基本計画で掲げた展望値6指標のうち、総人口、労働力人口、就業者数、完全失業率の4指標が展望値に到達しております。これは、計画策定主体が県に移行し、高率補助、沖縄関係税制や新たに導入された一括交付金を有効に活用し、自主性を発揮した施策の展開を図ってきた結果によるものと考えております。また、同実

施計画で定めた目標とするすがたにおいては、74%が基準値より前進したほか、成果指標については、75%が前進となっております。前基本計画においては、1人当たり県民所得の向上等は、いまだ十分ではないなど課題は残っておりますが、その解決に向け、新・基本計画に基づく施策を着実に推進し、取り組んでまいります。

次に5、沖縄県経済についての(1)、県経済の落ち込みリスク回避への対応についてお答えいたします。

本県の産業構造は、全国と比較し第3次産業の割合が高く、コロナ禍において、観光需要の落ち込み等により経済への影響が大きかったものと認識しております。

県としては、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、リーディング産業である観光産業の高付加価値化など質の向上、企業の稼ぐ力の強化、アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成、沖縄の優位性や潜在力を生かした新たな産業の創出、域内自給率の向上等、施策を総合的に推進し、強くしなやかな自立型経済の構築を目指してまいります。

次に7、対話式人工知能（生成A I）ルール化について(1)、生成A Iの利用ルールの制定についてお答えいたします。

生成A Iの活用については、自治体の中でも慎重な姿勢を示すところがある一方で、条例やガイドラインなどにより、利用指針を示しながら活用を進めている団体があると認識しております。

県としては、個人情報取扱いなどに課題もことから、当面の間、生成A Iの業務利用を控えることを全庁的に通知したところです。今後も、引き続き、最新の技術動向や先進県の事例収集を行いながら、活用ルールの在り方を含め導入リスクや効果を慎重に見極めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

[商工労働部長 松永 享君登壇]

○商工労働部長（松永 享君） 4、沖縄21世紀ビジョン達成率等についての(2)、ものづくり分野における成果と今後の10年の展開についてお答えします。

これまでの取組による成果として、本県製造業の石油製品を除く出荷額は、平成24年から令和2年には25.1%増加し、機械金属系では45.1%増加しております。また、うるま市にある素形材産業振興施設では、11社が立地・集積し、周辺企業との連携した取組が創出されるなど、企業支援の新たな展開も進みつ

つあります。今後は、ICT活用等による生産性向上や、ものづくり拠点による企業支援などにより、産業の高度化や企業競争力の強化に取り組んでまいります。

5、沖縄県経済についての(3)、沖縄県内の今年度の実質賃金の実態についてお答えします。

令和5年4月の実質賃金は、国が行う毎月勤労統計調査の結果において、今月末に公表される予定となっております。一方、沖縄総合事務局の調査によりますと、今年度、賃金の引上げを行うと回答した企業のうち、ベースアップを行う企業は45.7%、定期昇給を行う企業は77.1%となっており、いずれも昨年度より増加しております。このことから、県内の企業における賃金の引上げは確実な流れになっており、県としては、所得向上につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇]

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 5、沖縄県経済についての(2)、観光客1人当たりの県内消費額等についてお答えします。

令和4年度の観光客1人当たり消費額は、速報値の試算で10万5499円、対前年度比1万3944円増加し

ております。増加の要因としては、海外から沖縄への方面変更や全国旅行支援の後押し等もあり、消費単価が比較的高い夫婦等の旅行者やリゾートホテル、離島訪問者の割合が増加したことなどが影響したものと推測しております。

県としましては、沖縄でしか体験できない魅力あるコンテンツの造成やターゲットを明確にしたプロモーションの展開、サステナブル、レスポンシブル・ツーリズムの推進などにより、1人当たり消費額の向上と滞在日数の延伸などに取り組み、沖縄観光の質の向上を図ってまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 以上で本日の代表質問は終わりました。

休憩いたします。

午後4時35分休憩

午後4時37分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明21日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時37分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 渡 久 地 修

会議録署名議員 仲 田 弘 毅

令和5年6月21日

令和5年
第2回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第3号）

令和5年
第2回

沖縄県議会（定例会）会議録（第3号）

令和5年6月21日（水曜日）午前10時開議

議事日程第3号

令和5年6月21日（水曜日）

午前10時開議

第1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

出席議員（47名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 議長 | 赤嶺昇君 | 24番 | 平良昭一君 |
| 1番 | 次呂久成崇君 | 25番 | 仲村未央さん |
| 2番 | 喜友名智子さん | 26番 | 玉城武光君 |
| 3番 | 島袋恵祐君 | 27番 | 比嘉瑞己君 |
| 4番 | 玉城健一郎君 | 28番 | 照屋大河君 |
| 5番 | 上里善清君 | 29番 | 山内末子さん |
| 6番 | 大城憲幸君 | 31番 | 西銘啓史郎君 |
| 7番 | 上原章君 | 32番 | 座波一君 |
| 8番 | 小渡良太郎君 | 33番 | 大浜一郎君 |
| 9番 | 新垣淑豊君 | 34番 | 呉屋宏君 |
| 10番 | 島尻忠明君 | 35番 | 花城大輔君 |
| 11番 | 仲里全孝君 | 36番 | 又吉清義君 |
| 12番 | 上原快佐君 | 37番 | 仲宗根悟君 |
| 13番 | 新垣光栄君 | 38番 | 崎山嗣幸君 |
| 14番 | 國仲昌二君 | 39番 | 玉城ノブ子さん |
| 15番 | 瀬長美佐雄君 | 40番 | 西銘純恵さん |
| 16番 | 山里将雄君 | 41番 | 渡久地修君 |
| 17番 | 当山勝利君 | 42番 | 瑞慶覧功君 |
| 18番 | 當間盛夫君 | 43番 | 比嘉京子さん |
| 19番 | 金城勉君 | 44番 | 末松文信君 |
| 20番 | 新垣新君 | 45番 | 島袋大君 |
| 21番 | 下地康教君 | 46番 | 中川京貴君 |
| 22番 | 石原朝子さん | 47番 | 仲田弘毅君 |
| 23番 | 仲村家治君 | | |

欠席議員（1名）

副議長 照屋守之君

説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|-----|--------|-------|-------|
| 知事 | 玉城デニー君 | 副知事 | 池田竹州君 |
| 副知事 | 照屋義実君 | 政策調整監 | 島袋芳敬君 |

| | | | |
|------------|------------|-----------|--------------|
| 知事公室長 | 溜 政 仁 君 | 企業局長 | 松 田 了 君 |
| 総務部長 | 宮 城 力 君 | 病院事業局長 | 本 竹 秀 光 君 |
| 企画部長 | 金 城 敦 君 | 会計管理者 | 名 渡 山 晶 子 さん |
| 環境部長 | 多良間 一 弘 君 | 総務部財政統括監 | 金 城 康 司 君 |
| 子ども生活福祉部長 | 宮 平 道 子 さん | 教 育 長 | 半 嶺 満 君 |
| 保健医療部長 | 糸 数 公 君 | 警察本部長 | 鎌 谷 陽 之 君 |
| 農林水産部長 | 前 門 尚 美 さん | 労働委員会事務局長 | 下 地 誠 君 |
| 商工労働部長 | 松 永 享 君 | 人事委員会事務局長 | 茂 太 強 君 |
| 文化観光スポーツ部長 | 宮 城 嗣 吉 君 | 代表監査委員 | 安 慶 名 均 君 |
| 土木建築部長 | 前 川 智 宏 君 | | |

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

| | | | |
|---------|------------|---------|------------|
| 事務局 長 | 山 城 貴 子 さん | 課 長 補 佐 | 儀 間 俊 江 さん |
| 次 長 | 前 田 敦 君 | 主 幹 | 宮 城 亮 君 |
| 議 事 課 長 | 中 村 守 君 | 主 任 | 比 嘉 太 一 君 |

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。
瀬長美佐雄君。

〔瀬長美佐雄君登壇〕

○瀬長 美佐雄君 ハイサイ グスーヨー チューウ
ガナビラ。

皆様、おはようございます。

日本共産党県議団を代表して質問を行います。

1、沖縄を戦場にさせないために。

(1)、安保関連3文書の改定による沖縄への自衛隊
配備増強や機能強化の推移、実態を伺います。

(2)、明星大学の熊本博之教授らが県内有権者を対象に安全保障に関する意識調査を行い、「県内の軍事
基地は有事の際に攻撃対象になる」との設問に、「そう思う」「ややそう思う」と県民の8割以上が回答
しています。南西地域で強まる軍事的緊張に対する県民感情について見解を伺います。

(3)、6月9日、知事は敵基地攻撃能力(反撃能力)
を有するミサイルについて、県内配備を行わないよう
求める要請書を政府に提出しました。都道府県では初
めて敵基地攻撃ミサイルの配備反対を伝えた玉城デ
ニー知事の行動に、多くの県民が勇気づけられていま
す。沖縄を二度と戦場にさせないための知事の職責と
決意を伺います。

2、デニー県政の自治体外交について。

(1)、知事の訪米行動、照屋副知事の訪韓行動の成
果について伺います。

(2)、知事の中国と台湾への訪問にも期待と注目が

高まっています。玉城デニー知事の自治体外交の目的
と決意を伺います。

(3)、地域外交室の役割と取組の促進について。

ア、万国津梁の歴史を踏まえ、沖縄県が目指す地域
外交の在り方、計画を策定するに当たり、沖縄とアジ
アの様々な結びつきの現状を調査、掌握することが重
要と思います。地域外交を県民ぐるみで進めるため、
県民から意見を募集する取組を併せて実施してはどうか。今後の取組を伺います。

イ、ASEAN関連の会議や国連本部機能の誘致、
国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)の調
査、環境保護団体やAPALA——米国の労働組合、
世界のウチナーネットワークとの連携などを提言して
きました。検討状況と今後の取組を伺います。

ウ、南洋群島・慰霊と交流の旅に7人の県議で視察
調査しました。サイパン市長や北マリアナ州知事や副
知事、観光局と意見交換を行い、知事や市長から沖縄
との交流の希望を伺いました。沖縄と同じく地上戦が
行われ、多大な犠牲を被った戦争の歴史と教訓をしっ
かり引き継ぎ、後世にも伝える重大な意義を実感しま
した。戦後78年目、二度と戦争を繰り返さない自治
体外交の土台に立つ沖縄県として、SDGsの目標、
観光産業、農漁業や島嶼地域として共通する課題解決
に連携することが期待されています。サイパン、テナ
アン等南洋群島と交流について見解を伺います。

3、土地利用規制法について。

土地利用規制法は、国境離島や米軍・自衛隊基地周
辺などに注視区域、特別注視区域を指定し、土地利用
状況を調査し、土地取引の届出義務を課すなど、国民
の権利を際限なく制限するものです。今年5月、岸田

政権が初めて沖縄県における指定区域の候補地を提示しました。

(1)、政府が指定区域の候補地とした、沖縄県における特別注視区域、注視区域の説明と県民生活への影響を伺います。

(2)、指定区域をめぐる政府からの意見照会に、県は、極めて強い反対意見があると県民の思いを伝えています。県の11項目の回答について説明を求めます。

(3)、土地・建物の利用規制の勧告・命令の対象となる、機能阻害行為とはどういった行為なのか。

(4)、国民を監視し、国民の権利を著しく制約する区域指定の撤回を求め、土地利用規制法の廃止を求めるべきですが、見解を伺います。

4、物価高騰・電気料金値上げについて。

(1)、昨今も新たな値上げの発表が相次ぎ、物価高騰は県民の暮らしをますます厳しくしています。事業者及び生活者支援の予算執行が求められています。物価高騰から暮らしを守る、県の施策の実施状況及び沖縄県独自の支援策の拡充についても伺います。

(2)、6月から電気料金を値上げした沖縄電力が、来年3月期の純利益が40億円の黒字となる業績予想を発表しました。県の支援対策の在り方について見解を伺います。

(3)、県企業局による水道料金改定の検討状況について、物価高騰が続く中での値上げは行うべきではありません。見解と対応を伺います。

5、ゆがふ製糖工場建て替えについて。

(1)、沖縄の基幹産業であるサトウキビ生産振興の現状（生産農家数、生産額）及び経済波及効果、県内経済で果たしている役割への評価と認識を伺います。

(2)、サトウキビ生産振興を公共的に位置づけ、沖縄県がリーダーシップを発揮し、老朽化した製糖工場の建て替えを早期に実現すべきです。見解を伺います。

6、石垣島の大規模ゴルフリゾート開発計画について。

(1)、沖縄県が付した環境アセスの意見の数と内容、それに対する事業所の対応状況、自然環境保護のSDGsの視点に立ち厳正な対処をすべきですが、状況を伺います。

(2)、地下水が枯渇する懸念や優良農地が失われる影響、畜産における牧草地の自給への影響が大きいのではないかと。農地転用は許可すべきではありません。対応と見解を伺います。

7、文化財保護について。

辺野古・大浦湾の長島洞窟の鍾乳石等の調査と天然記念物指定を求める中で、地域の歴史・文化との関わりという県独自の規定が天然記念物指定を妨げていました。その規定の見直しも含めた検討状況、今後の対応を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） ハイサイ グスーヨー チューウガナピラ。

皆様、おはようございます。

瀬長美佐雄議員の御質問にお答えいたします。

1、沖縄を戦場にさせないための御質問の中の(2)、軍事的緊張への県民感情に関する見解についてお答えいたします。

明星大学の熊本教授が県民を対象に実施した、政治参加と沖縄に関する世論調査において、有事の際に県内の軍事基地が攻撃対象となると思うと回答した県民が約8割となったことは承知しております。この調査結果は、アジア太平洋地域の安全保障環境が厳しさを増している中、軍事力の増強による抑止力の強化が図られることへの県民の懸念が表れているものと考えております。

沖縄県としては、県民が安心して生活できるよう、政府に対し、平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成の取組を求めているところであり、昨年5月の新たな建議書においても、政府に対して求めたところでもあります。

次に1の(3)、沖縄を二度と戦場にさせないための知事の決意についてお答えいたします。

私は、アジア太平洋地域の安全保障環境がより一層厳しさを増しているものと認識しておりますが、米軍基地が集中していることに加え、自衛隊の急激な配備拡張による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや沖縄が攻撃目標となることは、決してあってはならないと考えております。

沖縄県としては、二度と沖縄を戦場にすることがないように、政府に対し平和的な外交、対話による緊張緩和と信頼醸成の取組を求めてまいります。また、沖縄県が有するソフトパワーと、多分野にわたる国際交流を通じて築いてきたネットワークを最大限に活用し、アジア太平洋地域の平和構築に貢献する独自の地域外交を展開してまいります。

次に、デニー県政の自治体外交についての御質問の中の2の(3)のア、沖縄とアジアの結びつき等の調査及び県民からの意見募集についてお答えいたします。

沖縄は、琉球王国時代より、アジア諸国との交易・交流を通じて友好関係を構築し、独自の文化を育みながら繁栄してまいりました。このような歴史や、現在も続く多くの国や地域との交流も含めた様々な結びつきを確認していくことは重要であると考えております。また、沖縄県では、今年度中に地域外交の方向性などを示す沖縄県地域外交基本方針（仮称）を策定することとしており、策定に当たっては、「「沖縄型地域外交（仮称）」に関する万国津梁会議」を設置して、外部有識者の御意見を頂くほか、パブリックコメントの実施により県民からも広く意見を募集することとなっております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 溜 政仁君登壇〕

○知事公室長（溜 政仁君） 1、沖縄を戦場にさせないための(1)、安保関連3文書における自衛隊の配備増強等についてお答えいたします。

昨年12月に閣議決定された防衛力整備計画では、「南西地域における防衛体制を強化するため、第15旅団を師団に改編する」ことや、「南西地域に補給処支処を新編する」ことが記されております。第15旅団改編に伴う増員数は明らかではありませんが、師団の定員は6000名から9000名とされております。また、令和5年度政府予算案によると、沖縄訓練場において、隊庁舎、火薬庫、倉庫、燃料施設及び駐車場等を整備すると記載されております。こうした状況を受け、県は、去る6月9日、防衛大臣に対し、今後の自衛隊配備の予定及び検討状況等について、地元の十分な理解が得られるよう、事前に丁寧に説明を行うことや、必要な協議を行うこと等を要請いたしました。

次に2、デニー県政の自治体外交についての(1)、訪米、訪韓の成果についてお答えいたします。

今年3月に実施した知事訪米においては、地元の有力議員のほか、国務省、国防総省や連邦議会調査局、有識者等と面談し、沖縄の基地の現状や、台湾有事をめぐる知事の考えを直接伝えることができたことは、大きな成果であったと考えております。また、5月31日から6月4日までの照屋副知事の韓国訪問では、済州フォーラムでの基調講演において、平和を希求する「沖縄のこころ」を世界に発信し、地域外交に積極的に取り組む決意を示すことができ、本県の地域外交のキックオフとして意義深い訪問であったと考えております。

同じく2(2)、地域外交の目的と決意についてお答

えいたします。

県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画で示しているとおり、沖縄県独自の歴史的・文化的特性等のソフトパワーや地理的な優位性を生かし、観光、文化、平和など多様な分野における国際交流を通じて、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に向けて、積極的な役割を果たしていきたいと考えております。これらの取組を通して、アジア太平洋地域における緊張緩和と信頼醸成にも資する独自の地域外交を展開するため、本年4月に地域外交室を設置したところであり、今年度は庁内関係部局等と連携し、沖縄県地域外交基本方針（仮称）の策定や推進体制の構築などに取り組んでまいります。

同じく2の(3)イの中の、ASEAN関連会議の誘致及び環境保護団体やAPALA等との連携についてお答えいたします。

県では、アジア太平洋地域平和連携推進事業において、今年度、シンガポールやタイなどのASEAN加盟国を重点調査対象として想定しており、ASEAN関連の会議の誘致も含め、連携に向けて取り組んでまいりたいと考えております。また、環境保護団体との連携については、令和3年9月に日本自然保護協会の有識者等を招いたシンポジウムを開催し、辺野古・大浦湾の貴重な自然を守るための声明文を採択し発表するなどの取組を行っております。このほか、アジア太平洋系アメリカ人労働者連合（APALA）について、知事は、去る3月の訪米時に同団体幹部と面談し、今後の連携について意見交換を行いました。その後、同団体は沖縄への新たな基地建設の中止を支持する旨の声明を発表しております。今後とも、影響力のある団体等と連携し、沖縄の米軍基地の課題解決につなげられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

同じく2の(3)ウ、サイパン、テニアン等との交流についてお答えいたします。

サイパン、テニアン等南洋群島につきましては、太平洋戦争中、戦前から移民として移り住んだ県人が戦争に巻き込まれ、1万2000人余りの貴い命が失われた地域であり、沖縄と同様に、二度と戦争を繰り返してはならないとの強い思いを共有しているものと考えます。県では、今年度、知事公室内に設置した地域外交室において、沖縄県地域外交基本方針（仮称）を策定し、この中で、地域外交の取組の基本的な方向性等を示すこととしており、サイパン、テニアン等との交流についても、関係部局等と連携しながら、どのようなことが可能か検討したいと考えております。

次に3、土地利用規制法についての(1)、注視区域等の候補地と県民生活への影響についてお答えいたします。

今回示された沖縄県内の候補地は、石垣市、宮古島市、南城市、粟国村、南大東村、北大東村、伊平屋村、久米島町、多良間村、竹富町及び与那国町の11市町村の一部となっております。いわゆる重要土地等調査法については、国民の思想信条の自由、表現の自由、プライバシーの権利、財産権などの人権が過度に制限されるおそれがあるなど、様々な問題が指摘されております。そのため、県が6月12日に提出した意見においては、国民の自由と権利を不当に制限することのないよう留意するなどの方針を厳格に遵守することなど、11項目の意見を提出しております。

同じく3(2)、照会に対する県の11項目の回答についてお答えいたします。

内閣府から示された注視区域等の候補地については、指定の事由となる領海基線が示されていないため、指定の範囲が必要最小限であることを確認できないことや、指定の範囲が分かりにくい等の課題があると考えております。このため、県が6月12日に提出した意見においては、こうした課題があることに加え、注視区域等を指定することについて県内では極めて強い反対意見があることから、国においては最大限地域の実情を踏まえ対応することや、指定の範囲を真に最小限とすること、指定の具体的な必要性を明らかにすることなど、11項目の意見を提出しております。

同じく3(3)、機能阻害行為について。

いわゆる重要土地等調査法に基づき定められた基本方針においては、重要施設の施設機能または国境離島等の離島機能を阻害する行為を機能阻害行為として定義しております。具体的には、自衛隊等の航空機の離着陸やレーダーの運用の妨げとなる工作物の設置、施設機能に支障を来すレーザー光等の照射など、7つの類型が示されております。一方で、これらの類型はあくまで例示であり、個別具体的な事情に応じ適切に判断するとされております。

次に3の(4)、注視区域等の指定の撤回と法の廃止を求めることについてお答えいたします。

県においては、既に広大な米軍基地が県土の有効利用を阻害していることに加え、注視区域等の指定によって、社会経済活動の支障や県民の基本的人権の侵害が生じることは決してあってはならないと考えております。そのため、国に対して指定の区域は真に最小限とすることや、指定の必要性を明らかにすることな

どを求めています。

県としては、県民の人権や行動が過度に制限されることはあってはならないと考えており、引き続き同法の運用を注視してまいります。

以上になります。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

[企画部長 金城 敦君登壇]

○企画部長(金城 敦君) 2、デニー県政の自治体外交についての(3)のイ、国連機関等の誘致の検討状況と今後の取組についてお答えします。

県では、アジア太平洋地域のさらなる発展と持続的安定に貢献するため、平和発信拠点としての認知を深める観点から、国内外に向けた平和を希求する「沖縄のこころ」の発信などに取り組んでいるところです。また、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画においては、アジア太平洋地域の安定・発展に資する国際機関の誘致に努めることが位置づけられています。国際機関等の誘致に向けては、これらの平和発信拠点の形成に係る取組も踏まえながら、関係部局と連携して求める機能の整理を行い、対象となる機関について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇]

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 2、デニー県政の自治体外交についての(3)のイのうち、世界のウチナーネットワークとの連携についてお答えします。

県では、世界中に約42万人いると推計される県系人や沖縄県民をつなぐウチナーネットワークを強化することで、誰もが安心して暮らせる多文化共生社会を構築することを目指しております。このため、世界のウチナーンチュ大会の開催、ウチナーネットワークコンシェルジュによる日常的な交流、海外県人会への芸能指導者派遣、ウチナーンチュ子弟等留学生の受入れなど、各種施策を展開してまいります。ウチナーネットワークを活用した交流を深めることで、地域や国同士の信頼醸成への貢献に努めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

[総務部長 宮城 力君登壇]

○総務部長(宮城 力君) 4、物価高騰・電気料金値上げについての(1)、物価高騰に係る県の取組状況についてお答えいたします。

県においては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金等を活用し、昨年度から学校、農家、

医療・福祉施設、保育事業者、交通事業者など様々な分野に対する支援に取り組んでおります。さらに、今年度の補正予算において、電気やLPガスの料金高騰に対する支援など、県民生活の負担軽減につながる取組を行うこととしております。

県としましては、引き続き同交付金等を活用し、物価高騰による県民生活や経済活動への影響に適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 松永 享君登壇〕

○商工労働部長（松永 享君） 4、物価高騰・電気料金値上げについての(2)、県の電気料金支援対策の在り方についてお答えします。

沖縄電力の業績予想につきましては、台風などの災害に対する備えや、再エネの主力化などに向けた取組を含め、電気の安定的な供給のために必要な経費が積算されているものと認識しております。一方、県の支援につきましては、1人当たりの県民所得や可処分所得が全国で最も低い本県の状況を踏まえ、影響を受ける低圧・高圧及び特別高圧受電契約者に対する電気料金支援に取り組んでおり、これらの支援は県民生活や県経済の下支えをする観点からも大変意義があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

〔企業局長 松田 了君登壇〕

○企業局長（松田 了君） 4、物価高騰・電気料金値上げについての(3)、県企業局の水道料金改定についてお答えいたします。

企業局では、平成5年度の料金改定以降、約30年にわたって経営の合理化、経費削減などに取り組み、料金を維持しつつ、安定給水を確保してまいりました。今後、給水収益が伸び悩む一方、老朽化施設の更新や水道広域化に係る施設整備に伴う費用の増に加え、電気料金の上昇も相まって、経営状況の急激な悪化が見込まれ、現状のままでは、安定給水に支障を来す可能性もあることから、料金の改定について、検討を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 前門尚美さん登壇〕

○農林水産部長（前門尚美さん） 5、ゆがふ製糖工場建て替えについての(1)、サトウキビ生産の現状及び県内経済における役割についてお答えします。

令和4・5年期における沖縄本島地域のサトウキ

ビ農家数は約4600戸、生産額は約27億9000万円となっております。また、サトウキビは、本県農業の基幹作物であり、沖縄本島地域においても、製糖業を通して雇用機会を確保するなど、農家経済はもとより、地域経済を支える重要な作物と認識しております。このため、県では、市町村、JA、製糖事業者等関係機関と連携し、沖縄本島におけるサトウキビの生産振興に取り組んでまいります。

同じく(2)、工場の建て替えについてお答えします。

老朽化が著しいゆがふ製糖工場につきましては、本島地域のサトウキビ生産振興や製糖工場の安定操業が重要であることから、工場の老朽化対策の緊急性は高いと認識しております。一方、工場整備には多額の建設費用を要することから、既存事業の活用だけでは、事業実施主体の費用負担が大きく、実施困難と考えております。

このため、県としましては、引き続き市町村等関係機関と連携し、工場整備に係る具体的な方策について検討を進めるとともに、国に対し高率補助による支援等について要望してまいります。

6、石垣島の大规模ゴルフリゾート開発計画についての(2)、農地転用許可についてお答えします。

石垣ゴルフリゾート計画に係る農地転用手続につきましては、個別案件であり、回答は差し控えさせていただきますが、一般的に農地転用審査に当たっては、周辺農地の営農条件に支障を来さないか、農地法以外の関係法令への対応状況など、農地法及び農地法関係通知等により定められている各基準に照らし、適切に審査することになります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 多良間一弘君登壇〕

○環境部長（多良間一弘君） 6、石垣島の大规模ゴルフリゾート開発計画についての(1)、環境影響評価書での知事意見と事業者の対応状況についてお答えいたします。

石垣リゾート計画については、沖縄県環境影響評価条例に基づき手続が実施されたところであり、県は環境影響評価書に対し、令和3年6月14日付で水環境や陸域・海域生物など17項目70件の知事意見を述べております。事業者は、知事意見を勘案して内容を補正し、それに対する事業者見解も記載した評価書を公告・縦覧して同条例に基づく手続を終了しておりますが、地下水、カンムリワシ等の一部の項目については検討が十分ではないと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 半嶺 満君登壇〕

○教育長（半嶺 満君） 7、文化財保護についての(1)、長島鍾乳洞等の天然記念物指定についてお答えいたします。

県教育委員会では、天然記念物の指定に当たり、学術上貴重であることに加え、地域の歴史文化等への関わりや象徴的な存在であることをその要件としてまいりました。しかしながら、地域の歴史文化等への関わりを指定要件とすることについては様々な意見があったことから、他都道府県への照会や専門家への聞き取りを行うなど慎重に検討した結果、引き続き当該要件を重視するものの、必須要件とはしないことと見直しました。長島鍾乳洞等の県文化財の指定に当たっては、市町村から県に意見具申する手続となっており、引き続き当該市町村教育委員会と連携して対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 答弁ありがとうございました。

再質問を行います。

戦争の準備より平和の準備を推進する土台は憲法9条であり、目指す目標は、新建議書、新・沖縄21世紀ビジョン実現とすることを提起したいと思っております。沖縄戦で4人に1人が犠牲となり、反戦平和の思想と運動を継続している沖縄県民は、さきの大戦で日本軍の犠牲となったアジア諸国・地域と平和構築の願いを共有できるものと確信します。沖縄の持つソフトパワーで既に多様な各界各層のアジアや世界との交流事業が展開されている状況について、交流に関する調査の中で手応えを感じているとも伺いました。軍事力を背景とした抑止力という脅しによる日本政府の外交に未来は託せません。ASEANが実践しているように、包摂的な外交が重要です。

ウチナーのチムグクルで、包摂的な寛容の精神で、真に友好的で互惠関係による自治体外交を展開して、新建議書、新・沖縄21世紀ビジョンが描く沖縄のあるべき姿、基地のない平和で豊かな沖縄、知事の目指す新時代沖縄、誇りある豊かな沖縄実現へとつなげる、その展望と決意をデニー知事に伺いたいと思いません。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） お答えいたします。

沖縄県は住民を巻き込んだ苛烈な地上戦の経験や、戦後も軍事優先の中で県民の基本的な権利が侵害され

てきたという歴史を有しております。二度と沖縄を戦場にはならないという思いは、全ての沖縄県民の切実な思いであるということをも十分認識しております。そのため沖縄県では、いわゆる沖縄の歴史・自然・文化など、ソフトパワーを活用した地域間交流を積極的に推進するとともに、平和を希求する「沖縄のこころ」を世界に向けて発信するなど、アジア太平洋地域の平和構築に貢献する県独自の地域外交を展開することとしております。

沖縄県としましては、平和的な外交・対話により、このアジア地域の緊張緩和と信頼醸成に貢献していくことが何よりも重要と考えております。そして、ひいては、基地のない平和で豊かな沖縄の実現につながるものと考えております。これからも、そのように誠実に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 ありがとうございます。

軍備による、威嚇による外交ではなくて、沖縄が目指す方向にこそ未来がある、このことを確信いたしました。今後もぜひ今の方向で頑張っていただきたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん こんにちは。

日本共産党の西銘純恵です。

会派を代表して質問をいたします。

ありったけの地獄を集めたとされる78年前の沖縄戦で、県民の4人に1人が犠牲になりました。10代で戦場に動員され生き延びた元全学徒の会は、沖縄を再び戦場にすることに断固反対するという声明を1月に発表しました。声明で、「自衛隊の増強に対し、再び戦争が迫り来る恐怖と強い危機感を覚え、むごい沖縄戦を思い出す。」「日本政府がすべきことは、侵略戦争への反省と教訓を踏まえ、非戦の日本国憲法を前面に外交で平和を築く努力である。（中略）いかに戦争するかの準備ではない。」と訴えています。

岸田政権は、憲法違反の敵基地攻撃能力の保有を進め、5年間で43兆円という軍事費の2倍化に向けた大軍拡、軍拡財源法を強行しました。先島や勝連の自衛隊基地強化、敵基地攻撃能力を持つ数千キロ射程のミサイル配備によって、中国と米国が軍事衝突をすれば、自衛隊は米軍と一体となって敵基地攻撃を行い、沖縄は真っ先に戦場になります。沖縄を再び戦場にはならない。憲法9条を生かした平和外交で戦争をさせないために、日本共産党県議団、県民と力を合わ

せて頑張る決意を表明して質問を行います。

戦後78年目の慰霊の日を迎えるに当たり。

政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きないようにと決意してつくられた日本国憲法に反して、岸田政権は敵基地攻撃能力の保有のために南西諸島の自衛隊を軍備増強している。沖縄を再び戦場にさせないための知事の決意を伺います。

沖縄戦や戦後の県史を次世代に継承するために、小学校、中学校、高校まで学校教育の中での系統的な学習、平和ガイドなどと連携した平和教育の取組を行うことについて伺います。

自衛隊基地の強化について。

与党県議団は与那国町、石垣市、宮古島市、うるま市、沖縄市の自衛隊基地の軍備強化の調査を行いました。敵基地攻撃能力を持つミサイル配備や新たな弾薬庫の建設に対し、沖縄が再び戦場にされるという不安が渦巻いています。敵基地攻撃能力を持つ装備や弾薬の配備に反対して、撤収を求めるべきです。知事の決意を伺います。

マイナンバーカードには医療情報、年金情報、銀行口座に別の人の情報がひもづけられて底なしのトラブルが続出しています。県内の状況はどうか。世論調査で、72%が保険証を廃止するなど答えています。健康保険証を廃止してマイナ保険証への強要を廃止させること。少なくともマイナンバーカードの運用を停止して検証すべきと思うが、見解を伺います。

教員の正規雇用と多忙化解消について。

議会のたびに教育現場の声を届け、教育長や知事から教員の正規教員の確保に積極的に取り組む決意が語られました。次年度の採用予定、今後の採用目標と計画策定を急ぐことについて伺います。

教員の多忙化解消のため、働き方改革推進課を設置しました。今年度及び今後の取組を伺います。

産休、育休、病休代替教員が配置されなかったのは最大で何人でしたか。未配置の改善のために、今年度、年度途中の代替教員に充てるため先行配置しているか、どうですか。また、県独自の教員定数にする県単定数として正規採用で代替教員を確保することについて伺います。

残業代を支給しない給特法が、教員の長時間労働を放置しています。教員の長時間労働の実態はどうか。歯止めをかけるため、残業代を支給する制度が必要ではありませんか。

政府に高校卒業までの医療費の窓口無料化を求め、県が市町村と協力して実施するための取組と県の負担する試算額を伺います。

政府に国の制度として学校給食費の無償化を求め、県も市町村と協力して早期の無償化を実施するための取組状況を伺います。市町村と折半して無償化した場合、県の負担額は幾らになりますか。

WHOがコロナの緊急事態宣言を解除した記者会見で、テドロス事務局長は、コロナ感染症が世界的な脅威でなくなったわけではない、警戒解除は最悪だと述べています。ところが、岸田首相はインフルエンザと同じ5類に引き下げている。公的助成の大部分を打ち切り、自己負担にしたことは、検査や治療を金のあるなしによる不平等、不公平、人命軽視につながるものであり、政府の責任でコロナ対策を継続すべきです。

県内の感染状況と県の対応について伺います。

政府に改めて公費負担を求め、県も医療体制、臨時医療施設、エッセンシャルワーカーの定期的なPCR検査、福祉施設のクラスター対策などを継続すべきではありませんか。

後遺症の相談件数と重症例を伺います。後遺症専門の治療体制、休業補償の制度化を進めることについて伺います。

米軍基地を起因とする人体に有害のPFAS汚染問題について。

PFASと米軍基地との関係があるとするのは困難だと政府が国会答弁したと報道されたが、何を根拠にしているのか。政府が県と共同で基地内の立入調査を行えば、汚染源かどうか明らかになるのではありませんか。日本政府は、米国に立入調査を要求すべきではありませんか。

県企業局は、安全な飲料水にするため北谷浄水場で活性炭を使ってきました。これまでに負担した額は幾らですか。今後10年間で負担する額はどれだけになりますか。全額国が負担すべきであり、政府の対応はどうか。

県が独自に水質や土壌調査、血中濃度調査を行って、県民の健康と安全に最善を尽くすことが必要ではありませんか。

辺野古新基地建設を断念させることについて。

辺野古工事現場を視察した知事の思いと最高裁に上告した主張内容を伺います。

辺野古弾薬庫には、日本復帰前まで核兵器が配備されていたわけではありませんか。それら核兵器は、いつ、どこに、どういう手段で撤去されたのか。辺野古弾薬庫は、これまであった弾薬庫が壊されて12の新たな弾薬庫を建設中です。核兵器を持ち込む機能強化された弾薬庫になるわけではありませんか。核兵器を持ち込まれないという保証はあるんですか。知事は、日

米政府の核持込み密約の破棄を求めるべきではありませんか。

子供の貧困対策について。

3回目の高校生調査の概要が発表されました。2019年の2回目調査で貧困率の改善が見られましたが、今回、貧困率が高くなっている要因と調査結果を伺います。また、県のこれまでの対策と新たな課題や取組を伺います。

ヤングケアラーの調査結果と県の支援策、今後の課題を伺います。

生活保護について。

厚労省の調査で、今年3月の生活保護申請が前年同月比で23.7%増えたことが分かった。沖縄県ではどうなっていますか。コロナ禍や物価高騰の中で、生活保護の役割がますます重要になっています。必要な人が保護につながるように、生活保護は国民の権利と分かるポスターを掲示することについて伺います。

ジェンダー平等、人権保障のために。

性的マイノリティー関係を自治体が認証するパートナーシップ制度が、12都府県、325自治体で導入され人口の7割超に広がっています。県はどう把握していますか。県が導入を急ぐべきではありませんか。

浦添新軍港建設について。

政府は浦添に建設予定の新軍港でも、オスプレイの離着陸や訓練を認めています。また、現有機能かどうかを曖昧にしたまま軍港建設を進めています。県の立場は、機能強化があってはならない、負担軽減ということですか。県の立場を貫くためには、新軍港を造らせないこと以外にないのでしょうか。

11月議会で、浦添側の防波堤は4540メートル延長になり、1メートル当たりの経費が6400万円かかると答弁されています。総額はどれだけかかりますか。これまでの300メートル工事で15年かかっています。浦添防波堤が完成するには何年かかりますか。自然破壊、環境破壊、税金の無駄遣いの新軍港建設を中止させるべきだが、対応を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 西銘純恵議員の御質問にお答えいたします。

1、戦後78年目の慰霊の日を迎えることについての御質問の中の(2)、平和教育の取組についてお答えいたします。

児童生徒が平和で民主的な国家及び社会の形成者として、ふさわしい資質を身につけるためには、戦争がどのように起き、その後の社会に影響を与えたかな

ど、歴史的背景を踏まえ、系統的・体系的に学ぶことが重要だと考えております。特に、日本における近現代の動向、それが沖縄の社会状況とどのようにつながっていたのかということ深く学ぶことによって、戦前から戦争、戦後への一体的な流れを教育でしっかりと身につけることが肝要であると考えております。系統的・体系的に学ぶためには、小学校では、主に身近な地域の歴史の中で沖縄戦などについて学び、中学校では、日本や世界の歴史を背景に沖縄の歴史について学んでいますが、その中ではグループで話し合うなど、児童生徒自身が主体的に考え、学びを深めていく取組も現在行われております。また、地域人材や関係機関と連携し、慰霊の日などの特設授業や平和ガイドなどとの対話を通して、体験的な学習も実施されております。今後とも、沖縄戦の教訓を次世代に継承するとともに、平和を望む「沖縄のこころ」の育成に取り組み、平和を求めて歩んできた先人達の思いを引き継いでまいりたいと思います。

次に、辺野古新基地建設を断念させることについての御質問の中の(1)、辺野古工事現場の視察についてお答えいたします。

埋立工事が行われている辺野古・大浦湾は、国指定天然記念物のジュゴンをはじめとする絶滅危惧種262種を含む5300種以上の生物が確認されている生物多様性の極めて高い海域であります。私は、5月19日の久辺3区の皆様との意見交換の際、瀬嵩の浜から大浦湾と辺野古新基地建設現場を視察させていただきました。やはりこの視察でも、私はこの貴重な自然環境を保全し、次世代に引き継ぐべきであるということ改めて痛感いたしました。

次に、子供の貧困対策についての御質問の中の10(1)、高校生調査の結果とこれまでの取組等についてお答えいたします。

沖縄県では、令和4年度に3回目となる高校生調査を実施いたしました。困窮世帯の割合は、平成28年度が29.3%、令和元年度は20.4%と8.9ポイント減少し改善が見られたものの、今回の調査では前回から5.9ポイント増加し、26.3%となっております。困窮世帯の6割近くが新型コロナウイルス感染症拡大前と比べ収入が減少したと回答しており、低所得層や雇用形態が不安定な層ほどコロナ禍における影響が強く出ているものと考えられます。一方で、高校卒業後に進学を希望する割合は増加しており、高等教育の修学支援新制度や学習支援、子どもの未来県民会議による県外大学の進学サポート事業などの取組が進学希望の増加につながったものと考えられます。しかしながら、

無料塾については認知度に課題があることなどから、今後、大学等進学促進事業など各支援制度の周知になお一層努めてまいります。

沖縄県としましては、社会の一番の宝である子供たちが、その生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長していける誰一人取り残さない優しい社会の実現を目指し、引き続き全庁体制で子供の貧困対策を推進してまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時52分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 溜 政仁君登壇〕

○知事公室長（溜 政仁君） 1、戦後78年目の慰霊の日を迎えることについての(1)、沖縄を再び戦場にさせないための決意についてお答えいたします。

県は、米軍基地が集中していることに加え、自衛隊の急激な配備拡張による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや沖縄が攻撃目標となることは決してあってはならないと考えていることから、引き続き政府に対し、平和的な外交、対話による緊張緩和と信頼醸成の取組を求めてまいります。また、本県が有するソフトパワーと国際交流を通じて築いてきたネットワークを最大限に活用し、アジア太平洋地域の平和構築に貢献する独自の地域外交を展開してまいります。

次に2、自衛隊基地の強化についての(1)、敵基地攻撃能力の県内への配備についてお答えいたします。

県としては、反撃能力を有する装備の県内への配備が計画される場合には、さらなる基地負担の増加や攻撃対象となるリスクが高まることが予測され、県民の理解も得られないことから、反対であります。そのため、去る6月9日には、防衛大臣に対し反撃能力を有する装備の本県への配備は行わないことや、沖縄訓練場に整備される補給処支処を含め、地元の影響が大きい自衛隊の運用については、地元が意見表明できるよう必要な協議を行うこと等を要請したところです。

次に9、辺野古新基地建設を断念させることについての(1)の中の、上告主張の内容についてお答えいたします。

県は、埋立変更不承認処分に係る裁決及び是正の指

示の取消訴訟2件について、3月23日、最高裁判所に上告いたしました。上告理由としては、県の埋立変更不承認処分は、沖縄防衛局が固有の資格において受けたものであり、国の裁決は違法・無効であること、県が行った公有水面埋立法の要件審査には、裁量権の逸脱や濫用はないこと、工期が実質3倍以上に長期化した事業は、喫緊の課題である普天間飛行場の危険性の除去という目的に照らして適正で合理的な手段とはなり得ないことなどを主張しております。

同じく9の(2)、辺野古弾薬庫と核兵器の持込み等について。

外務省はこれまで、沖縄への核兵器の配備等に関する県の照会に対し、「日本に復帰する以前の沖縄における米国軍隊の核兵器の配備等について、政府として承知して」おらず、また、「米側は我が国の非核三原則に係る立場をよく理解していることから、米側が、非核三原則に反する米軍の運用を行うことは現状において想定されない」と回答しております。

さらに「密約は「仮にあったとしてもそれは有効ではないと考えており、米国政府としてもそういう密約は、少なくとも今や有効ではないということは確認された」との平成22年6月15日の外務大臣会見のとおりであり、政府の立場に変更はない。」とのことであります。

県としては、いかなる理由があるにせよ、沖縄への核持込みはあってはならないと考えております。

次に13、浦添軍港建設についての(1)及び(2)、那覇港湾施設の移設についてお答えいたします。

13の(1)と13の(2)は関連しますので、一括してお答えさせていただきます。

県としては、那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えており、これまでの経緯を踏まえつつ、今後とも移設協議会などにおいて、関係機関と協議を行いながら対応してまいります。一方で、同施設の代替施設については、現有の機能を確保することを目的としていることが移設協議会において繰り返し確認されており、那覇港湾施設の移設により基地機能が強化され、沖縄の基地負担の増加につながるものがあってはならないと考えております。

県は、米軍及び日米両政府に対し、在沖米軍基地において従来行われてこなかった運用を行うことにより、基地負担を増大させることのないよう、強く求めてまいります。

以上になります。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

[企画部長 金城 敦君登壇]

○企画部長(金城 敦君) 3、マイナンバーカードの運用についての(1)、マイナンバーカードに関するトラブルの県内状況についてお答えいたします。

厚生労働省による保険証とのひもづけ誤りの発表や、デジタル庁による公金受取口座の誤登録総点検の結果発表においては、都道府県別の内訳は公表されておりません。なお、公金受取口座については、自治体の支援窓口で誤登録が発生した事例として、6月12日時点で全国16自治体で22件と発表されておりますが、沖縄県内の市町村は含まれておりません。このほか、総務省では、マイナポイントの誤付与について、6月20日時点で131自治体172件と発表しておりますが、例示された自治体に県内市町村は含まれておりません。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 糸数 公君登壇]

○保健医療部長(糸数 公君) 3、マイナンバーカードの運用についてお答えします。

マイナンバーカードを健康保険証として利用することについては任意であり、同カードを利用しない人は本人の申請等に基づき資格確認書が交付されることとなっております。同カードを利用することで、保険者が変わっても保険証の切替えが必要ないことや、高額療養費の限度額以上の一時的な支払いが不要となること等のメリットがあります。一方で、誤登録や医療機関窓口で使用できないなどのトラブルも発生していることから、県としては、同カードの安全・安定的な運用が図られるよう全国知事会を通じて国に要請を行っているところであります。

続きまして5、医療費の窓口無償化についてお答えいたします。

県としましては、子供の医療に関わる全国一律の制度の創設について、これまでも全国知事会及び全国衛生部長会を通して国に要請しているところであり、引き続き要請してまいります。18歳までの医療費助成については、市町村の意向、今後の事業実績、県及び市町村の財政状況などの実情を踏まえ、協議を行っていきたいと考えております。また、15歳までの実績を踏まえて試算した場合、18歳まで拡大すると約10億円増の約65億円、県負担額は2分の1の約32億5000万円となります。

続きまして7、新型コロナウイルス感染症対策の継続についての(1)、県内の感染状況と県の対応についてお答えします。

新型コロナの感染状況につきましては、5月8日以降、週1回の定点把握となっており、直近の6月15日公表の本県の定点当たりの患者数は、18.41人と増加傾向にあります。新型コロナ対策は、位置づけ変更後は個人の選択を尊重した自主的な取組に転換しており、県民自ら感染対策に取り組んでいただくことが極めて重要となります。県は、新型コロナの感染者数の増加を踏まえ、5月29日に沖縄県新型インフルエンザ等対策会議を開催し、知事から県民に対し、改めて基本的な感染対策を呼びかけたところです。加えて、コロナ患者受入れ医療機関の拡充など、引き続き医療提供体制の確保を進めてまいります。

同じく(2)、コロナ対策の継続についてお答えいたします。

県では、5類感染症への位置づけ変更後においても国の包括交付金等を活用し、医療提供体制への支援、高齢者専用宿泊療養施設の運用、定期的なPCR検査、福祉施設のクラスター対策等に取り組んでいるところであります。

県としましては、9月末までの措置とされている医療費や病床確保等に係る公的支援については、その時点における感染者数や医療機関の受入れ体制等の状況に応じて、10月以降の支援継続など財政支援について、全国知事会を通して国に要請しております。

同じく(3)、コロナ後遺症の相談件数や治療体制等についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の後遺症について、県コールセンターの相談実績は今年5月までに1771件で、主な症状には、せき、倦怠感・疲労感、頭痛のほか、発熱やたん、味覚障害などがあります。

県としましては、県民が身近な医療機関で経過観察や対症療法などの治療を受け、専門的な検査や評価が必要となった場合には、専門の医療機関へ患者を紹介できる体制の構築を図っております。また、コロナ後遺症により社会生活に大きな制限が生じた場合の支援制度として、労災保険や生活困窮者自立支援制度などが厚生労働省ホームページで紹介されています。

続きまして8、米軍基地を原因とする人体に有毒のPFAS汚染問題についての(3)のうち、PFAS血中濃度調査についてお答えします。

PFOS等への対応や国民への情報発信の在り方について、現在、環境省の総合戦略専門家会議において議論されており、人への健康影響や血液検査の必要性などを含む国民向けの問答集の作成や、自治体向けの手引書の拡充が検討されております。

県としましては、引き続き国の動向を注視していく

とともに、問答集等、最新の知見に基づく情報を整理し、適切な情報発信を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 半嶺 満君登壇〕

○教育長（半嶺 満君） 4、教員の正規雇用と多忙化解消についての中の(1)、次年度の採用予定等についてお答えいたします。

県教育委員会では、公立小中学校における次年度の採用について、今年度の採用から約50人増の400人程度を予定しております。また、正規率改善に向けた今後の採用計画の見直しについては、現在、最終的な確認調整を行っているところであります。

県教育委員会としましては、引き続き教員の採用に努め、正規率の向上を図ってまいります。

同じく(2)、働き方改革推進課の取組についてお答えいたします。

県教育委員会では、学校における働き方改革及び教職員のメンタルヘルス対策をさらに強化・推進するため、課長以下、2班体制の計13人から成る働き方改革推進課を設置いたしました。今後、国の調査研究事業等を活用したメンタルヘルス対策に取り組むとともに、県内公立学校の全教職員に対して実施した業務改善に関するアンケートの結果等を踏まえ、短期・中期・長期の目標設定を行い、実効性のある取組を推進することにより、教職員が心身の健康を維持し、教育活動に専念できる環境の確保に努めてまいります。

同じく(3)、産休・育休及び病休代替教員の未配置等についてお答えいたします。

小中学校の産休等代替教員の未配置については、令和5年3月時点が最大であり77名となっております。また、産休等代替教員の先行配置につきましては、令和5年度当初において7名配置しているところであります。

県教育委員会としましては、引き続き産休等代替教員を含め年度途中の未配置が生じないように、ペーパーティーチャーセミナーの実施や退職者の任用等を推進するとともに、新たな採用計画に基づくさらなる正規教員の確保に努めてまいります。

同じく(4)、教員の長時間労働等についてお答えいたします。

本県教職員の令和3年度の月80時間を超える長時間勤務者の割合は、小中学校で2.9%、県立学校で2.0%となっております。教員については、勤務態様の特殊性から給特法により教職調整額を支給すること

とされているところです。

県教育委員会においては、全国都道府県教育委員会連合会等を通して教職調整額の見直しについて国に要望しているところであります。

続きまして6、学校給食費の無償化についての中の(1)、学校給食費無償化の取組状況についてお答えいたします。

去る2月9日に玉城知事から文部科学省に対して、学校給食費の支援について要請を行いました。また、全国都道府県教育委員会連合会や九州地方教育長協議会においても、学校給食費の支援を国へ要請しております。

県教育委員会としましては、今年度、学校給食費支援事業を立ち上げており、保護者等へのアンケートの実施や市町村と実施方法等の協議を行い、それを踏まえ、予算規模、財源及び実施時期について検討してまいります。なお、令和3年度の学校給食費の保護者負担額が約50億9000万円となっていることから、県と市町村とで折半した場合、県の負担額は約25億4500万円となります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

〔企業局長 松田 了君登壇〕

○企業局長（松田 了君） 8、米軍基地を原因とする人体に有毒のP F A S汚染問題についての(1)の御質問のうち、P F A S等の検出と米軍基地との因果関係に関する国会答弁についてお答えいたします。

令和5年5月29日に衆議院決算行政監視委員会で、大河原雅子議員のP F A Sに関する質問について、防衛省北尾審議官が防衛省としては「現時点で米軍とP F O S等の検出との因果関係について確たることを申し上げることは困難である」という旨の答弁しておりますが、その根拠については、示されていないものと承知しております。

同じく(2)、P F O S等対策に係る負担額と政府の対応についてお答えいたします。

企業局が平成28年度以降、P F O S等対策に要した費用は、令和4年度までの見込額も含め約26億円となっており、うち防衛省、厚生労働省及び内閣府からの補助金等が約14億円、企業局の負担は約12億円となっております。また、今後必要な額は、10年間で約80億円以上を見込んでおります。

企業局としましては、引き続きP F O S等対策に要する費用について国が負担することを求めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 多良間一弘君登壇〕

○環境部長（多良間一弘君） 8、米軍基地を原因とする人体に有毒のPFAS汚染問題についての(1)の中の、日本政府による米軍基地への立入調査についてお答えいたします。

国の立入調査について、県は令和元年6月に原因究明のための調査を実施し対策を講ずるよう国に対し要請したところであります。しかしながら、国による調査がいまだ実現していないことから、国及び米軍に対し、基地内への県の立入調査の実現を改めて求めた要請と併せて国や米軍による調査と対策の実現についても求めております。

県としては、引き続き国及び米軍に対し、原因究明と対策の実施などを強く求めてまいります。

同じく8の(3)の中の、水質及び土壌の全県的な調査についてお答えいたします。

県においては、県内のPFOS等の残留実態を把握するため、今年度、基地周辺以外を含めた宮古、八重山地域も対象とする全県的な水質と土壌の調査を実施することとしており、調査地点について、現在、市町村と調整を行っているところであります。土壌中のPFOS等については、分析方法や基準値が定められていないため、県としましては、これらの調査結果を踏まえて、国に対し土壌に関する基準値等の設定を求めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 10、子供の貧困対策についての御質問の中の(2)、ヤングケアラーの支援策と課題についてお答えいたします。

県が令和4年度に実施した調査の結果、ヤングケアラーと思われる子供が5.5%いることが分かりました。支援を要する子供を的確に把握するとともに、家族を含めた世帯全体を支援する視点が重要であり、福祉・医療・介護・教育等の関係機関のさらなる連携体制の構築が課題と考えます。県では、関係機関職員向けの研修や、困難を抱える家庭を訪問し、必要な支援を届ける寄り添い支援を引き続き実施してまいります。また、令和5年度からはヤングケアラー・コーディネーターの配置や相談支援体制の強化などに取り組んでおります。

11、生活保護についての御質問の中の(1)、生活保護に関するポスターの掲示についてお答えいたします。

本県における今年3月の生活保護申請件数は、前年同月比で29.1%の増加となっております。県では、ホームページや町村各世帯への周知用チラシのほか、県の広報誌等を活用し、生活保護の申請は国民の権利であること、生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものであり、ためらわずに相談されるよう制度の周知を図っているところであります。ポスターの掲示については、他県の状況等を踏まえ、その必要性を含め検討してまいりたいと考えております。

12、ジェンダー平等、人権保障についての御質問の中の(1)、パートナーシップ制度の導入についてお答えいたします。

民間団体の調査によると、令和5年6月14日現在で12都府県を含め、328の自治体においてパートナーシップ制度が導入されているとのこととです。

県としましては、沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）及び沖縄県差別のない社会づくり条例に基づき、引き続き啓発活動や相談支援に取り組むとともに、同制度の導入に向けて、他県の取組状況を調査研究しながら、県内市町村と情報を共有し、意見交換をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 前川智宏君登壇〕

○土木建築部長（前川智宏君） 13、浦添軍港移設についての(2)のうち、浦添防波堤の整備費用と完成までの年数についてお答えいたします。

那覇港管理組合によると、浦添第一防波堤及び浦添第二防波堤に係る今後の整備費用については、過去の実績から試算すると約2900億円とのこととあります。また、整備時期については、今後、国等関係機関と調整の上、検討されるものと考えているとのこととあります。

以上であります。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 浦添軍港の防波堤の件からお尋ねします。

建設費が単純に2900億円かかると。そして、何年かかるかというのは答えませんでしたけれども、300メートル、15年ということを経済計算すれば、227年かかる計算なんですね。教育長から、学校給食の無償化に約51億円かかると答弁もありました。その防波堤の建設費を学校給食費の無償化に使うと、何年分になるのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 単純計算といたしま

して、2900億を50億9000万で割りますと、約57という計算結果となります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 米軍の軍港建設費49ヘクタール、道路、その分は含まれていません。それでも学校給食費を無償にするお金からすれば、57年分あるんだと。本当にこんな莫大な予算が使われようとしています。自然破壊、環境破壊、税金の無駄遣い。観光スポットとしての発展にも、百害あって一利なしだと私は思っています。未来の世代に何を残すのか、私たちに問われているのではないかと思います。浦添新軍港に反対する以外にないではありませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） お答えいたします。

市街地に位置し、多くの民間機が離着陸する那覇空港に隣接している那覇港湾施設において、復帰後50年間行われてこなかった——失礼いたしました。現在の那覇港湾施設につきましては、市街地に位置している那覇空港にも近いということで、返還が行われれば、その跡地の有効利用というのが多く期待されるということで、県としては移転を推進している立場でございます。浦添への移設については、現有機能の確保ということを前提としており、引き続き移設協議会等において、国に対して現有機能を前提とした移設を求めてまいりたいというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 次、辺野古についてお尋ねします。

沖縄防衛局が岩石を含む土砂100万立方メートルを使う工事の入札公告をして、浜田防衛大臣が大浦湾側の埋立工事に必要な土砂を準備していると述べています。デニー知事は、係争中であり土砂の仮置きはいかなものか、工事を即中止してほしいと話を求めたという報道があります。知事に伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えいたします。

防衛大臣が記者会見におきまして、土砂の準備等に

ついて発言されたことにつきましては、報道等により承知をしております。

現在、防衛大臣の発言内容が当初承認願書のどこについて言及しているのか、その内容が妥当かなどを確認するとともに、公告されている工事について照会を行うなど、情報収集・確認を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 埋立変更承認申請は、まだ承認されていないです。なのに、100万立方メートルって、大浦湾側の土砂を仮置きするなんて、とんでもないことなんですよ。だからそれについては駄目だということで、工事中止を求めるべきだと思います。一応主張しておきます。

次、教育について伺います。

日本政府の貧弱な教育予算。本当、貧弱です。経済協力開発機構（OECD）で日本の教育予算はどうなっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

財務省の資料によりますと、2019年のOECD諸国における日本の公財政教育支出の対GDP国内総生産比は2.8%で、37か国中36位となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 本当に貧弱なんです。政府が本当に教育予算を抜本的に増やすべきだと思います。

沖縄県は35人学級にして、教育について頑張っているんです。子供は日々成長するし、教育には待ったはありません。教育に積極的な役割を果たしてほしいと思います。

では、教員の未配置の件ですが、先日、浦添市内の小学校1年生のクラス担任が病休に入っているんです。残された子供たちは、先生としては気がかりだと思います。そして、子供たちは先生が入り替わりで本当に不安だと動揺しているんですけれども、代替教員の配置については、先行配置がさっき7名でしたか、少なすぎるんです。先行配置をもっと増やして、そして今の浦添市内の1年生のクラスに、代替をすぐに配置すべきだと思いますが、お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 今、議員から御指摘のあり

ました浦添市の件につきましては、那覇教育事務所に病気休暇による代替教員の未配置があるということを確認しているところであります。先行配置で教員を配置しているところではあります、まずはやはり御指摘のあったとおり、この未配置の教員から先んじて配置をするということで今取り組んでいるところでありますので、そういう状況の中で代替教員の確保ができましたら、また先行配置についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○西銘 純恵さん すみません、休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（半嶺 満君） 今、那覇教育事務所のほうでその確保に努めているというふうに聞いております。我々も、教育委員会も連携しながら一刻も早く配置できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

[國仲昌二君登壇]

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時28分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○國仲 昌二君 改めまして、皆さん、こんにちは。

会派立憲おきなわ、國仲昌二です。

まずは、宮古の方言、ミャークフツで御挨拶いたします。

ソーナ ゴーカー ウランマ 皆さん、御機嫌いかがでしょうか。

ブガリーブガリ ウズパズヤースガ 大変お疲れだとは思いますが、バガ パナスーマイ ツキフィーサマチヨー 私の質問にもお付き合ください。

それでは、会派立憲おきなわを代表いたしまして、質問いたします。

まず初めに、宮古島付近で墜落事故を起こした陸自ヘリと同型ヘリの飛行再開を関係自治体に説明したことについて、質問通告後に報道がありました。事故機同型ヘリ飛行再開については、看過できない重大な問題であります。議長と執行部には連絡を済ませていただきますので、先例を踏まえて質問いたします。

宮古島付近で墜落事故を起こした陸自ヘリと同型ヘリの飛行再開については、宮古島市は、事故はたまたま海上だっただけ、陸上で起きないとは否定できな

い、一步間違えば市民に重大な被害が発生するおそれがあったということで、事故の衝撃が残る中での飛行再開は唐突だと懸念を示しております。事故の原因究明もいまだされておらず、私も全く同感です。この飛行再開についての知事の見解を伺います。

次に1、沖縄の地域外交について。

(1)、照屋副知事の訪韓について。

ア、照屋副知事は今回の韓国訪問で、済州特別自治道の呉怜勲（オ・ヨンフン）知事との会談あるいは済州フォーラムの「持続可能な平和と繁栄のための地域外交」と題したセッションで講演などを行ったということですが、今回の韓国訪問で地域外交としての成果をどう考えるのか伺います。

イ、今回の韓国の済州フォーラムでは、米中対立激化の影響で気候変動やエネルギー、食糧危機といったグローバルな問題が国家間の外交で扱われていないと国家外交の問題点が指摘され、地方外交に期待する声が上がった一方で、外交対応において沖縄側の課題が浮き彫りになったということですが、その課題についての認識を伺います。

(2)、地域外交の展望について。

ア、玉城デニー知事が施政方針で示した「多分野にわたる国際交流を通じて（中略）平和構築に貢献する独自の地域外交を展開する」ことや、県議会が2月議会で議決した、軍事力による抑止ではなく対話と外交を求める旨の意見書は多くの皆さんから評価をいただいております。7月の知事訪中、9月以降の訪台には期待が高まります。知事の訪中、訪台による地域外交の意義や今後の取組について伺います。

イ、玉城デニー知事がアジア太平洋地域の平和構築に貢献するとして、地域外交を進めようとしていることに対し、外交と安保は国の専管事項だ、国益を損なうおそれがある、沖縄の地域外交が硬軟織り交ぜた外交を行う中国に利用され、抑止力構築の足を引っ張る可能性がある。県は注意すべきだという懸念が指摘されています。こうした指摘についての知事の見解を伺います。

2、沖縄へのPAC3配備について。

政府は4月22日、北朝鮮が軍事偵察衛星1号機を発射するとの計画を公表したとして、自衛隊法に基づく破壊措置準備命令を出し、PAC3を宮古島、石垣島及び与那国島に配備することを唐突に発表しました。そこで伺います。

(1)、PAC3配備の必要性について。

日本政府は、今回の配備を北朝鮮の偵察衛星発射は事実上の長距離弾道ミサイル発射であり、一部が日本

領域に落下する不測の事態に備えるためと強調しますが、専門家からは、韓国も過去に何度も南西諸島上空を通過する人工衛星を打ち上げているが、韓国の衛星に対しては破壊措置命令を出さないのは北朝鮮の脅威をあおるための二重基準、ダブルスタンダードではないか。南西諸島は台湾有事に加えて北朝鮮のリスクもあるとの危機意識を高めるために、今回の衛星発射を利用したいという思惑が透けて見えると今回のPAC3配備を疑問視しています。知事の見解を伺います。

(2)、PAC3輸送の混乱について。

今回のPAC3配備は唐突感が拭えず、混乱が生じたとのこと。那覇港や中城湾港では、防衛省から利用したいとの打診があったが、両港とも慢性的な混雑で受け入れられないとされたほか、与那国町祖納港では県の港湾施設使用許可を受けずに車両等を陸揚げしたり、新石垣空港を時間外に使用したいとして断られ、宮古空港では混雑で駐機スポットがないため、改めて届出を出すなどかなりの混乱があったようです。こうした混乱や県の使用許可を受けなかったことについて、県の対応について伺います。

(3)、台風によりPAC3が展開されなかったことについて。

5月31日の早朝、人々の不安をあおり立てるようにJアラートが鳴り響き、テレビでは緊張する面持ちで避難を呼びかける放送をするなど住民に緊張が走る中で、万が一に備えて迎撃体制を取るはずのPAC3が、実は宮古島、石垣島、与那国島では台風を理由に発射機が畳まれていたということです。

住民保護が不可欠なら強風の中でもPAC3展開を続行したはずで、専門家は、「政府自らがPAC3配備の必然性はないと証明したことになる。」、「2日になって石垣や宮古でPAC3の発射機が再展開された。県民は政治ショーを見せつけられている。」という指摘がありました。知事の見解を伺います。

3、安保3文書による専守防衛の解釈について。

(1)、これまでの専守防衛の解釈について。

専守防衛について、1970年の佐藤栄作内閣をはじめ、1972年の田中角栄内閣、1975年の三木武夫内閣で「外国に脅威を与える攻撃的兵器は使わない」、「相手国の基地を攻撃するような戦略的な攻撃はとらず」という解釈で、その後の政権もその解釈を踏襲してきたものと考えますが、知事の見解をお聞かせください。

(2)、安保3文書後の政府見解について。

令和4年12月16日に閣議決定された、安保3文書では反撃（敵基地攻撃）能力の保有がうたわれてお

り、これまでの政府の解釈を逸脱したものと思えません。

知事も、従来の国会答弁との整合性や専守防衛を逸脱するのであれば、ミサイルの県内配備には断固反対すると述べています。知事の見解を伺います。

4、重要土地利用規制法について。

重要土地利用規制法については、法案審議中から、法律の目的である機能を阻害する行為というのが明確でない、調査範囲が曖昧である、私権が制限されるなどの問題点が指摘されており、県内には極めて強い反対意見があります。

(2)、私権が制限されることについて。

国の今後のスケジュール案によると、関係地方公共団体や関係行政機関の長からの意見聴取、協議は行うということですが、土地の所有者については触れられていません。まさに私権を侵害することになると思いますが、県の見解を伺います。

5、沖縄振興公共投資交付金（ハード交付金）の減額による影響について。

沖縄振興公共投資交付金（ハード交付金）は、ピーク時の平成26年度の932億円から令和5年度は368億円で564億円の減、半分以下、約40%まで減額されました。そこで伺います。

(1)、ハード交付金の大幅な減額により、県の事業に深刻な影響が出ていると思われま。その影響について、主な事業やその影響（工事期間の延長など）について伺います。

(2)、市町村への影響について。

先日、沖縄市議会からも東部海浜開発事業について、県が埋立事業を確実に実施するよう要請がありましたが、この事業の遅れもハード交付金の影響との指摘があります。先月開催された県と市町村の予算要請に向けた意見交換会では、11市のうち10市からハード交付金の減額により事業進捗に悪影響が出ているとして増額を要望するなど、市町村への影響も深刻です。県の見解を伺います。

6、教員不足問題について。

(1)、早急に取り組む対応策について。

教員不足の原因は、業務過多による教員の疲弊、メンタルダウン、成り手不足、政府予算の減額など複合的であると指摘される中、対応が急がれます。早急に取り組む対応策をどのように考えているのか、教育長の見解を伺います。

8、宮古関係の課題について。

(1)、台風2号の被害状況とその対応について。

5月末から6月にかけて沖縄を襲った台風の農林水

産関係の被害は県全体で約7.1億円、そのうち約5.2億円が宮古ということです。風雨が特別に強くなかったにもかかわらず、宮古は大きな被害を受けました。

ア、宮古の農作物が約4億円と大きな被害金額となっています。県の状況把握とその対応について伺います。

イ、佐良浜漁港の浮き桟橋も大きな損傷を受けており、撤去しなければならないと聞きましたが、今後の対応策について伺います。

(2)、下地島空港を民間航空以外の目的で使用させないとした屋良覚書、西銘確認書の条例化に向けて検討を行っているとのことですが、進捗状況を伺います。

(3)、下地島空港周辺跡地利活用事業について、宮古島市との調整、意見交換はどのようになっているのか伺います。

(4)、宮古島市の農業振興計画の見直しについての進捗状況を伺います。

(5)、多良間港（前泊地区）の景観整備について。

ア、多良間港（前泊地区）は、モクマオウが生い茂り、荒れ放題となっています。村としては、持続可能な観光地づくりに向けて、村民、観光客等の憩いの場としての公園整備を要望していますが、県の考えを伺います。

以上、答弁を聞いて再質問いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 國仲昌二議員の御質問にお答えいたします。

沖縄の地域外交についての御質問の中の(2)のア、地域外交の意義と今後の取組についてお答えいたします。

沖縄県では、沖縄独自の歴史的・文化的特性等のソフトパワーや地理的な優位性を生かし、観光、物流、環境、保健・医療、教育、文化、平和など多様な分野における国際交流を行ってまいりました。

沖縄県としては、このネットワークを最大限に活用し、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画で示している、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に向けて、平和的な外交・対話により積極的な役割を果たしていきたいと考えております。本年7月には、私が日本国際貿易促進協会の訪中団の一員として北京を訪問し、その後福建省を訪問する予定です。また、できるだけ早い時期に台湾にも訪問をし、観光・経済・文化交流の活性化に取り組みたいと考えております。

次に(2)のイ、地域外交への懸念に対する見解につ

いてお答えいたします。

沖縄県が考えます地域外交とは、自治体、企業、NGO、市民など様々な主体において、国境を超えて、国際交流、技術協力など多分野で活動が展開されることと認識しており、いわゆる国家間の外交とは異なるものと考えております。外務省においても、外交を推進していく上で地方自治体等を重要なパートナーと位置づけ、その国際的取組を支援すべく2006年に地方連携推進室を設置し、オールジャパンでの総合的外交力の強化を目指して、地方との連携を推進するとされています。

沖縄県としては、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、本県のソフトパワーを生かして、多様な分野において独自の地域外交を展開することにより、アジア太平洋地域との信頼関係を築き、国家間の平和的な外交や対話に貢献できるものと考えております。

次に、安保3文書による専守防衛の解釈についての御質問の中の3の(1)、政府による専守防衛の解釈についてお答えいたします。

いわゆる安保関連3文書においては、平和国家として専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならないとの基本方針は今後も変わらない旨が記述されています。しかしながら、敵基地攻撃能力、いわゆる反撃能力の保有については、憲法第9条の趣旨への政府見解との問題のほか、国際法で禁止された先制攻撃となるおそれや、従来の専守防衛方針との整合性等の課題が指摘されています。これらのことを含め、国においては国会の場で十分に議論し、課題や方向性について国民に丁寧な説明を行っていただきたいと考えております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋副知事。

[副知事 照屋義実君登壇]

○副知事（照屋義実君） 國仲昌二議員の御質問にお答えいたします。

沖縄の地域外交についての御質問の中の(1)のア、副知事の韓国訪問の成果についてお答えいたします。

今回の韓国訪問では、済州フォーラムでの基調講演において、平和を希求する「沖縄のこころ」を世界に発信するとともに、沖縄県が地域外交に積極的に取り組む決意を示すことができました。済州特別自治道のオ・ヨンフン知事との面談では、済州と沖縄が連携を深めることの意義を改めて確認し、済州特別自治道が主導するグローバル平和都市連帯への加入意向書を提出いたしました。また、済州4・3平和財団のコ・ヒ

ボム理事長との面談では、世界平和を願う双方の強い思いを共有するとともに、沖縄全戦没者追悼式と4・3犠牲者追悼式への相互参加の重要性について確認いたしております。

沖縄県としましては、アジア太平洋地域等の自治体との連携強化に向けたネットワークが得られたことは大きな成果であり、今回の韓国訪問は本県の地域外交のキックオフとして大きな意義があったと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 溜 政仁君登壇〕

○知事公室長（溜 政仁君） 1、沖縄の地域外交についての中の(1)のイ、沖縄県の地域外交の課題についてお答えいたします。

県では、沖縄独自の歴史的・文化的特性等のソフトパワーと国際ネットワークを最大限に活用し、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に向けて、積極的な役割を果たしていきたいと考えており、県独自の地域外交を展開することとしています。県の地域外交の課題は、数多くの国や地域を対象に実施されている様々な分野の取組を部局横断的に統括し、県独自の地域外交を一体的・戦略的に展開することであると認識しております。このため県では、本年4月に地域外交室を設置したところであり、今年度は、沖縄県地域外交基本方針（仮称）の策定や全庁的な推進体制の構築などに取り組んでまいります。

次に2、沖縄へのP A C 3配備についての中の(1)、P A C 3配備の必要性についてお答えいたします。

沖縄防衛局は、今回のP A C 3部隊の沖縄県への展開は、北朝鮮が平成21年から28年にかけて4回、人工衛星と称する弾道ミサイルを予告の上で発射し、そのうち3回は沖縄周辺海域を含む南側に向けて発射されたことを踏まえたものであると説明しております。一方で、今回の北朝鮮と同様の軌道を取る韓国の衛星打ち上げに対しては、政府は破壊措置命令を出していないという指摘があることは承知しております。

県としては、政府において、県民の生命財産の安全を確保するため万全の措置を取る必要があると考える一方、県民の不安や県民生活への影響が広がることがないよう配慮する必要があると考えております。

同じく2の(3)、5月31日のP A C 3の迎撃体制についてお答えいたします。

去る6月1日の参議院外交防衛委員会において防衛省は、部隊運用の詳細を答えることは難しいとした上

で、一般論として、天候や気象を含めた様々な条件を踏まえて最適な対応をすると説明しております。また、ミサイル防衛の体制は、イージス艦とP A C 3の組合せで行っており、今回も同様である旨の説明も併せて行っています。

いずれにしましても、県としては、政府において、県民の生命財産の安全を確保するため万全の措置を取る必要があると考えております。

次に3、安保3文書による専守防衛の解釈についての(2)、反撃能力の保有と県内配備への見解についてお答えいたします。

昨年12月に閣議決定された国家安全保障戦略において、保有が明記された反撃能力については、様々な課題が指摘されております。

県としては、米軍基地が集中していることに加え、自衛隊の急激な配備拡張により、沖縄が攻撃目標になることは、決してあってはならないと考えております。そのため、去る6月9日には、防衛大臣に対し、反撃能力を有する装備の本県への配備は行わないことや、地元への影響が大きい自衛隊の運用については、地元が意見表明できるよう必要な協議を行うこと等を要請したところです。

次に4、重要土地利用規制法についての(2)、私権の侵害についてお答えいたします。

県としては、注視区域や特別注視区域として指定することによる社会経済活動上の影響を最小限にし、土地等の所有者の理解を得るため、今後の注視区域等の指定の見通しについて、十分な情報を国民、地方公共団体に提供するとともに、パブリックコメントを行うことが必要であると考えております。このため、去る6月12日に内閣府に提出した回答においても、同様の意見を盛り込んでおります。

次に9、宮古島沖墜落事故機と同型ヘリの飛行再開についてお答えいたします。

去る6月16日、陸上自衛隊第15旅団から4月のUH60JAヘリコプター事故を受けて見合わせてきた同型機の飛行訓練を、事故調査委員会による分析結果等を踏まえ、対策を講じた上で段階的に再開したいとの説明がありました。また、駐屯地内における飛行訓練は、先行して再開したいとのことでした。

県としては、航空機関連事故は、一歩間違えば県民の生命財産に関わる重大な事故につながりかねないと考えております。自衛隊においては、地元の理解と協力が得られるよう事故調査委員会による分析結果や飛行を再開する必要性等について、丁寧に説明を行う必要があると考えております。

以上になります。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 前川智宏君登壇〕

○土木建築部長（前川智宏君） 2、沖縄へのP A C 3 配備についての(2)、P A C 3 配備に関する港湾・空港の対応についてお答えいたします。

港湾の使用については、沖縄県港湾管理条例に基づき、あらかじめ使用許可申請書を提出する必要があります。県では、審査基準を踏まえ対応しております。また、祖納港において、使用許可を得ずに陸揚げを行った民間業者に対し、行政指導を行っております。空港の使用については、沖縄県空港の設置及び管理に関する条例に基づき、あらかじめ空港使用届出書を提出する必要があります。県では、民間定期便の発着への影響などの確認をしております。また、運用時間外の空港使用については、やむを得ないと認められる場合に限り使用を許可しております。

県としては、引き続き、施設管理者として関係法令に基づき適切に対応してまいります。

次に8、宮古関係の課題についての(2)、屋良覚書の条例化についてお答えいたします。

県では、屋良覚書及び西銘確認書に基づき、下地島空港を人命救助、緊急避難等、特にやむを得ない場合を除き、民間航空機に使用させる方針で管理運営しております。

県としては、引き続き両文書に基づき空港の管理運営を行うとともに、その趣旨をどのように条例へ反映させることができるのか、関係部局と連携し研究を進めているところであります。

次に同じく8の(3)、下地島空港周辺用地利活用事業についてお答えいたします。

利活用候補事業の選定等については、下地島空港及び周辺用地の利活用促進事業検討委員会において、地元宮古島市の副市長を委員に含め、検討を行っております。令和5年度も検討委員会を開催し意見を伺うこととしており、利活用事業に係る課題解決に向け、宮古島市と連携を図っていききたいと考えております。

次に同じく8の(5)、多良間港前泊地区の景観整備についてお答えいたします。

多良間港前泊地区の景観整備につきましては、現地確認の上、多良間村と意見交換を行っております。既存の港湾施設の利用状況等を踏まえ、村と引き続き意見交換を行いながら、整備の必要性を含め検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 宮城 力君登壇〕

○総務部長（宮城 力君） 5、沖縄振興公共投資交付金の減額による影響についての(1)、県事業への影響についてお答えいたします。

沖縄振興公共投資交付金の減額が続いてきたことから県事業の進捗に遅れが生じ、地域の発展等に影響が出ているものと認識しております。例えば、社会資本整備では、渋滞解消や災害時の緊急輸送道路などの交通基盤整備の遅れ、農業生産基盤整備では、新規採択地区の先送りや事業期間の延長による事業効果発現の遅れなど、各分野において影響が生じております。

同じく5の(2)、市町村事業への影響についてお答えいたします。

沖縄振興公共投資交付金の減額が続いてきたことから、市町村事業においても進捗に遅れが生じ、地域の発展等に影響が出ているものと認識しております。そのため、令和4年度、令和5年度においては、市町村事業への影響が小さくなるよう、市町村事業分は前年度以上確保し、県事業分を減額して対応したところであります。

県としましては、沖縄振興公共投資交付金の増額確保に向けて、これまで以上に市町村と連携し、関係要路に要請していくこととしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 半嶺 満君登壇〕

○教育長（半嶺 満君） 6、教員不足問題についての中の(1)、教員不足の対策についてお答えいたします。

昨今、全国的に教員不足が大きな課題となっており、本県においても同様の状況にあります。教員の確保については、ペーパーティーチャーセミナーの実施や、関係機関への募集依頼などに取り組んでおります。また、学校における働き方改革や教職員のメンタルヘルス対策を強化・推進するため、今年度から働き方改革推進課を設置し、全庁体制で取組をスタートさせたところであります。

県教育委員会としましては、引き続き、教員採用試験の制度改革や業務改善を推進し、教員不足の解消に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 前門尚美さん登壇〕

○農林水産部長（前門尚美さん） 8、宮古関係の課題についての(1)のア、台風2号の農作物被害状況と対応についてお答えいたします。

台風2号による農作物の被害額は、県全体で約5億9600万円となっており、そのうち宮古地区では、葉たばこやゴーヤー等で約4億400万円の被害が生じております。このため、農家に対する支援として、営農相談窓口を設置し、農業共済、収入保険等による補償を行っているところであります。

県としましては、引き続き関係機関等と連携を図りながら、各種支援に取り組んでまいります。

同じく(1)のイ、佐良浜漁港の浮き桟橋被害の対応策についてお答えいたします。

佐良浜漁港の浮き桟橋については、去る5月31日の台風2号により、漁船を係留するための部材が著しく変形し、漁船の破損や漁業者の転落等の事故のおそれがあります。

県としましては、漁業者の安全確保と利用再開のため、国の災害復旧事業を活用し、早期の復旧に取り組んでまいります。

同じく(4)、宮古島農業振興地域整備計画の全体見直しの進捗状況についてお答えします。

宮古島農業振興地域整備計画の変更については、2月10日に宮古島市より県宛てに事前協議申出書の提出があり、6月6日に県の意見を回答したところです。その後、宮古島市から事前協議の追加申請があったことから、6月15日に改めて関係各課へ意見照会を行っております。

県としましては、農振法や当該制度のガイドラインに基づき、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 答弁ありがとうございます。

再質問をいたします。再質問は順番をちょっと……。

まず、ハード交付金の減額について伺います。

宮古島市でハード交付金の対象、県事業というのが道路事業で3か所、街路事業で4か所あると聞いております。その中で市街地で今、街路事業をやっていますマクラム通り線ですね。なかなか進捗が見えない状況なので、ハード交付金の影響があるかと思うんですけども、その辺について影響があるのであれば、説明をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 議員御指摘のとおり、当該事業はハード交付金におきまして事業を行っております。減額の影響を受け、事業の遅延があるものと認識をしております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 事業が遅れているとありましたけれども、どの程度遅れるとかというのは答えられますか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後0時4分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) お答えをいたします。

マクラム通り線につきましては、2工区に分けて事業を実施しております。マクラム通り線とマクラム通り線(下里工区)という2工区に分けておまして、現在、マクラム通り線のほうが79.6%の進捗率、下里工区のほうが3.4%の進捗率ということでございます。今後も減額の影響等を受け、遅延が発生するものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 いろいろこのハード交付金の減額、県の事業にも悪影響が出ている。それから先ほど話をしましたけれども、11市のうち10市のほうから事業進捗に悪影響が出ているということでの増額の要望があると。先ほど総務部長の答弁にもあったように、その減った中で市町村になるべく影響が出ないようにということで、市町村の事業をなるべく減らさないようにということで配慮したということもありましたけれども、実際大変な影響が起きていると思います。この県民生活、渋滞解消であるとか、そういった答弁もありましたけれども、そういったことが全部先送りになってしまっていると。

こういった県民生活に大きな支障が出ているということは、政府には伝わっているんでしょうか。伝わっていて、それでもこういうふうに減額されているんでしょうか。ちょっと答弁ができればお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

○総務部長(宮城 力君) ハード交付金の減額がずっと続いてきていて、いろんな事業に影響が出ているということは、国に対して再三御説明してきたところでございます。これまで減額が続いてきた中、昨年の補正予算では、防災・減災、国土強靱化に資するというので30億弱、29億程度の補正を措置いただきました。一定の御理解いただいたものと認識しておりますけれども、先ほど議員がおっしゃったように、減額分をずっと市町村分を確保するために県事業を減らしてきたという事実があって、市町村長からは、そ

れで県事業が進まないの地域への振興にも非常に影響が出ていますという声が多く上がっておりますので、その声をしっかりとまた伝えていきたいと思っております。

○**國仲 昌二君** 休憩。

○**議長 (赤嶺 昇君)** 休憩いたします。

午後0時7分休憩

午後0時7分再開

○**議長 (赤嶺 昇君)** 再開いたします。

○**國仲 昌二君** それでは次に、宮古島市の農振計画の見直しについて質問します。

今度、見直しの意見については、宮古島市の意見に一定程度同意が得られたということで、私も安堵しています。先ほど事前協議という話がありましたけれども、この事前協議が終わった後のスケジュールについて教えていただきたいと思っております。

○**議長 (赤嶺 昇君)** 休憩いたします。

午後0時7分休憩

午後0時8分再開

○**議長 (赤嶺 昇君)** 再開いたします。

農林水産部長。

○**農林水産部長 (前門尚美さん)** お答えいたします。

宮古島市の農業振興地域の整備計画全体見直しの今後のスケジュールといたしまして、現在対応中の計画変更に係る事前協議が調い、宮古島市による整備計画案の公告・縦覧、その後県への法定協議による同意、整備計画の公告を経て手続が完了となります。

県としましては、引き続き市町村と連携の上、対応してまいりたいと思っております。

○**議長 (赤嶺 昇君)** 休憩いたします。

午後0時9分休憩

午後0時9分再開

○**議長 (赤嶺 昇君)** 再開いたします。

國仲昌二君。

○**國仲 昌二君** 次、PAC3配備について、今回のJアラートに対して、住民からは、無駄に恐怖をあおられた気がした。以前もJアラートを経験した。多分大丈夫として普段どおり出勤した。

大げさに不安をあおっているということが報道されて、不信感が広がっていると感じました。今後、本当の緊急事態になったとき、Jアラート慣れた住民が反応しなくなるのではと危惧します。これについての見解を伺います。

○**議長 (赤嶺 昇君)** 知事公室長。

○**知事公室長 (溜 政仁君)** Jアラートでございますが、弾道ミサイルの情報ですとか、津波の情報ある

いは緊急地震速報などに対して時間的な余裕のない緊急事態の発生を国民に伝え、その迅速な避難行動を促すことを目的としております。また、危険性が排除された際には、直ちに発令が解除されるというところまでございます。このJアラート発令時の避難行動につきましては、その発令種別によって異なりますが、緊急速報メール、市町村防災行政無線からの情報に基づき適切な避難を行うことがやはり重要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○**議長 (赤嶺 昇君)** 國仲昌二君。

○**國仲 昌二君** 最後に、我々与党県議団では、沖縄を戦場にさせないとして、宮古島市、石垣市、与那国町、うるま市や沖縄市において市民集会を開催して、意見交換を行いました。PAC3配備も専守防衛の解釈も土地利用規制法も全てつながるんですけども、台湾有事とか北朝鮮のミサイル発射への過剰とも思える反応で、沖縄の危機意識は、政府やマスコミの発信で、沖縄は有事、危機だから基地負担は当然だ、沖縄が台湾有事の最前線になるのは仕方がない、そういった意識が全国に広がっているんじゃないかと非常に強い危機感を覚えております。

沖縄を戦場にさせない。今後とも県民と一緒に声を上げ続けることを決意して、質問を終わります。

タンディガータンディ スディガフー。ありがとうございました。

○**議長 (赤嶺 昇君)** 休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後1時30分再開

○**議長 (赤嶺 昇君)** 再開いたします。

午前に引き続き、代表質問を行います。

仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○**仲宗根 悟君** ハイサイ グスーヨー 皆さん、こんにちは。よろしくお祈りします。

先日、父の日の話をしようかと思いましたが、会派の皆さんから長話は慎まんとという話ですから、少しだけ、本当に。父の日に寄せて、ラジオでこういう話がありました。

今日はお父さんの同級生の模合があります。模合にお父さんが行ったら、病院の話、病気の話、薬の話、チューヤ ゴハットヤーと。そうしたら話をするのがなかったそうです。これが落ちなんですけど、私たちが残る任期、あとちょうどもう1年。私たち、体調管理しながら、私もウチアタイするんですけども、実は先々週から風邪を引いてしまって、たんが絡んでもう

しようがないですけれども、ぜひ健康管理、この1年しっかり頑張って県民の負託に応えたいというふうに思います。よろしくお願いします。

ウチンジャチナービラウー。よろしくお願いします。

それでは、代表質問を、おきなわ南風の仲宗根悟です。

まず最初に、知事の政治姿勢について伺いたいと思います。

知事は、かつての琉球王国時代から日本、中国、東南アジア諸国との独自の国際ネットワークを構築してきた歴史を踏まえ、独自のソフトパワーを生かして積極的な役割を果たしていこうと地域外交室を設置いたしました。早速、韓国・済州島で開催された第18回済州フォーラムに照屋義実副知事が出席し、地域外交をスタートさせました。「持続可能な平和と繁栄のための地域外交」をテーマに基調講演をしましたが、沖縄県の地域外交を内外へ発信したことは意義あるものと考えます。また、7月には日本国際貿易促進協会に同行し中国を訪問するとしておりますが、知事への地域外交への所感を伺うものであります。

(2)番目は、周辺国との地域外交が緊張緩和に向けてさらに推進するものと考えことから台湾との関係も必要ではないかと思うが、どのように考えているのかお伺いします。

(3)番目、北朝鮮の衛星発射は5月31日、日本政府からも強い非難がある中で実施されました。沖縄上空を通過するとの分析から、警戒監視下に置かれ緊張を余儀なくされ、北朝鮮はこれまでに国連決議にも反するような行為を繰り返し行いましたが、県はどのような姿勢で臨むのか伺いたいと思います。

(4)番目、新型コロナウイルス感染症の緩和措置が取られ日常を取り戻しつつある中で、感染拡大が懸念されます。県の対応策を伺いたいと思います。これも日本国中、感染が拡大中というようなことで、第9波にもう入ったのではないのかと専門家も言っておりますけれども、この県の対応策、ぜひお聞かせください。

(5)番目、新型コロナウイルスや社会情勢の変化に伴って物価高騰による長期化した深刻な経済状況を再生させなければなりません。その対応策を伺いたいというふうに思います。

(6)番目、オール沖縄会議が主導して行われました、辺野古新基地の建設反対国会請願署名、沖縄及び全国から集めた署名、約56万筆が国会へ提出されました。平成25年に県議会議長及び全41市町村の首

長・議会議長が「米軍普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設を断念すること」を求めた建白書の精神の実現のため国会審議を求める請願であります。知事の見解を伺います。

(7)番目、重要土地等調査法についてであります。

県内多くの地域が、注視区域への移行にあわせて利用される可能性があるということでもあります。この辺は基本的人権が脅かされるのではないのか、あるいは土地取引の経済活動への影響が懸念されるというようなことが考えられるということでもあります。県の考え方についてお聞かせください。

子供の貧困対策についてです。

子どもの貧困対策計画は、昨年度第2期をスタートさせました。子供の貧困解消へ向けて各分野での取組が進められているところであると思っておりますけれども、全体的な進捗状況とその成果、そしてまた課題について伺いたいと思います。

子供の学習の遅れがその後の貧困の要因となることを防ぐために、学習教室を設置し学習支援や親への養育支援等を行うとする子育て総合支援事業の内容、そして事業実績を伺いたいと思います。

本県での一般塾への通塾支援や学習支援教室、入学応援給付金など子供たちの費用や進学率を上げる取組は評価するところではありますが、依然として中退率も高い状況にあります。中退率を下げるための取組を強化すべきと思うが、対策を伺いたいと思います。

子育てや貧困を家庭のみの自己責任とするのではなく、社会全体の問題として取り組む目的で設置をいたしました沖縄子どもの未来県民会議の取組及び事業を伺いたいと思います。

米軍基地問題についてです。

米軍嘉手納基地内防錆整備格納庫移設計画、住民地域の間近に高さ30メートル、そして長さが175メートルの巨大な建物を建設するようであります。騒音、そして粉じん、悪臭、洗浄後の汚水処理水の処理等、周辺住民に新たな被害をもたらすもので看過できるものではありません。県の見解と対応を伺いたいと思います。

(2)番目、普天間・嘉手納両基地から発生する爆音、排気ガス被害等は周辺住民の生活環境を破壊し、子供たちの学習環境をも破壊しています。日米両政府で合意された負担軽減は一向に果たされず、被害はひどくなるばかりであります。県の対応を伺いたいと思います。

4番目、農林水産業の振興について伺います。

本県基幹産業でありますサトウキビ生産向上に向け

た取組を伺いたいと思います。

製糖工場の設備の老朽化対策に向けた支援策を伺います。

地域農林水産物の活用による6次産業化支援策を伺いたいと思います。

(4)番目、ウリミバエ、アリモドキゾウムシ等、特殊病害虫の侵入防止、根絶防除等、特殊病害虫特別防除事業の取組状況をお聞きしたいと思います。

5番目、高病原性鳥インフルエンザウイルス侵入防止対策についてであります。

昨年令和4年、県内で発生した高病原性鳥インフルエンザウイルス感染は、養鶏農家に甚大な被害を及ぼしました。感染防止を図る取組を伺いたいと思います。

県は環境省の対応マニュアルに基づいて対応しているようだが、県独自の対応マニュアルを制定する考えはないのかどうか。

(3)番目、県は野鳥の監視を環境省等の関係機関と連携して実施しているということでもありますけれども、どのような監視内容なのか伺いたいと思います。

6、福祉・教育行政についてであります。

(1)番目、病気や事故で排せつ機能に支障がある人にとって、人工排せつ装具ストーマは生活必需品であります。排せつ管理支援用具に関する支援は市町村に委ねられており、給付支援の拡大とともに公共施設での処理可能な設備の拡充にも力を注いでほしいと要請をしています。県の見解を伺いたいと思います。

教員の精神疾患による休職者が本県は全国平均より高い水準にあるとしています。メンタルヘルス対策や働きやすい環境づくりが急務だと思いますが、その取組を伺います。

(3)番目、確かな学力を身につけるためには、教職員の指導力が重要であります。指導力の向上を図る取組を伺いたいと思います。

(4)番目、地域の歴史や産業、平和に関する学習の機会など、どのように取り組まれているか伺いたいと思います。こちら私も、小学校3年生の授業参観に行ってみましたが、その地域、地域の副読本といえましょうか、ネットで検索しましたら、各市町村にどうやらあるようなんですね。そういった取組は地域を教える意味でも必要だと思いますので、こちらのほうもぜひ伺いたいと思います。

離島振興です。

離島振興については沖縄県離島振興計画等に基づき諸施策が進められてきたが、これまでの成果とこれからの課題について伺いたいと思います。

離島の定住条件整備は重要な課題であります。その定住条件整備を図るには、離島住民の交通手段である離島航空路の確保が必要不可欠であります。その取組を伺います。

離島地域の含蜜糖製造事業者の経営安定を図る支援策を伺いたいと思います。

最後は、土木建築行政についてであります。

(1)、読谷村から糸満市を結ぶ、沖縄西海岸道路の事業概要と進捗状況、そして今後の見込みについてお聞かせいただきたいと思います。

(2)、首里城龍頭棟飾の制作体制についてであります。

これまで知事、土木部長は、代表質問・一般質問で、沖縄県首里城復興基金の活用に関する方針では、沖縄県内に蓄積、継承されている伝統技術を積極的に活用することとなっており、龍頭棟飾等の制作に当たっては、県内の若手人材育成の観点も踏まえ、県内陶器組合を含む県内技術者の活用に向けて検討し、具体的な制作体制については、陶器組合等県内技術者と緊密に連携しながら決定していきたいと考えていると答弁をしています。

そこで、壺屋陶器事業協同組合の壺屋焼が主体となり、首里城正殿の龍頭棟飾の復元・制作に携われるか伺いたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長(赤嶺昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 仲宗根悟議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、知事の地域外交への所感についてお答えいたします。

沖縄県では、観光、経済、文化、平和など多様な分野での国際交流を通じて築いてきたネットワークを最大限に活用し、独自の地域外交を展開するため、本年4月に地域外交室を設置し、現在、沖縄県地域外交基本方針(仮称)の策定等に取り組んでいるところであります。6月の照屋副知事による韓国訪問では、済州フォーラムでの基調講演において、平和を希求する「沖縄のこころ」を世界に発信することができ、本県の地域外交のキックオフとして意義深い訪問であったと考えております。また、7月には私が日本国際貿易促進協会の訪中団の一員として北京を訪問し、その後福建省を訪問する予定であり、中国との観光、経済、文化交流の活性化にも取り組みたいと考えております。

私は、このような沖縄独自の地域外交の取組を通じ

て、沖縄県はアジア太平洋地域における緊張緩和と信頼醸成に寄与することができるものと確信をしております。

次に、子供の貧困対策についての御質問の中の2の(1)、子供の貧困対策の進捗状況等についてお答えいたします。

沖縄県においては、第1期子どもの貧困対策計画に基づき、子供のライフステージに即した切れ目のない総合的な支援を展開してきた結果、待機児童数の減少、放課後児童クラブ利用料の低減、小中学生の基礎学力の上昇など一定の成果が見られているところです。令和4年度にスタートいたしました第2期沖縄県子どもの貧困対策計画では、第1期計画の成果やヤングケアラーなどの新たな課題を踏まえ、ひとり親に対する経済的支援や教育に係る負担軽減のほか、ヤングケアラーに対する寄り添い支援や若年妊産婦の居場所の設置など、貧困の連鎖を断ち切るための総合的かつきめ細やかな支援に取り組んでいくこととしております。このため、これら取組を総合的に推進する体制構築に向けて、組織編成にも取り組んでまいります。

沖縄県としましては、社会の一番の宝である子供たちが、その生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長していける誰一人取り残さない優しい社会の実現を目指し、引き続き全庁体制で子供の貧困対策を推進してまいります。

次に、離島振興についての御質問の中の(1)、離島振興の成果と課題についてお答えいたします。

私は先日、村政施行110周年の記念式典に参加することに併せて、多良間村に行政視察を行いました。島の様々な分野の方々そして村当局からの要請など、多良間村における将来性と現況の課題について現地でじかに話を聞かせていただき、県の取組の大きな離島振興のための参考にも資するものというように受け止めた次第であります。

沖縄県では、離島住民が住み慣れた島で安心して暮らせるよう、交通・生活コストの低減や情報通信基盤の整備、島々の特性に応じた各種産業の振興施策などに取り組んでまいりました。その結果、運賃を低減した路線の利用者数が平成23年に比べ13万6000人増の76万人、超高速ブロードバンドサービス基盤整備率が平成23年に比べ44.9ポイント増の97.2%、令和元年度の離島への入域観光客数が平成21年度に比べ155万人増の429万人となるなど、一定の成果を上げております。一方、人口減少対策や離島を支える人材の確保・育成などの課題が残されており、令和4年8月に策定いたしました次代を拓く持続可能な島づくり

計画に基づき、市町村とも連携しながら、諸施策に取り組んでいくこととしております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 溜 政仁君登壇〕

○知事公室長（溜 政仁君） 1、知事の政治姿勢についての中の(2)、台湾との関係の重要性についてお答えいたします。

本県と台湾は、古くから交流の歴史があり、地理的にも非常に近いことなどから地域間交流が活発に行われております。特に、観光や貿易の分野において、台湾は本県の重要なパートナーであることから、今年度のできるだけ早い時期に知事による台湾訪問を実現したいと考えております。

県としましては、台湾との相互訪問を継続し、これまで培った文化、経済、人的交流等をより活性化させていきたいと考えております。

同じく1(3)、北朝鮮の衛星打ち上げについてお答えいたします。

去る5月31日の北朝鮮による衛星打ち上げは、国連決議に違反し、また台風第2号が本県に接近していた状況であり、大変遺憾であります。報道によると、北朝鮮は事前通告しない可能性を示唆しているとのことであり、落下物が想定される周辺海域における漁業の操業や船舶の航行に重大な危険性を及ぼす可能性があるなど、県民へ大きな不安を与えることから、決して許されないと考えております。国におかれましては、引き続き、情報収集・分析に努めていただくとともに、迅速・的確に情報提供を行っていただきたいと考えております。

県としましては、引き続き、緊張感を持って情報収集に当たるとともに、国や市町村と緊密に連携し、県民の安全・安心の確保に全力で努めてまいります。

同じく1(6)、辺野古新基地の建設反対国会請願署名について。

県民投票や知事選挙で明確に示された沖縄県民の民意を尊重した議論を国会で行い、辺野古新基地建設を断念することを求める請願書が、署名目標の約34万筆を大きく上回る56万筆の署名を集めて、国会議員に提出されたことは、大きな意義があると考えています。

県としては、この請願に県内外から多くの署名が集まったことは、辺野古新基地に反対する民意は今も変わることなく、また、沖縄の過重な基地負担について、沖縄だけの問題ではなく、多くの国民が自分事と

して受け止めていることの表れであると認識しております。

同じく1(7)、重要土地等調査法についてお答えいたします。

内閣府から示された注視区域等の候補地については、指定の事由となる領海基線が示されていないため、指定の範囲が必要最小限であることを確認できないことや、指定の範囲が分かりにくい等の課題があると考えております。このため、県が6月12日に提出した意見においては、こうした課題があることに加え、注視区域等を指定することについて県内では極めて強い反対意見があることから、国においては最大限地域の実情を踏まえ対応することや、指定の範囲を真に最小限度とすること、指定の具体的な必要性を明らかにすることなど、11項目の意見を提出しました。

次に3、米軍基地問題についての(1)、防錆整備格納庫移設計画についてお答えいたします。

県としては、嘉手納飛行場の通称パループへの防錆整備格納庫移設計画について、嘉手納町と連携し、日米両政府に対し、再三にわたり撤回を求めてきました。しかしながら、去る4月28日、日本政府から、日米の協議の結果、防錆整備格納庫については当初の計画どおり進めることとなった旨の説明があり、このような決定がなされたことは、大変残念であります。同格納庫の建設により地元の不安がこれ以上増加することがあってはならないと考えており、今後の対応については、嘉手納町と意見交換を行い、検討してまいります。

同じく3の(2)、騒音、悪臭被害等への対応についてお答えいたします。

普天間飛行場及び嘉手納飛行場から発生する航空機騒音や大気汚染は、周辺住民の生活環境に大きな影響を及ぼしております。そのため県は、航空機騒音規制措置の厳格な運用、騒音対策の強化・拡充等の航空機騒音の軽減や航空機の排出ガスによる大気汚染の実態把握のための調査、悪臭防止のための有効な対策を求めており、令和4年9月にも防衛大臣に対し要請したところです。

県としては、引き続き軍転協等とも連携し、日米両政府に対し騒音及び悪臭防止対策の強化・拡充を求めていきたいと考えております。

以上になります。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 糸数 公君登壇]

○保健医療部長(糸数 公君) 1、知事の政治姿勢についての(4)、新型コロナの対応策についてお答え

します。

5月8日以降、感染症法上の位置づけ変更により、新型コロナ対策は、行政が住民へ協力要請を行う仕組みから、個人の選択を尊重した自主的な取組に転換しており、県民自ら感染対策に取り組んでいただくことが極めて重要となります。県は、新型コロナの感染者数の増加を踏まえ、5月29日に沖縄県新型インフルエンザ等対策会議を開催し、知事から県民に対して、改めて基本的な感染対策を呼びかけたところです。加えて、コロナ患者受入れ医療機関の拡充など、引き続き医療提供体制の確保を進めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

[企画部長 金城 敦君登壇]

○企画部長(金城 敦君) 1、知事の政治姿勢についての(5)、深刻な経済状況を再生させるための対応についてお答えいたします。

令和4年度以降、コロナ禍の影響が和らぎ、入域観光客数の増加など、本県経済は緩やかに持ち直しが進んできたと考えております。一方、昨今の物価高騰により、家計の負担増や事業者の収益圧迫が懸念されることから、県においては、電気料金の負担軽減に向けた支援、観光関連事業者に対する経営サポート事業等を実施しております。

県としては、引き続き、国と連携を図り、物価高騰等による県民生活や経済活動への影響に機動的に対応してまいります。

次に7、離島振興についての(2)、離島航空路の確保についてお答えいたします。

離島航空路は、離島住民の生活に必要な交通手段であることから、これを確保・維持することが重要と考えております。このため、県では、運航に伴い欠損が生じた場合には、国、地元市町村と協調して、運航事業者に補助を行っております。引き続き、離島住民の生活基盤である離島航空路の確保・維持に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(宮平道子さん) 2、子供の貧困対策についての御質問の中の(2)、子育て総合支援事業についてお答えいたします。

子育て総合支援事業では、生活困窮家庭の児童生徒を対象とした無料塾を県内5圏域に計33教室設置するほか、難関校などへの進学希望者に対する民間学習塾への通塾支援を行っております。当事業を通して、

児童生徒の学習習慣の定着、学力の向上による志望校への合格、講師等とのコミュニケーションを通じた生活習慣の改善や自己肯定感の向上等につながっているものと考えております。

同じく(4)、沖縄子どもの未来県民会議の取組についてお答えいたします。

沖縄子どもの未来県民会議においては、社会全体で子供の貧困解消に取り組むことを目的に、県民会議の活動を周知し、寄附を広く呼びかけ支援の輪の拡大を図る取組を展開しております。また、寄附金を活用して、児童養護施設等を退所し大学等へ進学する子供たちへの給付型奨学金事業や、企業から提供を受けた食料品等を子供の居場所等へ届けるおきなわこども未来ランチサポート、県外大学等への進学を希望する低所得世帯の高校生に対し渡航費用を助成する県外大学等進学サポート事業等を行っております。

6、福祉・教育行政についての御質問の中の(1)、排せつ管理支援用具等の支援拡大等についてお答えいたします。

排せつ管理支援用具等の給付につきましては、日常生活用具給付等事業において実施されており、給付対象者や給付条件等は、実施主体である市町村が地域の実情等に応じて定めております。県は、市町村へ情報提供等を行い、本事業の充実強化について働きかけているところです。また、福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に適合するよう、多数の者が利用する施設の新築等の際に、オストメイト用設備の設置を推進しており、今後とも障害者等が安全で快適に利用できる環境の整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 半嶺 満君登壇]

○教育長(半嶺 満君) 2、子供の貧困対策についての中の(3)、県立高等学校における中途退学対策についてお答えいたします。

県立高等学校では、生徒が学習や学校生活を継続し、安易な退学につながらないよう、校内中途退学対策委員会の設置や教育相談等の支援体制の充実を図るなどの取組を行っております。

県教育委員会としましては、スクールカウンセラーの全校配置や就学継続支援員及び中途退学対策担当教員を配置しており、引き続き、丁寧に関わり続ける支援・指導を行い、中途退学の減少に努めてまいります。

続きまして6、福祉・教育行政についての中の(2)、教職員のメンタルヘルス対策や働きやすい環境

づくりについてお答えいたします。

学校における働き方改革や教職員のメンタルヘルス対策は喫緊の課題であり、県教育委員会では、今年度から働き方改革推進課を設置し、全庁体制で取組をスタートさせたところであります。今後、国の調査研究事業等を活用したメンタルヘルス対策に取り組むとともに、県内公立学校の全教職員に対して実施した業務改善に関するアンケートの結果等を踏まえ、短期・中期・長期の目標設定を行い、実効性のある取組を推進することにより、教職員が心身の健康を維持し、教育活動に専念できる環境の確保に努めてまいります。

同じく(3)、教職員の指導力の向上についてお答えいたします。

本県の子供たちが確かな学力を身につけるため、教職員の指導力の向上は重要だと考えております。各学校においては、校内研修の充実やICTを活用した授業改善等、創意工夫を凝らし、授業力の向上に取り組んでおります。

県教育委員会では、学力向上施策の下、学校支援訪問や授業力アップ研究会、授業改善アドバイザーの派遣等の取組を推進しており、引き続き教職員の指導力の向上に努めてまいります。

同じく(4)、地域の歴史等に関する学習についてお答えいたします。

小中学校では、社会科や総合的な学習の時間等において、地域の偉人や伝統文化、地域の産業や移り変わり、廃藩置県、沖縄戦、復帰前後などについて、地域人材や副読本等も活用しながら発達段階に応じた学習が展開されております。

県教育委員会としましては、引き続き、地域の歴史や産業、平和に関する学習の充実にも努めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

[農林水産部長 前門尚美さん登壇]

○農林水産部長(前門尚美さん) 4、農林水産業の振興についての(1)、サトウキビの生産向上に向けた取組についてお答えいたします。

県では、サトウキビの生産振興を図るため、市町村、JA、製糖企業、各地区さとうきび生産振興協議会等と連携し、1、圃場整備等の生産基盤の整備、2、新品種の育成・普及、3、ハーベスタ等の導入による機械化促進、4、農作業受託組織の支援等による担い手育成対策、5、さとうきび増産基金を活用した台風、干ばつ、病虫害発生等への対策などの各種支援に取り組んでおります。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、サトウキビの生産振興に取り組んでまいります。

同じく(2)、製糖工場の設備の老朽化対策についてお答えいたします。

老朽化が著しい分蜜糖工場につきましては、地域のサトウキビ生産振興や工場の安定操業が重要であることから、老朽化対策の必要性が高いと認識しております。一方、工場整備には多額の建設費用を要することから、既存事業の活用だけでは事業実施主体の費用負担が大きく、実施困難と考えております。

このため、県としましては、引き続き市町村等関係機関と連携し、工場整備に係る具体的な方策について検討を進めるとともに、国に対し、高率補助による支援等について要望してまいります。

同じく(3)、6次産業化支援策についてお答えします。

県では、地域の農林水産物を活用した6次産業化に取り組む農林漁業者等を支援するため、支援窓口を設置し、マーケティング等の知識を有する専門家の派遣や、6次産業化に関する研修会の開催に取り組んでおります。また、商品開発や加工施設整備等への補助、加工品グランプリの開催による販路開拓などの支援を実施しております。

県としましては、今後とも、農林水産物の付加価値向上を図るため、6次産業化の支援に取り組んでまいります。

同じく(4)、特殊病害虫特別防除事業の取組状況についてお答えします。

本県は、特殊病害虫の発生地域と隣接する地理的要因や亜熱帯海洋性気候に属する気候特性から、特殊病害虫の侵入リスクにさらされております。そのため、特殊病害虫特別防除事業によりミバエ類の侵入警戒調査や、不妊虫放飼等による防除対策を継続し、再侵入の防止に努めております。また、カンショの重要害虫であるイモゾウムシ類については、久米島と津堅島におけるアリモドキゾウムシの再侵入防止対策のほか、同地域でのイモゾウムシの根絶に向けた防除対策等を実施しております。

次に5、高病原性鳥インフルエンザウイルス侵入防止対策についての(1)、感染防止の取組についてお答えします。

県では、高病原性鳥インフルエンザ感染防止のため、防疫備蓄資材の点検や養鶏農家への立入検査を実施しております。また、昨年度の発生を踏まえ、1、異常家禽の早期発見・早期通報、2、防鳥ネットの点検・補修、3、農場・人・車両等への消毒の徹底な

ど、飼養衛生管理基準の指導を強化しております。さらに、家畜伝染病予防法に基づき、野鳥が飛来する時期には、緊急消毒命令を告示するとともに、全ての養鶏農家に消石灰を無償配付し、防疫対策を実施しております。

県としましては、引き続き、高病原性鳥インフルエンザの発生予防及び蔓延防止に努めてまいります。

次に7、離島振興についての(3)、含蜜糖製造事業者への支援策についてお答えいたします。

含蜜糖の生産地域は小規模離島であり、サトウキビ以外の農作物の代替性に乏しいことに加え、気象災害等による原料の豊凶変動が大きいことから、含蜜糖の市場への安定供給及び製糖事業者の経営安定が課題であると認識しております。

このため、県としましては、引き続き一括交付金を活用した含蜜糖振興対策事業費により、含蜜糖地域の製糖事業者の経営安定を図るとともに、国や関係団体等とも連携し、沖縄黒糖の販売促進及び販路拡大に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

[環境部長 多良間一弘君登壇]

○環境部長(多良間一弘君) 5、高病原性鳥インフルエンザウイルス侵入防止対策についての(2)、県独自の対応マニュアルの制定についてお答えいたします。

自然環境中の野鳥における鳥インフルエンザについては、国において対応マニュアルが作成されており、県は同マニュアルに基づき対応しております。同マニュアルには衰弱個体を含む傷病鳥獣の取扱いについての定めがありませんが、鳥インフルエンザの拡大防止や早期発見のためには、傷病鳥獣が動物病院に持ち込まれた際の対応が課題であると考えております。

県としましては、動物病院における受入れ基準等を明確にするため、獣医師会の意見を聴くなど、県独自のマニュアル策定に向けて検討しているところです。

同じく5の(3)、野鳥の監視内容についてお答えいたします。

県では、野鳥における鳥インフルエンザの早期発見を目的として、地域ごとに関係機関が連携して死亡野鳥等の調査を行う体制を構築しております。死亡野鳥等の通報があった際には、県の動物愛護管理センターや家畜保健衛生所、市町村、環境省等が連携・協力して、死亡野鳥等の回収や簡易検査を行うこととなっており、検査の結果、陽性の疑いが確認された場合には、環境省により半径10キロメートル圏内が野鳥監

視重点区域に指定され、県では、監視の強化や注意喚起等の措置を講じております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 前川智宏君登壇〕

○土木建築部長（前川智宏君） 8、土木建築行政についての(1)、沖縄西海岸道路の整備の進捗状況等についてお答えいたします。

沖縄西海岸道路は、読谷村から糸満市に至る延長約50キロメートルの地域高規格道路であり、国において整備が進められております。これまでに、読谷道路、浦添北道路、那覇西道路、豊見城・糸満道路の一部区間に当たる約15キロメートルが開通しており、現在、読谷道路や浦添北道路のⅡ期線など6つの区間において、事業が実施されております。今後とも、関係市町村と連携し、沖縄西海岸道路の整備促進を国に要請していきたいと考えております。

次に同じく8の(2)、首里城龍頭棟飾の制作体制についてお答えいたします。

龍頭棟飾等の制作に当たっては、県内の若手人材育成の観点も踏まえ、壺屋陶器事業協同組合を含む県内技術者の参加について検討しているところであります。具体的な制作体制については、壺屋陶器事業協同組合を含む県内技術者がそれぞれ主体として参加できる協働体制を検討しており、今後、有識者で構成される首里城復興基金事業監修会議に諮り決定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 金城勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 不意打ちを食らいました。

こんにちは。公明党を代表して質問をさせていただきます。

まず1、人口減少・少子化対策について。

(1)、異次元の少子化対策への対応について。

ア、政府は、去る6月13日、こども未来戦略方針を決定しました。そのための加速化プランには、2024年度からの3年間を子ども・子育て政策に集中的に取り組む期間として、少子化傾向を反転できるかのラストチャンスと位置づけております。昨年11月に公明党が提言した子育て応援トータルプランの施策も、数多く反映されております。この度の政府方針に対する県の認識と少子化対策・子供政策の取組を伺います。

イ、知事公約である給食費無償化の実施時期について伺います。

ウ、少子化対策で重要な政策として、妊娠・出産から保育・教育費等、負担軽減と同時に働き方改革があります。特に、男性の育休取得、男女の役割分担意識の是正等が求められております。県としての取組を伺います。

2、教育・医療・福祉政策について。

(1)、医療的ケア児支援センターの取組について。

ア、支援センター開設の取組はどうか。

イ、本年度の事業計画はどうか。

(2)、若年妊産婦の居場所としての宿泊型施設の設置を本年度に実施する予定ですが、進捗状況はどうか伺います。

(3)、妊娠時から子育てのサポートをする、マイ保育園登録制度導入について伺います。

(4)、こども誰でも通園制度創設への対応について伺います。

(5)、教員の働き方改革の取組について伺います。

(6)、県内におけるひきこもりの実態と対策を伺います。

(7)、県内の小・中・高校生の不登校の実態と対策を伺います。

(8)、不登校特例校設置の取組について伺います。

(9)、沖縄の歴史教育の取組を伺います。

(10)、しまくとぅばの保存・普及・継承の取組はどうか伺います。

(11)、公立夜間中学設置の取組はどうか。

3、経済振興について。

(1)、観光振興策について。

ア、観光庁は今年3月、全国11か所を地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりのモデル観光地に指定しました。その中に、沖縄・奄美も入っております。消費喚起が期待できる外国人富裕層誘致を進める取組であります。県としてモデル観光地指定をどのように活用するか具体策を伺います。

イ、沖縄の観光振興のため、観光客誘客の平準化の取組はどうか。

ウ、観光人材確保支援事業の取組を伺います。

(2)、ゼロゼロ融資の返済条件の緩和について県の取組を伺います。

(3)、バス・タクシー業界の人手不足への支援策を伺います。

(4)、奨学金返還支援制度の活用実績について、昨年度の実績と今年度の取組状況について伺います。

(5)、県内の中小企業の賃上げについて、県の支援による実績はどうか伺います。

4、FIBAバスケットボールワールドカップ2023

推進事業の取組について伺います。

5、防災・減災の取組について。

(1)、地震、津波、台風、豪雨等自然災害対策について伺います。

(2)、老朽化した道路、橋梁、公共施設等への対応について伺います。

6、国立自然史博物館誘致における本年度の取組について伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 金城勉議員の御質問にお答えいたします。

人口減少・少子化対策についての(1)のア、こども未来戦略方針に対する県の認識等についてお答えいたします。

政府が決定したこども未来戦略方針では、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充など、3年間の集中取組期間において実施すべき加速化プランを明らかにしており、今後具体化を進め、年末までに戦略を策定することとしております。沖縄県では、県民が安心して結婚し出産・子育てができる社会を目指し、子育てセーフティーネットの充実を図る等、各種施策を推進しており、政府の同方針により支援の充実強化が図られるものと考えております。

沖縄県としましても、組織編成を含め、総合的な体制を構築するとともに、国と連携の上、少子化対策に全力で取り組んでまいります。

次に、経済振興についての御質問の中の(1)のア、モデル観光地を活用した取組についてお答えいたします。

観光庁による、地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業のモデル観光地として、令和5年3月に、沖縄・奄美エリアが全国10の地域とともに選定をされたところです。今回選定されたエリアにおいては、観光庁から、マスタープランの策定支援、専門人材の派遣、ノウハウの共有、日本政府観光局と連携した海外セールス強化等の集中的な支援が複数年実施されます。

沖縄県としましては、今回の選定を契機として、高付加価値な外国人富裕層の取り込みを強化し、旺盛な旅行消費や知的好奇心を満足させることなどを通して、地域経済の活性化と滞在価値の向上を目指し、多彩で質の高い沖縄観光を推進してまいります。

次に、FIBAバスケットボールワールドカップ

2023推進事業の取組についての御質問の中の(1)、FIBAバスケットボールワールドカップ2023の取組についてお答えいたします。

沖縄県では、沖縄市、那覇市、宜野湾市、北谷町等とともに開催地支援協議会を設置し、開催に向け様々な取組を実施しています。協議会では、県内各地におけるシティードレッシングやテレビCM放映等により機運の醸成を図ってまいります。沖縄の子供たち約1万人の試合招待や大会参加国の事前キャンプの実施及び選手との交流により、子供たちが世界へ目を向け、様々な分野に挑戦するモチベーションを育む機会を創出してまいります。また、シャトルバス運行等による円滑な輸送計画など、引き続き関係市町村と緊密に連携し、大会成功に向け取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 半嶺 満君登壇〕

○教育長（半嶺 満君） 1、人口減少・少子化対策についての(1)のイ、給食費無償化の実施時期についてお答えいたします。

県教育委員会においては、今年度、学校給食費支援事業を立ち上げており、保護者等へのアンケートの実施や市町村と実施方法等の協議を行い、それを踏まえ、予算規模、財源及び実施時期について検討してまいります。なお、国においては、こども未来戦略方針の中で学校給食費の無償化の実現に向けて、学校給食の実態調査を行い、課題整理等を行った上で、具体的方策を検討すると示していることから、今後の国の動向も注視してまいります。

続きまして2、教育・医療・福祉政策についての(5)、教員の働き方改革の取組についてお答えいたします。

学校における働き方改革や教職員のメンタルヘルス対策は喫緊の課題であり、県教育委員会では、今年度から働き方改革推進課を設置し、全庁体制で取組をスタートさせたところであります。今後、国の調査研究事業等を活用したメンタルヘルス対策に取り組むとともに、県内公立学校の全教職員に対して実施した業務改善に関するアンケートの結果等を踏まえ、短期・中期・長期の目標設定を行い、実効性のある取組を推進することにより、教職員が心身の健康を維持し、教育活動に専念できる環境の確保に努めてまいります。

同じく(7)、小・中・高校生の不登校の実態等についてお答えいたします。

令和3年度問題行動等調査によりますと、沖縄県の

1000人当たりの不登校児童生徒数は、小中学校で全国25.7人に対し29.4人、高等学校で全国16.9人に対し19.7人といずれも全国平均を上回っており、憂慮すべき事態と認識しております。

県教育委員会では、昨年度より校内自立支援室事業を実施し、不登校児童生徒等への支援を市町村教育委員会と連携して取り組んでいるところです。引き続き、全ての児童生徒が安心して過ごせる魅力ある学校づくりやスクールカウンセラー等を活用した初期対応及び関係機関と連携した組織的な支援に取り組んでまいります。

同じく(8)、不登校特例校設置の取組についてお答えいたします。

不登校特例校については、国において平成17年度に制度化されました。現在、全国で24校が設置されておりますが、本県では未設置となっております。

県教育委員会としましては、学校設置者である市町村教育委員会に対し、不登校特例校の設置等について周知するとともに、今後、先進事例について情報収集に取り組んでまいります。

同じく(9)、沖縄の歴史教育についてお答えいたします。

小中学校では、社会科等の授業で、琉球王国の成立、廃藩置県、沖縄戦、復帰前後などの琉球・沖縄の歴史学習に取り組んでおります。また、高等学校では、全ての生徒が学ぶこととなっている歴史総合で、琉球・沖縄の歴史が取り扱われており、教科研修会や授業研究会等において、指導方法の研究・改善に取り組んでいるところです。

県教育委員会としましては、引き続き、地域や学校の実態と発達段階に応じた琉球・沖縄の歴史教育の充実に努めてまいります。

同じく(11)、公立夜間中学の設置についてお答えいたします。

県教育委員会では、夜間中学について、通学の利便性等の観点から、まずは市町村に対し設置検討を依頼しているところであり、現在、各市町村において検討が行われているところであります。

県教育委員会としましては、今後、市町村の取組状況について取りまとめ、対応を検討してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 松永 享君登壇]

○商工労働部長(松永 享君) 1、人口減少・少子化対策についての(1)のウ、男性の育休取得に対する取組についてお答えします。

県では、仕事と子育てを両立し、働きやすい環境を整えるため、男性の育休制度を周知啓発する講座の開催や、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業への専門家派遣等の実施により、男性の育休取得を促進しております。令和4年度に県が実施した調査によりますと、男性の育休取得率は34.9%で、前年度の18.5%と比べ16.4ポイント高くなっております。

県としましては、男性の育休取得を促進し、男女ともに仕事と子育てを両立することができる環境整備に取り組んでまいります。

3、経済振興についての(2)、ゼロゼロ融資の返済条件緩和についてお答えします。

県では、令和5年度からコロナ関連融資の返済が本格化することから、今年1月に伴走支援型借換等対応資金を創設し、借換えによる返済負担の軽減を図っているところです。同資金につきましては、事業者に対し金融機関が伴走支援を行い、早期の経営改善につなげるとともに、保証料をゼロにする県独自の支援策を講ずることにより、事業者負担の軽減を図っているところです。

県としましては、引き続き、円滑な資金繰り支援に努め、中小企業者の事業継続支援に取り組んでまいります。

同じく3の(4)、奨学金返還支援制度の実績と取組についてお答えします。

本制度は、従業員の奨学金返還を支援する企業に対する補助事業で、令和4年度の支援実績は16社、82名、補助総額は約193万円となっております。令和5年度は、5月末時点で14社、100名、補助総額は約498万円の申請を受け付けており、昨年度を上回る実績になると見込んでおります。

県としましては、経済団体とも連携しさらなる事業周知に努めるとともに、個別企業訪問等を行い、奨学金返還支援に取り組む企業を増やすことにより、企業の人材確保や若年者の定着を支援してまいります。

同じく3の(5)、中小企業の賃上げに係る県の支援実績についてお答えします。

県では、県民が経済的な豊かさを実感できるよう、生産性の向上等により企業の稼ぐ力を高め、稼いだ利益が従業員に分配されるよう、各種支援策を展開しております。昨年度の実績としましては、労働生産性の向上に資するITツールの導入費用の補助を64件実施したほか、給与所得の向上に取り組む所得向上応援企業を23件認証しました。

県としましては、引き続き、企業の稼ぐ力の強化と労働者への分配を促進し、未来への投資が生み出され

るサイクルの構築に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 2、教育・医療・福祉政策についての御質問の中の(1)のア、医療的ケア児支援センターについて、2の(1)のアと2の(1)のイは関連しますので、一括してお答えいたします。

県では、7月末を目途に、医療的ケア児支援センターの開所に向けて、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、地域資源等の情報収集、関係機関との情報交換や連携体制の構築等に取り組んでおります。開所後は、医療的ケア児やその御家族からの相談への対応、多機関にまたがる支援の調整、専門性の高い相談に対する助言など、市町村等と連携して切れ目のない支援体制の構築に取り組んでまいります。

同じく(2)、若年妊産婦支援の進捗状況についてお答えいたします。

県では、令和5年度、国庫補助事業を活用し、若年妊産婦等が安心して生活を行うための相談支援や宿泊型居場所の提供等を行う特定妊婦等支援臨時特例事業を新たに実施することとしております。事業実施に当たっては公募を想定しており、現在、当該事業を実施している他県の取組状況の調査や市町村や関係団体等からの意見を聴取するなど、事業スキームの構築を進めているところです。速やかな事業開始を目指し、引き続き取り組んでまいります。

同じく(3)、マイ保育園登録制度導入についてお答えいたします。

マイ保育園登録制度は、妊娠期から身近な保育所をかりつけ園として登録し、相談支援等を行う自治体独自の取組として実施されているものと承知しております。令和4年度の児童福祉法改正で、市町村は、保育所等の身近な子育て支援の場における相談体制の整備に努めることとされ、また、今般取りまとめられましたこども未来戦略方針においても、妊娠期から切れ目のない伴走型相談支援の実施について、制度化の検討を行うとされております。

県としましては、今後の国における検討を注視し、市町村に対して周知を図ってまいりたいと考えております。

同じく(4)、こども誰でも通園制度（仮称）についてお答えいたします。

国は、こども未来戦略方針において、孤立した育児の中で不安や悩みを抱える子育て家庭への支援を強化

するため、月に一定時間までの利用可能枠の中で保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる、新たなこども誰でも通園制度（仮称）を創設することとしております。実施については、地域における保育の提供体制に応じて検討する必要がありますが、県としましては、本制度の趣旨を踏まえ、市町村や関係団体と意見交換をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 糸数 公君登壇〕

○保健医療部長（糸数 公君） 2、教育・医療・福祉政策についての(6)、ひきこもりの実態と対策についてお答えします。

国が令和4年度に実施した調査から推計しますと、県内の15歳から64歳までのひきこもり者数は、約1万7700人となります。県は、平成28年10月に、ひきこもり専門支援センターを設置し、ひきこもり当事者や家族等への相談支援、訪問支援、相談対応者の人材育成研修等を行っております。また、同センターでは、地域連絡協議会の開催や市町村担当者からの相談対応を通して、市町村における相談体制整備の支援を行っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 2、教育・医療・福祉政策についての(10)、しまくとぅばの保存・普及・継承の取組についてお答えします。

県内各地で受け継がれてきたしまくとぅばは、組踊、琉球舞踊、島唄等の沖縄文化の基層となるものであり、沖縄県民のアイデンティティーのよりどころであります。このため、県では、令和5年3月にしまくとぅば普及推進計画（第2期計画）を策定するとともに、新たにしまくとぅば普及推進室を設置し、体制を強化したところです。普及推進室としまくとぅば普及センターが連携しながら、しまくとぅばアーカイブロードマップに基づき、各地域のしまくとぅばを収集し、音声と表記を連動させた教材を作成するとともに、専門委員会を設置し、しまくとぅば教育に関する検討を行うなど、実効性のある取組を展開してまいります。

次に3、経済振興についての(1)のイ、観光客誘客の平準化についてお答えします。

本県が目指す世界から選ばれる持続可能な観光地の形成に向けては、観光需要の平準化などにより沖縄観

光の質の向上を図ることが重要だと考えております。観光需要の平準化については、令和4年度に設置した観光需要の年間平準化に関する万国津梁会議から、オフ期を楽しめるコンテンツ開発の促進などの提言がなされたところです。県では、提言等を踏まえ、修学旅行やスポーツキャンプ、MICE等の誘致、ワーケーションなど新たな観光スタイルの普及、自然や歴史、文化など沖縄のソフトパワーを生かした魅力ある観光コンテンツの造成、サステナブル、レスポンシブル・ツーリズムの推進などに取り組んでおります。引き続き、観光事業者と緊密に連携しながら、効果的に施策を展開してまいります。

同じく3の(1)のウ、観光人材確保支援事業についてお答えします。

観光人材確保支援事業では、従業員の労働環境の改善に向け、観光事業者の生産性向上に資する取組を支援することとしております。また、県内宿泊施設、観光施設等における職場訓練や観光業界に特化した就職説明会の開催を通じて、観光事業者と求職者とのマッチング機会を創出するとともに、観光現場における様々な取組を伝える広報、就職イベントの周知に取り組むこととしております。本事業の実施により、観光業界の持続的発展につながる人材の確保・定着を図ってまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

[企画部長 金城 敦君登壇]

○企画部長(金城 敦君) 3、経済振興についての(3)、バス・タクシー業界の人手不足への支援策についてお答えいたします。

県においては、運転手の高齢化やコロナ禍による離職等に伴い、乗合バスやタクシー運転手の成り手が大きく減少し、バスの減便やタクシーの運行台数の不足が発生しているものと認識しております。このため、バス事業者やタクシー事業者の求人活動や就職説明会の開催を支援することで雇用の促進を図ってまいります。併せて、本定例会に提出している6月補正予算案において、バス及びタクシー事業者の二種免許取得制度を支援することで、人材の確保につなげたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 溜 政仁君登壇]

○知事公室長(溜 政仁君) 5、防災・減災の取組についての(1)、自然災害対策についてお答えいたします。

県では、沖縄県地域防災計画を定め予防対策を推進しているほか、災害情報等の収集など、迅速な実施を図ることとしております。ハード面では、公共施設等の耐震化や避難等の機能を有する道路・公園の整備などに取り組んでおります。ソフト面では、沖縄県総合防災訓練をより実践的な内容とし、物資輸送施設や遺体収容施設の運営訓練、津波避難訓練等を実施しております。また、台風や大雨情報を速やかに市町村へ伝達し、早めの災害対策を促すとともに、県民への注意喚起を行っております。引き続き市町村等関係機関と連携しながら、自然災害対策の実施・強化に取り組んでまいります。

以上になります。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

[土木建築部長 前川智宏君登壇]

○土木建築部長(前川智宏君) 5、防災・減災の取組についての(2)のうち、老朽化した道路、橋梁への対応についてお答えいたします。

県では、橋梁やトンネル等の道路施設について定期点検を実施するとともに、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に伴い、長寿命化修繕計画に基づく修繕、更新等の対策を進めているところであります。引き続き、道路の適正な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

[総務部長 宮城 力君登壇]

○総務部長(宮城 力君) 5、防災・減災の取組についての(2)のうち、老朽化した公共施設等への対応についてお答えいたします。

県では、老朽化した公共施設等の更新や長寿命化対策等に係る費用について、長期的視点で財政負担の軽減・平準化を図るため、平成28年度に、沖縄県公共施設等総合管理計画を策定しました。当該計画を踏まえ、各施設において個別施設計画を策定し、改修等を進めているところです。また、当該計画は、令和4年度にユニバーサルデザインの推進、SDGs等への取組やPPP/PFI活用方針等を加え、改訂したところです。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

[環境部長 多良間一弘君登壇]

○環境部長(多良間一弘君) 6、国立自然史博物館の誘致における本年度の取組についてお答えいたします。

国立自然史博物館の設立・誘致に向けて、県では、

今年度、県内での企画展・シンポジウム等の開催、標本収集の課題に関する調査の実施に加えて、国全体の機運醸成を図るため東京でのシンポジウム開催を予定しております。また、県民会議の設立を促進するとともに、国への働きかけ等を強化することとしております。

県としましては、引き続き国立自然史博物館設立の早期実現に向け、県民や経済団体、学識経験者等、県全体が一丸となった取組を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 御答弁ありがとうございます。

では、再質問をさせていただきます。

知事からも御答弁いただきました、この人口減少・少子化対策について、政府も非常に危機感を持って今回のこども未来戦略方針を示されました。特に、この2024年、25年、26年度の3か年については、集中取組期間として加速化プランもきちっと整えて、そしてこの最後のチャンスとして少子化対策を進めていこうということで取り組んでおります。一方で、一部マスコミや野党の皆さん方からは、そのことに対して税源が示されていないということで、重箱の隅をつつくような、そういう議論があるんですけども、そのことについて知事の認識はいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） この加速化プランの予算規模は、現時点でおおむね3兆円程度とされており、高等教育、貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児への支援策についてさらに拡充し、全体として3兆円台半ばの充実を図るというように示されておりますが、消費税など、子供・子育て関連予算充実のための財源確保を目的とした増税はしないということです。国において、この財源をどのように作り上げていくかということについても、鋭意検討がされるものというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 私はやはり、こういう大きなプロジェクト、方針を進めるに当たって大事なことは、大きなこの方向性というものをまず明示をして、ここをやると、この方向に向かうと、そういう方針を示して、その上でメニューはこうこうしかじかのそういう政策を掲げる。そしてその財源については、今度段階的に詰めていく。こういう手法が当然あっていいわけで、最初に財源が示されなければ、絵に描いた餅であるかのような話というのには、全く当たらないというふうに思います。やはりそういうことからすると、

今、我々日本人が抱えている課題というものは、しっかりそういう方向性を示して具体的に一步一步詰めていく、積み上げていくという、こういうことが非常に重要なことであります。

そういう意味では、やはり我が沖縄県にとっても子育ての在り方、そしてその支援の仕方というのは非常に重要なことで、私がこだわっているのは、先ほど給食費の無償化について教育長から答弁いただきましたけれども、まあ型通りの答弁であります。しかし、その少子化戦略の方針もそうであるように、知事が公約で掲げたこの給食費の無償化、これも最初から税源を、あるいはまた財源を示して掲げた公約ではないはずですが。しかし、一旦当選したからにはそれを具体的に実現するという、そこに向かって進めていかなきゃいけない。いつまでも市町村とのやり取りをする、アンケート調査をするとか、こういうことでは事は前に運ばない。市町村は今、具体的にこの物価高騰のあおりを受けて給食費が高騰して、それで父兄に負担がかからないようにということで、もうなげなしの、そういう財源を使って今年度あるいはまた3月いっぱいまで無償化するという市町村が相次いでおります。そういうことを市町村は具体的に取り組んでいるにもかかわらず、県はもう全くそれに反応していない。これについて、知事の責任というのは非常に重いと思うんですけども、具体的にいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私も公約の実現に向けては、全力で取り組んでいきたいと思っております。

なお、先ほど教育長からも答弁がありました。今、教育委員会においては、保護者へのアンケート、市町村との協議を行いそれを踏まえて、予算規模、実施時期等についても検討するというので、一つ一つやはり実現に向けて丁寧な現状を把握していくべきであると思います。41市町村それぞれ、あるいは地区の教育委員会それぞれの考え方によっては支援の方法が違うわけですから、それを地域の実情に合わせて、そしてお父さん、お母さんあるいは御家族の方々のアンケートなどによる切実な思いをしっかりと受け止めた上で、それをどう具体化していくかということをしつかり検討していきますし、また国の動向についてもこの給食費の無償化についての情報等々収集しながら、引き続き学校給食無償化の具体的な取組について検討を進めてまいりたいというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 知事の今の答弁を聞いていても、そういう緊張感が伝わってきません。市町村は具体的に

もう実施しているんです、その給食費の無償化が必要だと。また父兄のほうからもその声が強いと。そういうことで市町村は先行してやっているわけです。いつまでも調査とかアンケートとか意向調査云々という段階ではないと思います。いかにこの財源をつくって、具体的に実施するかと、そういうところに踏み出さないといけないと事は動かないと、そういうふうに思いますので、ここは強く訴えておきます。

さらに、この人口減少・少子化対策については、そうした子育て支援をはじめ、その当事者の皆さん方を応援するということが一つの側面。もう一つは、やはりこれから結婚しよう、これから家庭を持とう、あるいはまたこれから子供さんをもうけようという、そうした若い人たちへの支援ということもきちっとしていけないといけない。この未来戦略についても、そういう視点もまた兼ね備えてあります。我々公明党もそういうところを提言いたしました。つまりは、この若い人たちが安定した生活が営めるような雇用環境、そして就職した後でのそういう休暇の取り方、育休の在り方等々、そういう社会全体の男女の役割分担の考え方の是正、そういうことも非常に重要なポイントになってくるのではないかなと思うんですけれども、これについての知事の認識を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

働きながら出産・子育てができる職場環境の整備が重要であると考えておりますので、子を産み、育てやすい社会実現のため、働き方改革の推進、そして職場環境の改善に取り組んでいるところでございます。具体的には、男性の育児休業取得の促進、長時間労働の抑制などワーク・ライフ・バランスの普及、また女性が働き続けられる職場づくりに取り組む企業の支援、また女性従業員向けのセミナーや労働相談などを実施しているところでございます。

県としましては、引き続き、働き方改革の推進や職場環境の改善に積極的に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 ありがとうございます。

ぜひそうした視点も持ちながら、この少子化対策、人口減少の問題についてアプローチしていただきたいというふうに思います。

それから商工労働部長、ちょっと順序を変えてお聞きいたしますけれども、奨学金返還支援制度、これについて令和4年の実績、16社82名が利用された。令和5年については、14社でもう100名の皆さん方の

希望が届いていると。若い人たちが希望を持って就職、そして安定した職場環境の中で働く意欲を持つ、こういうことに非常に大きくつながっていると思うんですけれども、今後の予算の確保の見通し等については、しっかりできるかどうか確認いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） 奨学金の制度につきましては、昨年度、令和4年度に制度化したものでございまして、補助金としましては、令和4年度で600万。今年度、令和5年度でいきますと1200万の予算を措置しているところでございます。現状としましては、令和5年度は先ほど答弁で申し上げましたとおり、現時点では498万円の交付申請を受けているところでございます。引き続き、今年度受付をしていって、この補助金の1200万の執行に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 ありがとうございます。

次に、医療的ケア児支援センターの取組についてでありますけれども、来月末には開設をするという答弁でありました。やはりそういう障害のあるお子さん方を持つ家庭、親御さんが働く上においても、非常にいろんな課題を抱えている。そういうところでまた相談もしなきゃいけない、あるいはまた学校現場、保育現場、職場等々いろんな連携が必要になってまいります。先日、私その支援センターの現場を見学させていただいたんですけれども、3名のスタッフの皆さん、コーディネーターのお二人の皆さん、そういう方々が一生懸命これから取り組んでいこうという意欲を感じました。しかし、県内には四百数十名のそういう対象児童がいらっしゃるということですから、これはもう3名のスタッフでは大変な事業になるかと思えます。そういうところは、各関係機関には市町村の連携とか様々なことが出てくると思うんですけれども、3名のスタッフで、見通しはいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

医療的ケア児センター、先ほど答弁をさせていただいたとおり、7月末に開設をするということで現在進めております。今、医療的コーディネーターをそこに2名配置をするということで——スタッフ3名と言いましたが、コーディネーターは2名ということでございます。医療的ケア児センターでは、御本人または御家族からの相談に応じたり、または必要な支援機関に

つなげていったり、情報収集をしてそれを関係機関に提供したりという、この中核を担う役割、それが県の設置する医療的ケア児センターということになります。市町村にはまたそれぞれ医療的ケア児に関する協議の場を設置したり、コーディネーターを配置したりということで、それぞれの市町村にも窓口をつくっていただいて、市町村としっかりつないでいくという体制をつくっていくということが重要であるというふうに考えております。この核としての機能がしっかり果たせるように、充実に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 よろしくお願いたします。

次に、若年妊産婦の宿泊型の施設の開設についてでありますけれども、今年度に予算も確保してあるということで、今年度の開設を目指して鋭意取り組んでいらっしゃるかと伺っております。それで、最近話題になっている「遠いところ」という映画があって、私も見たんですけど公開前の上映には間に合わなくて、筋書は聞いているんですけども、沖縄の現実のそういう若い女性の皆さんの置かれた立場というのが、非常に克明に表現されているというふう聞いています。そういう意味でも、この宿泊型の施設というのは、非常に重要な役割を果たしていくのではないかなと思うんですけども、もう一步踏み込んで、具体的にスケジュール感を明示できるようなどはいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

宿泊型の若年妊産婦の居場所については、公募で実施をしたいというふうを考えておりますが、市町村など関係団体の意見も参考にしながら事業スキームを構築していきたいということを考えておまして、今その意見聴取に少し時間がかかっているという状況ではございます。できるだけ早めにスタートできるように取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 よろしくお願いたします。

次に教育長、教職員の働き方の問題でありますけれども、昨年からこういう課題が取り上げられて、学校現場においても大変な御苦労があると思うんですけども、ただやっぱり、そういう休職するあるいはまた病休を取る方々、いろんな事情でそういうことが起こっているんですけども、やはり具体的に、その教育現場における負担軽減、時間帯の問題であるとか、

部活の問題であるとか、そういうふうなことが具体的に改善に向けて取組が求められていると思うんですけども、その辺の進捗はどうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） この働き方改革につきましては、まず何をどのように進めていくのか、これはやはりしっかり明確にすることが必要であるというふうに考えております。

答弁でも申し上げましたとおり、そのために4月から5月にかけて小・中・高・特別支援学校、全ての教職員約1万6000人にアンケートを実施しました。そして、約7000を超える回答が来ております。それを今精査しております。それを短期・中期・長期の目標に分けて、まず短期については、今年度からやれるものはやっていきたいと思っております。また中期・長期については、これから令和6年度以降の働き方改革推進プランに落とし込みまして、実効性のある取組をしていきたいと思っております。特に、この教職員の約7割は小中学校の教職員でありますので、5月には市町村教育委員会教育長連絡会議を持ちまして、その働き方改革の意義についての共通理解も図っておりますので、市町村と連携しながらしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 よろしくお願いたします。

次に、ひきこもり、あるいはまた小・中・高校生の不登校の問題についても取り上げましたけれども、このひきこもりというのが、報道によると全国で140万人を超える人たちがいらっしゃるということでありますので、非常に深刻な問題であります。またこれは後日、追って取り上げたいというふうに思います。

最後に、バスケットボールのワールドカップ。知事、今回、8月に開催されます。沖縄市が一生懸命誘致に取り組んできて、県のほうも積極的にそこに協力をしながら成功に向けて頑張っておりますので、その成功に向けた県としての支援の決意を知事から伺って終わりたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今、議員から御案内がありましたFIBAバスケットボールワールドカップ2023の取組ですが、県内各地、シェイプドレッシングでその雰囲気をつくり出し、それからテレビCMなどでも機運を醸成していこうということで取組を進めています。また、子供たち1万人を試合に招待するなどということも非常に話題になっているというふうに聞いておりますし、映画「ザ・ファースト・スラムダ

ンク」の大ヒットも、キングスの優勝も、全てがこのFIBAワールドカップの成功につながっていくものと、しっかりと取り組みたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

[大城憲幸君登壇]

○大城 憲幸君 皆さん、こんにちは。

代表質問の最後は、無所属の会の大城が行います。お付き合いのほど、よろしく願いいたします。

まず大項目1、少子化問題と子育て支援についてであります。

国の人口が2008年をピークに減少する中、本県では2030年までの人口増予測に基づき各施策を進めてまいりました。しかし、4月に発表された総務省の人口推計によると、本県の人口は復帰以降初めて自然減となっているんです。施策の充実と取組の強化が急務と考え、以下について伺います。

(1)、復帰後初の人口減少、その要因と影響について、まずお願いいたします。

(2)、政府が進める異次元の少子化対策について、先ほど来議論がありましたので、簡潔で結構ですが、所見と国と連携した取組について、どう進めるかについて伺いいたします。

(3)、令和4年度沖縄子ども調査の報告で、高校生が経済的事情で進学を諦めたり、進路を変える実態が改めて明らかになったことについて、所見をお願いいたします。

(4)、我が会派はこれまでも幼児教育から高等教育までの無償化を訴えてきました。進展が見られません。子供たちの支援は全国に先駆けて県独自でも行うべきと考えておりますが、今後の取組をお願いいたします。

大項目2、食料安全保障と農業振興についてであります。

2022年の農業白書や農政の基本方針となる基本法の見直しの議論でも、そのキーワードは食料安全保障のリスクです。気候変動や人口増に加え、ロシアのウクライナ侵攻で、世界の食料、生産資材、エネルギー情勢は不安定化し価格は一気に高騰いたしました。それらの大半を海外に依存する日本、さらにその離島である我が県は、強い危機感を持って各施策に取り組むべきと考え、以下伺います。

(1)、本県農業の農家数、耕地面積、農業産出額の推移や現状の認識について所見をお願いします。

(2)、政府は食料安全保障の観点から食料や飼料、肥料等生産資材の国産化を強化していますけれども、

本県の取組状況をお願いします。

(3)、本県の農業振興と食料安全保障について、今後の方針をお伺いします。

大項目3、脱炭素に向けたエネルギー施策についてです。

(1)、国際エネルギー機関（IEA）は今年1日、来年2024年には再生可能エネルギーの電源が世界では5割になる、50%になると発表しました。本県の直近の数字11%の現状について所見をお願いします。

(2)、沖縄県、沖縄電力ともに2050年には脱炭素をうたっています。現状の取組から本県の脱炭素社会の実現性が見えてきません。以下伺います。

ア、県の再生可能エネルギー比率目標について、2030年目標に対する進捗状況をお願いします。

イ、沖縄電力の再エネ導入の取組について、2030年目標と状況をお願いいたします。

ウ、世界の再エネ導入が加速する中、本県の目標自体が低すぎるんじゃないかと考えておりますけれども所見をお願いします。

(3)、本県とハワイ州はクリーンエネルギーに関するパートナーシップ協定を締結して12年になります。昨年議会でハワイを訪れた際、関係者が強調したのは電力会社や関係機関に対するイグ知事の強いリーダーシップでありました。玉城知事は次の世代への責任として、この問題にどう向き合うのかお伺いいたします。

大項目4、ウチナーネットワークの継承・発展について。

(1)、新・沖縄21世紀ビジョンでもネットワークの強化をうたっているが、各地県人会の支部や会員は年々減少しているようであります。認識と対策をお願いいたします。

(2)、各地県人会の活動拠点となる会館等の施設の老朽化が進み、建て替えや改修に対する支援を求める意見があります。認識と今後の方針をお願いします。

(3)、移民に関する多くの歴史的資料が各地県人会の施設や家庭に眠っていると聞いております。専門家や研究員の派遣等の支援を求める意見がありますが、所見をお伺いします。

(4)、若者育成の支援策充実や、民謡・舞踊等の指導者交流や派遣を求める意見があります。所見をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 大城憲幸議員の御質問にお

答えいたします。

少子化問題と子育て支援についての御質問の中の(2)、少子化対策の所見等についてお答えいたします。

政府が決定したこども未来戦略方針では、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充など、3年間の集中取組期間において実施すべき加速化プランを明らかにしており、今後具体化を進め、年末までに戦略を策定することとしております。沖縄県では、県民が安心して結婚し出産・子育てができる社会を目指し、子育てセーフティネットの充実を図る等、各種の施策を推進しており、政府の同方針により支援の拡充強化も図られるものと考えております。

沖縄県としましても、今後の子供政策を充実させていくための組織編成を含め、総合的な体制を構築するとともに、国と連携の上、少子化対策に全力で取り組んでまいります。

次に1の(3)、高校生の進学希望についてお答えいたします。

令和4年度に実施した高校生調査においては、所得が低い世帯ほど高校卒業後に進学を希望する割合が低くなっています。また、理想的には大学進学を希望しているものの、現実的には高校までと考える高校生の割合は、低所得層ほど高くなっており、その理由として、7割以上が「進学に必要なお金が心配」と回答しております。一方で、経年比較では、進学を希望する割合は全体で76.7%と前回より5.5ポイント、低所得層含め増加をしており、高等教育の修学支援新制度や学習支援、子どもの未来県民会議による県外大学等進学サポート事業などの取組が進学希望の増加につながっているものと考えております。引き続き、これらの取組を通して、子供たちが生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長することができる誰一人取り残さない優しい社会の構築に向けて取り組んでまいります。

次に、脱炭素に向けたエネルギー施策についての御質問の中の(3)、脱炭素社会実現に向けた決意についてお答えいたします。

沖縄県では、世界的な脱炭素に向けた潮流や、2050年カーボンニュートラルを目指す国の方針を踏まえるとともに、沖縄らしいSDGsを推進するため、沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブを策定し、再エネ電源比率の向上に向けて取り組んでいるところです。また、沖縄県と沖縄電力は、2050年脱炭素社会の実現に向けた連携協定を締結し、再エネの

導入拡大に向け連携して取り組んでいるところです。

沖縄県としましては、温室効果ガスの排出削減を着実に進めるため、国際情勢や為替レートの影響が大きい化石燃料への依存を低減し、外部環境の変化にも強い地産地消の再生可能エネルギーへ転換するなど、エネルギー自給率を高めることで、2030年度将来像である「低炭素で災害に強い、沖縄らしい島しょ型エネルギー社会」の実現に向けて、全力で取り組んでいくこととしております。

その他の質問については、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

[企画部長 金城 敦君登壇]

○企画部長(金城 敦君) 1、少子化問題と子育て支援についての(1)、人口減少の要因と影響についてお答えいたします。

今回の人口減少の要因としては、新型コロナウイルスの影響に加え、非正規雇用率の高さや、1人当たり県民所得の低さなど経済的な理由による結婚、妊娠控えの傾向などが挙げられます。また、今後も人口減少が続いた場合の影響としては、社会保障システムや地域社会を支える活動の維持が難しくなること、労働力不足や経済活力の低下などが懸念されます。

県としましては、今回の人口減少が継続的なものとなるか、コロナ禍による一過性のものなのかを注視していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 半嶺 満君登壇]

○教育長(半嶺 満君) 1、少子化問題と子育て支援についての(4)、教育の無償化に向けた取組についてお答えいたします。

教育の無償化については、国による高等学校等就学支援金制度や高等教育の修学支援新制度により、授業料等の免除または減額が図られております。

県においては、非課税世帯等の生徒に係るバス通学費の無料化等に取り組んでいるところです。全ての子供が安心して教育を受けることは重要だと考えており、今後も持続可能な支援の在り方を踏まえ、教育費の負担軽減に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

[農林水産部長 前門尚美さん登壇]

○農林水産部長(前門尚美さん) 2、食料安全保障と農業振興についての(1)、本県農業の推移と現状の認識についてお答えいたします。

県では、亜熱帯海洋性気候や地理的特性を生かした農業振興を図るため、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、輸送コストの低減、生産基盤の整備などに取り組んでいるところであります。これらの取組により、農業経営体数は令和2年に約1万1000となり減少傾向ですが、耕地面積は4万ヘクタール弱で推移、農業産出額は、近年、1000億円前後で推移しております。

県としましては、各種生産振興対策による経営規模の拡大や、スマート農業の推進等による生産性の向上など、事業継続や経営安定対策の強化に努めてまいります。

同じく(2)、生産資材の国産化への取組と食料安全保障についてお答えいたします。

2の(2)と2の(3)は関連しますので、一括してお答えします。

現在、国においては、食料・農業・農村基本法の検証作業において、食料安全保障などの議論がなされているところであります。また、今般のウクライナ情勢等による資材価格高騰などにより、生産資材の国産化の取組は食料安全保障上も重要なものと認識しております。

そのため、県としましては、令和5年3月に国のみどりの食料システム戦略に基づく県計画を策定し、環境保全型農業の推進や、地域・未利用資源の活用に取り組むこととしております。具体的には、耕畜連携の一層の推進や草地造成事業の実施により、粗飼料自給率の向上等に努めているところであります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 松永 享君登壇]

○商工労働部長(松永 享君) 3、脱炭素に向けたエネルギー施策についての(1)、(2)のア及び(2)のウ、本県の再エネ電源比率の現状、目標及び進捗状況についてお答えします。

3の(1)、3の(2)のア及び3の(2)のウは関連しますので、一括してお答えします。

本県の2030年度の再エネ電源比率の意欲的な目標18%は、外部有識者の意見を踏まえて設定したものです。国のエネルギー基本計画の目標値と比較すると、本県で利用が難しい水力・地熱を除いた値と同程度となっており、意欲的な目標であると考えております。また、本県の2021年度の再エネ電源比率は11.1%で、2020年度の8.2%と比較して2.9ポイント増加しており、目標の18%に向かって進んでいるものと認識しているところであります。

県としましては、これまでの太陽光発電事業への補助等に加え、令和5年度は新たに洋上風力の導入に適した候補地等の調査や、民間投資誘発のための事業者向けセミナーの開催など、2030年度目標達成に向けた取組を着実に進めてまいります。

同じく3の(2)のイ、沖縄電力の再エネ導入の目標等についてお答えします。

沖縄電力は、2050年度のカーボンニュートラルの実現に向け、2030年度のCO₂の削減目標について、2005年度比で26%から30%に上方修正するとともに、再エネ主力化を目標達成のための一つの柱として掲げております。同社におきましては、太陽光第三者所有モデル事業や風力発電の拡大等に取り組むとともに、国や県の事業を活用し、水素やバイオマス混焼利用等の実証事業を実施するなど、目標達成に向け取り組んでいるものと認識しているところであります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇]

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 4、ウチナーネットワークの継承・発展についての(1)、海外県人会の現状等についてお答えします。

主な海外県人会の会員数は、平成26年の5万6089名から令和5年の5万5667名と422名の減であり、同規模で推移していると認識しております。

県では、世界中に42万人いると推計される県系人をつなぐウチナーネットワークの継承・発展を目指しており、世界のウチナーンチュ大会の開催、ウチナーネットワークコンシェルジュによる日常的な交流、海外県人会への芸能指導者派遣、海外県人会を通じたウチナーンチュ子弟等留学生の受入れなど、各種施策の展開により、海外県人会の活動を支援してまいります。

同じく4の(2)、海外県人会館の老朽化等についてお答えします。

これまでに沖縄県が建設補助を行った海外の会館等は11施設あり、これらの施設は現地での活動拠点としての役割を担っています。一方で、多くの施設が老朽化による改修が必要な状況となっていることについては認識しております。

県としましては、今後の施設活用の在り方を検証し、実現可能性を含めどのような方策があるか、検討していきたいと考えております。

同じく4の(3)、移民に関する歴史的資料についてお答えします。

県としましては、現地に残る資料を活用して、100

年余にわたる移民の歴史を後世に伝えることは、先人達が困難を克服してきた経緯や、共有する沖縄の文化等に対する県民や県系人等の相互理解を深めるとともに、ウチナーネットワークの次世代の担い手育成、継承・発展を図るために重要だと考えております。このため、各地に残る歴史的資料についての情報収集を行い、これらの資料の活用によどのような手法が有効か検討してまいります。

同じく4の(4)、若者育成や芸能指導者派遣についてお答えします。

県では、ウチナーンチュ子弟等留学生の受入れ、県内及び海外県系子弟の中高生の交流、ウチナーネットワークコンシェルジュによる日常的な交流等を通じて若者育成に取り組んでおります。また、海外での沖縄文化の普及継承や文化活動支援のため、芸能指導者を派遣しており、今年度はブラジルのカンポグランデ沖縄県人会など4県人会に、現地の要望を確認した上で派遣いたします。引き続き、海外県人会と連携して世界のウチナーネットワークの継承・発展に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 それでは順を追って再質問をお願いします。

復帰後、初めての人口減少なんですけれども、部長の答弁はコロナとか経済的な理由が幾つかあって、一過性のものか、継続的なものか注視していくという答弁になったんですが、ただこれまでも21世紀ビジョンの議論のときに我々も、前提はもうずっと2030年が人口ピークだという議論がありました。そしたら、沖縄21世紀ビジョンのゆがふしまづくり計画の中でもやはりその人口が減るということは、県民生活、産業活動に大きな影響があるので、できるだけそれを後ろにずらせるように頑張っていこうという話だったんです。だからそれはコロナも大きいと思うし、経済的な事情もそのとおりだと思うんですけれども、私はこれ、もっと深刻に捉えて、この施策なんかについても冒頭申し上げたとおり、やはり早急に強化をする、あるいは新たなものも検討していくという取組が必要じゃないかと思うんですけれども、残念ながら、ちょっとその辺、危機感が感じ取れなかったものですから、その辺はもう注視していくでいいんですか、部長。再度お願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(金城 敦君) 県としても、非常に危機感を持っております。ゆがふしまづくり計画、前の人

口増加計画なんですけど、これを改定してさらに強化して取り組んでいこうというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 もう時間もありませんから、ぜひこれは非常に大きなことだと思いますので、やっぱり県民に対しても関係者に対しても、これまで沖縄の強みであった、子供たちが多いということ、出生率の高さ、その辺が一気に8年も前倒しで人口減少に入ったというのは、やっぱり非常に危機的状況というのは県民で共有する必要があると思います。お願いします。

あと知事、少子化対策、子供たちの議論はずっとしてきました。それで、先ほども知事答弁がありましたけれども、子供たちが生まれた環境によって夢を諦めるようなことになっちゃいけないんですよね。そしてさっき話した高校生の調査で、低所得者は10ポイントぐらいなかなか進学を希望する部分と現実とが合わないというような数字が出ました。また、今年3月の調査ですけれども、少し新聞にも出ました日本財団の調査で、10歳から18歳の1万人に、国や社会に求めることは何ですかって聞いたら、教育の無償化という声が一番多かったんです。私も給食の無償化とか、親の負担を減らすということも大事だと思います。少子化対策の一環としても。ただ、この教育の無償化については、やはりずっと知事も言っている、親の経済的な状況で子供たちが夢を諦めちゃいけない、特に沖縄のような全国のどこよりも若い子供たちの割合が高い、その子供たちが経済的に苦しんでいる現状がある中だからこそ、我々はその子供たちのために政治をしていると私は思っているんです。

そしてそこは、知事は誰よりも思い入れは熱いと思っているので、これはもう教育の無償化を我々議論していますけれども、400億ぐらい必要という議論は前からしていますので、それは簡単ではないのは間違いありません。しかし、知事が決意をして、ここにいるメンバーがみんなで何とか次の世代のためにやろうという本当の決意をすれば、私は一步一步でも少しずつでも進んでいけると思うんです。再度、答弁もらえませんか。お願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 先ほども答弁をさせていただきましたが、所得が低い世帯ほど高校卒業後に進学を希望する割合が低くなっています。かつて私も母子家庭で、そのいろいろな——18歳のときにはどこに進もうかというふうなこともいろいろと考え、自分の適性に合わせて進路を選択させていただきましたが、しかし、その当時、今からもう40年ぐらい前の話で

すが、あの当時と比べると教育にかかる費用は格段に高額化しており、かといって沖縄の県内の経済状況、県民所得は、まだ道半ばの状況にあるというように考えております。ですから、議員のおっしゃるとおり、我々も本当に全力でこの子供たちが夢や希望を抱えて成長していける、それをまた育ていくシステムもスキームも重要だと考えております。そのため、来年度、令和6年度に向けて組織編成も行いながら、具体的にどのような形でこの子育て支援の切れ目のない取組を県民にお示しをしていけるかということについては今、部局のほうで鋭意そのための検討を進めているところであります。

いずれにしても、本当に沖縄が子供たちの笑顔がどこよりも輝く島であってほしい、地域であってほしいという思いを具体的に形にしていくために全身全霊で取り組んでまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 ぜひ今、知事の話があったように、国の施策がどうこう——本当はもっとやってほしい部分はあります。ただもうそれを言うよりはやっぱり県知事として、我々県民の代表として、できることをやっぱりしっかりやらないといけない。そして、次の世代に対する責任として背中を見せないといけないと思いますので、ぜひ取組の強化をお願いします。

次に進みます。

大項目2、農水部長、答弁いただきましたけれども、最初の議会だからあんまり強くは言いませんが、危機感が伝わってこないんです。農家数が1万1000戸ですと言うけれども、平成12年に比べたら約20年で半減しているんです。耕地面積も維持しています、農業の売上げも1000億で推移していますと言うと、ここにいるメンバーも県民も、ああ、農業はそんなに厳しくないんだってという話になるんです。先ほど人口の話をしましたけれども、日本の人口よりももっと危機的なのが農業人口です。20年で半減しています。農水省は——今123万かな、いる日本の農家は、20年後には4分の1、30万人になるって言っている。そんな中でやはり、そして、実際県庁内部でも毎年毎年、農林水産部の職員は減らされて、この10年で80名ぐらい減らされています。やっぱりここは、もっと食料安全保障も含めて、日本の中のさらに離島である沖縄だからこそ農業を守らないといけないというのは、やはり農林水産部長、もっと強く危機感を持って発信してほしい、これは要望でいいです。

それから次の具体的な部分ですけれども、沖縄県みどりの食料システム基本計画を決めてやっていますと

いうのは、それはそれでいいんですけど、ただやっぱりほかの県に比べたら弱いんですよ。もう今、国策で米を進めてきた、だけれども、米だけでは駄目だからってということで、小麦を作りましょう、大豆を作りましょう、畜産のための飼料を作りましょうということで、各県具体的に、どうやって地元の中で物を回していくかということを出しているんですよ。

でも沖縄県は、県のみどりの食料システム基本計画は確かにつくりました。それ以外にも、人と環境にやさしいおきなわ農業推進プランをつくりました。新・沖縄21世紀農林水産業振興計画もつくりました。様々な計画が出ているけれども、私に言わせれば、具体策がないと思っているんです。これもうちょっと、具体的なものを落とし込んでやるべきじゃないですか。その辺について部長どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） 具体的な実行計画が必要じゃないかということですが、当該計画に基づく取組をより一層推進するため、今年度、令和5年度は国のみどりの食料システム戦略推進交付金を活用しまして、特に地域内の未利用資源の活用推進の基本となる耕畜連携に係る実行計画を作成することとしております。堆肥を生産する畜産側と堆肥を活用する耕種側双方の課題を整理しまして、県内外の事例も参考にしながら、域内の資源の有効活用に向け取り組んでまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 実行計画をつくるということですから早くやってほしいんですけども、耕畜連携、いわゆる畑と畜産を連携させて地域で資源を回していきましょうというのは、もう20年も前から言っているんです、県は。ただ、県はそう言うけれども、養鶏農協さんにしても、酪農組合さんにしても、各農家の意見としては、全然連携できていませんよと。毎年、沖縄では135万6000トンの畜ふんが出ます。だけれども、鹿児島、宮崎から毎年何万トンという肥料が入ってくるわけですが、鶏ふんが入ってくるわけですが。それを農家は、地元でこれだけ畜産農家は苦しんでいるのに、何でJAさんは、何で県は耕畜連携と言いながら、県外からこんなに肥料を入れるのかというのはずっと議論されている。ただ、それを改善しきれていないんです。たくさん課題があるのは間違いありませんけれども、それを整理するのが皆さんの仕事だと思いますのでお願いします。

知事、答弁は求めませんが、我々は今——この21世紀の農業振興計画を見ても、サトウキビは

令和13年に90万トンにするとやっている。だけれども、やっぱりこれまで80万トン、90万トン、さっきもあったサトウキビ農家が4700もいますから、その皆さんを守ることは必要ですけども、将来の沖縄に対して、やはりもっと自給率を上げようと思ったら、さっき言った国が米を麦とか大豆に変えているように、やっぱり沖縄も、そういう、大豆はこれぐらい、麦はこれぐらい、畜産用の牧草はこれぐらい作りますと具体的な——さっき実施計画をつくると言っていましたけれども、そういうものが必要なんです。

そして民間も、セブン・イレブンという会社は、来年、2024年には麺類の小麦を全部国産にすると言っている。イオンは、有機の商品の売上げを再来年には3倍にすると言っている。19か所ある自社農場を、全部有機栽培に変えると言っている。やっぱりそういうものに対して、今沖縄県が具体的なものを示していないと思いますので、ぜひその辺は新しい部長になって頑張ってもらえると思いますので、施策の強化をお願いしたいと思います。知事のリーダーシップをお願いします。

次に進みます。

脱炭素に向けてですけども、さっき部長は、国のものに比べても18%というのは意欲的な目標だと。しっかり頑張っていますという話をするんですけども、ただ皆さんさっき言った、世界は半分再生可能エネルギーなのに沖縄は11%なんです。2030年でも18%なんです。これで本当に意欲的な数字って言えるんですか。

観光は、世界から選ばれる持続可能な観光地を目指しますと言いながら、世界がもう50%、60%と言っている中で、沖縄は7割、8割化石燃料っていうのが10年後、20年後も続くんです。これで今の答弁っていうのは、私は非常に危機感がないと思うんですけども、その辺どうなんです。しょうがないという考えですか、お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時44分休憩

午後3時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） 沖縄県としましては、沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブに掲げます2030年度の目標18%、あるいは26%の達成をまず目指していきたいと。その中では低炭素化、自立分散化、地産地消化に向かって取組を進めていくと。

具体的に言いますと、令和4年度に引き続きまし

て、島しょ型エネルギー社会基盤構築事業の中で事業を進めていく、取組を進めていくというふうに考えてございます。具体的には、離島における蓄電池を含む民間の太陽光発電の第三者所有モデル事業に対する補助でありますとか、あるいは税制上の特例措置の活用を進めるためのワンストップ窓口の開設、またはバイオマス、水素利活用の可能性調査などなど、令和4年度に引き続きこれを進めていくということと、あと令和5年度からの新しい取組としましては、離島を含めた県内全ての海域についての洋上風力の導入に適した候補地の調査というのも新しく始めてきたところでございます。まずはこういう取組を着実に進め、沖縄県の不利性というところも踏まえながら、まずは18%、意欲的な目標としての18%、そして挑戦的な目標としての26%、まずそこに向かって取組を進めていって、その先に進んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 具体的なものが見えないんですよ。沖縄電力と当然一緒にやらないといけない。部長は沖縄電力も頑張っていますって言いますが、2020年に出した計画では、2030年、風力5万キロワット、ソーラー5万ですよ。現時点での達成率はどうなっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時46分休憩

午後3時47分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

沖縄電力の太陽光第三者所有モデルの実績というところでお答えしますが、沖縄電力は太陽光第三者所有モデルの実績としまして、2022年度末までに住宅向けで364件2002キロワット、事業者向けで21件1675キロワット、合計で385件3677キロワットを導入したということでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時47分休憩

午後3時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。沖縄電力の風力に対する実績でございますが、目標としては5万ということで立ててございますが、実績としてはまだないということでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 2030年の目標は、ソーラー5万、風力5万の予定ですけれども、今実績としては3700なんですよね。10%にも満たない。だから、県の目標もさっき言ったようにそれだし、沖縄電力さんの目標も全然足りてないんです。だから知事、最後に言った、やっぱり知事のリーダーシップなんです。やっぱり事務方は国との関係も含めてお金があるかないか、財源があるかないか、できるかできないかって話です。

でもこの脱炭素っていうのは、できるかできないかではなくて、世界の常識としては、もうやらなければいけないなんです。ハワイに行ったら、イゲ知事の8年で20%が40%に上がったと、再生可能エネルギーが。それを胸を張るんです。それに対して電力も、我々がどんなに大変だったからっていう話をしながら、けんかしながらやっているんです。これはやっぱり知事のリーダーシップじゃないと国との交渉、そして電力との交渉、それはもう腹決めてやらないといけません。

もうちょっと時間がなくなってしまいましたけれども、最後に知事、この再生可能エネルギーについて一言もらえますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 国におきましてもエネルギー基本計画の目標値を設定をし、そして沖縄県もその目標に向かって着実に取組をしていきたいというよ

うに考えております。その一方で、やはり社会全体でもっと再生可能エネルギーに対する機運の醸成でありますとか、あるいはEVバスの導入、水素エネルギーの開発などなど、社会全体の取組と行政もそれをしっかりと情報収集し、県民にその情報も伝えつつ、我々もさらに専門家との意見交換なども踏まえ、業界関係者との一致協力した取組は欠かせないものというように思います。

引き続きそのような方向性を持って、着実に脱炭素社会の実現に向けての取組が進むように、鋭意取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって代表質問は終わりました。

この際、お諮りいたします。

沖縄全戦没者追悼式の準備のため、明22日は休会といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、明22日は休会とすることに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、6月26日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時51分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 渡 久 地 修

会議録署名議員 仲 田 弘 毅

令和5年6月26日

令和5年
第2回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第4号）

令和5年
第2回

沖縄県議会（定例会）会議録（第4号）

令和5年6月26日（月曜日）午前10時開議

議事日程第4号

令和5年6月26日（月曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第1号議案及び乙第1号議案から乙第15号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案及び乙第1号議案から乙第15号議案まで

甲第1号議案 令和5年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）

乙第1号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第2号議案 沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例

乙第3号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例

乙第4号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

乙第5号議案 沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

乙第6号議案 工事請負契約について

乙第7号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第8号議案 財産の取得について

乙第9号議案 公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について

乙第10号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について

乙第11号議案 沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について

乙第12号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について

乙第13号議案 専決処分の承認について

乙第14号議案 専決処分の承認について

乙第15号議案 専決処分の承認について

出席議員（48名）

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 議長 | 赤嶺昇君 | 10番 | 島尻忠明君 |
| 副議長 | 照屋守之君 | 11番 | 仲里全孝君 |
| 1番 | 次呂久成崇君 | 12番 | 上原快佐君 |
| 2番 | 喜友名智子さん | 13番 | 新垣光荣君 |
| 3番 | 島袋恵祐君 | 14番 | 國仲昌二君 |
| 4番 | 玉城健一郎君 | 15番 | 瀬長美佐雄君 |
| 5番 | 上里善清君 | 16番 | 山里将雄君 |
| 6番 | 大城憲幸君 | 17番 | 当山勝利君 |
| 7番 | 上原章君 | 18番 | 當間盛夫君 |
| 8番 | 小渡良太郎君 | 19番 | 金城勉君 |
| 9番 | 新垣淑豊君 | 20番 | 新垣新君 |

21 番 下 地 康 教 君
 22 番 石 原 朝 子 さん
 23 番 仲 村 家 治 君
 24 番 平 良 昭 一 君
 25 番 仲 村 未 央 さん
 26 番 玉 城 武 光 君
 27 番 比 嘉 瑞 己 君
 28 番 照 屋 大 河 君
 29 番 山 内 未 子 さん
 31 番 西 銘 啓 史 郎 君
 32 番 座 波 一 君
 33 番 大 浜 一 郎 君
 34 番 呉 屋 宏 君

35 番 花 城 大 輔 君
 36 番 又 吉 清 義 君
 37 番 仲 宗 根 悟 君
 38 番 崎 山 嗣 幸 君
 39 番 玉 城 ノブ子 さん
 40 番 西 銘 純 恵 さん
 41 番 渡 久 地 修 君
 42 番 瑞 慶 覧 功 君
 43 番 比 嘉 京 子 さん
 44 番 末 松 文 信 君
 45 番 島 袋 大 君
 46 番 中 川 京 貴 君
 47 番 仲 田 弘 毅 君

説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|------------------|-------------|-------------------|--------------|
| 知 事 | 玉 城 デニー 君 | 文化観光スポーツ部長 | 宮 城 嗣 吉 君 |
| 副 知 事 | 照 屋 義 実 君 | 土 木 建 築 部 長 | 前 川 智 宏 君 |
| 副 知 事 | 池 田 竹 州 君 | 企 業 局 長 | 松 田 了 君 |
| 政 策 調 整 監 | 島 袋 芳 敬 君 | 病 院 事 業 局 長 | 本 竹 秀 光 君 |
| 知 事 公 室 長 | 溜 政 仁 君 | 会 計 管 理 者 | 名 渡 山 晶 子 さん |
| 総 務 部 長 | 宮 城 力 君 | 総 務 部 財 政 統 括 監 | 金 城 康 司 君 |
| 企 画 部 長 | 金 城 敦 君 | 教 育 長 | 半 嶺 満 君 |
| 環 境 部 長 | 多 良 間 一 弘 君 | 警 察 本 部 長 | 鎌 谷 陽 之 君 |
| 子 ども 生 活 福 祉 部 長 | 宮 平 道 子 さん | 労 働 委 員 会 事 務 局 長 | 下 地 誠 君 |
| 保 健 医 療 部 長 | 糸 数 公 君 | 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 茂 太 強 君 |
| 農 林 水 産 部 長 | 前 門 尚 美 さん | 代 表 監 査 委 員 | 安 慶 名 均 君 |
| 商 工 労 働 部 長 | 松 永 享 君 | | |

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

| | | | |
|---------|------------|---------|------------|
| 事 務 局 長 | 山 城 貴 子 さん | 課 長 補 佐 | 儀 間 俊 江 さん |
| 次 長 | 前 田 敦 君 | 主 幹 | 宮 城 亮 君 |
| 議 事 課 長 | 中 村 守 君 | 主 任 | 比 嘉 太 一 君 |

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案及び乙第1号議案から乙第15号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋 大君。

○島袋 大君 おはようございます。

自民党の島袋大です。

初めに、電気料金高騰緊急対策事業についてお聞きします。

知事の決断で104億円の当該事業がまとまりまし

た。知事、大変御苦労さまでした。いろいろな面で国、県と協力し合いながら県民のいろいろな面での形での生活の安定ということは非常に素晴らしいことだと思っております。この事業によって県民生活の負担軽減、経済活動の支援ができるものと確信しております。当該事業は今月から適用されると聞いておりますけれども、運用詳細についてお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

本事業は、国が実施する電気・ガス価格激変緩和対策事業に加え、県内全ての受電契約者に対する負担軽減を図るための緊急的な対策として実施するものです。具体的には、令和5年6月から9月までを対象期

間とし、低圧受電契約者に対しましては、1キロワットアワー当たり3円、高圧及び特別高圧受電契約者に対しましては、2.3円を補助するものです。なお、9月使用分につきましては、国と同様に、それぞれ半額の補助を行うこととしております。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 全国は値上げするけれども、沖縄はこの独自支援策により、値上げ幅が大きく抑えられます。大変画期的な事業だと自負をしております。沖縄県にとって、当該事業をどのように評価しているのかお聞かせください。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

○商工労働部長(松永 享君) お答えいたします。

一般の値上げに伴う電気料金につきましては、国の一律支援や県独自の支援等により、標準的な家庭の6月使用分の料金は1万1085円から8092円に軽減されることとなります。

県としましては、1人当たりの県民所得や可処分所得が全国で最も低い状況を踏まえ、値上げの影響を受ける全ての受電契約者に対し、幅広く支援を行うことは、県民や県内事業者の負担軽減につながり、県民生活やコロナ禍からの回復を目指す県経済の下支えとなるものと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 ぜひともひとつよろしくお願ひしたいと思っています。

今、後ろから何やかんや言っていますけどね、何もやらない政党よりかは、しっかりとできる自民党は頑張ったということを言うべきなのに、ぐだぐだ後ろから言うこと自体がナンセンスですよ。こう言っている人たちの政党はしっかりと考えたほうがいいですよ、県民のことを。

次に、本部町塩川区の看板撤去についてお聞きします。

本部塩川港の警告看板を設置したのは、北部土木事務所ですか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 警告看板は北部土木事務所において設置をしております。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 塩川港に北部土木事務所が設置した看板では、何と警告しましたか。読み上げてもらえますか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 警告看板の記載内容

を読み上げます。

「大型車両の往来を妨害する行為等港湾施設の機能を妨げる行為は、沖縄県港湾管理条例第3条第5号で定める禁止行為に該当します。禁止行為を行った場合には、沖縄県港湾管理条例第33条に基づき過料を処することがあります。」と記載されておりました。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 なぜ北部土木事務所は、このような警告看板を塩川港に設置したんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 本部港旧塩川地区におきまして、第2回塩川デイと称される大規模抗議活動が予定されたことから、港湾施設内の安全確保等を目的として看板を設置したものでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 今の話では、塩川港で大型車両の往来を妨害する行為が行われ、市民の安全に危険な可能性があるということで警告看板を立てたんですよね。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 繰り返しになりますが、港湾施設内の安全確保を目的として看板を設置したものでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 沖縄県はこの警告看板を、いつ塩川港に出しましたか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 令和5年2月17日に設置をしております。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 この警告看板を設置することについては、その状況を映像に撮り、それを理由に決裁を取ったわけですよ。その状況を判断して、県は決裁を出したということで理解していいですか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) まず、土木事務所の職員におきまして現場の状況を確認し、映像も確認した上で抗議活動の状況を確認し、安全確保を目的とした看板を設置したものでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 決裁書も事前に提出してもらい見せてもらいました。そこには本部港旧塩川地区の安全確保並びに円滑な物流について、通知及び看板設置についてとありました。安全の確保と円滑な物流。この2点のために看板を設置したんですよね。そこですよ、確認したいんですけど。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○**土木建築部長（前川智宏君）** 安全の確保及び円滑な物流の確保のために看板を設置したものでございます。

○**議長（赤嶺 昇君）** 島袋 大君。

○**島袋 大君** また、新聞にもありましたけれども、現場での抗議活動の代表者の自宅に警告書を届けているんですよ。間違いありませんか。

○**議長（赤嶺 昇君）** 土木建築部長。

○**土木建築部長（前川智宏君）** 周知内容を確実に届けるために、代表者の方のところに職員が赴きまして文書を手渡しをしております。

○**議長（赤嶺 昇君）** 島袋 大君。

○**島袋 大君** その文書も事前に提出していただきまして確認をしました。この文書を読むと、要約すると2点についてお願いされているわけです。繰り返になりますけれども、1つは安全の確保。港内が抗議活動で混乱し、ダンプトラックと市民が接触する可能性が高い、非常に危険な状況のため。そして、もう一点、2つ目は港から荷物を搬出するため、搬出先の離島の方々——抗議活動によって円滑な物流が滞っているため。この2点のために警告書を出したわけですよ。

○**議長（赤嶺 昇君）** 土木建築部長。

○**土木建築部長（前川智宏君）** 安全の確保及び円滑な物流の確保のために、文書を発出しております。

○**議長（赤嶺 昇君）** 島袋 大君。

○**島袋 大君** 搬出先のこの離島というのは、どこを指していますか。

○**議長（赤嶺 昇君）** 休憩いたします。

午前10時9分休憩

午前10時9分再開

○**議長（赤嶺 昇君）** 再開いたします。

土木建築部長。

○**土木建築部長（前川智宏君）** 具体的にどこの搬出先というのは、いろいろございますけれども、恐らく北部離島、南部離島に石材等を搬出する物流のことを指しているものと考えております。

○**島袋 大君** 休憩。

○**議長（赤嶺 昇君）** 休憩いたします。

午前10時9分休憩

午前10時10分再開

○**議長（赤嶺 昇君）** 再開いたします。

○**土木建築部長（前川智宏君）** お答えいたします。

港湾使用の段階におきましては、搬出先の港までは把握をしておりますが、恐らく考えられる搬出先といたしまして、先ほど申し上げました石材の建設資材

等として使用する周辺離島であろうかと考えておるところでございます。

○**議長（赤嶺 昇君）** 島袋 大君。

○**島袋 大君** この団体が安全な抗議活動することを約束してくれたから、看板は撤去したわけですよ。

○**議長（赤嶺 昇君）** 土木建築部長。

○**土木建築部長（前川智宏君）** 安全が確保できるということを確認し、看板を元の状態に戻したものでございます。

○**議長（赤嶺 昇君）** 島袋 大君。

○**島袋 大君** 今確認しました、もう一つの懸念点。離島の方が荷物が届かなくなるから円滑な物流をさせてくれというのは、どうなっているんですか。これも約束されていますか。それで、円滑な物流はされるといふことの確認はされているんですよ。今、文書の中の内容から見て。

○**議長（赤嶺 昇君）** 土木建築部長。

○**土木建築部長（前川智宏君）** 安全の確保を目的として看板を設置いたしました。結果としまして、物流につきましても最低限の円滑な物流というのは、確保されるものというふうを考えているところでございます。

○**議長（赤嶺 昇君）** 島袋 大君。

○**島袋 大君** 現場で抗議活動をしている団体からの、警告看板の撤去の要請に対して、県は4月15日に知事名で文書回答しましたよね。その内容はどのようなものですか。

○**議長（赤嶺 昇君）** 休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時12分再開

○**議長（赤嶺 昇君）** 再開いたします。

土木建築部長。

○**土木建築部長（前川智宏君）** 撤去するように——頂きました要請文に対する回答でございますけれども、本部港旧塩川地区に設置した看板については、庁内において必要な連絡調整を行い、適切に処理していますという回答をしているところでございます。

○**議長（赤嶺 昇君）** 島袋 大君。

○**島袋 大君** その回答に腹を立てて、4月24日、県庁1階ロビーに、オール沖縄現地闘争部会の人たちが100名以上来て猛抗議したんですよ。事実関係の確認なので、はいかいいえでいいですよ。どうですか。

○**議長（赤嶺 昇君）** 土木建築部長。

○**土木建築部長（前川智宏君）** 市民団体の方の来庁

の意図につきましては、その時点においては承知をしておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 看板撤去する気がないことに腹を立てて、抗議に来たわけです。それは明々白々です。当初、担当部局が対応していたと聞いておりますけれども、そのときはどなたが対応したんですか。役職でいいです、教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 土木建築部の土木整備統括監と港湾課長が対応をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 その担当者は、当初何と対応したんですか。従来どおり看板撤去はできないと対応したんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時14分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） その時点におきまして対応した職員からは、看板撤去は応じられない旨の回答をしたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 この時点までは、法律、条例に基づいて看板撤去はできないと、再度、県として判断をしたわけですよね。その後、照屋副知事が対応して、急遽、看板撤去となりましたよね。それについて、照屋副知事は代表団にどう説明したんですか。どなたかのブログでは、細かく経緯を書かれていました。もう県民はほとんど見ていると思うんですけれども、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 面談の場におきまして、両副知事からは、本部港旧塩川地区における安全が確保されることが確認できたということから、看板を元に戻す旨とし、これまでの市民団体の皆様とのコミュニケーションが不足していたという旨につきまして、コメントしたものでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えいたします。

面談の場におきまして、本部港旧塩川地区における安全が確保されることが確認できましたことから、そ

の時点におきまして看板を元に戻す旨回答したところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 もう一度確認します。

照屋副知事、知事を含めて三役で、土建部で検討して設置した看板を撤去するというに決めたんですよね。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 安全が確保されることを確認できたことから、看板を撤去するという結論に至ったものでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 北部土木事務所、本庁港湾課は、行政として港湾の安全管理に関する責任を果たすため、条例に基づき警告看板を出したんですよね。

どうですか、土木部長。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 安全を確保する必要があるというふうには——大規模な抗議活動等を通して、その必要があるというふうには認識をしまして、港湾管理条例等に基づき看板を設置したものでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 しかし、三役が事務方の行政行為をねじ曲げて撤回しているんですよ。これは政治が行政をねじ曲げている行為ではないですか。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 繰り返しになりますが、港湾における安全が確保できるというところを確認し、看板を元の状態に戻したというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 照屋副知事、土建部はそういう答弁しかできませんよ。100名以上の、この抗議団体が県庁1階のロビーに来て、おかしいというふうに騒いで、そこで三役で引き取って、看板を撤去する。これは新聞報道やテレビ報道、全国含めてもそうですけれども、県民が嫌なことがあれば県庁の1階のロビーに行って騒げばいい。騒げば全部元に戻る。駄目なこともいいようになる。こういう見方になっていますよ、副知事。どういう判断でしたんですか。こんなことやったら、一生懸命取り組んでいる北部土木事務所、特に港湾課の担当者がかわいそうです。土建部長のこういう答弁聞いても、本当にかわいそうですよ。ですから、私どもは本当に仕事ができない状況になっていると思います。今の県政は、法律や条例に基づいて仕

事ができなくなっている。趣味みたいなものですよ、もう。今回の事案はまさにそれを明確に示しています。

最後に本部塩川港の港湾管理であります。知事に聞きます。管理者ね。北部土木事務所と港湾課が協議して、現地に警告看板を設置したことは間違いだったんですか。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほど来、部長から説明をさせていただいておりますが、この塩川地区における安全が確保されたことを当事者で確認ができたということから、警告看板を元の看板に戻すことにしたということであります。ですから、安全を確保すること、これは先ほども答弁しておりますが、安全の確保、円滑な物流の確保について、それが確認できたということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 この質問は、我々自民党からも結構出ていると思いますから、明確にお願いします。

最後に知事、確認したいと思っています。これは大事なことであります。もし、抗議活動が激しくなり、安全確保ができなくなったら、そして離島に、円滑に荷物が運べなくなったら、もう一度この法律、条例に基づいて看板を設置するんですよ。今の流れでしたら。そうなりますよ知事。明確に管理者、責任者として答弁してください。やるんですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） どのような状況においても、その安全の確保が最優先されるだろうというように認識をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ぜひとも今のこの塩川地区で抗議活動が激しくなり、離島に円滑な物流が運べなくなったら、再度条例に基づいて看板を設置するということありますので、反対の皆さん、もういち早く反対派のこの行動をやめていただきたいと思っております。

議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○島袋 大君 次に、農業畜産業の振興についてあります。

沖縄型耐候性園芸施設整備事業に関するビニールハウスの補強、改修の対象施設について概要の説明をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

沖縄型耐候性園芸施設整備事業における耐候性園芸施設補強、改修事業の対象施設の要件は、1、国庫補助事業で整備された共同利用施設、2、耐用年数の経過した強化型パイプハウス等の耐候性園芸施設、3、産地協議会において、対象作物の安定生産のために維持すべき施設であると位置づけた施設等としております。

県としましては、市町村及び関係団体等と連携し、円滑な産地育成及び農家経営支援のため、本事業を推進してまいります。

以上でございます。

○島袋 大君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

島袋 大君。

○島袋 大君（パネルを掲示） この事業は、県民の皆さん。我々自民党政権にとって、この農業の所得向上を含めてずっとやってきまして、8年間かけてこの事業がスタートできると思っております。ビニールハウスの修繕が以前、一括交付金でできなかった。これが今年度、できるようになります。農家の皆さん方が、いろんな形でビニールハウスの修繕、こういった形の柱の躯体、経年劣化でさびて、この躯体が大変。そして——休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○島袋 大君（パネルを掲示） ビニールハウスのといの上のほう、水が流れますけれども、ここも経年劣化してさびて、雨水が全部下のほうの土に落ちて、トマトやキュウリやピーマン含めて、常に土が湿った状態になっていろんな形での問題があるわけです。ここで国庫補助のビニールハウスの事業を受けたところが、この修繕、補強含めてできるようになったわけでありましてけれども、それについて、何年前の国庫補助を受けたビニールハウスから適用になりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） 施設導入支援をした前身事業の災害に強い高機能型栽培施設の導入推進

事業に、既存施設の補強、改修の支援メニューを追加したものでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 修繕って言ったらあれですから、補強、強化するに当たって、今現在出荷時期、マンゴーでありますと、7月から8月に収穫が来るんです。今、紙袋をしている状態ですけれども、これを申請しようとしたら、出荷の7月、8月を越えて9月、10月からの申請になりますけれども、一斉に全市町村から集中、農家の皆さん方から集中して来ると思いますが、この辺のスキームづくりは、県はどうやって市町村と連携していますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

耐候性園芸施設補強改修事業のこれまでの取組としまして、去る5月に、市町村及びJ A等関係団体向けに事業説明会を行いました。また、個別に要望のございました豊見城市等と、事業実施に向けた意見交換などを行っているところであります。

県としましては、円滑な事業実施に向け市町村及び関係団体等と連携し取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 今年度、予算幾ら組んでいますか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

沖縄型耐候性園芸施設整備事業の予算につきましては、令和5年度当初予算額が4億4824万円となっております。うち耐候性園芸施設の補強改修事業分といたしまして、3000万円を予定しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 県民の皆さん、農家の皆さん。これ今3000万ですけれども、総事業費の8割、80%を一括交付金で補填するんです。部長、この辺が資材料と施工費、組み合わせての総額の8割の一括交付金での補填、要求でよろしいですよね。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） そのとおりでござ

います。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 一括交付金でこの修繕、補強ができるということになります。これも自民党政権の頑張りようだと思っていますよ。何もできない政党よりはましだと私は思っております。そして、この現予算3000万が足りなくなった場合、その辺を県はどう考えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） まずは今年度の3000万円分の事業費を実施していくという中で、次年度に向けてまた要望等を取りながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 部長、今の3000万ですと、豊見城で言えば、3つぐらいのビニールハウスで予算はなくなります。それぐらい県民は、農家の皆さん方は、この修繕強化というのは莫大な、何年か要望してきたという大きな事案ですからね。ここがなくなった場合には早急に補正予算で上積みするなり、次年度に向けてのヒアリングも含めて各市町村に連絡を取りながら、来年度のスキームに向けてしっかりとした予算確保をするべきですけど、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

県としましては、農家の要望を踏まえた事業実施に向けて、市町村及び関係団体等と連携し取り組んでまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 あと、この指定品目でありますけれども、沖縄県全体の葉野菜生産の6割を豊見城が占めていると思っております。ハウレンソウやコマツナ、カラシナが入っていますけれども、これは対象品目に入っていないんです。ですから、この地域に応じたいろんな面で、このビニールハウスの中でいろんなものを作っている中で、対象に組み込んでくれという要望、要請がこれから来ると思っています。その辺は、県は大きく懐を広げて考える余地はないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

本事業の対象作物は、県の農林水産戦略品目の園芸作物を対象としていることから、葉野菜などとしては補助対象外となっておりますが、県といたしましては、農家の要望等について、また市町村、関係団体と意見交換を行っていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 これ各市町村に窓口は任せられて、事務処理も含めていろいろ議論になると思うんですけども、部長。これに対してこの事業というのは、僕は広く頑張っている農家の皆さん方が、この事業を受ける権利があると思っているんです。ですから、何や組合に入っていない、こうなっていないいろいろな出てくるかもしれないけれども、みんな農家の皆さん方が若者の育成、所得向上をするためには、ひとしく国の予算、国税を使うわけですから、そういった面で一律しっかりとみんなに届くようなシステムで理解していいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

事業の対象となる農家につきましては、地域の全ての農家が対象でありますので、また、その中でも対象となる施設の要件に適合したハウスとなっております。

県としましては、市町村の業務の負担軽減になるため、また事業推進のためも含めたガイドライン等の作成も検討しているところですので、また連携して取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

島袋 大君。

○島袋 大君 次に移ります。

酪農家と肥育農家に粗飼料の助成をしているということでもありますけれども、繁殖農家にも助成してほしいという声ですけど、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

本県は他県と比較して牧草の生産性が高いことから、草地整備等を行う畜産担い手育成総合整備事業を推進しているところであります。しかしながら、中南部の繁殖牛農家につきましては、自己所有の草地を持たない農家も多いことから、粗飼料の購入を行って

る実情がございます。本事業につきましては、中南部の繁殖牛農家から要望があり、事業実施に向けて市町村、関係団体等を含め検討しているところであります。

県としましては、今後とも粗飼料の自給率向上に向けた支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 酪農家と肥育農家に関しましては、いろんな形で助成が出ていますけれども、そこで乾燥草としてスーダン、チモシー、オーツ、イタリアン、海外物いろんなものを含め乾燥草を使っている。しかし、繁殖農家に関しましては、ゼロ歳から9か月までは乾燥草をこの繁殖農家が負担しているんです。その分、高い分ね。だから、今言う草地整備含めて——石垣とかはそうやっています。しかし、これは母牛にあげるものなんですよ。だからその辺の補填をしてくれということですから、今、部長は前向きな話をしていましたけれども、そういった形で頑張る姿勢というのを一言もりたいんですが。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） 粗飼料の部分で繁殖牛農家で草地を持たない部分につきましては、事業の合意形成に向けて検討してまいります。また一方、配合飼料でございますけれども、県のほうでは令和4年度に配合飼料価格差補助緊急対策事業等を実施しております。令和5年度においても、配合飼料価格の高止まりが続いていることから、飼料費の負担の急増を緩和するため、今議会にさらなる追加支援策に係る補正予算を提案しているところであります。引き続きまして市町村や関係団体と連携し、畜産農家の経営安定に努めてまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 次の質問とほぼ似ていますので、そこは今抜きます。

次です。

長期の競り価格の下落に伴い、当面の回復が見込めない、給付金なりの何かの支援金を支給してほしいということへの考えはないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたしま

す。

国では、肉用子牛の価格安定対策としまして、既存の肉用子牛生産者補給金制度に加え、臨時的措置としまして、令和5年1月から12月まで和子牛生産者臨時経営支援事業を実施しております。さらに、本県では全国に比べ、雌子牛の価格下落幅が大きいことから、県独自の支援策としまして、沖縄県畜産振興公社におきまして、県内の雌子牛の平均価格が52万7000円を下回った場合に、その差額の9割を補填する沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業を実施しております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 これ今説明を受けましたけれども、じゃ、その補填をするということではありますが、これは遡ってやるんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時35分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長(前門尚美さん) 4月からの給付に関しまして遡って今、申込みを行っているところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 休憩。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時36分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長(前門尚美さん) 令和5年度の業務対象期間といたしまして、令和5年4月1日から令和7年3月31日となっておりますので、今年度は4月まで遡って適用ということになりますので、新規契約農家につきましても、積立金納付の上、対応する予定と聞いております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 補填する事業というのは非常に感謝すると思えますけれども、しかし、副知事、知事。これは雌だけなんです、雌。雌牛だけ。皆さん、これ、雄は何で受けられないんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(前門尚美さん) ちょっと繰り返しになるんですけれども、本県のほうは、雌子牛のほう

が雄子牛と比べてどうしても価格が9万から10万ぐらい低くなるということと、あと雌子牛はどうしても身体が小さいものですから、同じ体重に仕上げようとしたら、二、三か月、長く飼育しないといけないということで飼料代がかかるということで、この部分に関しての補填ということになります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 雄、雌というのは大体2分の1の確率です、部長。雄としたら、人間も一緒です。生まれた子供も9か月くらいまではおっぱいをたくさん飲みます、男の子は、人間でも。何で牛はこんな差別されるのかという話ですよ。違いますよ。牛も雄はたくさん食べる。その分ですから、枯れ草の補填は大変なんです、繁殖農家は。こういったものが施策で最初から出ているから、雄も雌も区別つけないでやるべきでしょう。これは、誰一人取り残さないと一緒にですよ。それぐらい考えてやらないと、差が出ているんです。何で雄にはちゃんとできないのかという話ですよ。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(前門尚美さん) 子牛の補給金制度、全国制度もそうなんですけれども、全国は雌牛とか、あと雄ということで、同一の平均単価で算出しております。ただ本県の事情としまして、雌が低いということで——全国では、雌、雄関係なく補填なんですけれども、本県独自のものに関しましては、どうしても単価が低いということで、その分を補填する意味で雌のみの対象としてございます。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 ここは実際、繁殖農家も含めて和牛農家の皆さん方の意見を聞いてみてください。これは現場の声を聞かない限り、できないよ。ここはしっかりと酌み取っていただきたいと思っています。全国ではこれ2つ見ているんだから、そこはゼロから9か月間しっかりとこの繁殖農家は見て肥育農家にバトンタッチするわけだから。沖縄の和牛のブランドが、全国に行っているんですよ。その大事なときをやはり雄、雌区別なくやるべきだと思っています。僕はここが和牛農家の生産の低下につながっているんですけど、部長どうですか。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(前門尚美さん) お答えいたします。

県では、各地区ごとに畜産農家の抱える課題等についてということで、去年から意見交換会を行っております。今後も畜産振興を図る上でどのような支援が可

能か、また意見交換を行いながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ぜひともその辺は御理解をお願いしたいと思っております。

そこで、金融機関で借入れの厳しい農家のために、今、基金創設ができないものか検討をしてほしいということなのですが、これは酪農の、そして和牛、豚、鶏も含めて、農業、畜産全般の基金。緊急事態が生じた場合には、そういった形で基金があることによって、いろんな何か起きた場合の補填がしやすくなるようなスキームづくりというのが大事だと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

基金については、現在——基金ではないんですけども、県独自の支援ということで、畜産公社で行っている補填事業がございますが、今後、こういった面で支援が必要かという部分は関係機関、また生産者と話し合って検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

島袋 大君。

○島袋 大君 そこでまたひとつ、これは現場の声を聞いてください、部長。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、給付金の補填とか含めていろんな話になるんですけども、これ、申請して3か月後に支払いというのがあろうと思うんですけども、これが、申請してすぐ1か月後ぐらいに給付できないか。というのは、今繁殖農家も大変なんです。自転車操業なんです、自転車操業。早めに入ってこないと回し切れない状態まで追い込まれています。生活費まで手を突っ込まないといけない状況になっている。ですから、申請して1か月後ぐらいに給付できないかという話が強いんですけども、その辺はどうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） 沖縄県畜産振興公社において実施しております沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業でございますけれども、補填金を速やかに給付するために、平均価格の算定を四半期から月単位に変更することについて、現在、沖縄県畜産振興公社と調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 あと、この乾燥草を含めていろいろな面で海外輸入物に頼って、その分が高くなっているというのが現状で、これが来年、再来年、落ち着くかということは非常に見えません。これが5年、10年、今ウクライナがこういう情勢になっている中で、そこからまた日常に戻すには30年、40年かかります。そうなった場合には、非常に高騰したままが続くと思っております。

ですから県としていろんな面での考えをしないといけないと思うんですけども、この県産の稲わらも含めて、名護以北の北部なんかには結構あるというふうに聞いているんですけども、これは県が補助金など、補填までして、そこをいろんな面で協力して買い取って繁殖農家の皆さん方に提供して売るとか、いろんな面で県ができることを速やかにやらないと、我々の産業というのはあるかもしれないけれども、今非常に衰退に向かっているんですよ。これを全体的に底上げするためには、こういった現場の声をまず聞くのが第一。しかし、県がやるべきところ、見えるところ、堆肥工場も含めてだけれども、こういう枯れ草を含めてするためには、県独自でできるんだったら投資してでもやるべきだと思うんですけども。

これは農業政策として、担当副知事あるいは知事、どう思いますか。私はこれ、大変な危機的状況だと思っております。資材の高騰というのは、あと20年続くと思っております。そういうのを見込んで県の支援策というのを考えるべきだと思うけれども、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） お答えいたします。

先日、多良間村で視察をさせていただいた際にも、子牛生産農家の方々と現地でお会いして、様々なその状況、課題、要望等についてお話を伺いました。先ほど部長からも答弁がありましたとおり、このような補填する事業、畜産農家をはじめとする県内農業、畜産業を営んでいらっしゃる方々に対する支援については市町村、関係団体と常に意見交換を行い、その支援についてしっかり検討していきたいと思ひます。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 ぜひとも知事、よろしくお願ひしたいと思っています。

知事も現場を見られたということですから、この中南部の和牛農家の若手の皆さん方が結構多い中で、生活費まで踏み込んでいる状況での運営というのは大変と思っています。この現場の声を聞いて私もびっくりしましたし、今回ビニールハウスの補修に関して、土曜日、私はキュウリの苗植えを手伝いました。朝7時からやりましたけれども、ばてばての状況でした、非常にビニールハウスの中が暑くて。その中で今、経年劣化でさびているものもある、ここをいち早く補強することによって、どれだけ沖縄県の農業がもっと盛んになるかということのを改めて私は現場に出て感じましたので、この新しい事業をしっかりと踏み込んで農家の皆さん方に還元できるようなシステムに願ひたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

あと、質問できなかつたことに関してお詫びを申し上げたいと思っています。

ひとつよろしくお願ひします。

○議長(赤嶺 昇君) 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 おはようございます。

会派沖縄・自民党の西銘啓史郎です。

通告に従い質問に入りたいと思いますが、その前に4月に着任された5人の部長の皆さん、それから病院事業局長、ぜひまた県勢発展、県民のためにどうか御尽力をいただきたいと思っています。よろしくお願ひします。

じゃ、まず最初に1、知事の政治姿勢についての(1)、沖縄全戦没者追悼式について、ア、追悼式を終えて知事の認識と見解を伺うという質問を通告しました。現場で見て、前回よりもやじや罵声が聞こえなかつたことは、本当に県の職員はじめ、警察の方々、多くの方々の御努力のたまものだと思ひ、感謝を申し上げたいと思ひます。

知事、まずこの追悼式、昨年までとは違ふ雰囲気であつたと私は理解していますが、知事はどのように感じましたでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長(宮平道子さん) お答えいたします。

今年の沖縄全戦没者追悼式は、コロナ禍前の通常の規模で開催をしたところでございます。4年ぶりに御遺族をはじめ県民の皆様へ参列をいただきまして、共に沖縄戦で亡くなられた方々に思いを致し、世界の恒

久平和を誓う場になつたものと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 県の職員をはじめ関係各位の事前の準備、それから当日の対応に対しては本当に深く感謝を申し上げたいと思ひます。来年以降も静かな追悼式ができるように希望いたします。

2番、島守の塔についてであります、ア、建立の経緯と合祀されている方々、管理団体等について伺ひます。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

○総務部長(宮城 力君) 島守の塔は、沖縄戦を生き延びた県職員を中心に、関係者の協力を得て、昭和26年6月に建立された慰霊塔であり、戦禍に倒れた島田叡知事、荒井退造警察部長以下、469名の県職員が祭られております。当初、県職員や遺族等を中心とする一般財団法人島守の会が慰霊塔及び慰霊碑等を管理しておりましたが、平成29年度から県が引き継いでおります。

○議長(赤嶺 昇君) 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 次にいきます。

イ、島守の塔慰霊祭の概要と県の取組について伺ひます。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

○総務部長(宮城 力君) 島守の塔慰霊祭は、沖縄戦で殉職した沖縄県職員の御霊を慰めることを目的とし、県幹部をはじめとして県議会議長や糸満市長のほか、島田叡氏事跡顕彰期成会会長、島守の会等の参列の下、開催しております。県は毎年の慰霊祭の開催や人材育成の観点から、新採用職員による島守の塔の清掃活動を通して、職員の意識高揚を図っているところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 次にウに行きたいと思ひますが、島守の塔に対する玉城県知事とそれから県警本部長、この認識について見解をお願ひします。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

○総務部長(宮城 力君) 島守の塔には、熾烈を極めた沖縄戦で県民の命を守るため、最後まで職責を全うされた島田叡知事、荒井退造警察部長以下、469名の県職員が祭られております。悲惨な沖縄戦の体験を歴史的教訓として風化させないためにも、慰霊塔を適切に維持管理していくことは、大変重要であると考えております。

県としましては、慰霊祭や職員研修を通して、平和を希求する心や公務遂行の精神を学び、次世代に継承していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（鎌谷陽之君） お答えをいたします。

沖縄戦においては、県警察では100人を超える方が殉職をされましたが、戦後、知事以下殉職された県職員のために慰霊碑が建立されたこと、また、私自身、兵庫県出身でもありますので、長年にわたり、沖縄県と兵庫県の間で交流事業が行われてきたことについては、大変心打たれる思いでございます。

県警察においては、平成30年から毎年、警察学校生による島守の塔の清掃活動を行っており、今後もこうした活動を通じて、いかなる困難な状況においても県民の生命を守るという使命感をしっかりと継承し、安全で安心な沖縄県の実現に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 ありがとうございます。先ほど、県の職員が清掃をしたり、また県警の警察学校の方が清掃をしているのをニュースで拝見いたしました。非常に大切なことをなさっているのだなと私も勉強になりました。それで、実は大変恥ずかしい話、島守の塔の存在を私は存じ上げていましたけれども、そういう慰霊祭が開かれたり、そういうことを知らなくて、今回、我々議員連盟の有志で献花をさせていただきました。これは私が議員になって初めてなので、過去にあったかどうか存じ上げませんが、私たちもしっかりこの辺の島守の塔のできた経緯、それから合祀されている方々の思いも含めて、県議会議員の一員としてしっかり対応していきたいと思っております。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時53分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 (3)に行きたいと思えます。

沖縄県と兵庫県の交流について、ア、交流事業の現状と課題について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 兵庫県出身の島田叡が生み出した沖縄・兵庫の絆を発展させるために、昭和47年に兵庫県と友愛提携の協定を結び、その翌年から友愛交流構築事業を実施しております。今年度は、兵庫県の青年を受け入れ、沖縄県の青年と共に沖縄戦等について学ぶ秋期友愛キャンプや、沖縄県の青年を兵庫県に派遣し、兵庫県の青年と共に震災等について学ぶ冬期友愛キャンプの実施を予定してお

ります。

県としましては、引き続き兵庫県と緊密に連携し、両県の相互理解の促進及び交流ネットワークを構築する人材の育成に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 交流推進課から、事業概要の資料をもらいました。それで、令和5年度も500万円近くの予算を計上されているというふうに聞いてますけれども、ただ実施時期、秋期と冬期があるようですが、10月に実施をする予定の事業が、旅行社の公募もまだされていないというふうに聞いています。もう6月ですよ。それから8月、9月、公募する期間がだんだん短くなってくるんじゃないかってことで、この交流事業について私はもう一度見直す必要があるんじゃないかと。今、いろんな形で18歳から四十歳まで——40歳までですか、その方々を対象に公募すると聞きましたが、もう少しスポーツの交流も含めてぜひ検討いただきたいと思いますが、部長、その辺のお考えをちょっとお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） これまで兵庫との間で育んできた友愛の絆を次の世代へつなげていく、また、子供たちの交流、青年の交流以外に、多面的な交流を促進するということが重要だと思っております。これまでに海外や国内の県系人子弟を沖縄に招待し、県内の中高生との交流や沖縄の歴史や文化等の学習を担うウチナージュニアスタディー事業というのを別事業でやっておりますけれども、これについて兵庫県からも参加していただいておりますし、民間のほうでもKOB E三宮・ひと街創り協議会の御協力の下に、児童養護施設の児童を沖縄に招待する取組というのが民間の方々の御協力により行われております。

また、沖縄県と兵庫県の大学生が戦争の記憶を受け継ぎ、平和を次世代につなぐための取組として、オンラインで平和について学ぶ交流なども行っておりますので、こういった実績を踏まえながら引き続き、多面的な交流の取組ということを検討していきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 次のイについてですが、島田叡氏顕彰碑の建立の経緯と県高校野球連盟との関連について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 島田叡氏は旧制神戸二中から東京帝国大学を通じて野球部員として活躍し、野球をこよなく愛した沖縄県最後の官選知

事であります。1945年1月に就任してから5か月足らずの短い期間の中、県内外の疎開や食糧の調達に尽力し、多くの沖縄県民の命を救った人物で、沖縄県民から沖縄の島守として慕われております。

島田氏の生きたあかしを残そうと、沖縄県高等学校野球連盟及び県内野球関係者が中心となり、島田勲氏事跡顕彰期成会を結成しました。同期成会が平成27年に沖縄・兵庫友愛スポーツセンター跡地である奥武山公園内に顕彰碑を建立し、その後、県に寄贈されております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君（スクリーンに表示） 実は今、スクリーンに出ていると思いますが、1枚目が沖縄・兵庫友愛スポーツセンターの跡地、これは奥武山公園野球場の裏側の駐車場のところにあります。そして、これは先ほどの島守の塔です。それで、もう一つ、これですけれども、奥武山の駅から見えるジャイアンツがサブグラウンドで使っているところ、これも島田勲氏を縁とする深い絆、兵庫・沖縄友愛グラウンドと命名したそうであります。大変恥ずかしい話、私も中学・高校と野球をやっている、野球に汗を流した人間として島田杯なるものがあることも、実は私、存じ上げませんでした。これが今、奥武山のセルラースタジアム右側に資料館があるんですが、そこに安仁屋宗八さんのユニフォームがあったり、過去の甲子園のあれがあったり。そして、出口近くにこの島田杯が飾られています。

ですから、我々、この県議の中にも高校野球で汗を流した仲間もいますけれども、そういった高校野球連盟と島田勲さんのつながりが非常に深いことも初めて知りました。ということで、県の高野連にも行って資料をもらってきたり、この島田杯の経緯なんかも確認しましたけれども、私が申し上げたいことは——島田勲さんに対してはいろいろな御意見があることも存じ上げています。実は、私もこの4月に兵庫県へ行ってまいりました。井戸前知事、地元の県議会議員、それから市議会議員ともお会いすることができました。須磨寺ってところの参道に、島守の広場というのがあります。そこも初めて見ましたけれども、要は、お互いに兵庫と沖縄の関係を私はもっともっと大事にするべきではないかなと。

沖縄県が交流しているのは、兵庫県、それから福島県、この間長野県のほうが、知事と交流の協定を結んだと思いますけれども、大切なことは、行政レベルでの交流、それから我々議員レベルでの交流、そして子供たちのスポーツの交流も含めて私はどんどん深化さ

せていかないと、先ほど言ったこの交流事業がどんどん年がたてばたつほど、もともとの趣旨が忘れられるんじゃないかという気もしまして……。兵庫県の須磨のほうで議員の方とお会いしたときには、糸満の少年野球がプライベートで来たそうです。須磨の代表チームと試合をしたけれども、全然レベルが違い過ぎたと、糸満の少年野球が強過ぎたということでしたけれども、そういった子供たちの交流も通して、ぜひ島田知事が——僕、この本を読んで（資料を掲示）——玉城知事、この本をお読みになったことはありますか、ないですかね。タイトルは「10万人を越す命を救った沖縄県知事・島田勲」といって、TBSの「生きる」という番組で出ているんですが、もしよろしければ一度お貸しします、おあげしますので、お読みいただきたいと思います。そういうことで、ぜひ島田勲知事がなした過去のいろんなことも含めて、我々県議会議員としても、しっかり事実は事実として受け止めたいと思います。

では、(4)に行きたいと思います。

地域外交室についてア、設置目的と方針について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） お答えいたします。

県は沖縄独自のソフトパワーと国際ネットワークを最大限に活用し、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に向けて積極的な役割を果たしていくことを目的として、本年4月に地域外交室を設置したところでございます。地域外交の推進に当たっては、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、国際交流・協力に関する取組を部局横断的に統括し、我が国の国際貢献の一翼を担い、沖縄ならではの地域外交を戦略的に展開することとしております。このため、今年度は、沖縄地域外交基本方針（仮称）の策定や沖縄型地域外交（仮称）に関する万国津梁会議の開催、あるいは庁内の推進体制の検討、平和を希求する「沖縄のこころ」の発信強化等に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 まず最初に、もう2月議会の段階で組織を4月1日に設置しますという話がありました。私がおのときに英語の名称はどうなりますかということをお聞きしたと思いますが、組織の英語の名称、英語名が決まっていたら教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 地域外交室の英語の表記でございますけれども、今、地域外交課を設置して

いる静岡県、あるいは群馬県の事例なども参考に検討しているところがございます。ちなみに、静岡県の地域外交課の英語表記は、Regional Diplomacy Divisionとなっていて、群馬県の地域外交課の英語表記は、Paradiplomacy Divisionとなっているところ。これらの事例も参考にしながら、沖縄県が推進する地域外交の趣旨に適する英語表記を検討したいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 それと、行政としてそういうのが当たり前なのか、私が不思議に思うことが、新しい組織を4月1日につくりますと。その中で方針はこれから決めますということに対して、すごい違和感を感じるんです。4月1日には新しい室長が配属されて、そして今、人員3名と聞きましたけれども、その方針によっては人員の増減があるのかどうかと聞きましたら、それについてもこれからですという話だったんですが、それでいいんでしょうか。本来は組織も最初に決めて、こういう方針になります、そのために4月1日からこういうことをしますということが、私、正しい手順だと思うんですけども、照屋副知事にお伺いします。この間、代表質問の中で、韓国訪問がキックオフになったという話がありました。方針が決まらない中で、韓国の訪問がキックオフになるんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋副知事。

○副知事（照屋義実君） 済州への訪問に関しましては、年度当初はなかったと覚えておりますけれども、4月に入りまして、正確にいつだったかは確認しておりませんが、済州道の方から済州フォーラムをしたいので、沖縄県からも参加をしてほしいという要請がありました。その要請を捉えて鳩首協議した結果、行ったほうがいいだろうというふうなことで、知事が出席する予定でありましたけれども、台風の来襲で危機管理の責任を取らないといけないというようなことから、急遽私が行ったということになります。2泊3日、大変慌ただしい日程でありましたけれども、地域外交のキックオフとしての役目は十分に果たしたというふうには私は思います。大変充実した、お互いの立ち位置の確認を含めまして、これから先の交流の在り方につきましての意見交換をすることができましたし、また、帰ってきましてから、直近で済州の副知事がお見えになりました。それから、4・3平和財団の高理事長もここ数日間、御滞在であります。

こういった成果を確認しますと、やはりお互いに同じような歴史、自然環境、あるいは政治環境を持って

いるもの同士で交流していくことは大いに今後の平和構築に役立っていこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 長い御説明ありがとうございました。

副知事、ちょっと確認をさせてください。韓国で加盟した団体でしたっけ、その署名したグループ。その概要を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時6分休憩

午前11時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

照屋副知事。

○副知事（照屋義実君） グローバル平和都市連帯というふうな名称だったと記憶しております。これも済州道からの提案でありまして、これはコロナ禍に入る前から提案を受けていたというふうに聞いておりますけれども、コロナ禍で交流が絶たれた関係で、この間保留になっておりましたが、この機会にぜひ参加の意向を表明しようというふうなことで、知事の御下命を受けて、知事のサインが入ったものを提出して参加申込みをしましました。去る大戦、あるいは第一次世界大戦において、非常に壊滅的な打撃を受けた都市を選んで、お互いの平和ネットワークを国際的につくっていこうというふうな趣旨と私は受け止めておりますけれども、この中でフランス、ドイツ、そして済州、そして沖縄というふうにつながって来ておりますが、これから先さらに広がっていこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 この加盟するに当たって、議会への説明というのがなかったと思っているんですが、与党には説明したんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時7分休憩

午前11時7分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） この協議会等への加盟について、特に議会等へは説明は行っていないというところがございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 大事なことは、この後の知事の外

交というか、海外出張にもリンクすると思うんですが、やはりいろんな何かを県がやる場合に、我々議会が全く知らないんです、この話というのは。副知事が行って帰られて、ああ、そういうのに加盟したんだと。私の周りからも、どういう団体なのか、どういう内容なんだと。全く説明を聞いていませんとしか答えられないんです。これはもう説明しないでもいいというふうに県が、執行部がお考えならば別ですけども、私は、最低限議会には説明があるべきだと思います。

副知事、その辺どうお考えですか。

○議長(赤嶺 昇君) 照屋副知事。

○副知事(照屋義実君) 大変急な、慌ただしい日程の中で説明するいとまがなかったというふうなことは申し上げていいと思うんですけども、大変大事なことでありますので、この先はしっかり御説明申し上げながら、そごがないように努めていかなければいけないというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 これはぜひお願いしたいと思います。

すみません、イのほうは削除、割愛させていただいて、ウに行きたいと思います。

知事の海外出張予定先、時期、目的について伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(溜 政仁君) お答えいたします。

現在、日程が確定している知事の海外出張として、7月2日から7日にかけて日中両国の経済・文化交流を推進し、相互理解を深めることを目的とした日本国際貿易促進協会の訪中団へ参加するため中国北京を訪問し、併せて福建省へ訪問する予定としております。また7月26日から31日にかけてハワイ姉妹都市サミットに参加するため、米国ハワイ州への出張を予定しております。そのほか、台湾や北米等についても今検討を進めているというところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 知事、前回の訪中のときに、一带一路をぜひ沖縄にという発言をされたことがありましたよね。知事は今でもその考え、お変わらないですか。その考えで今いらっしゃるのかどうか教えてください。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 前回、国貿促で訪中させていただいたときには、多くの経済人の方々も御一緒させていただいておりました。そのような経済人の方々からも、ぜひこの一带一路についての発言をしていた

だきたいというような要望もございまして、そのように発言をさせていただきました。ただ、現在、一带一路構想の内容については非常に情報が希薄と申しますか、そのような状況でなかなか沖縄県としてどのような形での参画ができるのかということについては、十分な情報がないというような状況でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 今お話、知事がされたように、どなたかから要望があったかどうか分かりませんが、これもやはり県、国にとって大変大きな話になると思うんですよ。NHKで「一带一路の光と影」というのを、私何度かテレビで見ましたけれども、知事、それぜひ見てください。いろんな海岸沿いに投資をして港を造り、それでお金を貸して返済できない場合の対応を見ていると、そんな簡単に一带一路で沖縄使ってくださいなんて私は言うべきではないと思っています。いずれにしても、これは国の外交を含めて軽々と知事が発言をすると、いろんなことに影響が出るということ踏まえて指摘をさせていただきたいと思います。

次に行きます。

2、離島振興について(1)、伊平屋・伊是名架橋と伊平屋空港建設の取組について伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) お答えいたします。

伊平屋・伊是名架橋の整備については、多くの課題が明らかとなり、建設工事費の縮減等について調査研究に取り組んでおります。現在、建設工事費の精度向上を目的に、架橋検討位置の水深を把握するための深淺測量及び具志川島の海域において土質ボーリング調査を実施しているところであります。引き続き、課題の解決に向けて鋭意調査を進めてまいります。

伊平屋空港につきましては、航空会社の意向取付けや需要予測、費用対効果の確保など、事業化の課題解決に向け伊平屋村、伊是名村と連携して早期事業化に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 特に伊平屋空港についてですけども、滑走路の位置、我々実は会派で現場行って見てまいりました。この決定の経緯、気象の観測調査も行ったと聞いていますけれども、どのように、いつ頃決定したかだけ教えてください。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時12分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えをいたしません。

気象観測につきましては、平成15年から平成18年の3か年にかけて調査を実施しております。調査結果におきましては、北東及び北北東からの風が強いという結果になっておりますが、滑走路の向きにつきましては北東方向ということで、現時点におきましては決定をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 調査の結果で気象観測に基づいたとなっておりますけど、気になったのが滑走路が東西に向いているんです。調べたところ、東西に向いている滑走路ってめったにないんです。沖縄県では与那国島にあったと思います。それ一つだけ。あとはほとんど南北です。しかも軽飛行機で飛ぶとなると、今の800メートルの滑走路では離着陸に難が生じないかっていうことが非常に気になります。違う形でちゃんともうデータがあるのであれば間違いないと思うんですが、たまたま私たち伊平屋へ行く前に、伊是名の滑走路跡地といいますか、見てきましたら、その日はもう南北の風で、すごい横風だったんです。ですから、少ししか離れていない中で、気象データが正しいというふうにするのであれば、東西の滑走路でも影響ないかもしれませんが、これはもうデータを基に決定したというのであればそれでいいと思います。ただ、いろんなことも含めて造った後に離着陸できませんでしたとか、そういうことがないように。しかも具志川島のリゾートの話も、もう各村長からも私ども聞きましたので、離島にとってそういった活性化のために空港も必要だと思いますので、これはぜひ検討を進めていただきたいと思います。

(2)に行きます。

離島市町村と県の人事交流について、現状と県の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 令和5年度において、県は実務研修として離島市町村の宮古島市、伊平屋村、竹富町及び久米島町からそれぞれ1名、合計4名を受け入れております。県から市町村への派遣はございません。離島を含めた市町村との人事交流については、市町村からの要望のほか、県の施策における交流の目的の位置づけや当該市町村における施策の熟度等を踏まえて検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 今は市町村から県は4名、県から市町村はゼロという話でした。逆に今度、県から国、あと国から県は今何名いらっしゃるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） まず県から国でございませぬが、令和5年度については21名派遣しているところでございます。一方、国から県については、令和5年6月1日現在で4名の派遣を受け入れているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 そのように考えると、やはり必要な市町村には県から人を派遣して、いろんな意味で市町村との交流というか、単なる交流ではなくて、現場を知る、現状を知るいい機会だと思いますので、市町村から受けるだけではなくて、県からもぜひそういったことも含めて総務部として検討いただければと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 令和5年度については受け入れはございませんけれども、過去に、この10年ではありますが、宮古島市、与那国町、石垣市等にも県から派遣をしてきた実績もございます。

繰り返しになりますけれども、県としましては、市町村からの要望のほか、その市町村における施策の熟度等を踏まえて検討していきたいと考えます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 では(3)番に行きます。

久米島町のクルマエビ養殖の実態と課題について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたしません。

本県のクルマエビ養殖は、平成12年以降、生産量日本一を誇り、令和3年の生産量は418トンとなっております。このうち久米島町での生産量は124トンであり、県全体の約30%を占め、県内唯一の拠点産地として認定されております。一方、課題としましては、ビブリオ病などの疾病による歩留り低下のほか、養殖施設の老朽化が挙げられます。

県としましては、疾病対策の充実や老朽化対策の補助事業の導入に向け、関係機関との調整を行い、一大生産地である久米島町のクルマエビ養殖を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 私も先日、現場を見に行っていました。民間の方、それから漁業組合の方々——いろんな施設の老朽化があって、これもぜひ国としてできる事業があれば、前向きに検討していただきたいと思います。

(4)に行きます。

離島における漂着物や産業廃棄物の処理に関する課題について伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(多良間一弘君) お答えいたします。

離島地域においては、海外に由来するものも含めまして、繰り返し漂着するごみが多いことや処理できない産業廃棄物は島外へ輸送し処理せざるを得ないことから、輸送コストが割高となることなどの課題があります。

県としましては、漂着物の処理について、海上輸送費も含め回収・処理に活用できる国の補助金について、必要な予算の確保に努めております。また、離島における産業廃棄物処理施設の整備に関しましては、産業廃棄物税を活用した補助事業に取り組んでいるところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 もう一つ、焼却炉の設置状況及び稼働状況について。これ環境部ですか、把握していただければ教えてください。離島の焼却炉、それから稼働状況ですね。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時19分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

環境部長。

○環境部長(多良間一弘君) お答えいたします。

離島におきますごみ焼却施設は、座間味村の1村が未整備という形になっていまして、ほかの市町村におきましては、伊江村、久米島町、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、それから伊平屋村、伊是名村、与那国町におきまして、焼却施設が整備されているというような状況でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 これもぜひ離島の現状を、部長、把握していただいて、いろんな課題があると思いますので、これもぜひまた予算が絡む問題、いろんなものがあると思いますが、ぜひ前向きに検討いただきたいと思います。

(5)に行きたいと思います。

第一航空の運航状況と課題について伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(金城 敦君) 第一航空については、令和3年7月から那覇—粟国間の航空路線を1日1往復、月、水、土の週3日運航を行っております。5月からは、粟国村の要望を受け、試験的に火曜日を追加し、週4日で運航しているところです。主な課題としましては、小型の航空機で運航することから固定費の割に座席数が少なく、1人当たりの座席コストが高く採算性の低いところです。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 もともと航空機2機を補助したと思いますが、今、残りの1機はどのように稼働しているのでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時22分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

企画部長。

○企画部長(金城 敦君) 残り1機については、修理中でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 いつ就航再開ができる見通しでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(金城 敦君) 残り1機は令和4年の12月21日に就航開始を目指しておりましたが、機体の燃料系統に不具合が生じたことにより、機材繰りが難しくなり運航を延期しました。第一航空によると、機材修理のめどがついたということから、機体の修理後、試験運航を実施した後、機体の耐空検査、運航乗務員の訓練等を経て就航を目指す聞いております。

○議長(赤嶺 昇君) 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 私、この第一航空に対して特に何か申し上げるつもりではないんですけども、やはり安全性に関して非常に懸念があるということを以前申し上げたこともあります。そして週3日飛んで、火曜日追加で4日飛んでいる。残りの3日は飛んでいないというふうに聞きました。いろんな検査があるというふうに聞きましたけれども、普通、航空会社というのは飛行機は寝かさないとすよね、稼働させる。とにかく、駐機する時間を短くして、飛ばして1円でも稼ぐというのが普通なのに、私これ個人的に思ったんですけども、週7日のうちの残り4日は、石垣まで行って石垣から波照間とかその辺飛んだらいいんじゃないかと思ったんですけど、いろんな条件があってでき

ないとは聞きましたけど、いずれにしてもこれを早く——もう何年になりますかね、事故を起こして整備が終わるまで。県がした購入の補助は幾らですか。何億円でしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（金城 敦君） 国と県で協調して補助をしておりまして、国からの補助が15億円、県からの補助が5億円で合計20億円になっております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 これ今、2機の総額でしょうか。1機、2機。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（金城 敦君） 2機です。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 ということは、1機10億円程度のをしっかり国と県で補助しながら、いまだに1機しか飛ばない。しかも週3から4、残りは寝ている。あと運航補助、欠損補助事業といいますか、その概要を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（金城 敦君） 那覇一粟国路線は地元の早期再開を求める要望を優先するため、まずはチャーター方式による運航を開始しました。県と粟国村は令和5年の航空路線を維持するため1対1の割合で欠損補助を行っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 欠損補助の額を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（金城 敦君） 令和4年度の欠損額が約1億3000万となっております。県の欠損補助額は約6500万程度となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 これは事務方にお話ししたんですけども、県の6000万と粟国村の6000万じゃ、同じ金額にしても予算の負担率が違うと思うんです。ですから、1対1と簡単に村が了解したからではなくて、この辺もやっぱり何か見直しをしないと、恐らくもう村は、補填できなくなったらもう飛ばなくていいっていう話になりかねないという気がするんですけれども、この辺は県としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（金城 敦君） 粟国村より、令和6年度以降の負担が厳しいという声は来ております。それについて、県と今、協議を始めた段階でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 ぜひこの辺についても地元の声を聞いて、県ができる最大限のことをやっていただきたいと思います。

では、3番に行きます。

那覇大橋の架け替え事業の現状と課題について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 那覇大橋は、那覇市中心部と南部地域を結ぶ県道那覇内環状線に位置しております。当橋梁は昭和45年の建設から50年以上経過しており、耐震性能不足や老朽化が著しいことから平成23年度から架け替え工事に着手し、鋭意整備を行っているところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 工事を進めておりますが、課題につきましては現況の交通量が多く、現在の交通を止めずに施工をするところから段階的な施工が必要となっております。その点についての交通処理等が課題になっているところと、あと仮橋の老朽化等が課題となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 じゃ、完成予定年度は、当初は2017年度でしたっけ。それからいつ頃になるんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 先ほども申し上げましたが、段階的な施工、分割施工が必要でございます。現在の工事工程上、予算の状況にもよりますが、おおむね7年程度を要する見込みでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 総事業費は当初からどれぐらい増えるんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 当初約15億円と見込んでおりましたが、その後、基礎型式の変更等がございまして、現在約23億円を見込んでいます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 ぜひ交通渋滞、特にこの道路は1日約4万台の車が行き交うというふうなこともありましたので、もちろん予算がないのでプライオリティーをどうするかはもちろん土建部で決めたり、あとはもう知事の政治判断だと僕は思うんです。ぜひお願いしたいのは、もちろん那覇が全てではないにしても、とにかく道路の渋滞を解消するための、こういった架橋の架け替えというのは重要だと思います。しかし、予算が限られていてなかなか計画どおり進まないのも理解はします。ですから、そのときにどうするかは先ほど言ったように知事の判断だと私は思いますので、ぜひしっかりお願いしたいと思います。くれぐれも辺野古のように工費が倍になる、それから工期が倍かかるからやめるなんてことのないように、これはぜひしっかり住民、県民のためにお願いしたいと思います。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時29分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 我が党の代表質問との関連について、石原朝子議員の久辺3区との面談の件、知事は今後面会を継続するお考えかどうかお答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 今回の意見交換では、辺野古新基地建設計画や基地負担の現状、あるいは地域の振興に関する要望等について、久辺3区の代表の皆様と知事がお互いの考え方を率直に述べ合うなど幅広く意見交換を行ったところでございます。

県としては、久辺3区との意見交換について様々な段階で継続していきたいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 そもそも、面会の目的は何だったんでしょうか。お答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） お答えいたします。

今回の意見交換は、米軍の訓練に伴う騒音に加え、辺野古新基地建設の影響を最も受ける地域である久辺3区を知事が訪れ、地域の実情及び要望等を把握するとともに県の考えを地元の方々に御説明する機会を得

るために行ったというものでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 代表質問で、知事が、相互理解を深めるよい機会になったと捉えていますとお答えしました。知事、これ国と沖縄県の関係も一緒だと思うんですが、相互理解を深めると言いましたけれども、久辺3区の方々は、条件付容認という言葉を使っているのかどうかあれですけども、知事と平行線だと思うんですよね。ですから、話し合いを続けることが本当に——目的が何なのかによって、知事が久辺3区の方々の説得をするのか、知事が、じゃ分かりましたというのか、話し合いを続ける目的が明確にないと、相互理解を深めてよかったですねということで終わるんじゃないかと思うんですが、知事、この辺の考え方をもう一度知事からお答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 久辺3区の代表の方々とお会いさせていただきまして、この辺野古新基地建設に関する計画、問題、それから、特に地域の振興、現状に関する御要請、要望なども非常に大きいものがあるというように感じましたので、今回の意見交換を、非常に広範に地域の方々のお考えを聞かせていただくということ、そして、県として取り組める事業、市において取り組む事業などについても、おのおのお話を聞かせていただいた非常にいい機会であったというように思います。

こういう機会は、久辺3区に限らず適宜その市町村へ出向かせていただいて、その地域の方々と意見交換をさせていただくのは非常に有意義だということに感じた次第です。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 この件については、後ほど我が会派からも質問があると思いますので、次に行きたいと思いますが、図上訓練、先般3月に行った件に関して、これ概要は公表されていましてでしょうか。すみません、概要が公表されているかどうか確認させてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時32分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 県のホームページ等で公表されております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 それと先般の答弁で、一定程度具

体化が図られるなど成果があったと書いていますけれども、上がってきたいろんな課題、例えば離島の輸送手段の確保の問題とかその辺は、その図上訓練の後、どのように課題解決に向かって動いているのか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） お答えいたします。

令和4年度の訓練では、要配慮者の避難あるいは輸送力確保の具体化などについて課題が出てきたというふうに承知しております。それについて令和5年度では、令和4年度と同様に市町村、国、指定公共機関など関係機関と連携を図りながらその課題等を確認しているため、再度、次年度1月30日あたりを予定している図上訓練で検証・検討していきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 11月の議会で私、当時の嘉数公室長に質問をしました。図上訓練をすることは大事だと思います。ただし、訓練のための訓練にならないように、本当に危機感を持って、あることを想定をして、出てきた課題について県がどのようにするか。何度も申し上げます。守るべき命が守られなかったということがないように、これは県、それから関係団体等含めてしっかり対応をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

下地康教君。

[下地康教君登壇]

○下地 康教君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時36分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○下地 康教君 宮古地区選出の会派沖縄・自民党の下地康教です。

質問に入ります。

1、知事の政治姿勢について。

(2)、知事は、東アジアの厳しい安全保障環境の中における台湾有事をどのように捉えているのか伺います。

(3)、国民保護に関心が高まっている現状において、知事の国民保護計画についての考えを伺います。

(5)、5月19日、知事はようやく久辺3区の方々と対談を行っております。その対談の内容を具体的に伺いたいと思います。

2、農林水産業について。

(1)、台風2号による農作物被害について。たばこ生産農家への台風被害支援について伺います。

(2)、本県の農家における原油価格・物価、畜産飼料、施設園芸資材等の高騰対策の現状を伺います。また、畜産を含めた家畜農家への飼料支援策を伺います。

(3)、肉用子牛価格の下落がひどい状況にあります。生産者奨励金の実施状況を伺います。

(4)、前議会で宮古島市における農業振興地域整備計画に関する事前協議状況をたどりましたが、その後の状況を伺います。

3、社会資本整備について。

(1)、下水処理の溜枳設置に係る沖縄県浄化槽取扱要綱改正が行われ施行されましたけれども、その内容と施行後の状況について伺います。

(2)、下地島空港活性化について伺います。無償耕作者の県有地明渡しに係る対策を伺います。

(3)、県入札工事での積算ミスについて伺います。

(4)、県道マクラム通り線整備状況について伺います。

(5)、県営宮古島公園整備に係る進捗状況について伺います。

(6)、宮古空港乗降場の混雑解消対策について伺います。

(7)、多良間港前泊地区荷さばき地におけるミニ公園整備について伺います。

(8)、多良間村普天間港ターミナル建て替え工事について伺います。

4、経済・暮らしについて。

(1)、しまくとぅば普及推進について伺います。

(2)、離島のガソリン価格格差について伺います。

(3)、沖縄県近未来技術実証ワンストップセンターについて伺います。

(4)、美ら海水族館運営について伺います。

(5)、宿泊税について伺います。

(6)、子育て格差解消について伺います。主に選手派遣費支援等について伺います。

5、福祉、医療について。

(1)、離島・僻地のがん患者とその家族への診療滞在費負担軽減について伺います。

6、我が党の代表質問に関連して伺います。

(1)、我が党、新垣新議員の代表質問5の(1)アの農

林水産物不利性解消事業について。2年後の令和7年度の見直しを見据えた場合、その課題をどのように捉えているのか伺います。

(2)、同じく新垣議員の代表質問5の(1)アのゆがふ、北大東、石垣の3つの分蜜糖工場の建て替えについて、本島工場と離島工場の整備スケジュールをどのように捉えているのか伺います。

(3)、我が党、石原朝子議員の代表質問5の(1)ウの離島地区における民間病院と県立病院との連携に関連して、宮古地区徳洲会伊良部診療所では、伊良部架橋開通後は診療時間が金曜と土曜の午前中のみとなっております。なぜその診療時間が変わったのか、また伊良部地区における介護医療院開設に係る手続及び準備を伺います。

答弁を聞いて再質問をいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 下地康教議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての(2)、台湾有事についてお答えいたします。

令和4年版防衛白書においては、台湾をめぐる情勢の安定は、我が国の安全保障はもとより、国際社会の安定にとっても重要であるとしております。また、先週、中国の習近平国家主席と米国のブリンケン國務長官が会談を行い、対立する米中の緊張緩和に意欲を示したとの報道も承知しております。

県としては、関係国の平和的な外交・対話による緊張緩和、信頼醸成が極めて重要であると考えており、本土復帰50年に向けた要請や新たな建議書など、機会あるごとに日米両政府にも求めているところであります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 溜 政仁君登壇]

○知事公室長(溜 政仁君) 1、知事の政治姿勢についての(3)、国民保護計画についてお答えいたします。

県は、国民保護法第34条の規定に基づき、沖縄県国民保護計画を策定し、国民保護措置の総合的な推進に関する事項や県が実施する避難の指示に関する事項等を定めております。同計画に基づき、去る3月17日に実施した国民保護図上訓練は、特定の事態を想定したものではなく、沖縄県内の住民避難を検討する際の一案として、沖縄本島の屋内避難、先島地域の島外

避難を想定し、市町村や国、指定公共機関等の関係機関と定期的な意見交換の場で検討・整理してきた内容を基に実施したものであります。先島諸島から県外への避難のための輸送手段の確保や、先島諸島の5市町村における避難の手順等について、一定程度、具体化が図られるなど成果があったものと考えております。

同じく1(5)、久辺3区と知事の会談内容についてお答えいたします。

去る5月19日に、知事が久辺3区を訪れ、久辺3区の代表の皆様と意見交換を行っております。意見交換では、辺野古新基地建設計画や基地から派生する騒音被害などの基地負担の現状、県道13号線や農業集落排水などの生活環境の整備に関する要望等について、久辺3区の皆様と知事がお互いの考え方を率直に述べ合い、幅広く意見交換を行ったところであります。また、県が辺野古新基地建設に反対する理由や、普天間飛行場代替施設を辺野古新基地と呼ぶ理由について、知事から久辺3区の皆様に対して丁寧な説明をさせていただいたところであります。

以上になります。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

[農林水産部長 前門尚美さん登壇]

○農林水産部長(前門尚美さん) 2、農林水産業についての(1)、台風2号の災害に伴う葉たばこ農家への支援についてお答えいたします。

葉たばこの被害額は、日本たばこ産業株式会社の6月6日時点調査速報によりますと、県全体が4億9000万円で、うち宮古地区は3億7800万円となっておりますが、葉たばこの黄化・枯れ上がりが進行しているため、今後の被害拡大が懸念されております。

県としましては、営農相談窓口の設置や、農林漁業セーフティネット資金などの制度資金活用の周知を行っております。さらに、農家の収入減少を補填する収入保険への加入を促進し、葉たばこ農家の支援に取り組んでまいります。

同じく(2)、原油価格等の物価高騰対策の現状と畜産業への飼料支援策についてお答えいたします。

県では、耕種農家に対する肥料購入経費の一部を補助する緊急支援や、施設園芸農家に対する燃油価格高騰対策となる施設園芸セーフティネット構築事業を実施しております。また、畜産農家への支援策として、配合飼料の購入経費の補助に取り組んできたところでありますが、価格の高止まりが続いていることから、今議会で補正予算を計上しているところであります。

県としましては、引き続き関係団体と連携し、農業経営に影響が生じないよう努めてまいります。

同じく(3)、子牛取引価格下落への県の対策についてお答えいたします。

国では、肉用子牛の価格安定対策として、既存の肉用子牛生産者補給金制度に加え、臨時措置として令和5年1月から12月まで和子牛生産者臨時経営支援事業を実施しております。さらに、本県では全国に比べ雌子牛の価格下落幅が大きいことから、県独自の支援策として、沖縄県畜産振興公社において県内の雌子牛平均価格が52万7000円を下回った場合、その差額の9割を補填する沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業を実施しております。県では、補填金を速やかに給付するため、平均価格の算定を四半期から月単位に変更することについて、沖縄県畜産振興公社等と調整を行っているところであります。

同じく(4)の宮古島農業振興地域整備計画の全体見直しの進捗状況についてお答えいたします。

宮古島農業振興地域整備計画の変更については、令和5年2月10日に宮古島市より県宛てに事前協議申出書の提出があり、6月6日に県の意見を回答したところです。その後、宮古島市から事前協議の追加申請があったことから、6月15日に改めて関係各課への意見照会を行っております。

県としましては、約160件の見直し協議について、農振法や農振制度に関するガイドラインに基づき、適切に対応してまいります。

次に3、社会資本整備についての(3)の県入札工事での積算ミスについてお答えいたします。

令和4年度に発注した工事及び委託業務の不発弾等磁気探査について、6件の諸経費の積算ミスが判明しましたが、既に作業の大部分が終了していたことから、受注者へ経緯を説明し、適切な積算で変更契約を行っております。うち1件については、ほかの事業者が落札すべきであったことから、当該事業者に事情を説明するとともに、謝罪を行っております。再発防止策としましては、原因、対策等について職員へ指導及び研修を行うとともに、複数の職員による積算確認及びチェックリストによるチェック体制の強化を図り、再発防止に努めてまいります。

6、我が党の代表質問との関連についての(1)、条件不利性解消事業の課題についてお答えいたします。

新たな事業の課題としては、事業の目的や仕組みについて、生産者など関係者の理解と協力を得ること、離島市町村等と十分連携することであると考えております。このため、令和4年度よりJ Aおきなわなど生産者団体等との意見交換会議、関係市町村との協議会を立ち上げ、事業の運用改善に向けた検討等を進めて

おります。

県としましては、引き続き生産者団体をはじめとする関係者の理解と協力が得られるよう、丁寧に対応してまいります。

同じく我が党関連の(2)の分蜜糖工場の整備についてお答えいたします。

老朽化が著しい分蜜糖工場については、工場建屋や製糖工程の中核となるボイラー設備等が築60年以上経過していることから、工場の老朽化対策の緊急性は高いと認識しております。一方、工場整備については、建設費用が多額になることに加え、事業実施主体の費用負担や財源確保等が大きな課題であります。

県としましては、工場老朽化の現状も踏まえ、工場整備に係る早期の課題解決に向け、引き続き、市町村等関係機関と検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

[環境部長 多良間一弘君登壇]

○環境部長(多良間一弘君) 3、社会資本整備についての(1)、浄化槽取扱要綱の改正内容と施行後の状況についてお答えいたします。

沖縄県浄化槽取扱要綱では、浄化槽処理水について、河川、道路側溝等の公共用水域へ放流できない場合に、地下浸透方式を認めております。しかしながら、地下浸透方式の基準等に課題が生じたことから、県では令和5年3月末に本要綱を見直し、6月1日から施行したところであります。今回の主な改正点は、地下浸透方式の基準の見直しと放流水の水質の維持管理に関する提出書類の追加等となっております。本要綱改正以降、地下浸透方式による浄化槽設置に係る届出は、現在のところ北部保健所管内の1件となっております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

[土木建築部長 前川智宏君登壇]

○土木建築部長(前川智宏君) 3、社会資本整備についての(2)、無償耕作者への対応についてお答えいたします。

県有地の無償耕作者に対しては、引き続き、宮古島市と連携して説明会等を開催し、利活用事業や県有地の明渡しについて、丁寧に説明し、理解を求めてまいります。

次に、同じく3の(4)、マクラム通り線の整備状況についてお答えいたします。

マクラム通り線は、北給油所交差点から下里北交差点までの延長約340メートルを幅員16メートル、2

車線で整備を行っております。令和4年度末の進捗率は、事業費ベースで約80%、用地筆数ベースで約82%となっております。用地の残筆数は8筆、物件の残件数は3件となっております。今後とも、所要額の確保に努め、早期供用に向け取り組んでまいります。

次に、同じく3の(5)、宮古広域公園の進捗状況についてお答えいたします。

宮古広域公園については、令和2年度に都市計画公園事業の認可を受け、現在、用地取得及び物件補償を進めております。また、サービス水準向上と行政負担軽減を図るため、施設の整備運営に民間資金等を活用する事業手法の検討を進めております。

次に、同じく3の(6)、宮古空港乗降場の混雑解消策についてお答えいたします。

宮古空港ターミナルビル前道路においては、送迎等の路上駐車による混雑が生じており、安全面で課題があると認識しております。混雑の解消を図るためには、那覇空港駐車場において実施されている、入庫後30分間の無料化が有効であると考えられます。

このため県では、有料となっている宮古空港駐車場の一部無料化を含め、料金体系の見直しに向け、引き続き取り組んでいく考えであります。

次に、同じく3の(7)、多良間港前泊地区の景観整備についてお答えいたします。

多良間港前泊地区の景観整備につきましては、現地確認の上、多良間村と意見交換を行っております。既存の港湾施設の利用状況等を踏まえ、村と引き続き意見交換を行いながら、整備の必要性を含め検討していきたいと考えております。

次に、同じく3の(8)、多良間港普天間地区ターミナルの建て替えについてお答えいたします。

多良間港普天間地区のターミナルは、昭和60年度に整備された施設で、多良間村の財産となっており、令和3年度には補修を行ったと聞いております。村において、建物の耐久性・耐震性を把握いただき、意見交換を行っていききたいと考えております。

次に4、経済・暮らしについての(4)、沖縄美ら海水族館の運営についてお答えいたします。

沖縄美ら海水族館は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため県要請による休館や入館者数の大幅な減少により、収入で管理運営経費を賄えない状態が続いておりました。そのため、県は、指定管理者である一般財団法人沖縄美ら島財団に対し、水族館の機能維持に必要な経費として令和4年11月補正予算で指定管理料約7億5000万円を措置したところであります。

その後、全国旅行支援の効果等により、収入が一部回復したことから、指定管理者は指定管理料のうち、約2億円余りを返納しております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇]

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 4、経済・暮らしについての(1)、しまくとぅばの普及推進についてお答えします。

県内各地で受け継がれてきたしまくとぅばは、組踊、琉球舞踊、島唄等の沖縄文化の基層となるものであり、沖縄県民のアイデンティティーのよりどころであります。このため、県では、令和5年3月にしまくとぅば普及推進計画(第2期計画)を策定するとともに、新たにしまくとぅば普及推進室を設置し、体制を強化したところです。普及推進室としまくとぅば普及センターが連携しながら、しまくとぅばアーカイブロードマップに基づき、各地域のしまくとぅばを収集し、音声と表記を連動させた教材を作成するとともに、専門委員会を設置し、しまくとぅば教育に関する検討を行うなど、実効性のある施策を展開してまいります。

同じく4の(5)、宿泊税についてお答えします。

県では、沖縄が世界に誇れる観光リゾート地として発展することを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な沖縄観光振興を図る観点から、宿泊税の導入に向けた検討を進めております。新沖縄県行政運営プログラムにおいては、令和8年度に同税の導入を目指すこととしております。宿泊税は、目的税であることから納税者に利益が還元される必要があり、観光客の受入れ体制の充実・強化などに充てることを想定しております。導入に向けては、沖縄観光を取り巻く情勢の変化を適切に把握するとともに、観光関連団体や市町村等との意見交換を重ねながら、検討していくこととしております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

[企画部長 金城 敦君登壇]

○企画部長(金城 敦君) 4、経済・暮らしについての(2)、離島のガソリン価格の格差についてお答えいたします。

県では、離島における石油製品の価格の安定と円滑な供給を図るため、揮発油税等の軽減措置を前提に、1リットル当たり1.5円の石油価格調整税を課税し、同税収を財源として離島への石油製品の輸送費補助を行っております。しかしながら、依然として本島との

価格差があり、その要因は、本島に比べ市場規模が小さく、仕入れ時のスケールメリットが働かないことや、販売量には限界がある一方で、経営を維持するためには一定の人件費等の固定費が必要であり、その結果、粗利の割合を高くせざるを得ないことなどが挙げられます。

県としましては、揮発油税等軽減措置の延長に取り組むとともに、市町村や事業者とも連携し、価格差縮小に向けて取り組んでまいります。

同じく4の(3)、沖縄県近未来技術実証ワンストップセンターについてお答えいたします。

県では、民間事業者による自動車の自動運転やドローンなどの高度な産業技術を活用した実証実験を促進するため、国と共同で近未来技術実証ワンストップセンターを設置しております。同センターでは、実証実験を行うために必要な手続に関する支援等をワンストップで行い、迅速・円滑な実証実験のサポートに努めているところです。

県としては、同センターの支援機能の充実を図り、様々な分野における新技術を活用した実証実験の実現により、社会課題の解決や新規ビジネスの創出につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 半嶺 満君登壇]

○教育長(半嶺 満君) 4、経済・暮らしについての中の(6)、選手派遣費支援等についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで中体連・高体連・特体連主催の県大会、九州大会、全国大会に参加する離島の中高校生に対して、派遣費を補助しております。また、高校進学については、高校未設置離島を有する市町村において、通学費や居住費等を支援する離島高校生修学支援事業を実施し、さらに、離島児童生徒支援センター等への円滑な受入れを行っております。

県教育委員会では、今後とも離島生徒の負担軽減が図られるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 糸数 公君登壇]

○保健医療部長(糸数 公君) 5、福祉、医療についての(1)、離島僻地のがん患者等への診療滞在費負担軽減についてお答えいたします。

県では、平成29年度から、がん治療等を行う患者が、島外の医療機関へ通院する場合の交通費及び宿泊費の助成を行う市町村に対し、沖縄県離島患者等通院

費支援事業を実施しております。本事業は、県が定める基準額を上限として、患者と付添人の航路運賃及び航空運賃、ホテルやウイークリーマンションなどへの宿泊費に宿泊日数を乗じた額を助成するものです。

県としましては、今後も、離島の医療提供体制の状況や市町村の要望等を踏まえ、離島における患者等の経済的負担軽減に取り組んでまいります。

続きまして6、我が党の代表質問との関連についての(3)、伊良部島診療所についてお答えします。

医療法人徳洲会が運営する伊良部島診療所については、医師の確保が困難であること等の理由により、令和5年6月以降、診療日が週6日から週2日に縮小しております。医療法人徳洲会によりますと、診療日の縮小に伴い、これまで同診療所を受診していた一部の患者に対しては宮古島の医療機関を紹介するなど、必要な対応を行っているとのこととあります。

県としましては、伊良部島診療所の縮小による影響を注視しながら、地元の関係者と連携して、今後の対応を検討してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(宮平道子さん) 6、我が党の代表質問との関連についての(4)、介護医療院の概要、開設方法についてお答えいたします。

介護医療院は、慢性期の医療機能やみとり、ターミナルケア機能と、入浴、食事、排せつ等の介護を一体的に提供する介護保険施設であり、県内に6か所が設置されております。設置については、沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき、開設候補者の公募を行い、選定委員会の審査を経て、法令等の基準を満たしていることを確認した後に開設許可を行うこととなります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 下地康教君。

○下地 康教君 休憩をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後0時9分休憩

午後0時9分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○下地 康教君 まず、葉たばこの生産に係る台風2号の被害状況です。県内といたしますか、県全体の約77%、3億7800万円が宮古地区において、その被害が集中している状況があります。しかし、そのほかにも北部地区、中部地区、南部地区、八重山地区でも葉たばこは生産されているんですけれども、その被害状況をちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後0時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

日本たばこ産業株式会社の6月6日時点の調査速報によりますと、県全体では作付面積504ヘクタールの今回の台風被害の中で、先ほど申しましたように、宮古地区では3億7800万、被害面積で168ヘクタール。その他、伊江村では6500万、そして被害面積141ヘクタールとなっております、全体で被害額4億9000万円、被害面積345ヘクタールとなっております。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 今の説明では、その被害は宮古地区と伊江村だけという理解でよろしいでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

本島のほう、糸満とかうるま市がございますが、本島、そして宮古島市、多良間村、石垣市等で葉たばこの被害がございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 私の質問では、北部地区、中部地区、南部地区、八重山地区にも被害があるかという質問だったと思うんですけども、それを簡潔にお答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えします。

全地区で葉たばこの被害がございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 いや私が聞いているのは、確かに全地区で被害があるということですけども、その宮古地区が77%、それでほかの地区は大体どのくらいの金額であるとか、パーセンテージでもよろしいです、それをお答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） 失礼いたしました。

本島地区のほうで被害額が3000万、そして宮古島市のほうで3億7000万、多良間村のほうで被害額800万、石垣市のほうで被害額2100万ということに

なっております。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 分かりました。

じゃ、被害の状況としましては、宮古地区、八重山地区、それと本島地区というくくりで理解してよろしいですね、分かりました。

今回の葉たばこの被害は大変なものでありますけれども、実を言いますと、前年度もかなり大きな被害を受けているんですね。前年度も、長雨による病災害によって、例年の収穫の約半分の落ち込みによる大きな減少となっております。今年も台風2号による被害で、販売実績が例年の半分、約半分。被害の多いところではもう7割も減額という話も聞こえています。そこで2年連続による販売実績の大幅減額は、葉たばこ農家にとって生産を継続していけるかどうか存続の危機に直面しているというふうに言われているんです。またそういう話を私のほうも聞いております。葉たばこ農家に対する支援策はどのようなものがあるのか、もう一度お聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） 県の支援についてでございますが、各地区の農業改良普及センターへの営農相談窓口の設置や農林漁業セーフティネット資金など、低利な制度資金活用の周知を行い、関係機関や団体などと連携し、支援に取り組んでまいります。また、収入保険に加入している葉たばこ農家につきましては、共済金支払いによる保証を行っております。

県としましては、台風等の災害を受けても農家経営が持続できるように、今後も収入保険の加入率向上を目指していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 今、葉たばこ農家の皆様方からどういった支援が必要かと、それとまた、どういったところで支援をしていただきたいかというような内容は、要するに被覆シート、葉たばこを栽培するときのシートがあるんですけども、この農業用ポリエチレンフィルムやハウスビニール、そういうものの処分費がかかるんですね。この処分費も非常に捻出するのが厳しいという状況にあります。そしてまた、次年度に使用する疫病農薬であるとか、その肥料の高騰による支援、そういったものをしっかりと手当てをしていただきたいというようなものが強い要望なんですね。そういう意味では、それともう一つ、この既往債務、つまり今までの借金ですね。特に前年度も大分長雨でやられておりますので、そのときに借入れをしております。その借入れの返済もあるんです。そういった借入れ返済

の猶予、それもしっかり取り組んでいただきたいというような話がありますので、この既存の支援というよりも、本当に葉たばこ農家が苦しんでいる、そうしてほしいもの、それをしっかりと聞いていただいて、その支援に取り組んでいていただきたいというふうに思っております。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時16分休憩

午後0時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○下地 康教君 次の質問に移ります。

県道マクラム通り線について進捗状況を伺いましたが、これまでの予算のつき具合だと、あと何年でこの事業は完了する予定でしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時17分休憩

午後0時17分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えいたします。

街路事業の予算の推移でございますけれども、令和5年、16億円でございますけれども、令和3年までは30億というレベルの事業予算がついております。平成10年度以降減少傾向にあるということで、マクラム通り線の整備状況につきましては、その減少を受けまして遅延をしておりますが、完了時期については現時点においては明確にお答えすることが困難な状況でございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 このマクラム通り線の本年度の予算は4600万円です。普通こういう県道の事業というのは、用地費も含めて1億以上、大体毎年ついていくというのが事業推進するあれですけども、まずこの事業は、沖縄振興公共投資交付金事業、それで国の交付金として実施されていると思っておりますけれども、この県の街路事業における予算額、平成26年度から本年度までの過去10年間の事業費の推移を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 先ほど県の街路事業の総額につきまして、令和5年16億というふうにお答えいたしました。それと同じ計上ベースで、平成26年でございますけれども、平成26年が123億、27年が98億、28年が60億、29年が46億、30年が55億、31年が46億、令和2年が38億、令和3年が31

億、令和4年が先ほど申し上げました15億、令和5年が16億という推移でございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 当初といたしますか、その平成26年の123億、これかなりついておりますね。今年度、令和5年16億。これどういうことですかね。どういうふうに捉えたらよろしいですか。見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 県といたしましては、必要額につきまして国へ丁寧説明し要求しているところでございますが、近年予算の減少が続いているということで、街路事業をはじめ事業の遅延が見られるというふうに考えておまして、今後は市町村等と連携しまして、予算確保に向けて取り組んでいく必要があるだろうというふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 行政が計画を進める、事業を進める中において、予算がこういうふうに相当減額をする。まあ増額も問題でありますけれども、減額はさらに問題であります。つまり、事業が進まないんですよ。そういう状況を本当によしとするのか、またそういう非常に大きな幅で減額をしている。この事業の影響をどう考えているか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 先ほども申し上げましたけれども、特にハード交付金につきましては減少が顕著に見られておまして、街路事業に限らず全ての事業において一定程度事業の遅延が見られているという状況でございます。

土木建築部としましては、必要額の確保につきまして国へ要請するとともに、市町村等と連携しながら必要額の確保に向け取り組み、事業を推進させていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 道路事業にかかわらず大体社会資本の整備というのは、おおむね事業期間は10年で一応考えるんですね。つまり十年一昔というくりであります。その10年で事業を完了することによって、事業効果が表れるという形で、この10年という、おおむね10年という考え方があるというふうに思います。つまり10年前に事業着手したものは、予算が順調に手当てできれば、10年後はほぼ完了して、その事業効果が発現しているということなんですね。ということは、今これだけの予算が減額されている、これ

は事業効果が発現されていないということに見えますけど、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えします。

事業着手時の計画のとおり進んでいないという現状がございますので、事業効果の発現についても遅延をしているという認識でございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 もしもし。これ、小学生でも言える答弁でございます。予算が少なくなれば工事はできません。事業の効果も出ない。それは誰でも答弁できます。それを何とかするのが、しっかりと予算を例年どおりに持って行って事業効果を発現していくというのが、行政の仕事というふうに思っております。この事業は補助事業でありますから、国からの事業予算を獲得するためには部長以下、職員の皆さん方の努力もさることながら、知事の政治手腕によるところが大きいというふうに私は思うんです。

つまり、知事におきましては、国との信頼関係を醸成していただいて、本県の社会資本整備、国庫補助予算の獲得にしっかりと尽力をしていただきたいというふうに思っていて、そうすることによって社会資本の整備の事業効果の早期発現が実現するというふうに思っておりますけれども、知事、この国の予算が年々減らされているこのような状況の中で、事業効果を発現するために、どういうふうにして国との関係を醸成していくのか、それをちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時24分休憩

午後0時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 今、マクラム通り線の事業箇所のお話がありました。その箇所の増額というよりも、まさしくハード交付金総額の確保が必要だと思っております。市町村事業に配慮して県事業を減額してきた経緯もございます。総額の確保に向けて、これまで以上に市町村の皆様と一緒に、この実情といいますか、窮状を強く訴えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 実態といいますか、現場では、事業が延びることによって、その用地費がなかなかつかない。それで結局、その古い建物を改修しようにも改修

できない。もう建物にもクラックが入ってその耐用年数も過ぎていて、そういう現状があるんです。それをしっかりと考えて、その事業を進めていただきたい。予算を獲得していただきたい。知事、どう思いますか、それを。回答をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 例年このいわゆるハード交付金、ソフト交付金の減額が続いているところから、機会を見て私も政府に要請をさせていただいてきておりますが、この交付金については市町村の事業に大きく影響しているということもあり、市長会、町村会とも連携しながら、この予算の増額獲得についてしっかり頑張っていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 現場の状況を考えて、現場の県民、市民の声をしっかりと聞いていただきたいというふうに思っています。

次の質問に移ります。

離島のガソリン価格の格差でございます。県は令和5年3月に、石油製品輸送等補助事業の効果等に関する調査報告書をまとめております。本県の石油価格は揮発油税等の軽減措置や石油価格調整税などによって、離島の石油製品の価格差、その解消に努めているというふうに理解していますが、しかし、現在やはりこの離島間における、例えば離島の離島である多良間島であったりとか、そういったところではその格差が非常に大きくなっています。県としては、その格差の要因をどのように捉えているのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（金城 敦君） お答えします。

その要因としましては、本島に比べ市場規模が小さいこと、また仕入れ時のスケールメリットが働かないこと、販売量に限界がある一方で経営を維持するためには一定の人件費と固定費が必要であるということが要因として考えられます。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 これ要は、石油製品の販売の実施に必要な法定検査——離島は特に、法定検査や修繕等に係る検査員の旅費、交通費、検査時の資機材の運搬費。資機材を、また島外に輸送して検査、修繕を行う場合にその輸送費、そういったものがかかるんです。それに対する支援がない、今ですね。だからそれが、離島における価格差を生み出しているんじゃないかというふうに思われます。それをどういうふうにしてその支援を対策していくのか、今どう考えているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（金城 敦君） 今、離島の価格差については、石油価格調整税の課税で対応しておりますが、まずは揮発油税の軽減措置の延長を確保して、これが前提となって価格調整税が実施されていますので、まず軽減措置を確保するとともに、議員御指摘の点については検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 終わりです。

総残時間がなくなりました。

○下地 康教君 ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時29分休憩

午後1時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

仲田弘毅君。

[仲田弘毅君登壇]

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時50分休憩

午後1時51分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲田 弘毅君 それでは改めて、皆さんこんにちは。

沖縄・自民党、うるま市選出の仲田でございます。

通告に従い、所見を述べて一般質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

令和5年度がスタートし、新たな沖縄振興の2年目ということでもあります。そして、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画の中間年であり、来年度の令和6年度が最終年になります。令和5年度の沖縄振興予算は2679億円で、前年度に比べて5億円の減となっております。また、一括交付金のハード交付金も減額が続いている中、本年度は同額ということであり、市町村予算も要求額には届いておりません。そのことは、市町村事業の進捗においてかなり厳しく、その悲痛な御意見は私どもに寄せられてきております。こうした事業予算の確保については、県として根気強く国そして市町村と連携をし、所要額の確保に向けて対策を進めていただきたいと思っております。私たち沖縄・自民党としても、協力すべきところはしっかりと協力し、意見交換・連携を密にできればと考えております。

そこで質問をします。

(1)、令和5年度骨太方針について。

ア、骨太方針における今年の沖縄振興に関する記述内容について、お聞かせください。

イ、新たな骨太方針と前回の方針との違いはどうか、新たな記述はあったのか伺います。

(2)、令和6年度概算要求について。

ア、8月の概算要求に向け、沖縄県は内閣府に対してどの程度の概算要求額を見込んでいるのか伺います。

イ、要求額は、沖縄県の意向を反映しているかお聞かせください。

ウ、最終的に、国は12月に2024年令和6年度沖縄関係予算を決定するとしているが、内閣府への要請タイムスケジュールを伺います。

(3)、税制改正について。

ア、沖縄振興に係る税制改正事項には、どのようなものがありますか。

イ、税制の中で、島嶼県沖縄の各離島地域への影響が大きい揮発油税の重要性について、県の認識をお聞かせください。

2、中部道路行政について。

本土復帰から51年目を迎えた本県は、沖縄振興開発計画の下に国道や県道をはじめ、各市町村道の整備が着実に進められてまいりました。鉄軌道のない本県は、重点的に慢性化した交通渋滞の解消や交通の利便性を目指して、積極的に取り組んできております。交通渋滞の緩和については、さらなる努力が必要であると感じておりますが、道路行政については、大きく改善されてきたことは言うまでもありません。特に、旧離島を抱える私たち中部地区うるま市においては、県土木建築部中部土木当局の尽力により、僻地を結ぶライフラインが整備され、地域振興や観光振興へ大いに寄与してきたものと考えております。これまで機会あるたびに質問させていただきましたけれども、残念ながら半島及び一部工区の事業が未整備となっており、改めて確認をしたいと思います。

そこでお聞きします。

(1)、与勝半島一周道路の進捗状況について伺います。

(2)、これまで地元うるま市から多くの陳情、要請があった県道37号線の路盤改良工事について、県当局の今後の取組をお聞かせください。

(3)、伊計平良川線・宮城島工区の整備状況について現状を伺います。

3、教育行政について。

教育は国家百年の大計、あるいは、一年の計は麦を育て、十年の計は木を育て、百年の計は人を育てると故事やことわざでよく言われてきました。このことは、人材育成がいかに大事であり、国の要であること

を表した言葉だと思います。その言葉どおり、次代を担う若い世代の教育・人材育成をさらに充実させることが、沖縄県発展に極めて重要であると考えております。まさに国の根幹をなす大事業の一つであることは言うまでもありません。本県教育の現状は、不登校やいじめ、非行等生徒指導上の問題や確かな学力を身につけさせるための向上対策など、いまだ多くの課題が山積し、学校教育の大切さを再認識すべきであると考えております。このような問題解決のためには、児童・生徒の教育に直接関わっている教職員の対応が最も重要であり、教員の不足問題や働き方改革が県民から注目されております。

そこで質問を行います。

(1)、教職員の充足について。

ア、令和5年度、新学期を迎えた学校現場の状況をお聞かせください。

イ、教職員定数はどのように算定され、決定されるのか伺います。

(2)、教職員の負担軽減について。

ア、県独自に負担軽減を図る働き方改革やメンタルヘルス対策をどう進めるのか、当局の考えを伺います。

イ、部活動の地域移行が叫ばれて久しくなります。指導員の外部からの補助や予算措置等はどうなっているかお聞かせください。

(3)、学校給食について。

ア、学校給食制度の成り立ちについて伺います。

イ、学校給食制度の長所（メリット）は何かお聞かせください。

ウ、県内の学校給食の保護者負担の現状を伺います。

エ、知事公約に掲げた学校給食費無償化は、国の予算にかかわらず、県が率先して実現すべきと考えますが知事の見解を伺います。

4、我が党の代表質問との関連については取り下げます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 仲田弘毅議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢について、(2)のア及び(2)のイ、次年度の沖縄振興予算の要望額についてお答えいたします。

1の(2)のアと1の(2)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

令和6年度の沖縄振興予算の要請に向け、これまで41市町村の首長と意見交換を行うとともに、内閣府とも意見交換を行っております。あわせて、各部局においても、市町村と意見交換を重ねながら、現在、国への要望額を積み上げているところであります。

沖縄県としましては、一括交付金の減額傾向は地域の発展等に大きな影響を与えていると考えていることから、これまで以上に市町村と連携し、国の概算要求基準の上限額で要求するよう、沖縄担当大臣をはじめ関係要路にしっかり要請していきたいと思っております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

[企画部長 金城 敦君登壇]

○企画部長（金城 敦君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のア、骨太の方針2023についてお答えします。

1の(1)のアと1の(1)のイは関連しますので、一括してお答えします。

去る6月16日に閣議決定された骨太の方針2023において、関係各位の皆様のご御尽力により、観光等の各種産業や北部・離島地域の振興、子供の貧困対策、人材育成等の沖縄振興策を国家戦略として総合的・積極的に推進することが明記されました。また、新たな記述として、沖縄健康医療拠点の整備、クリーンエネルギーの導入、スタートアップ支援が盛り込まれたところです。

同じく(3)のア、沖縄振興に関する税制についてお答えいたします。

沖縄県には、沖縄振興特別措置法など4つの法律に基づく13種類の税制特例措置があります。そのうち、令和6年度税制改正の対象となっている沖縄型特定免税店制度、石油石炭税の免除、電気供給業の用に供する固定資産税の特例、揮発油税等の軽減措置の4制度となっております。

同じく(3)のイ、揮発油税等軽減措置の重要性についてお答えいたします。

県では、離島における石油製品の価格の安定と円滑な供給を図るため、揮発油税等の軽減措置を前提に、1リットル当たり1.5円の石油価格調整税を課税し、同税収を財源として離島への石油製品の輸送費補助を行っております。各離島への補助額の平均は、1リットル当たり約15円となっており、この分が小売価格の低減につながっているものと考えられます。揮発油税等の軽減措置の適用期限は令和6年5月までとなっており、同措置が延長されなかった場合には、離島へ

の石油製品輸送費補助の安定的な運営に影響が生じるものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 宮城 力君登壇〕

○総務部長（宮城 力君） 1、知事の政治姿勢についての(2)のウ、沖縄振興予算の要請スケジュールについてお答えいたします。

県では、沖縄振興一括交付金が減額基調にあることから、市長会及び町村会と連携し、7月に要請を行い、増額の必要性を説明したいと考えております。また、例年8月末に行われる国の概算要求に向け、8月上旬に、沖縄担当大臣をはじめとする関係要路へ要請を行うこととしております。加えて、11月には、概算要求額の満額確保に向けた関係要路に対する要請を考えております。今後とも、知事を先頭に県と市町村が一丸となって振興予算の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 前川智宏君登壇〕

○土木建築部長（前川智宏君） 2、中部道路行政についての(1)、勝連半島一周道路の進捗状況についてお答えいたします。

勝連半島を一周する県道の整備については、当該地域の観光振興や地域活性化、防災対策等のため、必要性を認識しております。これまでに、沖縄県環境影響評価条例に基づく米軍施設用地外の環境調査を終えております。今後、米軍施設用地内の環境調査を行う必要があることから、沖縄防衛局及びうるま市との協議を進め、早期事業化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に同じく2の(2)、県道37号線の舗装補修についてお答えいたします。

県道37号線は、沖縄本島から海中道路や平安座島等の周辺離島へつながる重要な生活、観光及び物流道路であります。近年、増大する交通量に伴い舗装破損が発生しております。

県では、優先度の高い区間から補修工事を行っており、令和5年度においては補修工事を2件、合計約7000万円で契約したところです。引き続き、舗装補修に取り組んでいくとともに、道路の適正な維持管理に努めてまいります。

次に同じく2の(3)、伊計平良川線の整備状況についてお答えいたします。

伊計平良川線宮城島工区については、上原地区と桃原地区の整備を優先的に進めており、現在、用地取得

等に取り組んでいるところであります。また、宮城・池味地区については、同地区の進捗状況を勘案しながら着手していきたいと考えております。引き続き、うるま市と連携しながら事業推進に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 半嶺 満君登壇〕

○教育長（半嶺 満君） 3、教育行政についての(1)のア、学校現場の状況についてお答えいたします。

今年度4月時点で、教員不足による少人数学級の未実施は27校30学級となっております。また、6月時点の公立学校における教員の未配置は36名となっております。教員不足の改善を図るため、ペーパーティーチャーセミナーの実施等、全庁体制で臨時的任用教員の確保に取り組んでいるところであります。

県教育委員会としましては、引き続き、教員選考試験の制度改革や退職者の任用等を推進し、教員不足の解消に努めてまいります。

同じく(1)のイ、教職員定数の算定及び決定方法についてお答えいたします。

教職員定数につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づき算定しております。具体的には、小中学校及び特別支援学校では、各学校の児童生徒数及び学級数を基に、また高等学校では、各学校の収容定員を基に算定し、さらに本県公立学校の課題解決のために必要な教職員数を加えた数となっております。その算出した教職員定数の決定については、条例で定めております。

同じく(2)のア、教職員の働き方改革やメンタルヘルス対策についてお答えいたします。

学校における働き方改革や教職員のメンタルヘルス対策は喫緊の課題であり、県教育委員会では、今年度から働き方改革推進課を設置し、全庁体制で取組をスタートさせたところであります。今後、国の調査研究事業等を活用したメンタルヘルス対策に取り組むとともに、県内公立学校の全教職員に対して実施した業務改善に関するアンケートの結果等を踏まえ、短期・中期・長期の目標設定を行い、実効性のある取組を推進し、教職員が心身の健康を維持し、教育活動に専念できる環境の確保に努めてまいります。

同じく(2)のイ、部活動指導員の予算措置についてお答えいたします。

県教育委員会では、令和元年度から教職員の負担軽減と、生徒への専門的指導による活動の充実を図るた

め、部活動指導員を配置しております。令和5年度当初予算は、県立学校及び市町村立中学校の計147名に対し、5617万4000円を措置しております。

県教育委員会としましては、今後とも市町村と連携を図りながら、部活動指導員の配置拡充に努めてまいります。

同じく(3)のア、学校給食制度についてお答えいたします。

3の(3)のアと3の(3)のイは関連しますので、一括してお答えいたします。

学校給食につきましては、戦後の食料難のため、児童生徒の栄養改善を主な目的に、昭和29年に学校給食法が公布され、学校給食の実施体制が法的に整備されました。本県における学校給食は、戦後、アメリカなどから物資の援助を受けて、ミルクだけの給食から始まりました。また、完全給食につきましては、昭和37年に、当時の豊見城村立上田小学校から始まり、昭和57年にはほとんどの小中学校で実施されるようになりました。学校給食制度のメリットとしましては、児童生徒の発達段階に応じて、必要な栄養をバランスよく取ることや、学校給食を通して地域の食文化等を学ぶこと等が挙げられます。

同じく(3)のウ、学校給食の保護者負担についてお答えいたします。

令和5年4月に実施した調査によりますと、各市町村における学校給食費の平均月額につきましては、小学校4023円、中学校4534円となっております。なお、学校給食費全額無償化の市町村は、41市町村中14市町村で、第3子以降の全額無償化や半額助成等の一部助成は、15市町村となっております。

同じく(3)のエ、学校給食費無償化の実現についてお答えいたします。

県教育委員会においては、今年度、学校給食費支援事業を立ち上げており、保護者等へのアンケートの実施や市町村と実施方法等の協議を行い、それを踏まえ、予算規模、財源及び実施時期について検討してまいります。なお、国においては、こども未来戦略方針の中で、学校給食費の無償化の実現に向けて、学校給食の実態調査を行い、課題整理等を行った上で、具体的方策を検討すると示されていることから、今後の国の動向も注視してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 御答弁ありがとうございました。

まず最初に、骨太方針について再質問を行います。

知事は骨太方針について、その会議の中においても

いろいろ記述の要請をなされたようでありますが、沖縄県として、今年の骨太方針をどのように評価しているのか、お聞かせください。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(金城 敦君) お答えいたします。

県としましては、骨太の方針に国家戦略としての沖縄振興について記載されたことは、今後の取組の後押しになるものと考えております。引き続き、国と連携を図りながら新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づく各種取組を推進してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 ありがとうございます。

次に、概算要求についてであります。先ほど答弁の中で、概算要求は上限額目いっぱい要請をしていくというお話でもありましたけれども、その上限額というのは従来が一番最初の頃の沖縄振興予算のことを言っているのか、現在の、つまり2679億をめどにした上限額を意味しているのか、そこを教えてください。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

○総務部長(宮城 力君) 毎年、国の概算要求の前に財務省からの概算要求基準が示されていて、次年度の予算の要求のアップが示されます。これまでの——去年、おととしと同じ算式であるならば、今の現行の2700億程度の——今、現行の予算額なんです。これの大体20%弱程度は上限額としてみなされる。したがって、今回も現行予算の20%弱の上限額で概算要求していただきたいということで、今後調整を詰めたいというふうに考えているところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 部長、去る4月と5月に沖縄振興拡大会議とか、あるいは県内においては政府要請に向けての県内各市町村との意見交換会が行われております。どのような要望、要請があったのか、お聞かせください。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

○総務部長(宮城 力君) まず、ほぼ全ての市町村長の皆様から、一括交付金についての増額の要望がございました。特にハード交付金については、後ろ倒しどころか、新規の芽出しもできない、もうどんどん先送りになっているという非常に強い不満のお言葉を頂戴いたしましたし、ソフト交付金についても減額が進んできて、従前であればプロジェクト系の事業を担保するための特別枠というのがございますが、

総額が減少しているために、この特別枠も設定できないという状況もあるのではないかとというような意見もいただいたところで、特に一括交付金についてぜひ増額すべき、増額を図るべきという声が多数ございました。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 まあ、おっしゃるとおり各首長さん方の意見をお聞きいたしますと、特にハード交付金に関してはもうぜひ増額をお願いしたいというお話でありました。そして、お聞きしたいのは、その各市町村、首長さんから要請、要望があったハード交付金の増額に関して概算要求にどういうふうに反映させていくかというのが大きな課題になると思いますが、部長いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） ハード交付金についてはもう減額がずっと続いてきたというところで、これまで県としましては、国の公共事業関係費の伸びと、それから沖縄振興予算、特にハード交付金についての伸び、これの比較についてももう少し増やすべきではないのか、増やせるのではないのかという御説明もしましたし、それと国、県、市町村、それぞれの事業を面的に整備することによってより効果が高まる。県と市町村の事業が遅れば、その面整備という意味で事業効果の発現がなされていないのではないかと。それから同じ箇所でも、右側はかんがい事業をやっている、左側はやっていない。サトウキビの発育にも大きな影響、違いが出てくる。この辺り、事業箇所も含めて御説明してきたところです。一括交付金の増額について去年7月から要請を行ってきているところですが、今年の4月は市町村事業の遅れ、県事業の遅れ、具体の箇所について市町村の市長会、町村会の皆さんも一緒になって、今の実情を強く訴えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 繰り返しますけれども、部長、特にハード交付金。この交付金についてはあらゆる事業で大変支障を来しているという報告もありますので、ぜひ頑張っていたきたいと思えます。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時20分休憩

午後2時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲田 弘毅君 次に税制の見直しについてであります。揮発油税につきましては、私も、やはり県民の

生活に直結している税制でありますので、やはり力を入れていかなきゃいけないとつくづく感じておりますけれども、県当局としても現状維持をしっかり根気強く要望してほしいと考えております。沖縄・自民党としても、しっかりと後押しをしていきたいというふうに考えております。そこでお伺いしたいのですが、揮発油税に関しましては理解できましたが、令和6年度税制見直しの対象になっているのが4制度——4つの制度があるということですが、揮発油税以外の税制の必要性と、現在どのようにその税制について考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（金城 敦君） お答えいたします。

揮発油税以外の3制度の状況についてお答えいたします。

沖縄型特定免税店制度については、本県におけるショッピングの魅力を高め、本県の観光振興に寄与するものであることから、国への制度延長等を要望することとしております。また、石油石炭税の免除及び電気供給業の用に供する固定資産税の特例については、本県の構造的不利性により電気料金が他県と比較して高くならざるを得ない環境にあり、再生可能エネルギーの導入拡大を進めつつ電気料金の上昇抑制を図る必要があることから、国へ制度の延長を要望することとしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 次に道路行政について。その道路行政の中でも県道37号線と伊計平良川線について伺います。

この37号線の路盤改良工事については、県の土建部、中部土木事務所の大きな努力で予算がついて、着工の流れになったことに感謝を申し上げたいと思えます。この事業は地元から大きな要望と、またうるま市、与勝地域のうるま市議団からの粘り強い要請活動もありまして、これが実を結んだのかなと敬意を表したいと思います。ちなみに、部長。その予算と期間について再度答弁をお願いできますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えをいたします。

令和5年度の工事につきましては、2件の工事を発注しておりまして、合計で約7000万円の予算で対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後2時24分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○土木建築部長(前川智宏君) 完了までの期間につきましては、現時点におきまして明確にいつまでという期間を申し上げることはできませんが、引き続き、予算の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 それから伊計平良川線についてありますが、これまでの全体的な進捗率はどのようになっていますでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) お答えをいたします。

宮城島工区につきましては、平成24年度から整備に取り組んでおまして、令和4年度末の進捗率は43%となっているところでございます。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 宮城島工区における整備の経緯と、特に桃原橋。随分いろんな課題がありましたけれども、その整備内容についてお聞かせください。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 桃原橋の架け替え工事につきましては、平成26年度から着手をいたしまして、令和元年度に完了をしているところでございます。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 部長、この宮城島工区の事業がこれだけ遅れた理由は何でしょうか。もう地元からの要請というか、随分大きいわけですが、その遅れた理由を端的にお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 本路線につきましては、沖縄振興公共投資交付金を活用した事業となっております。予算の配分が厳しい状況であることなどが主な遅延の要因となっております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 次に、半嶺教育長、教育行政、よろしく申し上げます。毎回、御苦勞をかけている気持ちでいっぱいではありますが、新学期の時点で27校の30人学級が実施されていないということですが、学級担任の未配置等についてはどうですか。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(半嶺 満君) お答えします。

令和5年4月時点の公立学校における担任の未配置はございませんでした。

○議長(赤嶺 昇君) 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 教育長、報道等によりますと、新学期の時点ではなかったけれども、5月に入って教職員の病休により、何か所かで担任が不足したということ、その対応はどうなっていますか。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(半嶺 満君) 議員御指摘のとおり、スタートの地点では担任の未配置はございませんでしたが、やはり年度途中、スタートするに当たって、病休等の教員が出ておりますので、その代替教員を確保する必要があります。そのために今現在も様々な方法で、ハローワーク等への投げかけであったり、様々な方法を取っておりますけれども、また令和5年度においても5月にペーパーティーチャーセミナーを実施しております、できるだけその未配置がないように確保に努めているところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 教育長、今年1月の報道では、135名の教員不足の報道がありました。今回、答弁によりますと随分改善されてきているわけですが、その改善された理由、これだけ改善ができたという理由は何でしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(半嶺 満君) お答えします。

臨時的任用教員のさらなる確保に向けて、これまでの取組に加えまして、先ほど申し上げましたペーパーティーチャーセミナーの実施を行いました。また、関係機関への臨時募集の依頼、あるいは公共施設、商業施設等に教員募集ポスターの掲示を依頼するなど、全庁体制で臨時的任用教員の確保に取り組んでまいりました。このような取組の結果も表れているものというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 改善策として一生懸命頑張っている。その中でも教員免許があるにもかかわらず教職に就いていない、俗に言うペーパーティーチャーの対応もしっかりそういうふうにはやっているとありますが、ただ残念ながら臨任、臨時的任用の先生方の応募者が少ないというふうには聞いているわけですが、その件に対していかがでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(半嶺 満君) お答えします。

議員御指摘のとおり、臨任教員の登録者については、毎年減少傾向にございます。

教育委員会としましては、その対策としまして、電子申請による応募方法の簡素化、できるだけ応募していただくというふうな方法も検討しております。また先ほどお話ししましたペーパーティーチャーセミナーの実施等により、この応募者をできるだけ増やす取組を行っております、引き続き全庁体制で臨時的任用教員の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 教職員志願者が128名、10年ぶりに増えたという報道があって、私もほっとしているところでありますが、この臨任の先生方は、教員採用試験前に臨任の仕事をやると教員採用試験の受験に大変響くと。こういうふうな情報もありますので、この働き方改革、採用の改革も含めてそういったところをしっかりと教育長、担当部局等が責任者として、教育長の見解をお伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

御指摘のとおり、臨任の登録が減少した背景には、この試験に対応するための勉強に集中すると、そういった声もございます。したがって、教育委員会においては教員採用試験の制度改革を行っておりまして、その中の一つとして、一次試験一部免除の要件緩和を行っております。具体的には、直近7年の中で60月経験した方を対象にしたものから、直近5年の中で36月にとりうに緩和等も行っておりますので、できるだけ教職員の方々が臨時的任用教員をできるような、そういった制度改革も行っていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 これは教職員定数とも相当関係してくるといふに考えておりますが、その次、定数についてでありますけれども、教育長。文科省は基本的には40人学級というふうにならなっていますが、本県は、小学1・2年は30人学級。それ以上は中学3年生まで35人学級というのが、これまで沖縄県が誇りとしてきた教育システムを担ってきているわけですが、この流れとか、経緯みたいなものはどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） この少人数学級の取組につきましては、議員御指摘のとおり、これまで早い段階で平成14年度から実は取り組んできている状況であ

ります。御指摘のとおり、小学1・2年では30人学級、そして小3から中3までは35人学級というふうなこれまで進めてまいりました。この少人数学級につきましては、学習規律の定着あるいは児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導の充実を図るために、非常に有効であるというふうな考えておりますので、しっかりと実施できるように取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 これは沖縄県の誇りだと私は考えております。しかし、その少人数学級をしっかりと徹底していくためにはどうしても教員の数を確保しなくちゃいけないという、お互い今ジレンマに立っているわけですが、その教職員の働き方改革あるいはメンタルヘルス対策等含めて、沖縄県では、精神的な病休の教職員、先生方が全国と比べて大変多いですね。罹患率が高い。それに対して、今現在、病休になっている先生方の現状はどうなっているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時34分休憩

午後2時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

現在、精神疾患による病気休職者の数でありますけれども、全体在職者に占める精神疾患の割合については、令和3年度において1.29%となっているところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 資料によりますと、1.29%、199名の教職員が今精神を、心を痛めて病休しているということでした。このことは、何が大きな原因だというふうな教育長は考えていらっしゃいますでしょうか。要因みたいなものは何だと考えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

精神疾患による病気休職者の方々の直接的な要因については、なかなかこれまで把握が難しいところがございます。一般的に業務の多忙化と言われている状況の中で、アンケートを取った場合には、やはり学校の業務の中で、部活動であるとかあるいは提出書類の作成とか、そういった業務に負担を感じているというふうな結果が出ているところであります。その要因については、メンタルヘルス対策の国の研究事業も今採択をされておりますので、今後、市町村教育委員会と連携しながら要因等についても分析をしっかりとしてい

きたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 いろんな資料によりますと、教育長、その原因の一つには、この3か年間のコロナ禍とか、あるいは人員不足をはじめ、時間外労働や保護者対応の複雑化が今教職員の心を痛めているという、そういうふうな意見も多々あります。しかし、児童生徒のしっかりした成長、子供たちの将来に向けて大きな希望を育んだ状態を望んでいくためには、現場を預かる教職員が心身ともに健やかでゆとりを持ちながら子供たちを育てていくという、このシステムが大変必要だというふうに考えております。ですから、教育行政の長として、ぜひ働き方改革それからメンタルヘルスの対策も含んで、対応方よろしくお願ひしたいと思います。要望して終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

〔島尻忠明君登壇〕

○島尻 忠明君 皆さんこんにちは。

会派沖縄・自民党、島尻忠明です。

それでは通告に従いまして、一般質問を行います。

1、知事の政治姿勢についてでございます。

(1)、那覇港港湾計画が改訂され、計画の早期実現に向けた沖縄県の取組についてでございます。

那覇港の港湾計画につきましては、令和5年3月末に平成15年の改訂以来20年ぶりの改訂が行われました。物流の約99%を海上輸送に依存している我が沖縄県としては、計画の内容の早期実現に努め、施設の老朽化やキャパシティーの大型化といった課題の対応も求められているものと考えておりますが、知事としてこれにどのように取り組んでいくのか伺います。

ア、施設の老朽化やキャパシティーの大型化といった課題の対応について。

イ、那覇港湾の代替施設の移設への今後の取組について。

ウ、浦添第一防波堤の延伸の今後の取組について。

(2)、那覇港浦添埠頭地区の整備についてでございます。

ア、浦添埠頭12号岸壁の早期整備についての見解を伺います。

今回の改訂により、浦添埠頭地区の開発についても進んでいくものと期待をしております。そこで今回の計画改訂で、公営庁船用や作業船用の係留箇所として位置づけられた浦添埠頭12号岸壁の整備につきましては、これまで港湾関係事業者から那覇港管理組合に対して、ヤードや荷さばき地等の用地が不足しており、狭隘化により用地内での作業における安全性の確

保が困難であることから、12号岸壁については早期に整備するよう要請がなされております。

(3)、観光行政について。

ア、モデル観光地の採択地決定を受けての取組について。

(4)、我が党の代表質問との関連について。

石原朝子議員の5、保健医療・公衆衛生・健康福祉についての(1)のウに関連して、答弁で、離島を含む僻地の住民が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう必要な医療の継続を目指してまいりますと答弁をしております。その離島、僻地との整合性をどのように今行っているのか。

あと、介護医療院の件ですが、平成30年4月に新たに介護保険施設が創設されました。この件についてもお答えをお願いいたします。

あとは再質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 島尻忠明議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)のア、モデル観光地決定を受けての取組についてお答えいたします。

観光庁による地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業のモデル観光地として、令和5年3月に沖縄・奄美エリアが全国10地域とともに選定されたところです。今回選定されたエリアにおいては、観光庁から、マスタープランの策定支援、専門人材の派遣、ノウハウの共有、日本政府観光局と連携した海外セールスの強化等の集中的な支援が複数年実施されます。

沖縄県としましては、今回の選定を契機として、高付加価値な外国人富裕層の取り込みを強化し、旺盛な旅行消費や知的好奇心を満足させることなどを通して、地域経済の活性化と滞在価値の向上を実現し、多彩で質の高い沖縄観光を推進してまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 前川智宏君登壇〕

○土木建築部長（前川智宏君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のア、港湾施設の老朽化等課題への対応についてお答えいたします。

那覇港管理組合によると、那覇港では、施設の老朽化が進行し、近年の貨物量増加等に対応できておら

ず、岸壁延長と荷さばき用地の不足により、非効率な横持ち輸送等が慢性化しているとのことであります。このため、老朽化が顕著な港湾施設の安全性を確保するとともに、既存施設の延命化等を計画的に実施し、船舶大型化に対応する岸壁、埠頭用地等の整備に取り組むとのことであります。

県としましても、引き続き、那覇港管理組合と連携して課題解決に向け取り組んでまいります。

次に同じく1の(1)のウ、浦添第一防波堤の延伸についてお答えいたします。

那覇港管理組合によると、浦添第一防波堤の整備については、現状の浦添埠頭地区等における港内の静穏の確保及び荷役作業の効率性と船舶航行の安全性の確保に資するため、国により100メートル分の延伸工事が実施されており、その着実な整備推進を国に要望しているとのことであります。

県としても、引き続き、那覇港管理組合と連携して、浦添第一防波堤の着実な整備推進が図られるよう取り組んでまいります。

次に同じく1の(2)のア、浦添埠頭12号岸壁の早期整備についてお答えいたします。

那覇港管理組合によると、事業化を図る箇所や時期については、需要の顕在化の状況や緊急性、港湾利用者や関係機関の意見等を踏まえ、費用対効果分析等を行い、必要な対応を図るとのことであります。浦添埠頭12号岸壁の整備については、国や構成団体と調整しながら検討を行っていききたいとのことであります。

県としては、必要な港湾施設の整備に向け、引き続き、那覇港管理組合と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 溜 政仁君登壇〕

○知事公室長（溜 政仁君） 1、知事の政治姿勢についての中の(1)イ、那覇港湾施設の移設についてお答えいたします。

昨年10月に開催された第29回那覇港湾施設移設に関する協議会において、防衛省が提示した代替施設的位置及び形状に基づいて、日米合意に向けた米軍との調整作業を進めることが確認されたことを受け、那覇港港湾計画が去る3月に改訂され、4月には日米合同委員会において、那覇港湾施設代替施設的位置・形状及びマスタープランが合意されております。移設協議会においては、これまでも民港の港湾計画との整合性を図りつつ、円滑な移設が進められるよう調整を行うことが繰り返し確認されてきたところであります。

県としては、これまでの経緯を踏まえつつ、今後とも移設協議会などにおいて、関係機関と協議を行いながら対応してまいります。

以上になります。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 糸数 公君登壇〕

○保健医療部長（糸数 公君） 我が党の代表質問との関連についての(1)、伊良部島診療所についてお答えします。

医療法人徳洲会が運営する伊良部島診療所については、医師の確保が困難であること等の理由により、令和5年6月以降、診療日が週6日から週2日に縮小しております。医療法人徳洲会によりますと、診療日の縮小に伴い、これまで同診療所で受診していた一部の患者に対しては宮古島の医療機関を紹介するなど、必要な対応を行っているとのことであります。

県としましても、伊良部島診療所の縮小による影響を注視しながら、地元の関係者と連携して、今後の対応を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 我が党の代表質問との関連についての中の(2)、介護医療院についてお答えいたします。

介護医療院は、慢性期の医療機能やみとり、ターミナルケア機能と入浴、食事、排せつ等の介護を一体的に提供する介護保険施設です。現在、県内に6か所設置され、離島圏域は未設置であります。地域の意見も踏まえ、第8期沖縄県高齢者保健福祉計画において、宮古・八重山圏域、おのおのについて定員48人分の整備を計画しております。設置につきましては、同計画に基づき、開設候補者の公募を行い、選定委員会の審査を経て、整備を行うこととなっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時51分休憩

午後2時52分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○島尻 忠明君 御答弁ありがとうございました。

まず最初に確認をいたします。今回の那覇港港湾計画の改訂、これ、いろんな関係各位の皆さん、そして関係省庁も含めて全関係者が賛同したということで理解してよろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時52分休憩

午後2時52分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) お答えいたします。

那覇港の港湾計画改訂に当たりましては、那覇港地方港湾審議会等、関係機関での審議を経まして、改訂されているものというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 それでは、漁業組合関係も、そして県内のいろんな団体も賛同しているということですので、しっかりと沖縄県として、この改訂の内容の実現に向けて前向きに、これからも引き続きこの政策を進めていくことで理解をしてよろしいですか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 那覇港管理組合において那覇港の整備推進が今後図られていくものと考えておりますが、県としましても、組合と連携いたしまして整備推進に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時54分休憩

午後2時54分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

島尻忠明君。

○島尻 忠明君 これまで改訂が進まない中で、私も議会のたびに取り上げさせていただきましたが、港湾計画改訂を見て、そして代替施設についても4月20日に、答弁がありましたように、日米合同委員会でも合意をされております。

この件を踏まえまして、この質問もさせていただきましたが、関係者の皆さんが一番懸念しているのは、やはりその現場で働く皆さんの安全性がなかなか厳しいと。建屋についても、1972年の復帰頃からできたものがたくさんありまして、1号から6号といろいろ示しているものもありますが、その辺、これからその箇所についての対応はどのように考えているのか。あと、船の大型化に伴ってRORO船のこのバースが今、予定をされていると思いますが、その辺についても計画をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) お答えをいたします。

那覇港管理組合によりますと、老朽化が顕著な港湾

施設につきましては、安全性の確保とともに既存施設の延命化等を計画的に実施していくとこのことであります。また、船舶の大型化に対応する岸壁、埠頭用地などについても、鋭意、整備に取り組むというふうに聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 部長、要請書の中には、どういうふうになるか——県の説明がないものですから、今そこで事業をしている皆さんがその老朽化をどれだけ修繕をすればいいのか、いろんな予算立て等々も厳しいものですから、その計画についても早めに示してほしいというのがあるんですよ。その件についてお答えをいただきたいと思っております。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時56分休憩

午後2時56分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) お答えをいたします。

那覇港管理組合におきまして、港湾利用者等の御意見も参考にしながら整備計画を策定していかれるものと認識をしております。

県としましても、組合と一体となって整備に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 部長、もう方針は決まったんですから、確かに、いろんなこれから積み上げていくのはあると思っておりますよ。ずっと待っているんですよ、老朽化の中で。それで、こんな移転の時期とかいろんなのも相談していると思うんですけど、なかなかこの期に及んでもしっかりと返答がないということですので、やっぱり県が主導して、何とかその事業者にも——厳しい環境の中で今働いているわけですから、その辺を受けての答弁をいただきたいと思っております。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 港湾の利用状況につきまして、様々な御意見はあろうかと存じます。

県としましても、那覇港管理組合とともにそのような意見を整備に反映できるよう、連携して取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時58分休憩

午後2時58分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

島尻忠明君。

○島尻 忠明君 ぜひ早めに、こういういろんな要望を出している皆さんにも、しっかり応えていただきたいと思っております。

次は、那覇港湾施設の移設なんですけれども、那覇港湾移設、代替移設という話をするんですけど、浦添軍港という公用語がないんですが、これどういう意味ですか。どこに浦添軍港というのがあるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 浦添軍港というものは、我々は使っていないというふうに考えていますが……。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時59分休憩

午後2時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 先日の質問の際に浦添軍港という質問通告がございまして、通告にありましたそのとおりを答弁の中で読み上げたということでございますが、那覇港の港湾計画等におきましては、浦添軍港という表現は使われていないというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 そこが問題なんです。確かに議員はいろんな質問をしますので、いろんな思いがあると思います。ただ、議会の場ですからね、港湾計画改訂でも一言も浦添軍港、浦添新軍港なんてありませんよ。答弁すること自体、私はおかしいと思うんですけど、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 答弁に際しまして、どの質問に対するものであるかを明確にするために、質問通告どおりの大項目を読み上げたというところでございます。繰り返しになりますが、浦添軍港という表現は、港湾計画の中では用いられておりません。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時0分休憩

午後3時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

島尻忠明君。

○島尻 忠明君 私が申し上げたいのは、別にこれはお互い、質問者がそれはいろんな思いがあるから、それは別に私は何も申ししておりません。ただ、こういう

議会の場で言い方があるじゃないですか、いろいろ。だから、そういうふうに公用語みたいに使われると、これ20年来の港湾計画改訂ですよ。その辺がいかかなものかということを知っているんです。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 繰り返しになりますが、答弁に際し、どの質問であるかを明確にするためにそのまま読み上げたものでございますが、浦添軍港との表現は、那覇港の港湾計画では用いられておりません。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 それでは再度聞きます。

日米合同委員会でも、4月20日に那覇港湾施設代替施設についても合意をいたしております。しっかりとそれを受けて県としても作業に取り組んでいくということで私は理解をしておりますが、それでよろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時2分休憩

午後3時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） お答えいたします。

現在的那覇港湾施設は、那覇港に隣接し、那覇空港にも近く産業振興の用地として極めて開発効果の高い地域となっており、基地負担の軽減と産業振興の観点から早期の返還が必要であると考えております。

県としましては、これまでの経緯を踏まえつつ、引き続き那覇港湾施設移設に関する協議会の枠組の中で取組を進めることが重要だと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 そうですね、現那覇港湾施設もまた次なるいろんな計画がありますので、早めに進めていくことがいいのかというふうに思っております。

次の質問に移ります。

浦添第一防波堤の整備の件ですが、これはいろんな港湾事業者からも要望があります。なぜかと申しますと、これから我々浦添市の自主事業、交流・賑わい空間も含めて、やはり防波堤がしっかり整備できないことには、なかなか工事とかいろんな面で厳しいところがあるものですから、今、静穏度調査とかいろんな調査がなされていると思うんですけど、そういう意味からも早期に整備をしていただきたい。そして、この防波堤を整備していくことで、これから始まるいろんな

事業、それにはどうしても作業船、やっぱり台風時の避難、あるいはまた工事船をそこで待機させるとか、そういった意味でこの浦添の12号岸壁というのは大変大きなウエートを占めるというふうに思っております。

我々が浦添市議会、そしてまたいろんな皆さんと上京した際にも、国交省さんにも要請をさせていただきました。しっかりとその辺を含めて前向きに行きたいというお話をしておりましたが、県として、こういったいろいろなものを加味して、この12号岸壁の重要性についてはどのように考えておりますか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時4分休憩

午後3時5分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) お答えいたします。

浦添埠頭12号岸壁の整備の重要性については、認識をしているところでございますが、那覇港管理組合によりますと、国や関係構成団体と調整しながら整備については検討を行っていくというふうに聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 先ほどから答弁を聞いておりますが、全くやる気がなくて、検討します、検討します、那覇港湾で……。主体的になるのは県ですよ。もうちょっとしっかり主体性を持って答弁していただきたいと思います。もう一度答弁をいただきたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 那覇港は那覇港管理組合の管理となっております。

県としましては、構成団体の一員として必要な調整等を連携して取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 ぜひやっぱり、製作ヤード等とかいろんな意味で、どうしてもこの12号岸壁というのは必要になりますので、その重要性もしっかりと鑑みて対応していただきたいと思っております。そして、せんだって第2クルーズバースが完成を見ておまして、この港湾計画改訂で3番目のクルーズバースも予定をして、RORO船とか予定をしておりますが、その第2クルーズバースの今バックヤードというんです

か、ターミナル等々がまだ整備されておられません、その辺の状況をお答えいただけませんか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) お答えいたします。

那覇港管理組合によりますと、第2クルーズバースのターミナルビル整備に向けまして、連携船社との協定締結に向けた交渉を鋭意行っているというふうに聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時7分休憩

午後3時7分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○土木建築部長(前川智宏君) 繰り返しになりますが、ターミナルビルの整備に向け、連携船社との協定締結に向け、交渉を行っているというところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 その船社名とかは、公表は厳しいですか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時7分休憩

午後3時7分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 連携船社につきましては、MSCクルーズ社及びロイヤル・カリビアン・クルーズ社でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 我々も、せんだって港湾議会ではいろんな先進地を視察させていただきました。今おっしゃった2社も世界的にいろんな、大きなウエートを占める会社です、しっかりと連帯をしていただきたいというふうに思っております。

次に、この港湾計画改訂で、もし答弁できるならば、海上保安庁の岸壁も港湾計画の改訂作業に入っておりますが、どのようなものになっているか、分かるように答弁いただきたいと思っております。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時8分休憩

午後3時8分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 海上保安庁関連の岸壁等につきまして、港湾計画に位置づけられているところまでは認識をしておりますが、申し訳ござ

いません、詳細につきましては、手元に資料がございませんのでお答えしかねるところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時9分休憩

午後3時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

島尻忠明君。

○島尻 忠明君 観光行政についてでございますが、知事からも答弁がありましたように、今回、我が沖縄県を含む11の地域がモデル地域として指定されました。このモデル地域を受けるに当たって、県としてどのようなプロセス——どういうふう提案をして、どういったモデル地域としてしっかりと世界に発信をしていくのか、どのようなことを踏まえて申請をして、そして採択を受けたのか、答弁をいただきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 観光庁では、今後の本格的なインバウンド回復を見据え、高付加価値旅行者の地方誘客を促進するために、令和4年5月に地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプランを策定したところです。このアクションプランに基づき、観光庁が集中的な支援を実施するモデル観光地の公募が令和4年8月に行われ、沖縄県では、ヤンバル地域の民間事業者で構成されるやんばる高付加価値観光地づくり民間推進準備チームというものが組織されまして、そのチームにおいて申請を行い、令和5年3月に選定されたところです。長くなりますが、その申請内容として、世界自然遺産を中心としたヤンバル地域において、長く引き継がれた固有の精神性や全ての生命の調和・再生を表す生き方や環境に触れ、生命や身体が持つ力を引き出す旅をテーマに自分を取り戻す、自分に返る旅をコンセプトに申請したものとなっております。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 確かにいろいろと今説明がありましたが、沖縄観光で今最もどういった——要するに、海も空もいろんな自然もありますが、今どういったものがありますかということで私が観光庁に行ったときに話をしたら、パワースポットとかスピリチュアル、何かそういった精神的なものが沖縄に結構あるんじゃないかと言われて、それもしっかりと、この採択の中で生かしていくというのではないかとお話があったんですけど、41市町村、いろんなそういうところがあると思うんですが、皆さん、その辺についてはどのように

把握をしているのか、また考えているのか、お聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 沖縄県では、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成を目指して、沖縄のソフトパワーを生かしたツーリズムの推進を行っているところです。その中で、心身の健康を希求するウエルネスや癒やし等、沖縄の精神性を観光資源とした取組についても推進しているところであります。一例としましては、令和4年度の沖縄観光コンテンツ開発支援事業で、南城市の観光協会に対しまして、世界文化遺産・斎場御嶽を活用した早朝——朝の参拝コンテンツ、このコンテンツの磨き上げなどについて支援を行ったところです。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 大変いいことです。

部長、浦添グスクから太平洋側に久高島が望めるのは御存じですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時13分休憩

午後3時14分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 浦添グスクは何度か訪れたことがあります。浦添ようどれの近くではないかと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 浦添グスクでは1年に1度、冬至の日に久高島から朝日が昇るのを見ることができるとです。この冬至は、浦添グスクにとっては大変大事な日です。その冬至の日には、グスクの入口のアーチ門から太陽の光が差し込み輝く、本当に素晴らしい輝きをもって上がってきます。冬至に太陽が生まれ変わると信じられていた時代、この日の太陽はまさに正月、初日の出、若ティードとして大切にされてきたと言われております。アーチ門は、冬至の日の朝日がちょうどアーチ門の位置に来ることを計算して造られております。そして、その先にワカリジーというのがあるんですけど、そこの上を通り、ここから朝日が生まれてくるかのように見えて、このワカリジーは大きな岩でありますので、誤差がその間を通して——誤差の余裕があるため、自然の地形にうまく一致して、すごく素晴らしい場所があるんです。まあパワースポット、ウエルネスとかそういうもので、今大事にされてきたわけでありまして。そして、その隣には高台——

前田のハクソー・リッジですか、以前に映画化された場所もありまして、私はぜひ、この浦添の地位あるこの文化も今回採択を受けた中で何とか発信できないのかと思いますが、部長のお考えをお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 議員から今、御紹介のありましたように、沖縄観光が持つ本質的な価値を最大限活用し、沖縄でしか体験できないツーリズムなどを世界に発信することによって、インバウンドを含めた富裕層の呼び込みに活用できると思っておりますので、そういった沖縄ならではの資源を磨き上げることについて地元の観光協会、市町村等と連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 昔はこの時期には、察度王時代は1321年から1395年の時代、冬至祭が行われていたということですが、今現在、これ浦添ガイドの皆さんが、平成27年まで一生懸命取り組んでまいりましたが、今ちょっと行われておりません。いろんな意味でも、ぜひ採択を機に、こういうものも何とか沖縄県の一つの文化・伝統、この行事のときには歌ったり、三味線を弾いたり、またみんなで若い人たちも勇壮なエイサーをしたり、いろんな文化・伝統を披露しておりました。今はなくなって大変寂しく思いますので、その辺もぜひ復活させるために、ぜひこの採択を受けての中に入れていただけますよう要望いたしますが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 採択後、国の派遣していただく専門人材の助言等をいただきながら、関係事業者、関係市町村と具体的な基本構想であるとか、計画を策定することとなっておりますので、今言った提案も含めまして、今年度具体的な取組内容について検討していきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 浦添グスクと先ほど答弁のあった斎場御嶽ですか、その辺からしかこの久高島のいろんなものが、幻想的なものがないというふうに聞いておりますので、ぜひ御検討お願いいたします。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時19分休憩

午後3時19分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○島尻 忠明君 離島の医療の問題ですけど、確かに

伊良部島は今、橋が架かって、いろいろと診療所の要件等々も変わってきていると思いますが、せんだっての台風2号のときには橋が封鎖されまして、医療関係が大変厳しい状況がありました。やはり皆さん、誰一人取り残さない、離島の発展あつての云々と言っておりますが、こういう台風のときには、やっぱり警察、もちろん行政、消防、病院。えてしてこういう大変なときにけがをしたり、いろんなのが出てくるんですよ。その辺については、この台風2号を受けて現状をどのように思っておりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

病院とか診療所は、原則として管理者が常勤しているというところが国のほうで定められていて、ただし、僻地とか医師少数区域——医師の確保が非常に困難な場所では、例外的にそれを緩和するという通知がありました。今日答弁をさせていただきました伊良部島はそれには該当しないというところが今の状況となっております。ただ、議員御指摘のように、様々な天候による不便等もありますけれども、今般、厚労省のほうから規制改革の一環として、オンライン診療を離島で認めてもいいというふうな新たな通知がこの5月に出しております。僻地等において、特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所開設を認めるということで、これは指定離島である伊良部島においても適用されるということが分かっておりますので、こういう新たな技術を使って可能になるということ、また関係者の皆様と意見交換を進めていきたいというふうに今考えているところです。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後3時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

島尻忠明君。

○島尻 忠明君 この皆さんの答弁の中で、やはり病院にいて慢性的な病気とかある場合は、この新しい介護施設の下でできると答弁がありました。まさに離島ほど高齢化で、ほとんど慢性化している方が多いんです。離島においてこの施設は最も大事だと思いますが、その辺、最後に、もし離島から申請がありましたら、しっかり検討できるということによろしいでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 先ほど答弁をさせていただいたとおり、現在、宮古・八重山地区

には介護医療院は設置がされていないという状況でございます。高齢者保健福祉計画に基づきまして、今現在、八重山地域につきましては、開設希望者を公募しているところでございます。公募を受けて、整備に向けて取り組んでいくということになります。宮古地区につきましては、今、計画の中では48名ということで計上はしているんですけども、介護療養型医療施設からの転換を、介護医療院への転換を予定しておりますけれども、この計画が変更になったということで、今現在、宮古地区では具体の計画はないというところでございます。

以上です。

○島尻 忠明君 ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 こんにちは。

沖縄・自民党会派の仲里全孝です。

一般質問を行います。

まず、我が党関連からお願いしたいと思います。

石原朝子議員の久辺3区との対話について、5月19日、玉城デニー知事が直接久辺3区へ出向いて意見交換をしました。高く評価したいと思います。基地問題解決の一步前進になったのではないかと思います。そこで何点かちょっと確認させてください。目的については、先ほど答弁もらいました。議事の内容を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 今回の意見交換では、辺野古新基地建設計画や、あるいは基地から派生する騒音被害などの基地負担の現状、あるいは県道13号線や農業集落排水などの生活環境の整備に関する要望等について久辺3区の皆様と知事がお互いの考え方を率直に述べ合い、幅広く意見交換を行ったというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 私、前回は皆さんに要望いたしました。この内容、議事録は公開できますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 議事概要につきましては、参加者の了解が得られれば公表したいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 それも含めて公開できますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時26分休憩

午後3時26分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 繰り返しになります。前回の議事概要も含めまして今確認中ですので、了解が得られましたら公開したいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 これは了解というのは、久辺3区の了解ということですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 参加者の確認が必要かと思われまので、その確認ということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 知事部局と久辺3区の皆さん、区長の皆さんが参加されているわけです。皆さんが今私に答弁しているのは、久辺3区の理解が得られれば公開するということですかということなんです。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 久辺3区の参加された皆様の確認が取れば、公開をするということです。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 ちょっと確認させてください。会議の中で代替施設に対して久辺3区の考え方、辺野古暫定基地に対しての久辺3区の考え方を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） この会議の中で、この施設についての発言としては、概要ですけれども、普天間飛行場の辺野古移設について、SACO合意から27年もの長きにわたり区民が賛成と反対に二分される状況が続いているとか、あるいは質問として、埋立変更不承認処分に関する最高裁の判決が出た場合、知事は最高裁判決に従う考えがあるのかというような話、あるいは普天間飛行場の代替施設の建設事業に関する県の考え方、あるいは県が代替施設を辺野古新基地と呼ぶ理由等の確認というのがあったということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 その対話の中で、意見交換の中で、皆さんのほうから引き続き辺野古新基地建設断念の話も出していますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） お答えいたします。

知事から、普天間飛行場の代替施設については、弾薬搭載エリアだとか係船機能付護岸、あるいは2本の滑走路の新設など、現在の普天間飛行場にはない異な

る機能を備えるものであるということと、沖縄の基地負担の軽減にはつながらないと考えていること、あるいは環境問題について様々な問題がある等説明をしたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 皆さんの答弁の中で、久辺3区から総理解を得たと、ある答弁がありました。内容を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時30分休憩

午後3時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 先ほど答弁いたしました知事から普天間——辺野古新基地の建設について県が反対する理由等を説明させていただいたところ、久辺3区の代表の皆様からは特に反論というようなものはないことから、県が辺野古新基地建設に反対する理由については、ある一定程度の理解は得られたものではないかというふうに理解しているというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 先ほどは、総合的な理解を得た、今回一定的な理解を得たと言っているんだけど、中身は何ですか。理解を得た中身は。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 県が総合的な理解というふうに発言したかどうかというのは、ちょっと今のところ私の記憶が定かではないんですけれども、今言っているように普天間——辺野古新基地建設について、知事から県が反対する理由等について久辺3区の皆様丁寧に説明をしたというところで、先方からは特に反論というか意見というのがなかったというところから、ある程度、一定程度の理解は得られたのではないかというふうに認識しているというところがございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 私も説明したのは分かっているんですよ。中身が分からないものですから。何を得たのか。皆さんが説明したのは、新聞報道等で確認取れました。中身が分からないんです。県は国と名護市と連携を取りながら、振興策に取り組んでいくと。この振興策の内容を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） お答えいたします。

去る2月に、前知事公室長が——私も一緒に行った

んですけれども、久辺3区の皆様と意見交換をした際に、県道13号線の整備の問題、あるいは農業集落排水整備の問題について要望等がございました。それについて、今回の知事との意見交換においては、担当の部局にも来てもらってその進捗状況を説明したというところで、引き続き、その地域の振興について取り組むという説明をしたというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 知事公室長、今説明した集落排水事業、農道、これ振興策ですか。久辺3区は特別なところですよ。わざわざ知事が出向いて、意見交換をして、基地問題を解決しようと。今話しているのは、土木建築部のほうでやるべきものじゃないですか。わざわざ、これ国と連携するようなものではないですよ。皆さんがやろうとしているのは行政サービス。どの自治体でもやっています。行政サービスのことですよ。振興策って何ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時35分休憩

午後3時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 県としては、地域の振興に取り組むということで答弁させていただいているというふうに理解しておりますが……。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 それは、知事公室が答弁するようなものじゃない。プロの土木建築部が答弁するようなものですよ。皆さんが今、知事公室で取り組んでいるのは、久辺3区に特化した新しい振興策のことですよ。知事が思うのはそうですよ。特別なところ。そうじゃないですか、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 繰り返しになって恐縮なんですけれども、2月に前知事公室長が久辺3区を訪れて意見交換をした際に、県道13号線や集落排水施設についての意見、要望等があったため、今回説明させていただいたというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 そういう集落排水事業、環境整備、護岸整備。私の自治体にも知事が出向いてそんな話しますか。久辺3区は特別なところだから知事が行くんですよ。国と名護市と連携取って何するのか。皆さん持っているんでしょう、腹案を。その話をしたはずなんです。知事、ぜひ前向きに取り組んでください。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 繰り返し答弁するようで申し訳ございませんが、この議員御意見の集落排水事業、それから県道13号線の整備、それから避難橋の整備に係る保安林の解消、これは地元から要望を受けているもので、こちらからこれをやりましようと言ったことではありません。2月にせんだって話をさせていただいたときに、いただいたその要請に対して部局からもお答えをするために同行させました。そして私からは、辺野古の新基地建設に関して、県がどのようなことで反対をするのかということも、先ほど公室長から答弁させていただきましたし、そのことについては3区の皆さん方から、特に御意見はなかったということでございます。

ただ、地域の振興は、特別な場所かどうかということとは別にして、やはりどこに住んでいても暮らしやすい環境を整備していく、整えていくというのは、行政サービスの基本中の基本だと思いますので、それを国、県、名護市と分担してやりましようということでお話をさせていただきました。なお、国が取り組む要望事項としては、高専裏のヘリパッドの騒音の問題や低空飛行の問題で、非常に住民に不満・不安があるということでしたので、そういうことについても、では県から国に対してヘリパッドの使用をしないようにというようなことも含めて取り組んでいきたいと思えますという話もさせていただきました。ですから、国がやるべきこと、県がやること、名護市がやることというように我々も努力していきたいという、そういうお話の内容で意見交換をさせていただいております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 この要望事項、これまで名護市あるいは久辺3区から要望はなかったですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時39分休憩

午後3時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） それぞれの担当部局については、要望はあったらと思います。ただ公室が行きましたのは2月が最初なので、そのときにお伺いしたということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 それぞれの担当部局には要望があった。しかし私のところにはない。はあ、そうか。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時40分休憩

午後3時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲里 全孝君 次に1、道路整備マネジメントについて、観光立県である沖縄県において、地域振興の観点から、移動の大半を担う道路の果たすべき役割は大きく、那覇空港や離島を含む主要港湾、主要観光拠点へのアクセス性向上などに向け道路整備は重要な要素となっています。下記のとおり道路マネジメントについて知事の考えを伺う。

(1)、老朽化が進んでいる標識・車線の更新・補修・取替え状況を伺う。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 道路マネジメントについての標識・区画線修繕についてお答えいたします。

県では、道路標識や区画線などの道路施設について、日常の道路パトロールなどにより劣化状況や修繕箇所の把握を行っており、令和4年度は、道路標識4基、区画線約25キロメートルの修繕を実施しております。道路施設の修繕については、劣化状況等を勘案し、優先度が高い箇所から順次実施しております。引き続き、道路の適正な維持管理に努めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 （パネルを提示） 部長、これ私2週間前に国道329号で——委員会でも区画線に関しては、いろんな意見が出ました。ああ、着工したんだなと思ってたんですけども、ここが終わったら、またこの2週間やっていないんですよ。これどういう工程で、いつ完了するんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時42分休憩

午後3時42分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 議員御指摘の今御提示のあった箇所は国道329号と認識しておりますが、直轄国道の国管理区間の部分でございまして、詳細については把握していないところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 国が進めているから把握していない。この国道に沖縄県の区画線ってないですか。国道の中に、沖縄県が区画線を引くべきものはないんですか。先ほど、もう着工しているっていう話が出ていたじゃないですか。どこですか、それは。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時43分休憩

午後3時44分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) まず、国道の管理についてでございますが、直轄国道の区間になっている区間については、その管理は国が行っておりまして、直轄国道の中に県が区画線を引くということは、原則としてはございません。それから、実施しているところはどこかというところでございますけれども、県管理の国頭東線ですとか、名護宜野座線等において実施をしているところでございます。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 部長、これ、まず全道路、県で管理すべきよ。国で管理すべきもの、道路、それは我々も分かっているんです。全面的に調査してほしい。この部分、一部白線を取り替えた。じゃ、この部分はどうするんですか。まだまだこれ改善するところがあるんです。ぜひ調査してくださいよ、専門家も依頼して。どうですか部長。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 県管理の道路につきましては、日常の道路パトロールなどにより、劣化状況や修繕箇所の把握を行っているところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 専門家に調査させてくださいって言うんですけど、どうですか。国と調整すればいいんじゃないですか、皆さん。やらないんですか。調整しないんですか。どうですか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 議員御指摘の箇所につきまして、どのような問題があるかについては確認をさせていただきます。

○仲里 全孝君 休憩。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時46分休憩

午後3時46分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

仲里全孝君。

○仲里 全孝君 (パネルを掲示) これですね、標識の問題も取り上げております。これも二、三年前からそのままです。その進捗状況はどうなっていますか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 標識を含めます道路施設の修繕につきましては、劣化状況等を勘察しまして優先度が高い箇所から順次実施している状況でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 部長、これも、ごく一部。私これ、沖縄県に訪れている観光客から依頼受けたんですよ。観光客から。実際そこに行ってみたら、そういう状況。これ私だけで3か所確認取れています。これ皆さんのほうでも、調査終えているんですかね。確認取れていますか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 標識を含めます道路施設につきましては、日常の道路パトロール等によりまして、対策の必要な箇所の把握に努めているところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 対策に努めているのは分かっているんですけれども、ぜひ改善してください。よろしくお願いします。

休憩してください。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時48分休憩

午後3時48分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○仲里 全孝君 (パネルを掲示) これ、植栽管理。これも329号なんですけれども、家畜運搬車が——本当に農家の方からいろんな要望が来ているんですよ。この植栽管理って、どういうふう管理しているんですか。進捗状況をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 県管理道路におきまして、道路のり面から車道に伸びた雑木等につきましては、車両通行の支障となる箇所や交通量が多い箇所の剪定を優先に実施しております。

○議長(赤嶺 昇君) 仲里全孝君。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時49分休憩

午後3時50分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○仲里 全孝君 (パネルを掲示) これ、うるま市の石川、まあ隣部落ですから私の。きれいに剪定されているんですよ。これ何でうるま市はされて、ヤンバルのほうはされてないのかなと。これどういう工程になっているのかと思って。329号に来ると、沖縄市のほうも全然されていないんです。そして58号に行く

と、ずっと全然されていない。これどういうふう管理されているのか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 議員御指摘の箇所は、先ほど申し上げました直轄国道の区間であると思われませんが、県管理道路におきましては、車両通行の支障となる箇所や交通量が多い箇所の剪定等を優先的に実施しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 なぜここが優先なんですか、先なんですか。今、優先順位があるって言っているんですよ。なぜここが先なのか、ここ。だからその辺、私もちょっと工程管理とか皆さんの植栽管理とか、どういうふうになっているのかと思って。これ優先じゃないですよ。むしろ58号のほうがあるいは沖縄市のほうが、まだ優先順位高いんじゃないかと思えます。ずっと329号をヤンバルに行ったら、その辺が優先順位が高いと思えます——まあ、石川も大事だけど。だからその辺、部長、調査して、やっぱり問題解決の対策を講じてください。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時52分休憩

午後3時52分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲里 全孝君 （パネルを掲示） まず、国道329号から屋嘉インターチェンジに向けて、県道88号線へのアクセス道路の延長工事（金武町60号線使用）の進捗状況を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 道路整備マネジメントのうちの国道329号から屋嘉インターチェンジへの道路整備についてお答えをいたします。

国道329号から屋嘉インターチェンジへのアクセスにつきましては、金武町道屋嘉60号線を経由する状況となっております。新たな道路整備の必要性につきましては、金武町と意見交換を行いながら、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 これ今、金武町と意見交換は進めているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 金武町と意見交換を行いながら、必要性について検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 私が言っているのは、町から要望等とかあって、これもう進めているんですか、それともこれからやるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 当該道路の整備についての要望については既に受けておりまして、現在、町と意見交換を行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 その内容を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 整備の必要性等も含めまして、意見交換を行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 部長、これおかしいよ。だってこれ県の道路なのに町道を使っているでしょう。以前の皆さんが計画していたものと違うんですよ。それ調べてみたら、インターチェンジが供用開始してから、もう35年たっている。ずっとそのまま。何回も何回も、県のほうに格上げしてくれないかと要望は出ていると思うんです。ぜひ前向きに取り組んでください。

休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時55分休憩

午後3時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲里 全孝君 次に、同じく国道329号の金武町付近県道104号線へのスマートインターチェンジ設置の要望があるが、進捗状況を伺う。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 道路整備マネジメントについての金武町付近へのスマートインターチェンジの設置要望についてお答えいたします。

金武町付近へのスマートインターチェンジの設置要望につきましては、接続する路線が県道104号線と想定され、米軍施設用地の使用等に関する協議が伴うことから、慎重に検討する必要があると考えております。今後、整備の必要性も含め、関係機関と意見交換を行っていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 これちょっと私も確認しました。西日本高速道路株式会社との調整はどういうふうになっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時56分休憩

午後3時56分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 本スマートインターチェンジの整備の必要性について、今意見交換を行っているところでございますが、NEXCOとの調整については、現在、具体的にはまだ進んでいないという状況でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 進んでいない。公の場で、西日本高速道路株式会社は、沖縄県が許可すればいつでも協力できますと、そう言っているんです。これボールはどこが持っているのか。スマートインターチェンジを設置するこの許可はどこがするんですか。設置許可を下ろすのは。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 沖縄自動車道への接続の許可につきましては、NEXCOにおいて許可がなされるものという認識でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 これは、沖縄県は一切関わらないと、そういう認識でいいんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時57分休憩

午後3時58分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 追加のインターチェンジ等につきましては、追加を希望する道路管理者からNEXCOに対して調整をし、必要性について認められた後には接続許可等の申請を行うというところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 部長、県は関わらないんですかと聞いているんですよ。県は要らないんですか。これ町と西日本高速道路株式会社で調整すればいいんですかと、県は関わらないんですかと聞いているんですよ。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 沖縄自動車道に接続を申請する道路管理者とNEXCOにおいて協議がなされるものという認識でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 ということは、県は関わらないということですか。私が言っているのは、関わりありますか、ないんですかって聞いているんですよ。何で、関わらないんですか、あるんですかって。ありますよ、

ないんですよ。そう答えているんですよ、公の場で私に。県が許可をすれば、我々も協力して設置に向けて考えていきますと。皆さん前向きな考え方じゃないんですか。県が許可をするんじゃないんですか、違うんですか。全く関わらないんですか。ないんですかって聞いているんですよ。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 繰り返しになりますが、接続を希望する道路管理者がNEXCOに対して申請をする。したがって、その接続を希望する道路が県道の場合は県が、市町村道の場合は市町村がということで協議がなされるものという認識でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 部長、何をおっしゃる。皆さんが1週間前にハシゴ道路計画——我々受けましたよ、説明。そこで104号線の中に、このインターチェンジが明記されているんです。副知事、何か意見ないですか。お願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 池田副知事。

○副知事(池田竹州君) 先ほど来——道路管理者が県であるか市町村であるかによって変わってきます。当然、県道であれば県のほうが責任を持ってやるという形で、先ほど部長が答弁しているように、米軍基地の部分もでございます。それで、調整には協議がかなり必要だということで、今慎重に検討するという状況かと思えます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 最後に確認します。県道104号線は県道ですか、国道ですか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 県管理の県道でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 県道だったら皆さん、調整してくださいよ。県で関わるんだったら県でやりますと。私これ通告しているんです、皆さんに。104号線にスマートインターチェンジ、アクセスできますか、できないんですかって通告しています。もっと前向きな答弁するかと思ったら、残念だね。

議長。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後4時1分休憩

午後4時1分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○仲里 全孝君 次に移りたいと思います。

2、離島振興について。

離島振興なくして沖縄の振興なしという考えの下、新たな離島振興計画に基づき、持続可能な離島コミュニティの形成を基本方向とし、社会・経済・環境が調和する持続可能な海洋島嶼圏の形成に向け取り組んでいくということですが、下記のとおり知事の考え方を伺う。

(1)、伊平屋・伊是名架橋、伊平屋空港整備の進捗状況を伺う。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 離島振興についてのうち、伊平屋・伊是名架橋と伊平屋空港整備事業についてお答えいたします。

伊平屋・伊是名架橋の整備については、多くの課題が明らかとなっており、建設工事費の縮減等について、調査・研究に取り組んでおります。現在、建設工事費の精度向上を目的に、架橋検討位置の水深を把握するための深淺測量及び具志川島の海域において土質ボーリング調査を実施しているところであります。引き続き、課題の解決に向けて鋭意調査を進めてまいります。

伊平屋空港については、航空会社の意向取付けや需要予測、費用対効果の確保など事業化の課題解決に向け、伊平屋村、伊是名村と連携して早期事業化に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 部長、これまで調査・研究に取り組んでいると。これ改めて、事業採択のめどはいつ頃になりますか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 現時点におきましては、事業化に向けての調査を進めておりますが、事業化の具体的な時期については、明確に現時点でお答えできるところではございません。

○議長(赤嶺 昇君) 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 めどがつかない。これ、調査・研究しているってどれぐらいかかりますか。調査・研究、あとどれぐらいかかりますか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後4時4分休憩

午後4時4分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 現在、環境調査や土質調査などの結果を踏まえまして検討しております

が、おおむね3年を目途に、何らかの事業化についての結果をお示しすることができればと現時点では考えているところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 次に移ります。

老朽化が進んでいる伊平屋村離島振興総合センター建て替えの早期実現についてお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(金城 敦君) お答えいたします。

伊平屋村離島振興総合センターは、昭和57年度に当時の沖縄開発庁の離島振興総合センター整備事業により整備されております。

県としましては、今後、当該センター整備の経緯や施設の状態を早期に把握するとともに、対応策について村や関係機関と意見交換を行っていきたく考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 部長、ぜひ現場行って——建物見たらコンクリートのひびが入っていて、もう今にも腐食しようという、そういった建物になっているんです。これも含めて、先日、伊江島で村長交えて玉城デニー知事の伊江島空港現場踏査に安心され、島の皆さんは大変喜んでいました。

ぜひ知事、伊是名・伊平屋、架橋も含めて、意見交換の場を設置してもらえないですか。知事、よろしくお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 伊平屋・伊是名島、架橋、空港、それぞれ島の皆さんの要望と、そして現状、今部局のほうで進めている状況なども確認しながら、鋭意その意見交換もまた取り組んでいきたいと思えます。

○仲里 全孝君 ありがとうございます。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後4時7分休憩

午後4時30分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

休憩前に引き続き、質問及び質疑を行います。

大浜一郎君。

[大浜一郎君登壇]

○大浜 一郎君 ケーラネーラ プガリードゥネーラ。皆さん、プガリっているかね。

知事の政治姿勢について、通告に従ってやりたいと思えます。

(1)、地域外交室について。

ア、地域外交室の基本方針及び展開する具体的施策

について。

イ、7月の知事訪中時に中国政府へ度重なる沖縄県尖閣諸島領海侵入、E E Z内のミサイル着弾等に対する嚴重抗議及び沖縄周辺の緊張緩和を問う必要性について。

(2)、習近平国家主席による「琉球」への言及に対する知事の評価について。

(3)、図上訓練を経て課題となった有事の際の離島住民保護への知事の認識と今後の対策について。

2、八重山地域の課題について。

(1)、リゾート施設を含むゴルフ場建設について。

ア、許認可等諸手続の進捗状況について。

(2)、県発注公共工事について。

ア、地元企業優先発注要請への対応について。

イ、分離・分割発注及び建設資材等実勢価格の採用、設備工事等の適正工期への配慮について。

ウ、空港アクセス道路の進捗状況について。

(3)、農業振興について。

ア、仕組み改定による農林水産物流通条件不利性解消事業において、農畜産物輸送実態への配慮等、生産者の懸念に対する対応について。

イ、和牛繁殖生産者が直面する子牛価格低迷と飼料高騰への県独自の支援拡大について。

ウ、新規就農者に対するスタートアップの支援拡充について。

(4)、水産業振興について。

ア、新規就業者の確保・定着に向けた支援拡充について。

イ、養殖事業推進における養殖施設整備、良質な種苗生産体制の充実について。

(5)、教育行政について。

ア、離島の児童生徒部活動島外派遣費の家計負担軽減への支援拡大について。

(6)、離島医療体制について。

ア、旧八重山病院跡地の利活用の現況計画について。

イ、八重山地区医療提供体制協議会開催以降の医療スタッフの充足状況について。

ウ、八重山地域における介護医療院整備の必要性について。

エ、急患搬送ヘリポートの設置計画の進捗状況について。

3、事業者のコロナ融資返済に伴う資金繰り対策について。

(1)、ゼロゼロ融資返済がピークを迎えるに当たり、事業者への迅速かつ具体的な支援体制について。

4、我が党の代表質問との関連について。

(1)、石原朝子議員の1の(1)、久辺3区の振興策について。

知事は県議会では、辺野古新基地と称して答弁をしております。久辺3区の皆さんとの対話では、普天間飛行場代替施設と発言をして対話をされていると。その理由をお伺いしたいと思います。

また、久辺3区の皆様との対話を継続すると発言されたが、どのような形でされていくのか。

また、国との連携、協調して対応する予定もお聞かせいただきたいと思います。

(2)、石原朝子議員の4の(3)、令和4年度沖縄子ども調査(高校生調査)の報告書について。

調査結果で、貧困世帯の割合が増加している。毎年計上されている貧困予算の費用対効果をどう分析しているかお伺いをします。

以上、答弁を聞いてまた再質問いたします。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 大浜一郎議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)、習主席の「琉球」への言及についてお答えいたします。

去る6月4日の人民日報において、北京郊外の歴史・文化施設を視察した習近平主席が、学芸員との会話の中で、琉球館や琉球人墓、久米三十六姓などに触れ、福州と琉球の縁が深かったことを知っていると発言したと報じられていることは承知をしております。習近平主席は、福建省長を務められた御経験を踏まえて福建省と沖縄県の交流の歴史に言及されるとともに、今後の交流発展に意欲を示されたものと受け止めています。

沖縄県としても、沖縄と中国福建省の長く深い交流の歴史を温めることが、これからの交流発展の礎にもなると考えております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 溜 政仁君登壇]

○知事公室長(溜 政仁君) 1、知事の政治姿勢についての中の(1)ア、地域外交室の基本方針及び展開する具体的施策についてお答えいたします。

県は、沖縄独自のソフトパワーと国際ネットワークを最大限に活用し、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に向けて積極的な役割を果たしていくことを目的として、本年4月に地域外交室を設置しました。地

域外交の推進に当たっては、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、国際交流・協力に関する取組を部局横断的に統括し、我が国の国際貢献の一翼を担い、沖縄ならではの地域外交を戦略的に展開することとしております。このため、今年度は、沖縄県地域外交基本方針（仮称）の策定や、沖縄型地域外交（仮称）に関する万国津梁会議の開催、庁内の推進体制の検討、平和を希求する「沖縄のこころ」の発信強化などに取り組んでまいります。

次に同じく1(1)のイ、中国政府への抗議等の必要性についてお答えいたします。

県は、尖閣諸島をめぐる問題や昨年8月に発生した中国の弾道ミサイルの沖縄近海への着弾について、我が国の漁船の安全操業の確保に向けた体制の強化や危険な軍事訓練を沖縄県周辺海域で今後行わないよう中国政府に強く申し入れること等を、繰り返し政府に要請してきたところであります。一方、7月の訪中につきましては、知事が日本国際貿易促進協会訪中団に参加するものであり、日中両国の経済・文化の交流を推進すること等を主な目的とするものであります。

同じく1(3)、離島住民保護への認識と今後の対策についてお答えいたします。

去る3月17日に実施した国民保護図上訓練は、特定の事態を想定したものではありませんが、住民避難を検討する際の一案として、先島地域の島外避難を想定し、市町村や国、指定公共機関等の関係機関と定期的な意見交換の場で検討・整理してきた内容を基に実施しております。離島地域における住民避難については、輸送力の最大化等、様々な課題があることから、県は引き続き意見交換等を通して、国、市町村、航空会社や船舶会社などの指定公共機関等の関係機関と緊密に連携してまいります。

次に2、八重山地域の課題についての中の(6)のエ、急患搬送ヘリポートの進捗についてお答えいたします。

県では、これまで整理した設置案3案を基に、令和4年度からは竹富町、与那国町、多良間村などの関係機関を加え、部局長レベルの職員が参加する会議に格上げし、協議を行っております。去る5月23日の会議において、各機関の希望案を確認したところ、八重山病院隣接地地上型案と病院敷地内かさ上げ型案の2案に支持表明があったほか、新たな案の検討を希望する意見もございました。

県としては、急患搬送体制確保の重要性に鑑み、合意可能な設置場所の条件整備に向け、石垣市をはじめとする地元関係機関と引き続き丁寧な調整に努めてま

いります。

次に4、我が党の代表質問との関連についての中の(1)、普天間飛行場代替施設との発言についてお答えいたします。

去る2月に、前知事公室長が久辺3区を訪問した際に、久辺3区の中には、普天間飛行場の危険性除去のために代替施設を受け入れるということで苦渋の選択をしたのであり、代替施設と言っているという意見などがあったことから、今回の意見交換では、普天間飛行場代替施設建設と表現しております。なお、県が辺野古新基地建設と呼ぶ理由については、知事から久辺3区の代表の皆様に対して丁寧に説明させていただいたところでございます。

同じく4(2)、今後の具体的な取組についてでございます。

今回の意見交換は、辺野古新基地建設計画や基地から派生する騒音被害などの基地負担の現状、県道13号線や農業集落排水などの生活環境の整備に関する要望等について、久辺3区の皆様と知事がお互いの考え方を率直に述べ合い、幅広く意見交換を行ったところであります。

県としては、辺野古新基地建設問題の解決及び基地負担の軽減を図るため、引き続き、日米両政府に対して訴えるとともに、名護市や地元と連携しながら、要望のあった地域の振興に取り組んでまいります。

次に、久辺3区との対話の継続性について御質問がございました。

今回の意見交換では、辺野古新基地建設計画や基地負担の現状、地域の振興に関する要望等について、久辺3区の皆様と知事がお互いに考え方を率直に述べ合うなど、幅広く意見交換を行ったところであります。

県としては、久辺3区との意見交換について様々な立場で継続していきたいと考えております。

以上になります。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 前門尚美さん登壇〕

○農林水産部長（前門尚美さん） 2、八重山地域の課題についての(1)のアの中のゴルフ場建設に係る農地転用許可申請の進捗状況についてお答えいたします。

石垣ゴルフリゾート計画に係る農地転用手続につきましては、個別案件であり回答は差し控えさせていただきますが、一般的に、農地転用審査に当たっては、周辺農地の営農条件に支障を来さないか、農地法以外の関係法令への対応状況など、農地法及び農地法関係

通知等により定められている各基準に照らし、適切に審査することとなります。

同じく(3)のアの農林水産物条件不利性解消事業の運用状況についてお答えいたします。

新たな事業では、補助対象品目の拡充、北部・離島市町村への補助事業の新設、加えて一次加工品の県内外への出荷補助を実施しております。課題としては、事業の目的や仕組みについて、生産者など関係者の理解と協力を得ること、離島市町村等と十分連携することが重要であると考えております。このため、令和4年度より関係市町村との協議会を立ち上げ、事業の運用改善に向けた検討等を進めております。

県としましては、引き続き生産者団体をはじめとする関係者の理解と協力が得られるよう、丁寧に対応してまいります。

同じく(3)のイの畜産農家における県独自の支援拡大についてお答えいたします。

本県では全国に比べ雌子牛の価格下落幅が大きいことから、県独自の支援策として、沖縄県畜産振興公社において県内の雌子牛平均価格が52万7000円を下回った場合、その差額の9割を補填する沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業を実施しております。県では、補填金を速やかに給付するため、平均価格の算定を四半期から月単位に変更することについて、沖縄県畜産振興公社等と調整を行っているところであります。また、畜産農家の飼料費負担を緩和するため、今議会においても、飼料価格高騰の追加支援に係る補正予算を提案しているところであります。

同じく(3)、ウの新規就農者に対するスタートアップ支援拡充についてお答えいたします。

県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、新規就農者を年間300名育成することを目標に、農業の担い手育成に取り組んでいるところであります。主な取組として、新規就農者支援事業による就農相談体制の整備や農業施設等の導入、新規畑人資金支援事業による就農準備資金や経営開始資金の給付等の支援を行っております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、新規就農者への支援に取り組んでまいります。

同じく(4)、アの新規漁業者の確保・定着に向けた支援拡充についてお答えいたします。

本県の新規漁業者数について、過去5年間で延べ613名であり、八重山地域においては116名と全体の約19%を占め、新規参入の多い地域となっております。県では、新規漁業者の確保・定着に向けた取組として、沖縄県地域漁業担い手確保・育成支援協議会等

において、国の漁業人材育成総合支援事業を活用した長期研修支援を実施しているところであります。また、水産業成長産業化沿岸地域創出事業において、リース方式による漁船や漁具等の導入支援を行っております。

県としましては、漁業関係団体等と連携し、新規漁業者の確保・育成の施策を推進してまいります。

同じく(4)イ、養殖施設や種苗生産体制の充実についてお答えいたします。

現在、八重山地域では、主にモズク、クルマエビ、ヤイトハタの養殖が営まれております。県ではこれまで、登野城漁港内の魚類養殖施設の整備を支援するなど、養殖振興を図ってきたところであります。養殖用種苗の供給に関しては、栽培漁業センターより配付を行ってきたところですが、ヒレジャコの種苗においては、安定的な種苗配付の観点から、令和4年度は、試験的に水産海洋技術センター石垣支所で中間育成を実施して配付したところであります。

県としましては、引き続き種苗生産体制の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

[土木建築部長 前川智宏君登壇]

○土木建築部長(前川智宏君) 2、八重山地域の課題について、(1)のアのうち、ゴルフ場建設に係る開発許可申請の進捗状況についてお答えいたします。

都市計画法に基づく開発許可申請は、同法第33条に定める開発許可の基準等に適合していることが求められております。本開発許可申請につきましても、同法に基づく許可基準等の適合性について、適正に審査を行っているところであります。

次に同じく2の(2)のア、八重山地域の地元企業への優先発注についてお答えいたします。

令和4年度の八重山地域における土木建築部発注工事について、契約件数27件のうち、地元企業は22件、受注率は81.5%となっております。引き続き、地元企業に配慮した発注に努めてまいります。

次に同じく2の(2)のイ、分離・分割発注等についてお答えいたします。

県が発注する公共工事については、安全性や施工性等を踏まえ、可能な限り分離・分割するなど、地元企業の受注機会の確保に努めております。また、予定価格の設定に当たっては、最新の取引価格を反映した資材単価を適用しているほか、物価の急激な変動に基づく請負代金額の変更については、スライド条項により適切に運用しております。設備工事の工期について

は、試運転期間等を考慮し、適正に設定しております。

次に同じく2の(2)のウ、石垣空港線の進捗状況についてお答えいたします。

石垣空港線の令和4年度末の進捗率は、事業費ベースで約64%となっており、用地取得率は、面積ベースで約96%となっております。これまでに、平得交差点から市道タナドー線交差点までの約1.8キロメートル及び新石垣空港から市道宮良産業道路までの約2キロメートルの区間について、暫定供用しております。現在、市道宮良産業道路から市道新田線までの約1.5キロメートルについて、早期の供用を目指し、重点的に整備を推進しているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 半嶺 満君登壇〕

○教育長（半嶺 満君） 2、八重山地域の課題についての中の(5)のア、離島児童生徒の派遣費の支援拡大についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで中体連・高体連・特体連主催の県大会、九州大会、全国大会に参加する離島の中・高校生に対して派遣費を補助しております。例えば、令和4年度の石垣市の中学校においては、県大会では県から7500円、市から8000円の計1万5500円の補助があります。

県教育委員会では、経済的事情により、子供たちの可能性が狭められることがあってはならないと考えており、今後とも派遣費の補助を継続し、離島地域の生徒の負担軽減が図られるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 本竹秀光君登壇〕

○病院事業局長（本竹秀光君） 2、八重山地域の課題についての御質問の中の(6)のア、旧八重山病院跡地の利活用についてお答えいたします。

病院事業局としましては、旧県立八重山病院跡地の利活用については、石垣市議会等からの要請を踏まえ、石垣市をはじめ地元の意向も確認しながら慎重に検討を進めているところであります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 糸数 公君登壇〕

○保健医療部長（糸数 公君） 2、八重山地域の課題についての中の(6)のイ、医療スタッフの充足状況についてお答えします。

令和5年2月9日に八重山地区医療提供体制協議会

を開催して以降、県立八重山病院においては看護師3人、臨床工学技士1人が増員され、民間医療機関2施設においても看護師等の医療スタッフが増員されており、当面の透析医療体制は確保されているものと認識しております。

県としましては、透析医療等、必要な医療の提供体制を確保するため、引き続き、地域の医療機関や関係団体と連携しながら、医師・看護師等の人材確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 2、八重山地域の課題についての御質問の中の(6)のウ、八重山地域における介護医療院整備の必要性についてお答えいたします。

介護医療院は、慢性期の医療機能やみとり、ターミナルケア機能と入浴、食事、排せつ等の介護を一体的に提供する介護保険施設です。現在、八重山地域に介護医療院の設置はありませんが、地域の意見も踏まえ、第8期沖縄県高齢者保健福祉計画において、定員48人分の整備を計画しております。県では、現在、八重山地域における介護医療院の開業事業者の公募を行っており、整備に向けて取り組んでいるところであります。

4、我が党の代表質問との関連についての中の(3)、貧困対策予算の活用状況等についてお答えいたします。

県では、子どもの貧困対策推進基金を活用し、就学援助の充実など市町村の取組を後押しするとともに、ヤングケアラーや若年妊産婦支援など新たな課題などにも取り組んでおります。また、内閣府の沖縄こどもの貧困緊急対策事業を活用し、市町村においては、貧困対策支援員の配置や子供の居場所の設置等の取組がなされており、県においては、支援員への研修や子供の居場所間のネットワークづくり等、市町村の取組を補完、広域的に支援する取組を展開しております。さらにソフト交付金を活用し、無料塾を県内全域に33か所設置するほか、放課後児童クラブの利用料負担軽減を図る27市町村に対し財政的支援を行っております。これらの取組により令和4年10月現在で、貧困対策支援員が112人配置され、子供の居場所が160か所設置されるなど、支援体制が整ってきております。

県としましては、引き続き市町村と連携を図りながら子供の貧困対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 松永 享君登壇〕

○商工労働部長（松永 享君） 3、事業者のコロナ融資返済に伴う資金繰り対策についての(1)、事業者に対する支援体制についてお答えします。

県では、コロナ禍で影響を受けた事業者の資金繰り支援に加え、収益力の改善を図る事業者に対し、金融機関やよろず支援拠点と連携した支援を行っております。また、事業再生が必要な事業者に対しましては、中小企業活性化協議会等と連携した支援に取り組むとともに、返済不能に至った事業者に対しましては、再生支援条例に基づき、迅速な再生支援に取り組んでいるところです。引き続き関係機関と連携し、事業者の状況に応じた効果的な事業継続支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 それでは、よろしく願いいたします。

地域外交についてですけれども、今日も聞きましたが、この答弁では基本方針が定まっていないうえに、よくある総花的な感じは否めない、これはもう仕方ないというふうに思います。知事答弁に従えば、これまで市町村レベルや民間の取組によって積み重ねている国際交流事業の実績などの支援拡大とか、県が主体となった国際イベントの交流などを企画して、市町村や民間の参加を施すほうが国際交流の広がりがあり、むしろ沖縄県にとっては効果的ではないかというふうに思ったりもしたんですけど、それはどうなんですか。そういう考えはありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） お答えします。

地域外交につきましては、その自治体や企業、NGO、市民など様々な主体において国際交流・技術協力など、多分野で活動が展開されることと認識しており、県の中で地域外交としては、今年度策定する基本方針の中で沖縄独自の地域外交の定義等についても定めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 知事は以前にも、政府にカウンターパートを求めるより、世界に問題提起するほうが幅広いカウンターパートが現れると発言をされている。さらに沖縄から地域の緊張緩和を図っているともおっしゃって、中国、台湾、韓国への訪問を通してカウンターパートを通じての関係構築を継続したいとの発言

や、安全保障への知事独自の持論を展開しているわけです。なぜ沖縄が率先して、安全保障に関わる地域の緊張緩和を図っていく必要があるんですか。そこは明確にしたほうがいいですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） お答えいたします。

沖縄県としましては、地政学的にも中国、台湾、日本本土との中間に位置していて、東アジアで起こる様々なことについて影響を受けやすい位置にあるのかというふうに考えております。その特性も生かして東アジア、太平洋地域の振興発展の一助と一役を担いたいということで、今回地域外交室というものを設けたというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 そもそも、お考えくださいね。一地方自治体が、国の重要な政策である安全保障の問題について、他国と本質的なカウンターパートになれると思っているんですか。そこは明確にしておかないと。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時5分休憩

午後5時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 大きな外交、あるいは安全保障に関する国同士の交渉等については当然国が行うべきものと考えております。

沖縄県としましては、その独自の歴史的・文化的特性あるいはソフトパワーや地域的な優位性を生かして、観光、文化、平和などの多様な分野における国際交流を通してアジア太平洋地域の平和構築と相互発展に向けて積極的な役割を果たしていきたいというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 だから最初に国際交流の拡大がいいんじゃないですかって言ったわけですよ。それでもできませんでしょう。何が外交というものの本質なんですか。沖縄がやる。なぜ緊張緩和のために沖縄が率先して出て行く必要があるかと聞いているんだよ。だからそれは知事が言っているんだから、知事が答えなさいよ。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 知事公室長から重ねて答弁をさせていただいておりますが、我々沖縄県は沖縄独自のソフトパワーと国際ネットワークを最大限に活用していくこと、そしてアジアには6つの県の事務所も置いております。アメリカにも1つ置いております。

そういう事務所ももっと活用して、地域間交流が進められれば、もっと人の交流、物の交流が図られるであろうということが私たちの一つの目標でもあります。ですから、そういうお互いがウィン・ウィンの関係になれるような企業間、NGO間、NPO間の取組も進められると思います。それを部局単体で任せるのではなく、知事公室に、この所管する部局として地域外交室を置いて、総合戦略的に進めていこうというのがその概要の大筋であります。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 つまり、今の話を聞くと、これは国際交流の延長、拡大でも僕はいいと今の説明から思うけれども、知事は、結局のところ政府との対応が自分の思いどおりに進展していない。政府とは真逆の安全保障政策を考えている。まあ沖縄の自己決定権などという知事独自の持論を展開するには、もはや日本政府と対話するよりも、外国に赴いて国際的対話として外交室なるものを使って、主張する場をつくるのがアジア太平洋地域の緊張緩和に資する取組にでもなると期待をしておられるのかということをお答えいただけますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 当然、幅広い方々と連携することによって、それがお互いに連携し合うということが、未来の平和の創造に役立つであろうということは予想されると思います。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 県民同士がいろんなところで交流を拡大したほうが、はるかに僕は、平和の醸成は構築できると思います。多分に、韓国での平和フォーラムの参加もこれを意図したものだろうというふうに思いますけれども、安全保障の問題については当然ですが、国が全面に出る政策であって、沖縄の基地負担軽減についてはこれからも政府と大局的な観点から知事が対話をする。そして、日本政府にもそれに応じてもらう。そういうことを醸成していくのが、非常に知事としては大事なことだというふうに思います。外国との地域交流の場においては、安全保障の問題は非常にふさわしくないと、私はそう思っているんですけど、知事はこれどう思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 地域間交流においては様々な分野、テーマによってシンポジウムが開催されたり、あるいはお互いの連携事業が行われたりすることもございます。ですから、安全保障に限ったものではなく、それは幅広い、議員がおっしゃるようないろ

んな分野において相互の連携が図られる。そこでひいてはお互いの信頼醸成につながっていくということを目指すということでもあります。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 それでは基本方針ができるのを楽しみにしております。

訪中時に尖閣の侵入とか、EEZ内のミサイル着弾についての抗議についてですけれども、最近照屋副知事が駐日中国大使を初表敬して、有意義な面談であったというような報道は拝見いたしました。しかしですね、しかし、その同じ日に中国は尖閣諸島に再び領海侵入しているんですよ。有意義な初会談後には平然と——平然とですよ、相手を見下すような態度ができる相手でもある。副知事はこの領海侵入をいつ知ったんですか。その中で領海侵犯についての話は話題になりましたか。いつ知ったんですか。その後どうしたんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時11分休憩

午後5時11分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

照屋副知事。

○副知事（照屋義実君） 呉大使との話合いの中でその話が出たかという御質問であれば、それは出ておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 あえてこちらからも出すことは控えたということですか。それで、いつ知ったんですか。この領海侵入の件は。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時11分休憩

午後5時11分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

照屋副知事。

○副知事（照屋義実君） 新聞報道ではその都度出てまいりますので、新聞は毎日読んでいますから、その都度知っているというふうにお答えできると思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時12分休憩

午後5時14分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○副知事（照屋義実君） 呉大使と会った後に領海侵犯があったというのは、新聞で見たような気はしますが、記憶が定かではありません。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時14分休憩

午後5時15分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長(溜 政仁君) 領海侵入等があった際には、特に中国側に対して対応を求めるということはございませんでした。

○議長(赤嶺 昇君) 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 自分の管轄区内で領海侵入がもう当たり前になっているから、もう慣れちゃっているわけです。もう完全に相手の手の内ですな。仲よくしているというときに、言うべきことはちゃんとっておかないといけないと思うんですよ。知事、今後——これを知ったときに、知事は何と思われましたか。まあ、またやっちゃったかというぐらいにしか思わなかったですか。どうですか。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) そのような事案が発生したときには、海保から防災危機管理課に連絡が入り、私にもそのような報告が入ります。しかし、その対応については海保において厳粛に対応しているということも報告を受けております。

○議長(赤嶺 昇君) 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 知事は米軍が何かすると、すぐ率先してやるじゃないですか。それで中国が何かすると日本政府に言っている。今もそうですよ。海保に言っている。そんなことでどうかと思う。

知事、訪中の意義はどう考えていますか。訪中の意義をちょっと確認させてください。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時17分休憩

午後5時17分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長(松永 享君) お答えいたします。

国貿促訪中代表団におきましては、直行定期航空路線の運航再開や、ビザ申請手続の簡素化など、観光・経済交流の発展につながる成果が得られるよう取り組みたいと考えているところでございます。

また、県独自の訪問先である福建省福州市におきましては、沖縄と中国の交流の歴史に触れ、時間の許す限り現地の方々と交流を深めることによって、文化・学術分野の交流や未来を担う若い世代の交流が活性化する契機となることを期待しているところでございます。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時18分休憩

午後5時19分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

大浜一郎君。

○大浜 一郎君 知事は、互惠関係を続けていくと伝えたいと発言したんですよ。そうですよね、知事。確認します。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) はい、そのように記憶しております。

○議長(赤嶺 昇君) 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 自分が言ったことについては、ちゃんと覚えておいていただけませんか。中国に対して沖縄との対等な互惠関係を続けていくためには、何を中国に問うんですか。何を伝えたいんですか。そこをちょっと教えてください。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 沖縄県と中国、特に福建省との長い交流の歴史などを踏まえて、それぞれが民間を含めた様々な分野でこれからも連携していき、さらに将来世代の交流につなげていきたいということをお伝えしたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 僕は、やはり福建省と仲がよくて姉妹都市であるならば、率直に沖縄周辺海域での力による現状変更については、これはもうやめてほしいと。そして平和な環境の維持に努めてくれませんかということ言うべきだというふうに思うんですけど、それが意義の中に入っていないのが不思議なんです。どうなんですか、ここは。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時20分休憩

午後5時20分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長(溜 政仁君) 日中関係について、領土、領海など、国の主権に関わる問題や軍事面の安全保障に関する問題については、一義的には政府間において解決されるべきものであるというふうに考えております。日中双方が対話と協議を通じて情勢の悪化を防ぎ、不測の事態の発生を回避するなど、冷静かつ平和的な外交によって相互信頼関係の構築に努め、問題の解決に取り組むことが望ましいというふうに考えております。

それと、先ほど領海侵入等についての説明の中で、

海保からの情報が防災危機管理課に来るという答弁をさせていただいたところなんですけれども、正確には基地対策課のほうに来るということになっておりますので、訂正してお詫びしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 沖縄県知事として訪中するわけですから、これは自覚していただかないといけないと思います。やはり知事がこの問題について何ら触れないようなことをすれば、中国は知事の行動から見て、これは容認していると思われるも仕方ないというふうになると思います。結果としてそうなります。意見や主張がないのは外国では受け入れることができないんですよ。受け入れないんです。交渉事とかいろんな話の中で。今回の訪中において、そういう場において、ぜひこういうことは駄目だというようなことを言える場を予定をしてほしいと思いますが、知事改めてどうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今回は、国貿促の方々と同行して訪問する、参加することになっております。日中両国の経済・文化の交流を推進することなどを協議することが主な目的となっているということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 習近平主席の「琉球」への言及についてお尋ねしますが、知事は、その記事に交流発展に意欲を示されたとは好意的に発言をされている。その記事には、尖閣諸島が明の時代に中国の版図、領土ですね。それに属するとして最も古い著述があるということを知近平国家主席に説明しているんです。もし知事が訪中時に、尖閣諸島は古来より中国の領土だったんですと、中国の古い著述も存在しておりますと説明を受けたら、知事はそのときどういうふうに答えますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時23分休憩

午後5時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 日中間のこれまでの意見交換、あるいは状況確認、文書の確認等において、尖閣においては双方にそれぞれの考え方があるということを確認し、安全構築のメカニズムを持って協議を、対話を続けていくということが確認されていると思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時24分休憩

午後5時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事（玉城デニー君） 十分お答えできるように、事前にしっかりと勉強して備えていきたいと思いません。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 知事、即座に反応しなければ、これは認めたことになるんですよ。これは歴史戦だということを認識して、これ研さんするとか何とか言って、後で調べて考えますと言ったら、これは駄目なんです。すぐに否定しないと駄目なんです。それは認められないと。そういうことを知事、御理解してください。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） はい、しっかり検討しておきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時25分休憩

午後5時26分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事（玉城デニー君） 議員の御懸念についても十分熟慮して対応したいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 知事、本当に外交という、ある意味政治交渉みたいなもの、まあそこまでやるかどうかは別にして、特に安全保障なんかに関わる問題とか、こういう領土の問題というのは、認知戦とか歴史戦とかいわれている国益が絡むことが当然あるんです。それで、特に何を発言したかというのが重要なんです。その場で。訪中の際には、だから、私は提案したい。必要な情報の提供などは、政府に助言を求めたらどうかと思う。言葉の使い方、発信すべきレギュレーションを。そういったことをやらないと、発言したことは戻らないんですよ。勝手に、相手が利用していく。そういったことをちょっと理解していただきたいんですけど、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） その場ではいろいろな対応があろうと思いますが、発言しないことも一つの対応、必要であればそこで即答しないということも必要なことではないかということも検討しておきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時26分休憩

午後5時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事（玉城デニー君） 直接そのことについて言及しないということの意味であります。

○議長（赤嶺 昇君） 総残時間が終わりました。

○大浜 一郎君 ミーファイユ。知事、もう少し考えてください。お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

〔仲村家治君登壇〕

○仲村 家治君 本日一般質問のしんがりであります。時間をたっぷり使って質問をさせていただきます。

通告の質問に入ります前に、一言お悔やみの御挨拶をさせていただきます。

私は小禄地区自衛隊親睦会の会長を務めておりました。那覇基地駐屯地、また海上さん、自衛隊とのお付き合いがあります。沖縄県における自衛隊の活動は、防衛事務、事故、そして急患空輸、不発弾処理、災害派遣など県民の生命財産に関することに多大な功績を残しております。去る4月6日、宮古島で起きた陸上自衛隊のヘリコプター事故により殉職した10人の隊員の御冥福をお祈りいたします。また今後とも、自衛隊の皆様の御活躍を期待しております。

それでは、質問通告書に基づきまして、質問をさせていただきます。

1、平和行政について。

(1)、今年の慰霊の日の知事の所感をお聞きします。

(2)、各遺族会主催の慰霊祭の実施状況を伺います。

(3)、元全学徒の会の詳細を伺う。

2、道路行政について。

(1)、沖縄県における老朽化により早急な対策が必要な道路・橋梁等について伺う。

(2)、県道7号線の小禄交差点事故防止のため、山下から豊見城向け直進道路の破線引き・カラー・アスファルト舗装の進捗状況を伺う。

(3)、同交差点のポケットパークと沖銀小禄支店側の横断歩道の白線引き直し及び歩行者安全確保の対策について伺う。

3、これは令和2年にも質問しましたがけれども、アチコーコー豆腐存続の対策の進捗状況について伺う。

4、海の安心・安全について。

私がこの質問をずっとしているのには訳がございます。3年連続で水難事故の記録が、死亡事故が全国一、ワーストであります。その対策を県当局、そして県警の皆様が一生懸命なさっていることは重々承知を

しておりますけれども、このワーストワンを脱却するためにも、ぜひとも知事をはじめ対策を取っていただきたい。

(1)、沖縄県の水難事故の現状が全国と比べてどのような状況にあるか、過去3年間のデータも含めて伺いたい。

(2)、改正された水難事故防止条例の第3条に県の責務が明記されているが、自然海岸の管理者である県知事は責任を果たしてきたのか伺う。

(3)、今般の水難事故に対して、各部局による水難事故防止に向けた取組と具体的な達成目標について伺いたい。

(4)、日本ライフセービング協会が普及を進めている、A Iカメラによる海の見守りシステムを知っているか伺う。

(5)、指定管理者制度について、県内では多くのパブリックビーチが指定管理者制度を取り入れているが、選定後の業務内容や関係者に関するチェック体制はどのようになされているか伺う。

5、我が党の代表質問に関連して。

新垣新議員の代表質問中、1、知事の政治姿勢について(3)、地域外交活動について、今般の外遊計画と地域外交基本方針との関係について、再度知事に伺う。知事が訪中に伴う中国サイドの報道をどう受け止め、県民にどのように説明するのか伺いたい。

5、農林水産行政の(1)、サトウキビ産業の振興について、小雨の影響を受けやすい離島農業であるが、今年の南北大東は干ばつ状態と聞いている。南大東の農業生産基盤整備の進捗状況を問う。

6、県土強靱化、防災・減災について(4)の県の防災対策が非常に重要である中、沖縄県トラック協会の進めている複合施設について伺う。また、併せてこのような複合施設の事例は県内外にあるか伺う。

以上ですけれども、再質問をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 仲村家治議員の御質問にお答えいたします。

平和行政についての御質問の中の(1)、慰霊の日についてお答えいたします。

沖縄県はさきの大戦において、一般住民を巻き込んだ苛烈な地上戦となり、20万人余の貴い命を失いました。これら戦没者の御霊を慰めるため、今年も慰霊の日には沖縄全戦没者追悼式を執り行いました。今年、来賓として岸田内閣総理大臣、細田衆議院議長、尾辻参議院議長などをお迎えし、4年ぶりの一般参

列、一般焼香を実施する形で開催いたしました。御遺族や来賓の方々をはじめ、県民の皆様とともに、沖縄戦で亡くなられた方々に思いを致し、世界の恒久平和を誓う場となったと考えております。平和宣言では、戦争体験者が語り継いでくれた沖縄戦の実相と教訓を胸に刻み、あらゆる戦争を憎み、二度と沖縄を戦場にはならないと決意を新たにするとともに、対話による平和外交が求められていることや、私たち一人一人が平和について考え、沖縄から世界へ平和のバトンをつなげていくことが重要であると発信をしたものであります。

その他の質問につきましては、部局長より答弁させていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇]

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 1、平和行政についての御質問の中の(2)、各遺族会の慰霊祭についてお答えいたします。

県内では、各遺族会をはじめ、自治体や地域の団体等によって多くの慰霊祭が行われており、その全てを把握してはおりませんが、平成30年度に県が実施しました県内慰霊塔（碑）管理状況等実態調査によりますと、284基の慰霊塔で慰霊祭が開催されておりました。今年度の実施状況について、新聞報道されている慰霊祭の状況を見ますと、同調査で回答のあった参列者数に比べ減少したところが見られております。

同じく(3)、元全学徒の会についてお答えいたします。

元全学徒の会は、旧制師範学校・中等学校21校の在學生で、平成30年4月に結成されたと承知しております。同会は、平成29年3月に県が建立した全学徒隊の碑に関して、各学校の全学徒戦没者数を刻字した刻銘板を設置するよう求めていました。県は、同会との意見交換を経て、10代の多くの生徒が亡くなったという悲惨な沖縄戦の実相を後世へ伝えるため、平成31年3月に全学徒隊の碑のそばに各学校ごとの戦没者数を記した説明板を設置したところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

[土木建築部長 前川智宏君登壇]

○土木建築部長（前川智宏君） 2、道路行政についての(1)、道路、橋梁等の老朽化対策についてお答えいたします。

県及び市町村では、橋梁やトンネル等の道路施設について5年に1回の頻度で定期点検を実施しております。また、国の防災・減災、国土強靱化のための5か

年加速化対策に伴い、長寿命化修繕計画に基づく修繕、更新等の対策を進めているところであります。対策が必要な箇所につきましては、国の個別補助等の予算を活用し、引き続き道路の適正な維持管理に努めてまいります。

次に同じく2の(2)、小禄交差点の渋滞対策についてお答えいたします。

奥武山米須線の小禄交差点については、渋滞ボトルネック対策により、令和3年度に工事を完了しております。当該交差点の今後の対策については、カラー舗装による表示など、適切な対策を実施してまいります。

次に4、海の安心・安全についての(2)、海岸管理者としての責任についてお答えいたします。

海岸管理者としては、海岸における水難事故の未然防止対策は重要であると認識しております。県では、水難事故に係る情報の整理、効果的な施策の検討及び発生防止策を実施することにより、水難事故を未然に防ぐための施策を推進することを目的として、沖縄県水難事故防止に係る検討会議を令和4年10月に設置し、今年5月にワーキンググループを開催したところであります。引き続き、海岸管理者としての役割を踏まえ、海浜利用者に注意を促す看板等を設置するなどして、海の安全・安心の確保に取り組んでまいります。

次に同じく4の(3)のうち、水難事故防止に向けた取組と達成目標についてお答えいたします。

土木建築部では、海浜利用者が各海岸の危険性や特徴等を把握し、水難事故防止の意識を啓発するための看板等の設置に取り組んでおり、予算の範囲で優先度の高い箇所から設置を進めることとしております。

次に同じく4の(4)、海辺のみまもりシステムについてお答えいたします。

日本ライフセービング協会が開発した海辺のみまもりシステムは、AIカメラが離岸流や溺れている人等を検知して、ライフセーバーに通知する監視システムであると承知しております。

次に同じく4の(5)、海浜公園指定管理者選定後のチェック体制についてお答えいたします。

県管理の安座真海浜公園、宇堅海浜公園及び西原・与那原マリンパークについては、県が定める公の施設の指定管理者制度に関する運用方針に基づき、外部有識者で構成する指定管理者制度運用委員会において、法令等に従い適正かつ確実なサービスが提供されているかを確認しております。引き続き指定管理者と連携し、海浜公園施設利用者の安全・安心及びサービス向

上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

〔警察本部長 鎌谷陽之君登壇〕

○警察本部長（鎌谷陽之君） 2、道路行政についての御質問のうち(3)、横断歩道の補修と歩行者安全確保対策についてお答えをします。

横断歩道につきましては、県民からの情報提供や警察署が実施する点検により補修が必要な箇所の早期把握に努めているところであります。御指摘の小祿交差点の横断歩道につきましても、道路表示の補修が必要な箇所として、補修工事の手続を進めており、本年中には完了を予定しているところであります。

交通事故による歩行者の死者数が令和3年以降増加傾向にあることも踏まえ、県警察としましては、今後も横断歩道をはじめとする交通安全施設の維持管理を適切に行い、歩行者の安全確保対策に取り組んでまいります。

次に4、海の安心・安全についての御質問のうち(1)、県内の水難事故の状況についてお答えをいたします。

沖縄県における令和5年5月末時点の水難事故の状況につきましては、暫定値となりますが、発生件数33件で前年同期比1件増加、罹災者数60人で、同じく16人増加。死者数14人で、同じく3人減少となっております。また、過去3年間の水難事故の状況につきまして、発生件数及び罹災者数は令和2年が85件103人、令和3年が94件139人、令和4年が106件143人となり、過去3年間、発生件数、罹災者数ともに全国ワーストとなっております。死者数につきましては、令和2年42人、令和3年45人、令和4年40人となり、令和3年は全国ワースト、令和2年と4年は全国で2番目に多い数となっております。

次に同じく4の(3)、水難事故防止に向けた取組についてお答えをいたします。

県内の水難事故につきましては、マリトレジャーに伴う事故も発生していることから、今月14日マリトレジャー提供者への立入調査及び安全指導等を強化する目的で、立入調査強化チームを県警察に新たに結成し、事業者への安全指導の強化を図っております。また、本格的なレジャーシーズンを迎える本年7月1日から10月31日までの間、水難事故防止運動期間を設定し、パトカーや警察用船舶、ヘリを活用して、遊泳者等に注意喚起するための海浜警ら強化のほか、那覇空港や離島旅客ターミナル等の施設において水難事故防止を呼びかけるグッズやリーフレットを配

布するなど、広報啓発活動を実施することとしております。そのほか、航空機内や離島を結ぶフェリー内において水難事故防止を呼びかけるアナウンスを実施するほか、バス協会などの公共交通機関、ホテル協会、レンタカー協会、沖縄観光コンベンションビューローなど、観光関連団体等においても広報活動を実施してもらうなど、各種の働きかけを強化しております。

県警察といたしましては、海上保安庁や沖縄マリトレジャーセイフティービューローなどの関係機関と連携を密にし、各種取組を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○保健医療部長（糸数 公君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 糸数 公君登壇〕

○保健医療部長（糸数 公君） 3、アチコーコー豆腐存続の対策の進捗状況についてお答えします。

県では、令和3年6月1日からのHACCP導入を控え、令和2年12月に食品衛生法施行条例を改正し、温かい状態で販売する豆腐を製造する場合は、豆腐を冷却する設備を不要とする基準の緩和を行っております。また、温かい状態で販売する豆腐を製造する事業者への技術的な支援として、島豆腐手引書作成協議会が作成した手引書に基づき、各保健所職員が事業所への助言・指導を行っているところです。今後も事業者からの衛生管理や手引書の改正に係る相談等につきましては、丁寧に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 溜 政仁君登壇〕

○知事公室長（溜 政仁君） 4、海の安心・安全についての(3)、水難事故防止に向けた取組についてお答えいたします。

知事公室では、水難事故防止に係るワーキンググループを開催しており、本年2月に続き去る5月25日にも、各部が実施する取組について意見交換を行いました。同ワーキンググループには、一般社団法人沖縄県ライフセービング協会にも参加いただき、専門的な観点から御意見をいただいたところであります。また、本年10月には八重山圏域で開催する沖縄県総合防災訓練における水難事故防止の取組として、大規模地震・津波発生時に、遊泳者等を安全な場所へ誘導する観光客等避難訓練を予定しております。同訓練を実施するとともに、引き続きワーキンググループの開催等、水難事故防止の施策を関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に5、我が党の代表質問との関連についての中
(1)、海外出張計画と地域外交基本方針との関係につ
いてお答えいたします。

令和5年度の知事等の海外出張につきましては、新
型コロナウイルス感染症により数年間止まっていた取
組を再開したものであり、経済交流や観光客誘致、姉
妹都市交流等、各関係部局の目的の下、計画されてお
ります。地域外交室では、各出張の効果を高めるため
部局横断的な連携を図る役割を担うこととしておりま
す。また、県では、海外との交流関係業務を戦略的に
展開していくために、沖縄県地域外交基本方針（仮
称）を策定することとしております。

同じく5の(4)、沖縄県トラック協会による複合防
災施設の検討についてお答えいたします。

沖縄県トラック協会では、隣接用地の活用に関し
て、行政、専門家、学識経験者で構成される検討委員
会を設置することとしており、県もその委員となる予
定です。他県では、民間企業が新社屋を地域の一時避
難場所としても活用できるよう整備した事例などがあ
るものと承知しております。複合防災施設については、
被災リスクの低い立地や地盤、アクセス、面積など
様々な項目を検討する必要があるものと考えておりま
す。

県としましては、同委員会への参加を通じ、国等
の関係機関とも連携しながら検討を進めてまいります。

以上になります。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 4、海の安
心・安全についての(3)、水難事故防止に向けた取組
と達成目標についてお答えします。

文化観光スポーツ部では、令和5年度マリネレ
ジャー事故防止調査対策事業において、約3000万円
の予算を計上し、海のハザードマップシステム等の安
全啓発ツールを活用し、ホテル、空港等で周知広報を
行っているところです。ビーチや海岸に近づいた際の
携帯の位置情報を活用した情報通知等機能の拡充に取
り組むこととしております。また、ライフセーバー等
による海の安全講習会を水難事故多発エリアにおいて
実施します。新・沖縄21世紀ビジョン実施計画にお
いて、令和6年度に水難事故発生件数を90件まで減
少させることとしており、引き続き海の危険性や正し
い知識の周知啓発に取り組み、水難事故の防止を図っ
てまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 松永 享君登壇〕

○商工労働部長（松永 享君） 5、我が党の代表質
問に関連しての(2)、中国国内における報道について
お答えします。

中国の人民日報に掲載された習近平国家主席の発
言につきましては、様々な見方がなされているのは承
知しておりますが、福建省長を務められた経験を踏ま
え、沖縄との交流の歴史に言及されるとともに、今後
の交流発展に意欲を示されたものと受け止めておりま
す。

県としましては、沖縄と中国の長く深い交流の歴史
を温めることが、これからの交流発展の礎になると考
えているところです。このため、今回の訪中において
は、沖縄と関わりが深い福建省福州市を訪問し、交流
の歴史にじかに触れるとともに、現地の方々と交流を
深めたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 前門尚美さん登壇〕

○農林水産部長（前門尚美さん） 5、我が党の代表
質問との関連についての(3)、南大東の農業生産基盤
整備の進捗状況についてお答えいたします。

南大東村の農業用水源整備については、貯水池56
か所が計画されており、19か所が整備され、2か所
が整備中であります。貯水池の整備については、島内
に河川がなく、畑に降った雨水を集水し貯留する必要
があるため、圃場整備等を先行して実施する必要があります。
しかしながら、圃場整備においては地元の合
意形成が必要なことから、完成までに時間を要してい
るところであります。

県としましては、引き続き農業用水源の早期確保に
向けて、南大東村と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時56分休憩

午後5時57分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

仲村家治君。

○仲村 家治君 御答弁ありがとうございました。

まず、慰霊の日の関係で再質問させていただきま
す。

各遺族会が細々と今年4年ぶりに慰霊祭を開催した
ということは聞いているんですけども、私が役員を
しております開南中学も、4年ぶりに合同慰霊祭を開
催しましてお知らせも含めてちょっとしたアンケート
を取りました。300名の遺族の方に、往復はがきで参

加の有無とか、今後どうするかということを知りたいんですけども、今回100名近くの人に参加をさせていただきまして、内心ほっとしております。ただこの運営は、遺族会の細々とした予算の中でやっているんですけど、今後、この辺の慰霊祭が継続していけるのかというのを私たちも含めて各遺族会が不安を抱いていると思うんですけども、部長、遺族会の皆様のこの慰霊祭に対する何か援助とかっていう方策はございませんでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長(宮平道子さん) お答えいたします。

各団体において行われている慰霊祭は、戦没者の御霊を慰めるとともに恒久平和を祈念するため、学友や遺族等の関係者が深い思いを込めて行っているというものでありまして、その活動に対して心から敬意を表するものでございます。

県としましては、各団体の活動であります慰霊祭の費用を援助するという事は難しいというふうに考えておりますが、沖縄戦をどのように継承していくかということは大きな課題であると認識をしておりますし、各団体の状況把握に努めてまいりたいと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 仲村家治君。

○仲村 家治君 それは分かりますけれども、何らかの形で、せめて何らかの援助なりをする方策をやらないと、私たち開南中学の遺族会は結構まだ若いメンバーがいるのでどうにか継続していけると思うんですけども、それができない遺族会もあると思います。せめてこの辺のアンケート調査なりして、何らかの形でぜひお願いをしたいと思っております。実は今回、私たちは合同慰霊祭に際して新しい試みで、歌三線で献奏というんですか、県立芸大の卒業生の大城さんと具志さんが三線と琴で古典の十七八節で献奏して、その終わった後に遺族会の参列者と一緒に月桃の花を合唱して、その後焼香に移ったんです。1時間弱の会でしたが、遺族会の皆さんも大変喜んでいらっしゃいまして、いろいろアイデアを出して慰霊祭を継続していきたいと思っております。

そして同窓会の先輩方がかつて話していたんですけど、玉城先生という方が開南中に赴任してきて、その方が——戦前の話です。沖縄にバスケットボールを普及させた先生で、旧二中の卒業生で東京のほうで師範学校を出て、それで卒業して沖縄に帰ってバスケットボールを普及させたと。最後は開南中学で教員をなさって、学徒の皆さんと一緒に戦死なされたというこ

となんですけれども、今年は沖縄県のバスケットボールにとりまして大変意味のある年に——これは新聞報道で知ったんですけども、正確には、玉城亀壽先生とおっしゃるんですが、この辺で私たちは何かすごい縁があるなと思っておりますけれども、知事、この辺の何かの縁というか、このバスケットボールを通じて玉城先生が何らかの形で新聞に報道されたことに対して、何かコメントはありますでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 記事の内容については、ちょっと今正確に覚えておりませんが、そのような先駆者の方がおられたということは非常に何と申しますか、こう感動するといいますか、胸に熱くなるものがあるなということを感じました。特に、スポーツを通じて心身ともに良好な発育を望む先生であるからこそ、丁寧な御指導と献身的なお支えをしていたのではないかと考えておりますし、またその沖縄県がバスケットボール王国であるということの、その歴史的なつながりといいますか、そういう相関関係もしっかりと伝えられるような、そういう環境も子供たちにとっては非常に重要であろうというように受け止めた次第です。

○議長(赤嶺 昇君) 仲村家治君。

○仲村 家治君 またこういう、いろいろ遺族会で活動する中でいろんな縁が出てくると、また新しい出会いがあるというのも、一つの平和行政の中で大切にしていきたいと思っております。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後6時4分休憩

午後6時4分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○仲村 家治君 (パネルを掲示) 2番目の道路行政の中で、県道7号線の小禄交差点。この方向が山下交差点で、こちらが豊見城です。実は先ほど部長から答弁もありましたけれども、この交差点を過ぎたところは、前は1車線しかなかったのを渋滞の解消ということで2車線にして途中で合流するんですが、この改良工事が終わった後に、もともとそんなにまで道幅がないのを1車線増やしたので、ちょっといびつな交差点になって、例えば山下方面から小禄中方面に曲がるんですが、右折帯に路線バスが止まると、直進車が前方をきれいに見えない状況が起こっている。これで何が起きているかという、この右折車が中央線を越えて飛び出してきて、あわや地域の人たちが衝突事故になるような事案があつて。これがそうなんですけれども、最近こういったいびつな交差点はカラー舗装を

して、明確にこの車線を仕切るような形になっているというのがあるらしいので、部長、これ、地域の人たちからぜひやってほしいということで要望があるんですけど、もう一度答弁をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 議員御指摘の箇所ににつきましては、土木事務所と本庁担当課におきまして現地を確認しております。今後、御提案の内容にあるようなカラーアスファルト舗装等の施工につきましては、適切な対策を実施していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 先ほど我が会派の議員にも、優先順位があると言っておりましたが、最優先でぜひお願いをしたいと思っております。

続きまして、同じ交差点なんですけれども、こちらに沖銀の小塚支店がありまして、こちらポケットパークというのか、ちょっとした緑地帯になっているんですけど、この部分ですね。今、横断歩道と停止線が消えかかっていますので、先ほど本部長から今舗装する手続を進めているということでしたので、ぜひ一日も早くお願いをしたいと思っております。

休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時7分休憩

午後6時7分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲村 家治君 アチコーコー豆腐の件は、前回も話ししたんですけれども、皆さん、業界の皆さんと協力してなるべくアチコーコーの豆腐の文化を——販売できるように努力なさっているということを知っていますので安心していただければ、沖繩のこの伝統料理の豆腐は欠かせないですので、また部長、ぜひこの辺も、業界の皆さんと安心して食品提供できるように一言お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 先ほど申し上げましたHACCPという食品衛生管理の基準が令和3年6月から導入されまして、各業界が手引書をつくって、安全な衛生管理の基準をつくっております。その中で55度を下回るような温度になった場合には、3時間以内に食べる、あるいは冷蔵するというふうな一つの方針が、今の知見として、このセレウス菌の増殖を抑えるというふうなことが内容に書かれてあります。そしてこの4月に、衆議院の沖繩北方委員会のほうで議

論になったのは、厚労省としては、その手引書の中でさらに安全性が確保できるような新たな知見があれば、その手引書を改正することによって、実際の運用も可能になると。法改正をしなくても、手引書の内容を吟味すればいいということで、これは業界団体のほうがまた必要性に応じて対応するようであれば、そういうふうな道も開けると思います。

県としても、ぜひそういうふうなところには支援というか、連携をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、海の安心・安全なんですけれども、先ほど——まずAIのカメラからなんですけど、これは日本財団から今年度、沖繩に助成をしてもいいというお話があるそうなんですけれども、県として今年度、日本財団から協議して、早急に——財団のほうは費用を全部持ちますと。それで、沖繩に設置してもいいですよという話をしているんですけど、ぜひ土木部長、この辺を詰めていただけないでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時10分休憩

午後6時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） AIカメラの設置についてでございますが、沖繩県水難事故防止に係る検討会議におきまして、関係部局と導入の可能性について検討することとしておるところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 部長、今年度日本財団が、沖繩に設置してもいいですよという前向きな話がある中で検討するということは、今年度はできない可能性があるということですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 関係部局と導入の可能性について検討するというところでございますが、具体的にはそういった提案がもしございましたら、お話を聞いた上で検討する場面もあろうかと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 知事、日本財団がこういうシステムを構築して、全額助成、設置をしていただけないということで、今年度、沖繩の枠はありますよという話があるらしいんですけれども、今、部長、関係部局と相談

してということなのですが、即決で知事判断でゴーサインを出してはどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほど部長が答弁をさせていただきましたが、このAIカメラの設置については、今後いろいろな情報をしっかりと収集していったって、その機能、性能、設置可能な場所等々、いろいろ少し整理をしながら考えていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 もう実際に稼働していますので、実績もあります。そういった課題もクリアできるような形でやっていますので、その辺はぜひ早急にやっていただきたいと思っております。

先ほど、皆さん各部局からこれまでの課題とかやっていただいて、3000万も文化観光スポーツ部で取っていただいて、大変ありがたいと思っておりますけれども、また各部局、この辺のワーキングチームをつくって検討していただいているということは、もう本当に前進だとは思いますが、結果が前進しなければ、改善されなければ意味がないということで、本部長。先ほど、これまで県警本部としていろいろ検討して、実際に立入調査強化チームも結成して実際に稼働しているんですけども、この辺ぜひ頑張してほしいと思うのですが、決意を述べていただけますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（鎌谷陽之君） お答えをいたします。

先ほど申し上げたように、水難事故の状況につきましては、大変厳しい情勢にあると認識しております。特に観光客の方が遭われる事故というのが非常に増えております。そういった意味で、このマリネレジャーに関わる業者の方々において、安全確保をしっかりとやっていただくというのは大変重要だと思っておりますので、我々といたしましても、この立入調査強化チームを結成してこういった安全指導等を強化してまいりたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 知事、再度お聞きします。

今年度、ぜひ水難事故の被害者の数を減らすように、各部局または県警本部と連携して、とにかく結果

を出すような施策を含めていただきたいと思います。私が何でもかんでも何度か、この水難事故に対してやっているかということ、数字がよくなるということもありますので、ぜひその辺の総責任者としての決意をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖縄県としましては、県警察、海上保安庁、沖縄マリネレジャーセイフティービューローなど、関係機関と連携をしっかりと取りながら、県民や観光客の皆さんが本当に安全な海での憩いなどが図られるように、これからも水難事故防止に向けた取組等しっかりと協議をし、また県民や来訪者の方々に注意喚起などを引き続き呼びかけながら、よりよい取組について、さらに研究、検討してまいりたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 もう時間がありませんけれども、トラック協会の複合防災施設の件も、ぜひ県外また県内を参考にして、トラック協会の皆さんも私財を投げ打って土地購入をしていますので、ぜひいい施設ができるように、最後に公室長、決意をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 沖縄県トラック協会では、隣接用地の活用に関して、今年度、行政、専門家、学識経験者で構成される検討委員会を設置することとしており、県も委員となる予定ですので、その中で十分に意見等を申し上げたいというふうに考えております。さらに議員御提案の、他県の既にある民間企業が、新社屋を地域の一時避難所として活用している事例等も、ぜひ研究しながら進めていきたいというふうに考えております。

○仲村 家治君 ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で、本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明27日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時17分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 渡 久 地 修

会議録署名議員 仲 田 弘 毅

令和5年6月27日

令和5年
第2回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第5号）

令和5年
第2回

沖縄県議会（定例会）会議録（第5号）

令和5年6月27日（火曜日）午前10時開議

議事日程第5号

令和5年6月27日（火曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第1号議案及び乙第1号議案から乙第15号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案及び乙第1号議案から乙第15号議案まで

甲第1号議案 令和5年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）

乙第1号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第2号議案 沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例

乙第3号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例

乙第4号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

乙第5号議案 沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

乙第6号議案 工事請負契約について

乙第7号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第8号議案 財産の取得について

乙第9号議案 公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について

乙第10号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について

乙第11号議案 沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について

乙第12号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について

乙第13号議案 専決処分の承認について

乙第14号議案 専決処分の承認について

乙第15号議案 専決処分の承認について

出席議員（47名）

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 議長 | 赤嶺昇君 | 10番 | 島尻忠明君 |
| 副議長 | 照屋守之君 | 11番 | 仲里全孝君 |
| 1番 | 次呂久成崇君 | 12番 | 上原快佐君 |
| 2番 | 喜友名智子さん | 13番 | 新垣光荣君 |
| 3番 | 島袋恵祐君 | 14番 | 國仲昌二君 |
| 4番 | 玉城健一郎君 | 15番 | 瀬長美佐雄君 |
| 5番 | 上里善清君 | 16番 | 山里将雄君 |
| 6番 | 大城憲幸君 | 17番 | 当山勝利君 |
| 7番 | 上原章君 | 18番 | 當間盛夫君 |
| 8番 | 小渡良太郎君 | 19番 | 金城勉君 |
| 9番 | 新垣淑豊君 | 20番 | 新垣新君 |

| | | | |
|------|--------|------|---------|
| 21 番 | 下地康教君 | 36 番 | 又吉清義君 |
| 22 番 | 石原朝子さん | 37 番 | 仲宗根悟君 |
| 23 番 | 仲村家治君 | 38 番 | 崎山嗣幸君 |
| 24 番 | 平良昭一君 | 39 番 | 玉城ノブ子さん |
| 25 番 | 仲村未央さん | 40 番 | 西銘純恵さん |
| 26 番 | 玉城武光君 | 41 番 | 渡久地修君 |
| 27 番 | 比嘉瑞己君 | 42 番 | 瑞慶覧功君 |
| 28 番 | 照屋大河君 | 43 番 | 比嘉京子さん |
| 29 番 | 山内末子さん | 44 番 | 末松文信君 |
| 31 番 | 西銘啓史郎君 | 45 番 | 島袋大君 |
| 32 番 | 座波一君 | 46 番 | 中川京貴君 |
| 34 番 | 呉屋宏君 | 47 番 | 仲田弘毅君 |
| 35 番 | 花城大輔君 | | |

欠席議員(1名)

33 番 大浜一郎君

説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|------------|--------|------------|---------|
| 知事 | 玉城デニー君 | 土木建築部長 | 前川智宏君 |
| 副知事 | 照屋義実君 | 企業局長 | 松田了君 |
| 政策調整監 | 島袋芳敬君 | 病院事業局長 | 本竹秀光君 |
| 知事公室長 | 溜政仁君 | 会計管理者 | 名渡山晶子さん |
| 総務部長 | 宮城力君 | 総務部財政統括監 | 金城康司君 |
| 企画部長 | 金城敦君 | 教育長 | 半嶺満君 |
| 環境部長 | 多良間一弘君 | 警察本部長 | 鎌谷陽之君 |
| 子ども生活福祉部長 | 宮平道子さん | 労働委員会事務局長 | 下地誠君 |
| 保健医療部長 | 糸数公君 | 人事委員会事務局長 | 茂太強君 |
| 農林水産部長 | 前門尚美さん | 代表監査委員 | 安慶名均君 |
| 商工労働部長 | 松永享君 | 選挙管理委員会委員長 | 当山尚幸君 |
| 文化観光スポーツ部長 | 宮城嗣吉君 | | |

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

| | | | |
|------|--------|------|--------|
| 事務局長 | 山城貴子さん | 課長補佐 | 儀間俊江さん |
| 次長 | 前田敦君 | 主幹 | 宮城亮君 |
| 議事課長 | 中村守君 | 主任 | 比嘉太一君 |

○議長(赤嶺昇君) これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた副知事池田竹州君は、病気療養のため本日から29日までの会議に出席できない旨の届出がありました。

その他の諸般の報告につきましてはお手元に配付の文書により御了承願います。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案及び乙第1号議案から乙第15号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので順次発言を許します。

座波一君。

○座波一君 おはようございます。

それでは始めたいと思います。

1、普天間基地代替施設建設と地域振興についてであります。

[諸般の報告 巻末に掲載]

知事、あなたはこれまで辺野古の地元の民意を無視し続けました。あなたが民意としているのは、ゲート前の民意だけであります。これまで地元の方々が苦悩し、苦渋の選択をした、真の民意に向き合うことがなかったことが明らかになったわけであります。

最初に、就任後初となった久辺3区代表団との意見交換会における内容と、総理官邸で行われた久辺3区の振興に関する懇談会についての知事の意見、所見を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） お答えいたします。

今回の意見交換は、辺野古新基地建設計画や基地負担の現状、地域の振興に関する要望等について久辺3区の代表の皆様と知事がお互いの考え方を率直に述べ合う場となり、相互理解を深めるいい機会となったものと考えております。

また、去る5月25日に久辺3区の振興に関する懇談会が開催され、久辺3区から国に対し、米軍による騒音問題などの改善や地域活性化事業への支援等を要望したことは、報道により承知しております。政府においては、基地から派生する深刻な騒音問題などについて、地元の声を聞き、丁寧に説明を行い、真摯に対応していただきたいと考えております。

以上になります。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 これまでの繰り返しの答弁であります。聞きたいのは、知事は、地元の苦渋の選択、地元の方々が苦渋の選択の上で、そういう基地の関連する振興策を求めているということを理解しましたかということです。知事に理解できたかということです。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 地元には様々な御意見があり、その中でそのような決断に至ったというようなお話を伺いました。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 理解できたということでもありますね。

それでは、知事は反対の立場を説明したということでありました。では、建設阻止に賛同を求めましたか。これは知事でしょう。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私は、辺野古新基地建設に関する県の反対の立場を説明させていただきました。その説明については、特に先方からの御意見はございませんでした。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 当初から、正面から向き合うような話し合いじゃなくて、率直に意見を述べ合う程度の話だったということに参加者から聞いております。すなわち、何だか肩透かしを食わされたような感じだというような感想もありました。そういう状況なんですよ。知事は、いい機会だったなどおっしゃっていませんけれども、実際には、地元の方々にはそういうふうには映っていないんです。そしてまた、知事は、この会場で新基地という言葉は一切使っておりません。ビデオで確認しました。そうなんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 御説明いたします。

今回の知事と久辺3区の皆様との意見交換の前に、2月に前公室長が久辺3区の皆様と意見交換を行っております。その際に、久辺3区の皆様の中からは、我々は新基地ではなくて、代替施設として、普天間基地の代替施設を受け入れているというような趣旨の御発言があったことから、今回は普天間基地代替施設建設ということで発言しているということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 ああだこうだ言いますけど、所変われば表現を変えろという、このやり方。これはもう県民を愚弄しているとしか言えませんよ。本当に、知事、そのような言い方はおかしいと思いますよ。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時6分休憩

午前10時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○座波 一君 知事は、その区民の方々、久辺3区の方々が、その苦渋の選択をしたということについての思いやり、寄り添う気持ちはないんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） その方々の御判断というものは、どのような判断であれ尊重されるものと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 尊重するけど、民意ではないということですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） その方々のお考えとして、尊重するということです。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 それと、官邸において久辺3区の振

興に関する懇談会が開催されたこと。これを知事はぶら下がり、評価すると言っているんですね。これはどういうことなんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 国と地域振興の場が、協議の場が持てたということは評価するということです。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 知事、これは、もう政府と地元の方々が信頼関係を築いた上で、辺野古建設を前提とした、そういった意見調整あるいは条件闘争に入っているわけなんですか。それを評価したということではないんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 地域振興について話が行われたということについて、評価をしているものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 だから、地域振興はその前提で行われているわけですから、それを評価したということで解釈していいんですね。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 地域の振興については、行政においてしっかりと向き合うべき重要な姿勢であるというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 昨日の答弁でも、質問にもありましたが、地域振興と地域の整備すべき課題というのは違いますよ。それをしっかり知事として見極めて取り組まなければいけない時期に来ているんです。違うんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 行政におけるそれぞれの役割、国、都道府県、市町村あるいは行政区などがその住民の福祉の向上と暮らしの安定、あるいは経済の振興について、それぞれ役割を持って取り組むことは非常に重要なことであるというように認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 次に移ります。

(2)、本部港塩川地区の警告看板の設置から撤去に至る経緯について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 警告看板の設置から撤去に至る経緯についてお答えいたします。

本部港旧塩川地区において、第2回塩川デイと称される大規模抗議活動が予定されたことから、港湾施設

内の安全確保及び円滑な物流の確保を目的とした看板を設置しました。その後、同地区で活動を行う市民団体の代表者と両副知事及び土木建築部長で面談を行ったところ、同地区における安全が確保されることを確認できたことから、警告看板を元の看板に戻すこととしました。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 答弁は分かりましたが、1点だけ指摘したいと思います。

この設置から撤去するまでの素早い対応について、これはもう事前に打ち合わせされていたのではないかと疑わざるを得ない。すなわち茶番じゃないかと思うんですよ。基地を反対することを正義として、反対のためなら何でもしてもいいという、そういった何でもするというやり方を行政は認めてしまったんです。こんなことがあっていいんでしょうか。これは茶番じゃなければできませんよ、行政行為として。そうじゃないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えいたします。

繰り返しになって恐縮でございますが、市民団体の代表者と両副知事及び土木建築部長で面談を行ったところ、同地区における安全が確保されることを確認し、看板を元の状態に、元の看板に戻すこととしたものでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 事務方の答弁は苦し紛れで分かりますよ。しかしこれは、実際にやったことはあるまじき行政の対応であります。こういうことをするから、沖縄が県外から非難されるんですよ。さきにある沖縄ヘイトなるもの、そういったものが起こるのも、こういうことがあるからなんですよ。違いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時12分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えをいたします。

今回の看板を元に戻すことにつきましては、両副知事及び土木建築部長で面談等を行い、適切に判断し看板を元に戻すこととしたものという認識でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

座波 一君。

○座波 一君 次に、地域外交における知事の政治姿勢についてであります。

(1)、日米安保条約の意義と必要性について、知事の考え方を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 県は、日米安全保障条約に基づく日米安全保障体制が、これまで我が国及び東アジアにおける平和と安定の維持に寄与してきたものと認識しております。しかしながら、戦後78年となる現在もなお、国土面積の約0.6%である本県に約70.3%の米軍専用施設が存在する状況は、異常としか言いようがありません。日本の安全保障が大事であるならば、日本国民全体で考えるべきであり、その負担も全国で担うべきであります。

県としましては、このような基本認識の下、過重な米軍基地負担の軽減に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 日米安保条約は日本全体で考えるべき問題と言いますが、今回、知事が地域外交として中国、台湾に行くわけですね。そのときに、外交の基本として日米安保条約を堅持した形で行くのか、それは非常に重要なことなんです。ですから、そういう質問をしているんですが、それに答えられませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖縄県としては、日米安全保障条約の取決めを認める立場であります。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 認める立場であるということは、日米安保条約を、しっかりそれを守る立場で平和外交に行くということでもいいですね。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 繰り返して申し訳ありません。日米安全保障体制を認める立場でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 次に、中国、台湾政府との外交姿勢について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） お答えいたします。

本県は、琉球王国の時代から約600年にわたり、ア

ジア諸国と友好的な関係を構築してきた歴史を有し、現在においても中国や台湾等、アジアの主要都市に海外事務所を設置して観光客誘致、貿易の促進、企業誘致、学生交流など、様々な分野の交流を続けております。

県としましては、本県が有する歴史・文化等のソフトパワーを生かし、今後も引き続き中国、台湾等と幅広い分野で友好交流を重ねていくことにより、地域の緊張緩和と信頼醸成を図り、地域全体の持続的発展につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 私は、中国の国全体を非難する話ではなくて、特に——今書いてあるとおり、中国、台湾政府と書いておりますので、そこは誤解のないように。今の政府方針に対しての、やっぱり考え方として疑問のあるところでもありますから、このような質問になるわけです。まずその前に、この地域外交室の問題。県職員の駐在に関する規定があって、それには知事が考えている平和交流というものは、この所掌事務にないんですね、外交の中に。ないんです。しかも、指揮系統も地域外交室で統括すると言っていますけど、そういったものないんです。そこはどう考えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時17分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県では、ソウル、北京、上海、香港、台北、シンガポールの6つの海外事務所と福州駐在所を所管しており、現地の経済、貿易、観光の情報収集や、県内企業の海外展開活動の支援に取り組んでいるところでございます。現地の経済情報やビジネスニーズ等を幅広く収集するネットワーク拠点として、海外事務所を活用し、地域外交室との情報共有、連携を図りつつ、より効果的な多面的な交流活動を展開していくところで考えてございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時19分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） お答えいたします。

現在、中国、台湾、韓国等に配置されている沖縄県の駐在員につきましては、商工労働部長からもあったように、商工労働部のほうの所管というか管轄となっております。地域外交室は、それぞれの部局の交流事業等を総括的に束ねることを業務としているということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 地域外交室は、これからその地域外交における基本方針を策定していくことから、より役割を明確にしていきたいと考えておりますが、概要的に考えますと、それぞれ部局が行っている海外との様々な経済、観光、人流、交流などの事業がありますが、それを一つに取りまとめるセンターとして地域外交室を設置し、そして幅広く部局横断的にお互いの情報も共有できるよう、そういう取組を進めていこうとするものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 そういうことであれば、なおさら外交という冠をつけないで、これまでのとおりこの地域を——市民レベルの文化交流、経済交流でやったほうが十分効果が上がると思うんですけどね。そのほうが行きやすいですよ、どんな国にも。違いますか。なぜ、冠にこの地域外交をつけたんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） お答えいたします。

沖縄県においては、これまでも地域交流といいますが、その観光、商工あるいは文化等、幅広い分野において様々な地域と交流を進めているところです。今回は、それを統括する形で地域外交室を設けたところでございます。さらに、それまでの取組を一步進める形で、その活動を通して地域の信頼醸成を図るところまで持っていきたいという思いがありまして、地域外交室という形にさせていただいたということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 知事は中国に行くわけですけども、知事がもうわざわざ中国まで行く、これほどよいせっかくのチャンスはない。そのときに昨日の質疑、

答弁では、尖閣問題を取り上げる予定はないと答弁しております。そういうことは、もし中国に行って沖縄県知事として尖閣問題に触れなければ、中国にとってはこの問題はもうないんだと。沖縄県と中国の間には、この問題はないんだと思わされますよ。そういうことでいいんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 今回の中国への訪問につきましては、国貿促の一員として経済、文化交流等を目的として行くというものでございます。一方、尖閣あるいは安全保障等につきましては、中国、日本政府において、それぞれ考え方が異なっているということもございます。日本政府と中国政府におきましては、現在のところもそれに基づいて——基づいてといえますか、それに関していろいろな話合いが行われていることは承知しております。ですので、一義的には外交、安全保障に関する事項につきましては、国同士の話合いで解決していただきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 ここでは、外交、安全保障は国でやってほしい。本当にばらばらですね、この基本方針が。そして、わざわざ中国に、外交の冠をつけて行くわけですけども、そこでは経済交流のお願いをする。もう中国にとっては、政策的に言うて思うつぽですよ。経済交流をしっかりと向こうの考えでやっていった場合には、もう中国のペースになってくるということも十分注意して、今後取り組まなければいけないと考えております。

そしてまた知事。知事は、外交経験ははっきり言って豊富ではないと思います。その中でちょっと心配な点があって、知事が過去に、中国船の尖閣パトロール問題、あるいは台湾有事まことしやか問題など、失言があります。そういった外交上、こういった失言は絶対にやってはならないと。そのようなことがあったらとんでもないことになりますよ。国民感情に触れます。そういうふうな外交というのは非常に重要なことであるということを感じて行くつもりですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 礼を失することがないよう、慎重に発言はしていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 私がもし中国、台湾に行くのでしたら、北朝鮮のミサイル問題に対して抗議する姿勢を共有する、尖閣諸島や三角水域での県民の漁場の確保をお願いする、あるいはパラオなどに行って、パラオ海域での漁場拡大をお願いする。このような外交展開こそ、今沖縄県民が求めていることなんです。そういうことをする気はないんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今回の訪中は、繰り返しますが、国貿促の一員として、観光、経済などの促進に向けて意見交換をするということが訪問の目的となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 次に、経済と産業の再興について。

(1)、コロナ感染拡大防止政策で弱体化した県経済及び観光関連産業の再興政策を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（金城 敦君） お答えいたします。

本県経済については、コロナ禍における観光需要の落ち込み等による影響が大きかったものと認識しております。令和4年度以降、コロナ禍の影響が和らぎ、観光需要の回復の動きが進んでおりますが、一方で物価高騰や人手不足等が県民生活や事業活動に影響を及ぼし、本県経済の下押し要因となることが懸念されます。

県としては、引き続き国と連携を図り、県経済の回復及び物価高騰等による県民生活や経済活動への影響に機動的に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） お答えします。

沖縄観光は回復基調にあるものの、新型コロナウイルスに加え、物価高騰等により観光関連産業は引き続き影響を受けているものと考えております。このため県では、観光再興条例の趣旨を踏まえつつ、観光関連事業者に対して事業継続や経営改善をサポートするとともに、今後の観光需要に対応する前向き投資等の受入れ体制の再構築支援に取り組んでいるところです。再構築支援については、支援対象者を拡充するため、約5億円の補正予算を計上しております。また、観光人材の確保・定着を図るため、企業の労働生産性向上の取組を支援するとともに、合同企業説明会や職場訓練を通じて観光事業者と求職者とのマッチングを促進することとしております。今後とも、観光業界と緊密に連携を図りながら、沖縄観光の振興に必要な施策の実施に努

めてまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 コロナ感染防止に伴い行われたこのゼロゼロ融資政策で、企業は助かったと思います。これは助かった、この延命策については成功したと思います。しかし、この今の状態からその次のステップに行けない、この状態になりそうなんです。

次の質問に移りませけれども、ゼロゼロ融資の返済と中小企業・零細事業者の経営再生支援への取組。それを伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県では、コロナ禍で影響を受けた事業者の資金繰り支援に加え、収益力の改善を図る事業者に対し、金融機関やよろず支援拠点と連携した支援を行っております。また、事業再生が必要な事業者に対しましては、中小企業活性化協議会等と連携した支援に取り組むとともに、返済不能に至った事業者に対しましては、再生支援条例に基づき迅速な再生支援に取り組んでいるところでございます。引き続き関係機関と連携し、事業者の状況に応じた効果的な事業継続支援に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 先ほどあったように、観光再興条例に基づいた再興の支援ですから、これは支援の内容が全く違います。ぜひその方向での財政支援、そしてまた、この企業の弱体化に伴う再生への障害というんですか、それをしっかりと実態を把握して、企業の本来である成長する経済システム——新しい資金を投入できて、新しいチャレンジができるシステムをつくらなければ、今の状態で行けばどんどん疲弊に向かうと言われております。それをぜひ取り組んでほしい、そういう考え方をお願いしたいんですが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県では現在、国、県、金融機関及び支援機関などが連携し、支援を行う上での課題及びその対応、支援体制の実効性の確認などを行う沖縄・事業者支援態勢構築プロジェクトを推進しているところです。引き続き、このプロジェクトを活用しながら関係機関と連携し、事業者の状況に応じた効果的な事業継続支援に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 知事、この状況が長期化すれば、金融界も疲弊してきます。経済全体に影響していきますから、スピード感を持って、この大胆な支援をするようお願いしたいと思います。

次に、事業存続が危機的状況にある農畜産及び漁業の支援策への取組を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

県では、耕種農家に対する肥料購入経費の一部を補助する緊急支援や施設園芸農家に対する燃油価格高騰対策となる施設園芸セーフティネット構築事業を実施しております。畜産農家への支援策といたしましては、配合飼料の購入経費の補助に取り組んできたところではありますが、価格の高止まりが続いていることから、今議会で補正予算を計上しているところであります。また、漁業者に対する支援といたしましては、漁業燃油及び養殖用配合飼料購入費の一部を補助する緊急支援を実施してきたところであります。

県としましては、引き続き関係団体等と連携し、農業及び漁業経営に影響が生じないように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 昨日も畜産関係の質問が相次ぎましたが、私は酪農家について、特に危機的状況にあると見ておまして、余剰乳問題を発端として、今も本当に苦しい状況が続いて、どんどん酪農家が減ってきて生産量が落ちた。この生産量が落ちたことを補うために、小売業界は県外製品を入れている。その状況でどんどん展開して、しまいには酪農家は子牛を売ってつないでいるという、もう負のスパイラルです。これを防がないと、沖縄県の域内消費あるいは自給率強化が全くできてない、逆行しているという状況なんです。それに取組めませんか。抜本の見直しによって畜産業界を見直す。第一次産業を守る。現状を把握して、現状に合うように、県独自の政策を立てるべきですよ。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

県では、酪農生産コストの低減のため、これまで酪農家が生産した乳用雌子牛を家畜改良センターにて預かり、そして育成して初妊牛として農家へ引き渡す優良乳用牛育成供給事業を実施しております。また、令和4年度には、緊急対策として、県外からの乳用牛の

導入及び受精卵を生産するための和牛雌牛の導入費補助や飼料購入費並びに配合飼料価格安定制度の生産者積立てへの一部補助を行いました。令和5年度におきましても、配合飼料価格の高止まりが続いていることから、飼料費負担を緩和するため、今議会にさらなる追加支援に係る補正予算を提案しているところであります。また、令和5年度より新たに、病気に強く、そして生乳量の多い遺伝的に優れた雌牛を選定し保留する乳用牛長命連産化改良事業を実施することとしております。

昨年酪農家の組合とか生産者の方と意見交換会を、昨年5回、今年2回実施しておりますが、また引き続きどういった形で支援できるかという意見交換会を続けてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 課題は見えているんです。それを整理する必要があるんです。例えば、学校長期休校時の対策、ロングライフ牛乳の製造支援、飼料用サトウキビの安定生産、あるいは生産加工販売体制の構造的見直し。大体そこら辺です。そういったものに早急に取り組むべきということで、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） 酪農の課題につきましては、飼料の高騰等による——議員おっしゃいましたように、生産コストの増加による収益性の低下が挙げられます。そのため、緊急的な飼料高騰対策事業の実施ですとか、自給粗飼料の増産のための支援により生産コストの低減を図る必要があります。また、本県の生乳生産量は、年間の需要量に対し供給が充足されていない状況ですが、小中学校等の休校期間においては余剰乳が発生しており、その対策として県産生乳の消費拡大も課題であると承知しております。この課題に対して、どういったことで支援ができるか、関係団体そして生産者と意見交換をして整理してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 次に、各種業界の人材不足と需要に応じた人材養成の取組を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えします。

県内では、観光関連を中心に人材不足が顕在化していることから、合同就職説明会の回数の増、事業主向け相談対応や専門家派遣による定着支援、各部局における人材確保支援など、取組を強化しているところで

ございます。また、建設、福祉、介護分野などでは専門人材の不足が常態化していることから、県では産業の状況に応じ、各部署で人材育成支援を行うとともに、国や民間教育訓練機関等との連携の下で、公共職業訓練を通じて各産業分野における専門人材の育成に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 本来、沖縄の一番の強みであるべき人材ですよ。若い人材が一番魅力あるとされている沖縄。そこで、全般的に教育、医療、産業全てにおいて人材不足が生じている。これは危機的状況です、知事。必要な人材がどれだけ必要で、どれだけ不足しているか。これを計画的に——もう育成ではない、養成という言葉を使ったのはそこなんです。人材を養成するために短期的な計画も必要なんですよ、長期計画ではなくて。そういった考えをぜひ提案したい。人材養成計画を各分野ごとに検討するべきではないかと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県としましても、人材不足対策は各業種における人材不足の現状、課題を把握し、計画的に実施していくことが重要であると考えているところでございます。

県では、効果的な雇用施策を協議し推進していくため、今年5月に国、県、労働経済団体で構成された沖縄県雇用対策推進協議会・幹事会を開催し、各分野における現状・課題等について意見交換を行ったところでございます。同協議会におきまして、引き続き公・労・使で行う人手不足対策の方向性について協議していくとともに、今後の人手不足対策、公・労・使が取り組む方向性を取りまとめる予定でございます。

今後も各業界における現状、課題把握に努めるとともに、県内の人材不足解消に効果的な施策等について関係団体と意見交換、協議しながら推進してまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 次に移ります。

ごみ処理施設と最終処分場の建設は、最大の行政課題であります。そして義務でもあります。施設建設のために移設する養豚場の環境アセスが4年半かかるため断念したとする、単純ではない問題が発生しました。

4、南部広域行政組合のごみ処理施設及び最終処分場建設計画の白紙化について伺います。

(1)、建設計画断念に至る要因と経緯について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えいたします。

南部広域行政組合は、八重瀬町具志頭地区でごみ処理施設及び最終処分場建設の計画を進めていたところですが、養豚業者が行う養豚場の移転について、その費用の確保が困難であること、また養豚場移転に係る環境影響評価手続に時間を要するため、供用開始が大幅に遅れる見込みになることなどが判明したとして、令和5年5月11日に理事協議会において当該計画を断念しております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 重要なのは、この経費、移転費の問題よりも、環境アセスが後で発覚したというような報道。それにびっくりしているんですけども、県が組合の計画を知ったのはいつですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時42分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えいたします。

南部広域行政組合におけるごみ処理整備事業につきましては、まず、ごみ処理施設が環境影響評価条例の対象となることから、その条例に基づく手続が実施されてきたところです。第1番目の手続になります配慮書というものが、令和2年11月に組合から提出されております。その配慮書の時点におきましては、現状では畜産業が営まれており、敷地面積は約9万6000平米であるというような記載がされているだけで、この移転とかについての記載がなかったというようなところであります。そのため県は、この知事意見において、最終処分場ができるまでの間の畜産業の継続に係る調整状況が明確に示されていないということで、畜産業者を含め関係者と十分な協議調整を図ることというような意見を述べたところです。しかし、その後、この移転に関する相談とか、問合せというのはございませんで、令和4年5月になって次の段階である方法書が提出された際に、この当該方法書において、当該養豚場施設を撤去するというような表現がなされてきたところです。ただその時点でも、移転とか、移転の規模というのが示されておりませんでした。その後、9月になりまして養豚業者ではなく、組合のほうから問合せがありまして、県としてはその際、養豚の

業務、移設についてアセスの対象となる要件について回答したというようなところでございます。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時44分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○環境部長(多良間一弘君) 繰り返しになりますけれども、令和2年に出された配慮書では移転というものは出てなかったということでございます。それで、令和4年9月に出された方法書において、撤去というような記載がされてきたというようなことでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 座波 一君。

○座波 一君 この計画が決定したのは、養豚場を移転することによって成り立つからなんですよ。建設することと同時に移転は必須なんです。2つがあつてこそ成り立つんですよ。だから当初から移転は分かっていたんじゃないかということです。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(多良間一弘君) 先ほども答弁しましたが、令和2年に出された配慮書でそうした移転とか畜産業の継続というものについての状況が記載されておりませんでしたので、県としてはこの配慮書に対する知事意見において、畜産業者等含め、関係者と十分な協議調整を図ることというような知事意見を述べたというようなところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 座波 一君。

○座波 一君 2020年12月に環境影響評価配慮書、そしてまた2020年8月に、環境影響評価方法書に対して知事意見を付すことになっていました。付されています。そのときには、それも載っていないんですよ。この移転先に調査が必要であるというのがないんです。そのときにも分からなかったということですか。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(多良間一弘君) お答えいたします。

方法書の段階で、養豚場施設について、撤去という言葉が出されてきております。そのときに面積が、当初の9万6000平米というものから少なくなっている状況で出されてきておりました。それで場所が、全部の施設の上半分、北半分ほどという話になっていましたので、その上半分について撤去というふうに見られるような中身ではございましたけれども、その際も移転とか、移転の規模というものの記載はなかったということでございます。その後、9月になって、養豚事

業者ではなく組合のほうから、養豚施設のアセスの対象規模について問い合わせがあったというところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 座波 一君。

○座波 一君 環境アセス法に基づいて、沖縄県がつくったのがアセス条例ですよ。条例に基づいてやっていくのが、沖縄県の環境の仕事。その中にちゃんと対象、養豚業は入っている。だからそういった規模とか関係なく、移転もするということを分かっているのに、本当は分かっているはずなんです、現状の話から言うと。それを県がしっかり精査して、最初から助言、アドバイスをするのが県の仕事じゃないかということですよ。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(多良間一弘君) 繰り返しになりますけれども、我々がこの養豚場の移設というのを覚知したのは、組合のほうから問合せのあった令和4年の9月でございます。その際、対象規模について回答したところですが、その際、組合のほうもどれだけの施設面積が必要かというのは把握しておりませんでした。そのため、その時点においても実際に移転が対象になるかというのは、把握できなかった状況でございます。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 座波 一君。

○座波 一君 冒頭で言ったとおり、これは最大の地域の課題なんですよ。そういった重要なものに対して、丁寧にしっかり慎重に当初から対応すべきだということが欠けていたんじゃないかと思っています。これは後でもやりますが、休憩をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時48分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○座波 一君 公共交通なんです、南北鉄軌道の整備状況、進捗と完成までの見通し及び実現性、そして都市モノレールの延伸の必要性の有無を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(金城 敦君) お答えいたします。

県においては、鉄軌道導入に向けて構想段階の計画書策定や追加調査による費用便益比の向上を目指しております。また国においては、県が求める特例制度について調査検討が進められているところです。実現性の観点からは、県の調査においては、費用便益比が1を超えるケースを確認したところですが、さらなる便益向上に向け、今年度は有識者を交えて新たな便益項目を検討することとしております。引き続き、鉄軌道

導入の必要性を丁寧に説明しながら、早期導入に向けて国との協議を進めてまいります。

次に、モノレールの延伸についてお答えします。

県では、令和3年度のモノレール延伸調査において、延伸後の移動時間の短縮や公共交通全体の利用者増はあるものの、採算性等に課題があることを確認しております。このため、延伸の必要性や他のフィーダー交通も含め、幅広く関係市町村と意見交換を進めているところです。モノレールの延伸に係る要請については、市町村や特定非営利活動法人等から受けております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 終了です。

○座波 一君 ありがとうございます。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時51分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 まず休憩をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時51分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○新垣 淑豊君 それでは、6番から行きます。

昨年は多くの選挙がありました。県の管轄する選挙において、障害者の選挙投票についてどのような状況でありましたか。

○議長(赤嶺 昇君) 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長(当山尚幸君) 久しぶりで手順を忘れていました。失礼しました。いきなりでびっくりしましたけど……。

障害のある選挙人に対する制度といたしましては、身体に重度の障害のある方等が利用できる郵便等による不在者投票や心身の故障等により自書できない場合の代理投票などが利用されております。また、投票所においては、各市町村選挙管理委員会により、スロープの設置、職員による介助、車椅子用記載台や点字器を備えるなど、バリアフリーに取り組んでおります。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

この質問をしたきっかけというのが、昨年の豊見城の市長選挙、そして本年の市議選挙に際して、私の知人ですけれども、知的障害を持つお子さんが投票に際して、異なる対応をされたということでした。市長選

では投票できたけれども、市議選では断られたということでありました。親御さんとして、自分の子供の将来に向けて、どの人がよりよい地域をつくってくれるかを考え、期待をかけて投票に行くわけです。お子さんはひょっとしたら理由というのは分かっていないかもしれませんがけれども、家族の中で話合いを持って投票に臨むという大事な一票であると私は思っています。なので、各地の選挙管理委員会に対して、こういったことについて何か通達をされているのか。また、各地域から報告がなされているのかということについてお聞かせください。

○議長(赤嶺 昇君) 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長(当山尚幸君) お答えします。

この件につきましては、関係する選挙管理委員会に確認したところ、該当する事例はあったものの、詳細を把握することは困難でした。しかしながら、障害のある選挙人が円滑に投票することは重要なことだと考えております。投票所における事務は、市町村選挙管理委員会の選任した各投票管理者において実施されるため、県では、総務省から示された障害者の投票支援に係る取組事例と、それから障害のある方に対する投票所での対応例についてなどの資料を、各市町村選挙管理委員会に通知しているところであります。

県といたしましては、これらの通知を各投票所の投票管理者、事務従事者が理解、参照することで障害のある選挙人に配慮した取組が充実できるよう、市町村向け研修会等の様々な機会を通じて、引き続き働きかけていきたいと考えております。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 本当に大事な一票であります。ぜひ各選挙管理の責任者に御通知をいただきますよう、徹底していただきますようお願いいたします。

それでは、続きまして1番に行きます。

国の第4期海洋基本計画を受けて、沖縄県としてどのような海洋政策をつくっていくのか、お願いいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(金城 敦君) お答えいたします。

県においては、海洋基本法の理念や国との適切な役割分担の下、今年度実施する基礎調査の結果を踏まえた上で、本県の自然的、地理的特性等に応じた海洋政策の方向性を検討していきたいと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 海洋政策を所管する部局というの

は、こういったものにまたがっているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（金城 敦君） お答えします。

海洋政策については、企画部、環境部、商工労働部、農林水産部、土木建築部と複数の部局において施策を推進しているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

それ以外も、県庁内ほとんどの、全ての部局にまたがると思っています。教育についても、2007年の海洋基本法を根拠として、2016年の海の日に、日本政府は2025年までに全国の市町村において海洋教育を実施することを目指すと言明しております。その後、2017年に改定された海洋基本法において、海洋教育の充実が図られるなど、教育委員会も含めて庁内各部局にまたがる海洋政策を総合的に進めていかなければならない状況であります。そのためには外部の力も必要であります。やはり県庁内部に、外部の方とのカウンターパートとなるような人材、知識や経験を有する専門人材の採用と配置が必要であると思っております。その点はいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（金城 敦君） お答えします。

海洋政策を総合的に推進するための専門人材の配置などについては、今年度実施する基礎調査の結果を踏まえて検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

今年度基礎調査を実施して、政策の方向性を検討し策定していくということは、前進したと言えるかと思っております。この6次の振興計画の期限までにどの程度進めていけるかというのが、非常に私は不安でなりません。ブルーエコノミーや海洋といったキーワードを散りばめた計画の実行と、ある程度の達成に向けては、これはもう知事の本気度が試されるのではないかと考えております。

知事、振計を定めた責任者としての立場で、この件についてぜひ御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画及び実施計画においても、沖縄県——島嶼県であります。そして、日本全体が島嶼国家であるという、その海洋基本法の理念なども踏襲しながら、沖縄県のこのブルーエコノミーをはじめとするツーリズムや様々な産業分野で、その沖縄の特性を生かした将来性のある計画をつくっていくものというように認識を

しております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ぜひお願いいたします。

続きまして3番の沖縄県のスタートアップ支援、また、事業を拡大する企業の支援体制はどうなっているのかお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県のスタートアップ支援につきましては、投資家とのマッチングや創業相談窓口の設置、伴走型の成長支援プログラムの実施など、スタートアップが短期間で成長するための環境整備に取り組んでいるところです。

事業拡大する企業の支援体制につきましては、産業振興公社やジェットロ等と連携し、県産品の輸出や本土市場での販路拡大、海外とのビジネス交流などを支援しております。また、沖縄ITイノベーション戦略センターなどのデジタル技術に強い専門機関との連携体制の下、企業のDX支援やデジタル人材の育成等にも取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

その中で、ものづくり産業の点とか、農水の技術開発の推進などについても、令和5年度の重点施策の冊子の中にも取り込まれておりました。そこで、資源の乏しい我が県におきまして、稼ぐ力として知財の活用というのが非常に重要でないかと思っておりますが、その知財活用についてのサポートは、どのようになっていますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県では、中小企業等が抱える知的財産の課題解決を図るため、専門家派遣による支援を行っております。また、国が主催し、県・大学等が参画する沖縄地域知的財産戦略本部において、知的財産推進計画を定め、中小企業等に対する個別相談やセミナーの開催等の支援について、各機関と連携して取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 こういった外部の方との連携というのは非常に大事だと思っておりますが、県に、こういった知財に関する専門的な知識を持っている職員はいらっしゃいますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○**商工労働部長（松永 享君）** お答えいたします。

中小企業等に対する知的財産制度の活用促進に当たっては、専門的かつ高度な知識が求められます。現在、県庁内に知的財産専門の職員を配置しておりませんが、県の役割としましては、知的財産の重要性や活用のメリット等を広く周知することと考えております。このため、企業に対する専門的な指導、助言等につきましては、国が設置している知的財産総合支援窓口や沖縄県産業振興公社など、より企業に近い現場で弁理士などの専門家と連携して行うことが望ましいと考えているところでございます。

以上です。

○**議長（赤嶺 昇君）** 新垣淑豊君。

○**新垣 淑豊君** 弁理士とかの専門の方ともお話をしました。その際に、やはり県の中にしっかりとしたカウンターパートが必要ですよということを言われました。先ほどおっしゃっていたように、知財活用について重要であると考えるのであれば、補助金なども含めて、いろんな事業を企画するかと思います。その支援をぜひ民間の取組にマッチングできるような内容にするためにも、もちろん外郭団体に専門家を置くということに併せて、しっかりと事業の要綱を作成する、県庁内にも専門家を配置することを考えてみるのはいかがでしょうかということについてお願いいたします。

○**議長（赤嶺 昇君）** 商工労働部長。

○**商工労働部長（松永 享君）** お答えいたします。

県内企業、大学及び研究機関等より生み出される知的財産につきましては、産業競争力の強化やイノベーションの源泉として重要であると県として認識しているところでございます。今、議員から御提案がありましたところにつきましては、改めて検討しながら今後の取組を検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

以上です。

○**議長（赤嶺 昇君）** 新垣淑豊君。

○**新垣 淑豊君** 御検討いただき、ありがとうございます。

続きまして5番、防災・災害発生時の対応について、沖縄県は職員に対してどのような教育・訓練を行っているかということについてお聞かせください。

○**議長（赤嶺 昇君）** 知事公室長。

○**知事公室長（溜 政仁君）** お答えいたします。

県では、自治研修所の階層別研修において、防災危機管理課職員が講師となり、防災や危機管理に関する研修を行っております。また、知事部局職員を対象に、災害対策本部の設置・運営訓練を開催しており、

県総合防災訓練においても、関連部局の職員が参加し、遺体収容施設運営訓練や観光客等避難訓練、物資輸送・拠点運営訓練等、訓練内容の企画立案を行い、実践的な訓練を行うことで災害対策と防災力の強化に取り組んでいるところでございます。

○**議長（赤嶺 昇君）** 新垣淑豊君。

○**新垣 淑豊君** ありがとうございます。

沖縄県の行政職員に、防災のスペシャリストはいらっしゃるのでしょうか。

○**議長（赤嶺 昇君）** 知事公室長。

○**知事公室長（溜 政仁君）** お答えいたします。

令和5年度の県防災危機管理課の職員数は27名なんですが、そのうち、県警から1名、消防本部から1名の出向職員が在籍しており、防災に関する訓練等の指揮等を行っているところであります。

以上です。

○**議長（赤嶺 昇君）** 新垣淑豊君。

○**新垣 淑豊君** ありがとうございます。

それでは、防災危機管理センター、今、計画が進んでいるかと思えますけれども、こちらの建設・設計に関しては、どのような意見を受けて設計がなされたのかということについてお聞かせください。

○**議長（赤嶺 昇君）** 総務部長。

○**総務部長（宮城 力君）** 防災危機管理センターにあっては……。休憩をお願いします。

○**議長（赤嶺 昇君）** 休憩いたします。

午前11時5分休憩

午前11時5分再開

○**議長（赤嶺 昇君）** 再開いたします。

○**総務部長（宮城 力君）** 災害対策本部を、今行政棟の5階もしくは4階の講堂で運用するというようにしておりますけれども、要員の活動スペース不足、それから地下にある機械設備の浸水性の課題があるということから、常設の災害対策本部、そして、政府の現地対策本部室等を備えた防災危機管理センターを建設することとしたところでございます。

○**議長（赤嶺 昇君）** 新垣淑豊君。

○**新垣 淑豊君** この防災危機管理センターを設置するというのは非常にいいことだと思っておりますし、また先ほど、警察・消防の方々が実際に防災危機管理課にいるということは、これもすばらしいことだと思っております。あと、災害時の連携としては、自衛隊との連携が非常に必要だと思っておりますけれども、これも度々意見されているかと思っておりますが、この防災危機管理の専門官という形で、自衛隊の方からの採用ということについて、どのようにお考えでしょう

か。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 県では、令和6年度を目途に、新たな専門知識や災害現場での実務経験を有する人材を危機管理補佐官として採用し、危機管理監である私、知事公室長を補佐することで、災害危機管理等に対応することとしております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時6分休憩

午前11時7分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

いいですね。こういった形でプロフェッショナル、スペシャリストがいると、その周辺にも知識などが広がっていくと思いますので、本当にありがたい判断だと思っております。

続きまして、4番に入ります。

沖縄県の文化芸術振興に対し、事業の進め方やそこに関わる人材育成は、どのような方針を持って取り組んでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県では、令和5年3月に沖縄県文化芸術振興計画を策定し、基本目標の実現に向け、文化芸術振興施策を総合的に推進しております。県の事業推進に当たっては、県文化振興会や民間事業者への委託を行うなど、外部の専門性を活用しながら円滑な事業実施に努めているところであります。また、文化行政を担う職員については、セミナーやシンポジウムへの参加、伝統芸能の鑑賞、しまくとぅば検定の受検など、文化芸術に触れる機会を通して人材育成に取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

セミナーやシンポジウムへの参加というものも非常に大事なことではあると思いますが、やはりこの文化政策については、私は、ここにもしっかりとしたスペシャリストの採用というのが必要だと思っております。文化政策において、県の現状と課題を取り上げた新聞の記事を目にいたしました。そこには、県に文化芸術の専門正規職員がないということが挙げられていました。外郭団体——先ほど、部長もおっしゃっていましたが、文化振興会には専門家がいらっしゃいますが、この方々というのは基本、非常勤なんです。

政策の策定にも、直接関わりは持たないんです。これは県の職員が基本的には計画を立てていくということになっています。そういった話の内容でしたけれども、県に、文化芸術について何か資格を持っている、そして実際に行政職員としての関わり以外にその文化芸術に対して取組をしている方々というのは、どれくらいその担当課にいらっしゃるのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県の担当部署に、現在どのような職員がいるかということですが、所管する文化振興課には、空手振興課、あるいは県立芸術大学、沖縄県文化振興会など、関連部署や外郭団体の経験のある職員も配置されています。また、個人的に三線や空手を学ぶなど、文化芸術に親しんでいる職員などもございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 もちろん、そういったものをたしなむというものと、やはり文化政策を進めていくところでは、私はレベルが違うと思っております。なので、先ほども話に出ましたように、専門の正規職員がないということは、私はこれは非常に、この沖縄県の文化の継承に対しても問題だと思っております。実際に、沖縄県文化芸術振興条例の中にも「文化芸術は、長い歴史の過程で積み上げられ、伝えられた英知の結晶であり、人々が心豊かに生き、活力のある社会を築き、世界と友好を深めていく基盤として、本県の発展に欠かせないものである」ということで、私は文化芸術振興というのは非常に大事なことだと思っておりますが、その施策をもっともっと踏み込んでやっていただきたいと思っております。

もう一つお聞きしますが、先ほど、県立芸術大学のお話もありました。その卒業生のキャリアパスについて、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時11分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 芸大の卒業生のうち実演家を目指す方々については、かりゆし芸能公演等で若手実演家の育成を目的に、国立劇場おきなわで実施する伝統芸能公演等を行いまして、活躍の場の提供を行っております。また、沖縄文化芸術の創造発信支援事業では、芸大のOBの方が実施している伝統芸能実演家のマネジメントに対する意識啓発及び

スキルアップを促進する事業などの応募があり、それらに対して助成を行っている事例などがございます。また、芸大全般の進路指導の取組なんですけれども、芸大では就職支援アドバイザーや就職支援コーディネーターを配置し、学生からの就職相談をはじめ、就職への啓発活動、就職先の情報収集、就職活動に関する様々な支援などを行っているところです。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 芸大の卒業生の方からも、話を聞いたことがあります。卒業して、その道で食っていくのは時間がかかります。確かに勤め人になるということもできますが、芸や技術を磨くためには、できるだけ稽古や技術向上のための時間が欲しいので、ぜひ奨学金——大学生までは奨学金ですけれども、その後、奨励金というものがあればありがたいというお話を伺いました。

日本において、文化芸術において、功をねぎらうという功労賞は非常に多くあるんですけれども、奨励をするということについてはほとんどありません。私が知っている限りでも、京都市の制度で、それもそんなに多くの人数ではないんです。ある程度経験を積んで、成果を出せるようになれば、また国の事業として文化庁等々の事業で海外への留学制度などもあると聞いております。ぜひ、沖縄県独自で給付型の奨励金という制度ができれば、国の制度に向けての実績ともなりますし、全国の文化芸術に携わる人からも、沖縄県の文化芸術に対しての対応というものについては非常に驚きを感じるのではないかと考えておりますが、この点はいかがでしょう。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 京都市において、若い芸術家の方々を奨励する制度というところで、積極的な芸術文化活動を行うための奨励金を1個人または1グループにつき、300万円支給している。件数はそう多くはないですが、金額的に300万円を支給しているということについては、承知しているところであります。

県では、若手の芸術家が育つような環境整備をしていくことは重要だと考えております。先ほども申し上げましたが、文化芸術活動の持続発展に資する取組を行う文化芸術団体への補助であるとか、若手芸能家の活躍の場の提供とか、そういう支援を行っているところではありますけれども、御提案のあります奨励金等につきまして、先ほどの京都市の事例なども参考に情報収集を行っていきたくて考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

ぜひ、調査していただきたいと思っております。あと、300万という多額な金額じゃなくていいんです。60万を5人とか、50万を6人、そのほうが彼らとしても喜ぶだろうというお話も聞いておりますので、ぜひまた関係者の方からも、いろいろお話を聞いていただきたいと思っております。

先ほどの専門の正規職員としてですけれども、例えば、芸大でアートマネジメントの知識を学んだり、現場を経験して、そういった方々が県職員として行政の仕組みを分かった上で、カウンターパートとして文化芸術関係者のつなぎ役となるということも、非常に私は大事だと思っておりますし、沖縄県内、先ほどもおっしゃっていたいろんな勤務先があります。そういったところで流動性もできると思っておりますので、ぜひそういった職員採用も考えていただきたいと思っておりますけれども、この点いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県の事業推進に当たりましては、県の文化振興会や民間事業者などの外部の専門性を活用しながら事業を実施しているところであります。

具体的に、県の文化振興会には県内外の文化芸術団体での勤務経験のある方とか、芸大の卒業生、文化芸術に精通した者がいらっしゃいます。具体的な支援内容ということで、文化芸術活動への相談助言、関係する専門家や他支援機関の紹介、それから助成金等の情報収集、情報提供、文化芸術活動の企画立案や広報、集客団体運営の講座等の実施、補助事業者のハンズオン支援などを行っております。また、県内外の文化芸術分野における専門家等で構成されたアドバイザーボードにより、補助事業の選定、評価、現場における事業運営、体制整備などの事業全体の助成も行っているところでございます。

こういった外部人材の専門性も活用しつつ、今提案のあります専門職員の部分につきましては、配置する必要性や必要とされる能力、資格、それから任用の形態というような様々な課題もありますので、これらについては他県の事例などを参考に検討していきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

文化振興会、ほとんど非常勤なんです。なので、その点についてもぜひ改善していただきたいというお話もございました。県の外郭団体でございますので、参

考にさせていただければと思っております。

それでは9番の我が党関連ですけれども、石原朝子議員の代表質問2(1)、DXの推進についてのイ、マイナンバーカードの利用促進及びエ、オープンデータの利用に関して。

3月と4月に、県や市町村のサイトが閲覧できない状況になりました。サイトからの申請も今後はいろいろ増えるであろう、行政に対しての申請も増えるであろうということから、この理由について気になっておりますので、理由が分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(金城 敦君) お答えいたします。

サイトが閲覧できなくなった直接的な要因としましては、県と市町村が共同運用するセキュリティ対策の仕組みであるセキュリティークラウド内のサーバー機器に対し、複数の送信元から大量のDDoS攻撃と見られるサイバー攻撃を受けたことにより、ネットワーク機器が高負荷状態となり、処理ができなくなったことによるものであります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

今、サイバー攻撃がありましたということですが、県内のサイバー攻撃の件数、その他行政に対しての攻撃が確認されている件数、またはそのおそれがある件数について、また傾向を教えてくださいたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(金城 敦君) 県内の行政に対するサイバー攻撃の過去3年の件数についてお答えいたします。

令和4年度は5件、令和3年度は1件、令和2年度は7件となっております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 警察本部長。

○警察本部長(鎌谷陽之君) お答えをいたします。

県警察におきまして、県あるいは市町村の公共施設に対する攻撃により被害が生じたとして把握しているサイバー事案といたしまして、例えばですけれども、昨年10月に発生した那覇市立図書館システムのランサムウェア感染事案、あるいは先ほどありました、本年3月、4月に発生いたしました県内行政機関ホームページの閲覧障害事案などがございます。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 県内のサイバー犯罪についての件数、その他、傾向も教えてください。

○議長(赤嶺 昇君) 警察本部長。

○警察本部長(鎌谷陽之君) お答えをいたします。

サイバー犯罪の検挙件数につきましては、令和2年から増加傾向にあり、令和4年中におけるサイバー犯罪の検挙件数は308件となるなど、前年の170件と比較すると大幅に増えております。特に、詐欺罪での検挙が増加している、そういった状況でございます。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 その中でサイバーセキュリティーは非常に大事だと思っておりますが、その人材の確保と育成についての方針と現状、そしてまた予算の確保状況についてお聞かせください。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(金城 敦君) 県庁内のサイバーセキュリティ対策を担う人材の確保につきましては、その要となる庁内ネットワークインフラの運用管理について、専門の外部事業者と委託契約することで確保しております。一方、県職員の人材育成につきましては、専門の外部事業者が県庁内に常駐し県職員と日々業務を連携することで、職員のサイバーセキュリティ対応能力の向上につなげております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

県警のほうはいいんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 警察本部長。

○警察本部長(鎌谷陽之君) お答えをいたします。

県警察におきましては、サイバー空間の公共化に伴い増加する犯罪に的確に対応するために、全職員を対象としたサイバー事案対処に関する知識、技能の向上を目的とした検定、演習、またその中で適性のある職員の能力をさらに向上させるための取組として、特別研修制度の新設をするなどしております。また、今年度の組織定員の見直しにおきまして、サイバー事案の発生に際し、各部門が円滑かつ迅速、的確に対処するための司令塔の役割を担う総括参事官、行政機関や重要インフラへのサイバー攻撃に係る情報収集、事案対処能力を強化するためサイバー事案対処室を新設しております。こうした組織体制の見直し強化を図ったところであり、引き続き組織全体として、サイバー事案への対処能力向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 新垣淑豊君。

○**新垣 淑豊君** サイバー犯罪、今回、DX推進ということになっておりますけれども、これは攻撃者のほうも恩恵を受けるというふうに言われておりますので、ぜひこういった特に流れが速いものについて、もちろん外部人材を採用するというのも必要ですけれども、内部でその流れが分かっていないといけない方も必要だと思っておりますが、その人材の登用についてはどのようにお考えでしょうか。私は、できればボルピングドアとあって、民間と行政が入り組むというものを活用して、先ほどおっしゃっていたように、どんどん職員の中にも広げていくことを進めていくべきではないかと思っております。見解をお願いいたします。

○**議長 (赤嶺 昇君)** 企画部長。

○**企画部長 (金城 敦君)** セキュリティー対応業務を実施するには専門知識やスキルが必要であり、現在は委託により、それを確保しているところです。専門人材の採用については、他県の事例も調査の上、効果的かつ効率的にセキュリティ対応業務を実施する方法について検討したいと考えております。

○**議長 (赤嶺 昇君)** 新垣淑豊君。

○**新垣 淑豊君** ありがとうございます。

ぜひ、これは今後DX化という中で絶対に必要なことだと思いますので、予算づけも含めて御検討いただきたいと思っております。

今回、専門人材の採用ということについても中心にお話を聞かせていただきましたが、その中で外部の団体へ出向して戻るときに、出向先とあまり関係ない部署に戻るケースも結構あるんですというお話もありました。せっかく人脈や庁外の考え方を知った人材として、もったいないんじゃないかと思っておりますが、その配置の方針については、どのようにお考えなのでしょうか。

○**議長 (赤嶺 昇君)** 総務部長。

○**総務部長 (宮城 力君)** 職員の人事配置に当たっては、職員の適性のほか、希望する業務、健康状態、家庭の事情等も踏まえているところでございます。外郭団体等に派遣された職員で、その分野に適性を有する職員については、可能な限り関連する分野の所属に配置するなど、適材適所の人事管理に努めたいと考えているところでございます。

○**議長 (赤嶺 昇君)** 新垣淑豊君。

○**新垣 淑豊君** ぜひよろしく願いいたします。

それでは8番、県立病院の総務事務センターの状況について、現在の進捗状況と今後はどのようになるのかということをお聞かせください。

○**議長 (赤嶺 昇君)** 病院事業局長。

○**病院事業局長 (本竹秀光君)** お答えいたします。

病院事業局では、各病院で行っている職員給与事務等を集約化し、事務処理の効率化、適正化及び担当職員の負担軽減を図るため、令和5年4月に病院事業総務課内に病院総務事務センターを設置し、一部の事務を開始したところです。

令和5年度は、効率化の要となる病院総務システムを稼働させるとともに、先行的に北部病院及び宮古病院において、通勤手当、時間外手当などの事務移管を完了させることとしております。そのほかの4病院の事務移管についても段階的に進めて、令和7年度には完了する見込みとなっております。

以上です。

○**議長 (赤嶺 昇君)** 新垣淑豊君。

○**新垣 淑豊君** 各病院、各職種によって勤務形態が異なるので、対応が大変であると聞いていますけれども、現状はどのようになっているのでしょうか。

○**議長 (赤嶺 昇君)** 病院事業局長。

○**病院事業局長 (本竹秀光君)** おっしゃるとおり、3年前まで中部病院にいたんですけれども、特に給与を担当する職員の負担が大きくて、定期監査で時々ケアレスミスを指摘されるという状況があったんですね。そんな中で、今回のその時間外手当等は知事部局とは全く異なるので——今でもまだ紙媒体なんですけれども、これを適正化する上でも、もうデジタル化しないといけないだろうとは考えておりました。今回病院事業局に来て、この事業が始まったことで、かなり医師の働き方も、そういうデジタル化の中から分析できるものと思いますので、これはぜひ進めていかないといけないかなという感想を持っています。

以上です。

○**議長 (赤嶺 昇君)** 新垣淑豊君。

○**新垣 淑豊君** センターの職員数ですけれども、現状は何人で、今後どのようになる予定でしょうか。

○**議長 (赤嶺 昇君)** 病院事業局長。

○**病院事業局長 (本竹秀光君)** 現状は6人です。デジタル化が進めば、総務事務センターの人数がそれほど増えることは予想していないんですけれども、令和7年度に完了する時点でどれぐらいの業務になるかということは、これから見ていかないといけないかと思っております。

○**議長 (赤嶺 昇君)** 新垣淑豊君。

○**新垣 淑豊君** 各病院の事務職員の数はどのようになっているのでしょうか。

○**議長 (赤嶺 昇君)** 病院事業局長。

○病院事業局長（本竹秀光君） 現在のところ、給与担当の事務を引き揚げる予定はなくて、その人たちはほかの分野で仕事をしてもらうということになりますので、将来的に本当にデジタル化で全てが済めば、業務量を測って見直す必要があるかもしれませんが、現在のところそういう予定はありません。給与担当の職員等は、そのまま総務の中で別の業務を担当することになると思います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 人数が減らないとなりますと、純粋にセンターの分だけ数が増えるということにつながるのではないかと思いますけれども、その辺りはどうなんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（本竹秀光君） 事務職は、実はこれまでに全く増えていなくて、負担ばかり増えていた現状があります。やはり将来的にも事務職員は手当てをしていかないと、県立病院の経営にも関係することです。その辺の数に関しては、先ほども申しましたけれども、業務量を測りながら対応していくことが必要かなと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 私もちっと現場の職員から聞き取りさせていただいておりますけれども、むしろ今、業務が増えているという声がありました。これまでは病院職員に渡せば済んでいたものが、それがさらに病院、総務事務センターまでつながなければいけないということで、その中でトラブルがかなり発生しているということもあります。あと、4月に人事異動してきた職員は通勤手当や住居手当とかの手順が増えた影響があって、4月中には1件も手当の認定ができていましてしたという状況がありましたけれども、今はそのトラブルの解消はされているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（本竹秀光君） スタートしたばかりで今、評価はなかなかできませんけれども、いずれにしても、いわゆる知事部局の好事例を参考にはしています。ただ、同じようにいくとは思っていませんけれども、いずれにしてもこれからは紙媒体を変えていかないと、職員は今、県立病院全体で4300人くらいいます。それに対応するためにも、やはりこれからは、こういうシステムに変えていかないと、なかなか病院の運営が難しくなるんだろうというふうに思っています。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 もちろんデジタル化というのは、非

常に大事なことだと思います。先ほど、センターの職員6名というお話でしたが、知事部局と比べると、その1人当たりの給与を算定するというか、計算していく職員の数が少ないんじゃないかというような話も聞いております。その辺の比較というのは、どのようになっているんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（本竹秀光君） おっしゃるとおり、現在は例えば病院事業局で、1人の職員で150人くらいの対応。知事部局と比べると、恐らく10倍くらい違うと思いますけれども、という意味でもやはりデジタル化したほうが対応ができると思いますし、1人で150人はかなりの負担ですよ。だから、それを今、期待しています。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 すみません、参考までに聞きたいんですけれども、知事部局で給与担当者1人あたりは何人いらっしゃるんですか。何人を見ているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時32分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 今、知事部局の総務事務センターで管理している人員は、各種委員会も含めて4600人程度。今、総務事務センターで従事している職員が24人。単純に割りますと、200人弱というところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 先ほど、今事務センターに6人いらっしゃると言っていましたけれども、それは、後々人員を増やしていく方向になるのでしょうか。今の知事部局の計算でいくと、同じくらい人数が必要になってくると思いますけれども。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（本竹秀光君） 段階的に、やはり同じぐらいですよ。4000人余りですので、多分25人ぐらいには増えていかざるを得ないのかなと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 センター所属の職員の人事というのは、独自の採用になるのでしょうか。それとも、

例えば今おっしゃっていたように、知事部局のセンターからの交流というのも出てくるのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（本竹秀光君） 現在の6人は、交流であってがっています。将来的にはやっぱり病院事業です、プロパー職のトレーニング等々含めて増やさざるを得ないのかという部分は考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 そうなりますと、実は本当にまとめるのがいいことなのかなとちょっと気になってしましまして。それであれば、各病院にしっかりとした担当人員を増やしても変わらないんじゃないかと。だってこっちで24人増やすんですよね。同じくらい二十何人か増やして、さらにそれぞれの病院の人数を減らすわけではないと。であれば、定数を変えて、そこに人材を投入したほうが、よりいいのではないかとこのように思っております。

事務機能集約は決して効率化につながらないということもありますので、例えば病院とセンター間のコミュニケーションの中で遅延が生じるとか、情報の伝達とかそういったものに時間がかかることでスピードが低下するとか。標準化されたもので、先ほど言っていたように、それぞれの病院というのは勤務形態が異なったりしている、その実情というのを分からない方が事務センターで働くようになると、それこそミスが増えてくる可能性は私は増えるのではないかと思っておりますので、ぜひちょっと、この点を考えていただきたい。一回整理していただきたいと思っておりますけれども、この点はどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（本竹秀光君） おっしゃるとおりかもしれませんが、先ほども申しましたように、実は、特に医師の時間外手当というものを整理するのが非常に厳しいです。そういう意味では、デジタル化して分析するという意味では、別に県立病院はどこであれ一緒ですので、それを一つの方法としてやるのがこれから必要じゃないかということで、この事務センターに関しては考えているところであります。やはりどうしても、分析していかないといけない。これは働き方改革につながりますので、特に、医師のところは非常に大きな部分になるかなと思います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 うーん、分析は別にやってもいいけど、それぞれの計算はそれぞれの病院でやってもいいんじゃないかと思いました。

ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時38分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

末松文信君。

〔末松文信君登壇〕

○末松 文信君 おはようございます。

それでは、沖縄・自民党会派、末松文信、一般質問を行います。

まず初めに、1、知事の政治姿勢についてであります。

知事は、我が沖縄・自民党会派の要請に対応されて、去る5月19日、就任後初めて久辺3区に赴き、意見交換をなされたようでありますけれども、久辺3区は、御承知のように普天間飛行場代替施設の移設先地域として、条件付で受入れを容認した地域であります。その久辺3区の皆さんと、代替施設建設に真っ向から反対する知事が、立場を乗り越えて赴かれた久辺3区との意見交換の趣旨と成果について伺います。

(2)、普天間飛行場代替施設建設に伴う埋立事業についてでありますけれども、普天間飛行場代替施設建設に伴う公有水面埋立事業は、ほかでもない沖縄県が承認したものと理解しております。

そこで、ア、沖縄県が承認した埋立工事は、合法的に進められていると理解しておりますけれども、これに反対する法的根拠について伺います。

イ、埋立事業に係る一連の裁判の経過と見通しについて伺います。

(3)、名護一那覇間の鉄軌道導入に向けた取組状況について伺います。

2、保健医療部関係。

(1)、公立北部医療センターの整備に向けて事務所も設置され、本格的に取り組まれているようでありますけれども、その取組状況について伺います。

(2)、伊平屋、伊是名両村から診療所や医師、看護師の宿舎等の移転整備計画について、公立北部医療センターの整備以前に実施することでありましたけれども、先日両村に伺った際にも、重ねて要請がありました。その後の進捗状況について伺います。

(3)、薬学部設置に向けた取組状況について伺います。

3、子ども生活福祉部関係。

コザ児童相談所は、この間、様々な問題を抱え、県民からも児童相談所の実態調査と対応策が求められております。

(1)、児童相談所の業務改善等の対応策について伺います。

(2)、里親委託解除事案に関する調査報告書を公表することについて見解を伺います。

4、農林水産部関係。

(1)、名護食肉センター移転整備計画の取組状況について。

前定例会で事業主体について、沖縄県、名護市及び協業組合の3者が共同して組織することを提案いたしましたけれども、その後の取組状況について伺います。

(2)、県内養鶏農家の実情と経営支援について。

ア、飼料等の高騰による影響と支援策について伺います。

イ、鶏卵の洗浄、選別及び販路の現状と課題について伺います。

5、教育庁関係。

(1)、名護高等学校附属桜中学校について。

ア、新入生の学習状況について伺います。

イ、現在のプレハブ校舎に代わる校舎の整備計画について伺います。

(2)、名護商工高校への設備系学科設置に向けた取組状況について。

前定例会でも取り上げましたけれども、設備系学科は中部、南部の高校それぞれに設置されております。北部地域に設置することは教育の機会均等を図ると同時に、人材育成の観点からも大変重要であると考えております。誠意ある御答弁をお願いいたします。

6、土木建築部関係について。

(1)、名護市旭川の鉾山開発周辺の陥没や浸水等について。

地元の旭川区長の要請を受け、北部土木事務所に早速、現地調査をしていただきました。その調査によるア、被害状況と原因、そして対応策及び再発防止策について伺います。

7、我が党の代表質問との関連については割愛いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 末松文信議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、久辺3区との意見交換の趣旨と成果についてお答えいたします。

去る5月19日の意見交換は、地域の実情及び要望

等を把握するとともに、沖縄県の考えを地元の方々に御説明するため、私が久辺3区を訪れ、久辺3区の代表の方々と意見交換を行っております。今回の意見交換は、辺野古新基地建設計画や基地負担の現状、地域の振興などについて、久辺3区の代表の方々と私がお互いの考え方を率直に述べ合う場となり、相互理解を深めるよい機会となったと捉えております。特に、沖縄県が辺野古新基地建設に反対する理由や、普天間飛行場代替施設を辺野古新基地と呼ぶ理由について、私から久辺3区の代表の方々に対して丁寧に説明する機会をいただけたことは、大変有意義なものであったと考えております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

[土木建築部長 前川智宏君登壇]

○土木建築部長（前川智宏君） 1、知事の政治姿勢についての(2)のア、変更承認申請を不承認とした根拠についてお答えいたします。

県では、沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書について、公有水面埋立法への適合状況を確認するため、沖縄防衛局に対して、延べ39項目452件の質問を行ってきたところであります。沖縄防衛局の回答を踏まえ、慎重に論点の絞り込みを行い、土木及び環境に関する専門家の助言を求め、公有水面埋立法への適合性について、災害防止及び環境保全に十分配慮した計画となっているかなど厳正に審査してきたところです。審査の結果、「国土利用上適正且つ合理的なること」、「環境保全及び災害防止に付き十分配慮せられたるものなること」の要件に適合しないと認められることと判断したところであります。これらのことから、県では、普天間飛行場代替施設建設事業に係る埋立地用途変更及び設計概要変更承認申請について、令和3年11月25日に不承認とする処分を行ったものであります。

次に6、土木建築部関係について(1)のア、名護市の旭川鉾山周辺の被害状況、原因及び対策等についてお答えいたします。

被害状況については、周辺地権者に確認したところ、畑へ土砂や水が流入し、冠水及び陥没が発生したとのことであり、原因については、現在調査中であり、県は、事業者に対し、砂防指定地内の河川に無許可で設置した構造物や土砂を撤去し、原状回復するよう指導しております。なお、再発防止策については、違反が繰り返されることがないように巡視などを行っていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 溜 政仁君登壇〕

○知事公室長（溜 政仁君） 1、知事の政治姿勢についての中の(2)のイ、裁判の経過と見通しについてお答えいたします。

辺野古新基地建設に関連し、県と国との間で生じた訴訟は12件であり、訴訟の結果については、和解等により取下げとなったものが4件、敗訴が5件、係争中が3件となっております。係争中の訴訟3件のうち、県の埋立変更不承認処分に係る国の裁決及び是正の指示の取消しを求める関与取消訴訟2件は、令和5年3月23日、最高裁判所に上告受理申立てを行ったところであり、また、国の裁決の取消しを求める抗告訴訟1件は、那覇地方裁判所において審理が続けられております。

県としましては、これらの訴訟において、引き続き、国の裁決と是正の指示が違法であることを司法に対して強く主張してまいります。

次に3、子ども生活福祉部関連についての中の(2)、里親委託解除事案に関する調査報告書の公表についてお答えいたします。

令和4年度に県が実施した里親委託解除事案に関する調査の報告書開示に当たっては、沖縄県情報公開条例第7条第2号に基づき、個人に関する情報により特定の個人を識別することができるもの及び公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する情報を除き、情報公開請求に応じる形で部分開示しております。当該報告書の開示範囲については、既に県として意思決定しており、現時点で当時の意思決定を変更すべき新たな事由が見当たらないことから、新たに開示することはできないものと考えております。

以上になります。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 金城 敦君登壇〕

○企画部長（金城 敦君） 1、知事の政治姿勢についての(3)、鉄軌道導入に向けた取組状況についてお答えいたします。

県においては、鉄軌道導入に向けて、構想段階の計画書策定や、追加調査による費用便益比の向上を目指しております。また、国においては、県が求める特例制度について調査検討が進められているところです。今年度は、さらなる便益向上に向け、有識者を交えて新たな便益項目を検討することとしております。引き続き鉄軌道導入の必要性を丁寧に説明しながら、早期

導入に向けて国との協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 糸数 公君登壇〕

○保健医療部長（糸数 公君） 2、保健医療部関係についての(1)、北部医療センターの取組状況についてお答えします。

公立沖縄北部医療センターにつきましては、現在、建物の配置計画、機能的で効率的な病棟計画、病院の外観や内装などのデザイン等の基本設計を行っており、令和5年6月末で終了する予定です。また、病院の設置主体となる沖縄県北部医療組合を令和5年4月1日に設置し、基本設計を踏まえた実施設計や、組合議会開催に向けた準備を行っているところであります。加えて、病院の運営主体となる財団法人設立に向けた検討、病院整備のための財源確保に関する調整を行っているところであり、関係機関と連携し、北部医療センターの早期整備に向けて取り組んでまいります。

続きまして(3)、薬学部設置の状況についてお答えします。

県では、薬剤師不足解消に向けた様々な取組を実施しており、沖縄県薬剤師会等により集められた薬学部設置を求める約10万筆の署名を受け、設置に向けた取組を推進しております。県がこれまで実施した調査では、今後も県内の薬剤師の需要量が供給量を上回る状況で推移することや、アンケート調査等の結果から、県内国公立大学への薬学部設置の必要性が高いことが確認されております。県は、令和5年2月に沖縄県内国公立大学薬学部設置に関する基本方針を公表し、薬学部設置に向けて取り組んでおります。今年度は、県内国公立大学へ基本方針等を説明し、理解を得るとともに、薬学部設置を希望する大学を公募し、有識者等で構成された選定委員会において、県が支援する大学の選定を行う予定としております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 本竹秀光君登壇〕

○病院事業局長（本竹秀光君） 2、保健医療部関係についての(2)についてお答えいたします。

病院事業局では、令和5年6月に伊平屋村及び伊是名村を訪問し、両村から提案のあった移転候補地の敷地面積や災害時の医療提供体制などの立地条件の確認と今後の整備スケジュールについて協議を行っております。伊平屋診療所等については、村の手続きが整い次第、令和5年度から設計業務を実施することとしてお

ります。伊是名診療所等については、移転候補地として村役場移転後の跡地を予定していることから、村役場解体撤去後の令和7年度に設計業務を実施することとしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 3、子ども生活福祉部関係についての御質問の中の(1)、児童相談所の業務改善についてお答えいたします。

県では、令和4年6月の調査委員会の中間報告を踏まえ、同年8月に児童相談所相談体制の充実に向けた対応方針を策定し、子供の意向を酌み取る取組の推進やケースワークの在り方の見直し、里親支援の強化等に取り組んでおり、令和5年度から中央児童相談所及びコザ児童相談所合わせて13名の増員を行い、体制を強化したところです。また、児童相談所業務の質の確保、向上につながる仕組みの一つである第三者評価の導入に向け取り組んでおります。子供の権利ファーストの理念の下、児童相談業務のさらなる充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 前門尚美さん登壇〕

○農林水産部長（前門尚美さん） 4、農林水産部関係についての(1)、名護市食肉センターの移転整備に向けた取組状況についてお答えいたします。

名護市食肉センターの移転整備については、家畜防疫措置の観点や家畜の処理頭数などの実情を踏まえる必要があることから、県では、移転整備の必要性や補助事業の活用を含めた対応策について、名護市と北部食肉協業組合を含めた3者で検討を行っております。また、県は、令和5年5月に、現施設の所有者である名護市と意見交換を行ったところであります。

県としましては、安定的な食肉流通が図れるよう、引き続き関係機関と調整を行ってまいります。

同じく(2)、アの養鶏農家に係る飼料高騰の影響と支援策についてお答えいたします。

養鶏経営においては、生産費に占める飼料費が約7割となっていることから、昨今の配合飼料価格高騰により、非常に厳しい経営状況にあると認識しております。令和5年度においても、配合飼料価格の高止まりが続いていることから、飼料費負担の急増を緩和するため、今議会にさらなる追加支援策に係る補正予算を提案しているところであります。

県としましては、引き続き市町村や関係団体と連携

し、畜産農家の経営安定に努めてまいります。

同じく(2)のイ、鶏卵の洗浄、選別及び販路の現状と課題についてお答えいたします。

県内の中小規模の養鶏農家は、主にJA系統の施設を利用しております。令和4年度の取扱いについては、JAおきなわ北部GPセンターで2942トン、沖縄県鶏卵食鳥流通センターで5833トンが処理され、そのうち7924トンがJAおきなわに販売委託されていると聞いております。両GPセンターにおいては、近年の物価高騰等により運営費等が上昇しており、農家手数料の増加が課題となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 半嶺 満君登壇〕

○教育長（半嶺 満君） 5、教育庁関係についての(1)のア、県立名護高等学校附属桜中学校の状況等についてお答えいたします。5の(1)のアと5の(1)のイは関連しますので、恐縮ではありますが、一括してお答えいたします。

附属桜中学校では、新1年生が40名入学し、21世紀をリードするグローバルな高い志を持つ人材の育成を基本方針に、6年間の学びを見通した教育課程を設定し、生徒の夢実現に向けて取り組んでおります。現在、生徒は各教科の学習に意欲的に取り組むとともに、部活動等を通して、高校生とも交流を行っております。また、新たな校舎の計画等については、長期的な観点から検討していく必要があると考えております。

県教育委員会としましては、引き続き、中高一貫教育校の学習環境の整備に努めてまいります。

同じく(2)、名護商工高校への設備系学科設置についてお答えいたします。

県立高校の学科等については、地域の生徒数の動向、生徒・保護者のニーズ、地域の実情等を考慮して設置しております。名護商工高校においては、令和4年度に工業系学科を再編したところであり、定員を充足するための取組を強化しているところであります。設備系学科の新設に関しましては、引き続き、工業系学科の充足率の推移や学校との意見交換等を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 御答弁ありがとうございました。

それでは再質問を行います。

質問の順序は逆に行きたいと思っております。

まず、6の土木建築部関係でありますけれども、こ

れについて今、写真パネルを紹介いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後0時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○末松 文信君（パネルを掲示） これは土砂ですけども、この下に谷間があります。この谷間に向けて、重機でリレーした形で投棄されている。こういう状況になっております。

（パネルを掲示） それから先ほどの重機から押された土は、このコンクリートボックス——簡易のボックスですけども、これが敷設されていて、その上にかぶさってきている状況になります。

（パネルを掲示） それから、これは雨でこのボックスの上はずっと流れ込んできて浸水をするとか、畑に影響、被害が出ております。

（パネルを掲示） それでこちらですけども、これだけのものが陥没しているわけです。これは1か所だけではなくて、その地域全体にそういう状況が表れています。

そこで再質問でありますけれども、この事案は沖縄総合事務局が鉱山開発を許可はしましたけれども、開発業者は、その周辺が砂防法に基づく砂防地域に指定されている地域であるにもかかわらず、この周辺地域の土地の改変を関係法令に基づかず長期にわたってその開発を行ってきたという状況があります。その状況を長年、指導監督することなく放置していたことが、今回の陥没や浸水、さらには赤土流出の原因となっていると思われま。これを防止するためには、関係機関が連携して日頃から管理パトロールを徹底することと、それから地域住民からの情報収集窓口の設置が必要かつ重要かと思えます。

これについての御所見を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えをいたします。

関係機関と連携しました再発防止策につきましては、通報や現場確認及び巡視などにより、他の関係機関に関連する可能性がある行為が確認された場合には、関係機関へ速やかに情報提供を行いますとともに、必要に応じて連携して立入調査を行うなどの対策が重要であると考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 部長、先ほども申し上げましたように、長期間にわたって改変がされている。そういう状況の中では、日頃から皆さんがパトロールを徹底して

いれば気づいたはずなんです。長年放置した結果が今の状況になっているということですから、この辺はしっかり連携して取組をしていただきたいと思います。

それから一番残念なのは、今やんばるの世界自然遺産群の傍らで、こういった無秩序な開発がされていくとなると、この世界遺産に大変な傷をつけるのではないかと。こういうところでこんな無秩序な開発をさせてはいかぬと私は思っておりますので、ぜひともそういうことも国と県、あるいは市町村とが連携して、この再発防止を徹底していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 議員御指摘のとおり、このような違法な開発というものは大変重要な取締り等が必要と考えております。今後とも関係機関と連携をいたしまして情報共有を行いますとともに、連携して乱開発の防止等に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 よろしくお願ひいたします。

それでは次に4番の農林水産部関係でありますけれども、今北部地域の養鶏農家が、羽地にあるいなみねファームを中心として組みたいなものを設立して、この養鶏、鶏卵からその販売、あるいは販売ルートについても自らしっかりと運営していきたいという話があります。また、今まではあまり活用されていなかった廃鶏の処理加工も自ら行って、付加価値をつけた6次産業化を提案しているところであります。こうした北部地域における養鶏農家の自主運営計画について、これを進めていくためには、ぜひとも県の支援が必要不可欠と思われる。養鶏農家は今、JAおきなわとの協議を進めているようではありますけれども、県においても御指導と調整を図っていただきたいと思います。御所見を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

新たなGPセンター等の施設整備につきましては、用地確保や資金の調達、費用対効果分析に基づく事業経営の策定などに関し、検討する必要があると認識しております。

県としましては、県全体の鶏卵の生産量や流通体制も含め、今後市町村や関係機関などと協議し、どのような支援が必要か検討してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 部長、せっかくその地域の皆さんが自主的に事業を立ち上げたいと言っているわけでありますから、J Aとも相談して、ぜひ独自性を持った事業ができるように御指導をお願いしたいというふうに思っております。

次に、3の子ども生活福祉部関係ですけれども、児童相談所についてであります。これは組織体制や人事に課題があるのではないかと考えておりますけれども、御所見を賜りたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時12分休憩

午後0時12分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 児童相談所につきましては、虐待事案等の急増におきまして職員が足りないという状況が恒常的に続いているという状況がございます。中長期的に体制を強化していくということで、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、この4月にも13名の拡充をしていただいたところであります。また、今回の里親解除事案に関しましては、児童相談所とそれから本庁との連携、そういったところについても指摘を——御意見、提言をいただいたところでございますので、その連携の拡充も含め、取組を進めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 次に、里親委託解除に関する調査報告書ですけれども、これを見ましたら調査報告書は部分開示となっております。黒塗り部分が多く、真相がよく分からないと。私ども委員会での審査においても、なかなかこれ以上進められないというような状況がありますので、真相が解明できるような範囲まで開示できないか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） お答えいたします。

今回の調査報告書につきまして、県としては慎重な対応を取っております。先ほど答弁したとおり、情報公開につきましては、個人に関する情報により特定の個人を識別することができるもの及び公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する情報を除き、情報開示をしております。さらに、議会の委員会等での審査のために開示ができないかということにつきましても、弁護士等とも相談したのですが、現時点において開示の範囲をやは

り変更すべき事由はない、新たに見当たらないということで、今回新たに開示することはできないというふうに考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 公室長、これは、県が意思決定しているから新たな対応はできないと言っておりますけれども、私ども議会議員としての、委員会としての権能が果たせないという状況ですから、何とか御理解を賜って、その審査が進むようなことをぜひ考えていただきたいというふうに思います。委員会のほうでもこれから対応策をお願いしたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

それから子ども生活福祉部長、これだけの問題を抱えて大変だろうと思っておりますけれども、調査委員会の委員の皆さんからのいろんな指摘もあります。そういった指摘を受けて、しっかりとした改善策がいまだに提供できていないのは非常に問題だと私は思っておりますので、対応方針を決定されたということでもありますけれども、ぜひとも速やかに児相に対する改善策を公表していただきたいと思っております。これは要望しておきます。

次に、保健医療部関係でありますけれども、本竹先生、先ほどの御答弁、大変ありがとうございました。早速地元で報告したいと思っております。引き続きよろしく願いいたします。

それから、(3)の薬学部設置についてでありますけれども、これについても一つお聞きしたいことがあります。設置に向けたスケジュールに変更はないのかということ、設置する国公立大学の選定状況についてであります。先ほど、これからということでありましたけれども、応募する大学があるのかどうか、可能性についても御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

薬学部設置のスケジュールにつきましては、令和5年2月に策定した基本方針において、令和10年4月までの開学を目指すというところに変更はございません。そして国公立大学の選定状況については、先ほども述べましたけれども、今年度、基本方針の説明を行う予定としておりまして、県内の国公立大学——琉球大学、名城大学、それから県立看護大学へ基本方針等を説明し、理解を得るという作業を今行っているところでございます。説明を行い、大学側と意見交換をしながら、選定に向けた作業を進めているという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 それでは引き続き、よろしく願います。

それでは最後に、知事の政治姿勢について再質問したいと思います。

久辺3区との意見交換の中で、知事は、県からの説明に対して地元からは特に意見がなかったのに、理解を得たものと考えているとの答弁が昨日ありましたけれども、冒頭にも申し上げましたとおり、地元の方々はどこも引き受けるところがなく、やむなく条件付で受入れを表明した。そういう皆さんに、知事がそういった説明をされたことについて、今さら何を言っているのかと僕はあきれているのではないかと感じておりますけれども、知事、もう一度御答弁をお願いできますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時19分休憩

午後0時19分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 久辺3区の皆さんとの話合いの中では、沖縄県が辺野古新基地建設計画に反対することについて、その内容を少し説明させていただきました。しかし、私はこれは個人的な考えですがと前置きをした上で、普天間から三十数キロしか離れていない辺野古にその普天間の機能を移すということは、普天間周辺の住民の皆さんの今の実害の状況がそのまま移ることになるかもしれないということにも、私は反対だという気持ちがありますという話も付け加えました。ですから、そのような私の考えについては、理解をしていただけたのではないかと思います。これは、基地を移転する移転しないということとは別の理解だと私は受け止めております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 知事はそういう答弁で終始しておりますけれども、私が知事にもう一つ尋ねたいことは、この普天間代替施設というのは、今の普天間の機能をほとんど集約するというのが計画であります。その計画としては、滑走路が2本ある。もうこれは計画として閣議決定されて、日米で合意されたものですよ。それを違うと言うのは、何か根拠があるのですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時21分休憩

午後0時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖縄県が反対しているその内容の中には、従来の稲嶺元知事が付した条件、岸本元名護市長が付した条件で、当初容認が得られていたその内容が閣議決定で廃止されて、このV字案になったということは、従来の計画とは違うという意味で申し上げているものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 これは閣議決定されて日米両政府が合意したことについて、これは違うとおっしゃるのですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 従来話し合われていた内容のものとは違う上に、何の条件も付されていないということも違う点であるというように考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 ですから、違うということで反対する根拠は何ですかと聞いているのです。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 辺野古移設計画は従来の普天間基地にはなかった係船エリア、弾薬搭載エリアなど、従来の機能以上の機能が付与されているということについて、これは単なる移設ではなく、新たな機能を加えた基地の負担増であるということが大きな反対理由だと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 計画は、当時の県も政府も合意の下で成立しているわけです。それが閣議決定されて成案になっているわけです。この成案になったことを覆すだけの根拠があるのかと聞いているのです。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 成案になったそのものに対してというよりも、基地の計画は、多くの県民の基地の負担軽減という点から、この計画は負担軽減という方向性には当たらないというように指摘をさせていただいているわけです。

○末松 文信君 ちょっと休憩お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時24分休憩

午後0時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 法的な根拠につきましては、公有水面埋立法による厳正な審査を行ったということで、先ほど土木建築部長が答弁をしたとおりであります。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 じゃ反対のための反対をするわけで。

では次に移ります。

これまでの裁判の結果ですけれども、政府のいわゆる関与訴訟といえますか、国の関与取消しということでの裁判は何件ありましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時26分休憩

午後0時26分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） お答えいたします。

現在係争中の2件を含めまして5件になります。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 この2件は係争中でありますから、残りの3件について結果はどうでしたか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） まず平成28年の関与取消訴訟につきましては、和解による取下げとなっております。平成31年と令和元年の関与取消訴訟2件、執行停止と裁決に関する関与取消訴訟については、執行停止については取下げ、裁決については令和2年に県の敗訴ということになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 国の関与取消しということについて、再三皆さんは提訴しているようですけれども、今回の係争中の2件については、もうこれが民意になっていますよね。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時28分休憩

午後0時28分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） お答えいたします。

今回の関与取消訴訟については、国が、沖縄防衛局が起こした変更承認を県が不承認としたことについて、国が取り消したことに係る関与取消訴訟でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 ですから、これまでの国からの是正措置について、国の関与はよくないんだと、これを取り消してちょうだいというのが訴訟の趣旨だと思います。今回も同じことですから、これまでの訴訟も同じことでみんな敗訴しているわけです。今回の訴訟も、もう敗訴するのは明らかです。まあそういう中で、勝訴する、勝てる勝算があるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時29分休憩

午後0時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 今回の是正の指示の関与取消訴訟につきましては、県としては、その裁決がまず国の固有の資格によって行われたものであるということ、あるいは、公有水面埋立法に定める要件で審査したところ、災害防止要件あるいは環境保全要件等ある正当性の事由、埋立ての必要性等々を審査した結果、法に定める各要件に適合しないということを判断したということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 このまま進めていって、もし敗訴したらどう責任取るんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時31分休憩

午後0時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 今3件の訴訟は係争中ということでございます。ですので、裁判の結果に対する反応については現在、予断を持ってお答えすることは差し控えたいというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 ですから、今までのその裁判は、国の関与はよくないと言って、関与を取り消す裁判を何度もやっているんですよ。これはもう資格もないと、訴える資格も県にはないということで、最高裁から言われているんですよ。そういう中で、またこのことをやる。そこで、今度負けたときにはどう責任を取るんですかと聞いているんですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時32分休憩

午後0時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 令和4年12月の最高裁判決につきましては、県が行った埋立承認処分の取消し、撤回に関する裁決の適法性が争われた事例でございます。一方で、現在係争中の関与取消訴訟2件及び抗告訴訟1件は、県が行った埋立変更不承認処分に関する国の裁決及び是正の指示の適法性を争う事案でございます。令和4年12月の最高裁判決の事案とは異なるものであることから、同判決が示されたことを

もって現在係争中の訴訟に直ちに影響があるというふうには考えていないというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 質問残時間が終わります。

○末松 文信君 答弁ありがとうございました。

引き続き、次の定例会でも行いますので、準備しててください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時34分休憩

午後1時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

中川京貴君。

[中川京貴君登壇]

○中川 京貴君 議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時50分休憩

午後1時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○中川 京貴君 皆さんこんにちは。

自由民主党会派の中川京貴でございます。

一般質問を通告しておりますので、項目に従い順次質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、知事の訪米の成果について伺いたい。

(2)、日米安全保障条約は、日本の平和と安全に必要だと思いますが、知事の日米安保条約の必要性の見解を伺いたい。

(3)、尖閣諸島問題について。

ア、知事は、尖閣諸島の領有権を中国が主張していることについて、どのようなお考えか、また、尖閣諸島は我が国固有の領土であることについてはどう考えるか伺いたい。

イ、尖閣諸島接続水域に中国の軍艦や海警局が、我が国の領海侵犯をしている。宮古、八重山地域の漁師が自由に安全に操業できるよう、これまで県はどのように取り組んできたか伺いたい。

(4)、エネルギー価格高騰・物価対策として国が措置した電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した支援策について、さきに専決処分であった低所得ひとり親世帯への支援、さらに6月補正予算において18事業が計上されているが、民間事業者等への支援金を一刻も早く手元に届けるために、どのような取組を具体的に行っているのか伺いたい。

(5)、FIBAバスケットボールワールドカップに向けた受入れ体制について。

ア、大会観覧を目的に来県する観光客数の見込み

と、その経済効果、波及効果について伺う。

イ、大会会場となる沖縄アリーナ周辺の駐車場整備は進められているものの、沖縄南インターチェンジの混雑悪化など交通渋滞が懸念されているほか、バス路線の拡充など公共交通機関の機能強化と交通体系の整備が必要と考えるが、県の取組について伺う。

2、米軍基地問題について。

(1)、嘉手納基地、普天間基地から発生する騒音・環境問題について伺いたい。

(2)、嘉手納基地の米軍機騒音激化について、騒音防止協定の遵守と飛来訓練をしないことなどを日米両政府に求めているが、一向に改善されていない。県の取組を伺いたい。

(3)、嘉手納基地パパープ地区防錆整備格納庫移設計画について、我が沖縄・自民党会派は、先般、沖縄防衛局をはじめ浜田防衛大臣、林外務大臣、松野官房長官に対し移設計画の撤回を米側へ強く求め見直しを行うよう要請してきたが、県はこれまでどのような対策を講じてきたか伺いたい。

(4)、米軍人等による事件・事故等、特に飲酒運転絡みで検挙された過去3年間の件数について伺いたい。

3、土木行政について。

(1)、西湾岸道路（嘉手納バイパス）の経緯と進捗状況、今後の見通しについて伺いたい。

(2)、平成29年12月に一般質問で取り上げた北谷町桑江県道24号線バイパス工事の早期整備の実現について、進捗状況を伺いたい。

(3)、国道、県道、村道の渋滞緩和対策のために、（仮）読谷村長浜親志線（県道6号線・12号線から国道58号へ抜ける新たな道路）整備の必要性について伺う。

(4)、国道・県道の道路整備に伴い、地域住民の理解が必要とされる道路工事について、住民説明と工事期間の周知、看板設置等がされているか伺いたい。

(5)、全国的に市町村で問題とされている放置車両の法的撤去について、県の見解を伺いたい。

(6)、本県における放置車両の台数と市町村または個人の被害状況について伺う。

(7)、放置車両の連鎖を防止するため、廃棄車両の判断基準に基づき県・市町村の条例によって移動、撤去ができる仕組みができないか伺いたい。

(8)、県警に対して、市町村あるいは個人からの放置車両の苦情、移動撤去に向けての相談件数について伺いたい。（過去3年間）

我が党の代表質問との関連については質疑いたしま

せん。

よろしく願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 中川京貴議員の御質問にお答えいたします。

1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)、日米安保条約への知事の見解についてお答えいたします。

私は、日米安全保障条約に基づく日米安全保障体制が、これまで我が国及び東アジアにおける平和と安定の維持に寄与してきたものと認識をしております。しかしながら、戦後78年となる現在もなお、国土面積の約0.6%である本県に約70.3%の米軍専用施設が存在する状況は、異常としか言いようがありません。日本の安全保障が大事であるならば、日本国民全体で考えるべきであり、その負担も全国で担うべきであります。

沖縄県としましては、このような基本認識の下、過重な米軍基地負担の軽減に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

[知事公室長 溜 政仁君登壇]

○知事公室長（溜 政仁君） 1、知事の政治姿勢についての(1)、知事訪米の成果についてお答えいたします。

今年3月の知事訪米においては、国務省・国防総省、連邦議会議員や補佐官、連邦議会調査局、有識者、マスコミなど、多くの方々と面談し、知事が沖縄の現状や、台湾有事をめぐる問題に対する考え方を直接伝えることができました。このうち、沖縄にルーツを持つハワイ選出のジル・トクダ議員は、4月18日の下院軍事委員会公聴会で、辺野古新基地建設やP F O S等、沖縄の基地問題について発言しております。また、米国の複数の専門紙等が知事の訪米を広く報道したほか、連邦議会調査局が5月に発行した報告書には、知事の説明を踏まえたとされる記述が見られるなど、様々な成果があったと考えております。

次に、同じく1の(3)のア、尖閣諸島に関する知事の認識についてお答えいたします。

尖閣諸島は、1895年の閣議決定により正式に我が国の領土に編入された、石垣市に地番を有する本県の行政区域であります。一時は各島に約250名の住民がおり、かつおぶし等の生産活動が行われるなど、住民の生活の場となっていた歴史を有しております。ま

た、日本政府は、尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配しており、尖閣諸島をめぐる、解決すべき領有権の問題は存在していないとの立場を取っております。

県としては、日本政府の見解を支持するものであります。

次に2、米軍基地問題についての(2)、嘉手納飛行場の騒音への県の取組についてお答えいたします。

令和4年度航空機騒音測定結果の速報値によると、嘉手納飛行場から発生する騒音は、22測定局中8局で環境基準を超過しており、依然として周辺住民の生活環境に大きな影響を与えております。

県は国に対し、これまであらゆる機会を通じ、同飛行場における訓練移転の検証を行い実効性のある対策を講ずることや、航空機騒音規制措置の厳格な運用等について要請しており、去る6月9日の防衛大臣等への要請においても、同飛行場への外来機の飛来制限を実施することなどを求めたところです。引き続き、関係市町村や軍転協等とも連携し、騒音をはじめとする周辺住民の負担軽減が図られるよう、粘り強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に2(3)、防錆整備格納庫移設計画への対応についてお答えいたします。

県は、昨年9月に在沖米空軍及び日米両政府に対し、防錆整備格納庫移設計画を即時撤回することなどを要請するとともに、知事が、昨年9月から10月にかけて浜田防衛大臣、松野官房長官、林外務大臣と面談した際にも、同計画の撤回を要請しました。それにもかかわらず、今般、当初の計画どおり進める決定がなされたことは、大変残念であります。

県としては、同格納庫の建設により地元の不安がこれ以上増加することがあってはならないと考えており、今後の対応については、嘉手納町と意見交換を行い、検討してまいります。

以上になります。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

[農林水産部長 前門尚美さん登壇]

○農林水産部長（前門尚美さん） 1、知事の政治姿勢についての(3)のイ、尖閣諸島接続水域での漁業者の安全操業についてお答えいたします。

尖閣諸島周辺海域は、本県漁業者が利用している漁場であり、中国公船による領海侵入が常態化していることは認識しております。県では、漁業者の漁業権益を確保するため、平成25年以降、漁業関係団体とともに、日中漁業協定の見直し等に関する要請を行って

おります。去る2月にも農林水産省、外務省等に対し日中漁業協定第6条の見直し及び外務大臣書簡の破棄等の要請を行ったところであります。

県としましては、漁業関係団体と連携し、漁業者の安全操業の確保について、引き続き国に対し強く求めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 宮城 力君登壇〕

○総務部長（宮城 力君） 1、知事の政治姿勢についての(4)、エネルギー価格高騰・物価高支援策の早期執行についてお答えいたします。

予算計上した事業の早期着手と進行管理については、令和5年3月31日付で知事名で文書を発出しており、その中で、事業執行の迅速化と効率化を図るための進行管理の徹底と、特に、国の補正予算に伴い計上した事業や電気料高騰支援等に対応する事業について、迅速かつ着実な執行に努めることなどを各部署長に通知したところであります。また、予算計上に当たっては、早期執行の観点から必要に応じて事務委託費を計上するなど予算編成上も工夫しているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 1、知事の政治姿勢についての(5)のア、観光客数及び経済効果についてお答えします。

平成31年3月に公益財団法人日本バスケットボール協会が公表したFIBAバスケットボールワールドカップ2023の経済波及効果調査では、同大会における沖縄グループステージ全20試合の観戦者を7万人、そのうち県外からの観戦者数を4万460人と算出しております。また、同調査によると、本大会の県全体での経済効果は、62.7億円と試算されております。

同じく1の(5)のイ、交通渋滞対策等についてお答えします。

県を事務局とする開催地支援協議会では、大会期間中、沖縄アリーナ周辺の混雑を避けるため、観客の輸送を目的に無料シャトルバスを運行することとしています。また、観客の確実な輸送に向けて、沖縄都市モノレール株式会社と臨時便の運行についての協議を行っております。沖縄アリーナ周辺においては、沖縄県警と連携し、警察官による交通誘導、信号の表示時間の調整やフェンスの設置による歩行者の安全確保などの対応の検討を進めており、引き続き交通渋滞の緩

和及び観客輸送体制の構築を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 多良間一弘君登壇〕

○環境部長（多良間一弘君） 2、米軍基地問題についての(1)、嘉手納基地、普天間基地の騒音・環境問題についてお答えいたします。

県が実施している航空機騒音の調査における令和4年度の測定結果速報値では、嘉手納飛行場周辺22局中8局で、普天間飛行場周辺15局中1局で航空機騒音に係る環境基準を超過しております。また、嘉手納飛行場周辺においては、町民から嘉手納町に対して、航空機の排ガス由来の苦情が恒常的に寄せられるなど、悪臭も問題となっていることから、県では、悪臭実態調査を実施しております。このような状況は、生活環境に大きな影響を与えているものと考えことから、引き続き航空機騒音等の把握に努め、日米両政府に対し、騒音及び悪臭の低減について求めてまいります。

次に3、土木行政についての(5)、条例による放置自動車の撤去についてお答えいたします。3の(5)と3の(7)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

放置自動車は財産としての扱いになるため、所有者の同意なしでは原則撤去等ができないことから、県内でも問題となっております。そのため、廃棄物として認定することで撤去・処理できるように、県内の39市町村で放置自動車の発生防止・適正処理に関する条例が制定されております。これらの条例においては、廃棄物として認定できない場合においても、条例に定められた手続に従った上で撤去できる内容となっております。

県としましては、各市町村の実情に応じ条例が運用されているものと理解しております。

同じく3の(6)、本県における放置自動車の台数及び被害状況についてお答えいたします。

県においては、毎年度環境省が実施している自動車リサイクル法の施行状況に関する調査において、各市町村における放置自動車の状況についても把握しております。当該調査の結果では、令和5年3月末時点の放置自動車の台数は5市町の合計で46台となっております。なお、当該調査では放置自動車による被害状況は把握されておられません。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

〔警察本部長 鎌谷陽之君登壇〕

○警察本部長（鎌谷陽之君） 2、米軍基地問題についての御質問のうち(4)、米軍人等による事件・事故等についてお答えをいたします。

過去3年間における米軍構成員等の刑法犯の検挙状況は、令和2年中が39件35人、令和3年中が41件44人、令和4年中が54件46人となっており、合計で134件125人となっております。

次に、過去3年間における米軍構成員等の人身事故の発生状況は、令和2年中は105件で、そのうち飲酒絡み人身事故は5件発生しております。令和3年中は127件で、うち飲酒絡みは5件。令和4年中は94件で、うち飲酒絡みは7件で、過去3年間における総件数は326件、うち飲酒絡みは17件であります。

次に3、土木行政についての質問のうち(8)、放置車両の相談件数等についてお答えをいたします。

放置車両の相談につきましては、車両の不法投棄や長期間の違法駐車など含めて様々な態様がありますが、県警察におきましては、これらに特化した統計はないことから、関係する書類を確認した範囲で、現時点の把握として申し上げますと、私有地等に放置された自動車等に関する相談につきましては、令和2年は14件、令和3年は8件、令和4年は7件、令和5年は5月末現在で3件を受理していることが確認できました。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 前川智宏君登壇〕

○土木建築部長（前川智宏君） 3、土木行政についての(1)、沖縄西海岸道路の経緯と進捗状況等についてお答えいたします。

沖縄西海岸道路は、ハシゴ道路ネットワークの南北軸の西側の柱として、読谷村から糸満市に至る延長約50キロメートルの地域高規格道路であり、国において整備が進められております。これまでに、読谷道路、浦添北道路、那覇西道路、豊見城・糸満道路の一部区間に当たる約15キロメートルが開通しており、現在、嘉手納バイパスや浦添北道路の二期線など6つの区間において事業が実施されております。今後とも、関係市町村と連携し、沖縄西海岸道路の整備促進を国に要請していきたくと考えております。

次に同じく3の(2)、県道24号線バイパスの整備状況についてお答えいたします。

県道24号線バイパスは、北谷町桑江から吉原までの延長1720メートルの区間を幅員32メートル、4車線で整備を行っております。これまでに米軍提供施設以外の区間の整備を進め、令和4年度末の進捗率は、

事業費ベースで約41%となっております。米軍提供施設内の区間については、立入調査が可能となるよう沖縄防衛局と継続して調整を行っているところであり、早期着手が可能となるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に同じく3の(3)、読谷村における新たな道路整備の必要性についてお答えいたします。

新たな道路整備については、周辺道路の整備状況を踏まえた道路ネットワークとしての必要性や技術的課題、環境への影響、費用対効果などを踏まえ検討することが必要と考えております。今後、地元自治体の意向を踏まえ、整備の必要性も含め意見交換を行ってまいりたいと考えております。

次に同じく3の(4)、道路整備の周知方法等についてお答えいたします。

道路整備に当たっては、仕様書等に基づき、工事の着手までに工事概要等を地域住民に周知しております。また、工事現場または一般行人等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者及び受注者名を記載した標示板を設置しております。今後とも、地域住民、道路利用者等へ分かりやすい工事情報を提供するとともに、安全・安心な道路整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時15分休憩

午後2時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

中川京貴君。

○中川 京貴君 それでは、再質問を行います。

知事の訪米と米軍基地問題を絡めて、再質問を行いたいと思っています。

知事も御承知のとおり、嘉手納飛行場から発生する騒音問題——嘉手納町だけじゃなくて沖縄市、嘉手納町、北谷町の三連協がございます。その三連協もその都度、防衛関係、また米軍関係に要請しておりますが、知事は訪米したときに、嘉手納基地から発生する騒音問題も提案しましたか。要請しましたか。確認したい。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） お答えいたします。

知事訪米においては、政府関係者や連邦議会等キーパーソンと面談しますが、時間が限られていることから、説明事項を絞って県の要望を伝える必要がございます。今回の訪米におきましては、主に辺野古新基地建設問題あるいはP F A Sの問題、台湾有事をめぐる知事の考えを直接伝えることに重点を置いて面談等を

行ってまいりました。一方、連邦議会調査局との面談や防衛担当記者との朝食懇談会等においては、事件・事故の件数、あるいはPFOS、PFASの濃度、跡地利用の経済効果など具体的な数値を示して、沖縄の状況を説明しているところでございます。さらに面談の際には、沖縄の基地問題に関する英語版のパンフレットを提供しており、そのパンフレットにおいても、1日当たりの騒音発生回数や最大ピークレベルなど具体的な数値を示しております。

なお、ワシントン駐在においては、随時、議員、補佐官等に対して沖縄の基地問題に関する情報提供を行っているところでございますが、米側の関係者に一層具体的に沖縄の状況を理解してもらい、協力を得られるよう、引き続き必要な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、実はこの嘉手納の防錆整備、昨年騒がせている防錆整備については、嘉手納町議会も全会一致、沖縄県議会も全会一致で取り組んできたことなんです。知事は訪米したときに、この防錆整備の住民地域への建設移転反対について要請しましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 先ほど御説明しましたとおり、説明事項を絞って要請する、要望するという必要がございまして、今回は主に辺野古新基地建設問題、PFASの問題、台湾有事をめぐる知事の考え方を直接伝えることに重点を置いたということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 じゃ、この基地問題、防錆整備の問題は優先順位が低かったということですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 優先順位という話ではなくて、時間が限られていることから、その説明事項を絞ったということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、先ほど答弁で、知事も防衛大臣、外務大臣、官房長官に要請した。我々も要請しました。しかしながら、なぜ米軍は、わざわざあの広い嘉手納飛行場の中で、町民側に、地域住民に近いところに決定したのか、知事どう思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私も昨年9月から10月にかけて、浜田防衛大臣、松野官房長官、林外務大臣と

面談した際にも、このパパープ地区への防錆整備格納庫の撤回を要請しております。しかし、今般、そこに決定をしたというような報道があったときには、大変残念であるというように思いました。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、これは日本政府の予算じゃないんですよ。米軍発注工事、ボンドの事業であるからアメリカの予算で建設されます。ですから、知事が訪米したとき、そこで米国に直接——米軍にこの問題を要請すれば、いろんな方法があったのかなと。

もう一つは嘉手納町議会において、議員から、當山町長も玉城知事と一緒に訪米をして、この問題解決をしていただきたいという一般質問が出ておりました。そういった意味では、やはり地元が——この地域住民が建設に反対だと言っていることを、知事がやっぱり体を張って米軍と交渉すべきではなかったでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時21分休憩

午後2時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 防錆整備格納庫移設計画に関しましては、県としましても、昨年9月に、日米両政府に対し即時撤回等を要請しており、また、知事が9月から10月にかけて浜田防衛大臣、松野官房長官、林外務大臣と面談した際に、同計画の撤回を要請したというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、少し確認したいんですが、嘉手納町長が議会の中で答弁したときに、これは米軍の施設内で造る工事であって窓口は防衛局なんです。じゃ、町民に対する説明責任はないのかということになったとき、私は説明責任は防衛省がやるべきだと思ってるんです。基地の使用提供、与えている国が必要に応じて説明責任があると思いますが、知事はどう思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 米軍施設等については、あるいはそのほかの防衛施設等については、一義的に私は防衛省、沖縄防衛局が説明責任を有していると思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 この経緯について私も確認しました。これは知事、日米防衛相会議において浜田大臣からオースティン国防長官、日米外務相会談においては

林大臣からプリンケン國務長官といったハイレベルで直接働きかけを実施した。しかしその結果、日米の協議で結論づけられた事案であると。そこで米軍は、地域住民に迷惑はかけない、安全であると決定したらしいんですよ。しかしながら、地元においては、たとえば米軍がそう言ったからといって、ああそうですかと行って容認するわけにはいかない。また、當山町長も議会の中においては、一度も容認という言葉を使っておりません。しかしながら、間違ったメッセージが流れて、地元は容認という話になったかもしれませんが。しかしながら、国やまた防衛省がもう安全ですということであつたことに対して、体を張ってこれから反対するよりも、本当に安全か確認する必要があると思っています。

我々、自民党会派も——岩国にこの防錆整備施設があるそうです。嘉手納飛行場の中にもありますけれども、今回の施設と今度造る施設は、もう3倍、4倍も規模が違ふんですよ。そういった意味では私たちも現場視察をしながら、本当に安全性があるのかということ調査したいんですが、知事はそういう考えはないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 今後の対応につきましては、嘉手納町ともよく意見交換を行いながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 じゃ、町長共にいろいろ話合いをしながら、嘉手納町と一緒にって県も取り組むということで理解してよろしいですか。

知事に答えさせてください、議長。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後2時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 公室長の答弁のとおり、嘉手納町とも、もろもろ調整したいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 それでは米軍関係の事件・事故、警察本部に再質問したいと思っています。

過去3年間の刑法犯検挙の罪種別、身分別の内訳について伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（鎌谷陽之君） お答えをいたします。

過去3年間に検挙された刑法犯を罪種別に見ますと、強盗などの凶悪犯が4件10人、傷害などの粗暴

犯が20件19人、窃盗犯が52件54人、知能犯が16件4人、わいせつなどの風俗犯が5件5人、器物損壊などのその他の罪種が37件33人の合計134件125人となっております。検挙人数の125人を身分別に見ますと、軍人が87人、軍属が11人、家族が27人となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 やっぱり現行犯逮捕できるときと、現行犯逮捕できずに犯人が基地内に逃げた場合、基本的に逮捕することは難しいと思いますが、逃げ得になるんじゃないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（鎌谷陽之君） お答えをいたします。

一般的に申し上げますと、日米地位協定におきまして、被疑者の身柄が米国の手中にあるときには、公訴が提起されるまでの間、米国が拘禁するとされておりますが、あわせて同協定におきましては、米軍構成員等の事件に関し、日米の当局は全ての必要な捜査の実施、証拠の収集や提出について相互に援助することとされております。したがって、捜査の実務においては、仮に米軍構成員等が基地外において犯罪を犯し、基地内に逃げた場合であっても、起訴前の警察による捜査の段階から米軍捜査機関等の協力を得て、被疑者を警察署等に出頭させ、被疑者の取り調べを行うとともに証拠の押収と所要の捜査を行い、検察庁に事件送致をしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 犯人を現行犯逮捕できなかった場合、捜査終了までに時間がかかるなど、警察としての不具合があるのではないかと。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（鎌谷陽之君） お答えをいたします。

捜査終結までの期間につきましては、個別の事件により異なりますので一概には申し上げられませんが、県警察といたしましては、常日頃から米軍捜査機関等と協力体制を構築し、事件発生の際には緊密な連携により適正に捜査を行うこととしております。今後も引き続き、米軍捜査機関とは連携を密にして、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 分かりました。

次、3の土木行政についての(2)、北谷町桑江県道24号線バイパス工事の再質問を行います。

先ほど部長は答弁しておりましたけれども、たしか4車線の1720メートル、40%の執行率だと。立入調査がまだ済んでいないと言っていますが、実はもう平成29年、私が前回質問したときには、部長は、「現在、キャンプ桑江区域外を重点的に整備しているところがあります。キャンプ桑江区域内については、これまで環境補足協定に基づく立ち入りスキームが確立していないことを理由に、調査が認められておりませんでした。去る10月26日に防衛省から同協定の適用外とされたことから、平成30年度から調査に着手し、返還時期である平成37年」——これは令和7年ですね、「用地買収を行い、返還後速やかに工事に着手する」と答弁しております。なぜ、これはまだ米軍との調整ができていないんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時28分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えをいたします。

県道24号線バイパスにつきましては、次期事業計画の箇所におきまして、返還予定のないキャンプ瑞慶覧のアッププラザの一部が計画に含まれているというところから、米軍の理解が得られていないというところ、立入りの実施ができていないというところがございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時29分休憩

午後2時29分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 環境補足協定につきましては、対象外であるということで調整が済みしております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君（パネルを掲示） じゃこれです、知事。国道58号からこれもう北谷で今工事しているんです、実際バイパスは。基地のところだけで引っかけ、残りは大体四十何%終わっていると。これ総予算幾らでしたか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時30分休憩

午後2時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 総事業費につきましては、約159億円と計算をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時31分休憩

午後2時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○中川 京貴君 これは令和7年度に完了予定なんです、今の調子で令和7年度に完了しますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時31分休憩

午後2時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） ただいま立入調査につきましての米側との調整が難航しておりまして、現時点におきまして、完了時期につきまして明確に申し上げることは困難な状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 じゃ確認しますが、米軍が——我々自民党会派が、政府や党本部を動かして、現場調査をして米軍の許可をもらったら、県は159億の予算を準備して、この工事に入れますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 予算の状況につきましては、未確定な部分もございますが、実施可能という状況になれば、必要額の確保に努め早期整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 県はこれまで、米軍、防衛局とどんな調査をしたんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時32分休憩

午後2時32分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 先ほどアッププラザ地区のことにについて申し上げましたけれども、アッププラザ地区につきましては、次期事業区間であることから、今事業している区間の整備がある程度終わった段階で、共同使用を含め再度協議をするということで、米側の理解を求めているところがございます。

す。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、確認したいんですが、米軍との調整もできないままにこの工事を決定したんですか。本来なら米軍と調整をして、工事の見込みがあったらこの計画は決定するんじゃないんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えいたします。

都市計画決定のときには、沖縄防衛局に対しまして意見照会をし、同意を得た上で都市計画決定をしているものと認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 じゃ県は、今のこの状況では、この事業は進まないということで理解していいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 先ほども申し上げましたけれども、アッパープラザ地区の取扱いについては、現事業区間の進捗を見ながら、その取扱いについて協議するということをご提案しつつ、米側の理解を得ていきたいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 玉城知事、知事も御承知のように、北谷町の——実は、白比川の拡幅工事も米軍との絡みでできなかったんです。しかしながら、地元の宮崎代議士含め仲井眞知事が現場視察をして、小野寺防衛大臣まで現場に来ていただいて、それからとんとん拍子で進んでいったんですよ。しかしながら、やはり県がその予算をつくらなければ、工事はできません。そういった意味では、我々も、自民党本部はもちろん政府を動かしてこの問題に入りたいと思いますが、知事も一緒に協力してこの事業をやりませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 事業の進捗等につきましては、私どもも一体となって協力してできると、やっていきたいというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時34分休憩

午後2時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○中川 京貴君（パネルを掲示） 読谷村長浜親志線、県道6号線・12号線から国道58号へ抜ける新たな道路整備について再質問いたします。

知事、この件も僕は2回目なんです、質問するのは。この58号があって、これが西湾岸道路バイパ

ス。交通渋滞が大湾のところにあるんですけども、これが6号線で、先ほど追加した12号線がこれなんです。長浜——この地区からこの道路に渡る道路がないんですよ。ですから、先ほど部長は、読谷村と調整しながら必要に応じてこの事業を計画したいとありましたが、ぜひ読谷村にも状況を聞いていただいて、この西湾岸道路ができることによって、国道58号と平行になるんです。これも国道なんです、これも。そういった意味では、これ真っすぐ行くと58号のオキハムの後ろを通って、恩納村に渡るんです。ですから、これが完成してからじゃ遅いんです。今でその計画を立てながら、恐らく5年、10年かかるかもしれませんが、そういった交通渋滞緩和のための施策を考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えいたします。

新たな道路の整備につきましては、周辺道路の整備状況ですとか混雑の状況などを踏まえまして、交通量を予測し便益を算定いたします。それに対しまして、工事費を算定いたしまして費用対効果などの検証を行い、必要に応じて環境アセスメントを実施し、事業化という流れになります。まずは、その新たな道路を造ることによって、どのような交通の改善があるかというところを見極める必要があるかと存じますが、必要性については地元と調整しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 ぜひ、読谷村との協議を調えながら、読谷村はもちろん恩納村、また嘉手納町、北谷町とも協議して、この道路整備の必要性をぜひ実現していただきたい。

次の放置車両、自動車について再質問を行います。

先ほど環境部長が答弁していましたが、実は、道路以外の公共施設や私有地に置かれた違法駐車車両は、邪魔になるからといって勝手に移動したり撤去することができない。路上駐車は警察官が対応しますけれども、放置車両については警察官が対応できないんです。先ほど部長は、市町村に条例があるから市町村の条例によって撤去できると。大阪や全国では、都道府県に県条例があるんです。沖縄県もこの条例をつくる必要性はないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えいたします。

放置自動車の撤去等につきましては、先ほど説明し

ましたとおり、39の市町村において条例ができているところでもあります。また、それ以外にも道路法とか都市計画法、河川法といったような各種法令においてそういったものに対応できるというものもあります。中身がそういった形で重複するようなものですので、現時点においては、県条例の制定というものは考えていないところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 中川京貴君。

○中川 京貴君 玉城知事、今部長の答弁では、条例は考えていないと答えていましたよね。これは39の市町村の条例があっても、公園法とかいろいろな法があって——嘉手納町の公園に3年間動かさない放置車両があります。今度、嘉手納町も条例を変えて、これが撤去できるようになるんです。那覇市は条例ありません。今、部長は条例をつくる気はないと言っていました。が、県が管理する漁港に37台の放置車両があるんです。これはどのようにして撤去しますか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時39分休憩

午後2時40分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長(前門尚美さん) お答えいたします。

主な県管理漁港の放置車両でございますが、北部のほうで、名護で1台、辺土名2台、中部で泡瀬で1台、南部で泊2台、糸満3台……。

○議長(赤嶺 昇君) 中川京貴君。

○中川 京貴君 これは知っています、37台。時間が無いので。どうやって撤去するかというのを教えてください。台数は知っていますから。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(前門尚美さん) 放置車両につきましては、所有者等による自主撤去が原則であるため、所有者等に対して自主撤去に向けた行政指導や移動命令等を徹底しております。ただし、廃棄物に該当し過失がなく、必要な措置を命ずべき者を特定できない場合については、必要な費用を確保し、漁港管理者の責任において処理していくこととしております。

県としては、普通乗用車については陸運事務所へ、軽自動車については市町村へ照会し、所有者を特定した上で自主撤去に向けた行政指導や移動命令等を行っております。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時41分休憩

午後2時45分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 議員御指摘のように、それぞれの39の市町村が放置自動車の発生防止、適正処理に関する条例を制定して、環境の美化と適正な管理に努めております。

県当局としましても、各部局での法律の取組状況をよく精査をした上で、どのような条例ができるのか、可能性があるのかについても検討していきたいと思えます。

○議長(赤嶺 昇君) 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、ぜひお願いしたいと思えます。実は、39の市町村に条例があっても——嘉手納町もそうですが、3年間触れなかったと。この条例があっても、条例の中で公園法とかいろいろな法律の中で触れない部分もあるそうなんです。ですから、県はこの39の市町村の条例を見て、何がよくて何が悪いのか。悪いものは直して、そして県が条例制定をすれば、市町村もおのずからそれに沿って処分が——問題解決をしてほしいんです。方法は県職員に任せます。問題は知事がやるかやらないかを判断するだけなんです。ぜひ知事、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長(赤嶺 昇君) 花城大輔君。

○花城 大輔君 会派沖縄・自民党、花城大輔です。

質問に入る前に、少し話をさせていただきたいと思えます。

4月に起きた宮古島海沖での陸上自衛隊UH60の事故の葬送式に出席するために、熊本に行ってきました。沖縄県防衛議員連盟の代表として、または行きたい人もいたけれどもなかなか行けない、そういった人の思いも持って前日に入りました。式の中では、岸田総理、浜田防衛大臣をはじめ、多くの国会議員。そして沖縄からは西銘代議員、池田副知事、自民党に所属する団体の会長、そして宮古島からの数名の出席者がいらっしゃいました。とても厳粛な式の進行の中で、岸田総理からは、南西諸島の要衝で強い覚悟と責任感を持って職務の遂行に全身全霊を捧げていた隊員を失ったことは、我が国にとって大きな痛手であり、無念でならないというような弔辞が読まれました。それを聞きながら、私はこの方々は沖縄のために亡くなったということを改めて認識いたしました。そして、私は家に帰ると父の日が待っていましたけれども、葬送式の会場で、御遺族の中に小さいお子さんがたくさんいたことを思い出して、非常に悲しい父の日になった

ということでした。改めてお亡くなりになった10名の隊員の皆様の御冥福をお祈りしたいというふうに思っています。

それでは、質問に移ります。

ちょっと2番からさせていただきたいと思います。

知事の政治姿勢について(1)、本部港塩川地区の警告看板撤去についての見解を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) お答えいたします。

本部港旧塩川地区で活動を行う市民団体の代表者と両副知事及び土木建築部長で面談を行ったところ、同地区における安全が確保されることを確認できたことから、警告看板を元の看板に戻すことといたしました。

○議長(赤嶺 昇君) 花城大輔君。

○花城 大輔君 ちょっと、座波さんの一般質問は見ないけど私を見る人がいるかもしれないので、改めてこの警告看板に何が書かれていて、そしてそれを何の目的で設置したか、お願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 本部港旧塩川地区におきまして、第2回塩川デイと称される大規模抗議活動が予定されたことから、港湾施設内の安全確保を目的とした看板を設置いたしました。警告看板に書かれていた内容を読み上げます。「大型車両の往来を妨害する行為等港湾施設の機能を妨げる行為は、沖縄県港湾管理条例第3条5号で定める禁止行為に該当します。禁止行為を行った場合には、沖縄県港湾管理条例第33条に基づき過料を処することがあります。」以上のように記載されておりました。

○議長(赤嶺 昇君) 花城大輔君。

○花城 大輔君 実際、この妨害行為によってトラックとの接触事故が起こりそうになったり、またはその結果、離島に荷物が届かない状況が起こっていたというふうに聞いております。本来、この団体は、看板の撤去を求めるのではなくて、指摘されていることを慎むべきであると思っておりますけれども、この団体が看板の撤去を求めてきた理由というものは聞いていますか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時51分休憩

午後2時52分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) お答えいたします。

市民団体は、本部港旧塩川地区における活動が危険

な行為ではないとして、警告看板を元の看板に戻すよう求めました。

○議長(赤嶺 昇君) 花城大輔君。

○花城 大輔君 すごい団体ですね。それと部長、部長も含む三役が面談をしたというふうにありましたが、通常、三役と面談するにはどのような手続が必要ですか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時52分休憩

午後2時52分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長(溜 政仁君) 一般に三役と面談をする場合は、事前に担当部局に連絡して日程を確認することになると思います。

○議長(赤嶺 昇君) 花城大輔君。

○花城 大輔君 今回なぜこのような形で面談が行われたのか、実現できたのか、説明できますか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) その当日、両副知事の日程の都合がついたというところから、両副知事及び土木建築部長で面談を行ったところであります。

○議長(赤嶺 昇君) 花城大輔君。

○花城 大輔君 これ、じゃ当日都合がつけば、誰でも面談できるというふうに理解できますね。部長の答弁の中で、公務の円滑な遂行を期するため、面談を行ったというふうにありました。この公務を円滑に期するというところは、誰の公務ですか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 土木建築部など県の公務の円滑な遂行を期するために、団体の代表者と面談を行ったところであります。

○議長(赤嶺 昇君) 花城大輔君。

○花城 大輔君 ということは、この団体は県の土木部の公務を妨害したわけですね。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 公務に特段の支障は生じておりません。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時54分休憩

午後2時55分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

総務部長。

○総務部長(宮城 力君) 沖縄県庁舎管理規則がございます。この庁舎管理規則については、県庁舎の管理に関し必要な事項を定め、もってその保全及び秩序

の維持を図り、公務の円滑な遂行を期することを目的とするために制定しているものでございます。この公務の円滑な遂行を期するという、平穏な秩序を保つということで協議をして、別室で面談をして、そしてホールに残っていた方々に対して、面談の結果が平穏に行われたというふうに今認識しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 今の説明を聞いても、秩序が乱されたか、乱される可能性があったから面談をせざるを得なかったというふうに理解できるんですけど、そういうことですね。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 繰り返しになりますが、公務の円滑な遂行を期するために団体の代表者と面談を行ったというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時56分休憩

午後2時57分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○土木建築部長（前川智宏君） 繰り返して恐縮でございますが、県の公務の円滑な遂行を期するために面談を行ったというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 もう議長これ、部長の権限もう越えているんじゃないですか。知事はさっき笑っていましたが、あなたが答えなさいよ。通常、このような状況が起こった場合、先ほど私が言ったみたいに、秩序が乱されたりそれが起こりそうな可能性があるときにやるのは面談じゃないはずですよ。危機管理上、何かマニュアルがあるはずですよ。それはどうなっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 庁舎の1階の県民ホールでございます。県民ホールは、各事業課においてパネル展やイベント等を開催し、県民が自由に立ち入りできる場所となっております。仮にでございますけれども、県庁舎内において正常な執務を妨げ、庁舎棟内における秩序を乱し、もしくは安全を脅かす行為等が行われた場合には、中止、警告あるいは警告に従わず禁止行動が継続された場合、退去命令等を発するという手続になります。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 今回はそのマニュアルどおりにはしなかったというふうに理解をしておきます。またこのことは、非常に今後に危険な前例をつくってしまった

のではないかと私は思います。何か知事や副知事に物を申したい団体は、県庁に押しかけて、わーわーしたら会ってくれるかもしれないわけです。またこれが前例になって、これから危機管理マニュアルも機能しなくなったらどうするんですか。あと、これは部長の答弁でしたけれども、面談の中で同地区における安全を確認できたことから、警告看板を元の看板に戻すこととしましたとありましたけれども、どのような状況で同地区の安全を確認したんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 市民団体の方との面談の中で、安全な行動を行うというところを確認したところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 口頭で、もうやりませんから撤去してくださいって言ったんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時0分休憩

午後3時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 失礼いたしました。

その面談の中で、活動については安全に行うというところを確認したところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 今後、何か事が起こったら、じゃ全部県の責任になりますね。私はここまでの答弁を聞いて、県は何かしらの理由で本来の業務を遂行できなくなっている状態ですね。そして、圧力に屈したと県民に誤解されても、理解されてもおかしくない。そもそもこの看板は、港湾法第12条に規定する港湾管理者の責務として、港湾施設内の安全確保及び円滑な物流の確保を目的として設置したとあります。三役がこんな仕事をしたら、職員は仕事できなくなりますよ。何か事故が起こる前に正常な状況に戻していただきたいというふうに思います。

次に、久辺3区との面談の成果について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時1分休憩

午後3時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） お答えいたします。

去る5月19日に知事が久辺3区を訪れ、久辺3区の代表の皆様と意見交換を行っております。今回の意見交換は、辺野古新基地建設計画や基地負担の現状、

地域振興に関する要望等について、久辺3区の代表の皆様と知事がお互いの考え方を率直に述べ合う場となり、相互理解を深めるよい機会となったものと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 花城大輔君。

○花城 大輔君 面会の内容等については様々な議員からの質問で内容を把握しておりますけれども、キャンプ・シュワブのゲート前の座込みのところに帰りに立ち寄ったというふうにありますけれども、立ち寄った目的について、知事、説明をお願いできますか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時2分休憩

午後3時3分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 視察をしての帰りだったと思いますが、久辺3区の方々と意見交換をしてきましたというような言葉を二言、三言ぐらい交わしたと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 花城大輔君。

○花城 大輔君 久辺3区の皆さんと意見交換をしてきましたという報告をしたということですね。

それでは次の質問に移りますけれども、ゲート前の座込みについて、県警本部長は、一般論としてと前置きした後に、道路における交通の妨害になるような方法で、寝そべり、座り、しゃがみ、または立ち止まる行為や交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置くことは、道路交通法第76条により禁止されているというふうな答弁がありました。知事自身は、キャンプ・シュワブ前の座込みの違法性についてどのような認識をお持ちですか。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(溜 政仁君) キャンプ・シュワブのゲート前に集まる方々の行動については、辺野古に新基地を造らせないという強い思いの表れであると理解しております。一方、抗議活動を行う際には、法令を遵守するとともに、地域住民の安心・安全を考えながら憲法で定める表現の自由が保障されることが重要であるというふうと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 花城大輔君。

○花城 大輔君 休憩をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時4分休憩

午後3時5分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長(溜 政仁君) 繰り返しになりますけれども、抗議活動を行う際には法令を遵守するとともに、地域住民の安全・安心を考えながら憲法で定める表現の自由が保障されることが重要であるというふうと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時6分休憩

午後3時7分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○知事公室長(溜 政仁君) キャンプ・シュワブゲート前の抗議活動におきましては、道路管理者のほうから適正な道路管理の維持のための要請等が行われているというふうに承知しております。

○議長(赤嶺 昇君) 花城大輔君。

○花城 大輔君 休憩をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時7分休憩

午後3時8分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 先ほど知事公室長からも答弁がありましたけれども、ゲート前においては道路管理者から適正に指示が出されているものというように思料いたします。

○議長(赤嶺 昇君) 花城大輔君。

○花城 大輔君 それでは申し上げますけれども、仮にキャンプ・シュワブ前の活動が法令違反をしている場合、そこに知事が報告をしに行ったり激励をしに行けば、知事公認の法令違反になりますね。また活動をしている人は、錦の御旗をいただいたということで違法意識なんて薄くなると思います。

私は、知事のこの活動、いま一度原点に戻って確認しないといけないというふうに思っております。

それでは次の質問に移ります。

沖縄県地域外交基本方針の進捗について伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(溜 政仁君) お答えいたします。

県では、沖縄県地域外交基本方針(仮称)の策定に向けて、県庁各部署が実施している国際交流関係事業等の情報収集及び整理を行うとともに、本年5月に沖縄型地域外交(仮称)に関する万国津梁会議運営支援業務を公募し、現在委託予定先との契約に向けた事務調整を進めているところでございます。策定に当たっては、様々な分野の外部有識者の知見や、市町村、経済界、学生等多くの県民の意見も伺いながら進めたいと考えており、年内に方針案を作成し、パブ

リックコメントを経て今年度内に策定する予定となっております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 よく、海外事務所との線引きがよく分からないという言葉聞きます。また、この基本方針が決まらない前に知事の外遊のスケジュールが決まっているということでもありますけれども、次の質問の、そのスケジュールについて伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 知事の海外出張のスケジュールについてお答えいたします。

現在、日程等が確定している知事の海外出張としましては、7月2日から7日にかけて日中両国の経済・文化交流を推進し、相互理解を深めることを目的とした日本国際貿易促進協議会、国貿促の訪中団へ参加するため、中国、北京を訪問し、併せて福建省へ訪問する予定としております。また、7月26日から31日にかけて、ハワイ姉妹都市サミットに参加するため、米国ハワイ州への出張を予定しております。そのほか、台湾や北米等についても検討を進めているというところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 その中で、訪中の件に絞って確認をしたいというふうに思います。

三十数名の方が参加されるとのことです。団長はかつて我が国の歴史を辱めた大先生ですね。その中にお一人だけ経済人の中に交じって、沖縄県知事が団の顧問として名を連ねているんですけども、この代表団に玉城知事が参加することになった経緯をちょっと教えてもらえますか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

日本国際貿易促進協会は、中国、アジア諸国との貿易や経済協力関係の発展を目指して、1954年に創設されております。沖縄県と同協会は、平成22年から中国との経済交流について勉強会や意見交換を行ってきたところ、協会から本県に対し、平成25年4月の訪中団への参加のお誘いを受け、高良副知事が参加したところです。その後も同協会が訪中団を派遣する際には、知事への参加御案内をいただいております。

県としましては、当訪中団への参加により、中国政府要人や商務部との意見交換の機会を通じ、沖縄と中国との経済交流の促進に向けたトップセールスを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 この訪中団のほとんどが、国を代表するような大企業。その中に沖縄の企業も2社入っているというふうに聞いておりますけれども、これはビジネスが目的だと思うんです、メインは。ただ、その中の知事の目的についてはまた別にあるというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） 国貿促は、河野洋平元衆議院議長が会長を務める日本と中国の経済交流促進を主要業務とする民間団体です。同会は、長年の交流を通して培った中国政府、企業との信頼関係を基礎として、中国ビジネスをサポートしているというところでございます。本県の、この訪中団の参加は、中国国家指導者や政府関係者との面談を通して、沖縄と中国の観光、経済をはじめ、多面的な交流の促進に向けて率直な意見交換を行うことを目的としているというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 また、中国により繰り返される領海侵犯、ミサイルの発射、ウイグル等の人権問題。そのような問題が山積されている中で、知事が抗議することなく互惠関係を続けたいという言葉を用いて友好関係を強調していることに、違和感を感じている県民がいます。知事は、この件についてはどのように思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 国内問題など様々な課題がそれぞれの各国においてはあるであろうということは認識をしておりますが、今回は経済・文化交流を推進し、相互理解を深めることを目的としているわけですので、今回、私、県知事のほうで参加をすることを決めた次第であります。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 友好問題を強調したいという気持ちは理解できますけれども、外交って国益と国益のぶつかり合いでもありますよね。知事が訪中した結果、どのような国益または県益が起るのか。訪中の前にそのイメージを持っていなければ、訪中の結果が空振りに終わる可能性もあるというふうに私は思っています。なので、知事せめて、尖閣付近の漁民の件。これ、領海侵犯のことだけでも申し入れることは県益につながると思うのですが、検討する気持ちはありませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時15分休憩

午後3時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 尖閣問題等につきましては、沖縄県としては、国に対し解決に向けて取り組むよう申し入れているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 まあ、いいでしょう。

また次に、昨日、大浜議員が懸念していたように、外交には歴史戦という側面もあります。大浜議員、心配しすぎて熱が出てしまいましたけれども、くれぐれも発言には気をつけていただきたいと思うものが幾つかありました。

（資料を掲示） これは、昨日発売の県外の報道ですけれども、この中には、習国家主席が中国と琉球について異例の発言をし、メディアが沖縄帰属問題について世論工作を始めたことが問題となっているとし、河野氏と玉城氏——これ知事ですね、中国に利用されて国益を毀損しないよう警戒すべきだと結ばれています。

（資料を掲示） そして、もう一つ。これは今朝発売のこれも県外の新聞ですけれども、この中では、中国系メディアは、沖縄の住民の大半が独立を望んでいる、沖縄の日本帰属は国際法上決まっていけないなどのフェイクニュースを流し始めたとして、彼らを取り込もうとする最大のターゲットは玉城デニー沖縄県知事だと結んでいます。非常に今、危険なところに行こうとしているんだろうと、私はこの記事を信ずるように思いましたけれども、知事、このような状態で、昨日も大浜さんからありましたけれども、どのような姿勢で臨む、そのような考えを持っていますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほど申し上げましたように、今回は国貿促で経済と文化交流を目的とし、また併せて福建省へ訪問をさせていただくという予定になっております。昨日も大浜議員に答弁させていただきましたが、発言等については十分慎重に行うということを考えておきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 非常に知事にプレッシャーがかかっていないか、これは心配もするところではありますけれども、ぜひ気をつけて日程をこなしていただきたいと思っております。

それでは次に、沖縄市東部海浜事業の進捗について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えいたします。

泡瀬地区埋立事業の進捗状況については、令和4年度末時点で国は埋立面積ベースで約70%、県は事業費ベースでは約66%となっております。人工海浜につきましては、令和5年度末の一部暫定供用に向け取り組んでいるところであります。また、アクセス橋梁については、令和6年度末の暫定二車線の完成に向け、整備を行っているところであります。引き続き、沖縄市及び国等関係機関と密に連携を図りながら、事業推進に向け取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 この埋立事業、完了見込みが令和11年になるとのことですけれども、そもそも平成18年に事業に着手してから、当初の完了見込みはいつでしたか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時19分休憩

午後3時19分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 埋立竣工を令和11年度に見直したところございますが、見直し前は令和7年度竣工を予定しておりました。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 これ、16年たって土砂投入どころか、護岸もまだ囲われていないんですよ。国の埋立分はもう7割近く終わっているのに、先ほど事業費ベースで六十数%と言いましたけど、埋まっていないんですよ。非常にこれは、沖縄市に対して説明もしてこないで、この議会の中で答弁したりということもあって、非常に腹立たしく思っている関係者もいます。また、令和5年度末には、ビーチの部分使用についての取組の合意がなされていると思うんですけど、ビーチの横にシャワーとかトイレとか、そういったものを造っていくということを県がやるっていうふうになっているんですけど、いまだに着手されていないようですね。これ、一体どうなっているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 暫定供用に向けましては、仮設のシャワー、トイレ等につきまして、沖縄市のほうで整備をするというところで調整をしている

ところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後3時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○花城 大輔君 今年の2月14日に、沖縄市長がわざわざ県庁に来て、池田副知事に要請文を出しています。その中には何が書かれていて、市長からどのような発言がありましたでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時22分休憩

午後3時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 今、その要請書が手元にございませんが、早期の事業推進等を求める要請であったというふうに認識しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 その後、その要請を受けて、部長、土建部のオールスターを連れて沖縄市を訪ねていますね。市長と副市長に面談をしていると思います。その場でどのような話合いが行われたか、紹介してもらえますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 4月になりまして私が就任して以降、沖縄市長のほうに訪ねまして、事業の遅延等につきまして説明をしたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 このときに部長は言われてもいないのに、予算確保に向けて流用や補正を検討し、県の埋立部分については工期短縮の工法を検討するというふうに伝えていきますね。私はこの話を聞いたときに、決意表明のような気がしましたがけれども、どのようなお気持ちでこのことを伝えたいのですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 県の埋立部分につきまして、遅延していることにつきましては認識をしているところでございます。埋立ての短縮をするために、様々な工法を検討しておりまして、その点についてお話をしたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 この時点で、県はやっと動いてくれ

るんだって期待をしてしまいます。しかしながら6月4日には、課長がまた市長と副市長を訪ねて、できませんでしたと。しかも、橋梁の完成時期はさらに1年遅れますって。要請を行ったことがうそのような回答が返ってきたわけですね。2月に副知事が要請を受け入れて、5月に部長が検討します——私は決意表明と受け止めたと言いましたけれども、そのような言葉を伝えて、翌月にはできませんでしたって言う。部長は、この予算の流用や補正について努力をしたと思います。これで、その結果誰がこれ、断ったんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 課長が訪れたときには、アクセス橋梁についての説明でございました。4月に私が行きましたときには、県施工の埋立てについての説明をしたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 しかも、もっとひどい話が続くんですよ。国と県と市の3者で実施しているビーチフェスタというイベントがあって、これは毎年、国も市も県も予算を計上しているのですが、国が今年分計上していないと。ここまで沖縄市の事業に対して、意図的な遅延行為または予算措置、非協力的な予算措置を行っている。ここまでの私の指摘全部まとめて、知事、説明をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 県といたしましては、当該地区の事業推進につきまして、予算の確保等に努めてまいります。また、次年度につきましても、市と一体となって要請等に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 この事業は、反対運動があったり、埋立面積が約半分になったり、紆余曲折をたどってきましたけれども、今となっては市民の夢でありますし、東海岸の発展の核になる事業だというふうに思っております。沖縄県にとっても無関係ではありませんよ。県はこの環境整備を行う具体的なスケジュールをしっかりと示して、約束を守るべきだというふうに思っています。そして、5月18日の県内紙の報道によると、内閣府は泡瀬の事業も想定して予算計上している。そしてその予算をどう配分するかは県の判断だとしているんですね。仮に、国が泡瀬のために計上した予算をほかの事業に回しているとしたら大問題です。

知事、これらの関係者が全て納得できる説明を求めるとともに、この計画を一日も早く完成させるよう

に。もう機会損失は起こっていますよ。企業誘致もうまくいかない、雇用も消費も進まない。その中で時間だけ過ぎていく。これは今後、一日も早く約束を守っていただきたいというふうに思いますけれども、知事、明言できませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 重ねて土木建築部長から答弁をさせていただいておりますが、部局からも丁寧な説明を心がけ、我々はまたこのしかるべき事業が推進できるよう、予算の獲得等についてもしっかり頑張っていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 知事、ぜひ結果を見せていただきたいというふうに思います。

続いて、F I B Aワールドカップの開催計画の進捗について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県が事務局となり、沖縄市、那覇市、宜野湾市、北谷町等と構成する開催地支援協議会において、大会を支援していくこととしております。協議会では、大会参加国の事前キャンプの実施及び選手と子供たちとの交流、離島を含む県内の子供たち約1万人を大会へ招待、空港、県内各地でのシティードレッシングの実施箇所の拡充や、テレビCM放映などによる機運醸成、ファンゾーンの設置、渋滞緩和対策とシャトルバス運行等を活用した円滑な輸送、ボランティアを活用した大会支援、安全・安心な大会運営に向けた警備計画の策定と実施などの取組を進めていくこととしております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 最近、チケットが手に入らないんだけどどうにかならないかって、よく聞かれます。全世界の人に言います。私では無理です。

それと、日本戦が行われる際、沖縄アリーナ3階のスイートルームが1000万円を超えているという話も聞こえてきます。盛り上がっている証拠だとは思いますが、地元の人にとっては、とても不幸な状態です。そんな中で、ファンゾーンの企画は無料でワールドカップを体験できる重要な場であるというふうに期待をしています。ただ、先日初めて聞いたんですけども、このファンブースのメイン会場とサテライト会場、負担金と予算の割合について非常に問題があるというふうに聞いてきました。例えば那覇市は、負担金は3400万、配分額が8000万、払った分の倍ぐらいの予算措置がされた。宜野湾市は1500万払って、2000万予算が配分された。そして北

谷町も1400万負担金を払って、2000万円予算が配分された。ここでいよいよ沖縄市の出番なんですけれども、負担金を5700万払って、配分額が北谷町と宜野湾市と同じ2000万円なんです。これ、那覇市と宜野湾市と北谷町は、負担金を超える額の予算配分を受けている中で沖縄市だけが3分の1程度の配分額となっている。この負担金と予算配分、どのように計算して出したんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 大会期間中、試合会場以外でもワールドカップを楽しむことができるよう、F I B A公式ファンゾーンを那覇市に、サテライト会場を沖縄市、宜野湾市、北谷町に設置いたします。今お話のありました負担金額とそのファンゾーンの予算配分の算出方法ですけれども、開催地支援協議会が行う大会開催に向けた受入れ態勢整備などは、沖縄特定事業推進費を活用して、全体で約12.2億円の事業を行うこととしています。その地方負担分2.4億円については、県と沖縄市をはじめとする4市町が1対1の割合で1.2億ずつ負担することとしています。4市町の負担については、各市町において行う子供たちの交流事業や試合への招待、シティードレッシング、ボランティア業務などの事業費に加え、人口按分や均等割により算出しています。負担する金額は、昨年度中に各市町の承認を得て、それぞれの実施内容及び予算配分について説明しております。

一方、F I B A公式ファンゾーン及びサテライト会場では、パブリックビューイング、ステージイベント、飲食ブースを設置することとしており、予算については過去のラグビーワールドカップを参考に積算し、各市町及び国との調整を踏まえ決定したところです。加えまして、公式ファンゾーンでは、モルテンなどのF I B Aパートナーの出店や、大会ローカルスポンサーの出店、公式グッズ販売、スポーツアクティベーションの実施などが予定されており、このため公式ファンゾーンとサテライト会場については予算額に差が生じているところです。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 今の説明を聞いても、沖縄市からは5700万取ったけど、予算配分は2000万でいいよと、そう判断したというふうに私は理解します。非常に沖縄市民、悔しがっていますよ。そもそもは、当時のJ B Aの会長だった川淵三郎先生が桑江市長に電話して、本当にアリーナを造るのかって、必ず造りますと。じゃ、できた暁には、私はJ B AからF I B Aに

対して国際試合をエントリーする予定があると。そのようなところから始まって、だから沖縄市長も沖縄市の職員も、このイベントを命がけでやっているんですよ。なのに県はおいしいところだけ取って行って、沖縄市にはこんな仕打ちするのかって沖縄市民、言っていますよ。知事、どう思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時32分休憩

午後3時32分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） F I B A ワールドカップ開催の実現につきましては、沖縄市が沖縄アリーナの建設を見据え、その活用に向けて積極的に誘致に取り組まれた成果であり、また大会の受け入れ態勢整備に向けて、開催地支援協議会において中心的な役割を担っていることについて、敬意を表します。ワールドカップの開催は、スポーツの振興のみならず、沖縄振興や国際交流、青少年の健全育成等につながるものであり、また地域の活性化にも大きく寄与するものであります。沖縄アリーナについては、沖縄市が推進してきたスポーツコンベンションシティの発展に寄与することが期待される施設であり、プロバスケットボールをはじめとする各種スポーツや、音楽のまちを象徴するコンサート、コンベンション機能など沖縄市のランドマークとなるものと認識しております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 それはもうほとんど沖縄市の職員も私たちがやっているんですけどというような内容のことです。この辺はまたこれまでも感じていることではあったんですけども、沖縄市が求めていることがなかなか受け入れられなくて、県が沖縄市にしてあげているっていうふうに思っているようなこと、要はかみ合っていない部分が結構続いている結果が、こうなっているというふうに思います。知事は総責任者としてぜひ猛省してもらって、あと2か月ありますから、何とか沖縄市も沖縄県も、またサテライト会場的那覇市も宜野湾市も沖縄市もうまくいくように、最後、力を発揮していただきたいというふうに思っております。

それでは、質問ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 こんにちは。

会派沖縄・自民党の小渡良太郎でございます。

先の花城大輔先輩に引き続いて、沖縄市が2人立て

続く形になるんですけども、質問も重なる部分等ありますが、しっかりとお答えいただきますようお願いを申し上げます。

それでは通告に従いまして、質問をさせていただきますと思います。

まず1番、県行政全般についてという部分で、人材不足の問題を今回もまず最初に取り上げていきたいと思っております。これは毎議会取り上げていることなんですが、今回は高卒人材の活用というところにスポットを当てたいと思っています。

質問に入る前に、1点訂正があります。

通告では、過半数が就職を希望すると書いてしまったんですけども、幾分古い情報であって、昨今の就職希望者は1.5～2割に満たない程度ということの後で調べて知りました。その分訂正した上で、議論を進めていきます。

年間1万2000名程度が高校を卒業する中で、高校卒業後の進路について、以下の3点、県内の高校に寄せられる求人のうち県外求人が占める割合、就職希望者のうち県外に就職する生徒の割合、県外就職した生徒の定着率、離職率とでも言いましょうか——についてを踏まえた上で、沖縄県の高卒人材活用のまず実態を確認させてください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

沖縄労働局によりますと、今年3月の高卒者に対し、管内で受理した求人のうち県外の割合は約2%、就職希望者のうち県外に就職する割合は30.4%となっております。また、県外就職者の離職率につきましては、出身地の情報はないことから、算出することはできないとのことでした。今年3月に県内高校を卒業した約1万6550人の1割ほどの約1700人が就職を希望し、県内で約1150人、県外で約500人が就職しており、県内では多い順に、卸売・小売業、製造業、宿泊・飲食サービス業、建設業などに就職しております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 私が特に肌感覚で危惧しているのが、離職率についての部分なんですけれども、この内地に就職した、そしてそう時を経ずに戻ってきたというふうな話は結構あちらこちらで耳にします。以前から、沖縄県の特に若年者就業における一つの大きな問題として、季節労働と失業手当のサイクルでこの日々を過ごすという方々が多いというのがあります。このサイクルから一人でも多く脱却させていくこと、決し

てこの季節労働そのものを批判するつもりで述べているわけではないんですけれども、いつまで続くか分からない状況の中で、特に人手不足が深刻化する現状において、人材が無為にそこに流出していくのを止めないといけない。無為無策もいいところであるという部分になりますから、この高卒人材の就職率アップ、特に県内の就職率アップまたは離職防止に向けて、いろんな取組は今現状でなされていると思いますけれども、その部分についても少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県では、かつて県内若年者の雇用の場が不足していたということから、県外就職を支援し、失業率改善につなげてきたということがございます。しかしながら、平成28年に有効求人倍率が1倍を超えるなど雇用情勢が改善し、人手不足が顕在化していることから、県内中小企業の人材確保を促進するため、県内外の学生等の県内就職を促進する事業を実施しているところでございます。

一方で、大学等で学んだ専門知識・技術等を生かせる場を求めて、県外就職を希望する学生がいることから、技術系人材が県内で活躍できる受皿づくりも重要であるということも考えてございます。引き続き、沖縄振興を支える人材の育成・確保でありますとか、高度人材が活躍できる場の創出に向け、産学官連携の下、取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 この人手不足、人材不足というのは、高度な部分もそうなんですけれども、今沖縄県が一番課題となっているのは、単純に数が足りないというところになります。先ほど季節労働と失業手当のサイクルという話もしたんですけれども、しっかり若いうちから、キャリア教育とでもいいですか、就労の大切さとか厳しさも含めてしっかりと教育をしていくことをしないと、今県外は離職率は追えないという話だったんですけれども、私の肌感覚では、半分近く戻って来ているような感じがします。県内でも、たしか三、四割というぐらいの割合で離職率があったと思うんですが、仕事を続けていく、しっかりと仕事をしていくというところをちゃんと定着させていくためには、高度人材とかいろいろなものも含めて大事なんですけれども、まずはその教育のところに取り組んでいくことが非常に重要なことになると思います。

この高卒人材だけじゃなくて、そういう教育を小・

中・高のどこかで受けたら、また大人になったときに、ああいう話を聞いた、こういう教育を受けたということで、後で生きてくるところでもありますから、ほかの県でも取り組んでいる部分でありますので、キャリア教育をしっかりと学校現場で行っていただきたいと思いますところではあるんですけれども、ただ、教員も不足をしているという状況で、学校現場だけにキャリア教育を任せるとするのも非常に厳しいものがある昨今の状況にあると考えております。

この人手不足の解消が我が県の喫緊の社会課題であるというのであれば、部局横断的な取組、また官民がもっと密接に連携した取組などが必要であると考えられますけれども、商工労働部と教育委員会、それぞれの見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えします。

高校生の就職支援に関する教育庁との連携についてというところでお答えをしたいと思います。まず取組としまして、合同企業説明会を教育庁と共催で開催しておりまして、積極的に参加するよう教育庁から各高校に対して周知をしているというところの中で取組をやってございます。また、各学校の希望に応じまして、沖縄県キャリアセンターから講師を派遣し、校内での出張相談や出前講座による就職支援を行っているというのもございます。また、毎年、経営者協会など県内経済団体に対しまして、知事、教育長、総合事務局長、労働局長の連名で学卒求人確保の要請を実施しているというところもございます。

県としましては、これらの取組を引き続き推進してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

本県の就職指導の課題としましては、就職活動の開始時期が遅い、あるいは社会人としての基礎力が身につけていないことや、駆け込みでの就職における安易な職業選択によって、早期離職につながっているという現状があるというふうに考えております。その改善策としましては、議員のお話にもありましており、早期からのキャリア発達を支援し、学校の教育活動全体を通して、職業観、勤労観を育成することが必要であるというふうに考えておりまして、特に昨年度からキャリア・ビルドアップ事業におきまして、高校1・2年生の支援、これを重点的に行っているところであります。具体的には1・2年生向けの就職ガイダンスであったり、2年生就職希望者向け研修、そういった

ことを通して早めの意識を高めているところであります。今後とも早期からのキャリア教育を推進し、就職活動早期内定に向けてしっかりと支援してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 答弁ありがとうございます。

今の取組に、さらにもう一步踏み込んでいただきたいと私は要望するんですが、その理由としては、これも高校生等に聞き取りすると、高校での進路指導のうち、進学についてはかなり細やかな指導が行われている一方で、就職については、あんまり手厚く行われていないという印象を持っている子供たちが、私が想定しているよりも多いというのを感じました。学校の先生に、じゃ就職指導をしてくださいというところもさっき言ったように、なかなかそれも人手不足で厳しいという状況があるのであれば、やっぱりしっかりと連携をして、就職指導——就職の進路指導の部分を学校の先生ではない方をお願いをするという選択肢も含めて、手厚くやっていくべきだと考えるんですが、教育長、もう一度答弁お願いできますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） やはり先ほど申し上げました、早い時期からしっかりとキャリア教育を実施していくということが重要であると同時に、やはりきめ細かな就職の希望者に対する相談体制も構築していかなければならないと考えております。そのために、事業として就職支援員等を学校に配置をしまして、学校の教職員とこの支援員がタイアップをしまして、子供の相談あるいは求人等が来たときにその紹介をしながら意識を引き出していくと、そういった進路指導に力を入れているところでありますので、外部のこういう人材も活用しながら就職指導の充実に努めていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 以前も一般質問で、この県外就職推進を進める県の姿勢を指摘した際にも話をしたんですけども、47都道府県で、高卒、大卒、専門学校卒も含めて、ほとんどの県はいかに自分のところにとどまってもらうか、自分の県で働いてもらうかというところに苦心をして、そこに多くの予算もかけて取り組んでおります。沖縄はまだまだ甘いというふうには言わざるを得ない状況にありますから、しっかりと骨太で、高卒からしっかり若年者も含めたこの県内就職の厚みを施策的な部分で展開をしていただきたいと要望して、次の質問に移ります。

2、土木建築行政について。

先ほど花城大輔先輩の質問でもありました、私の地元でもあるこの沖縄市の東部海浜、東部地域の住民が長年の悲願としている東部海浜開発の早期実現について、先日も沖縄市議会から意見書が提出されて、私も一緒に池田副知事にお渡しをしたところであります。

工事の進捗と県工事部分の比較を踏まえた上で、現況と今後の展望を伺うという形であるんですが、先ほどの答弁の中で、国の推進は埋立面積ベース、県は事業費ベースというこの分母が違う、本が違う形での説明がありました。両方とも埋立面積ベース、事業費ベースでちゃんと説明をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時48分休憩

午後3時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えいたします。

埋立面積ベースでお答えをいたします。

国の事業につきましては、約70%の埋立てが進捗しておりますが、県の埋立分につきましては、現在進捗がないという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時48分休憩

午後3時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えをいたします。

国の事業につきましては、事業費ベースでの進捗率というところを御教示いただけていないところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 埋立面積ベースで県がまだ埋め立てていないと。国はもう70%埋まってきているのにと、これ先ほどの花城議員からの指摘もあったと思います。この当初の計画からの——令和7年度で竣工する予定だったという部分でも、大分遅れを取ってきているところで、この東部海浜、たしか糸満の潮崎地区と同じ頃の計画だというふうには私は地元の先輩方から聞いております。以後の県内の埋立事業には、与那原、西原のマリントウンがあつたり、豊崎とか北谷、または大宜味とか石垣の新港地区とか、もう既に後から出発して完了して、もう土地利用も進んでいるとい

う状況の中、この東部海浜だけが遅れに遅れを取っているという状況にあります。私自身も、父の小渡亨が、同じように県議会で――議事録を見てもこの件について取り上げて、さんざん一般質問等しているんですけども、まさか2代にわたって議論する形になるとは思っていませんでした。様々なことがあって長引いているというのは承知しているんですけども、この遅れを取り戻そうという気持ちがあんまり感じられないというのが、大輔先輩と同じ、私もそういう気持ちで、今ずっと県議会議員として過ごしております。この点について見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えいたします。

県の埋立事業が遅れているというところにつきまして、最大の課題というものは予算の確保ということになりますが、埋立ての工法等につきまして、短縮できる工法がないかというところについて検討しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 この予算がないという話なんですけれども、これあちらこちらで、東部海浜だけじゃなくてよく聞く県行政のせりふではあるんですが、年度終わり頃に、予算がなくてできませんでしたという話を聞くのはまだ納得できます。でも、年度始まってまだ間もないこの6月のタイミングで、予算がないという話が語られるのは個人的に強い違和感を覚えます。従来であれば、この基礎的な国の補助メニューとか制度とか、エントリーするしないも含めて検討する段階にある部分もあるだろうし、またエントリーできたところがあったら予算の不用額が出ますから、これを組み替えてここに充てる、あそこに充てるという話で、都度補正を加えながら予算を動かしていくというのが行政の予算であるはずなのに、年度当初から予算がありません、今年はこれだけの予算でしかできません、それで、最終的にこの予算でしかやりませんというふうな姿勢を見ていると、遅々として前に進まないのは当たり前じゃないかというふうに思うわけであり、先ほども言ったように、遅れを取り戻そうという気持ちがないというふうに思う部分もここにあります。

市長に対しても、いろいろ大きな話を先にしていただいて、やっぱりできませんでしたと。できないんだったら初めから期待を持たせるようなことを言うべきじゃないんです。ましてや県の土木行政のトップがそういった話をするんだったら、ちゃんと責任を持って予算の確保もする、事業の展開もしているということを

やっていただきたい。その気持ちありますか、部長。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 予算の確保につきましては、沖縄市とも一体となって、国等関係要路に必要な予算の要求、満額の確保に向けて要請等行っていきたくて考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 私も市議時代、この推進議員連盟の会長までやらせていただきました。毎年のように、国にも要請に行っておりました。県と一緒にいったことなんて一度もありません。今年以降は、県と市が一体となってそういった活動ができるということも、ぜひ姿勢をしっかりと見せて、取り組んでいただきたいと思えます。

次に移ります。

同じく、長期化して早期実現を望む声大きい、沖縄市役所前の県道20号線の整備について、これも現況と今後の展望をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 県道20号線は、胡屋交差点から高原交差点までの延長3460メートルの区間を街路事業の胡屋泡瀬線として、幅員32メートル、4車線で整備を行っております。令和5年3月には、胡屋交差点からコザ中学校までの延長約680メートルの区間について、暫定4車線供用を行ったところであり、引き続き、早期整備に向け取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 引き続き早期整備と言うんですけども、これも大分時間がたっている事業になっているわけですね。沖縄市においては、県は沖縄市に対して何もやる気ないんじゃないかとか、積極性がないんじゃないかということの、ある意味象徴として東部海浜、県道20号線の整備がよく挙げられます。この道路整備計画には、計画順位があることは承知しているんですけども、この県道20号線は幾つもの渋滞箇所を抱える県道であります。また、特に高原十字路です。もともとあそこは丁字路だったのを後から1本引いて十字路にしたという形なんですけど、当初の整備時にバス停の移設とかをしなかったおかげで、かなりいびつな交差点になっていて、実際私も朝そこに立ったりするんですけども、小学校、中学校が近くに隣接するというのもあって、子供も行き交うんですが、かなり交通事故の危険性も高い。そして、2方が坂道になっているのでスピードも出やすいという危険な交差点にもなっております。この順序を少し入れ替

えて、こういう危険な箇所の交差点改良を先行的に取り組むということが出来るのか、またやっていただけるのか見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えいたします。

高原交差点は、国や県等の関係機関で構成する沖縄地方渋滞対策推進協議会において、主要渋滞箇所にて特定された交差点であります。渋滞の影響が大きい国道329号を中心に、優先して整備を行う予定であります。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 ぜひこの県道20号線は20号線で、しっかり早期実現に努めていただきたいんですけども、それよりも先に高原十字路の交差点改良、ぜひ早期の事業化を要望いたします。この2点に関しては、地域——もう遅れに遅れを取っている現状にあります。ぜひ部長含めて地域にいらしていただいて、地元での説明会ということもやはり必要なのかなというふうに考えます。これも要望として上げさせていただきますので、タイミングのいい早期に、まずは地元の声を直接聞くということも県行政として大切だと思いますので、ぜひ地元を足で運んで、事業の状況とかを地元の方々に説明をして、恐らく相当な批判も出てくると思うんですけども、それも甘んじて受けてパワーにして、事業を進めていただきたいと要望いたします。

次、福祉行政に関して。

沖縄県における放課後児童の健全育成に関して、よく待機学童という言葉も耳にするようになってきているんですが、現在の実態と今後の展望をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

令和4年度5月時点において、県内では29市町村584か所に放課後児童クラブが設置されておりまして、2万4323人の児童が登録をしているところでございます。クラブ数の増加に伴いまして、登録児童数が着実に増加している一方で、利用ニーズの高まりにより登録できない児童、待機学童とおっしゃられましたけれども、登録できない児童数が665人という状況でございます。

県では、第二期黄金っ子応援プランにおいて、令和6年度末までに登録児童数を2万5000人規模まで拡大することとしておりまして、引き続き登録できない児童の解消に向けて取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 この保育を必要とする世帯の子供が小学校に上がったから、同じようにやっぱり受皿が必要になってくるというのは多少の想像力があれば分かることじゃないのかというふうにも思うんですけども、なぜその整備に遅れ——地域格差が生じているのもあるんですが、そういう部分が生じてしまっているのか、もう少し詳細をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時59分休憩

午後3時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 県では、ソフト交付金等を活用しまして、放課後児童クラブの設置促進を進めてきたところでございます。平成24年度から令和4年度までの11年間で、県内に58か所の公的施設を活用したクラブの設置を支援してまいりました。令和5年度にも、新たなクラブの整備に向けて各自治体と調整を進めておりまして、引き続き児童の受皿の拡大に努めてまいりたいと思います。

また、沖縄県の放課後児童クラブのまた別の課題としましては、全国と比較しまして公的施設の活用率が低いということが上げられます。そのために利用料が割高になっているということが課題になっておりまして、受皿拡大の取組と併せまして、クラブの家賃補助やひとり親低所得世帯を対象とした利用料の軽減にも取り組んでいるところです。子育て世帯の負担の軽減にも取り組み、経済的な理由で申込みができないというような状況がないように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 いまだに場所がないから入れない、お金が高いから入れないという、待機している学童の方が多いと。その裏にはもちろん潜在待機学童とでもいいますか、そういう方々も多くいらっしゃるというふうに感じております。誰一人取り残さないというのを標榜する県政なのに、取り残されている子供たちがあまりにも多いと。保育所の待機児童もそうです。知事、改めてこの、誰一人取り残さないということについての思いをお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 保育所、児童クラブ、放課後児童クラブ等、この待機児童解消に向けては、部局において国の法律改正、それから予算の獲得等々を含めて年次ごとに努力をし、その数字も改善をさせてい

ただいておりますが、いまだやはり、このように登録できない児童あるいは保育所に入所できない待機児童、子供たちがおります。

我々としては、第二期黄金っ子応援プランにおいて、ぜひこれらの子供たち、本当に誰一人取り残されない、笑顔の生活ができるよう、頑張って取り組んでまいりたいというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 知事の意気込みは理解できました。ただ、意気込みだけで、改善に向かうまたは解消に向かうということがなければ、意味がないというふうに感じます。しっかりとこの部分、担当部局だけじゃなくて、知事もリーダーシップを発揮して、解消に向けて取り組んでいていただきたいと要望して次に移ります。

教育行政に関して。

前議会のときに、教員不足が喫緊の課題として上がってきました。委員会でも議論したのを覚えております。年度が明けて、現在の状況と今後の不足解消に向けた取組に関して、ほかの議員の質問にもあったんですけれども、改めて詳細をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

令和5年6月時点の公立学校における教員の未配置につきましては、36名となっております。教員不足の改善を図るため、ペーパーティーチャーセミナーの実施等、全庁体制で臨時的任用教員の確保に取り組んでいるところであります。

県教育委員会としましては、引き続き、教員選考試験の制度改革や退職者の任用等を推進し、教員不足の解消に努めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 前議会においては、民間の方々からの要請に対しても対応いただいてありがとうございます。このつい最近の話、もう本当におとといぐらいなんですけれども、地元のコンビニに入ってトイレを借りたときに、トイレに教員募集という貼り紙がありました。ここまで手を回す状況なのかと正直驚きを禁じ得ませんでした。先ほどの一般質問でも取り上げたように教員のみならず、あらゆる業種でこの人手不足が叫ばれる中、教員を確保するというのは非常に難しいことだというふうに私も考えております。ある意味、この教職員という仕事のイメージの改善とか実際の働き方の改革とか、そういうことも同時並行にやっけていかないといけないと。公務員も成り手不足の時代ですから、願わくば教員不足の話が年度末、年度初め

に毎度繰り返されるという形にならないように、この間の話で終われるように、より一層の取組を期待をして次に移ります。

最後、沖縄の児童・生徒がスポーツ及び文化活動において県外大会へ出場する際の派遣費の助成について、本来、県の代表で県外大会に出るわけですから、県が助成をするというのが第一義的に望ましいのではないかと考えるんですけども、当局の見解をお伺いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 県教育委員会では、これまで中体連・中文連・高体連・高文連主催の九州大会、全国大会に参加する中・高校生に対して、各連盟を通して派遣費を補助しております。また、市町村においても派遣費の補助を行っておりますが、補助額については、それぞれの状況により異なっております。

県教育委員会では、経済的事情により子供たちの可能性が狭められることがあってはならないと考えておりまして、今後とも派遣費の補助を継続し、生徒の負担軽減が図られるよう努めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後4時6分休憩

午後4時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

又吉清義君。

○又吉 清義君 議長、休憩お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時30分休憩

午後4時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○又吉 清義君 沖縄・自民党、一般質問にこれから移らせていただきます。

できるだけ早く終わりたいと思いますので、執行部の皆さん、誠意ある答弁と一言い訳はよろしいです。真心答弁、アチラシケーサーはしないでください。よろしく申し上げます、時間の無駄になりますので、ひとつ警告しておきます。

まず1、伊平屋島のモズク産業の発展と安定産業として構築するための環境整備支援事業について伺います。

アカシ海岸整備について、当該箇所における水産物等の水揚げは、モズクを中心として年間30トンから

50トン程度となっているが、整備により作業環境が整うことで、新規漁場の開拓による水揚げ量の増加等が大いに期待できる。1次産業の振興は、離島村の地域経済において必要不可欠なものである。県の考えをお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

伊平屋村におけるモズク養殖の生産量は、近年400トンから800トン台で推移しており、伊平屋漁協の主要な漁業となっております。これまで県では、伊平屋島のモズク養殖振興のため、加工場や種苗供給棟の整備を支援したところであります。現在、伊平屋村には、村管理の伊平屋漁港と田名漁港が整備されております。水産庁の補助事業を活用して漁港整備を行う場合は、漁港区域内である必要がありますが、今回整備要望のあるアカシ海岸は漁港区域には入っておりません。そのため、漁港管理者の伊平屋村においてアカシ海岸を漁港区域に含める必要があります。

県としましては、漁港区域の変更等に向けて必要な指導、助言を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ということは部長、伊平屋の漁港区域の指定が必要であると。そういうのがあれば、整備も進めることができるという答弁かと思えます。大変いいことだと思います。そして、これを事業化に向けた場合、国、県、地域の補助メニューはどのような対応等が予測されますか。その辺まで、またメニューについても、お互いどのような感じであるか、分かる範囲で御説明願いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

漁港区域に指定し、事業計画書を水産庁へ届けることで、漁港漁村環境整備事業など、ハード交付金において、防波堤ですとか岸壁など漁港の基本施設の整備が可能となります。なお、同事業により事業を実施する場合、事業費の5%が伊平屋村の負担となります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 分かりました。じゃ、伊平屋村にそのように、また県のほうで詰めていただければ、持ち出しも5%になると。であれば、それをやりくりできれば十分可能だというふうに理解してよろしいわけですね。ありがとうございます。

引き続き、2番目のほうに移りたいと思います。

独立行政法人日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金、第二種奨学金を受けている学生への沖縄県信用保証協会の支援について伺います。これができるのか、できないのか。どのような感じでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

沖縄県信用保証協会は、中小企業者等に対して金融の円滑化を図ることを目的に、信用保証協会法に基づき設立された法人となっております。同協会は、中小企業者等が金融機関から借入れ等をする場合、その借入金等の債務を保証することを主たる業務とするなど、中小企業者等を対象とした事業性資金の借入れの保証を行う機関となっております。したがって、学生を対象とした奨学金につきましては、同協会の制度で想定されていないものとなっております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 想定されていなければ、ちょっと非常に、これも大変かと思えます。そこでまずはそれはそれとしてさておいて、現に企業がどのように保証協会から融資を受ける場合、保証協会の保証料というのはどのような金額というか、どのような予測をされるのか。例えば借入額の何%とかあるかと思えますが、それについて御説明ください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

沖縄県信用保証協会における信用保証料の算出について、一括返済の場合は、貸付金額掛ける信用保証料率掛ける12か月分の保証期間の月数で算出されます。例えば運転資金としまして、貸付金額240万でありますと、信用保証料率が仮に1.15%とした場合、さらに保証期間を48か月、4年間とした場合で計算しますと、240万円掛けるの1.15%掛けるの12か月分の48か月ということで、11万400円という計算になります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 このような条件の下で、これを参考にして次に移らせていただきます。

これは多分、教育庁になるのか。第二種奨学金を受ける学生が保証を受けるために、機関保証制度を受けて貸与を実行する場合、貸与月額はどうような条件が発生するか、お答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 学生が日本学生支援機構

から借り入れる場合、家計の状況でありますとか、成績の状況に応じて、有利子と無利子の奨学金がございます。有利子の奨学金の場合で、2年間、240万を借り入れる場合、令和5年の保証料率が2.34%から5.58%程度になります。240万円の場合は、保証料の総額が10万6152円、保証料率4.423%となります。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 このように、もし我々がこの信用保証協会、これも少し改革をして、やはり人材育成という大きな観念の下に、学生が機関保証ではなく、保証協会のこのような担保を取ることができた場合、私はこの条件にかなり差があるかと思うんです。そこでお伺いしますけど、例えば機関保証で貸与を受けている学生が、2年間の専門学校を卒業するのに、利息、保証金を合算した額と、信用保証協会の支援を受けている企業が融資を受けた額とを比較検討すると、融資を受ける側は、どちらの保証がより条件はよいか、その辺を教育長、検討したことがあるかないかお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時39分休憩

午後4時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 先ほど240万の借入れて15年間、毎月返還した場合は、貸与年率が0.369%、返還総額は247万1663円となります。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

先ほどの、240万円を4年間借りた場合の例でいきますと、返済総額は259万6800円となりまして、利息が19万6800円という計算になります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 細かいことはお聞きしませんけど、今この学生の皆さん、やはり貸与を受ける場合、このように機関保証を受ける場合に、どうか信用保証協会の担保を取ることができれば、ある程度のこの返済総額に対して、少し枠が——若干の違いがあると。例えばこの学生が、10万円を月々奨学金として頂く場合、保証金として5.4%でしたか、差し引かれて学生に渡されるわけです。毎月、利息も出ている中で。そういうのを改善してあげないと、私はこれは人材育成という立場からすると、あまりよくないという感じがします。やはり資金が足りなくて貸与を受ける。であるならば、この県のほうで信用保証協会——学生のこのよ

うな手助けもできる条例に改正できるのであれば、ぜひ検討していただきたいということを、皆さんにお願いしたくてこういう質問をしておりますが、そういった検討もしっかりと事情聴取をしてやっていただけないかということを再度お願いしますが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 先ほど、借入額返還総額のお話を申し上げました。240万を借りてこれを15か年で返済する、240万を借りる際には、保証金として10万6000円がまず差引かれる。そして、最終的に247万を返還、償還するということとなります。この現行の負担について、沖縄県専修学校各種学校協会がございまして、そちらとの意見交換の中で、学生さんがどのような——何ていうんですか、厳しい状況にあるのか、まずこの辺りを意見交換させていただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

信用保証制度は、中小企業にとって重要な事業資金の円滑な調達についての困難性、不利性といった問題を解消するため、国の経済施策の一つとして実施していることから、信用保証協会法の法律改正につきましては、国において検討されるものと理解しております。今回、議員からの御提言につきましては、どのような対応が可能かというところにつきまして関係機関と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ぜひいろいろな角度から検討していただきたいと、私は切に訴えたいです。学生の皆さん、苦しんでいますということなんですよ。企業を育てる、これも大事です。しかし、将来の日本の若い学生も育てないといけないと。これは現場から声を発信しないといけないということです。よく玉城知事がおっしゃっております。最高裁で埋立て、違法はないという中でも、違法はあると国に向かってやる姿勢を見た場合には、これは皆さん、やはり地元から声を上げるということは、とても大事かと思えます。ぜひいろいろな角度から検討していただきたいと思います。

次に、3番のほうに移らせていただきます。

2類から5類へ移行したコロナ感染症の対応について。

まず1、補正予算第3号について、新型コロナウイルス感染症対応の1と2について、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費を支援

するとは、また想定されないかかり増し経費等の支援を継続しとあるが、どのような内容か伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

介護事業所等におけるコロナウイルス感染症対策事業費として、今議会において、20億1300万円余の補正予算を計上させていただいたところでございます。これは、介護サービス事業所等において、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費について、具体的には、感染後に施設内で療養する場合に要する経費でありますとか緊急時の介護人材確保に要する経費、または職場環境の復旧、環境整備に要する費用等、そういったものについて計上しているものでございます。5類に移行をしましても、介護施設では感染が発生しておりまして、事業者から——その感染が発生した場合にかかる費用については、介護報酬等には含まれておりませんし、また利用者の負担を求めることもできずに事業者の負担になるということで、事業運営を支援するというので、かかり増し経費に対する補正予算案を計上したものでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ちょっと理解に苦しんでおりますが、5類に含まれていないと。5類にこのような費用が含まれていないのは、何も新型コロナウイルスだけではないかと思うんですが。私は従前の、この2020年から発生したコロナ感染に対しての想定されないというのは、どのようなものがあるかということで聞いたつもりですが、これは全く従来と変わらないということで理解してよろしいですね。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時46分休憩

午後4時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 従来では想定されないというのは、コロナ感染症がなかったと想定した場合では、想定がされていなかったというようなことで理解をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 議論しても私も半ば理解できなくて困っておりますが、コロナ禍で今部長が説明したことは全部実行されていたかと思いますが、5月7日までは、かかり増しの想定外というのは、どのようなことがあるかを私はお伺いしているのですが。想定外。皆さん、想定外のかかり増しと書かれていますよね。そ

れはどのような内容ですかということ、もう一度お伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 想定外のかかり増し経費といいますのは、例えば、感染者が施設内で療養した場合にかかる費用でありますとか、緊急時の介護、その施設内療養をするために介護人材を確保する必要が生じたときにかかる費用であるとか、そういうものでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ポイントはそこではないのですが、次に進みます。

提供を受けている施設のコロナの発生率の状況、またワクチン接種率はどのようになっているかお答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

コロナの発生率というものでは把握をしておらずで、かかり増し経費の申請があった施設の割合ということで御説明をさせていただきますと、対象施設3232事業所に対し、981施設の30.4%ということになっております。

○又吉 清義君 休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時48分休憩

午後4時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

又吉清義君。

○又吉 清義君 この発生している30.4%の施設というのは、接種率はほぼ90%を超しているかと思いますが、状況はどのようになっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 施設入所者の接種率を把握するのは非常に厳しいという状況がございますが、令和4年の秋以降に開始をしましたオミクロン株対応ワクチンの希望者に接種機会を設けた施設の割合ということで御説明させていただきますと、令和5年5月7日現在、75%となっているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 接種率が約75%ということですね。

じゃ、次に進ませていただきます。

今現在、感染症対策でワクチン接種に取り組んでいる国はどこがあるか、分かるようでしたらお答えくだ

さい。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 新型コロナウイルスワクチンの諸外国の状況は、厚労省の厚生科学審議会の資料で示されているんですけども、それによりますと、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、EUなどで2023年春以降に実施されるというふうに資料等で記載されています。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 確かに実施されるであって、しているかどうかは違うかもしれません。その辺もぜひ皆さん、いろいろ検討していただいたほうがよろしいかと思えます。

次の質問に移りますけど、例えば、この地域医療介護総合確保基金に積み立てられる20億円は、現在全ての介護関係に拠出できるかどうかを伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 今回の補正の財源としましては、国から交付されます医療介護提供体制改革推進交付金、これを活用しまして県の地域医療介護総合確保基金の介護従事者確保分として積立てを行うということで、こちらのほうも併せて積立金として補正予算を計上させていただいたものです。この基金を活用して、かかり増し経費の補助を行うものとしております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ですから、この地域医療介護総合確保基金事業というのは、コロナ以外に使ったら駄目なんですか、コロナ以外でも使える資金なんですかということなんですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） この基金は、今年度はサービス提供体制確保——かかり増し経費の補助として使用をいたしますが、今回積み立てました基金につきまして、もし残額が出た場合につきましては次年度以降、介護従事者確保に係る事業にも活用ができることとなっております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 私は非常に気になるんですが、コロナ関係にしか使えない、ひもつきの予算ではないのかと。非常に気にしておりますが、そしてなおかつ9月30日でこれが期限切れになる。また、24億みたいに償還金が出ると、これはえらいこっちゃだと思いますが、これ、じゃ本当に間違いないですね。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 今回の財源

は、緊急包括支援金ではございませんで、国から交付される医療介護提供体制改革推進交付金という別の交付金となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 間違いないことをぜひ祈願しておきます。幾ら読んでもコロナ関係以外の要綱を見た場合には、使えるような感じが一切しないもんですから、私の解釈の違いなのか分かりませんが。であるならば、このほかの先ほど3000余りもある施設に、もっと積極的にPRしたほうがいいと思います。先ほど30%程度しか使わないと。どうも理にかなわないと思っておりますので。

じゃ、次に移らせていただきます。

次、安全な飲み水を目指したPFOS、PFOA対策に向けた導水路トンネル工事の工期短縮について伺います。

どのように今計画をしているのかお答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

○企業局長（松田 了君） お答えします。

導水路トンネルは、建設から51年を経過しておりまして老朽化が著しく、平成28年度から改築工事を行っておりますけれども、トンネル内が狭く大型建設機械が導入できないことや、工事箇所を増やした場合、酸欠が生じるおそれがあり、一度に施工する箇所を制限せざるを得ないことから、令和24年までの長期にわたる工期となっております。そのため今年度、工法の変更、高性能建設機械の導入、換気方法の改善による工事箇所の増加など、工期短縮に向けた検討を行うこととしております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 このように、やはり県民にPFOS、PFOAのない水を一日も早く提供したいということで、工期短縮にも取り組んでいることに本当に感謝申し上げます。

そこでもう一つなんですが、この水需要の少ない冬場の3か月の間に、この補修工事を急ピッチで進めているとお聞きしたんですが、この工事を行うに当たり、機械の設定なり、そして終わったら取り出したりした場合の搬出に、大体どのぐらいの日数が奪われていくかお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

○企業局長（松田 了君） 手元に資料がございませんので、正確な日数については今お答えできませんけれども、双方合わせて約1か月程度の準備、それから撤収が必要だったかというふうに記憶しております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ですから、局長にもお願いしたいのは、このように水需要の少ない冬場の3か月間の短期間の間に、準備、片づけで、もしかしたら2か月近くもかかると。そうしたら正味1か月しか工事ができないと。であるならば、この3か月の期間をもう少し増やすと。4か月に延ばす、5か月に延ばすような工夫をすることによって、これが一旦機械を搬入してしまえば1か月延ばすことによって、1か月の工事が2か月になって、工事が2倍も進みます。そうすると工期もその分短縮されるかと私は思います。そしてなおかつ、そこに費用対効果ですか、予算等もかなり節約できるんじゃないかと思うんです。そういったのも勘案した場合に、今工期短縮に向けて取り組む中で、やはり水需要の少ない冬場というのが大きなポイントですので、その辺県民等にも一日も早くP F O S、P F O Aを解決するために、工期を延ばす代わりにまた県民にも水需要についての協力を仰ぐと。そして事情を知ってもらおうと。そうすれば、この3か月の工事を1か月延ばしたら、正味2か月でできることによって、工期短縮、私は大分短くなるかと思いますが、このような私の考えに間違いはないのか、もしそれが可能であるようであれば、ぜひその辺も検討するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 企業局長。

○企業局長(松田 了君) 工期につきましては、工事期間中、北部のダムからの取水が大幅に減少するというような状況がございまして、その代わりに本島中部の倉敷ダム、山城ダム等から取水を増量しております。その増量することができる期間が今約3か月程度ということで、工事の期間が制限されているという状況はございます。

企業局としましては、企業局概要にも記載されておりますとおり、「水は限りある貴重な資源です。大切に使いましょう」ということで、皆さんに大切に水を使っていただくことをお願いしているわけでございますけれども、現在の考え方としましては、まずは工法の変更等を検討いたしまして、工期を延ばさずとも工期を短縮できないかということを検討したいと思っております。また、議員の御提言につきましては、ほかのダムからの取水を増やすことができないかも含めまして、単年度の工期について延長することも併せて検討してまいりたいと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 又吉清義君。

○又吉 清義君 ぜひいろいろな角度から、企業局長、検討していただきたいと。県民がやはりこのように節水により協力をして、別に2か月じゃなくてもい

いんです。1か月をみんなで協力をすることによって、この取水量がこれでしっかりと賄うことができれば、またこれも工期も延ばすことができるのではないのかと。そうすることによって、30年かかるのが、15年かかると。であれば、一番安心・安全な水を取ることができるのは県民でありますので、私はこういった一致団結をして取り組む必要があるかと思っておりますので、ぜひいろんな角度から、遠慮せずに呼びかけであり、私たちはアクションを起こすべきだと思いますので、よろしくお願いいたします。

次、5番目に移りたいと思います。

県管理河川地域のハブ対策に向けた雑草、立木などの対応について。

沖縄全体で雑草、雑木等を清掃というんですか、どのぐらいの要望があるかお伺いいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 県管理河川における令和4年度の除草に係る要望件数は、全体で97件となっております。

○議長(赤嶺 昇君) 又吉清義君。

○又吉 清義君 その97件の要望は、全部皆さんしっかりと実行することができるのか、予算がなくてできないのか、どのような取組でしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 要望のあった件数の中から、氾濫の危険性等、優先順位を考慮いたしまして、対応できた件数は97件のうち58件でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 又吉清義君。

○又吉 清義君 ぜひ皆さん、私がお願いしたいことは、実は宜野湾でも要望するけどなかなか通らないという中で、この自宅の方に言わせてもらうと、4月にもやはりそこからハブが来て家の、屋敷内に入ってしまったと。これは4月だけじゃなくて、年に1回、やはり何回かありますと。きちっと雑草を清掃することによって、我が沖縄県、観光立県であり、景観上や夏場を迎えるに当たり予算を増やすことによって、このような安心・安全、またハブも来なくなるかと思うんです。その辺の取組のために、ぜひ予算のパワーアップも図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 県管理河川におきましては、氾濫の危険性等を考慮しまして、除草の対策を行っております。要望に対して対応できますように、予算の確保等に努めてまいりますが、やはり限られた予算でございますので、優先順位をもって対応し

ていく必要があるかと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 玉城知事、何も莫大な予算ではないんです。1000万、2000万もあれば足りる予算なんです。知事、沖縄県民の町をきれいにする、そして川の氾濫を抑える、そういう意味でもやりくりして何とか愛の手を差し伸べることはできませんか、知事、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 予算要求等においては、部局からの要求事項等について精査をし、できる限り必要な配分を行っていきたいというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ですから、そういった意味で部長、ぜひそういうのは要求したほうがいいですよ。そして、要求するだけじゃなくて、やはり予算にも限りがあるのもこれも事実です。そこで一つお願いしたいのが、我が沖縄県、非常にいい文化がありまして、地域においては年2回の区内清掃があるんです。だから、一緒に取り組めるような工夫ができないかです。そしてそこに限りある予算を最大限に生かすために、お互いタイミングと条件が合えばできるわけです。そういったのも大いに活用して、除草等、また雑木の一つ一つを清掃するのも、私はかなりいいことだと思います。地域としても、これがきれいになることによって、こんな喜ばしいことはありません。予算アップも兼ねながら、こういった一つ一つにも取り組んでいただきたいんですが、部長、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えいたします。

県管理河川の除草につきましては、県で対応するとともに、各地でボランティア活動も行われており、官民一体となって良好な河川環境の維持に努めているところであります。

県としては、今後とも予算の確保に努め、ボランティア団体の協力も得ながら適切な維持管理に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 次は、モノレールの中部地区への延伸事業についてお伺いいたします。

この延伸事業について、まず県の考え方を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（金城 敦君） お答えいたします。

モノレールについては、中長期的な観点からLR

T、BRT、路線バスも含め、フィーダー交通として位置づけられるものと考えております。このため県では、モノレールを含むフィーダー交通について、中部圏域の市町村と幅広く議論していくこととしており、モノレールの延伸も含め、引き続き意見交換をしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 部長、2020年に、沖縄本島中部都市圏におけるマイカー運転者の自動車利用実態と公共交通意識に関する調査、アンケート調査結果というのがありますけど、これ皆さん御存じではないですか。どのように結果が出たか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時5分休憩

午後5時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（金城 敦君） 申し訳ございません、今、詳細については承知しておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 実は、このドライバーのアンケート調査、沖縄本島ほぼ全域、ある程度行われております。その中で何があるかといいますと、県民の要望は、北伸の普天間方面ルートが圧倒的に多かったと。早めにこれを北伸をしてもらいたいと。それが多かったということです。ですから、それについて皆さんどのようなお考えがあるか、再度伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（金城 敦君） 浦添市、宜野湾市、沖縄市等の中部方面については、将来的には基幹軸となる鉄軌道を想定しております。その基幹軸と接続するフィーダー交通については、沖縄県総合交通体系基本計画において、利便性の高い公共交通ネットワークの構築に取り組むこととしておりまして、モノレールの延伸についても検討できるというふうに考えております。モノレールの延伸については、各市町村のまちづくり等も考慮しながら、幅広くフィーダー交通の議論の中で検討を進めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ですから、やはり中南部を移動できたら、非常に町も活性化すると思うんです。そしてなおかつ、先ほど部長がおっしゃったように、この将来的な全体計画を持つ中でも——それはそれでよろしいんです。やはり採算が取れる地域から、1工区、2工区、3工区と段階的にもスパンを分けて、私は延伸

を早めに進めていく計画をやるべきだと思いますが、いかがでしょうか。皆さん一度に全部やろうとするから無理が来ます。どこまでが採算が取れるときっちりデータが出たものは、しっかり進めていくと。そういったビジョンでもってやるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（金城 敦君） 県では令和3年度に調査を行いました。まちづくりや規制緩和等の新たな便益を加えた定量的検討を実施したところ、モノレールの延伸について、採算性とビー・バイ・シーともに課題が残る結果となっております。なお、当該結果については、令和4年5月から6月にかけて関係7市町村へ説明、意見交換を行ったところ、一定の理解を得ているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 では、一定の理解を得て、そういった工事をできるところから進めていくというふうに理解してよろしいんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（金城 敦君） モノレールについては、やはり公共工事でありますので、ビー・バイ・シーと採算性が非常に重要な要素となってきます。また、建設費がキロメートル当たり100億円という、かなり多額の予算を必要としますので、今このビー・バイ・シーと採算性、それと地元のまちづくり、そういうものを便益として組み込みながらもっと可能性を高めていかないと、ちょっと延伸について検討するのが難しいものですから、この辺を今、地元の圏域別のワーキンググループと意見交換をやっているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 とにかく、県内の人口は中部、南部で9割を占めております。その中で、そこにしっかり交通網をつくるのが非常に大事かと思えます。特にこれから基地問題、返還しなさいということで知事も積極的であります。ですから、返還される中部地区の基地跡地のまちづくりに向けて、道路網の整備は必要不可欠だと思うんです。ぜひそういったことと、またこれから迎える脱炭素のまちづくりに向けても大いに私は大事だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（金城 敦君） 今後の延伸の可能性について、公共交通の需要確保、自家用車からの公共交通への転換促進など、沿線市町村の政策を考慮しながらモノレールやLRT、BRTを含め、地域にふさわし

い新たな交通システムについて幅広く検討を進めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 次は、我が党の代表質問関連に移らせていただきます。

新垣新議員の知事の政治姿勢についてですが、訪中する理由を確認したい。何をするために行くのか、改めてもう一度確認したいと思います。お答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

日本国際貿易促進協会の訪中代表団の目的は、日中両国の経済・文化の交流を推進し、相互理解を深めることとなっております。現地におきましては、中国政府指導者との会見、政府関係部門との面談、経済セミナーなどが予定されているところです。玉城知事の訪中は、コロナ後初めてとなることから、経済復興を見据えた観光・経済・文化交流の再開と発展について提案を行う予定となっております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 それはそれでよろしいかと思えます。私が危惧するのは、知事の訪中は中国誘導により一歩間違えると、1879年の廃藩置県の誤ったメッセージや中国に帰属したい旨のメッセージを送ることにすり替わりませんかと危惧しておりますが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今回の訪中の目的は、先ほどありました日中両国の経済・文化の交流を推進し、相互理解を深めること。そして私は、昨年友好県省25周年を迎えました福建省において、これからの交流の機会を増やしていきましょうということなどについての、さらにその交流を深めていくための提案を行っていく予定です。なお、現地においては慎重に発言を心がけたいというように思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 知事の誠意も信じておきますが、マスコミ報道ではこのように、今の沖縄県知事の訪中に対して皆さん本当に危惧しております。中国でいろいろな世論工作が開始されていると。沖縄大丈夫ねって。沖縄県民だけじゃないですよ、マスコミ各社のほとんど多くはこのように心配しているということと、あと1点最後には、今回訪中するときに知事は中国に尖閣問題や南沙諸島、シーレーン地域の軍事力強化がアジア地

域の緊張を高め、それがもとで沖縄県民を恐怖に陥れています。そのような中国政府の在り方は、即刻取りやめるべきであると、沖縄県知事として強く態度を示すべきであります。そのような訪中目的もあるのか、知事の姿勢を問います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） マスコミにおいては様々な評論といますか、報道があるということは承知しております。今回の訪問については、礼を失することがないよう丁寧に対応してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ありがとうございます。期待しております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 時間がありませんから、早速本題に入らせていただきますけど、本件、追加質問をさせていただきます。お願いをしました。

コロナウイルスについては、質問の通告後に発生した今の感染拡大、看過できない重要な問題でありますので、議長と執行部に連絡は済ませておりますので、先例を踏まえて質問をさせていただきます。

コロナウイルス感染拡大について。

現在コロナウイルスが拡大していますが、1日当たりの感染者はどれぐらいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 新型コロナウイルス感染症の感染状況については、令和5年5月8日以降、週に1回、定点医療機関からの定点把握ということになっていて、直近の6月22日公表の数字が1定点当たり28.74人となっています。これが1週間の県全体で推計すると7280人ということで、1日当たり1040人——全数把握をしていた頃と推計しますと、1日大体1000人から1040人ぐらいという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 私、この1日当たり1000名少しだというのは、多分違うと思うんです。肌感覚では、多分部長、分かっていらっしゃると思いますよ。肌感覚は、この2倍から2.5倍ぐらいあるんじゃないか。これ何かというと、実はもう皆さん周りにいらっしゃると思うんだけど、大体症状が少し出る、熱が出る、あるいは喉が痛い、それでもPCR受けるところがないんです。受けに行かないんです。受けると休まされる。そういうのがありますから、私はこの検査機関がないということが、一番の問題ではないのかと。知事は、この無料の検査がなくなったことで、この感染

拡大になっているってことは感じませんか。どうですか、知事。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 発熱をした場合、これまでは無料検査を受診するというふうなことがあって、それが感染者数に反映されていたというところがありますけれども、無料の検査を5月7日をもって終了しておりまして、現在は、医療機関を受診して陽性と診断された方の定点把握というふうになっております。この数字を毎週比較することで、感染の動向について把握をして、その感染状況について県民に周知をしたり、注意喚起を行うというところで今対策を行っている状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 部長、話は分かります。5月7日で終わった、もう5類だと。しかし、これは今全国の中でも平均で沖縄はもう5倍超えているわけですよね。ということになると、これ沖縄独自の判断をすべきだと僕は思います。これ今部長、病院で検査したら幾らぐらいかかるか分かりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 病院で保険診療を使ってやった場合のPCR検査は700点ですので、全額で7000円ですので、そのほか診療受診の費用とかを合わせると、大体3000円から4000円ぐらいというふうに今想定しています。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 細かく聞いてみますと、これ大体3500円ぐらい。ところが、そこで検査が3つぐらいあるんですね。インフルエンザの検査もやる、あるいは喉にあるウイルスの検査もやる、コロナの検査もやる。そして、罹患しているのであれば、そこで薬をあげる。大体1人5000円ぐらいです、それまで全部入られて。これ家族1人だったらいいですよ。これに耐えられますか。どうですか、今の状況で。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） あらかじめ市販の抗原検査キットなどを購入して、症状が出た場合に備えてくださいというふうな形で県民にお知らせをしているところです。軽症の場合は受診をせずに自宅で療養をするというふうなことについても、以前から県民のほうにも伝えているという状況です。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 今のやり方で、保健医療部長は抑えきれんと思ってるのか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 感染に不安がある方について、無料検査などを行ってまいりましたけれども、今感染が拡大して有症状者が増えている中では、症状がある方が他の人にうつさないということが、一番感染を抑える有効な方法かと思っておりますので、そのことについては知事のメッセージの中にも入れさせていただいております。それから、無症状であっても感染させるおそれがあるという指摘もありますけれども、それに備えて、例えば高齢者の施設に行って、ハイリスクの方と会う場合にはマスクの着用を推奨するという形で、感染が広がらないような心がけを県民の皆様にご啓発しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 私は、長年このコロナ問題をやってきましたけど、今のやり方で本当に抑えられるとは僕は思っていない。皆さんが発信する問題が本当にそういうふうになっていくかということ、ほとんどの県民がそれを分かっていない。間違いなくあなた方は発信しています。しているけれども、それをみんなが受け取っているかということ、どこも検査もするところがない。2類から5類になっているじゃないか、みんなそういうような感覚でしかないんだ。どこかで警鐘を鳴らす、あるいはどこかで、例えば後から質問する、この県条例に基づいての対策本部を設置する、期間を決めてやるだとか、その期間だけでもPCR検査をやるだとか、そういうところでどこかで波をつくらないと、このまま入ってきますよ。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） これまでの対策本部が廃止という形になっていて、県の新型インフルエンザ等対策の庁内の会議は設けているところですが、確かに全数把握から定点把握になったり、少し状況の把握がなかなかこれまでとは違う形になっているところで、県のほうでは、今足元で起こっている状況を把握するためにタスクフォースということで何人かの専門の方に集まらせていただいて、今の感染拡大の状況、医療の逼迫の状況などを迅速に把握する仕組みを立ち上げています。その彼らのアドバイスによって、昨日から、感染者ケアステーションという入院する必要はない高齢者に一時的に医療を行うような場所を立ち上げるなどの機動的な動きを行って、感染拡大それから医療逼迫を今抑えようというふうに取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 今部長が言うように、抑えられたいいんだけど、抑えられなかったときの状況。今本当

に死者がどこまで上がっていくかということは、罹患者に比例するわけだから。そこはどうするかというのは責任を持ってやっていただければ、それでいいのかなと思います。注視をしてほしいと思います。

それと我が会派の関連質問をさせていただきたいと思っております。

ロボット開発の問題で新垣新議員の2の(1)、ロボット開発に企業が経済産業省から予算をもし取って開発したものを販売するときに、県が何か支援を考えているのかどうかということも、ちょっとお答えいただけないかと思いますが。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県としましては、ロボットの導入・開発は、人手不足の解消や生産性向上につながる有効な手段であると考えております。県では企業の設備等の導入に対し、貸与や融資の制度を用意しているほか、デジタル化に取り組む企業に対し、ITツールやソフトウェア導入の支援等を実施しているところです。ロボット導入開発に向けた補助等の支援につきましては、DX化の促進を展開していく中で県内事業者のニーズを慎重に見極めながら検討を行ってまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 意味分かんない。やるのか、やらないのかがよく分からないんだけど、これは総合事務局から、沖縄域外競争力強化促進事業というのがあるんだよね。これ製造業に関わるやつなんだけど、今これをまだどこでやるか決まっていらないんだけど、沖縄の企業が入ってやろうとしている。つまり今、ユニクロに籠っていいのか、そこに投げ入れれば全てが計算できるっていうものが、今ユニクロに導入されています。これ今、このタグを沖縄で作ろうとしている。年間どれぐらいのタグを作るかということ2億枚ですよ。2億枚。これは日本に、これだけの生産力を持っている企業はないんだそうです。ほとんどがアメリカ、台湾、中国、この3か国。これは、こういう企業こそ誘致を力を入れて県がバックアップすべきだと僕は思うんだけど、あなた方、そういうことをやろうとはしないのか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

一部繰り返して申し訳ございませんが、県としましては、ロボット導入をはじめとするDXの活用につきましては、人手不足の解消あるいは生産性向上につながる有効な手段と考えております。その上で現在、現

状としまして、ロボット導入等に活用できる仕組みとしましては、例えば企業の設備等の導入に対しまして、機械類の貸与制度とかあるいは伴走支援型借換等対応資金などの融資があるのと、あと経済産業省の補助金としましては、ものづくり補助金でありますとか、事業再構築補助金というものがございまして。こういうものの活用状況等を見極めながら、ロボット導入に向けた補助金の支援につきましては、DX化の促進を展開していく中で県内事業者のニーズを見極めながら検討を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 金太郎あめみたいだね。どこから切っても同じだね。

次に行きます。

それでは、同じ新議員の5の(3)、養殖業の件で話をさせていただきます。

今、農林水産部はシラヒゲウニの稚ウニを一生懸命つくっていますね。この事業の中身を説明してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時27分休憩

午後5時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

栽培漁業センターでは、沖縄振興特別推進交付金を活用して、センターのウニ育成技術を応用した沖縄型ウニ陸上養殖技術の開発に取り組み、水産資源の有効活用及び持続的利用を促進するというところで今取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 部長が言わないから僕が言うけど、もともとはそうじゃないでしょう。もともとは皆さんはシラヒゲウニを養殖をして、それを組合を通してばらまいてきたわけでしょう。だけど、どこに行ったか分からなくなっている。乱獲されているのか、あるいは別のところに移動しているのかも分からない。だから、もうそういうことではなくて、今度は養殖にしようということで切り替えたのが去年か今年ぐらいでしょう。私はなぜそんなことを言うかという、今うるま市で、コンテナの中で養殖していますよ。その社長とも話をしたんだけど、聞いてみたら、海から海水

を取って養殖をすると漁業権に抵触するって言うんですよ、場所によっては。ほとんどがそうらしいんだけど。だから、水道水から海水をつくってウニをつくっている、それで成功している。大阪、名古屋から一つ星、二つ星のレストランのシェフを呼んで、ここで試食会もやった。味に問題はない。問題は色だ。今度は皆さんは餌を一生懸命、色を出すために頑張っている。僕はこれを聞いたときに、なかなか沖縄県の農林水産部は頑張っているなと思いました。だから、このシラヒゲウニが年間2000トン捕れていたのが今はもう全く捕れていない状況だから、これを枯渇させるわけにいかないから今それをやっている。しかし、海水を取ってはいけなからこういう養殖事業が始まった、技術が。これ山の中で水道水を入れたってできるんだよ。何も海のそばでやる必要はない。循環型ですから。だからそういうものにあなた方がどうやって力を入れていくかというのを、決意を聞いてみましょう。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時29分休憩

午後5時29分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

県産ウニ復活プロジェクト事業の期待される成果でございますけれども、本事業ではシラヒゲウニ完全養殖技術の開発による水産業の振興、生産量の増加とか漁業者等の雇用創出を第一の目的としております。その二次的効果として、食文化の復活や環境に優しい陸上養殖による環境保全の効果を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 物はできています。あなた方は何ができますか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） シラヒゲウニの完全養殖の課題ということで、現在、種苗の生産技術を確立し、近年では天然海藻に頼らない配合飼料の開発に取り組んできました。これまでに配合飼料の基礎的な知見は得られたものの、コスト面とか生産物の仕上がりに課題があるため、本事業ではこの部分の解決を図って、配合飼料の開発に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 僕が言いたかったのは、企業が、そ

のノウハウを持っている企業が、一生懸命せっかく養殖技術をつくったのに、今度は生産する側が買わなければどうしようもないわけでしょう。生産する側はどうやって買うのか。沖縄のこの企業が、組合が。だからそれをどうするのかっていうことを聞いているんです。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時32分休憩

午後5時32分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

現在、栽培漁業センターでは、シラヒゲウニの養殖技術開発に取り組んでいるところです。今後も安定した生産に取り組んでまいりたいと思います。また、どういった方法でこれを安定して普及するかということは、また関係者と連携して相談してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 このシラヒゲウニの養殖はNHKでもやっていたし、新聞にも載ってました。部長、そこに行ったことはあるか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） 栽培漁業センターのほうには行って見学をさせていただきました。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 うるま市石川で養殖をしているところに行ったことがありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） そこはまだ見学しておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 僕は別にあなた方をいじめるためにこっちに来ているわけではなくて、一緒になって農林、1次産業、農業もそう、畜産業もそう、水産もそう、一緒になって立ち上げていこう、これをどうするのかっていうようなことを、あなた方が持っていない情報をここに投げているわけだ。どうするの、テレビにも出ている、新聞にも出ているものをなぜ農林水産部長がそれを知らないのか。それはちょっとおかしいと思います。

次に行きます。もうこれ以上議論したってしょうがないと思っていますから、次行きますけど、休憩して

ください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時34分休憩

午後5時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○呉屋 宏君 石原朝子議員のもので、5の(4)、沖縄健康医療拠点整備事業、いわゆる西普天間の病院。これ予算不足と言われているんですけど、この実態を把握しているのは誰か。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 令和5年5月に行いました令和6年度の国庫要請に向けた市町村意見交換会の中で、宜野湾市のほうから、物価高騰により予算不足が生じているというふうな御発言がありまして把握をしたということですが、詳細は少しまだ把握できておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 琉球大学の中に、建設の委員会があります。これは前からそうなんだけれども、実はどんどんどんどん事業費は変わらずに、事業をどんどん減らしている。つまり、看護師が泊まる寮もなくなっている。そして、1500台入れる予定だった駐車場も1000台になっている。そういうところがどんどんなくなっているんです。本当にこれでいいのかっていうところまで来ているんだけれども、これは早急に実態を把握する必要があるんじゃないか。そして、実態把握した後に、皆さん、県はそれをほったらかすのか、どうするのか、その対策までちょっと教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 琉球大学の医学部、それから琉球大学病院の移転整備という事業でございますので、この両者は医療水準の向上という意味では沖縄県にとって非常に重要な施設であると認識しております。この沖縄健康医療拠点全体の事業が進展するように、関係機関あるいは県庁内部での関係部局と連携をして必要な対応を行っていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 もう次やります。

通告の国立自然史博物館の誘致。これ、目標についてお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えいたします。

国立自然史博物館の設立誘致に向けて、県では今年度、県内での企画展、シンポジウム等の開催、標本収

集の課題に関する調査の実施に加えまして、国全体の機運醸成を図るため、東京でのシンポジウムを開催する予定としております。また、県民会議の設立を促進するとともに、国への働きかけ等を強化することとしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 国への働きかけって、どうやってやるのか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） あらゆる機会を捉えまして、要請等を行っているというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 これは、土木環境委員会で、スミソニアンやら、九州国立博物館に行ってきました。だけど、やっぱりあれだけ主都にしかできない、いわゆる奈良、京都、東京にしか国立の博物館はないと言われている中で、福岡はそれでも強引に国立博物館を持ってきたわけです。これは25年かけてやった。皆さんのこのタイム——後ろはいつまでに造るっていうものを持っているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えいたします。

自然史博物館につきましては、現時点におきまして、国による決定というものもなされていないような状況でございます。

ただ、県としましては、令和13年度までの新・沖縄21世紀ビジョン基本計画におきまして、今後あらゆる機会を捉えて誘致に努めていくというようなこととしております。また、こういった期間内に開館を目指すべきというような声もあることは承知しております。

県としましては、そういった意見も踏まえながら早期の設立実現に向けて、県民、経済団体、それから学識経験者等、県全体が一丸となった取組を推進していきたいというふうに考えているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 やることはもうはっきりしているんです。もう沖縄県内の機運を盛り上げることで、国会で確実に議員連盟をつくること。この2つが大事なことです。今、沖縄県で、民間でこういう県民会議ができていますか。それで、誰がそこに国会議員の連盟をつくりに行くのか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えいたします。

今、議員のおっしゃるとおり、機運の醸成をいろいろ盛り上げていくというためには、行政だけではなくて、県民が一体となってやっていく必要があると考えております。

昨年度、我々県としましては、経済界、学識経験者、県民等を含めました事業推進会議というのを立ち上げております。そういったものをベースにしまして、今年度この県民会議の立ち上げというものをやって、県民の機運醸成をどんどん図っていきいたいというふうに考えております。

それから、議員連盟につきましては、非常に重要な取組というふうに考えております。それにつきましては、昨年度いろいろ県議会のほうにも説明してきましたので、そういった議会の協力も得ながら取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 後は委員会でやります。

後は大事な部分で、防災ヘリ。これをやっていきたいと思いますが、進捗状況をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） お答えいたします。

県では、県及び41市町村で構成する沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会を令和3年8月に設立し、協議を行っております。令和4年度は、基地整備場所と機体の仕様、人員派遣、費用等、県への要望の4つの議案について、令和4年11月開催の同協議会で可決し、市町村長へ可決議案に係る承認を依頼しているところでございます。令和5年度、今年は、去る6月9日に市町村長との意見交換会を開催するなど、承認に向けた取組を進めており、ヘリ機体の発注とヘリ基地となる沖縄県消防防災航空センター（仮称）の基本・実施設計等の施設整備関連事業を、4つの議案について全市町村長から承認が得られ次第、進めたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 41市町村全部、それに了承しているのか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 現在のところ、まだ全ての市町村から了承が得られているということではないということです。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 いいですか。皆さんが設置しようとしている一番の問題はここなんです。いわゆる消防学

校の西側は普天間飛行場ですよ。何度も言ってきた。東側は何があるんですか。皆さん、あの地域の状況、分かりますか。あそこは霧が発生するところです。全部これ、中部の人だったらみんな分かっている。目視で飛ぶヘリが、この霧のときに飛んでいけるんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(溜 政仁君) 沖縄県消防学校が立地する中城村には、気象庁による観測場はなく、霧に関する定量的なデータはない状況でございます。消防学校における霧の発生については、雨が降る前、あるいは小雨のときなど降雨を伴うものがほとんどで、低地では雨だけが降っているが、高台の消防学校では霧を伴っているというふうに考えられております。航空法では、ヘリコプターが有視界で空港等から離着陸する際の気象状況を視程5000メートル以上、雲の高さ300メートル以上と定めており、雨が降っている場所はこれらの条件を満たせなくなり、飛行ができない場合がほとんどとなると考えております。ですので、消防学校周辺だけが特に雨天が多いということも言えないものですから、他の地域に比べ運航上、極端に支障を来すということは考えにくいというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 考えにくいって、僕らそこで住んでいるんです。あなたね、じゃ、公室長、聞くけれども、このドクターヘリ、令和4年要請件数が519件あるけど、出動回数は何回か。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時44分休憩

午後5時45分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長(糸数 公君) ドクターヘリにつきましては、令和4年要請件数519回に対して、出動は393回となっております。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 これ、出動件数に対して、どれぐらい行けなかったという件数があるのか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時45分休憩

午後5時45分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長(糸数 公君) 519件の要請に対して393件の出動ですので、その差126件が未出動と

なっております。未出動の内訳としては、重複要請、時間外要請、天候不良、出動前のキャンセル等となっていて、天候不良が80件と一番多くなっております。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 公室長、陸上自衛隊に要請したら、何%キャンセルされるんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時46分休憩

午後5時47分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長(溜 政仁君) 令和4年の自衛隊の急患搬送におきましては135件ありまして、基本的には飛んでいるというふうに承知しております。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時47分休憩

午後5時47分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○知事公室長(溜 政仁君) 自衛隊の急患搬送の実績では、令和4年は135件ありまして、気象等による待機等はあるんですけども、基本的には全てに对应している、全て飛んでいるというふうに承知しております。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 だから、語尾がはっきりしないんだよ。全部飛んでいるんでしょう。何でそんなごもごもしたような、ちゃんとみんなに聞こえるように言わないのか。自衛隊は、まあ時間の差はあるにしても100%飛んでいますよ。この差は何なのか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時48分休憩

午後5時48分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○呉屋 宏君 多分、分からないだろうから。だから分からないけれども防災ヘリを入れる所管課なんですよ、所管部なんですよ。これは、ヘリの重量ですよ。防災ヘリはどうしても軽くなる。海上保安庁のヘリや自衛隊のヘリは、ある程度の重量があるから、天候をある程度切って行けるんだよ。だから、どうして選択するのか、この機材を決めるのか。その天候はどうなのか。皆さんがドクターヘリを入れているところはどこなのか、浦添の海岸沿いでしょうが。あの中城に置いてあるわけじゃないんだ。だから天候に全部左右されるんだ。これは直結して人の命に関係するんですよ。その人の命をこんな簡単に、ここに入れておけ

ばいいよというような感じで、皆さんはそれで選択しているのか。ちゃんと答えて。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時49分休憩

午後5時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） お答えいたします。

県では、平成29年から令和3年度にかけて、沖縄県消防防災航空センター（仮称）の整備候補地を選定するため、公共機関の所有地や民間地を対象に、本島北部地域19か所、中部地域5か所、南部地域6か所の計30か所において調査を実施したところです。令和4年度に入り、これまでの調査結果を踏まえ、航空センターの整備候補地について、中部地域2か所、南部地域1か所の合計3か所に絞り込みを行ったというところでございます。さらに、ヘリ基地整備検討ワーキンググループにて絞り込んだ3か所の候補地について比較検討した結果、既存の施設を利用でき、防災拠点として一体的な運用も図れることなどの優位性があることから、沖縄県消防学校を沖縄県消防防災航空センター（仮称）の整備候補地として協議会へ提案したということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 救命救急センターは、この沖縄県に何か所あるんですか。保健医療部長。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時51分休憩

午後5時51分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 県内に3か所ございます。県立中部病院、それから南部医療センター、そして浦添総合病院の3か所です。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 これを世の中では、中部から南部って言うんじゃないのか。今現在配備しているヘリは、どこにあるんですか。海上保安庁も陸上自衛隊もどこにあるのか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時52分休憩

午後5時52分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 自衛隊、それから海上保安庁とも那覇、那覇空港だと認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 北部や北部離島の皆さんの命は軽いですか。病院も中南部にしかない。ヘリも那覇・南部にしかない。何の配備もされていない。伊平屋、伊是名まで陸上自衛隊に通報して何分で来るのか、公室長。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時52分休憩

午後5時53分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 我々が設置しようとしている消防学校から、北部及び周辺離島までの飛行時間は、最も遠い久米島を含め、全て30分圏内ということになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 じゃ、伊平屋、伊是名、伊江から——いいですか、夜に急患が出たら、陸上自衛隊は何分で行くんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時54分休憩

午後5時54分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） すみません。自衛隊がどのぐらいかかるかというのは、ちょっと承知していないところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 あなたは防災の所管課、所管部なんでしょう。防災ヘリをやっているんでしょう。夜は自衛隊に任すって言っているんでしょう。通常配備で2時間ですよ。2時間待てますか、頭の血管が切れて。心臓が止まってもちますか。僕が言っているのは、そういうことを言っているから——本来、防災ヘリ、全国で7か所は夜、普通に飛んでいますよ。なぜこの沖縄は、これだけの離島を抱えて——これは総務部長なんかよく分かるでしょうが。企画部長時代に、南北が400キロ、東西が1000キロというのが沖縄振興を導入するきっかけにもなっているわけでしょう。これをあなた方は守備しないとイケないんですよ。それをまた自衛隊に投げるのか。これで本当に防災ヘリと言えるのか。教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時55分休憩

午後5時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長(溜 政仁君) 防災ヘリにつきましては、令和3年の協議会設立の際、13の導入方向性を確認しており、その際にまずは運航時間は通常時が8時30分から17時15分、災害時については、日の出から日没までとするということで、まずは導入するということを決めたということでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時56分休憩

午後5時56分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○知事公室長(溜 政仁君) 失礼いたしました。

まず、夜間運航をしないのかという問いだと思えます。24時間常駐による運航体制を確保する場合は、航空隊員や操縦士をはじめとした追加の人員配備とそのための費用が増加します。他県のヘリの多くも日中のみの運航時間としており、沖縄県もまずは日中のみの運航でスタートすることとして、平成30年3月から令和3年5月までの協議会設立の同意と併せて、全ての市町村からの承認を得て協議を進めているということでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 全ての市町村から承認を得たんですか、本当に。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(溜 政仁君) 平成30年3月から令和3年5月までの協議会設立の同意と併せて、全ての市町村からの承認を得ているということでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 歴史が分かっていないから知らないと思うんですけど、その頃までは、夜間飛行は議論されていません。僕はこの3年間、ずっと見てきた。議場でごまかしたら駄目だよ。もうこれ以上やったらしょうがないと思うけれども、次までに勉強してください。

3番、教育問題について。

一番気になっているものから、時間がありませんから質問します。

高校の進学率と大学の進学率。これ今どうなっているのかお伺いをします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時58分休憩

午後5時59分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

教育長。

○教育長(半嶺 満君) お答えします。

まず高校の進学率につきましては、令和4年3月において97.7%であります。また、大学等進学率につきましては、令和4年3月卒業者において44.6%となっております。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 これは全国で何位ですか。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(半嶺 満君) いずれも最下位となっております。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 これを特に大学はどうかしようとは思っていませんか。97.6%というのは、ある程度、46位と45位はあんまりそんなに差はないよ。大学はどうするのか。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(半嶺 満君) この大学等進学率を高めるということは、非常に大きな課題となっております。今現在、高校、大学等進学率の向上に向けて早い段階から、児童生徒の社会的、職業的自立に向けた資質・能力を育成することが重要であると考えておりました。そのために確かな学力の向上や確立やキャリア教育の充実に努めております。

県教育委員会としましては、今後ともキャリア教育の視点を踏まえた進路指導を推進し、生徒の進路実現を支援してまいりたいと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 教育長、ここだけ投げおきます。

次に議論しましょう。

伊計島に、N高等学校というのができました。さっき資料を渡しておりますけれども。今年、難関大学含めてかなりの合格者を生んでいるんですね。有名私立大学、いわゆる早稲田、慶応、上智、中央、法政、こういうところの今年の合格者だけで617名です。伊計島です。これは通信でやってはいるけれども、残念ながら全てこの合格者は沖縄からということになっているんだ。これは沖縄に本校があるから。だから、伊計島のN高等学校を卒業した人たちは、沖縄県の合格者になっているわけです。あなた方のものからこの数字を引いてごらん。一体何名になるか。私は、そういうようなことをやっていたら駄目だと思っている。それで、この間記者会見を見たかどうか分かりませんが、このN高等学校が、2年後の4月に通信制の大学を造る予定です。沖縄は所得が低い、大学も少ない。大学の合格率を上げるためには、そういうような通信も使うべきだと。実は明日、沖縄に理事長が来ます。

明日ゆっくり話をしましょうということになっていま
すけど、こういうサテライトを造りながらもっと沖縄
の進学率を、子供たちのために頑張ってもらいたいと思
います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で、本日の一般質問及び

議案に対する質疑を終わります。

本日の日程は これで全部終了いたしました。

次会は、明28日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時2分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 渡 久 地 修

会議録署名議員 仲 田 弘 毅

令和5年6月28日

令和5年
第2回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第6号）

令和5年
第2回

沖縄県議会（定例会）会議録（第6号）

令和5年6月28日（水曜日）午前10時開議

議事日程第6号

令和5年6月28日（水曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第1号議案及び乙第1号議案から乙第15号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案及び乙第1号議案から乙第15号議案まで

甲第1号議案 令和5年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）

乙第1号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第2号議案 沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例

乙第3号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例

乙第4号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

乙第5号議案 沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

乙第6号議案 工事請負契約について

乙第7号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第8号議案 財産の取得について

乙第9号議案 公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について

乙第10号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について

乙第11号議案 沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について

乙第12号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について

乙第13号議案 専決処分の承認について

乙第14号議案 専決処分の承認について

乙第15号議案 専決処分の承認について

出席議員（47名）

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 議長 | 赤嶺昇君 | 10番 | 島尻忠明君 |
| 副議長 | 照屋守之君 | 11番 | 仲里全孝君 |
| 1番 | 次呂久成崇君 | 12番 | 上原快佐君 |
| 2番 | 喜友名智子さん | 13番 | 新垣光荣君 |
| 3番 | 島袋恵祐君 | 14番 | 國仲昌二君 |
| 4番 | 玉城健一郎君 | 15番 | 瀬長美佐雄君 |
| 5番 | 上里善清君 | 16番 | 山里将雄君 |
| 6番 | 大城憲幸君 | 17番 | 当山勝利君 |
| 7番 | 上原章君 | 18番 | 當間盛夫君 |
| 8番 | 小渡良太郎君 | 19番 | 金城勉君 |
| 9番 | 新垣淑豊君 | 20番 | 新垣新君 |

21 番 下 地 康 教 君
 22 番 石 原 朝 子 さん
 23 番 仲 村 家 治 君
 24 番 平 良 昭 一 君
 25 番 仲 村 未 央 さん
 26 番 玉 城 武 光 君
 27 番 比 嘉 瑞 己 君
 29 番 山 内 末 子 さん
 31 番 西 銘 啓 史 郎 君
 32 番 座 波 一 君
 33 番 大 浜 一 郎 君
 34 番 呉 屋 宏 君
 35 番 花 城 大 輔 君

36 番 又 吉 清 義 君
 37 番 仲 宗 根 悟 君
 38 番 崎 山 嗣 幸 君
 39 番 玉 城 ノブ子 さん
 40 番 西 銘 純 恵 さん
 41 番 渡 久 地 修 君
 42 番 瑞 慶 覧 功 君
 43 番 比 嘉 京 子 さん
 44 番 末 松 文 信 君
 45 番 島 袋 大 君
 46 番 中 川 京 貴 君
 47 番 仲 田 弘 毅 君

欠 席 議 員 (1名)

28 番 照 屋 大 河 君

説明のため出席した者の職、氏名

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|---------|-------------|------------|---------|------------|---------|---------------------|-------------|---------|-------------|-----------|-----------------|-------|-----------|-------------------|-------------------|-------------|-----------|-----------|---------|-----------|--------------|-----------|---------|-----------|---------|---------|-----------|
| 知 事 公 室 長 | 事 務 部 長 | 事 務 局 長 | 玉 城 デニー 君 | 照 屋 義 実 君 | 島 袋 芳 敬 君 | 溜 政 仁 君 | 宮 城 力 君 | 金 城 敦 君 | 多 良 間 一 弘 君 | 宮 平 道 子 さん | 糸 数 公 君 | 前 門 尚 美 さん | 松 永 享 君 | 文 化 観 光 ス ポ ー ツ 部 長 | 土 木 建 築 部 長 | 企 業 局 長 | 病 院 事 業 局 長 | 会 計 管 理 者 | 総 務 部 財 政 統 括 監 | 教 育 長 | 警 察 本 部 長 | 労 働 委 員 会 事 務 局 長 | 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 代 表 監 査 委 員 | 宮 城 嗣 吉 君 | 前 川 智 宏 君 | 松 田 了 君 | 本 竹 秀 光 君 | 名 渡 山 晶 子 さん | 金 城 康 司 君 | 半 嶺 満 君 | 鎌 谷 陽 之 君 | 下 地 誠 君 | 茂 太 強 君 | 安 慶 名 均 君 |
|-----------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|---------|-------------|------------|---------|------------|---------|---------------------|-------------|---------|-------------|-----------|-----------------|-------|-----------|-------------------|-------------------|-------------|-----------|-----------|---------|-----------|--------------|-----------|---------|-----------|---------|---------|-----------|

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

| | | | | | | | | | | | |
|---------|-----|---------|------------|---------|---------|---------|------------|-----|---------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 次 長 | 議 事 課 長 | 山 城 貴 子 さん | 前 田 敦 君 | 中 村 守 君 | 課 長 補 佐 | 儀 間 俊 江 さん | 主 幹 | 宮 城 亮 君 | 主 任 | 比 嘉 太 一 君 |
|---------|-----|---------|------------|---------|---------|---------|------------|-----|---------|-----|-----------|

○議長 (赤嶺 昇君) これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

6月7日から20日までに受理いたしました陳情16件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

[陳情文書表 巻末に掲載]

次に、本日質問予定の照屋守之君から発言通告の撤回がありました。

○議長 (赤嶺 昇君) 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案及び乙第1号議案から乙第15号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

上原 章君。

[上原 章君登壇]

○上原 章君 おはようございます。

公明党会派、上原章でございます。

通告に基づき、一般質問を行いたいと思います。

初めに1、価格高騰対策について。

(1)、電気料金高騰対策の効果及び10月以降の支援について伺います。

(2)、LPガス（プロパンガス）利用料金の負担軽減について伺います。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○上原 章君 (3)、離島県の発電コスト支援及び離島における物価高騰対策について伺います。

(4)、県は水道料金の値上げを検討していると聞かす対応を伺います。

2、那覇軍港の市街化区域指定による固定資産税の影響について。

(1)、市街化区域の定義について伺います。

(2)、該当する地主は何名いるのか。

(3)、固定資産税が上がった経緯と隣接する自衛隊基地の固定資産税との比較を伺います。

(4)、地主会の要望と解決に向けて県はどう考えているのか。

(5)、知事は地主会の意見を伺うとしているが面談されたのか。

3、てだこ浦西駅パーク・アンド・ライド駐車場について。

(1)、利用状況を伺います。

(2)、カーシェア活用の実証実験を関係者から提案されているが、期待できる効果と県の対応を伺います。

4、県内の生活困窮者や福祉施設等へ食品提供を推進しているフードバンクへの支援について伺います。

(1)、県の支援を伺います。

(2)、国からの支援を伺います。

(3)、輸配送費用や倉庫賃料、人件費などの支援ができないか伺います。

5、給食費無償化について。

(1)、県内市町村の全額無償、一部助成の取組状況を伺います。

(2)、県は本年度、保護者へのアンケートや他県の取組、事業効果（有効性・妥当性・効率性）を調査するとしているが、実施に向けた意気込みが感じられません。物価高騰が県民家計に深刻な影響を与えている中、国や県の直接的な支援がなくても、子育て世帯を守るため、厳しい財政状況の中、各市町村には頑張っただいております。児童生徒に必要な栄養価と給食の質の低下を招かないためにも、給食費無償化は知

事の公約として最優先だと思ひます。国からの支援を待つのではなく、来年度の実現に向けて知事の決意を伺ひます。

(3)、無償化は私立学校も対象にする必要があると思ひますがどうか。

6、県道7号線小禄本通りの山下交差点から豊見城に向かう左側の歩道が狭隘で傾斜が続き、高齢者や障害者等の方々が歩行に困難を来しています。対応を伺ひます。

7、我が会派の代表質問との関連については取り下げます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） ハイサイ グスーヨー チューウガナピラ。

皆様、おはようございます。

上原章議員の御質問にお答えいたします。

5、給食費無償化についての御質問の中、学校給食費無償化の実現についてお答えします。

昨今の社会及び経済状況など、子育て環境が厳しい中、子供の健やかな育ちと子育てを支えることは、将来の我が国の担い手育成の基礎をなす重要な投資であり、社会全体で取り組む必要があると考えております。

教育委員会においては、今年度、保護者等へのアンケートの実施や市町村との実施方法等の協議を行い、それを踏まえ、予算規模、実施時期等について検討を行うこととしております。現在、各市町村においては、地域の実情に応じた支援が行われていることから、その状況や保護者の方々の御意見を丁寧に把握することは重要であると考えております。なお、国においては、こども未来戦略方針の中で、学校給食費の無償化の実現に向けて課題整理等を行い、具体的方策を検討すると示されていることから、引き続き国の動向も注視しつつ、公約の実現に向けてしっかり取り組んでまいります。

あとの質問に関しましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

[商工労働部長 松永 享君登壇]

○商工労働部長（松永 享君） 1、価格高騰対策についての(1)、電気料金高騰対策の効果及び10月以降の支援についてお答えします。

今般の値上げに伴う電気料金につきましては、国や県独自の支援等により、標準的な家庭の6月使用分の

料金は1万1085円から8092円に軽減されることになります。

県としましては、値上げの影響を受ける全ての受電契約者に対し、幅広く支援を行うことは、県民や県内事業者の負担軽減につながり、県民生活や県経済の支えとなるものと考えております。また、10月以降の支援につきましては、燃料価格の推移や国政での議論等を踏まえるとともに、県民及び県内産業に与える影響や支援ニーズ等を把握しながら、県として適切に対応してまいります。

同じく1の(2)、LPガス利用料金の負担軽減についてお答えします。

LPガス料金につきましては、近年、上昇傾向にあることから、6月補正予算にLPガス料金高騰支援事業を計上しているところです。同事業は、県内のLPガス小売事業者に対して補助を行い、使用料金から直接値引きをする仕組みとなっていることから、約60万件の需要家からの申請は不要となっております。具体的な支援の内容につきましては、令和5年4月から9月までを対象期間とし、9月使用分の料金から総額で最大1800円の値引きを行うこととしております。

同じく1の(3)、離島県の発電コスト支援についてお答えします。

小規模離島を多く抱える本県においては、構造的不利性により発電コストが高くなっていると認識しております。そのため、発電事業者の再エネ設備導入等に係る税制上の特例措置等により、本県の電気料金の上昇抑制が図られているところです。また、再エネ導入効果の早期発現が期待できる離島を対象に、太陽光発電事業展開の補助等を行っており、再エネ導入拡大によるエネルギーの地産地消を推進し、本県の発電コスト低減に取り組んでいるところです。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

[企画部長 金城 敦君登壇]

○企画部長(金城 敦君) 1、価格高騰対策についての(3)、離島における物価高騰対策についてお答えいたします。

原油・原材料価格等の上昇による物価高騰については、離島においても家計や事業者に大きな影響を及ぼしているものと認識しております。県では、全県的な物価高騰対策を実施しておりますが、これに加え、離島航路を運航する事業者に対する燃油高騰分に対する支援や、本島から離島への石油製品の輸送費補助等を行うとともに、日常生活用品については、希望する離島市町村と連携した価格調査を毎年実施しているところ

です。今後も引き続き、離島市町村等と連携しながら、物価高騰の負担軽減に取り組んでまいります。

次に、那覇軍港の市街化区域指定による固定資産税の影響についての2の(2)、固定資産税の課税対象となる地主数についてお答えいたします。

那覇港湾施設用地の固定資産税課税対象者について、那覇市に確認したところ、令和5年2月時点で1326人とのことです。

同じく2の(3)、那覇港湾施設の固定資産税についてお答えいたします。

固定資産の評価は、法の規定により総務大臣が定める固定資産評価基準に基づき行うこととされておりますが、那覇港湾施設など軍用地の評価については、市町村独自の評価方法による事例が多く見られました。このため、市町村においては、平成18年度の評価替えに際し、地方税法や固定資産評価基準等に基づいた評価方法に見直したところ、従来と比べ評価額が上昇する結果となっております。固定資産税は市町村税であるため、県では詳細を把握しておりませんが、那覇市によると那覇港湾施設用地の評価は、隣接する自衛隊用地と比べ高いと聞いております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企業局長。

[企業局長 松田 了君登壇]

○企業局長(松田 了君) 1、価格高騰対策についての(4)、県企業局の水道料金改定についてお答えします。

企業局では、平成5年度の料金改定以降、約30年にわたって経営の合理化、経費削減などに取り組み、料金を維持しつつ、安定給水を確保してまいりました。今後、給水収益が伸び悩む一方、老朽化施設の更新や水道広域化に係る施設整備に伴う費用の増に加え、電気料金の上昇も相まって、経営状況の急激な悪化が見込まれ、現状のままでは、安定給水に支障を来す可能性もあることから、料金の改定について検討を行っているところであります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

[土木建築部長 前川智宏君登壇]

○土木建築部長(前川智宏君) 2、那覇軍港の市街化区域指定による固定資産税の影響についての(1)、市街化区域の定義についてお答えいたします。

都市計画法第7条第1項により、「無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分(中略)を定めることができる。」とされております。

す。また、同条第2項により、「市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。」とされており。

次に、同じく2の(4)、地主会の要望と解決に向けた県の考えについてお答えいたします。

那覇軍用地等地主会は、那覇港湾施設の固定資産税が高いのは、市街化区域であるためとし、県に対し、昭和49年に市街化区域に定めたことは無効であることを主張しております。県は地主会に対し、これまでも書面や面談を通して、那覇港湾施設を市街化区域に定めた経緯等について説明してきたところでありますが、引き続き丁寧な説明により、理解を求めていきたいと考えております。

次に同じく2の(5)、知事と地主会の面談についてお答えいたします。

那覇港湾施設を市街化区域に定めた経緯等については、現在、土木建築部において、地主会へ丁寧に説明しているところであり、知事との面談は行っていません。

次に3、てだこ浦西駅パーク・アンド・ライド駐車場についての(1)、駐車場の利用状況についてお答えいたします。

令和5年5月末現在の定期駐車契約数は、705台で、目標値794台に対し約89%となっており、前年同月に比べて約1.3倍の伸びとなっております。また、1日当たりの平均利用台数は、平日656台となっており、前年度に比べて約1.2倍の伸びとなっております。コロナ禍においても順調に利用者数を増やしており、今後もさらに増えるものと見込んでおります。

次に同じく3の(2)、カーシェアの実証実験についてお答えいたします。

カーシェア活用の効果につきましては、一般的に、過度な自家用車の利用抑制、自家用車から公共交通への利用転換が期待されております。

県としましては、当該駐車場を利用したカーシェアについて提案があった場合には、関係法令や施設の管理運営上の課題等について整理し、実施の可能性も含め検討していきたいと考えております。

次に6、県道7号線小禄本通りの歩道に係る対応についてお答えいたします。

県道7号奥武山米須線については、山下南交差点付近の歩道において、車両乗り入れ部による影響で傾斜のある箇所が一部あります。

県としては、付近に学校や奥武山公園駅があることを踏まえ、対応可能な対策を検討していきたいと考え

ております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(宮平道子さん) 4、県内の生活困窮者等への食品の提供を推進しているフードバンクへの支援についての御質問の中の(1)、フードバンクへの県の支援についてお答えいたします。

県では、令和4年3月に沖縄県食品ロス削減推進計画を策定し、行政、事業者、消費者等の多様な団体が連携・協働し、食品ロス削減のための各種施策を展開しております。同計画においては、未利用食品等を活用するためにフードバンク活動の取組を支援することとしており、今後、同活動の取組と連携した持続的な食支援の仕組みの構築を図ってまいります。

同じく(2)と(3)、国からの支援及び輸配送費等についてお答えいたします。4の(2)と4の(3)は関連しますので、一括してお答えいたします。

今年度、本県に対し、県外企業から子供の居場所への食品寄贈の申出がありますが、島嶼県である本県において、受入れに要する輸配送費が課題となることから、農林水産省が実施するフードバンク活動団体の食品受入能力向上支援事業を活用することとしております。当該事業は、未利用食品を子ども食堂等へ提供する際に生じる輸配送費、倉庫の賃借料、人件費等を補助する事業となっております。

県としましては、当該事業を活用して、沖縄子どもの未来県民会議と連携し、おきなわこども未来ランチサポートの配送網を通して、県内子供の居場所に対し、寄贈食品を配付することとしております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 半嶺 満君登壇]

○教育長(半嶺 満君) 5、給食費無償化についての中の(1)、県内市町村の学校給食費助成に係る取組状況についてお答えいたします。

令和5年4月に実施した調査によりますと、学校給食費全額無償化の市町村は、41市町村中14市町村で、第3子以降の全額無償化や半額助成等の一部助成は、15市町村となっております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

[総務部長 宮城 力君登壇]

○総務部長(宮城 力君) 5、給食費無償化についての(3)、私立学校の給食費無償化についてお答えいたします。

私立小中学校における給食の実施方法は、民間の配食サービス事業者を活用しての提供や学生寮で調理しての提供、あるいは生徒各自で弁当を持参するなど学校によって違いがあり、給食に係る保護者負担についても異なる現状となっております。また、私立小中学校の給食費には食材費以外の経費も含まれている場合があることから、保護者負担となるべき範囲や考え方について整理する必要があると考えております。私立学校の給食費無償化については、今後の本県の公立学校の取組を勘案するとともに、国の動向等を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 どうも御答弁ありがとうございます。

幾つかの再質問と要望をさせていただきたいと思えます。

まず、価格高騰対策。9月までの軽減策を高く評価したいと思えます。10月以降についてはぜひ、先ほど来お話がありました、今後のエネルギー価格の動向等を踏まえて関係機関と連携を取っていくことで、ぜひ10月以降についても、速やかに県独自の対策を講じる準備をするべきだと思うのですが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

10月以降の支援につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおりではございますが、まずはロシア・ウクライナ情勢の影響、それと円安の進行というところをまず注視していこうということで考えてございます。それと併せまして、国政の場で10月以降の支援をどうするかということも議論されているところでございます。それを見据えながらということになります。もし県として支援するということになりましたら、その対応ができるように我々としても事前に準備を整えて進んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 よろしく申し上げます。

あと、LPガス料金の負担軽減、今議会で11億の補正予算を組んでいただいております。これも評価したいと思います。このLPガスについては、一律——先ほど最大1800円という答弁がありました。個人世帯、事業主等があると思うのですが、これは一律ではないということですね。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

今回のLPガスの支援につきましては、月額300円ということで一律の支援ということで考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 この予算執行は、各事業所に振り込むという形になるのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

このLPガスの支援につきましては、県内のLPガス小売事業者、約240社ほどございますけれども、そこに対して直接補助をするということになります。それとその小売事業者につきましては、使用料金から直接引くということになりますので、需要家からの申請とかは不要ということになってございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 今回電気料もそうですし、都市ガスも国の支援が行われているのですが、今回県がLPガスにもしっかり支援をするということで、それぞれ利用者に通知する請求書等の中で、より値引き額が分かるような形で表示していただかないと、各世帯また事業者も、どのぐらいの軽減策をこの割引でしっかりやっていただいたかが、請求書等で明確に分かるようにしていただきたい。そのためには事業者に指導して、対応をしていただくということは重要だと思うのですが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

まず電気料金の支援につきましては、小売電気事業者等の補助事業者が発行する請求書でありますとか、検針票等に値引きの事実を明示するというところで利用者が把握できる仕組みになるという予定になってございます。また御質問のLPガスの料金支援につきましては、電気料金と同様に使用料金の請求書等に、県の支援による値引きであるということを明示するというところで予定しているところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 よろしく申し上げます。

あと、先ほど離島県ということで、このコスト削減、県としても削減に取り組んでいるという答弁でございましたが、現時点で全国一高い沖縄の電気料金と——沖縄が全国に比べると離島県ということもあって、本当に高い。その辺に対して多くの関係者から、やっぱり行政から一定の補助が必要ではないかという声が改めてあるのですが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

今議員のほうから御指摘がございましたように、本県につきましては本土と電力融通ができない単独系統ということで、災害に備えた高い供給予備率が必要とされるということで、設備投資が高くなるというのがまずございます。それとあと島嶼県ということで、本島を除く37の有人離島に11の独立系統を抱えるというようなこともございます。そのようなことで、電気料金が高くなっているという状況がございます。

それを受けまして、沖縄県では電気の安定的かつ適正な供給の確保に係る措置ということで、高コスト構造である本県の電気料金の調整を、抑制することによってでございます。具体的には石油石炭税の免除でありますとか、あるいは償却資産に係る固定資産税の特例ということで、電気料金、本県の構造的不利性に対する電気料金の低減策を取っているということでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 ぜひ離島県、特に離島のまたさらなる小規模離島を含めると、その電気料金を含めて物価が本島よりも相当高いという中で、これはコロナ前から、こういった物価高騰がない前からも、離島の厳しい現状は当局も十分理解していると思いますので、ぜひその辺の取組を今後も重ねていただきたいと思っております。

あと、那覇軍港の市街化区域指定による固定資産税の影響についてですが、昭和49年、那覇軍港が市街化区域に指定されて48年経過しているんですね。先ほど部長から、この市街化区域の定義、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき地域と、答弁でございました。部長、あれから48年、この那覇軍港が市街化区域とされている。先ほどの定義に照らし合わせて、どう考えても矛盾しているのではないかと感じて、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えいたします。

那覇港湾施設は、現状におきましても極めて開発効果の高い地域であることにつきましては変わりがないものと考えております。そのような中、復帰後今日に至るまで日米両政府、県、那覇市、浦添市において施設返還に向けた協議が継続して進められているところであります。いまだ全面返還に至っておりませんが、過去においては一部返還や共同使用がなされていることから、今後の返還や跡地利用計画の進展を見守る必要があると考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 部長、先ほど話しました市街地になっている地域、おおむね10年以内に開発できると。この48年、本当に市街化区域として那覇軍港が、先ほど来話がありましたように、可能性が高い、高いと言って48年たつわけですよ。どう考えても開発の可能性というのはまだまだ先だと。早く返還して開発されることに私も期待するのですが、平成29年、沖縄防衛局長名で今の那覇軍港の市街化指定について、先ほどの定義に照らし合わせて開発行為は現時点では困難であると。防衛局としても市街化区域の指定は適当ではないと考えていますという通知、これ承知をしていると思うのですが、どう考えますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 当該文書は、那覇軍用地等地主会宛て提出されたものでございます。したがって、県からの回答は控えさせていただきますが、沖縄防衛局から県宛てに同様の趣旨や文書、御意見等はいただいております。なお、当時の都市計画手続の際に、昭和48年8月に那覇防衛施設局宛てに都市計画案の意見照会を行いましたところ、那覇港湾施設を市街化調整区域に変更する要請はございませんでした。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 復帰間もなく返還が合意され、そして市街化区域指定をするという。確かにその時点では、こんなに48年も返還が長引くという判断が当然ないわけですから、ああいうコメントがあったと思うのです。平成29年の本会議でも、中川京貴県議から質疑があった中で、県は、昭和46年那覇市発行の那覇市建設計画に、軍用地の開放後の土地利用として那覇港湾施設は重要性が高まるというような答弁をしております。また、同じく那覇市の——昭和50年県発行の「沖縄の米軍基地」の中に、早期返還を強く望んでいることという表現をしながら、那覇軍港を市街化区域としたものと承知しますと答弁しているのです。全てが返還される可能性が高いということで、この市

街化区域が決められたような答弁なんです。あれから48年たつことを考えると、私は一度立ち止まって、48年前に那覇軍港を市街化区域にしたこと自体が、これはちょっと矛盾があるのではないかということ、私は県も認識しているのではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 那覇港湾施設につきましては、那覇港に隣接をしております那覇空港にも近いことから、開発効果の高い産業振興用地であり、将来的な軍用地の返還も予定されていたことを踏まえ、返還後の速やかな計画的土地利用を図る必要があるとの判断の下、昭和49年8月に市街化区域に都市計画決定したものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 当初のこの市街化区域に指定した背景、それから48年のこの様々な——地主会そして県、那覇市とのいろいろなやり取りを私もある程度調べてまいりました。ぜひ、今後この問題についてしっかり県が——48年前のこととはいえ、那覇市が市街化区域に指定しているわけですから、この問題の解決ということを地主会それから那覇市と協議をする必要があると私は思うのですが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 那覇軍用地等地主会の皆様に対しましては、都市計画決定の経緯等につきまして引き続き丁寧に説明をし、理解を得ていきたいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 先ほどの隣接する自衛隊基地とこの那覇軍港、道を1つ間に挟んで一方は同じ軍用施設ですけど、調整化区域だと。一方は市街化区域だと。この道を挟んで、先ほどの固定資産税が高いと聞いておりますと、全くそういうレベルの話ではないんです、固定資産税が3倍、4倍ということを見ると。もう一点、実はこの固定資産税の評価額、決まった税額が相続税にも影響しているということを知りました。次の世代にしっかり相続していく中で、この相続税が大きな影響を受けるということを見ると、私はこの問題、しっかり対応していただきたいと思っております。

知事、知事は去る議会で、地主会と折を見て御意見をお伺いしたいという発言がございました。あれから4か月たっておりますが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 土建部長からも答弁させていただいておりますが、この件については、まず部局

と地主会の皆さんで丁寧な話し合いと御説明をさせていただきまして、課税庁も交え今後の対応を検討するよう部局には指示を出しているところであります。私も折を見て、地主会の皆さんの御意見を賜る機会をつくりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 様々な制度の中の規制がいろいろあると思いますけれども、私はやっぱりトップリーダーの知事がしっかり耳を傾けて、この問題を各担当部局、それから那覇市とも連携を取っていただいて、早めに解決していただきたいと思っております。

あと、てだこ浦西駅パーク・アンド・ライドの件ですが、先ほど部長のほうからは、このカーシェア実証実験、可能性をしっかりと見据えながら取り組みたいと前向きな答弁をいただきました。ありがとうございます。

私もいろいろ調べてみたら、このパーク・アンド・ライドの場合、目的外というか、営業行為についていろんな決まりがあるんですが、私、このカーシェアは公共性があると思っております。バスやタクシー乗り場と同じように、今、那覇空港では本当に多くの観光客やビジネスマンの方々が沖縄に来られて、混雑する中でレンタカーを借りるために2時間も、3時間もその場所まで行って手続をして観光に回るとか、ビジネスに行くとか、また今、人手不足でレンタカーも相当高いという中で、こういった本当に公共交通の2次、3次交通という意味でも、私はこのカーシェアの実証実験をしていただきたいと思っております。仙台空港では、空港駐車場でそういうものも行われているとも聞いております。ぜひ世界から選ばれる持続可能な観光地、世界水準の観光地としての受入れ環境整備にはカーシェア実証実験は非常に意味があると思っておりますので、この点もよろしく願いいたします。これ要望にとどめますので、よろしく願いいたします。

あと、フードバンクについて、先ほど食品ロス削減の観点からもしっかり取り組んでいくとお話がありました。ぜひ一つ一つ関係者と連携を取っていただきたいのですが、今回、本土から企業さんの提供で1万6000食、沖縄にお届けしたいという、そのときの船賃を国の事業で支援ができると。ただ、この事業は期限付なんですね。今後、そういった事例がもしあった場合、また本島から離島に輸送する、いろんなフードバンクの皆さんにとっては、こういった輸送費の確保が非常に厳しい。今回、国の事業を使って未来会議で立て替えて、最終的には国からまた補填がされるという仕組みなんです。私は、県としても、県の予算、

もしくは未来会議の予算を通して、こういった輸送費と人件費と固定費等にしっかり支援をする必要があると思っていますが、いかがですか。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長(宮平道子さん) 先ほど、農林水産省の予算を活用した事業について答弁をさせていただきましたが、これ以外にも子どもの未来県民会議を通して民間団体が実施する子供の貧困解消に向けた取組に対して助成を行っているところでございます。その中で今年度、フードバンク団体への支援を採択しまして、今支援を行っているところでございます。こういった今回の事業については、今年度限りの予算ということではございますが、そのほかの補助金の活用についても検討していきたいと思っておりますし、食支援連携体制の構築の中で、どのような支援ができるかということについても検討してまいりたいと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 上原 章君。

○上原 章君 地方創生臨時交付金のメニューの中に、物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援に充てることができるとなっているんですね。こういったフードバンクは困窮者への支援につながるわけですから、そういった交付金も活用されているのでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時43分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長(宮平道子さん) 今、御質問の地方創生臨時交付金のフードバンクへの活用については確認をいたしますが、恐らく今のところ活用はしていないのではないかと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 上原 章君。

○上原 章君 先ほどの、今回本土から沖縄に食品を提供する船賃が20万円余りかかると。これをフードバンクに最終的に負担させるのは大変酷だと思っておりますので、その点はぜひいろんなメニューの事業の活用をお願いしたいと思います。

給食費支援について、無償化、知事、ぜひ知事の決意、一日も早く実現できるように頑張っていたきたい。よろしくお願ひしたいと思います。

あと、県道7号線についても山下交差点の一部傾斜、乗り入れのための、そういうレベルじゃないんで、先ほど来お話がありました、いろんなイベントがあり、モノレール駅もある。そういった中で――昼間

でもあの歩道は、道を渡って歩く年寄り、また車椅子の方が多いです。その点はどうでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 議員御指摘のとおり、現場につきましては傾斜のきつい箇所、もしくは点字ブロックの補修が必要な箇所等がございます。当面对応できる対策について検討し、対策を取ってまいりたいというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 上原 章君。

○上原 章君 ありがとうございます。以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 よろしくお願ひいたします。

まず1、PPP/PFI推進についての(1)、民間投資の喚起で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備は重要であると考えておりますが、奥武山公園サッカースタジアム、そしてまた中央卸売市場再開発の民間投資導入の検討状況をまずお聞かせください。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) サッカースタジアムの整備について、令和4年度調査では、従来型の公設民営方式に加え、様々な財源確保の観点から、スタジアムに適するPFI方式について比較・検討しております。令和5年度は、民間の経営ノウハウにより、ニーズへの対応やサービスの質の向上とコスト縮減を図る方策を検討してまいります。また、事業者へのサウンディング調査等を行い、PFI手法を活用したサッカースタジアムの整備に向け取り組んでまいります。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(前門尚美さん) お答えいたします。

中央卸売市場の再整備に向けた検討については、市場のコンセプトや活性化の方向性、整備手法などについて合意形成を図っていくことが重要であると認識しております。令和5年度の調査事業では、これまでの調査事業を踏まえつつ、民間資本の活用も視野に入れた上で、施設の規模・機能の在り方を反映した大規模改修、現地建て替えなどの整備手法の検討や施設使用料の試算等を行い、再整備の方針策定に向けた合意形成に取り組んでまいります。

○議長(赤嶺 昇君) 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 まず、サッカースタジアムからちょっとお聞かせください。

平成23年から基礎調査というんですか、始めてい

るんですよ。今年度もそのサッカースタジアム整備事業ということで、2100万という予算をつけてやっている。ところでいつやるのかな、という思いを皆さん持っていると思うんですよ。この中で一番肝腎なのは、この奥武山は公園ですので、事業計画でもあるようにその都市計画、都市公園等における地区計画設置や規制緩和の手続きが重要だと。これを進めてやらないと、PFIをどう進めるのかが見えてこないと思うんですけど、この規制緩和やその計画の状況というのは、どうなっているんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 法規制の対応状況ですけれども、奥武山運動公園に2万人規模のスタジアムを整備するためには、沖縄県都市公園条例で定めた建蔽率の上限を緩和する必要があります。また、都市計画法の用途地域の用途制限があり、スタジアムの複合機能を整備するには、特別用途地区制度などの活用を含む、用途の緩和の必要があります。都市公園法においてですね……。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 都市公園法のオープンスペース確保のために、都市公園条例の改正を含めた建蔽率の緩和のために、関係課と協議、有識者による検討を行っているところです。また、都市計画法上、奥武山公園は第一種中高層住宅専用地域に用途指定されておりまして、スタジアムの観覧施設、複合機能としての延べ床500平米を超える店舗が現時点では整備できないということで、このため特定行政庁である那覇市の許可、用途地域の見直し等の手続きが必要となりますので、これまでに那覇市と意見交換を行っておりまして、用途を緩和する手法として、特別用途地区制度の活用の方向性などを検討しているところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 那覇市がこの用途になのか、地区計画をやるにしても、県がやるんじゃない、これは那覇市がやらないといけない事業になってくると思うんで

す。ですからしっかりと那覇市と協議をしていただきたいというのがあるんですが、2万人規模のものなんですよね。皆さん今、このサッカースタジアムという分でやるんですが、これPFIでやっていこうといったときに、この2万人規模。今のサッカーの状況等含めて、このサッカースタジアムでの収益性というのは大丈夫ですか。状況をどのように捉えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時51分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） スタジアム整備に当たりましては、試合のない日でもスタジアムとその周辺地域の魅力によって、人の流れを生み出すことを目的に、民間投資による民間収益施設、複合施設を整備する必要があると考えております。民間収益施設の整備については、先ほど御説明したとおり、都市計画法の用途地域や都市公園法の建蔽率等の制限がありますので、那覇市や関係部局と調整を進めているところです。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 深くはやらないんですが、沖縄アリーナ。このキングスが成功している一つの理由は、このアリーナで一つのゲームで8000名、9000名のお客さんが入るんです。これだけの集客力があるわけです。ところが今のFC琉球さんとか見ると、もうJ3に降格しているというような部分と、平均の集客人数になると2000名なんですよ。皆さん今度——J2は沖縄市の沖縄にあるわけです。あれはJ2スタジアムで造ったわけですから。今度、J1スタジアムを造ろうとしているわけですから、やはり集客をどうするのかっていうのが一番の問題点になってくると思うんです。それで、あそこでコンサートをするとかいろんなものがあるんだけど、天然芝ですよ。天然芝でやろうとしているのに、じゃコンサートが急にできるかと思ったら、なかなかそうではないというところも、やっぱりしっかりと踏まえてやっていかないといけないと思うんですが、この事業計画の中にもあるように、単体のこのサッカースタジアムということではなくて、やっぱり収益性を上げるのであれば、この事業対象の範囲は、収益性だとか運営の一貫性を踏まえて、この奥武山公園全体を検討すべきだというその答申も、調査も出ているんですが、その辺はどう考えられますか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 現在の整備対象範囲には、陸上競技場、補助競技場、芝生広場を想定しております。過年度のアンケートとかサウンディング調査によりますと、飲食・物販・宿泊施設・ウェルネス施設等の複合機能、これが求められているところでありまして、その規模については、この整備対象範囲でスタジアム内に3000平米、補助競技場芝生広場部分に2棟という想定で6000平米、最大で9000平米の可能性ということで今想定しているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 奥武山公園内には、県が管理している体育施設や公園施設、那覇市が管理しているセルラースタジアム那覇、民有地などが混在しているところでありまして、また、体育施設である水泳プール、弓道場、テニス場などの施設は県内における大会の主要な会場として利用されております。全体の公園の再配置という御提案については、既存施設の整備財源の返還も生じることなどから、整備に相当な時間を要するといった課題もあるものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 単体でやること自体が、逆に収益性をなくしているというところがあるんです。昨日から日本ハム対西武でプロ野球をやっているんですが、あそこは那覇市がやっているわけです。そこもやっぱり含めた部分で、駐車場は今、平駐車場です。この駐車場も立体駐車場にするとか、まだ遊休地があるようなことを考えると、やはり収益性だとか運営を一貫性にしていくのであれば、公園全体を考える必要があるということで私は思っておりますので、ぜひその辺は検討していただきたいというふうに思っています。

次に、中央卸売市場なんですけど、令和4年に調査研究事業の結果が出ていたんですが、これはどういうまとまりになっているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前10時57分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

令和4年度の調査事業ですけれども、当市場の現状、再整備により解決する課題の整理、そして再整備後の内容の検討ということで施設規模の算定、施設の機能の検討、施設配置・動線の検討、入構管理の検討、そして整備の方法や施工期間の整理、既存事業費及び概算使用料の算出、今後の課題等の整理を行っております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 これ皆さんのを読ませてもらったんですが、概算工事費で約178億かかると。それだけかかる分で、じゃ使用施設料は幾らになるかということ、今の約2.13倍増えるという試算が出ています。その点に関して、今の仲卸なり買参組合の皆さんの反応はどうなんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前10時58分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） 令和5年度で卸売業者そして仲卸業者、売買参加者等の入居事業者における収益力や投資力に関する持続可能性の評価ということで、この点につきましては、令和5年度調査でまた検討をしていくことになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 部長、買参組合の皆さんと話ししたことないんじゃないのか。買参組合を含めて卸市場の皆さんは、今も施設使用料金がアップすることは望んでいないわけです。その辺はどう考えているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前10時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） 今年度、事業において関係者の合意形成を図るということで、卸売業者、仲卸業者、売買参加人等と丁寧に話し合いを進めて市場の活性化等に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 市場の活性化ということは、この沖縄の1次産業の活性化に結びつかないといけないわけです。市場のその取扱いというのは、もう毎年毎年減っているという状況があるわけです。だからこそ、この中央卸売市場をしっかりと活性化していったら、沖

縄の第1次産業を盛り上げていこうというのが、この再開の目的、理念になっていると思いますので、しっかりとその辺を踏まえてやっていただきたいと思っております。

2番目に移ります。

国際物流拠点産業集積地域那覇地区は、民間資金等を活用した事業の可能性を検討しているということですが、進捗と軍港側への移設拡張整備についてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

国際物流拠点産業集積地域那覇地区につきましては、さらなる臨空・臨港型産業の集積に向け、再編整備を検討しているところです。本年度は、専門的な外部コンサルタントと委託契約を締結し、民間資金等を活用した事業化に向けた検討業務を実施しております。

また、那覇軍港側への拡張整備につきましては、令和2年6月に沖縄防衛局に対し文書で要請したところですが、令和4年3月に県の要望内容には沿えない旨、回答をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 今のこの集積地域那覇地区なんですけど、この賃貸契約というんですか、今のその土地の状況っていうのも、同じように那覇軍港を借用してやっている状況ですよ。どうですか、それは。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

那覇軍港の用地を活用する場合に当たりましては、日米合同委員会の承認を得た上で、沖縄県、沖縄防衛局、在日米陸軍の3者で在日米軍施設・区域の共同使用に関する協定書を締結した上で、毎年使用許可に基づいて県が使用しているということになります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 ありがとう。だからこの那覇地区は今、そういう一時使用ということでやっている場所ですよ、という確認です。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） おっしゃるとおりで

ございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 それであれば、令和4年に沖縄防衛局を通じて断られたというのがあるんですが、別にこの那覇軍港全体を使うというわけではなくて、遊休化したところをやっぱり活用させてくれということですので、これは粘り強くやってもらいたい。やはり、あそこは那覇軍港ですので、那覇市さんとしっかりと連携を取って協議して、あそこを活用していくということは、那覇市の知念市長も重要だというお話もありますので、那覇市としっかりと協議をして連携を取って、那覇地区の拡張に持っていくということはどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

那覇港湾施設は、那覇市及び那覇軍用地等地主会において、返還後の跡地利用について検討しているというふうに聞いてございます。

県としましても、これまでも那覇市と意見交換、情報交換をしてきているところでございます。今後も隣接しております那覇港湾施設の跡地利用につきまして、那覇市と引き続き、情報交換、意見交換を取ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 県が交渉するより那覇市に交渉させたほうがスムーズかもしれませんので、ぜひまた頑張ってください。

3番目、効果的な公共施設の整備等を進めるには、民間投資資金活用は重要であります。私はPFI推進課を設置して集中的にやるべきだと思いますが、その考えについての見解をお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（金城 敦君） お答えいたします。

県では、効果的な公共施設等の整備等を進めることを目的として、沖縄県PPP/PFI手法導入優先的検討規程を定めております。同規程では、従来型の手法に優先してPPP/PFI手法の導入の適否を検討することとしており、導入しない場合は、その評価結果を公表するなど全庁を挙げて取組を推進しているところです。PFIを推進するための新たな課の設置につきましては、現行の組織体制の課題整理等を踏まえつつ、適切に対応してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 知事、私は、何を心配しているかという、今、MICE施設はPFIでいろいろとかけ

てくるわけですよ。ところが、あのMICE施設は350億ですよ。WTO案件は、どれだけになるか御存じですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（金城 敦君） WTO政府調達案件は、約22億円を超える事業です。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 そうなんです。ですから、今、MICE施設にしてもサッカースタジアムにしても、サッカースタジアムも多分20億以上の予算になってくる。しかし、担当部局は今、文化観光スポーツ部で全部補っている。MICEにしても、サッカースタジアムにしても。それからするとやっぱり、その事業を担当する分はWTO案件ですから、地元企業なんて全く関係ない。このWTO案件で手が挙がってくるところをしっかりとやればいい話なんです。

総務部長、皆さんの行政運営プログラムの中で、このPFIもありますよね。その中で地域企業を含めた多様な民間事業の参画に取り組むということがある。このWTO案件になってくると、沖縄の企業というのは、なかなか厳しくなってくるんですが、県内企業、どういう形で取り組んでいきますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時7分休憩

午前11時7分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 大型MICE施設での例を申し上げますと、公募に当たってはどうしてもWTO案件になりますので、地域要件を定めるとことは困難だと思いますけれども、公募の中での座組みといいますか、企業の枠組の中で民間事業の活用という部分について評価する手法という部分を他県の先行事例を確認しながら検討したいと考えています。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 これ以上ないんですが、ないといっでは何なんです。今度、内閣府はこのPPP/PFIを令和5年に改正したんです。これから10年で30兆円、この民間資金投資、民間資金活用をやっていくということで、重点項目。空港、水道、下水道、道路、スポーツ施設、文化施設、大学、公園、MICE施設、公営住宅、クルーズ船ターミナル、公営水力発電、工業用水道、多岐にわたるわけです。何でこれを

やるかと。国ももうお金がないからですよ。我々沖縄県はどうするかですよ。沖縄県はぜいたくに予算があるんですかと。皆さん、遅々として調査ばかり。検討ばかり。何一つ進まない。それでは私は駄目だと思うんですが、知事、この民間投資、民間活力、どのように進めていきますか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 議員が先ほどおっしゃったとおり、新沖縄県行政運営プログラムにおいて、収支のバランスの取れた財政マネジメントの実施項目の一つとして、PPP/PFIの推進を今回プログラムに初めて取り込んだところでございます。先ほど企画部長からも答弁があったとおり、従来型手法に優先してPPP/PFIの導入の適用を検討するというところ。実際に先行事例としてMICEが走り出しているところ。これらの先行事例を基に今後、様々な施設等の整備に当たって、PPP/PFI導入の検討をまず行った上で、推進してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 はい、頑張ってください。

次、道路事業の予算状況についてであります。1番、平成10年、平成26年、令和5年の道路事業の予算の推移をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えいたします。

本県の道路事業における予算額は、直轄国道、県道及び市町村道等の総額で、平成10年度は1930億円、平成26年度は1024億円、令和5年度は607億円となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 皆さんから頂いたこの推移の中で、僕は平成26年の街路が気になって、この街路事業で県と市、合わせて平成26年で約220億あったんです。ところが令和5年は、これ2つ合わせても約37億なんです。この減少というのは何なんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時11分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 経年的に予算が縮小していく中で、各県道、市町村道、街路等の予算の要望状況を踏まえ配分した結果、そのような配分になっているものと認識をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 道路事業、街路事業とあるんです。

この街路事業というのは、都市計画等々を含めた都市部のものが街路事業。道路事業というのはそれ以外の市町村道だとかという形になるんですが、ということは、この街路事業は、これだけ200億から約30億に減ったということを考えると、この都市部の渋滞の緩和等を含めた道路整備はもう十分だという認識なんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 本県におきます市街地の旅行速度等につきましては、三大都市圏と同じように大変低い状況でございます。当然のことながら街路事業につきましても、今後とも推進していく必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 もう一つ、部長、街路事業で皆さんから出された部分で、ハード交付金しかないです。ハード交付金しかないんだけど、いろいろな予算があるじゃないですか。社会資本整備総合交付金だとか、地域連携事業費だとか。街路費はそれを使っていないという認識——状況なんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えします。

街路事業につきましては、沖縄振興公共投資交付金、いわゆるハード交付金のみでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 なぜハード交付金だけなんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 社会資本整備総合交付金等につきましては、それぞれ規模要件、採択要件等がございまして、街路事業につきましては、それらの採択要件に合わないということで、ハード交付金のみで施工しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

當間盛夫君。

○當間 盛夫君 ということは、我々は、この街路事業はハード交付金しか使えないという認識でいいんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） そのとおりでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

當間盛夫君。

○當間 盛夫君 総務部長、沖縄振興策がなくなったら、ハード交付金もなくなるんだけど、じゃ、街路事業は予算つかないってことですか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 国交省の関連で申し上げますと、もともと社会資本整備総合交付金があって、その中から切り分けて沖縄振興公共投資交付金、いわゆるハード交付金が創設されたという経緯からすると、仮にハード交付金なかりせば、また社会資本整備総合交付金の範疇に含まれるものと考えます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 後でまた那覇大橋の話もさしてもらうんですが、今、このハード交付金、減少しているわけなんですよ。じゃ、どういう形でそのハード交付金を増やすかと。各市町村からいろんな要望がある。昨日、今日も道路がどうなっているんだと、予算を増やせというような話があるが、なかなかハード交付金は増えない。しかし、我々の振興策の中にはハード交付金とソフト交付金がある。そろそろ、このソフト交付金をどうするかという検討時期に入っていないですか、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（金城 敦君） 去年改正されました沖縄振興特別措置法の法の附則の中に、5年以内の見直しがございます。県では、実施計画を3年ごとに、3年、3年、4年というふうに、10年間の実施計画を分けて評価、PDCAをしていくことになっております。そういう評価を踏まえて5年後に制度の見直しが必要かどうかも含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 もう検討する時期じゃないかなと思うんですよ。これ以上、今、玉城県政の中で幾ら各市町村から要望があったからといっても、国も財政的に厳しい。ハード交付金を伸ばせと言っても、皆さんもう、2600億という、その予算の中で皆さんしっかりとやってくれよとしか言われたいはずなんです。となってくると、我々もどうするかという知恵を出してこないといけなはずなんです。そのことも踏まえながら、ぜひ頑張ってもらいたいと思いますけれど

も、私の提案なんだけど、さっきのPFI民間資金のものに、道路とかあるわけ。沖縄県もいろんな道路事業がある。ということであれば、沖縄県も道路公社をつくって、まあ有料というのがあるんですが、道路公社をつくって、その道路事業に進んでいくという考えはどうでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時17分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) お答えいたします。

道路公社等につきましては、収益をもって施設の維持管理、改築を行っていくというところが基本になるかと思っておりますので、様々な課題があらうかと思っております。本県におきまして、その道路公社設置が適切かどうかというところについては、十分検討する必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 僕は2番の質問を飛び越えて総括でやっちゃっているんですが、すみません。

3番に移らせていただきます。

那覇大橋の架け替え事業で進捗と当初の予算、現状の概算予算と完成時期をお伺いします。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) お答えいたします。

那覇大橋は、昭和45年の建設から50年以上が経過しておりまして、耐震性能不足や老朽化が著しいこと等から、平成23年度から架け替え工事に着手し、鋭意整備を行っているところであります。全体事業費は、当初約15億円でありましたが、基礎形式の見直し等により、現在約23億円を見込んでおります。完成までには、工事工程上、おおむね7年程度を要する見込みであります。

○議長(赤嶺 昇君) 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 部長、今、この全体計画からいくと、ステップ5までいっていると思うんですが、約1.5倍、220億、230億というのがあるんですけれども、予算的にどれくらいの割合で今進んでいるんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時19分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 予算、事業費ベース

でございますけれども、進捗率は、現在の事業費につきましては80%程度ということでございます。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時20分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○土木建築部長(前川智宏君) 再度、答弁をさせていただきます。

現在、総事業費に対しましての事業費ベースの進捗率は、80%程度というところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 皆さん、令和5年のこの那覇大橋の予算は幾らなんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 令和5年度の事業費は、8600万円を計上しております。

○議長(赤嶺 昇君) 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 これから、このステップ6、ステップ7、8という形になるんですが、皆さん担当の話では8割じゃないんですよ、半分いっていいくらいですかねと、今の予算のベースからすると。ということになってくると、今8600万という予算からすると、あと13年くらいかかるんですよ。それからすると、この予算づけも私はどうなのかなと。さっきの街路事業、これ街路事業ですよ。街路事業から考えると、予算ベースでこの那覇大橋だけに回すわけにはいかない。ところが皆さん、今7年、部長、あと7年と言うんですけど、本当に7年で終わるのかという話なんです。その辺はどうなんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(前川智宏君) 那覇大橋につきましては、かなり交通量等もあり、また、仮設で設置しました橋梁の老朽化等もございまして、段階的にしか施工ができないというところから、施工ステップ上、まあ7年程度はかかるだろうという見込みでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 これは、本当にこの平成23年から始まって、例えば今部長が言ったように7年で完成すればいいです。それでも、トータルすると20年以上になっているわけです。7年で完成する予定の事業が二十数年かかるということは、事業的にあってはいけないというふうに僕は思っていますので、その辺も予算づけも大変だと思いますけれども、ぜひ頑張りたいと思います。

次に、英語事業、国際性に富む人材育成事業についてお話をさせてください。

英語立県沖縄推進戦略事業の成果と目的の達成について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

県教育委員会では、英語立県沖縄推進戦略事業を令和3年度まで実施し、中高生の英語能力判定テストや教員の研修などを通して、英語教育の充実を図ってまいりました。その成果として、国の指標である英検3級以上相当の中学3年生の割合は令和3年度44.3%となり、調査が始まった平成25年度から19.9ポイント改善しております。また、同じく英検準2級以上相当の高校3年生は42.3%と、25.6ポイント改善しております。令和4年度からは、英語小中高大連携推進事業において、英語教育の充実を図っており、目標値であります50%の達成に向けて、引き続き生徒の英語力向上に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 次に県内の中学、高校における生徒の英語力の状況をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（半嶺 満君） 令和4年度におきまして、中学においては英検3級以上相当の力を持つ生徒の割合が38.6%、高校においては英検準2級以上相当の力を持つ生徒の割合が43.2%という状況になっております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 全国的に比べて、どうなんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 全国と比較しますと、この英検2級、準2級相当以上の英語力ではありますが、中学校においては、先ほど申しました沖縄38.6%ありますが、全国は49.2%、高校においては、沖縄43.2%ありますが、全国は48.7%という状況になっております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 その中で、この英語立県沖縄推進戦略事業、目的は何でしたか。目標、目的。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（半嶺 満君） 英語立県のスタート当初の目標でありますけれども、基本的にその当時、教育長が全国1位を目指すというふうなことを掲げながら、進めてきているというように理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 そうですね、大城浩元教育長が、日本一を目指すんだと。ところでこの英語推進戦略事業は、まだ継続されていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） この英語立県沖縄推進戦略事業についてでありますけれども、基本的に教育委員会としては、生徒の英語力につきましては、英検を基にこの目標を設定しております。中学、高校ともに改善は見られておりますが、目標値であります中学校英検3級以上相当、高校準2級以上相当の割合の目標を50%というふうに定めておまして、いまだ到達をしておりませんので、引き続き、その目標達成に向けて、英語力の向上に取り組んでいるところであります。この英語立県推進戦略事業の継続の事業としまして、英語小中高大連携推進事業を立ち上げまして、令和4年度から引き続き取り組んでいるところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 次に3番目、教育長も視察されたと思うんですが、北中城村ですね。その北中城村等を含めた7市町村で採用されています、海外短期プログラム、英語教育、海外大学オンライン授業について、県の見解と支援策を何かお持ちでしたらお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） この参観しました北中城村での取組についてでありますけれども、その参観した状況の中で、あやかりの杜を中継点としまして、ワシントン大学と県内の家庭にいる児童生徒をつないだオンライン授業が実施をされておりました。子供たちが英語でのコミュニケーションを通して、楽しく学んでいる様子が見られました。また、海外短期留学やホームステイ等の取組も紹介されておまして、ネイティブの生の英語を耳にしたり、異文化交流することは授業で身につけた英語力を生かすよい機会であるというふうに考えております。

県教育委員会としましては、引き続き、本県児童生徒の英語力の向上に向けて、教員の研修等を通して市町村教育委員会を支援してまいりたいというふうを考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 このドットコムさん——母体はNPO法人琉米歴史研究会の喜舎場さんを含めた皆さんが、平成23年から進めている事業ではあるのですが、夏休みにワシントン州立だとか留学事業を五、六十名の中学生、高校生の皆さんをアメリカに留学をさせるという部分だとか、沖縄での英語キャンプだというふうにある。私は、そういう沖縄で実績を積んでいる民間企業が沖縄の英語力を上げるために頑張っているわけですから、その民間の力をもっと活用すべきだと思うんですが、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 議員お話のとおり、やはり児童生徒の英語力の向上を図るためには、生の英語が話せる、聞ける環境でしっかりと体験をすること、これが重要であると考えておまして、県教育委員会としましても、国際性に富む人材育成事業の中で、長期留学、短期留学等、あるいはオンラインでの交流等を実施しているところであります。そういった事業を通して、英語力の向上に取り組んでいるところであります。その事業につきましては、民間の方々にもまた委託をして実施をしているところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 4番目に、国際交流体験促進事業内容とあるんですが、皆さんから頂きましたので、これは国が進めている事業なんですよ。3600万。この3600万あれば、私は沖縄の子供たちの英語力をもっと進めていく予算になるんじゃないかと思っております。いま一度また交流促進事業というのは、検討していただければと思っております。

休憩します。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○當間 盛夫君 最後になりますが、粟国航路の第一航空に対する支援と粟国航路の定期化に対する対応の課題をお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（金城 敦君） お答えいたします。

現在、粟国航空路においては、運航に伴い欠損が生じた場合において、地元市町村と協調して補助を行っているところです。同路線の定期化については、現在、運航しているチャーター方式の搭乗率を向上させるなど、実績を積み上げることが重要と考えております。このため、県では粟国村や地元の観光関連事業

者、運航事業者と連携して広報活動をするなど、需要喚起に取り組むとともに、定期化に向けて国との意見交換を進めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 2番目に関しては、西銘さんから質問がありましたので取り下げますが、この粟国航路の定期化というのは、条件的なものはどういうものがあるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（金城 敦君） お答えいたします。

月16往復以上の運航が必要となります。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時32分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

當間盛夫君。

○當間 盛夫君 今、3往復くらいしかしていないんですね、週で。これをもう1往復という形になると、定期化に結びつくというのもあるはずでしょうから、ぜひ県も支援してもらいたい。民間がもう赤字である中で、やっぱり母体が、第一航空は前の第一航空ではないわけですから。関西の大きな親会社がいて、その第一航空さんであるわけですから、しっかりとこのことは県も連携を取って、やっぱり離島振興のための航空路線の確保ということは、県にとっても僕は大事な分があるというふうに思っています。

もう一つ、この第一航空さんは今、石垣空港に事務所があるんです。就航はしていないんだけど、この事務所の一月の家賃が100万を超える。就航もしていないのに、毎月この100万を払っているわけです。この辺も皆さんは分かりながら、何にもしてくれない。そういったことも踏まえながらも、やはり第一航空さんがこの沖縄の離島の足をしっかりと構築していこうということを考えているわけですので、県もしっかりとその支援体制ということは頑張ってもらってください。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

次呂久成崇君。

〔次呂久成崇君登壇〕

○次呂久 成崇君 議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○次呂久 成崇君 ケーラ ネーラ クヨーム ナーラ。

会派おきなわ南風の次呂久成崇です。

一般質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、与那国島へのミサイル配備計画の経緯と現状、課題と県の対応について伺う。

(2)、北朝鮮の軍事偵察衛星打ち上げに伴い自衛隊が先島諸島に展開しているPAC3をめぐる、地元では不安が広がっている。展開の長期化による地元住民の生活への影響や負担増について、県の見解と対応について伺う。

2、離島振興について。

(1)、運休中の波照間・多良間の離島航空路線の再開に向けた取組状況について伺う。

(2)、離島では物価高騰の影響で船賃や日常生活用品、燃料費等が大きな負担となっている。県の見解と支援について伺う。

3、陸自石垣駐屯地の排水問題について。

(1)、駐屯地施設周辺の住民は、駐屯地の浄化槽や油分分離槽で処理された水が民間人所有の田畑に流れ込んで地下に浸透するのではないかと危惧している。県が定める浄化槽取扱要綱に基づき、県は現地調査をしたか伺う。

(2)、県は、駐屯地からの排水や油脂類を使用する施設からの排水に関して排水計画の説明を要すると考えるが、民法220条の規定上同意は不要という見解を示しているが、詳細について伺う。

4、土木行政について。

(1)、竹富町小浜島の生コンクリート工場閉鎖で止まっていた町営細崎団地の建設工事が再開できる見込みであることが今月2日、竹富町が実施している調査で分かった。しかし、その他の公共・民間工事については生コンクリートの供給のめどが立っていない。今後、竹富町内で県が発注する公共工事にも影響があると思うが、県の見解を伺う。

(2)、県営磯辺団地及び磯辺第2団地の両自治会から、下水道接続の要望が約8年前からあるがいまだに進捗がない。県の対応について伺う。

5、環境行政について。

(1)、国内最大のサンゴ礁海域である国立公園の石西礁湖でシンハイズー2が座礁してから5か月が経過する。現在の状況と今後の対応について伺う。

(2)、国の特別天然記念物カムリワシは、絶滅危惧種IA類で石垣島と西表島で約200羽しか生息していないと言われている。石垣島では陸上自衛隊石垣駐屯地の建設や石垣リゾート&コミュニティ計画等で、生息できる環境に大きな影響を与えているが、県の見解と施策について伺う。

(3)、令和5年度重点施策で野生鳥獣の保護・繁殖を図るため、鳥獣保護区等の管理、傷病鳥獣の救護を実施するとしているが具体的な取組について伺う。

6、農水産業行政について。

(1)、繁殖農家は飼料価格高騰に加え、子牛価格の低迷で強い危機感を抱いている。県内の取引価格の状況と支援策について伺う。

(2)、韓国で今年5月に家畜伝染病の口蹄疫の発生が確認された。国内及び県内に侵入すれば畜産業への影響は甚大である。体制と対策、課題等について伺う。

(3)、県内の家畜衛生関係獣医師職員の配置状況について伺う。

(4)、県内の家畜人工受精師の資格取得数と実績について伺う。

7、石垣島川平リゾート開発計画をめぐる問題について。

(1)、開発計画地は第1種農地であり農地転用は原則不許可だが、不許可の例外となる農地法施行令第11条第1項第2号イに定める地域の農業の振興に資する施設として農地転用が行われたが、その経緯と当時の開発行為許可が下りた内容、その後の事業計画変更等について伺う。

(2)、沖縄県知事が同開発計画地の農業振興地域内農用地区域の変更に同意した時期と当時の県知事について伺う。

8、教育行政について。

(1)、中高生の体育系の県大会は宮古島市、石垣市でも開催されるが、文化系の県大会は離島で開催するのは厳しいという声があるが、これまでの開催状況について伺う。

(2)、県立高校の部活動指導員の任用及び任用期間、配置状況等について伺う。

9、我が会派の代表質問との関連について。

仲宗根悟議員の代表質問5の高病原性鳥インフルエンザ侵入防止対策についての(1)のほうで、野鳥の飛

来時期についてどのように決定するのか。県内でも地域により飛来時期が異なるため、ある程度の指標が必要だと思えます。これについて伺いたいと思えます。そして、同じくこの(1)のところで、蔓延防止対策として清浄化宣言が出されている今の間に農家に対し、来シーズンの対策など具体的に指導する必要があると思うが、県の対応について伺います。

(2)の県独自のマニュアル作成についてのところで、昨年、初めて県内で発生が確認されました。今後も県の対応として、渡り鳥の多い沖縄県ですから、国の対応マニュアルに頼ることなく、厳密な対策を実施するために県独自のマニュアル作成に取り組むべきであって、検討の段階ではないというふうに思います。改めて認識を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 次呂久成崇議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)、P A C 3の展開についてお答えいたします。

P A C 3の展開について、沖縄県としては、政府において、県民の生命財産の安全を確保するため万全の措置を取る必要があると考える一方、県民の不安や県民生活への影響が広がることがないように配慮する必要があると考えております。特に、P A C 3の石垣港への展開をめぐる、港湾労働者が大きな不安を覚えていることから、政府において、住民や事業者、港湾労働者に不安が広がることがないように丁寧に説明し、県民生活に及ぼす影響を最小限にさせていただきたいと考えております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 溜 政仁君登壇]

○知事公室長(溜 政仁君) 1、知事の政治姿勢についての中の(1)、与那国島へのミサイル配備計画の経緯等についてお答えいたします。

与那国駐屯地へのミサイル部隊の配備に関しては、令和5年度予算において必要な土地の取得経費が計上され、将来的には、ミサイル部隊の配備に必要な隊庁舎や火薬庫、覆道射場等の施設整備が予定されているとのことです。また、去る5月19日、防衛省は住民説明会を開催しておりますが、対面での県への説明は、現在のところありません。

県としては、今後の県内へのミサイル部隊の配備については、防衛省に対し、配備スケジュール等の丁寧

な説明と速やかな情報提供を求めるとともに、関係自治体とも連携し、適切に対応したいと考えております。

次に5、環境行政についての中の(1)、座礁船の状況と今後の対応についてお答えいたします。

県は、石垣市、竹富町の要請を受け、去る5月23日、座礁船の船主代理人に対し、自然環境、水産資源へこれ以上の影響が及ばないよう速やかな対策を講ずること、作業の内容等を開示することなどを求める要請書を手交しております。座礁船の状況については、台風第2号の通過後、第十一管区海上保安本部が、ヘリ及び巡視艇で確認したところ、船体、積荷等に大きな変化はないとのことです。また、船主代理人の報告によると、現在、船体及び積荷の撤去について、環境負荷の少ない方法の検討を進めているとのことであり、引き続き迅速な対応を求めてまいります。

以上になります。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

[企画部長 金城 敦君登壇]

○企画部長(金城 敦君) 2、離島振興についての(1)、波照間・多良間の離島航空路線の再開についてお答えいたします。

石垣一波照間・多良間の両路線については、運航予定の機材に不具合が生じ、就航を延期しているところですが、同路線の運航予定事業者によると、現在、機材修理のめどがついたとのことです。今後は、機材を修理した後、機体の耐空検査や運航乗務員の訓練等を経て就航を目指すと考えております。

県としては、引き続き同事業者の具体的な就航スケジュールを確認してまいります。

同じく2の(2)、物価高騰に対する見解と支援についてお答えいたします。

原油・原材料価格等の上昇による物価高騰については、離島においても家計や事業者に大きな影響を及ぼしているものと認識しております。県では、全県的な物価高騰対策を実施しておりますが、これに加え、離島航路を運航する事業者に対する燃油高騰分に対する支援や、本島から離島への石油製品の輸送費補助等を行うとともに、日常生活用品については、希望する離島市町村と連携した価格調査を毎年実施しているところです。今後も引き続き離島市町村等と連携しながら、物価高騰の負担軽減に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

[環境部長 多良間一弘君登壇]

○環境部長(多良間一弘君) 3、陸自石垣駐屯地の

排水問題についての(1)、要綱に基づく現地調査についてお答えいたします。

浄化槽設置計画書は、設置前に提出されるものであることから、放流先等については書面で確認しているところです。石垣陸上自衛隊駐屯地施設内の浄化槽設置計画書についても、八重山保健所において、浄化槽処理水の放流先は最終的に公共用水域となっていることを確認しております。供用後の維持管理については、管理者の責任において法令等に基づき適切に対応する必要がありますが、必要があると認める場合には立入りできることとなっておりますので、県としましては、浄化槽の維持管理等の状況に応じ、対応を検討してまいります。

次に5、環境行政についての(2)、カンムリワシへの影響についてお答えいたします。

カンムリワシについては、交通事故や生息地の改変、外来種による影響などにより、生息環境の悪化が懸念されています。このため、環境省や県、石垣市、竹富町などの行政機関が連携して、カンムリワシの生息状況の把握や交通事故対策、外来種対策など、今後必要な対策等を取りまとめたカンムリワシ保全方針を令和5年4月に策定したところです。

県としましては、環境省が同方針に基づき実施する保全対策に協力するなど、カンムリワシの保全に取り組んでまいります。

同じく5の(3)、鳥獣保護区等の管理、傷病鳥獣救護の取組についてお答えいたします。

県では、鳥獣保護区等の適切な管理を図るため、鳥獣保護管理員等により、鳥獣の生息状況調査、保護区内の監視、保護区域を示す標識の管理等を行っております。また、傷病鳥獣の救護については、鳥獣保護思想の普及啓発を目的として、発見者等が傷病鳥獣の治療を希望する場合に、県の登録動物病院で処置を施した上で、ボランティア等と連携して自然界に復帰させる取組を行っております。

県としましては、野生鳥獣の保護・繁殖を図るため、引き続きこれらの取組を推進してまいります。

次に9、我が会派の代表質問との関連についての(3)、県独自のマニュアル作成についてお答えいたします。

自然環境中の野鳥における鳥インフルエンザについて、県は、国のマニュアルに基づき対応しておりますが、同マニュアルには衰弱個体を含む傷病鳥獣の取扱いについての定めがありません。鳥インフルエンザの拡大防止や早期発見のためには、傷病鳥獣が動物病院に持ち込まれた際の対応が課題であると考えているこ

とから、県としましては、動物病院における受入れ基準等を明確にするため、獣医師会の意見聴取などを行っているところであり、県独自のマニュアル作成に向けた検討を始めているところでございます。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

[農林水産部長 前門尚美さん登壇]

○農林水産部長(前門尚美さん) 3、陸上自衛隊駐屯地の排水問題についての(2)、民法第220条による同意不要の詳細についてお答えいたします。

駐屯地からの排水については、当初、沖縄県所有の排水路へ接続する計画であったことから、沖縄県土地改良財産の管理及び処分に関する条例に基づき、改築手続の審査を行ってまいりました。審査に当たり、沖縄防衛局へ地権者同意について確認したところ、民法第220条により同意不要との回答がありました。そのため、県は、弁護士へ同意不要であることの確認を行ったところです。なお、現在は、県所有の排水路に接続せずに排水しております。

次に6、農水産業行政についての(1)、県内子牛取引価格の現状と施策についてお答えいたします。

令和5年1月から、全国的に子牛取引価格は、下落傾向にあります。そのため、国は、肉用子牛の価格安定対策として、既存の肉用子牛生産者補給金制度に加え、臨時措置として令和5年1月から12月まで、和子牛生産者臨時経営支援事業を実施しております。さらに、本県では全国に比べ雌子牛の価格下落幅が大きいことから、県独自の支援策として、沖縄県畜産振興公社において県内の雌子牛平均価格が52万7000円を下回った場合、その差額の9割を補填する沖縄県和子牛価格安定特別対策事業を実施しております。

県では、補填金を速やかに給付するため、平均価格の算定を四半期から月単位に変更することについて、沖縄県畜産振興公社等と調整を行っているところであります。

同じく6の(2)、口蹄疫侵入防止対策についてお答えいたします。

口蹄疫など特定家畜伝染病の防疫対策は、県内及び農場への侵入防止が重要と認識しております。

県では、今年5月の韓国における口蹄疫発生を受け、農家や関係機関へ侵入防止対策の徹底を図るよう、ホームページや通知等により注意喚起をしたところです。また、動物検疫所、市町村、JAなどの関係機関や畜産農家と連携を密にし、①空港、海港の水際防疫の徹底、②異常家畜の早期発見・早期通報の徹底、③地域単位での防疫実働演習の実施、④防疫資材

の備蓄などを実施しており、引き続き家畜伝染病の侵入及び蔓延防止対策に最善を尽くしてまいります。

同じく6の(3)、家畜保健衛生所等への獣医師の配置状況についてお答えいたします。

県では、家畜の伝染性疾病の発生予防や蔓延防止及び口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等に対する危機管理体制強化のため、家畜保健衛生所と家畜衛生試験場に40名の獣医師を配置しております。内訳は、北部が10名、中央が12名、宮古が6名、八重山が4名、家畜衛生試験場が8名となっております。

同じく6の(4)の家畜人工授精師の資格取得数についてお答えいたします。

県では、昭和28年度から家畜人工授精師講習会を開催しており、令和4年度末までに1112名の受講者に家畜人工授精師免許を交付しております。また、平成25年度から令和4年度までの過去10年の家畜人工授精師講習会の開催実績につきましては、県立農業大学校肉用牛専攻コースの学生107名、一般受講者61名が受講し、全員が資格を取得しております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、家畜人工授精師の育成に努めてまいります。

次に7、石垣島川平リゾート開発計画をめぐる問題についての(1)の中の農地転用許可及び農振除外の経緯について。7の(1)と7の(2)は関連しますので、一括して答弁いたします。

石垣島川平リゾート開発計画に係る事業用地約8.5ヘクタールは、その大半が農地及び石垣農業振興地域整備計画で位置づける農用地区域であることから、開発に当たっては農地転用及び同整備計画変更の手続が必要となっております。農地転用については、平成26年3月14日に許可権者である国に対し事前協議書が提出され、同年5月20日に異議がない旨の回答がなされています。その後、同年12月17日に農地転用許可申請書が提出され、平成27年3月23日に農林水産大臣が許可しております。石垣農業振興地域整備計画の変更については、平成26年3月14日に県に対し事前協議書が提出され、同年6月3日に事前協議に異議がない旨回答したところです。その後、同年10月15日に変更協議申請書が提出され、同年12月1日に変更協議に同意したところです。なお、同意した当時の知事は、仲井眞知事であります。

次に9、我が会派の代表質問との関連についての(1)、野鳥飛来時期における高病原性鳥インフルエンザ対策についてお答えいたします。

本県では、これまで鹿児島県で家禽における高病原性鳥インフルエンザが発生した場合に養鶏農家への消

石灰配付を行ってまいりました。しかし、令和4年12月に県内で初めて高病原性鳥インフルエンザが発生したことから、県としましては、今年度より、本県に野鳥が飛来する前の10月下旬に緊急消毒命令を告示し、11月1日に養鶏農家への消石灰配付を開始することで侵入及び蔓延防止に努めてまいります。

同じく9の(2)、高病原性鳥インフルエンザの防疫対策、意識向上についてお答えします。

県では、養鶏農家の防疫対策意識の向上のため、毎年11月に高病原性鳥インフルエンザ緊急防疫対策会議を開催し、異常家禽の早期発見・早期通報、野生動物の侵入防止対策、農場での消毒徹底など、指導を強化しております。さらに、隣国や他県での発生状況について、ホームページや通知等により、農家への注意喚起を図っております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、高病原性鳥インフルエンザの発生予防及び蔓延防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

[土木建築部長 前川智宏君登壇]

○土木建築部長(前川智宏君) 4、土木行政についての(1)、小浜島の生コンクリート工場閉鎖による影響についてお答えいたします。

県は、令和5年5月の工場閉鎖の新聞報道を受け、土木事務所へ情報の確認等を行っており、現時点では、県発注工事への影響はありません。今後、八重山地域の各生コンクリート工場の状況を注視し、工事への影響等について、竹富町等関係機関と連携を図り、適切に対応していきたいと考えております。

次に同じく4の(2)、県営磯辺団地等の下水道接続についてお答えいたします。

県営磯辺団地等が所在する大浜・磯辺地区においては、石垣市により下水道と同等の機能である農業集落排水処理施設が整備されております。当該施設の供用が開始された区域の家屋はこれに接続する必要があるため、今後、石垣市と調整を図りながら、住民への説明等、接続に向けた手続を進めていくこととしております。

次に7、石垣島川平リゾート開発計画をめぐる問題についての(1)のうち、石垣島川平リゾート開発計画における開発許可の内容等についてお答えいたします。

当該リゾート開発計画につきましては、平成27年3月に開発許可がなされており、敷地面積は8万6911平方メートルで予定建築物の用途は宿泊施設と

なっております。その後、平成28年2月に建物の配置、形状の変更、さらに同年12月に、造成や排水計画の変更許可がなされております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 半嶺 満君登壇〕

○教育長（半嶺 満君） 8、教育行政についての中の(1)、文科系県大会の離島での開催状況についてお答えいたします。

中高校生の文化系部活動における離島での県大会は、高校の工業部門で毎年開催されており、それ以外は中学生も参加する吹奏楽の大会が5年に1度の割合で開催されています。離島開催は当該地域の学校が幹事校となり、学校業務のほかに大会運営業務が加わるため、教職員の少ない離島地区は本島での開催と比較して、教員の負担が過重であると聞いております。

県教育委員会としましては、離島地域の負担軽減が図られるよう、今後、中文連、高文連と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

同じく(2)、部活動指導員の任用等についてお答えいたします。

県教育委員会では、令和元年度から教職員の負担軽減と生徒への専門的指導による活動の充実のため、部活動指導員を配置しております。配置実績として、令和3年度50名、令和4年度46名を配置しており、令和5年度は49名を配置することとしております。任用期間は、おおむね7月から3月までとなっておりますが、今後、学校と連携して、早めに配置できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 答弁ありがとうございます。

まず、川平リゾート開発計画から伺いたいたいんですけどもまず確認ですが、この当該事業計画の変更は、計画建築物の配置・形状の変更であって、それ以降はその計画建築物等の計画変更はないということでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えをいたします。

平成28年12月以降、当該計画に係る変更許可等の提出はございません。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 この事業計画なんですが、平成28年にアメリカのホテル大手のマリオット・インターナショナルが高級リゾートホテル建設計画をして

いるという、まず報道がありました。そして石垣市の景観地区計画変更ができなかったことで、このマリオットは同計画から撤退いたしました。そして現在、同事業計画は大手高級ホテルマネジメント会社が運営する病院併設型高級リゾート、5階建て、そして上海の中国籍企業運営によるタイムシェア型分譲ホテル、2階建てという2案が提案をされていると。

それぞれ建設計画の詳細は不明なんですが、いずれにしても農地転用許可権者である沖縄県への報告、そして事業計画変更手続を行わなければならないんですが、現段階でその報告及び変更手続は行われていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後0時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 現在のところ、建築確認等の申請が提出されている記録はございません。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後0時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

農地転用許可後の平成27年12月に、事業者は国に対して建築物の配置等に係る事業計画変更承認申請書の提出に向けた相談をしています。国が変更内容の確認を求めたことに対して、事業者が調整、検討を続けている状況です。その後、新たな事業計画変更承認申請書は提出されておられません。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 現在、このリゾートホテル建設計画についてなんですが、石垣市は、事業者から現行の高さ規制の7メートルでは地域に貢献できる高付加価値のホテル建設は難しいため、高さ制限緩和の打診を受けているということを市議会で明らかにしております。しかし、この建設の、建物の高さ制限を緩和する以前の問題として、転用許可された事業計画が大きく変更され、事業計画どおり行わない場合——まあ一般的に、事業者が事業計画どおりに転用事業を行っていない場合、当該転用を完了させる見込みがないと認め

られるときなどは、この農地転用許可権者の事務処理手続というのはどういうふうに行うのか伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

事業者がやむを得ない事情により転用事業を変更する場合、許可権者の承認を受ける必要がありますが、現在において建築物の高さ変更などを内容とする事業計画変更承認申請書は事業者から提出されていません。なお、転用許可後の工事進捗状況報告書は定期的に提出されております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 もう一つ確認なんです、この例外許可の規定で、農地転用許可された土地を第三者に転売し、所有権移転というのは可能なのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後0時11分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

一般的に、農地転用許可後に転用事業の促進措置として、事業計画の変更や事業者の変更を行うことで転用事業を実施する見込みがある場合は、事業計画変更承認及び新たに転用許可を得ることで、第三者となる事業者が転用事業を承継し、その者へ土地の所有権を移転することができます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 この川平リゾート開発計画なんです、2015年3月に例外規定で、農地転用許可がされた際の事業計画のみ有効であり、現在、この打診のある2案、景観地区の見直し、高さ制限を緩和しても、これは実効性がないわけなんです。石垣市が今、高さ制限緩和を検討しているということは、新聞報道でも把握をしていると思いますので、県は石垣市に対し、この農地転用制度の認識をもう一度しっかり確認をして、情報共有をする。そして県は、農地転用許可権者として、事業実施の指導、勧告等を行い、勧告を行った後も転用事業者が計画どおりに転用事業を行っていない場合において、この当該転用事業を完了させる見込みがないと認められるときは許可の取消し等の処分を検討するというのが事務処理要領にありますの

で、しっかりとこの要領に基づいて農地転用許可権者としてしっかり指導、手続を行っていただきたいというふうに強く要望したいと思います。

今現在、この計画をめぐって地元地域が本当に分断されて混乱している状況ですので、しっかりと許可権者として県の立場を明確にして、指導、手続を行っていただきたいと思います。そして現在、石垣市で同じようにゴルフ場とリゾートホテル建設のために広大なまた優良農地、これを農振除外をして農地転用手続が進められているわけなんです、この計画についても、農地転用許可権者である県は慎重に、この手続のほうを行っていただきたいと思います。よろしくお願

いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時14分休憩

午後0時14分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○次呂久 成崇君 この陸自の排水問題についてなんですが、先ほど現地調査を検討しているという答弁がありました。私も現地を確認してきたんですけども、これは書面審査にあるように、明らかにあはれは沢ではない、もう湿地帯で流水というのもそのまま停滞している状況ですので、ぜひ早めに現地の確認をしていただきたいと思います。現地確認、とにかく急いでやっていただきたいと思います。

そして、環境行政についてなんです、座礁船について。

船会社に対して県が要請しているというのを、私も新聞報道等で把握しているんですけども、この自然環境や水産資源にこれ以上影響が及ばないようにということで、流出しているウッドチップの回収をどこまで求めるかとか、台風シーズンまでに回収・撤去せよとか、より具体的な要請をしなければ、この船会社、保険会社というのは動かないんです。これは、実際に鹿児島県でも同じような案件があったときに、鹿児島県のほうがリーダーシップを取って一緒に船会社、保険会社のほうに要請をしています。です。ですので今回、沖縄県がしっかりリーダーシップを発揮して、石垣市、そして竹富町と一緒に船会社、保険会社にこのような具体的な対策というのを私は要請するべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） お答えいたします。

県では、4月28日の石垣市及び竹富町からの要請を受けまして、5月23日に船会社に対して、自然環

境、水産資源にこれ以上影響が及ばないよう速やかな対策を講じること、そして作業内容等を開示することなどを求める要請を行ったところでございます。また、6月30日に船主側の事業者が、座礁船撤去の方法等について説明会を開催し、石垣市や竹富町も参加するということになっております。ですので、引き続き石垣市や竹富町と連携しながら、取組を強めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 ぜひよろしく願います。

次に、県内の家畜衛生関係獣医師の配置についてなんですけれども、先ほどこの公務員勤務獣医師、県全体で40名ということだったんですが、今現在、何名不足しているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時17分休憩

午後0時17分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

獣医師に関しては定数はないので、現時点では不足ということはありません。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 平成28年ですか、八重山家畜保健衛生所のほうでは、獣医師がああとき8名いたそうなんですけど、今4名なんです。もう現場のほうではやはり獣医師が足りないということで、そういう確保策について、私のほうにも、どうにかできないかという声が寄せられているんですよ。ですので、何名という定数は決まっていないということなんですけど、結局、半分には減っているわけですから、それが今までは確保できていたのに、今は確保できないと。この要因というのは何でしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時19分休憩

午後0時19分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

農林水産部の獣医師を各家畜保健衛生所に適切に配置しておりますが、今年度は、八重山での採用予定者が国家試験の不合格による不採用、また八重山への異

動予定職員の病気休暇の取得などの理由により、他の家畜保健衛生所と比べて少ない配置となっております。

県としましては、次年度以降も各地域の実情に合った獣医師配置を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 今部長が答弁したように、最近、採用希望者がまず少ない。そして、離職者が増加しているということで、毎年度、欠員が出ている。現場では、産休、育休等の代替職員の確保もできないという状況が続いているそうです。そこで、県のほうで計画されています沖縄県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書、ここでは令和12年度までに産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の確保目標というのが掲げられているんですけれども、これ実際に実現できますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時20分休憩

午後0時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） 本県では、沖縄県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書において、産業動物診療獣医師72名、公務員獣医師147名の計219名を令和12年度までに確保する目標としておりますが、令和5年4月時点では、産業動物診療獣医師78名、公務員獣医師129名の計207名となっております。不足ということで獣医師の確保が課題となっておりますので、また各大学訪問ですとか、関係機関と連携しながら獣医師の確保に取り組みでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時22分休憩

午後0時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 この計画書にも、この獣医師確保対策がきちんと明記されています。その中で今、問題となっているのが、やはり沖縄県の獣医師採用は、免許登録確認後の採用が条件となっていて、新卒は、先ほどおっしゃったように3月中に免許証を受け取れないため5月の採用なんです。それで、3月に大学を卒業して5月採用まで、1か月間空白ができるわけです。ですので、この資格を取っても、4月採用可能な

ほかの都道府県または市町村、民間団体に就職する。だから若い獣医師が来ないと、選択肢にないという、こういう状況があるわけです。ですので、私は、現在取り組んでいる施策をもう一度ちゃんと見直して研究していく時期に直面しているのではないかと思います。見解を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時23分休憩

午後0時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 獣医師等、5月採用の職員については、これは前倒しができないかどうか、今、人事委員会と意見交換をしているところで、何らかの対応をしたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 ぜひ、4月からきちんと採用できるように検討していただきたいと思います。獣医師確保については、また引き続き取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

最後に教育行政についてなんですけれども、(2)のほうで部活動指導員の任用時期について先ほど答弁がありました。7月から3月ということなんです。この高校総体、地区大会とか県大会が行われるのは5月、そして6月なんです。その期間というのは、この部活指導員が不在となる空白期間になるわけです。空白期間になるので、実際に指導員のほうも大会の派遣費負担とかは指導員自ら負担をしたり、またそれを保護者が負担しているわけなんです。任用期間ではないから。だから、この在り方というのを私はやっぱり見直すべきじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） この任用につきましては、現状としまして、各学校において部顧問が割り当てられた後に、学校長が部活動支援員の配置の要請を行います。その後、県教育委員会で専門の指導者のいない部活動を優先に予算の範囲内で配置校を決定しまして、県教育委員会から決定を受けて各学校においてハローワークを通して募集・採用ということで、その間の状況の中で遅れが出ている状況でありますので、できるだけその期間を短縮できるように、しっかりと学校と連携も図りながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 これは、指導者の経済的な負担だ

けじゃなくて、そもそも配置するというのは教員の負担軽減というところもあると思うんです。ぜひ、この任用期間、また採用の見直しを進めていただきたいというふうに思います。

そして、文化系の大会なんです。これも離島だけいつも旅費を負担している。2年前に八重山高校の郷土芸能部が全国大会に行くときも、これは1人17万円です。17万円の負担なんです。ですからやはり今——県のほうでは先ほど答弁で、その教員の負担が増えるから、離島での開催は難しいということはあったんですけども、そうだと、じゃ保護者には負担させていいのかということになってくると思うので、ぜひこの件についても、なるべく離島でも文化系の大会が開催できるようにということは教育委員会のほうでも検討していただきたいと思っております。

終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時28分休憩

午後1時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

玉城健一郎君。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時50分休憩

午後1時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○玉城 健一郎君 皆さん、こんにちは。

よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問を行いますけれども、我が会派の代表質問で、上里善清議員の質問の中で回答ができなかった部分に関して質問をさせていただきます。

まず2の(1)のウ、空港における保安検査員の確保についてお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（金城 敦君） お答えいたします。

空港の保安検査員については、コロナ禍からの航空需要回復に伴い、全国的な不足が課題となっており、那覇空港においても、繁忙期において不足する可能性があると考えております。このため、県では、本定例会に提出している6月補正予算案において、県内保安検査会社等に対して、県外からの保安員派遣に要する渡航費や保安業に係る資格取得、求人広報活動を支援することで保安検査員を確保したいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

続きまして5の(2)のア、地方公務員災害補償基金の事務処理手続について、認定通知は何か月かかるか、お伺いいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

○総務部長(宮城 力君) 地方公務員災害補償基金は、公務上の災害または通勤による災害を受けた地方公共団体等の職員に対し、地方公務員災害補償法に定める補償等を実施しております。沖縄県支部における令和4年度の認定件数は280件で、そのうち約95%の267件を受理日から6か月未満で認定しているところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

では、6か月後の再調査件数と書類の保存期間についてお伺いいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

○総務部長(宮城 力君) 先ほど申し上げました280件で、6か月を超えるものは13件でございます。この13件につきましては、過去の病歴の調査、主治医への医学的意見の聴取、本部への協議などに時間を要し、6か月を超えて認定を行ったところですので。認定等に関する書類の保存期間は5年、公務災害または通勤災害に該当しない案件については30年となっております。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

では、受付から調査まで円滑に行うための課題についてお伺いいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

○総務部長(宮城 力君) 公務災害の認定に当たり、精神疾患、脳疾患等の事案については、負傷事案と比較して、発症と公務との因果関係の判断が困難であり、関係資料の収集・分析等に加え、医学的な意見も踏まえて検討する必要があるため、認定までに一定の期間を要することが課題となっております。なお、そのうち特に判断が難しい事案については、基金本部と協議しながら対応しているところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

では、大型MICE施設の整備、運営、今後のスケジュールについてお伺いいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 大型MICE施設は、拡張性を持たせた上で、約1万平方メートルの大型展示場、多目的ホール、会議室、立体駐車場

を主な施設構成としており、概算整備費は約350億円と試算しております。また、20年間の公共施設等運営権を民間事業者を設定する方式で、独立採算による運営等を想定しております。条例制定後、令和5年度に実施方針の策定・公表や特定事業の選定の手続等を進め、令和6年度以降の入札公告、事業者の選定、事業契約締結に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

それでは、質問1に戻って伺います。FIBAワールドカップについて。

1、琉球ゴールデンキングスのBリーグ初優勝、FIBAワールドカップ開催と、沖縄が日本のバスケットボールのホットスポットとなっているが、バスケットボールが盛んな県であることを県内外にアピールするための施策が必要だと考えますが、県の見解をお伺いいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 沖縄県は、バスケットボール競技者登録数が人口当たり全国1位となっており、地域に根差したスポーツとして盛んに行われております。令和5年度は、琉球ゴールデンキングスのBリーグ初優勝、FIBAワールドカップ、Bリーグオールスターゲームの開催と、本県にとってバスケットボールイヤーと言える1年になります。

県では、様々な機会を通じて、FIBAワールドカップや沖縄アリーナで行われる琉球ゴールデンキングスの試合など、バスケットボールをきっかけとした観光誘客に取り組んでおります。引き続き、バスケットボールの活用やスポーツチームとの連携によりスポーツアイランド沖縄の魅力を発信し、スポーツを通じた地域振興を図ってまいります。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ぜひよろしくお願いいたします。

私も小学校から高校までバスケットをやっていました。その中で本当にまさに今、プロリーグがあって、こういうバスケットボールの世界大会が行われるというのは、夢にも思わなかった時代なので、ぜひとも県としても、この流れというのをうまく使って、子供たちの教育だったりとか盛んにする施策を行っていただきたいと思います。

続きまして、FIBAワールドカップを盛り上げるための施策についてお伺いいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 県を事務局

とする開催地支援協議会では、F I B Aバスケットボールワールドカップ2023の機運醸成のため、空港や建物等を利用したシティードレッシングや、県内各社へのテレビCMの放映を実施しております。また、琉球海炎祭や川崎市におけるはいさいF E S T A等のイベント出展や、各地で開催されたBリーグの試合に合わせたプロモーションを行っています。また、事前キャンプを実施する大会参加国の選手や国内トップアスリートとの交流により、子供たちが世界へ目を向け、様々な分野に挑戦するモチベーションを育む機会を創出することとしています。さらなる機運醸成のため、引き続き県内テレビCMの放映等を実施するとともに、シティードレッシングの実施箇所の拡充など、ワールドカップを活用したにぎわいの創出に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ぜひよろしくお願ひします。

知事もこういったものをつけていると思うんですけども、県庁職員一丸となってF I B Aを盛り上げたほうがいいと思うので、ぜひこういったものも職員に配って、なるべくつけて盛り上げるようにお願ひしたいと思ひます。

では、映画「THE F I R S T S L A M D U N K」についてお伺ひします。

登場人物で映画の主人公である宮城リョータが沖縄出身ということで、映画中でも沖縄の風景が多く描かれました。国内観客動員数1000万人を突破し、日本国内のみならず、中国や韓国でも大人気の同作品は、沖縄のP Rに大きく寄与しています。実際この映画を見て、この宮城リョータ役の声優さんもウチナーンチュで、ウチナーグチというか沖縄のイントネーションも自然に描かれていて、私たちが見ている自然に思える会話をしていました。つくり込まれている映画だと思います。今回、ワールドカップも開催される年であって、スラムダンクの盛り上がりは、大会の盛り上げの大きな追い風になると考えますが、県の見解をお伺ひいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私も映画を見に行きましたけれども、本当に冒頭から一緒に試合を戦っているといいですか、琉球ゴールデンキングスを応援しているブースターのように、彼らのこの試合を本当に躍動感を持って見る意味でも、作品としても非常にいい作品に仕上げていただいたなというように思ひます。

映画「THE F I R S T S L A M D U N K」

の主人公の宮城リョータが、議員おっしゃるように、沖縄出身という設定になっていて、沖縄の風景の中でバスケットボールをする姿も描かれています。こういうアニメが世界的にヒットしますと、今度はアニメの、何と言うんですか——聖地巡礼が行われて、より多くのファンの方々がこの映画をきっかけに沖縄に足を運んでくれると思ひますし、またこの映画がきっかけでバスケットボールが好きになったというファンがまた増えてくれたらうれしいなと思ひます。

沖縄県では、作品の舞台やゆかりのある地を巡り、追体験を行うこの聖地巡礼の場所として、映画「THE F I R S T S L A M D U N K」の多くのファンが沖縄を訪れる効果をさらにつなげていきたいと思ひます。そして、F I B Aバスケットボールワールドカップ2023の開催期間中のみならず、沖縄アリーナで実際にキングスの試合を見ると、もう、そのアリーナの構造上も非常に素晴らしい場所ですので、そのバスケットボールのファンになってくれる方が一人でも多く増えていただきたいと思ひますし、また、大会をさらに県民挙げて一緒に盛り上げていきたいと思ひますので、お力添えをよろしくお願ひいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 知事、ありがとうございます。

私も小学校のときに、スラムダンクを見てバスケットを始めましたので、この映画というのは、とても本当に自分の中でもすごくうれしかった一つですので、質問として取り上げさせていただきました。

続きまして、2番の待機児童の問題についてお伺ひいたします。

今年度の待機児童、令和5年4月1日時点で410名となっています。前年度比で29人の減、8年連続の減少となっているが、待機児童のいる市町村が23市町村、待機児童が増加した市町村が10市町村ある。県の対応と今後の対策について課題をお伺ひします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

待機児童数の増減、推移につきましては、市町村によって状況が異なっておりますが、保育士不足というのが共通の課題となっております。

県としましては、引き続き、新規保育士の確保や潜在保育士の就労支援、保育士の処遇改善等の取組を推進してまいります。また、地域別ミスマッチの解消に向けまして、市町村間の広域利用のための調整を支援するなど、市町村との連携を一層強化しまして、早期の待機児童解消に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 まさに保育士が足りないということが大きな原因になっていると思うんですけども、その根本的な原因というのがやっぱりこの処遇改善というところだったりとか、配置基準というものが大きな原因になっていると思いますので、以前質問した際に、国に対しても要望していくということなので、引き続きそういった対策を取って、保育士の働きやすさというものを改善していただきたいと思います。

続きまして、3番の通話音声記録装置の設置についてお伺いいたしますが、こちら県議会の議会運営委員会でも議題になったことなんですけれども、今、外部からの電話、いろいろな電話がかかってくる中、通話だったり記録を残していく必要があるのではないかとということで、今回質問させていただきましても、県庁の中での検討している状況についてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 県では、国の制度を参考に、令和2年12月にパワー・ハラスメントの防止に関する指針を改正し、行政サービスの利用者等からの言動でハラスメントが疑われる苦情相談があった場合には、組織として対応し、職員の救済を図ることとしております。特に、度重なる架電で、長時間、大声、過度な要求など、職員の労働環境が害される場合は、相手に告知した上で通話の録音及び時間を計測することが可能な電話機を苦情相談の多い一部の部署に今年度から設置したところです。今後も、同装置の利用の効果及び課題等について整理を行いながら、行政サービスの利用者等からのハラスメント対策を行っていき考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

今年度から設置したということで、やっぱり職員にとって大きな負担というのがそういったこの――職員のほうからしたら、こちらから電話を切ることができないので、やっぱりそういったものに対する抑止ではないですけども、対策として、県庁で職員を守るという体制の中で、そういった設置は非常に評価いたしますので、ぜひこれからも検討していただきたいと思います。

続きまして4、教職員の働く環境改善についてお伺いいたします。

今年度の教員採用試験の応募者の総数をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

今年度の教員候補者選考試験の志願者数は、2997名となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 今回のこの応募者2997名ですけども、今回の合格の予定数と正職員、今81%と言われていますが、正職員率に対する影響はどれくらいあるのか、御説明をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時5分休憩

午後2時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

公立学校教職員の令和6年度採用予定者数は、470人程度となっております。採用者の拡大により、教職員の正規率の向上が図られるものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 もし分かっていたら、パーセンテージがどれくらい上がるかも説明できますか。今分からなければいいです。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 今ちょうど採用計画等を立てているところでありますので、ちょっと細かい数値は今申し上げることはできません。すみません。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 分かりました。

他府県では、教職員の採用試験の倍率が下がっているという情報もある中、沖縄県として、この倍率が高いうちに採用を増やすべきではないかという声がありますが、県の見解をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

県教育委員会では、公立小中学校における次年度の採用につきましては、今年度の採用から約50人増の400人程度を予定しております。また、正規率改善に向けた今後の採用計画の見直しについては、現在、最終的な確認調整を行っているところであります。

県教育委員会としましては、引き続き教員の採用に努め、正規率の向上を図ってまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 県の採用試験もどんどん変わってきていて、これまでの年齢制限というのも59歳まで上がったということですので、例えば役所の場合だったり県だったりとかってというのは、人数制限があるために、年齢によるばらつき、年代のばらつきを計算す

るため、どうしても採用というのは難しいところがあると思うんですけども、そういったものは今の教職員の採用についてはないと思いますので、ぜひ積極的に採用していただいて、教職員の働く環境というのを変えていただきたいと思います。

続きまして4番なんですけれども、教員試験のために、臨任ができないという有資格者がいます。例えば、一次試験に合格して二次試験不合格という受験者がいると思いますけれども、臨任で勤務している場合、一次試験免除といった施策を取れば、より多くの有資格者がこの試験と臨任の仕事を両立できると思いますが、県の見解をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

令和4年度実施試験から、二次試験不合格者のうち得点が上位の者に対し、臨時的任用教員として勤務することなどを条件に、次年度の一次試験の全てを免除する制度を導入いたしました。また、令和5年度実施試験では、対象校種を小学校から中学校へも拡大しております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 こういった施策をどんどん取り入れていって、試験とこの働くということを両立しているところは、すごく評価いたします。ぜひもっと広がっていき、より教職員——今臨任の職員も足りないというお話ですので、そういったところもできるように対応していただきたいと思います。

続きまして5番なんですけれども、臨時的任用職員の応募状況や任用状況をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

本県公立学校における臨時的任用職員の応募状況につきましては、複数の校種等に登録している場合があります。正確な人数を把握することは難しい状況にあります。令和5年4月時点では、教員として2657名を任用しております。

県教育委員会としましては、電子申請による応募方法の簡素化やペーパーティーチャーセミナーの実施等により、応募者を増やす取組を行っており、引き続き、全庁体制で臨時的任用教員の確保に努めてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

続きまして、6番の臨時的任用職員が同一校で継続任用される場合、採用に伴う住居の移転という支給要件を満たさないという理由で、僻地に準ずる手当、単

身赴任手当等の支給対象外となっている。鹿児島県では同一島内であれば6年間支給されるといいますが、継続して臨時的任用してくれることは子供たちにとっても、地域にとっても、学校にとってもプラスになると思いますけれども、こういった制度を変えていく必要があるのではないかと、御見解をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

臨時的任用職員につきましては、同一校に再度勤務する場合は、採用に伴う住居の移転がないことから、住居の移転を支給要件とする手当は支給できないこととなっております。

県教育委員会においては、任期の考え方や他県の状況について調査・研究をしまいたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 やっぱりただでさえ、僻地だったり離島というのは応募する人たちが少ない中、そういったことをやってくれるということは貴重ですので、ぜひ平等になるように対策を取っていただきたいと思います。

続きまして、教職員の再任用についてなんですけれども、再任用は現在何人いらっしゃるのか、また再任用の際に毎年学校が変わるということなんですけど、その理由についてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えいたします。

令和5年度本県公立学校における再任用の教職員は420名となっております。再任用につきましては、1年ごとの任用となっておりますが、人事異動に当たっては希望調書等を考慮しつつ、全県的な視野に立った人事異動方針の下に適切に人事配置を行っているところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

希望調書を基に配置をしているということなんですけれども、希望調書どおりにいけば、そのまま同じ学校で勤めることができるという理解でいいでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 原則としまして、再任用は1年ごとの任用になるということで、同一校への勤務はできるだけ避けるような方向で行っているところであります。希望に基づいて配置を行います。基本的には、同一校というのは難しい状況にあります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 先ほども、お話でも、継続して支援というか、子供たちと付き合っていくということ、結構私、そういった学校だったり福祉の中で重要だと思うんです。ただでさえちょっと、子供たちとの関係性をつくるというのに時間がかかる中、やっぱり1年でどんどん変わってしまうと、子供たちとの距離感というのは毎年変わってくるし、その子供にとってもあんまりプラスにならないというか、もっと長くなればいいプラス傾向が出ると思いますので、ぜひこういった制度についてちょっと考えていただきたいと思います。

続きまして8番、産業医の面談についてなんですけれども、産業医の面談というのがメンタルヘルス対策として取られています、本来であれば対象になるはずの教員が、対象にならないように早めにタイムカードを押しているという、そういった話をお伺いいたします。そもそも働き過ぎて体調を崩すのに、そのケアのための時間が惜しいということで、惜しいくらい時間がない現状で、しっかり改善していくためにも、ケアと実態把握のために、産業医や保健師の面談を年1回必ず受けるように制度化してはどうでしょうか。見解をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

県立学校においては長時間在校職員や面談を希望する職員に対し、産業医等と連携して面談を実施しております。また、職員に対する保健スタッフによる健康相談窓口も設置しまして、必要に応じて臨床心理士や精神科医による面談につなげまして、メンタルヘルス不調の予防、早期発見等に努めているところであります。

県教育委員会としまして、引き続き各学校と連携しまして、学校の実情に応じたメンタルヘルス対策や相談体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 さきの代表質問と一般質問で、119名でしたか——ぐらいの精神疾患の職員がいらっしゃるということで、やっぱりそういった方って非常に真面目で、子供たちのためにとあって自分の時間を削って、そういった職務を行っていると思うんです。そういった方たちの不調を察知するというのは、どうしても学校長とかの裁量だけではやっぱり難しいと思うんです。この間の一般質問でもお話ししましたがけれども、民間ではこれをほぼ義務化することで、職員の状況を逐一把握する、人事課が把握するような仕組みを取っているんです。それによってメンタルヘルス不

調というのを早めに察知して休んでもらう、治療するという、そういったものを取っていますので、ぜひ県の職員のところでも、そういった制度を取り組んで研究していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、続きまして5番、令和4年度沖縄子ども調査について確認いたします。

(1)、沖縄県の子供の貧困の実情を把握し、適切な支援を図っていくための調査ですが、結果についての県の見解をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

県では、令和4年度に3回目となります高校生とその保護者を対象とした調査を実施したところであります。困窮世帯の割合は平成28年度が29.3%、令和元年度が20.4%と、8.9ポイント減少し改善がみられておりましたけれども、今回の調査では前回から5.9ポイント増の26.3%となっており、大変厳しい状況が確認されております。

困窮世帯の6割近くが新型コロナウイルス感染症拡大前と比べ、収入が減少したと回答しており、低所得層や雇用形態が不安定な層ほど、コロナ禍における影響が強く出ているものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 今回の調査結果を私も見ましたけれども、まさに新型コロナの影響というのをもろに受けている。特に厳しい世帯ほど受けているというのが明らかになったと思います。ただ、その中でも今回の調査を見ている中で、県のこれまでの取組というもの私は結構プラスになっているのかなというふうに考えています。これまで様々な支援を行っていると思えますけれども、過去2回の調査と今回の調査で変わってきたところを御説明をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 今回の調査におきまして改善が見られた点としましては、進学を希望する高校生の割合が全体で76.7%と、前回より5.5ポイント、低所得層を含め増加をしております。高等教育の就学支援新制度や学習支援、それから子どもの未来県会議による県外大学等進学サポート事業などの取組が進学希望の増加につながっているものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 本当に進学したいという子供たちが増えてきたというのは、すごくプラスだと思います

ので、ぜひこれは胸を張っていただきたいと思います。また、この中で学習支援の塾に関して、通知が行っていないというお話がありましたけれども、正直これ、対象が2年生なので、進学に関して実際どうやって取り組むのかということまでいっているのかどうか、まだ分かっていないというか、そこまでやっている状況になっていない可能性もあります。これがもし3年生だったら、もっとこの無料学習塾については少し認識が違うのかなとは私は思っています。

今回、子供の調査を受けて、今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 子供の貧困問題の解消に向けましては、支援を要する子供が適切な支援につながる仕組みを構築するとともに、子供のライフステージに即した切れ目のない総合的な支援を行っていく必要があると考えております。加えまして、子供の貧困は経済的な貧困が背景にあることから、県内企業は事業所における雇用の質の改善や経営基盤の強化に加え、産業横断的なマーケティング力を強化するなど、企業の稼ぐ力に資する取組を積極的に推進し、賃金の上昇につなげていくということも必要であると考えております。

県におきましては、全庁的、継続的な取組を推進していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ぜひよろしくお願ひします。

続きまして、6番のH I Vとエイズについて質問させていただきます。

今回、この県の発表について、いきなりエイズの割合が5割を超えたということなんですけれども、平成15年以降ですか、15年以降では5割を超えたのは初めてだと思うんですけれども、これについて県の見解をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

令和4年の報告数ですが、H I V感染者が9名、そしてエイズ患者が10名の報告があり、エイズ患者の割合が52.6%と、全国よりも高い状況となっております。その要因の一つとしましては、令和2年から4年にかけて新型コロナウイルス感染症の影響で保健所でのH I V検査が長期間休止したことにより、検査の機会が減少したことが考えられております。

県としましては、H I V感染の早期発見が重要であると考えており、必要な方が保健所等で検査が受けられるよう検査機会の確保に向けて取り組んでまいりま

す。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

H I V検査をすることで、エイズになる前にH I V検査でちゃんと把握できていれば、様々な治療を施すことで一般の人たちとあまり変わらない、ほとんど変わらないような生活が送れますので、ぜひ検査というものを強化していただきたいと思います。実際、平成15年以前、58%、約60%だったいきなりエイズの割合というものを検査数を増やすことで、20%以下、14%まで減らすことができたんです。そういったことを県でも行ったことがありますので、ぜひそういった政策を行っていただきたいと思います。

検査体制の強化というのが絶対必要だと思いますけれども、県の見解をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

県が実施しますH I V検査は、令和4年12月より全ての保健所で再開をしているところです。令和5年6月のH I V検査普及週間においては検査を拡充しており、12月の世界エイズデーでも同様の取組を実施する予定です。それから医療機関ですけれども、外来で検査実施が可能な医療機関について、令和4年度に8医療機関まで増やしたところですが、今後も拡充していきたいと考えております。さらに医療機関で、安価で匿名によるH I V検査——ワンコイン検査と呼んでおりますけれども、これも実施をする予定で、今後とも検査体制の強化に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 県の職員とか、コーディネーターの皆さんだったり、琉球大学の先生方が一生懸命取り組むことで、この検査体制というのは徐々に——民間のところも検査をするようになりました。その取組に敬意を表します。

続きまして、この保健所検査のネット予約について導入を求めたいんですけれども、琉球大学が調査をしまして、琉球大学の調査というのがネットでのクリニックの検査に関してのもので、ネットでの予約を導入してみた場合、主に保健所が閉まった時間帯でのアクセス数というのが多くて、そこでの予約が6割を占めたという解析結果が出ています。そういったものからも、今保健所が午後5時、6時ぐらいまでに予約自体が閉まってしまいますので、それ以外の時間帯に対応していくために、このネットでの予約が必要だと思いますけれども、そちらについて見解をお伺いいたし

ます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えします。

現在、県の保健所でのH I V検査は御指摘のとおり、電話による予約のみとなっております。時間的な制約がないインターネットによる予約導入については、検査希望者の選択肢も広がり、要望もあるということを実に認識しております。導入に当たりまして、保健所とも意見交換をする必要があります。それから、先進自治体での取組などを参考にしながら、今後検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ぜひよろしくお願ひします。

実は私、黄熱の検査をネットで予約したんですけども、電話だとやっぱり難しいと思っていたので、ネットであるとすごくありがたいです。そういったものは、H I Vとかエイズの検査もそうだと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

続きまして7、普天間飛行場の問題について質問いたします。

(1)、普天間飛行場周辺の低周波音測定結果について、平成29年度から令和2年度まで測定結果を解析し報告をまとめてきましたけれども、令和3年度以降なくなりました。基地の騒音被害を的確に把握するためにも測定結果の解析は大切だと思いますが、今後の対応をお願ひいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えいたします。

県では、オスプレイ等の米軍機による低周波音の実態を把握するため、普天間飛行場周辺の航空機騒音測定局4局におきまして、平成29年度から低周波音を測定しております。令和2年度までの4年間のデータを分析して、機種ごとの低周波音の特徴といったものを確認したところなんです。この低周波音につきましましては、環境基準が設定されておられませんので、県としましては、今後、生活環境への影響を検討するため、令和3年度以降のデータを基に、測定局ごとに、この低周波音の音圧レベルの分析を行いまして、同分析結果を踏まえ、国に対して環境基準を設定するよう求めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

この件に関して副知事、担当部長、担当課の皆様、本当にありがとうございます。ぜひ引き続き取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、NHKの受信料補助についてお伺い

いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） お答えいたします。

普天間飛行場は、F A 18やF 35B等のジェット戦闘機も飛来する米海兵隊の航空基地であり、県が実施した同飛行場周辺における令和3年度航空機騒音測定結果では、12測定局中3局で環境基準を超過する騒音が測定されております。一方、同飛行場は、嘉手納飛行場等が対象となっているNHK放送受信料の補助制度の適用対象外となっております。そのため、県は、これまで軍転協を通じてNHK放送受信料の助成対象区域とするよう政府に対し求めており、引き続き基地周辺住民の意向が十分反映されるよう、渉外知事会や軍転協とも連携しながら政府に求めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ぜひよろしくお願ひします。

今も騒音で苦しんでいる市民がいる中、受信料の負担というのが補助がされていないというのは、やっぱり違うと思いますので、県としても引き続き取り組んでいただきたいと思います。

続きまして8番、P F A Sへの対応。

(1)、企業局のこれまでのP F A S対策への費用の総額をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

○企業局長（松田 了君） お答えします。

企業局は、平成28年度以降P F O S等対策に要した費用は、令和4年までの見込額も含め約26億円となっており、うち防衛省、厚生労働省及び内閣府からの補助金等が約14億円、企業局の負担は約12億円となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 やっぱり、この負担というのもしなからず企業局の財政に影響している中、この負担というの私は違うと思うので、県民の税金で賄う必要はないと思いますので、ぜひこの負担というのを防衛省だったり、米軍に求めるべきだと思いますけれども、その点についてどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

○企業局長（松田 了君） 企業局ではこれまで関係部局と連携しまして、国等に対しまして費用の負担を求めておりますけれども、引き続き求めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 よろしくお願ひします。

続きまして、中部水源のP F A Sの汚染について、

汚染源の特定についてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

○企業局長（松田 了君） お答えします。

企業局が平成29及び30年度に実施した調査の結果、汚染源は嘉手納基地である可能性が高いと考えられることから、米軍に対し立入調査を申請したほか、P F O S等の使用履歴の提供を要請しました。また、関係部局と連携して、国及び米軍に対し汚染原因の究明と必要な対策の実施や立入調査を認めることなどを要請しておりますが、いまだに実現しておりません。P F O S等問題の解決には汚染源の浄化など抜本的な対策が必要であり、引き続き国や米軍に対し、汚染源の特定と対策の実施及び企業局等が実施するP F O S等対策にかかる費用の負担を求めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 よろしくお願ひします。

続きまして3番、全県下でのP F A Sの土壌調査について、どのようなスケジュールで行うのか、御説明をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えいたします。

県では、P F O S等の残留実態を把握するため、今年度、基地周辺以外を含めた宮古、八重山地域も対象とする全県的な水質と土壌の調査を実施することとしております。土壌調査につきましては、8月頃から検体採取ができるように現在、市町村と調査地点の調整を行っているところであります。分析後の調査結果につきましては、市町村と調整の上、今年度末の公表を予定しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 よろしくお願ひします。

続きまして4番、東京都は都民に正しい情報を提供しようと、P F A Sに関する電話相談窓口を設置いたしました。米軍基地由来と言われるP F A S被害の実態を把握するためにも、県民の相談窓口を設置する必要があると思いますが、見解をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） P F A Sに関する県民の健康に係る不安等について、県では、現在国で議論されている国民向けの問答集等最新の知見に基づく情報を整理し、適切な情報発信を行っていきたくと考えております。健康への影響に関する相談窓口の設置については、国での議論の動向や先行自治体、先ほどありました東京都の事例を踏まえ、どのような形で対応できるか検討してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 よろしくお願ひいたします。

最後になりますけれども9番、新型コロナウイルスの対策についてなんですけれども、様々なお話がありますが、現在の医療体制はどうなっていますか。お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から5類感染症に位置づけと変更になりまして、原則としてインフルエンザなど他の疾病と同様に取り扱うこととなっております。

県としましては、医療提供体制について、入院措置を原則とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による通常の対応への段階的な移行を進めており、県民が安心できる医療提供体制の確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 新型コロナウイルス対策の分科会長を務めた尾身さんが、第9波の始まりというふうに言われていますけれども、この第9波に対して、県としてどのように対応していくのか、御説明をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 新型コロナウイルスの対策については、位置づけ変更後、先ほど申しましたように、個人の選択を尊重した自主的な取組に転換していくこととなりますので、県民自らの感染対策に取り組むことが極めて重要な時期となります。そのため、県民に対し、基本的な感染対策の周知を図るとともに、コロナ患者受入れ医療機関の拡充など、引き続き医療提供体制の確保を現在進めているところでございます。

県としましては、今後の感染状況の変化や新たな変異株等の発生時には、沖縄県新型インフルエンザ等対策会議を開催し、関係部局間の緊密な連携を確保し、迅速かつ的確に対応してまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ぜひよろしくお願ひします。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん こんにちは。

ていーだ平和ネットの比嘉京子です。

通告に従って一般質問を行います。

まず1番目に保健医療行政について。

平和と健康長寿は、人類普遍の願いと考えています。1985年まで世界の長寿国日本で、男女ともに平均寿命トップであった沖縄県。1995年には、世界に向け世界長寿地域宣言を発表しました。

質問します。

(1)番目に、本県は2040年までに男女ともに平均寿命日本一を目指しております。現状の認識について伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

○保健医療部長(糸数 公君) お答えいたします。

国が公表しました令和2年の都道府県別生命表において、沖縄県の平均寿命は男性が80.73年、女性が87.88年で、平成27年の前回調査に比べ、男性は0.46年、女性は0.44年延伸をしたのですが、順位は男性が36位から43位、女性は7位から16位へといずれも順位を下げております。本県は全国に比べ、平均寿命の伸びが鈍くなっていることが順位を下げた原因につながっており、現状において、長寿県としての地位は危機的な状況にあるものと認識しております。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん (2)番目に、平均寿命の順位は直近の2020年で、おっしゃったとおりに、男性43位、女性16位となっておりますけれども、その主な要因は何でしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

○保健医療部長(糸数 公君) お答えいたします。

本県の平均寿命は延伸はしているものの、20歳から64歳の働き盛り世代において、年齢調整死亡率が全国に比べて高いことが全国順位を下げる要因となっております。疾患別では、がん、急性心筋梗塞、脳血管疾患といった生活習慣病の合併症やアルコールを原因とする肝疾患の死亡率が高いことが特徴として挙げられます。令和3年に実施した県民健康・栄養調査によると、30歳から50歳代の男性における肥満者の割合が5割を超えており、また野菜摂取量が少ないことや、生活習慣病のリスクを高める飲酒をしている者の割合が高いことなどが分かっております。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん これまでに改善に向けて取り組んでこられたと思いますけれども、これまでの検証と結果、そして課題について伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

○保健医療部長(糸数 公君) お答えいたします。

沖縄の健康長寿復活に向けて、県としましては優先度が高く、かつ効果が大きいと考えておりました特定健診、がん検診の受診率の向上、それから肥満の改

善、それからアルコール対策を重点的に取り組んできたところですが、しかしながら、働き盛り世代については、偏った食生活や多量飲酒などの生活習慣が改善しておらず、その積み重ねが原因となって発症する高血圧や糖尿病などの生活習慣病の合併症が早世の原因となっていることから、県民一人一人の生活習慣に対する意識改善が課題であると考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん これまで、同じような状況が続いてきているというふうに理解しております。

再質問に入りたいと思います。

まず、これまでの取組が目標の到達につながっていない、その要因は何でしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

○保健医療部長(糸数 公君) 先ほど分野としましては、検診の受診、それから肥満の改善、アルコールというふうな形の課題に沿った対応を行ったんですけども、実際にそれを生活の中に取り入れる、改善するような働きかけについて、やはり少しまだ十分ではないところがあったかと考えております。県だけではなく、市町村と共に、あるいは健康経営という形で企業も巻き込んだ形で今後は展開をしてこの浸透を図っていきたいと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 一つ提案なんですけれども、働き盛りの県庁職員をモデルに取り組んでみたらいかがでしょうか。もちろん県議会も入れていいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

○保健医療部長(糸数 公君) 沖縄県では、沖縄労働局、県医師会、協会けんぽ等と5者協定というところで、健康経営を沖縄県としても宣言をしたところがございます。こちらの中で、県庁あるいは県で働く職員の方々の健康課題に応じた対応を取っていくということを県として宣言しておりますので、その中でどういことができるかというのを関係部局と協議していきたいと考えています。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 県職員を中心にやると、家族に波及していこうということもあって、非常にいい取組になるのではないのでしょうか。

では、(4)番目の、部局横断的に生活習慣が身につく時期を中心に生活習慣病予防に注力することが必要ではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

○保健医療部長(糸数 公君) 生活習慣が身につく

時期ということで、幼少期については心身が著しく発達し、食の嗜好や味覚の形成に重要な時期であることから、県としましては、子供の発達段階に応じた食育の推進が重要であると考えております。

沖縄県では、沖縄県食育推進計画を策定し、福祉及び教育等の関係機関と連携を図り、幼少期の望ましい食及び生活習慣の定着に向けて取り組んでいるところでございます。また、小中学生向けの学習教材である次世代の健康づくり副読本を県医師会、それから県教育庁等の協力を得て作成し、健康教育に現在活用しているところであります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 教育長にお伺いしていいですか。

義務教育課程における食育の取組の現状と課題について、お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 児童生徒が、生涯にわたって自ら健康な生活を送ることができる能力を身につけることは大切だと思っております。そういう視点で食育の推進に取り組んでいるところであります。小中学校においては、学校給食の時間や生活科、家庭科、特別活動などを中心に食育に取り組んでいるところであります。やはり今後、推進していくためには、教職員の意識の向上、指導力の向上も図っていく必要があるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 生活習慣が身についた人の習慣を変えろということ、非常に難しいわけです。ですから、これから身につけていこうという人を、正しく導いていくことがどれだけ早道かということがお分かりだと思いますが、子供たちに教育をするということは、親を変えていくという力があります。お家に帰って、こう習ったよと言うことで家族を変えることにもつながると思いますので、ぜひ横断的に連携をして、食育につなげていってほしいと思います。

最後に、長野県における健康長寿の取組から本県が学ぶとすると、どういうことでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 令和5年3月に、長野県と沖縄県は各分野において交流を促進し、両県の発展等に寄与することを目的とした交流連携協定を締結しているところであります。令和2年の都道府県別生命表によると、長野県の平均寿命の全国順位は、男性が2位、女性が4位であり、上位を維持している長寿県だと認識しております。長野県では戦後、脳卒中が大きい

健康課題となっていたことから、昭和40年代に医師、保健師、食生活改善推進員などの関係職種が一体となって、予防に重点を置いた地域の自主的な健康づくり活動を地道に重ねていったことなどが現在の健康長寿につながっているものと考えられます。

県としましては、長寿対策に成功した長野県との交流は重要であると考えており、健康・医療・福祉分野などに関するデータ分析等の情報共有や、長野県の取組事例を通して、健康づくりの施策に反映できるように検討してまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 沖縄の長寿と長野の長寿というのは、成り立ちが全然違うと思うんですね。そのことを考えますと、長野県が長寿に至った道は努力の結果であって、沖縄は遺産の結果だというふうに考えるわけなんです。私、提案ですけれども、まず一つに、予防のところで児童生徒、幼児期に集中的に注力することと、今、大衆的というか、グループ的な対応になっていますけれども、個別にアプローチするという仕組みを、ぜひ3次計画には取り入れてもらいたいと思っております。

次に、福祉行政に移りたいと思います。

戦没者遺骨の保全を図る条例制定に向けた見解について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

戦没者の遺骨収集につきましては、戦没者遺骨収集推進法により国の責務であることが明記されております。戦没者遺骨に関する条例の制定につきましては、同法の趣旨等から、規制型には課題があると考えております。一方で、さきの大戦で犠牲となった戦没者の遺骨の尊厳を守ることは重要な課題であると考えており、理念型の条例を含め検討をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん (2)番目に、保育について伺います。

ア、監査について。

保育現場においては、不適切保育である虐待等が増えていますし、また乳児の誤飲等による死亡も続いています。本県の定期監査や特別監査の現状と課題について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 県の指導監

査は、計画に基づき原則年1回以上実施する一般指導監査と、問題を有する施設等を対象に必要な応じて実施する特別指導監査がございます。令和5年度の一般指導監査は、全415施設を予定しているところです。

県としましては、税理士等の資格を有する監査専門員を継続して確保するなど、監査体制の強化に努めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 従来行ってきた定期監査に課題があるとしたら、何でしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時45分休憩

午後2時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 今、監査体制の整備ということで説明をさせていただきましたけれども、職員の体制が今非常に厳しいということがございます。全ての施設を回ることができるように、体制を整えていく必要があるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 今、一般監査、定期監査についてありましたけれども、市町村から特別監査の依頼があった場合に、どのように対応されていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 特別監査は……。すみません。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時46分休憩

午後2時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 特別指導監査は、重大な事故、例えば死亡事故等ですけれども、それが発生した場合に実施をするということになっておりまして、一般とは別に、この特別指導監査の対象になった特定の案件に対してのみ実施するという形になっております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 私は今、現場の変化に監査が追いついていないということがやっぱりあるんだろうと思います。今、子供の命や安全について非常に重大な問題を内部告発的にやっているところもあります。そういうところにおいて要望があれば、私は特別監査を実施するという方向性は示したほうがいいのではないかと思います。これは命が落ちてからではな

く、落とさないための安全に向かったの監査、どう思われますか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 保育園における安全・安心な環境を守るということは、大変重要なことであるというふうに考えております。通常、内部からの意見であるとか、例えば報道等を通して情報提供があった場合には、状況の確認をしながら監査を行うかどうかという判断をし、実施をしているという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん お願いいたします。

では2(2)イの暴風警報発令中における保育所、保育園の開所について伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 暴風警報発令中における休園につきましては、各保育所等において判断をしているというところでございます。判断に際しましては、市町村が示しております公立の保育所や学校などにおける台風接近時の判断基準、これを参考にしているというふうに聞いております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 私は、県がある程度の方向性を示すほうがいいのではないかと考えて質問しています。先週の台風でも、保育現場から問題提起がありました。これはどういうことかという、まず、暴風警報発令中の県職員の出勤の状態はどうなんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時49分休憩

午後2時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 暴風警報が発令されて、台風の来襲による事故発生等が予想される場合は、業務を停止する措置を取っております。ただし、その判断基準としましては、3時間以内に暴風域に入ることが予想されるとき、バスの運行が停止または停止することが明らかなきとしているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん せんだっての台風で、もう前日からいいまいしょうか、早朝から小・中・高の休校がテレビで流れている中で、県庁職員でバスが走っているからということになりますと、赤ちゃんを抱いて保育所に飛び込んでくるわけです。ですから、子供の安全と就労という、支援というところはさまざまに保育園があるということで、先ほど部長の、市町村または各保

育所にそれが委ねられているということは、非常にまずいのではないかと。あの保育園は開けているけれども、どうしてあなたは開けないのというようなことになっているわけです、今現在。それから、この市では開けているけど、この市は学校と同じように休みますというところがはっきりしているところがあるんです。そこにも保育士が流れる傾向があります。こういう凹凸があってはいけないのではないかと。

子供の安全と就労ということの両立をぜひ考えて、この時期の子供を持つ保護者においては、または就業者においては、その限りではないというようなことであったりというような配慮が必要ではないかと私は思いますので、ぜひ今後検討してもらいたいと思います。部長、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 暴風警報が発令されたとしても、バスが運行していて、いまだ経済活動等が継続している間は県職員もその職務遂行のため、職務に専念すべきものと考えております。一方で、議員がおっしゃるような、お子様の面倒を見ないといけないという職員もいらっしゃると思います。例えば前回の台風来襲時のような、暴風警報発令時で業務停止にならない間というときにあっては、必要に応じて年次休暇あるいは子の看護休暇など、既存の休暇制度を活用していただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん また後ほど議論させていただきたいと思います。

次に2(3)、児童相談所についてお伺いいたします。

アの第三者評価導入ということを考えているようですが、進捗状況について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 児童相談所業務の質の評価につきましては、児童相談所の業務に関し、業務の振り返りや第三者の視点を取り入れることによって、課題や改善点を確認し、相談・支援等業務の質の確保、向上につながる仕組みの一つであるというふうに認識をしております。今年度は、国が示した第三者評価の実施方針にのっとった自己評価を実施するとともに、令和6年度の本格実施に向けて、予算要求や受審体制の整備に取り組むこととしております。児童やその保護者、里親等へよりきめ細やかな関わりが可能となる児童相談所の体制整備に向けて取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 1年も準備にかかるとは思いませんでした。来年の導入ということを期待しております。

イの児童や里親へのアドボケイトの導入についても伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 県では、子供の意見表明を受け止める仕組みを令和6年度までに構築するために、モデル事業の実施やアドボケーターの養成、関係機関との調整等に取り組んでおります。また、国は里親支援事業の民間委託をさらに進めるために、令和6年度より里親支援センターを創設することとしており、同センターは里親の相談に応じた必要な支援を行うアドボケイト機能も担うことが期待されております。

県では、今年度中に他県等の情報収集や関係機関等の調整を進め、令和6年度中に里親支援センターの設置を目指し検討を進めております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 児童と里親のアドボケイトも、6年度に実施されるということですのでよろしいでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 子供の意見表明を受け止める仕組みについても、今年度体制を整えまして、6年度にスタートできるように取り組んでまいります。里親支援センターについても、6年度開設ということで進めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 大変いいことだと思います。

ウの里親委託解除事案について伺います。

専門家調査委員会が最終報告書をまとめました。本児にとって、なくてよかった経験をさせてしまった事案だと指摘をしています。

1番目の(ア)として、里親から引き離された一時保護所での当該児童は、どのような意思表示をしていたのか、また児相はどのように対応したのかを伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

本件につきましては、個別ケースに関するものであること、また現在、国家賠償法に基づく訴訟が係争中であることから、答弁は控えさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 専門家調査委員会の報告書で公表

されている範囲の中で、お答えはできないでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時56分休憩

午後2時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 先ほども申し上げましたとおり、現在、国家賠償法に基づく訴訟が継続中でございまして、県としましては、当時の県の対応及び手続について、今県の見解を答弁することは今後の裁判手続にも影響を及ぼす可能性があるということで、申し上げることはできません。

○比嘉 京子さん 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時56分休憩

午後2時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○比嘉 京子さん 大変失礼いたしました。

報告書にこうあります。最終報告書になって——報告書では、児童相談所はこれまで本児は一時保護所で落ち着いて生活していると審議会・知事・議会・マスコミ等に説明を繰り返してきましたけれども、一時保護所でつけられた行動日記、記録には、それを否定する本児の悲鳴であふれていると。真実告知後も本児は、変わらず里母に会わせてほしいと訴え続けている。何度も会いたい、戻りたいという言葉があるけれども、本児がこれだけ発している、里親に会いたいとの繰り返し発せられるメッセージはスルーされ、蓋をされ続けたのである。そして本児の会いたい、帰りたいという言葉に対して、うちに帰る希望はかなわないと伝達されている。子供である本児の要求を実現するため、児童相談所が真摯に向き合った形跡は経過記録にはないのである。子供の権利・利益尊重の視点が一貫して欠如していると。これ原文のままでございます。

質問ですけれども、これまで部の答弁によりまして、当該児童のケアのために特別支援チームをつくったとしておりますけれども、その目的と具体的な成果について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 里親解除事案につきましては、児童の心のケアや関係者間の協力体制の構築など、多くの取り組むべき課題を有していることから、外部有識者の助言を得ながら、本庁と児相が一体となって対応できるような体制を整えたところでございます。この取組状況につきましては、個別

ケースに関するものであること、また係争中であることから答弁は控えさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時1分休憩

午後3時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○比嘉 京子さん このチームをつくった当該児童のケア——なぜ、このチームをつくるように、当該児童のケアが必要となったのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時2分休憩

午後3時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 今回の里親解除事案につきましては、この児童の心のケアや関係者間の協力体制の構築など、多くの取り組むべき課題を有していることから、外部有識者の助言等を得ながら本庁と児童相談所が一体となって対応できるような体制が必要であるということで、立ち上げたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 支援チームのメンバーとその役職について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 特別支援チームは、子ども生活福祉部の子ども福祉統括監、コザ児童相談所所長、コザ児童相談所の班長、主幹、それから青少年・子ども家庭課の副参事の5名が主なメンバーとなっております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 児童のケアに、発達心理やそれから小児の精神科医がいないということは、その目的にかなっているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 支援チームは先ほど申し上げました5名が主なメンバーとなっておりますが、実際のケースワークにつきましては、コザ児童相談所所長の下、担当班長、主幹が担っておりまして、適宜、児童相談所の児童心理司や嘱託医師等が児童と面接を行いながら状況の確認を行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん そのチームの方々が最初に当該児童に会ったときに、申し訳なかった、つらい思いをさ

せて悪かった、申し訳なかったと言って謝ったので
しょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時5分休憩

午後3時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） ケースワー
クの詳細については申し上げられませんが、コザ児童
相談所の担当班長や主幹等が本児の状況観察のために
面接を行い、その状況について特別支援チームで共有
しながら支援に当たっているという状況でございま
す。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時6分休憩

午後3時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 先ほども申
し上げたとおりでございしますが、個別のケースワー
クの中身についてはお答えはできないというところで
ございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 子供が大人を本当に信用できるで
しょうか。これだけ泣き叫んでも聞き入れてもらえな
い、スルーされている、蓋をされていると。そういう
ときに大人が5名来て、何をか言おうと子供の心は閉
ざされているんじゃないでしょうか。

次に行きます。

調査委員会の報告では、子供の生活環境の変更及び
愛着関係にある身近な人と強制的な離別は、本児の発
達過程に影を落としたことは間違いないと。今後、医
療的、心理的フォローは継続して行なねばなるまい
と、そういうふうになっています。一方、当該児童
は、愛着形成に時間がもう少し必要だということは、
専門家から指摘があって真実告知を遅らせたいという
意向を里親は訴えていたと思うんです。そういう子供
であればこそ、今の在り方というのは大いに問題があ
るのではないと思われるんですが、次の質問に行き
ます。

当該児童は、4月下旬に新しい里親の元から、元の
里親に電話をしてきたと報じられております。部はそ
の行為をどのように受け止めているか、その後、当該
児童の意思確認はなされたのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 当該児童が
元里親に自ら電話をしたということについては、報道

において承知をしております。愛情を持って養育をし
ていただいた里親さんに対する児童の思いとして受け
止めております。

児童への意思の確認につきましては、個別ケースに
関することでございますので、答弁を控えさせていた
だきます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時8分休憩

午後3時9分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 愛情を持っ
て養育をしていただいた里親さんに対する児童の思い
があったものというふうを受け止めております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 部長は昨年8月に元里親に謝罪を
して、当該児童のケアに元里親の協力が必要だと求め
ました。その後、当該児童へのケアはどのようになさ
れているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 本件につ
きましては、個別ケースに関するものであること、また
係争中であるということから答弁は控えさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では改めて、なぜ元里親に当該児
童のケアの協力を求めたのか、その理由について伺い
ます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 審議会やそ
れから調査委員会の中間報告等において、協力体制の
構築について提言をいただいたところでございます。
協力体制の構築について、協力をお願いをしたとい
うところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 分かりました。特に今——県はそ
うですけど、特に乳幼児期の子供は施設より里親へ
という方針が、国も地方自治体も、そういう方針で動
いておりますが、それはなぜだと思いですか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 社会的養護
が必要な環境にあるお子さんについても、より家庭的
な環境の中で育まれることが望ましいということであ
ると理解をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん なぜ家庭的な環境が必要でしょ
うか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時11分休憩

午後3時12分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） より家庭的な環境の中で大人、それから身近な人たちとの関係を築きながら育まれていくことが適切であると理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ここに問題があるということがよく分かりました。子供の乳幼児期における愛着形成、愛着形成を求めるからではないのでしょうか。だからこそ里親に預けているんじゃないのでしょうか。その愛着形成が不十分だという子供を、引き離していったのではないのでしょうか。今皆さんは、推進していることとやっていることに大きな違いがあるということ、私は指摘したいと思います。推進していて、愛着形成をお願いしますと。そこからじゃないと社会性が生まれませんと。そう言いながら、一方ではそれを破る。それは本当に皆さんがそれを認識していないということ、今明らかにしたつもりです。

次に行きましょう。この事案は、提訴されておりますけれども、調査報告書には、何度も会いたい、戻りたいという言葉があったというふうに言っておりますけれども、それに真摯に向き合ってこなかったと。子供の権利・利益尊重の視点が一貫して欠如していると指摘をしています。提訴は大人の問題であり、これ以上子供の声を無視し続けるということは、私は子供の権利を奪っていることにほかならないと考えています。見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 調査委員会の最終報告書では、子供の気持ちを中心としたソーシャルワークの必要性や里親との対等、協働関係に向けた意識の改善、また組織的マネジメントの強化について提言をいただいたところでございます。

県では、子供の意見や気持ちを十分に聞いて、権利擁護に向けた環境を整えるため、令和5年度内に子供の意見表明を受け止める仕組みを構築することとし、アドボケーターの養成や児童相談所による意見表明を受け止めるための体制整備を進めているところでございます。

子供の最善の利益が守られるよう、取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 調査委員会が、子ども生活福祉部に多くの課題を付しております。関連性のあるところで、まず1つに、子供の声を拾わない。2番目に、医療的見立ての不足、排除。改善をする提案として、幹部級職員が福祉を土台として法的知識や医療的知識等を学ぶことが挙げられています。

これについてはどうお考えでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時15分休憩

午後3時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○比嘉 京子さん その指摘が改善できていないという現状にある結果、一時保護から1年半たっても子供の心のケアがされていない。これ以上、先送りされることがあってはならないと考えています。

では、(4)番目に行きたいと思います。

政府は異次元の少子化対策として——これはすみません、割愛させていただきたいと思えます。

5番目の沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターについて。

元相談員等から、委託先の県看護協会が訴えられております。見解について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 県では、性暴力被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るため、性暴力被害者ワンストップ支援センターを設置し、被害者の安全確保やプライバシー保護等の専門性を有する機関への委託により運営をしております。受託者には、被害者が安心して相談できるよう必要な人材の確保や同センターの安定的・効果的な運営体制の整備について指導しているところでございます。

県としましては、性暴力被害者の支援が滞ることがないように、引き続き努めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 今回の訴えは、実績を積んだベテランの方々が解雇されたとの指摘があります。事案を踏まえて、運営体制の在り方をどのように改善するのか、端的にお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 今回の事案を受けまして、県としましては、被害者が安心して相談でき、被害者に寄り添いながら適切な支援を提供できる運営体制の構築と相談・支援の充実を図るための働きやすい職場環境を整えることが重要であると考えております。このため、直接現場の声を聞く仕組みと

しまして、委託先だけではなくて、県にも相談支援員向けの相談窓口を設けることとしております。引き続き、受託者と連携を図りながら同センターの運営体制づくりに取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 支援センターの運営組織、相談には、私は外部からのスーパーバイズを取り入れる仕組みづくりが必要ではないかと考えています。その提案についてお考えを伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 研修等による相談支援員個々の資質向上に加えまして、実際に行っている支援が適切かどうかということを再確認し、共通認識を持って支援に従事すること、体制を整えることが非常に重要であると認識をしております。今御提案いただきましたスーパーバイズの導入につきましては、今後、検討してまいりたいと考えております。

引き続き、被害者に寄り添った適切な支援に努めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 大変申し訳ありませんが、3、教育行政の(1)番目の、命の安全教育についてはまたの機会にさせていただきます、(2)番目の、歴史教育についてお願いいたします。

去る3月に出された琉球文化ルネッサンスに関する万国津梁会議の提言には、次世代を担う子供たちへ沖縄の歴史を体系的に理解する機会をつくることが重要、また本土大学の研究グループによる県民世論調査によりますと、教育の場で沖縄固有の歴史についてもっと教えるべきだとの回答が79%もあったと報道しています。

ア、歴史教育が全県で系統的に取り扱われているか、またその進捗状況について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

琉球・沖縄の歴史教育につきましては、小中学校での学びの基礎の上に、高等学校の歴史総合において琉球処分、廃藩置県、沖縄戦、復帰前後などを体系的に学習できる教育課程が含まれており、教科研修会や授業研究会等において指導方法の研究・改善に取り組んでいるところです。

県教育委員会としましては、引き続き小・中・高の系統的な指導の在り方について研究してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 進めるために、県と関係者、いわ

ゆる系統的に学ぶためのカリキュラムというのに、やっぱり外部の方々、今、歴史教育研究会の退職教員の方々や公文書の専門家を入れてもよろしいかと思うほどに、そのカリキュラムをつくるのがまず先決だと思いますが、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 学校の学習につきましては、中学校においては小学校の基礎の上に学びを進めていきます。また、高等学校においては、さらに中学校の基礎の上に、さらに学びを深めていくということになります。その学びの内容については、学習指導要領において、まさに系統的な内容が各校種ごとに盛り込まれておりますので、したがって発達段階において、その校種ごとにおいてしっかりと学びを深めていくことこそが、まず体系的な、系統的な学びを深めていくことにつながるというふうに考えているところであります。

特に、先ほど申し上げました歴史総合においては、令和4年度からスタートしておりまして、日本史、歴史、これを融合しまして近現代史を学ぶ内容になっておりまして、全高校生が学びます。したがってその中で、沖縄の歴史を学ぶ時間もしっかりと確保されておりますので、まずはその指導の在り方をしっかりと研究していきたいと。そういう意味で教育庁と、そして総合教育センター、あるいは学校の現場の先生方がまさに授業の研究を今行っておりまして、その成果をセンターの研修、あるいは各教科の研修等で周知していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 学テと同様に、児童生徒の琉球・沖縄の歴史の定着状況について調査をしたことがありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 定着状況についての調査は実施しておりません。琉球・沖縄の歴史に関する生徒の定着状況につきましては、各学校において授業で使用した振り返りシートやワークシート等で学びの習得状況については把握しているというふうに理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん まずそこをやってみることだと私は思います。

歴史についてですけれども、知事、6月10日に開催された琉球・沖縄歴史の現状と課題のシンポジウムに参加されたという話を伺いました。もし御感想等がありになれば、お聞きしたいのですけれども。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 小中学校での沖縄の歴史教育を支援するために、昨年発足されました県小中学校歴史教育研究会が主催するシンポジウムが6月10日、南風原町の中央公民館でありまして、私も聴講者の一人として勉強させていただきました。そこで、非常にこれはすばらしい意見であり、沖縄県は取り組むべきではないかと思ったのは、地域の歴史を教える意義について、それはつまり、自分や他人を大切にすること、人権感覚を磨いたり、自分のアイデンティティーを大切にしたりするという、自らの人間形成には不可欠ではないかという先生方の御意見でした。ですから、自分が住んでいる沖縄県という県の歴史を知る。そして、離島の宮古、八重山をはじめとするそういう地域の歴史を知ることを含めて、その住んでいる自分の市町村の歴史をそれとつなげて学ぶということが、このアイデンティティーの形成に非常に重要だということでした。そして最も大切なことは、小学校から中学校へとつないでいて、ぜひ子供たちがそれを学ぶ機会を体系的につくるといって、そういうスキームが重要であるという御意見でした。大変勉強になりました。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ありがとうございます。

最後に、高校生のバス料金の無料化についてですが、世帯収入が減った家庭が増えてきたということもありまして、ぜひ拡充をお願いしたいということでこの質問をしておりますけれども、今後、拡充の可能性についてお伺いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

県は令和2年度に、子供の貧困対策として、高校生のバス・モノレール通学費無料化を実施したところであります。これまで、通学区域が全県の中学校及び要件を満たすフリースクールの生徒にも支援を拡大し、令和2年度に比べ約1600名増の約5000名を認定しております。令和5年度は、高額通学費が原因で通学等を断念することがないように、中間所得層の生徒の通学費の一部補助を開始しているところであります。

○比嘉 京子さん ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

[山里将雄君登壇]

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時25分休憩

午後3時26分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○山里 将雄君 それでは一だ平和ネット山里、

一般質問に入らせていただきます。

質問の前に、昨日名護で、オリオンビール工場から着色された冷却水が河川に流れ込んで、それが漁港にたまるといいますか、真っ赤に染まったということが起こりました。オリオンビールでは人体、環境には影響はないと言っているんですけども、専門家は、このプロピレングリコールという食品添加物で、高濃度の場合だと影響の懸念もあるというふうに言っているんですね。非常に心配ではあります。県においては、ぜひ適切に、被害などないように対処していただきたいと思っております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

1、辺野古新基地建設断念を求める請願が約56万筆の署名をもって国会に提出された。知事の見解を伺う。

2、マイナンバー法の改正が国会で成立したが、その審議中に全国でマイナンバー関連のトラブルが続出し、マイナンバーカードへの信頼が揺らいでいる。沖縄県内のトラブルの発生状況を伺う。

3、嘉手納基地内防錆整備格納庫について、県は格納庫の建設により地元の負担がこれ以上増えることがあってはならないとして予定箇所への移設に反対してきたが、當山嘉手納町長が計画の見直しを求めないと表明した。知事の見解と、県としての今後の対応について伺う。

4、国道449号における粉じん・騒音等の実態調査について陳情が上げられ採択されたが、調査を実施する考えはあるか。県の対応を伺う。

5、名護市旭川鉦山の砂防指定地無許可水路改良に係る問題について。

(1)、当該事案発生の経緯を伺う。

(2)、県の対応と今後の方針を伺う。

6、北部医療センターの準備状況について。

(1)、医療センター整備費用確保の見通しについて伺う。

(2)、転籍意向調査結果と職員確保の見通しについて伺う。

7、我が会派の代表質問との関連について。

上里善清議員の質問3、物価高騰対策について、これは改めて質問をします。

(1)、電気料金の値上げに、国・県の補填は9月までとなっており、10月以降は未定であるが、家計や経済活動への影響は大きい。国への軽減対策継続の要請及び県の対応はどのようになっているか伺う。

(2)、県企業局は市町村への供給単価の値上げを検討しているとのことだが、これにより市町村の水道料

金に転嫁されることが予想される。市町村の水道事業の経営状況を精査し、これに乗じた値上げが行われないよう取り組んでいただきたいが、見解を伺う。

(3)、子牛価格の下落が止まらず、県内の繁殖農家が窮地に陥っている。飼料高騰による肥育農家の買い控えが主な要因である。

ア、令和5年度の飼料価格高騰対策について伺う。

イ、原料価格低下対策として、混合飼料の開発など新たな取組はどうか伺う。

以上よろしく申し上げます。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 山里将雄議員の御質問にお答えいたします。

1、辺野古新基地建設断念を求める請願についてお答えいたします。

県民投票や知事選挙で明確に示された沖縄県民の民意を尊重した議論を国会で行い、辺野古新基地建設を断念することを求める請願書が署名目標の約34万筆を大きく上回る56万筆の署名を集めて、国会議員に提出されたことは大きな意義があると考えております。

沖縄県としては、この請願に県内外から多くの署名が集まったことは、辺野古新基地建設に反対する民意は今も変わることなく、また、沖縄の過重な基地負担については、沖縄だけの問題ではなく、多くの国民が自分事として受け止めていることの表れであると改めて認識をしております。

沖縄県としては、政府に対し、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く訴え、辺野古新基地建設阻止、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去、そして早期の閉鎖・返還を求めてまいりたいと考えております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

[企画部長 金城 敦君登壇]

○企画部長(金城 敦君) 2、マイナンバーカード関連トラブルの県内発生状況についてお答えいたします。

厚生労働省による保険証とのひもづけ誤りの発表や、デジタル庁による公金受取口座の誤登録総点検の結果発表においては、都道府県別の内訳は公表されておりません。なお、公金受取口座については、自治体の支援窓口で誤登録が発生した事例として、6月12日時点で全国16自治体で22件と発表されております

が、沖縄県内の市町村は含まれておりません。このほか、総務省では、マイナンバーの誤付与について、6月20日時点で131自治体172件と発表しておりますが、例示された自治体に県内市町村は含まれておりません。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 溜 政仁君登壇]

○知事公室長(溜 政仁君) 3、嘉手基地内防錆整備格納庫の建設についてお答えいたします。

県としては、嘉手納飛行場の通称パループへの防錆整備格納庫移設計画について、嘉手納町と連携し、日米両政府に対し、再三にわたり撤回を求めてきました。しかしながら、去る4月28日、日本政府から、日米の協議の結果、防錆整備格納庫については当初の計画どおり進めることとなった旨の説明があり、このような決定がなされたことは、大変残念であります。同格納庫の建設により地元の不安がこれ以上増加することがあってはならないと考えており、今後の対応については、嘉手納町と意見交換を行い、検討してまいります。

以上になります。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

[環境部長 多良間一弘君登壇]

○環境部長(多良間一弘君) 4、国道449号における粉じん・騒音等の実態調査についてお答えいたします。

県では、令和3年3月に国道449号の自動車交通騒音の調査を実施し、その後、名護市や本部町、地元自治会に苦情の有無に関する聞き取り調査を実施してきております。去る5月にも地元自治会等に聞き取りを行ったところ、住民から騒音や粉じん等の苦情の申立てはないとのことでした。

県としては、引き続き、生活環境を保全する観点から国道449号周辺の粉じんや騒音等の状況について、地域住民に確認の上、名護市や本部町、道路管理者など関係機関と連携し、必要な対策を検討してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

[土木建築部長 前川智宏君登壇]

○土木建築部長(前川智宏君) 5、名護市旭川鉾山の砂防指定地無許可水路改良に係る問題について(1)、当該事案発生の経緯についてお答えいたします。

無許可で構造物等を設置したことについて、鉾山の

事業者を確認したところ、令和4年9月頃から令和5年2月にかけて、砂防指定地内の河川に排水構造物を設置し、その周辺を土砂で埋める行為を行ったとのことであり、周辺地権者によると、令和5年3月頃に冠水及び陥没が発生したとのことであり、

次に同じく5の(2)、県の対応と今後の方針についてお答えいたします。

県は、事業者に対し、無許可で設置した構造物や土砂を撤去し、原状回復するよう指導しております。事業者は、原状回復等について、設計コンサルタントによる対策案を作成し、対策実施の準備を進めているとのことであり、今後とも、事業者の対応について状況を確認するとともに、必要に応じて指導などを行い、早期の原状回復に向けて、関係機関と連携して取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 糸数 公君登壇]

○保健医療部長(糸数 公君) 6、北部医療センターの準備状況についての(1)、整備費用確保の見通しについてお答えします。

公立沖縄北部医療センターの整備費用については、現在、基本設計の中で建築面積の最終調整、整備費用の積算を行っており、物価高騰等の影響を受け、基本計画段階の約280億円から大幅に増加する見通しです。整備財源は、国庫補助金と病院事業債等となるため、初期投資を抑え、病院開院後の安定的な経営の実現を図るため、様々な財源確保に係る関係機関との調整を行っているところであります。

同じく(2)、転籍意向調査と職員確保についてお答えします。

北部医療センターでは、県立病院及び北部地区医師会病院からの転籍、新規職員の採用、県の医師確保策の活用などにより、1271名の医療従事者を確保することとしております。令和4年度に行った転籍意向調査では、令和10年度の開院時に、転籍または条件によっては転籍してもよいと回答した職員数は459名となっております。

県としましては、引き続き転籍意向も把握しながら、転籍以外の職員採用の検討も進め、計画的に北部医療センターの医療従事者確保に努めてまいります。

続きまして7、我が会派の代表質問との関連についての(2)、各水道事業者の水道料金についてお答えします。

水道料金については、水道法に基づき、受益者負担の原則にのっとった独立採算制を基本に各水道事業者

において金額が設定されております。

県としましては、各水道事業者に対し、健全な経営が確保できる公正妥当な水道料金の設定を助言してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 松永 享君登壇]

○商工労働部長(松永 享君) 7、我が会派の代表質問との関連についての(1)、国への支援継続要請についてお答えします。

現在の電気料金の高騰は、ロシア・ウクライナ情勢の影響や為替レートの円安の進行による燃料価格の上昇に起因するものであることから、今後の推移を注視する必要があると考えております。国への支援継続の要請につきましては、国政の場における追加支援の議論等を踏まえるとともに、県民及び県内産業に与える影響や支援ニーズ等を把握しながら、県として適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

[農林水産部長 前門尚美さん登壇]

○農林水産部長(前門尚美さん) 7、我が会派の代表質問との関連についての(3)、配合飼料価格高騰等に対する支援策についてお答えいたします。

県内の畜産農家につきましては、ウクライナ情勢等による飼料価格の高騰などにより、非常に厳しい経営状況にあります。令和5年度においても、配合飼料価格の高止まりが続いていることから、飼料費負担の急増を緩和するため、今議会にさらなる追加支援策に係る補正予算を提案しているところであります。

県としましては、引き続き、関係者及び生産者団体等と意見交換を行いながら、畜産農家の経営安定に努めてまいります。

同じく7の(4)、飼料価格低減対策についてお答えいたします。

県では飼料価格低減につながる牧草の生産拡大に向けて、沖縄県酪農肉用牛近代化計画の中で目標面積等を定めており、計画を実現するため、①畜産担い手育成総合整備事業による草地面積の拡大、②畜産クラスター事業による牧草生産に必要な機械の導入、③飼料作物奨励品種の育成・普及等に取り組んでいるところです。また、バガス飼料につきましては、過去に検討されておりますが、コスト高等の理由により、現在普及しておりません。一方、新たな取組として、本島中部の農家において、サトウキビトラッシュのサイレージ利用が始まっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 それでは再質問させていただきます。

順番を変えて行ってまいりますので、よろしく願います。

まず、4の国道449号における粉じん・騒音等の実態調査についてなんですけれども、この道路449号はもとより、いわゆる砂利トラ——北部から砂利を運ぶための砂利トラの通行が激しくて、非常に粉じん等の被害が多かったところなんです。名護バイパスができてからは、この状況は改善されていたんですけれども、辺野古の新基地建設の埋立土砂の搬出が始まってから、その被害がまたひどくなったというふうに認識しています。安和では、搬出効率をよくするためだと思うんですけれども、わざわざ名護向けに行ってから戻って、それから旧道も合わせて3方向から安和棧橋に進入するんです。本部向けの交通の妨げになっているし、その粉じん・騒音の被害も広範に及んでいる状況です。それで粉じん・騒音等の実態調査を実施し、対策を求める陳情が議会に提出されていたわけなんですけれども、陳情者としては当然その結果に基づき調査が行われると期待していて、実施について強い申入れがあったと思います。どのような対応をしたか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えいたします。

この国道449号の粉じん等の環境調査と過積載車両の取締りを求める陳情につきましては、令和5年3月30日に採択されたところなんですけれども、それを受けてまして4月24日に、陳情者等の市民団体から県に対しまして、この環境調査等の実施について要請があったところです。これにつきましては、6月9日に要請者と担当課が面談を行ったところではあるんですけれども、その面談におきましては、この陳情の処理方針で示した中身に沿って、具体的な内容について説明をしたところです。この中身は、先ほど答弁した中身と重複はするんですけれども、令和3年3月に自動車交通騒音の調査を実施したことや、地元自治会の苦情等に関する聞き取り調査を実施していること、それから生活環境保全上の観点から国道449号周辺の粉じんや騒音等の状況について、地域住民に確認の上、名護市や本部町、関係機関と連携し、必要な対策を検討していくこと、こういったことについて説明を行ったところでございます。

○山里 将雄君 ちょっと休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時47分休憩

午後3時47分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○山里 将雄君 すみません。今の答弁、よく聞こえなかったんですけど、調査は今する予定はないということによろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えいたします。

その面談の際には、現在のところ環境調査の予定はないということに答えたということなんですけれども、調査につきまして、この騒音の問題といえますのは市町村の自治事務とされておりますので、基本的には騒音の調査は市町村が実施するものというところがあります。

これを前提としまして、県としましては、地元自治会の聞き取り調査で地域住民の生活環境に著しい影響を及ぼしていることが確認された場合などに、名護市や本部町それから道路管理者など関係機関と連携しまして、必要な対策を検討していくというふうに行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 皆さんのこの陳情の処理、経過等々見ますと、聞き取りはしたと、地元から聞き取りはしたというふうになっているんですけれども、その中で必要性を求める声はなかったというんですけれども、この聞き取りというのは、もう3年ぐらい前なんですよ。その聞き取り、主に誰に対して行ったものなんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えいたします。

県におきましては、これまでに令和3年度は5月と6月、それから令和4年の5月、9月、11月。令和5年になりまして2月と5月に聞き取りを行っておりますけれども、聞き取り先は名護市役所、それから本部町役場の環境課関連の職員、それから名護市の宇茂佐区や屋部区、山入端区、安和区、崎本部区の区長さんに対して、こういった苦情の有無等に係る聞き取り調査を行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 分かりました。ただ、聞き取りについてはもっと広く住民の声を聞く必要があるんじゃないかというふうに思っております。ここは、国道449号、北部の観光、とりわけ沖縄観光の要所の一つである美ら海水族館にも通じる道路なんです。多くの観光客が通っています。今の状況では、沖縄観光のイ

メージも損なうのではないかと非常に心配するところなんですけど、この辺はどうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 議員おっしゃるように、国道449号は北部の主要都市である名護市と沖縄の代表的な観光地である美ら海水族館を結ぶ道路となっております。文化観光スポーツ部で、本部町役場、本部町観光協会、観光コンベンションビューローに聞き取りをしたところ、本部町観光協会において、観光客から道路を通ったら車が汚れたと、そういった意見が今年に入って3件寄せられているということであります。観光客から苦情があった場合には、その内容を確認の上、関係部局と連携して対応していきたいと思っています。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 やっぱり苦情もあるということなんです。新聞の投書等々もあるように聞いております。観光への影響もやっぱり大きいと思われるんです。騒音調査は、これまでやったと言っているんですけども、これまでに皆さんで粉じんの調査は、例としてやったことはありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えいたします。

自動車走行に伴う道路上で発生する粉じんというものにつきましては、大気汚染防止法あるいは沖縄県生活環境保全条例に係るこの規制の対象外となっております。また、こうした道路上における粉じんに係る調査方法というものも定められていないということもありまして、県におきまして、これまでこの道路粉じんに係る環境調査というのを実施したことはございません。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 それは実際に実施することは可能なんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） 先ほどもお答えしましたけれども、まず法律におきまして、この道路に係る粉じんの調査方法というのが定められていないということ、基準等も定められておりませんので、仮に何らかの方法で粉じんの調査を行ったとしても、それを評価する手法がないというところがございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 ダンプトラックが粉じん・騒音の原因となるわけなんですけど、そのトラックの通行状況の調査、交通量調査ですね、これ等々はやっているん

ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えをいたします。

道路管理者が行う交通量調査につきましては、道路と道路交通の実態を把握し、道路の計画や建設・改修などの基礎資料を得る目的で行っております。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 陳情者は、この状況がひどいというふうに、今回陳情を出しているわけですから、粉じん調査はなかなか難しいという部分もあったんですけども、ぜひそれを実施していただきたいというふうに思っています。議会の陳情の採択結果というのは、強制力は持たないというのは理解しているんですけども、県当局として、その議会の採択結果にできるだけ配慮する、その意向に沿う対応が求められていると思うんです。その辺はどうですか。どう思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えいたします。

今おっしゃられたとおり、陳情が採択されたことで、県執行部に対して拘束力が生じるというものではないというのは理解しておりますけれども、当然のことながら、この採択された陳情処理につきましては、誠実にこれを処理するというようにしております。

そのため県としましては、採択された陳情処理方針に示してありまして、先ほど答弁もしましたけれども、生活環境を保全する観点から、この国道449号周辺の粉じんや騒音等の状況について地域住民に確認の上、名護市や本部町など関係機関と連携して必要な対策を検討していくということにしております。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 ぜひ今後の対応に期待をしたいと思います。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時54分休憩

午後3時54分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○山里 将雄君 （スクリーンに表示） それでは次の5、名護市旭川鉾山の砂防指定地無許可水路改良についてということになりますけれども、これは昨日、末松議員からも質問がありましたので、重複はしないように気をつけたいと思います。

質問したいと思います。

この件については、今写真を出していますけれども、地元の旭川区長さんとか被害を受けた住民の方、

それから北部土木事務所、名護市役所の職員等々に私案内してもらって現場を見ております。この写真にあるとおり、300メートルほどの小さい河川なんですけど、そこを無許可でこういった蓋をして土をかぶせているという感じなんです。これが、上が水が入る入り口ですね。下がはけ口となって、ちょっと大きさが違うような気もしているんですけども。こういう状況で、その上かなりの厚みで土砂が積み上げられているというふうな感じなんです。そこで大雨が降って、水はけずに上流でいろんな被害が出たというのが今回の状況なんです。陥没なども起きたということでありませう。

そこで聞きますけれども、ここは砂防指定地域だというふうになっていますけれども、その規制というのはどんな内容なのか、また罰則はあるんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 砂防指定地内の規制につきましては、沖縄県砂防指定地及び砂防設備の管理に関する条例により禁止行為が定められております。その行為は、土砂の掘削、盛土などの土地の形状を変更すること、施設または工作物の新築などにつきましては、禁止がされております。

罰則につきましてでございますが、砂防指定地内において無許可で行為を行った者につきましては、沖縄県砂防指定地及び砂防設備の管理に関する条例の規定によりまして、違反者は1年以下の懲役もしくは禁錮または2万円以下の罰金に処するというふうな定めがございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 6月13日にこの現場を見たんですけども、その後は見ていないんです。今現在、どういう状況になっていますか。その回復の工事とか、始めているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 原状回復におきまして、設計コンサルタント等と調整し、回復案の計画を策定中というところで聞いておりまして、今後その内容を確認しながら原状回復について指導していきたいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 じゃまだ始めているということですね。原状回復というのは、一体どういう状態をいうんでしょうか。全く元どおりに戻すということなのか、それともその機能を回復する、それをいわゆる原状回復というのか。これ、結構蛇行している川だったものですから、それに沿って全く同じように戻してい

くのか、どういうことになるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時57分休憩

午後3時58分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えをいたします。

事業者は、上流側から河川内の土砂及び排水構造物の撤去による原状回復、それからのり面等の赤土等流出防止対策を行うことを検討しているということで聞いております。詳細な予定につきましては、今後事業者に対しまして、工程の調整などを確認しながら指導を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 現場はそもそも鉱山で、赤土がむき出しになっているんです。もともとその赤土の流出が心配されていた。沈砂池はあるんですけども、これ原状回復の今のような工事を始めると、また土を掘り起こせば、また雨のとき大量の赤土が流れ出ることが考えられます。その辺の対策を、県としてしっかり事業者に指導しないといけないと思うんですけども、その辺はどうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えをいたします。

原状回復をする過程におきましても、赤土等の流出には十分配慮をしながら施工するよう指導していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 まあこれからということで、これから台風シーズンにも入りますので、とにかく早く回復しないと地元の人も被害が広がることを心配していますので、ぜひそこをしっかりと対応をお願いしたいと思います。

休憩お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時59分休憩

午後3時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○山里 将雄君 次に6の北部医療センターについて伺いますけれども、まず最初に確認します。これは2028年度開院、間違いなくできますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

北部医療センターのスケジュールとしては、予定どおり2028年度、令和10年度の開院を目指し、整備に今取り組んでいるところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 先ほどの答弁にもありました、皆さんの整備計画段階の280億円から整備費用が増加するという見通しということですが、今どれぐらいと試算していますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

整備費用につきましては、現在、基本設計の中で積算を行っている途中でございます。基本計画段階の約280億円から大幅に増加する見通しとなっているというふうにお答えさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 この準備については、順調に進んでいるものと思っはいるんですけども、やっぱり心配なところは整備費用、運営費用等の財源の確保のこと。それから開院後の医師をはじめとする人員の配置、この2つについて少し心配なものですから、今回質問をしております。全体スケジュールでは基本設計が今年度の6月までとなっているんですけども、その整備費用の積算も行っていると思いますが、その概算というのはまだ出ていないんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

繰り返しの答弁で恐縮でございますけれども、現在基本計画の中で積算を行っている段階でございます。基本計画の約280億円から大幅に増加するというふうな見通しとなっております。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 整備費用については国庫補助金とか病院事業債を充てるというふうになっているんですけども、その他の財源というのは今考えていないんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 北部医療センターの整備財源としましては、国庫補助金それから病院事業債を予定しているところでございます。国庫補助金の中では沖縄振興公共投資交付金——ハード交付金それから地域医療介護総合確保基金等を、今考えているところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 以前説明いただいた資料で、国庫補助金が、いわゆる基準額方式から実額方式への見直し

を求めていると。補助額を上げてほしいというふうに求めているという説明があったと思うんですけども、その調整は今のようになっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

実額方式について、内閣府と調整を行ってきたんですけども、病院整備の補助制度となっています今のハード交付金自体が、他県の制度と比較すると充実しているということで、実額方式での補助制度の新たな創設は、非常に厳しいというふうの内閣府のほうから意見をいただいているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 やっぱりちょっと厳しいような気がするんですけども、次に職員の配置なんですけど、令和4年度に転籍意向調査を行ったその結果がここにあるんですけども、読ませていただいたんですけど、現計画での職員配置、配置の計画、これはどういうふうになっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

現在の整備基本計画における医療従事者は、総数で1271名、内訳は医師が133名、看護師が540名、医療技術員が216名、事務職員等が382名となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 そういう計画、1271人。職種は今置いておいて、全体で1271人が必要と。令和4年の転籍調査結果では、転籍は459人、それから開院後3年は可能だという回答を合わせても679人ということになっています。新採用があっても、まだまだやっぱり不足していると感じるんですね。今後、転籍希望者を増やすという必要があると思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 御指摘のように多くの転籍者——もっと増加させる必要があるという認識をしております。転籍意向調査は、毎年今後も行っまいりますので、詳細な転籍を希望する職員の意向を確認していきます。あるいはその転籍を希望しない理由等も常に明らかにして、それに見合った対策等についても検討していきたいというふうを考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 よろしくお願ひします。

それでは次に行きますけれども、戻りまして、1の辺野古新基地建設断念を求める請願の件なんですけれども、この件については、知事の見解を伺うだけのつ

もりだったんですが、御承知のとおり質問通告の後で、衆参両院の委員会は6月21日にこれについては門前払い、採否を保留、審議未了で事実上の不採択としています。あろうことか、56万人もの思いで署名を集めたものを6月14日に提出して、わずか1週間で委員会での議論もせずに非公開の理事会で保留、審議未了にしたのです。

建白書、県民投票と沖縄の声を無視し続けてきた自民党、公明党が採択に賛成するはずがないということは予想できたことではありましたけれども、少なくとも理由を明らかにして、堂々と不採択を主張すればいいと思います。それが国民や県民に対する責務だと思います。このことに対する県民の怒りは、きっと別の形で示されていくものと確信しています。事実上の不採択となったことについて、改めて知事の見解をお伺いします。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(溜 政仁君) お答えいたします。

去る6月21日、衆議院安全保障委員会及び参議院外交防衛委員会の理事会での協議の結果、委員会での採否の決定が保留となったことは、報道により承知しております。

県としましては、今回の請願に県内外から多くの署名が集まったことは、多くの国民が辺野古新基地建設の問題を自分事として受け止めていることの表れであると認識しております。国会においては、辺野古新基地建設の断念を求める多くの国民の声が確実に示されていることを重く受け止めるべきであり、この署名に込められた国民の思いを尊重していただきたいと考えております。

以上になります。

○議長(赤嶺 昇君) 山里将雄君。

○山里 将雄君 次に行きます。

3の嘉手納基地内防錆整備格納庫についてですけれども、嘉手納町民はこれまで嘉手納基地から派生する様々な被害と、このパパーループにおける駐機場の被害に苦しんできました。そこに新たに、またこのような施設が整備されることに大きな不安を持っておられます。このことを思うと、町長の御判断は残念ではあります。知事としても當山町長と歩調を合わせて嘉手納町民の気持ちを思い、現計画位置への建設に反対をしてきたと思いますが、計画の変更を求めないということについて、議会での表明の前に當山町長や嘉手納町から、何らかの報告はあったのでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(溜 政仁君) お答えいたします。

報道がありました6月14日以前に、町のほうから県に対して何らかの連絡というのはございませんでした。しかし一方、報道後、6月15日に町長のほうから私、知事公室長に電話がございました。町長からは、県が歩調を合わせて知事まで動いて対応したこと等を踏まえれば、事前に町の方針を伝えるべきだった。けれども、報道が先になったことは申し訳ないとした上で、今後改めて町の方針やそれに至った理由について説明したいというお話がございました。

以上になります。

○議長(赤嶺 昇君) 山里将雄君。

○山里 将雄君 町長は嘉手納町の長として、苦渋の決断をされたんだというふうには思っております。町長は、反対しても計画は進むと、それなら反対するより米軍の説明している安全措置をしっかりと求めていくほうがいいという判断をされたということなんですけれども、影響を受けるのは嘉手納町民と県民であります。米軍は、約束は守らない。日本政府も県民の声よりも米軍の意向に沿うことしかしてこなかったことは、これまでの基地被害の状況から我々はよく知っています。當山町長には、最後までパパーループへの建設の変更を求めていただきたかったとは思いますが、しかし、當山町長は容認をするわけではないとも、またおっしゃっていますので、知事には嘉手納町民、県民のためにこのことに継続して取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 議員御案内のような決定がなされたことは大変残念に思いますが、しかし、この格納庫の、防錆整備施設の建設によって、地元の皆さんの不安がこれ以上広がらないよう、嘉手納町、當山町長ともよくよく意見交換をしながら検討してまいりたいというように思います。

○議長(赤嶺 昇君) 山里将雄君。

○山里 将雄君 非常に時間が厳しいというふうには自分では意識していたものですから、早口で質問したために少し時間が余ってしまいましたが、これで終わります。

ありがとうございました。

○議長(赤嶺 昇君) 20分間休憩いたします。

午後4時11分休憩

午後4時35分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 日本共産党の島袋恵祐です。

一般質問を行います。

1、自衛隊問題について。

(1)、与那国町、石垣市、宮古島市、うるま市への自衛隊ミサイル配備、沖縄市への弾薬庫等建設計画は、県民にさらなる負担を強いるものであり、これ以上の基地機能強化は許されるものではありません。県の見解を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(溜 政仁君) お答えいたします。

自衛隊の配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって様々な意見があるものと承知しております。また、かねてから沖縄の米軍基地の整理縮小、さらなる基地の返還を求めているところに自衛隊の配備増強が重なると、県民としては不安を抱かざるを得ません。このため、県は、去る6月9日、防衛大臣に対し、安保関連3文書改定に伴う自衛隊配備及び運用についての要請を行い、今後の自衛隊配備の予定及び検討状況等について事前に丁寧に説明を行うことや、反撃能力を有する装備の本県への配備は行わないこと等を要請しております。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 安保関連3文書の改定に伴う自衛隊の配備及び運用について要請を行なったと今、公室長から答弁がありました。この要請内容について、具体的に教えていただけますか。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(溜 政仁君) 知事は去る6月9日、防衛大臣に対し、安保関連3文書の改定に伴う自衛隊の配備及び運用について要請しております。その要請内容につきましては、4点ございまして、まず1点目、安保関連3文書策定の経緯、内容、今後の自衛隊配備の予定及び検討状況等について地元に対し、事前に丁寧な説明を行うこと。2つ目に、地元への影響が大きい自衛隊の運用については、地元が意見表明ができるよう必要な協議を行うこと。3点目に、反撃能力を有する装備の本県への配備は行わないこと。4点目に、本県における自衛隊の配備は在沖米軍基地の整理縮小と併せて検討することについて求めています。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 4点にわたって要請をしたということなんですけれども、この要請について政府の回答はどういったものだったのでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(溜 政仁君) 要請に対応していただいた防衛省の井野副大臣からは、まず厳しい安全保障

環境の中、南西地域の防衛強化は重要であると。それを理解してもらえよう、地元丁寧に説明していきたいということと、あと反撃能力を有するミサイルの配備は、現時点でどこに配備するのか決まっていなが、南西地域への部隊配備は抑止力になり、攻撃される可能性を減らすものと考えているという回答がございました。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 知事にお伺いしたいんですけども、政府は、長射程ミサイルの配備先は決まっていないうっておきながら、今後5年間で43兆円も軍事費を増やそうとしています。安保3文書に基づき、敵基地攻撃を可能にするために12式地对艦誘導弾の長射程化が計画をされています。12式地对艦誘導弾、既に宮古島、石垣島に強行配備され、今年度中にうるま市勝連分屯地への配備が狙われています。長射程のミサイルが南西地域の地对艦誘導弾部隊に置かれるおそれは濃厚だと思います。県民、国民にまともな説明もないまま、軍事増強優先の政府の姿勢は断じて許されません。政府に要請を行った知事自身の思いを聞かせてください。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) お答えします。

いわゆる安保関連3文書では、厳しい安全保障環境に対応するため、南西諸島における自衛隊機能の増強等が示されております。

県としては、米軍基地が集中していることに加え、自衛隊の急激な配備拡張による抑止力の強化という見せ方が、かえって地域の緊張を高め、不測の事態が生じることについて、非常に大きな懸念を持っております。まして、沖縄が攻撃目標となることは決してあってはならないことだと考えています。ですから、政府に対しては、今後の自衛隊配備の予定及び検討状況等については、事前に丁寧に説明を行うことや、それから、これはもう重ねて申し上げますけれども、反撃能力を有する装備の沖縄県への配備を行わないということについて、明確に要請をさせていただいたものであります。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 二度と沖縄を戦場にさせてはいけませんし、若者を戦場に送ってもいけない。この自衛隊の増強に反対する声と運動を一層大きくする取組を今後も進めていきたいと思っております。

次に2、米軍基地問題について。

(1)、米軍外来機の飛来が相次ぎ、住民の不安と怒りの声が上がっています。嘉手納基地、普天間基地周

辺の騒音実態と影響を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えいたします。

県が実施している航空機騒音の調査における令和4年度の測定結果速報値では、嘉手納飛行場周辺22局中8局で、普天間飛行場周辺15局中1局で航空機騒音に係る環境基準を超過しております。また、嘉手納飛行場周辺においては、騒音発生回数も令和3年度と比べて14局で増加しております。外来機の飛来による影響が考えられます。このような状況は、生活環境に大きな影響を与えているものと考えられることから、引き続き、航空機騒音の把握に努め、日米両政府に対し、騒音の低減について求めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 米軍の外来機が相次いで飛来し、騒音が激化している。この昼夜を問わずの大騒音によって、住民への悪影響が出ている状態は許すことができません。

そこで伺いますが、過去5年間の嘉手納、普天間基地の離着陸回数における外来機の割合について教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） お答えいたします。

沖縄防衛局の目視調査によりますと、嘉手納飛行場における離着陸等の外来機の割合は、平成30年度が約28.3%、令和元年度が約24.4%、令和2年度が約23.1%、令和3年度が約28.5%、令和4年度が約27.6%となっております。普天間飛行場における同割合は、平成30年度が約10.8%、令和元年度が約16.5%、令和2年度が約13.7%、令和3年度が約20.6%、令和4年度が約20.2%となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 この普天間基地で過去5年間、5年前と比べて割合が2倍に増えているわけですね。さらに聞きますけれども、嘉手納基地に配備されていたF15戦闘機が退役し、F22戦闘機などの暫定配備が今されています。それに伴って離着陸回数が増えているのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） お答えいたします。

沖縄防衛局の目視調査によりますと、F15退役に伴う暫定的配備として、F22等が初飛来した昨年11月から今年の4月までの半年間の嘉手納飛行場における航空機の離発着回数は2万5972回で、1年前の同期——令和3年11月から令和4年4月までの半年間の離着陸回数と比べると4322回で、約20%増加して

いるという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 外来機が増加しているということで、それに関して、県としての対応についてお伺いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） お答えいたします。

普天間飛行場及び嘉手納飛行場においては、基地負担の軽減を図るため、航空機騒音規制措置に関する合意や航空機の訓練移転が実施されているというところですが、昼夜を問わない訓練や外来機の飛来等が周辺地域住民に多大な騒音被害を及ぼしており、負担軽減と逆行する状況にあると言わざるを得ません。

県はこれまであらゆる機会を通じ、同規制措置の厳格な運用等、航空機騒音の軽減について要請しております、引き続き、関係市町村や軍転協等とも連携しながら、騒音をはじめとする周辺住民の負担軽減を図られるよう、日米両政府に対し、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 基地機能強化がされているというような現状が、今のやり取りで分かりました。ぜひ引き続き、毅然とした対応で要請を行ってください。

それでは(2)、嘉手納基地旧駐機場への防錆施設建設は、基地周辺住民への被害を拡大させるものであり、断じて認められません。県としても反対をすべきです。見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 県としては、嘉手納飛行場の通称パパープへの防錆整備格納庫移設計画について、地元の嘉手納町が、格納庫で使用される防錆剤等が周辺環境へ多大な影響を与え得るとしていることなどを踏まえ、日米両政府に対し、再三にわたり撤回を求めてきました。しかしながら、去る4月28日、政府から、日米の協議の結果、防錆整備格納庫については当初の計画どおり進めることとなった旨の説明があり、このような決定がなされたことは大変残念であります。同格納庫の建設により地元の不安がこれ以上増加することがあってはならないと考えており、今後の対応については、嘉手納町と意見交換を行い、検討してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 防錆施設建設の強行は、基地負担軽減から逆行した基地機能強化そのものであり、断じて許すことはできません。このような動きはアメリカの対アジア戦略、そして対中国、台湾有事も想定したも

のだと考えます。

そこで伺いますが、アメリカのシンクタンクCSISが今年1月に公表した、中国による台湾侵攻に米国が介入した場合についてどのように報告されているのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） お答えいたします。

米国のシンクタンクCSISが今年1月に公表した、中国による台湾侵攻を想定したシミュレーションの結果報告によりますと、中国が台湾に侵攻し、米国が介入した場合、米国が勝利するには、まず在日米軍基地を使用する必要があるということと、勝利した場合でも、日本に甚大な人的、物的損失が生じることなどが示されております。特に、沖縄では、多数の防空ミサイルが配備されていたにもかかわらず、中国のミサイルによって多くの航空機が地上で破壊されることや、嘉手納飛行場は破壊された多数の航空機、多くの遺体を埋葬する仮設墓地を有することになるとの記述もあり、沖縄における甚大な被害が記述されております。一方で、県民の生命財産や県経済等への影響については、記述されておられません。

県としましては、台湾海峡をめぐる問題がエスカレートし、不測の事態が生じることは決してあってはならず、関係国等の平和的な外交・対話によって回避する必要があると受け止めております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 目を覆いたくなるような報告の中身です。昨日の質問も聞いていたんですけども、嘉手納基地の外来機の増加、騒音も昼夜を問わないような状況、そしてPFASなどの環境問題も深刻で、有事になれば真っ先に標的にされる。そしてこの防錆施設建設の強行や、地元自治体の反対の声を無視するような状況は、もはや本当に嘉手納基地の存在が住民を愚弄していると言わざるを得ません。住民の命と暮らし、人権を脅かす嘉手納基地は撤去を日米両政府に県として求めるべきじゃないですか、伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 嘉手納基地をめぐるのは、昼夜を問わない訓練やエンジン調整、外来機の度重なる飛来やパラシュート降下訓練の実施など、SACO最終報告の趣旨である負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ません。また、同飛行場では、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されておりますが、目に見える形での負担軽減が十分に表れているとは言えないと考えております。

県としましては、今後ともあらゆる機会を通じ、周

辺住民の負担軽減が図られるよう、三連協とも連携し、日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 では次に(3)、米軍人・軍属による刑法犯摘発数と罪種別の実態を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（鎌谷陽之君） お答えをいたします。

令和4年中における米軍構成員等の刑法犯の検挙状況は、54件46人で、過去10年で件数及び人員ともに最多となっております。

罪種別に見ますと、傷害や暴行などの粗暴犯が9件9人、窃盗犯が14件17人、詐欺などの知能犯が15件3人、わいせつなどの風俗犯が1件1人、器物損壊や住居侵入などのその他の事件が15件16人となっております。なお、殺人や強盗などの凶悪犯はありません。本年1月から5月末までの米軍構成員等の刑法犯の検挙状況は29件18人で、昨年同時期に比べて20件9人の増加となっております。罪種別に見ますと、粗暴犯が2件2人、窃盗犯が16件11人、その他の事件が11件5人となっており、凶悪犯、知能犯及び風俗犯はありません。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 昨年、高水準を記録したということで報道もされましたが、今年に入っても、昨年の同時期と比べてもさらに増えているような状況になっています。

そこで伺いますけれども、米軍と国や県などが参加をする米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム会議が設けられていると思いますが、開催状況はどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム会議につきましては、外務省沖縄事務所を事務局としまして、平成12年10月10日に発足しました。同チームは米軍施設区域外における米軍人・軍属等による公務外の事件・事故防止を図ることを目的としており、これまで臨時会合を1回、特別会議1回を含む計27回開催されております。しかしながら、協力ワーキング・チームの開催については、平成29年4月以降実施されていないという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 先ほどから議論しているように、こ

の米軍関係者の犯罪が多くなっている中で、このワーキング・チームでの協議そのものの開催が止まっているということは看過できません。開催を再開して必要な協議を行うべきです。見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） お答えいたします。

米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チームの開催については、事務局である外務省沖縄事務所を含め、関係機関との間で調整を行っているところでございます。県は、米軍関係者による公務外の事件・事故をなくすためには、米軍をはじめ関係機関が直接議論を行い、理解を深め、対策を講じることが重要であると考えていることから、協力ワーキング・チームの速やかな開催について日米両政府に対して要請してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 米軍関係者の犯罪件数の増加、米軍外来機の暫定配備、嘉手納基地の防錆施設強行、それらの負担がのしかかってくるのは基地周辺住民であり、県民です。これ以上の基地機能強化は許されません。

また、日米地位協定によって、県民の生命と人権が脅かされている状況が続いています。県は、県民の生命と人権を守るために、日米両政府に日米地位協定の改定を毅然と求めるべきです。見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） お答えいたします。

米軍人・軍属等による事件・事故や航空機騒音、P F A S等の環境問題など、米軍基地に起因する相次ぐ事件・事故は、県民生活に様々な影響を与えています。このような米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善や、補足協定の見直しだけでは不十分であり、国内法の適用など、日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。そのため、沖縄県では、平成29年9月に日米両政府へ日米地位協定の見直しに関する要請を行ったところでございます。引き続き、全国知事会や渉外知事会、各政党や日弁連等、様々な団体と連携を深め、日米地位協定への見直しに向けた取組を強化してまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 引き続きの取組をよろしく申し上げます。

次に3、県立学校における就職支援員事業について(1)、就職支援員の果たしている役割と実績を伺いま

す。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

就職支援員は、各校の就職指導担当と協力し、個別相談や個別指導、職業紹介業務等、学校の実態に応じ就職を希望する生徒の就職支援を行っております。配置校からは、一人一人の状況に応じたきめ細かな就職指導が年間を通して行えるようになり、就職指導の充実につながったとの報告がございました。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 役割と実績は評価をしたいと思えます。しかし、就職支援員は会計年度任用職員です。会計年度任用職員制度は、2020年4月に導入されました。それまで非常勤として長く働いていた人も、会計年度ごとの1年契約を原則とする仕組みになっています。この下で、雇用が継続されるか不安と、絶えず改善が求められてきました。

(2)、会計年度任用職員の再度の任用について見直しが行われましたが、令和5年度の採用者の再度任用の回数を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えいたします。

今年度は、県立高校全体で41校に50名の就職支援員を配置しております。そのうち再度の任用は、1回目が8名、2回目が7名、3回目が14名となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 再度の任用の在り方を見直したことで、再度任用3回の就職支援員もいることが分かりました。

そこで伺いますが、公募によって再度任用された人と、公募によらず再度任用された人の内訳を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

令和5年度に再度任用された就職支援員29名のうち、公募によらず再度任用された者は5名、公募によって再度任用された者は24名となっております。公募によらず再度任用された者は、2回目までは公募によらず従前の勤務実績に基づく能力の実証により任用することができるとの通知に基づいたものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 実に58%の人が、2年、3年、4年と継続的に働いている状況があります。この沖縄県の独自事業である就職支援員は、専門性と継続性が求

められている業務である証拠だと思います。就職支援員の再度の任用に当たっては、再任用では本人の希望を前提に公募ではなく勤務実績によって、継続的任用を保障すべきではありませんか。見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

就職支援員の採用要件で必須としているものは、高等学校卒業のみであります。必須ではないが、あればよいものとして、基本的なパソコン操作のできる者、教育機関で就職支援員業務の経験または採用、人事に関する民間企業での経験もしくは就職支援に関する理解及び知識のある者としております。

同一の就職支援員が継続して任用されることにより、経験を生かした就職支援が行えることは承知をしているところであります。しかしながら、繰り返しの任用を行うことにより、長期的、計画的な人材育成や人材配置への影響、会計年度任用職員の身分及び処遇の固定化などの問題や、情実人事による疑念が生じるリスクを踏まえて、適切に対応する必要があると考えております。

また、地方公務員法の平等取扱いの原則を踏まえ、年齢や性別に関わりなく、均等な機会を与える必要があるため、原則ハローワークを通して、広く募集を行うこととしております。選考につきましては、各校がハローワーク求人を通して公募選考を行っております。選考に当たっては、継続を希望する者も初めて応募する者も、面接等客観的な能力検証において、公平に取り扱われていると認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 国際労働機関（ILO）は、公務員の労働条件に関する専門家会議で、恒常的な職務を遂行することを要求される職員は、できる限り正規で採用されなければならない。臨時職員は、合理的な期間内に、正規職員となる機会を与えなければならないと提言をしています。

今こそ地方自治の本旨に立ち返って、就職支援員など専門性と継続性が求められる業務は、常勤職員として採用すべきではありませんか。見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

県教育委員会としましては、全ての生徒に対してキャリア発達を促す観点から、就職支援員の配置のみならず、キャリアコーディネーターやキャリアコンサルタントなどの充実も必要だと考えており、今後学校の実情等を踏まえ、就職支援員の在り方を相互的に検討する必要があるというふうに考えているところで

ります。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 では次(3)、令和5年度の公募日数と離職人数を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

今年度の就職支援員を任用するに当たり、各校の公募期間は3週間程度設けることとしております。また、令和4年度に任用されていた就職支援員のうち、令和5年度に任用のなかった数は21名となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 会計年度任用職員は、年度末ぎりぎりまで公募があるのか、雇い止めになるのか分かりません。一定人数の離職者が出る場合は、民間事業者の場合には大量雇用変動届をハローワークに提出をしなければなりません。場合によっては、再就職援助計画の提出義務も生じます。県教育委員会には、就職支援員以外にも会計年度任用職員が大勢います。労働施策総合推進法に基づいた対応が必要ではありませんか。見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

労働施策総合推進法に基づく大量離職通知書の通知につきましては、1つの事業所において1か月以内の期間に30人以上の離職者の発生が見込まれるときに、作成が必要となるものと把握しております。再度の任用を行わないこととする場合においては、事前に十分な説明を行う、他に応募可能な求人を紹介するなど配慮することが望ましいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 公募時期を早めるなどの改善策をしっかりとやるべきだと思うんですけども、見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 就職支援員の配置については、国の沖縄振興特別推進交付金の決定を前提としております。交付金の決定後は速やかに学校側に公募の周知ができるよう改善してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 次の質問に行きます。

4、学校現場における感染症対策について。

(1)、新型コロナをはじめとした学校現場における感染症の現状と、予防対策についての対応を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時5分休憩

午後5時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（半嶺 満君） 失礼しました。お答えします。

令和5年5月8日から6月22日までの期間において、新型コロナウイルス感染症による学校閉鎖が高等学校1校、学年閉鎖が中学校1学年、特別支援学校3学年、学級閉鎖が小学校10学級、中学校17学級、高等学校15学級、特別支援学校2学級となっております。

また、インフルエンザによる学年閉鎖が小学校で1学年、学級閉鎖が小学校4学級、中学校2学級、高等学校3学級となっております。学校においては、健康観察や換気の確保、手洗い等、基本的な感染対策を行っているところです。また、感染が流行している場合などは、適宜、学級閉鎖等を行っております。

県教育委員会としましては、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底に努めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 県内でコロナやインフルエンザの感染が拡大して、学級閉鎖、学年閉鎖も出ているとの答弁でした。生徒の学習、また健康に支障がないように、学校として引き続きの対応が必要だと思えます。

そこで伺いますけれども、感染症予防として、マスクの着用は有効だとされています。マスクの着用について、学校ではどのような対応になっているのか、コロナやインフルの流行がある中で、マスク着用の有無については、児童生徒の判断が尊重されるべきです。見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

文部科学省が示している令和5年5月8日以降に対応した衛生管理マニュアルでは、マスクの取扱いについて、学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用は求めないことが基本と記されております。ただし、登下校に通勤ラッシュ時等、混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクを着用することが推奨されております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 ぜひ児童生徒の判断を尊重するよう、学校現場で徹底をお願いしたいと思えますが、次にいきます。

2月議会でもお伺いしましたがけれども、学校教室への空気清浄機の設置の進捗状況について、今どうなっているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） まず、小・中・高合わせた数値につきましては、令和4年9月の調査でございます。各校1台以上導入している割合につきましては、CO₂モニター42.1%、サーキュレーター63.4%、HEPAフィルター付空気清浄機は47.8%でありました。また、全普通教室への導入率は、CO₂モニターは11.6%、サーキュレーターは27.2%となっております。

なお、県立学校に対して調査を行いました。県立学校において、令和5年の6月調査であります。各学校1台以上の導入の割合は、CO₂モニター100%、サーキュレーター95.2%、HEPAフィルター付空気清浄機58.7%となっております。また、全普通教室への導入の状況であります。CO₂モニター21.4%、サーキュレーター40.5%、HEPAフィルター付空気清浄機6%となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 前回よりも設置が増えているということは理解するんですけども、引き続き、学校現場でのそういった機器の設置の推進をお願いしたいと思います。

次ですが、5、ジェンダー平等についてです。

同性婚を認めない民法などの規定は憲法に違反するとして、福岡市と熊本市に住む同性カップル3組が国を訴えた、「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟で、福岡地裁は、現行規定を違憲状態とする判断を示しました。同様の訴訟は、2019年に全国の5地裁で起こされ、4地裁で違憲あるいは違憲状態の判決が下されており、違憲判断が司法の流れとなっております。同性婚を法制化すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 同性婚につきましては、様々な意見がありますが、人がどのような性を生きるのか、どのような性を愛し、愛さないのかなど、性のありようというのは、人権として尊重されるべきものであると認識しております。

県としましては、引き続き、司法や国政の場における動向を注視しながら、性の多様性への理解を深め、互いの個性を認め合い、誰もが自分らしく生きられる心豊かな沖縄を目指し、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 答弁ありがとうございます。

再質問します。

同性婚が認められていないということでの、同性カップルの皆さんへの不利益が生じています。不利益とはどのようなものがあるのか、伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

社会的な不利益の具体的な例としましては、パートナーが病気となった場合に手術の同意ができないといったことのほかに、税法上の配偶者控除や扶養控除が適用されないとか、職場における福利厚生が受けられないなどといったことが挙げられます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 福岡地裁では、婚姻と家族について定めた「憲法24条の根底にあった理念の一つは個人の尊厳」であるとし、「異性愛者であっても同性愛者であっても変わりなく尊重されるべきものである」とはっきりと述べています。そして、原告らが婚姻制度を利用できず、法的に家族として承認されないことで「重大な不利益を被って」おり、個人の尊厳に照らして人格的利益を侵害するものとして到底看過できないと厳しく指摘をしています。

知事にお伺いしますが、性の多様性を認め、性的マイノリティーへの差別をなくし、誰もが自分らしく生きられ、個人の尊厳が尊重される社会の実現を求める運動が広がり、行政や社会を大きく動かしています。沖縄県でも、性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）を発出し、取組を前に進めています。岸田総理が、同性婚を認めてしまうと社会が変わってしまうと発言をしましたが、世論調査で70%以上の方が同性婚の法制化を認める結果もあり、ヨーロッパ、南北アメリカ、オセアニアなど、2023年2月現在、34の国・地域で同性婚が可能になり、アジアでは、2019年5月から台湾で同性婚ができるようになりました。同性婚を認める社会へと、もう社会は変わっています。同性婚の法制化が実現されるべきと考えますが、知事の見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） お答えいたします。

社会には、多様な性を理由とする困難が依然として存在しており、全ての人の性のありようを尊重し、誰もが自分らしく生きられる社会を形成することは、国際社会の全体の目標となっている、いわゆる誰一人取り残さない社会を築く上では、全ての人が協力して取

り組むべき重要な課題であると私は認識しています。

沖縄県では、令和3年3月に沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）を発表し、各種施策に取り組んでまいりました。また本年、令和5年3月に制定した沖縄県差別のない社会づくり条例に性的指向、または性自認を理由とする不当な差別について盛り込むとともに、県、県民及び事業者の責務を規定し、その解消に向けた取組を社会全体で推進していくということにしたところであります。

沖縄県としましては、この宣言や条例の趣旨に基づき、誰もがひとしく幸せを享受できる心豊かな社会、心豊かな沖縄を目指し、これからも力を尽くしてまいりたいと考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 知事の思いが伝わりました。知事、この国においての同性婚の法制化を前にして、やっぱり県として、独自でパートナーシップ制度の導入、実現をしてほしいと思いますけれども、知事の見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 刻々と社会の状況が移るにつれ、やはり誰一人取り残さないというそういう視点からも、先進事例等も含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 ぜひ導入に向けて、頑張っていたきたいと思います。

6、泡瀬干潟のラムサール条約湿地登録について、県の取組についての進捗を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えいたします。

県では、泡瀬干潟のラムサール条約湿地登録の前提となります鳥獣保護区の指定に向けて、令和3年4月から泡瀬干潟の鳥類調査を実施しており、その結果を県のホームページで公開し、同干潟が重要なものであることを県民に周知する取組を行っております。

県としましては、泡瀬干潟は希少な動植物が生息し渡り鳥が飛来する重要な干潟であると認識しており、引き続き鳥類調査を実施し、その結果を基に泡瀬干潟の保護とワイズユースについて、地元の理解を深め賛意を得るための取組を推進してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 今、環境部長から答弁がありましたけれども、調査を行っているということでありました。この調査で分かったことを具体的に教えていただけますか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） 令和3年4月からの鳥獣保護管理員による調査結果によりますと、年間を通して、泡瀬干潟では、40から50種程度の鳥類が確認されております。また貴重な鳥類としましては、環境省のレッドリストに登録されている種として、クロツラヘラサギ、シロチドリ、コアジサシが確認されております。そのほか、種の保存法における希少野生動植物、主としましてメダイチドリやハヤブサといったものが確認されているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 本当にこの希少な動植物が住んでいる泡瀬干潟だということが分かるんですけれども、この県が目指す鳥獣保護区の指定について、沖縄市が反対をしているとのことなんですけれども、反対の理由をまた改めて確認させてください。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えいたします。

県におきましては、鳥獣保護区の指定に当たってはあらかじめ市町村等の意見を聞くわけですが、泡瀬地区につきましては、令和2年2月に鳥獣保護区指定案に係る意見照会を沖縄市に対して行っております。それに対する沖縄市からの回答におきましては、11月4日に回答があったところなんですけど、地域住民等の賛意が得られていないこと、それから将来的な開発の可能性が排除できないこと、このことから指定については、時期尚早であり、反対する旨の回答があったところです。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 泡瀬干潟では現在、人工島の埋立が進んでいます。県が指定を目指すこの鳥獣保護区、特別保護区は人工島の埋立に規制がかかるのか、開発事業への影響が出るのか聞かせてください。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） 鳥獣保護管理法におきます鳥獣保護区の指定によって、狩猟が禁止されるという形になりますけれども、この鳥獣保護区におきましては、施設の建設等に関する規制はありません。また、鳥獣保護区の中に指定される特別保護地区におきましては、一定の開発行為を行う際に許可が必要となります。ただし、これにつきましても、鳥獣やその生息地の保護に重大な影響を及ぼすおそれがない限りは、許可しなければならないというような形になっております。

泡瀬干潟につきましては、先ほどの鳥獣保護区指定案におきましては、鳥獣保護区それから特別保護地区

というのを想定していたところなんですけれども、埋立地、それから橋梁整備を行っている区域というのは、特別保護地区の指定範囲には含めておりませんでしたので、現在行われている埋立事業につきましては、支障が生じるとは考えていないところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 環境の保全は今、世界の常識になっていると思います。生物多様性豊かな泡瀬干潟を守ること、その取組の大きな事業として、県の鳥獣保護区の指定、またラムサール条約湿地登録に向けての取組があると思います。県として早期の鳥獣保護区の指定、またラムサール条約湿地登録が実現できるよう取組を前に進めてほしいと思いますが、見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、泡瀬干潟は希少な動物の生息や渡り鳥の飛来が確認されておりますので、県としましては、重要な干潟であるという認識には変わりはありません。

県としましては、引き続き、泡瀬干潟の保護とワイズユースについて、地元の理解を深め賛意を得るための取組を推進しまして、その後、鳥獣保護区の指定についてはラムサール条約の登録に向けて、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 ぜひ泡瀬干潟に住む動植物の皆さんが喜ぶような、そういった取組をぜひ頑張っていたきたいと思っております。

最後、道路行政についてです。

道路の案内板等が、劣化により見えづらくなっている箇所が多くあります。県民からも修繕をしてほしいとの声がありますが、実態と対応を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えいたします。

県では、道路標識などの道路施設について、日常の道路パトロールなどにより、劣化状況や修繕箇所の把握を行っております。視認性の悪い道路標識については、30基程度を確認しているところでございます。道路施設の修繕につきましては、劣化状況等を勘案し、優先度が高い箇所から順次実施しております。引き続き、道路の適正な維持管理に努めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 県民から、ぜひ修繕をしてほしいという声もありますし、観光立県の沖縄においては、

やっぱり観光客の皆さんが案内板が見えにくいのはよくないことだと思いますので、ぜひ修繕のほう、対策を取っていただけたらと思います。

終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時21分休憩

午後5時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

以上で、本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明29日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時22分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 渡 久 地 修

会議録署名議員 仲 田 弘 毅

令和5年6月29日

令和5年
第2回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第7号）

令和5年
第2回

沖縄県議会（定例会）会議録（第7号）

令和5年6月29日（木曜日）午前10時開議

議事日程第7号

令和5年6月29日（木曜日）

午前10時開議

- 第1 一般質問
第2 甲第1号議案及び乙第1号議案から乙第15号議案まで（質疑）
第3 陳情第99号の付託の件

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案及び乙第1号議案から乙第15号議案まで

甲第1号議案 令和5年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）

乙第1号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第2号議案 沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例

乙第3号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例

乙第4号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

乙第5号議案 沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

乙第6号議案 工事請負契約について

乙第7号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第8号議案 財産の取得について

乙第9号議案 公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について

乙第10号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について

乙第11号議案 沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について

乙第12号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について

乙第13号議案 専決処分の承認について

乙第14号議案 専決処分の承認について

乙第15号議案 専決処分の承認について

日程第3 陳情第99号の付託の件

出席議員（47名）

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 議長 | 赤嶺昇君 | 8番 | 小渡良太郎君 |
| 副議長 | 照屋守之君 | 9番 | 新垣淑豊君 |
| 1番 | 次呂久成崇君 | 10番 | 島尻忠明君 |
| 2番 | 喜友名智子さん | 11番 | 仲里全孝君 |
| 3番 | 島袋恵祐君 | 12番 | 上原快佐君 |
| 4番 | 玉城健一郎君 | 13番 | 新垣光荣君 |
| 5番 | 上里善清君 | 14番 | 國仲昌二君 |
| 6番 | 大城憲幸君 | 15番 | 瀬長美佐雄君 |
| 7番 | 上原章君 | 16番 | 山里将雄君 |

| | | | |
|-----|--------|-----|---------|
| 17番 | 当山勝利君 | 34番 | 呉屋宏君 |
| 18番 | 當間盛夫君 | 35番 | 花城大輔君 |
| 19番 | 金城勉君 | 36番 | 又吉清義君 |
| 20番 | 新垣新君 | 37番 | 仲宗根悟君 |
| 21番 | 下地康教君 | 38番 | 崎山嗣幸君 |
| 22番 | 石原朝子さん | 39番 | 玉城ノブ子さん |
| 23番 | 仲村家治君 | 40番 | 西銘純恵さん |
| 24番 | 平良昭一君 | 41番 | 渡久地修君 |
| 25番 | 仲村未央さん | 42番 | 瑞慶覧功君 |
| 26番 | 玉城武光君 | 43番 | 比嘉京子さん |
| 27番 | 比嘉瑞己君 | 44番 | 末松文信君 |
| 29番 | 山内末子さん | 45番 | 島袋大君 |
| 31番 | 西銘啓史郎君 | 46番 | 中川京貴君 |
| 32番 | 座波一君 | 47番 | 仲田弘毅君 |
| 33番 | 大浜一郎君 | | |

欠席議員(1名)

28番 照屋大河君

説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|-----------|--------|------------|---------|
| 知事 | 玉城デニー君 | 文化観光スポーツ部長 | 宮城嗣吉君 |
| 副知事 | 照屋義実君 | 土木建築部長 | 前川智宏君 |
| 政策調整監 | 島袋芳敬君 | 企業局長 | 松田了君 |
| 知事公室長 | 溜政仁君 | 病院事業局長 | 本竹秀光君 |
| 総務部長 | 宮城力君 | 会計管理者 | 名渡山晶子さん |
| 企画部長 | 金城敦君 | 総務部財政統括監 | 金城康司君 |
| 環境部長 | 多良間一弘君 | 教育長 | 半嶺満君 |
| 子ども生活福祉部長 | 宮平道子さん | 警察本部長 | 鎌谷陽之君 |
| 保健医療部長 | 糸数公君 | 労働委員会事務局長 | 下地誠君 |
| 農林水産部長 | 前門尚美さん | 人事委員会事務局長 | 茂太強君 |
| 商工労働部長 | 松永享君 | 代表監査委員 | 安慶名均君 |

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

| | | | |
|------|--------|------|--------|
| 事務局長 | 山城貴子さん | 課長補佐 | 儀間俊江さん |
| 次長 | 前田敦君 | 主幹 | 宮城亮君 |
| 議事課長 | 中村守君 | 主任 | 比嘉太一君 |

○議長(赤嶺昇君) これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日質問予定の照屋大河君から発言通告の撤回がありました。

○議長(赤嶺昇君) 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案及び乙第1号議案から乙第15号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

平良昭一君。

○平良昭一君 おはようございます。

おきなわ南風の平良昭一です。

一般質問を行いたいと思います。

まず、沖縄県観光目的税導入についてでありますけれども、沖縄県は観光目的税の導入を早ければ2026年度を目標に検討しているとの報道がありました。観

光目的税とはどのような制度なのか、お聞かせ願います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県では、沖縄が世界に誇れる観光リゾート地として発展していくことを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図る観点から、これまでに観光目的税の導入に向け検討を進めてきたところです。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 新聞報道によりますと、県内では北谷町、恩納村、本部町、宮古島市、石垣市が宿泊税の導入を検討しているとあります。県が導入しようとしている観光目的税と重なる部分があるのか、まずそこからお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県が検討しております観光目的税については、課税客体を宿泊行為としております。市町村においても同様な検討がなされているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 宿泊税ということになると、二重課税という可能性があるわけですね。そうなることによって、どのような状況が起きるか予想できませんけれども、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県と市町村が同時に課税する場合、総務大臣の同意基準により、納税者の過重な負担にならないよう配慮する必要があるため、導入する市町村と導入しない市町村とで課税額に差が出ない制度設計が必要となります。税率につきましては、令和元年10月に開催された沖縄県法定外目的税制度協議会で示された制度設計案を基本に、市町村等と引き続き意見交換を行ってまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 いわゆる二重課税にはならないということですか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 先ほど説明しましたとおり、課税の客体が宿泊行為ということで、その行為を捉えて税を課するというところでありますが、納税者の過重な負担にならないよう配慮する必要がありますので、そこを丁寧に市町村と協議を進めていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 この新聞報道で、5つの市町村がありますけど、そこは協議をこれまで何度かやられて

きましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 宿泊税に関する意見交換につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で一時的に中断しておりましたが、昨年度より再開しております。昨年度は町村会、座間味村、恩納村、宮古島市と制度設計案についての意見交換を実施しております。今年度はこれまでに恩納村、本部町など、導入予定の5市町村と県の制度設計案や各市町村の制度導入に向けた取組状況について意見交換を行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 この宿泊税に特化するということでもありますけれども、新型コロナの規制緩和で、県内の観光は回復基調にあるわけですね。各自治体で一括交付金や人口の減少に伴い税収が少なくなることを見込んで、新しい税、新税を導入する動きが今後活発化することが予想されているわけです。総務省の担当でありますけど、総務省は新税に対しては許可ではなく、同意ということになっているんです。いわゆる地方税を積極的に利用できる状況、独自税の導入をするにはハードルを下げているわけです。そうであれば、当然市町村は、その新しい税を導入することに積極的になるはずなんです。提出資料に特段の不備がなければ総務省は同意するというような状況になるわけです。しかし、そこでやっぱり負担にならないように、県と市町村が丁寧な説明を、協議をしていかなければならないといけませんので、特に、税収を分けるという話がありますけれども、その辺、配分額が問題になると思いますが、その辺の話は市町村と県とで行われているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県と市町村の税率につきましては、令和元年10月に開催された沖縄県法定外目的税制度協議会で示された制度設計案におきましては、市町村が独自に課税する場合には、県と市町村で1対1で課税するという案を一旦示させていただいています。例えば宿泊料金が2万円未満の場合は、導入を予定している市町村との間で、県と市町村でそれぞれ100円の税率とし、導入を予定していない市町村では、県の税率を200円とするということを考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これは非常にシビアな問題であると思うんです。特に、ホテルの誘致を積極的にやってきた市町村というのは、当然私は配分を多く取るべきと

いう認識を持っています。県との配分で、3分の2を自治体が取べきだということを言っている市町村もあるわけですね。その辺をどうしていくのかということが大事だと思う。ホテルというのは、地域の自治体が積極的に介入をしてやってきた経緯もありますし、宿泊施設を誘致、集積したのは地元であるわけですから、許認可を与えるのは県かもしれませんが、当然それを頑張ってきた市町村の配分が多くなるべきだと私は理論的に持っていますが、県はどういうふうに思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 法定外税の創設に当たりまして、総務省の同意基準の中で幾つか項目がありまして、税収入を必要とする財政需要があること、課税の公平・中立・簡索性、納税者を含む関係者の十分な説明や適正な手続、徴収方法等が挙げられております。こういう中で、協議会での制度設計案では、市町村が独自に課税する場合は、県と市町村1対1で課税するというようなことを一旦示させていただいておりますので、それをベースに今後また丁寧に市町村と協議していきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 この辺は、やっぱりホテルがある市町村、ない市町村もあるわけですから、それを丁寧に県から市町村への説明を十分尽くしていかなきゃいけないものだと思いますので、今後、総務省との調整もあると思っておりますけれども、頑張りたいと思っています。

次に、教員不足についてお伺いしますが、これは代表質問、一般質問等の中でかなり取り上げられてきております。まず、県内学校現場では教員不足が問題となっていることは明らかであります。6月1日時点における公立小・中・高校と特別支援学校の不足数を伺いたい。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 令和5年6月時点の公立学校における教員の未配置、全ての校種合わせて36名となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 36名。よくはなっているということではありますが、教員不足が長年続いているその理由。また解消に向けてどのような対策を講じてきたか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

特に教員不足でも、教員の未配置についてでありま

すけれども、その要因は必要な臨時的任用教員を確保できていないということが挙げられます。その背景としまして、特別支援学級の増などに伴うこの教員定数の増加が、新規に採用する教員の数を上回っていること、それによって正規率が改善されていないと。したがってそのために、4月の段階で欠員が多く出ておりますので、4月の段階で多くの臨任を必要としていると。ちなみに4月の時点で2657名、この臨任を配置しております。ただ、その時点で欠員を埋めるためにこれだけの臨任を配置しておりますので、ほとんど枯渇をしているという状況がありまして、その年次途中で病休等が出たときに、なかなか臨任が探せないという今、現状があります。

したがって、この臨任の確保に今様々な方法で取り組んでおりまして、例えば教員採用試験の制度改革、受験年齢上限を45歳から59歳に変更しました。そのことによって多くの方々に教員にチャレンジしていただきたい。そのことによって臨任も増えると思っております。

また、一次試験一部免除。これは、臨任の経験をしている方——直近7年で60月経験をしている方に、一部の免除を行って行っておりましたが、その要件緩和を行いました。直近5年で36月臨任を経験していれば、一部免除ができるということで、できるだけ臨任を経験してもらって、チャレンジしていただきたいということです。

それからもう一点は、小学校校種、中学校校種の二次試験不合格者の中で、成績上位者については、臨任をしているという条件を付して、次の試験の一次試験の免除を行っております。そういった制度改革も行っていました。

また、ペーパーティーチャーのセミナーの開催によって、免許を持っている方々で、まだ教職に就いておられない方々の募集をしております。その他、ハローワークでの求人募集、あるいは県内大学、県内郵便局や商業施設での教員募集ポスターのチラシの配布等、様々な方法で行ってきております。さらに先ほど申し上げました、正規率が改善されないということ改善するために、今採用計画の見直しを行っているところであります。

そういった取組を今行っているところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 臨時的任用職員はかなりいるということではありますが、正職員と臨時的任用職員との比率が分かれば教えていただきたいのと、その中で平成23年度から、受験年齢上限を35歳から45歳まで上げ

たわけですよ。その効果があったのかどうか。そして59歳までになりますよね。それは今までの成果があったから、59歳までということになったんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） まず正規率についてであります。令和4年5月1日時点の沖縄県の公立小中学校の正規率は、81.2%となっております。そして、年齢の上限を上げたということでもありますけれども、その結果として今年度の受験者は増加をしていると。その変更によって増加につながったということも考えられるというふうに思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 45歳まで上げて、そしてまた59歳まで上げること、効果があったから上げたいんだということでの理解をしていいと思うんですけど、ただ、年齢上限引上げ、いわゆる59歳までって、もう60歳で新採用になるわけですよ。そうなった場合に、初任者研修を若い方々と一緒にやらないといけないという状況になると思うんです。その辺の工夫とかは考えていらっしゃると思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 御指摘のとおり、受験年齢を上げることによって、59歳の——そういった方々の受験も可能になるわけですので、その方々が合格した場合の初任研の在り方については、これまで様々な経験を積まれてきておりますので、その点を考慮して研修等の内容は検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 60歳採用で65歳までということになりますので、特に二十歳前後の方々と一緒にやるというのはちょっといろいろ酷なものもあるのかなと。この辺非常に工夫が必要だと思います。

ただ、この臨任職員を積極的に採用するための年齢制限の緩和はあるかもしれませんが、私は根本的には、やっぱり教員不足を解消するのであれば、新規大学卒の方々をどう試験に臨ませることができるかということだと思うんです。そういう面では、東京あたりが今年から一次試験で実施する筆記試験の一部を大学3年次からできるようにもありますし、また、神奈川県あたりでは小学校の職員採用試験を夏にやって、それで落ちた方でも再度また秋にできるというシステムを来年度から入れるようであります。特に若い方々がどう意欲を持って教育現場に行くかという努力を、今後構築していくことが大事だと思うんです。その辺どういう考え方があるか、ちょっとお聞かせ願え

ますか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 御指摘のとおり、教員不足の一つの背景には、現在、教職課程で学んでいる学生の方々が教職を目指さなくなっているといった課題も指摘されております。したがって教育委員会としては、これまで選考試験担当者が各大学を訪問して、特に今、3年生、4年生を対象に面接会・懇談会を実施して説明等を行っているところであります。今後はさらに踏み込んで、1・2年生まで対象者を広げまして説明会を進めていきたいと、大学生の意識を高めていきたいというふうに考えているところであります。御紹介のありました、東京あるいは神奈川での試験の制度改革は承知をしているところであります。

本県としましても、志願状況あるいは先行的に実施している他県の状況など総合的に勘案しながら、今後も多様な選考の在り方について研究を進めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 やっぱり学生からすると、安定した就職先を早く決めたいというものが先に出てしまっているわけですよ。先に民間企業を決めてしまうような状況があるのがつらいというのがあります。ただ、今月20日に、文部科学省は試験を1か月ほど前倒しすることを都道府県に通達しているわけです。今までは8月だったものが、6月にやりなさいということになりますので、県としてはその通達に鑑みて、どういう形を取ろうという考えがありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 議員御指摘のとおり、文部科学省から令和5年3月31日付でこの採用試験の早期化について通知が来ております。文部科学省の——現在全国的に7月上旬に行われている第一次試験を令和6年度実施試験からということで、6月中旬に早期化することを求めておまして、沖縄県としましても早期化に向けて、他県の状況等も踏まえて前向きに検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 やはり県内の大学機関との連携強化。早めることも大事だと思いますけど、若い方々が教職の道に進むというのは、自分が教員に向いているかどうかをまずは探らないといけないということで、沖縄大学は大学2年次から学校現場へ年間約90日間派遣させて、本人がそういう環境に適應できるか、教員の適性について、早い段階から自己判断できるわけです。そういう制度もありますし、とにかく大学卒の

若者を確保する観点から、県庁内にも教育委員会の中にも教員養成課程の課を、部を設置して、大学機関との連携を取ることが一番大事じゃないかと思っているんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 本庁においては、学校人事課が対応しておりますけれども、各大学との協議会を年間数回開催をしております。その中で様々な課題等について共有しながら、大学と連携しながら進めているところでもありますので、学生の意識高揚に向けてどのような取組があるのかということも、しっかりその場を通して検討していきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 特に、技術・美術・音楽教科の教員志願者が少ないということなんです。全体的に不足しているのは、やはり大学での定員枠が少ないこともありますので、その辺を念頭に置きながら、教育庁としても指導していただきたいという要望はしておきたいと思えます。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時19分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○平良 昭一君 次に、我が会派の代表質問との関連について。

仲宗根悟議員が行いました鳥インフルエンザの侵入防止対策についてでありますけど、まず令和4年に県内で発生した鳥インフルエンザの問題、原因は何か、感染源は特定されているのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えいたします。

金武の鳥インフルエンザの原因になっているかどうかというのははっきりはしませんけれども、一般的に我が国における高病原性インフルエンザについては、発生の時期が10月から5月までの間であること、野鳥のふんや死亡個体から原因ウイルスが検出されること、発生のたびに新しいウイルスが大陸から国内へ持ち込まれていることから、渡り鳥等の野鳥によりウイルスが持ち込まれていると推測されているところで

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 野鳥なんですよね、実際、原因は。京都府は、この鳥インフルエンザに関しては野鳥が感染源であるということ特定して、その対策をしてき

ております。県は、環境省の関連課と連携して野鳥の監視を実施していると。死亡野鳥等の通報があった際は検査を実施、陽性の場合には半径10キロ圏内が野鳥監視重点区域に指定され、県では監視の強化や注意喚起等の措置を講じているという答弁がありました。具体的には、どのくらいの頻度で監視し、誰に対して注意喚起をするのか聞かせていただきたい。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えいたします。

県は、鳥インフルエンザの疑い事例の発生等により、野鳥監視等重点区域が指定された場合、鳥獣保護管理員や関係市町村と連携協力しまして、同区域内における野鳥の大量死や異常の有無等の確認を行っております。昨年、同区域が指定された際には、指定後21日間は毎日監視を行い、その後28日目に解除されるまでは、2日に1回のペースで監視を行ったところ。それから県民に対しまして、発生市町村の公表や死亡野鳥に直接触れないように注意喚起を行うとともに、冷静な対応を促すための情報提供をホームページで行っております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これは発生した後の問題ですよ、今言っているのは。

先月、会派で京都府を視察してきましたけど、京都府は平成16年に全国で最初に発生して、業者が対策を取らずに2か所で大規模に発生してしまった教訓から、独自のマニュアルを作成して、食を守る立場から農林水産部農村振興課が中心にこの対応をしている状況なんです。発生する前にどういう対応をするかというのが重要であって、京都府は、その野鳥監視を農林水産部がやっているわけです。環境部との連携は当然取っているとは思いますが。農家は被害者であって加害者ではない、そういう観点の中から、発生する前にどう対処するかという独自マニュアルをつくりなさいというのが、我々会派の意見なんです。指導なんです。どうですか、それは。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） 独自のマニュアルということにつきましては、答弁もさせていただいたところですが、県では国のマニュアルに基づき、死亡野鳥の回収搬送や検査などを実施しており、地域ご

とに関係機関が連携して対応する体制を構築しております。しかしながら、いろいろ人事異動等により、回収搬送、簡易検査を行う場合の手順等が十分周知されていないというような場合もあります。それから、傷病鳥獣の問題、それが病院に持ち込まれた際の対応が課題であるというようなこともありますので、県としては獣医師会等と意見交換などを行っているところでありまして、この県独自のマニュアル策定に向けた検討を始めているというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 京都府は府民の意識が相当高いんです、この鳥インフルエンザに関しては。なぜかという、京都府が徹底してその問題を府民にアピールしてきたからなんです。職員を中心にしながら、少しでも弱っている鳥、あるいは死亡野鳥がいる場合は府に連絡して、府の職員が責任を持って回収して調査をして、それを公表しているという状況であります。今、沖縄県はそれが無いわけです。県民がそういうふう意識を持っていない。特に渡り鳥の多い沖縄県、そしてまた希少種、いわゆるノグチゲラ、ヤンバルクイナ、カンムリワシなどの希少種がたくさんいる沖縄県ですので、当然それを防除するための独自のマニュアルは徹底してやるべきだと私たちは認識を持っていますけど、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えします。

鳥インフルエンザの普及啓発につきましては、県のほうにおきましてもホームページで注意喚起等を行っています。死亡した野鳥を見つけた場合、県に連絡すること、その連絡先、それから死亡野鳥等に直接接触しないことといったような注意喚起、こういったものをホームページで行っておりますけれども、SNS等も活用して死亡野鳥を見つけた際の取扱い、あるいは鳥インフルエンザに係る普及啓発というものを強化してまいりたいと思いますし、今後、独自のマニュアル等を策定した際にはそういった中身についても普及啓発を図っていききたいというふうに思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これはぜひ頑張ってくださいです。私たちが気づくのは、なぜ環境部だけが答えるかということです。食を守るための問題でもある、農林水産部もこれに関わらないといけない。京都府はそういうことだからやっているんです。農林水産部長、その件に関して連携は取れていると100%言い切れませよ。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

国内の発生状況の収拾ですけれども、先ほどありましたように自然保護課で実施しておりますが、また家保ですとか、畜産課とも連携して進めているんですけれども、それ以外に空港ですとか海港での靴底消毒ということで、また国とも連携して進めているところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 いわゆるこれは農家だけではなくて、県民の意識の向上が必要になってくる問題ですので、その辺は連携をして頑張ってくださいたいということ、特に県内の獣医師の皆さん方の知恵も借りながら、ぜひ早めに独自のマニュアルをつくっていただきたいと思っています。

次に同じ代表質問との関連ですけど、排せつ管理支援用具等の支援拡大等についてであります。2006年のいわゆる障害者自立支援法成立時に、運用主体が国の管理する補装具から、市町村が管理する日常生活用具給付等事業に移管されました。指定されてから30年、移管されてから30年、装具の値上がりに応じた見直しが必要だと思いますけど、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

障害者総合支援法においては、市町村は区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、必要な支援事業等を総合的かつ計画的に行うこととされておりまして、日常生活用具給付等事業の助成金額につきましては、実施主体である市町村が地域の実情に応じて定めているものでございます。

県では、各市町村における当該事業の実施状況調査を行うなど実態の把握に努めるとともに、この調査結果を市町村間で共有しまして、他市町村の取組状況等を参考に本事業の充実強化に向けて取組を、働きかけをしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 地域の実情もいろいろあると思いますが、均等であるのはやっぱり一番よいことだと思うんです。消化器ストーマ装具が9000円から1万3000円になっている。そして、尿路ストーマの装具が1万2000円から1万5000円。80%が基準の見直しが行われていない市町村なんです。そういう面では県の指導力というのはそこにあると思うんですが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 先ほど申し上げましたとおり、市町村と県の役割分担というのがございます。

県としましては、令和3年度から市町村の取組について実態調査を行っております。この調査の取りまとめを市町村と共有をしまして、事業の充実強化に向けて取組を、市町村に働きかけを行っていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 実情を把握して対処をしていただきたいと思います。

答弁の中では、福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に適合するよう、多数の者が利用する施設等の新築等の際に、オストメイト用設備の設置を推進しており、今後も障害者等が安全で快適に利用できる環境の整備に努めていくということでありますが、これは新築だけですか。既存の施設の改良も当然ありますよね。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 福祉のまちづくり条例におきましては、新築以外の施設の新設、増築、改築、移転、大規模修繕や模様替え、用途の変更の際にもオストメイト設備を含む施設の設備基準に適合させなければならないというふうに規定をしているところでございます。また、既存施設の改善につきましても、施設の設置者に対し、同基準に適合するように整備に努めなければならないというふうに規定をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 要は、既存施設も積極的に進めていくんですかということを知っているんですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 生活関連施設の新築等に関しては、その新築等の機会を捉えて設備基準の適合を義務づけているところでございますが、既存の施設の改善については、設置者等の負担が大きく義務づけは困難であるということで努力規定ということにはなっておりますけれども、障害者が安全で快適に利用できる環境の整備に向けて、県としては取り組んでまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 関係者から聞くと、県内は全く進んでいないようでございます。こういう方々が安心して出かけられるような状況をつくっていただくことが重要だと思いますので、ぜひその辺は念頭に置きながら

対処していただきたいと思います。

次に、北部地域の道路整備等についてでございますけど、北部で行われた道路網の整備促進並びに離島架橋の早期実現に向けた決起大会に対する所見を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えいたします。

北部振興会及び北部市町村会が、去る4月27日に北部地域の道路網整備等に向けた決起大会を開催したことは承知をしております。

県では北部地域の道路網の整備等につきまして、引き続き、国、関係市町村と連携し取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これはもう毎年、ゴールデンウィーク前に北部で決起大会をするわけです。それだけ北部の道路整備が遅れているというような状況を十分理解をしていただきたいと思います。

そして個別のものに移りますけれども、名護東道路の延伸について、県の考え方を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えいたします。

名護東道路は、名護市伊差川から許田に至る延長8.4キロメートルの高規格道路であり、現在名護市伊差川から数久田に至る延長6.8キロメートルの区間について、国による整備が進められております。伊差川から先の延伸につきましては、新広域道路交通計画の高規格道路に位置づけられたところでありまして、国、県及び関係市町村で連携し、北部地域の振興に資する道路網の在り方を検討しているところであります。今後とも関係市町村と連携し、早期事業化を国に要請していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 国の中でも、海洋博記念公園まで伊差川からつなげるんだということはもう早めに言っているわけですが、ここに来てテーマパークが現実的になりました。当然そうであれば、テーマパークも念頭に置きながら、早期整備をしないといけないわけですから、その辺しっかりとやれるような状況がありますよね。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘のございましたテーマパークの開園等につきましても視野に入れまして、関係機関と連携し道路網の整備の在り方ということについては検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 次に、県道84号線。事業が着手して11年目になります。執行率は今何%ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 名護本部線は、北部地域における観光振興等に資する重要な道路であり、早期の整備が必要であると認識をしております。

現在、用地取得及び渡久地橋の架け替え工事を進めているところであり、令和4年度末の進捗率は事業費ベースで約46%となっております。今後とも所要額の確保に努め、早期整備に向け取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これは令和4年度に完成する説明だったんです。それが45%、46%の執行率。土地収用後の県有地が遊休化して、沿線の景観が著しく悪化しているんです。これはもう何度も地元から要望が上がってきていますが、一向に進捗しない。ハード交付金の減少は、当然我々も理解します。現況では、町の発展の阻害要因にしかになっていない。道路整備は町の発展や環境整備のために行うのであるが、それが真逆になっているような状況を生んでいること自体、本当に悲しい世界です。もはやハード交付金だけに頼るわけではなくて、ほかの予算確保がもう必要になってきている時期だと思いますけど、その辺、知事、副知事、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 名護本部線につきましては、議員御指摘のとおり、沖縄振興公共投資交付金——ハード交付金で整備をしております。今後とも所要額の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 もうハード交付金だけには頼りませんよ。とにかく、この景観が悪くなっているような状況をつくるのは、観光の町として最大の阻害要因だということは念頭に置いて対処をしていただきたいと思えます。

次に、E T C車載器購入助成ですけれども、沖縄自動車道は特別割引が適用されておりますけど、来年度からE T C車のみが対象となります。沖縄県のE T C利用率は何%ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（金城 敦君） 沖縄県のE T C利用率は、67.3%です。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 全国ではどうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（金城 敦君） 全国では92.5%です。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 全国で92%、沖縄で67%。まあ少ないわけです。N E X C O西日本が車載器購入助成をする話がありますけれども、この辺確かですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（金城 敦君） お答えいたします。

E T C車載器の購入助成については、西日本高速道路株式会社（N E X C O西日本）が料金所の渋滞緩和やE T C専用化に向けた取組の一環として、令和4年度に実施したもので、今年度も夏頃から実施する予定と聞いております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これは取付けにどれぐらいかかるのか、金額。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（金城 敦君） 量販店においては、E T C車載器本体セットアップ費用、取付け工賃までセットで1万5000円程度となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 N E X C O西日本さんが、ある程度出してくれるということですが、県はそれに対して助成する考えはないか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（金城 敦君） E T C車載器の購入助成については、沖縄自動車道利用促進協議会の中で、N E X C O西日本が助成支援、県と経済団体が周知広報活動を担当することとしております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 1万5000円ぐらいするということのを、N E X C Oさんはどれぐらい助成すると言っているのか、それじゃ。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（金城 敦君） 昨年度と同程度の助成内容であれば、1万円の助成金と5000円分の通行ポイントが付与されることから、実質的な費用負担は無料となります。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 じゃ、それは県がアピールするべきですね。公開しながら、なるべくたくさんの方々を助成を受けられるような状況をつくっていただきたい。

そして、本部港の立体駐車場でありますけど、令和2年2月より供用開始されたが、伊江村民と一般利用者の絶対的な駐車場確保には至っておりません。新た

な駐車場整備が求められているが、その対応を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 本部港立体駐車場でございますけれども、利用が増加傾向にございまして、連休のときなどには混雑が見られております。対策といたしましては、臨時的に荷さばき地を利用するなどしまして臨時的な駐車場を設け、対応しているという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○土木建築部長（前川智宏君） 失礼いたしました。

本部港立体駐車場についてでございますが、令和2年2月の供用以降、利用が増加傾向にございます。駐車場の不足が予測される連休などには、臨時的に駐車場を設けるなどして、対応をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 もうこれは、新たな駐車場整備が必要だと地元も言っているわけです。離島・過疎地域振興に関する要望とか、沖縄振興拡大会議への要望、あるいは港湾整備事業に係る要望等も、地元からもう何度も何度も、そういうことを伝えているわけです。そういう観点からすると、必要だということ。今の立体駐車場を造る前に、いろいろ話を聞いたことがあります。その隣も県有地があって、一旦造って、それでも足りないようであればその県有地を利用して再度改めて造りたいというような説明を受けたような記憶がございます。この時期に来ているんじゃないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 先ほど、短期的な対策ということで申し上げました。中長期的な対策といたしましては、現在、調査を進めております本部港中長期計画、これは仮称でございますが、これにおきまして関係者等と意見交換を行いながら検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 それと地元からの要望は、出入口が重なっていて渋滞の原因となっているということですから。この辺の改善は。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えをいたします。

本部港の本港に接続する国道449号におきまして、本港南側のダイビングスポット付近の駐車場利用車両と港湾の利用車両が錯綜しているという状況を聞いております。現地を確認いたしまして、実施可能な対策を検討したいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これ、大問題だよ。この国道449号からの入り口は、このダイビングスポットがあるために、そこに隣接している公園が——駐車場もトイレもありますけど、午後4時に閉まるんです。そうしたらお客さんを迎えるために車を第一車線、要するに歩道側に止めてしまうわけ。その後ろに観光客やら地元の伊江村の方々の車がつながっていて、渋滞を起こしているわけです。それで船に間に合わなかった事例もあるらしいです。その辺の改善をどうするかというのは、この緑地帯の公園を4時以降もオープンにすることが必要だと思いますけど、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えをいたします。

緑地駐車場の利用は16時で終了しておりましたが、6月以降は17時に変更しているというふう聞いております。現在その利用時間の延長につきまして、影響を見極めつつ対策を検討したいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 最後に、本部港中長期計画でありますけど、その目的について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えいたします。

本部港については、現在、旧本港地区を対象に、北部地域の観光・リゾート地としての魅力向上、生活を支える物流空間の整備推進を目的とした本部港港湾振興ビジョンを平成16年3月に策定いたしました。同ビジョンに基づき港湾機能の強化等に取り組んできましたが、策定から20年近くが経過し、社会情勢が変化していること等を踏まえまして、同港全4地区7か所の将来像や施設配置計画等を示す本部港中長期計画（仮称）を新たに策定することとしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 この本部港、本部地区の大型クルーズ船バースの整備が完了していますけど、税関、出入

国管理、検疫所いわゆるC I Qが現在どうなっているかということと、あと、この国際的なクルーズ会社、ゲンティン香港と協定を結んでありますよね。コロナの関係で同社の業績が悪化し、会社清算手続を進めているような状況がありますけれども、これがスムーズにいけるような状況になっているのか、なっていないのか。

そして聞きたいのは、2023年6月14日のホームページで更新しているんですけど、本部港国際旅客船拠点形成計画がありますけれども、進行中というように県は6月14日に更新しているわけです。ゲンティン社がそういう状況になっていながら、大丈夫なのかという不安があるんですが、その辺も含めて説明してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えをいたします。

本部港の官民連携によるクルーズの振興につきましては、制度といたしましては今現在も進行中でございます。ゲンティン香港社等、船社の状況を見極めながら今後の対策について検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 皆さんおはようございます。

会派おきな南風、新垣光栄、一般質問を行います。

よろしく願いいたします。

先日、私の自治会でも子供たちと一緒に4年ぶりに慰霊祭を行いました。沖縄県でも6月23日、沖縄全戦没者追悼式が4年ぶりに通常開催となり、全戦没者の御霊に対し、心より御冥福をお祈りすることができました。私も二度と沖縄を戦場にしないと改めて気持ちを強くし、慰霊の日が、次の世代に不戦の誓いと恒久平和への新たな取組を発信し、祈りを語り継ぐための日となるよう取り組んでいく責務を痛感した一日となりました。その中で沖縄県議会の週の中、業務に当たられた職員の皆さん、大変ありがとうございました。

それでは大枠の1、知事の政治姿勢について伺います。

私はこの沖縄の現状を鑑みて、抜本的、急速な防衛力強化は、最前線、沖縄の深刻な懸念事項であると

思っています。知事の所見を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） いわゆる安保関連3文書では、厳しい安全保障環境に対応するため、南西諸島における自衛隊機能の増強等が示されております。

県といたしましては、米軍基地が集中していることに加え、自衛隊の急激な配備拡張による抑止力の強化が、かえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや沖縄が攻撃目標となることは、決してあってはならないと考えております。このため県は、去る6月9日、防衛大臣に対し、今後の自衛隊配備の予定及び検討状況等について事前に丁寧に説明を行うことや、反撃能力を有する装備の本県への配備は行わないことなどを要請したところであります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 今、東南アジアの国々では、二者択一の議論に巻き込まれることがないように、私たち東南アジアの諸国に米国と中国のどちらかを選ばせないでくれということが言われております。私たち沖縄県も二者択一の議論に陥ることなく、ソフトパワー外交と対話による第3の提案を模索することで、日本を対立から協力関係へと導き、劇的なパラダイムシフトを実現できると思います。地域外交室を立ち上げた、新しいことに挑戦する知事に敬意を表します。

それでは次に移ります。

大型M I C E施設の整備事業の進捗状況と知事の見解について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） お答えします。

P F I法に基づく手続として、公共施設等運営権を設定する民間事業者を選定しようとする場合に定める実施方針に関し、必要な事項を定めるため、今議会に条例を提案したところであります。条例制定後は、令和5年度に実施方針の策定、公表や特定事業の選定の手続等を進め、令和6年度以降の入札公告、事業者の選定、事業契約締結に向けて取り組んでまいります。

県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、大型M I C E施設の整備と、M I C Eを中心とした魅力あるまちづくりを推進することとしております。成長著しいアジア地域や国内のM I C E需要を取り込み、県経済の活性化や産業の振興を図るとともに、東海岸地域の振興による県土の均衡ある発展につなげてまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 ありがとうございます。

これ、東地域の——私たちからすると、大変期待していた施設であります。この施設の運営方法をPFIによって整備をしたいということなんですけれども、その整備の運営手法について、分かりにくいので説明をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 本事業は、民間のノウハウや創意工夫が最大限発揮できるよう、大型MICE施設の設計・建設及び運営・維持管理を一体事業として実施することとしております。具体的には、大型MICE施設の設計・建設後に県へ所有権を移転するビルド・トランスファー方式（BT方式）と併せて、県が民間事業者へ公共施設等運営権を設定するコンセッション方式による施設の運営・維持管理を想定しております。これらのスキームにより、整備については県の負担、運営・維持管理については民間事業者の独立採算を見込んでいます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 この施設整備費に関しては県の負担、運営がPFIによる民間委託をするということと理解すると分かりやすいと思いますので、その辺をもう少し地域の方々、関係者の方々にも説明をしていただきたいと思います。

次に、民間事業者による運営・維持管理の合理性を十分検討されて、このPFIを実施していくのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 大型MICE施設の運営の収支につきましては、20年の事業期間、催事開催件数を年間223件、これについては12年目に達成するという段階的な催事件数の増加を見込んでおります。催事参加人数が98万人と、こういった条件で県が試算した場合には、安定した運営が可能になるという試算結果を得ております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 やはりこれだけ投資するわけですから、赤字になってはいけないということで、しっかりその収支も検討されての実施だと思っております。そこで、これまでになかった施策、新たな手法で、PFIで、MICE施設を進めていくわけですが、これ新たな挑戦だと思います。玉城知事の思いをお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） この大型MICE施設整備事業は、いわゆるサンライズベルト構想の非常に重要な、核をなす施設計画であります。ですから、できるだけ公共施設の運営権を設定する民間事業者を選定するなど、これから民間事業者がこのサンライズベルト構想に柔軟に参画が得られるような、そういう機会にもしていきたいと思います。ぜひとも、そのためにもこの事業を着実に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 力強い発言ありがとうございます。

次に(3)、公民館（地域コミュニティー）等の活動支援について、知事の所見を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

公民館は、地域住民の教養の向上、健康や社会福祉の増進、生活文化の振興に寄与する目的で設置された社会教育施設であります。

県教育委員会では、公民館関係者を対象に資質向上のための研修会や、先進事例の発表等を行う沖縄県公民館研究大会を開催するなど、公民館活動の振興を図っているところであります。今後とも関係機関と連携しながら、地域コミュニティーの核となる公民館活動の支援に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 この今、従来どおりの公民館の支援だと思ふんですけれども、そこで今教育長が答弁した公民館と、自治公民館の違いについてお伺いします

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

公民館と自治公民館の違いでありますけれども、それぞれの施設は設置者に違いがございます。社会教育法において、第21条で「公民館は、市町村が設置する。」とあり、第42条で「公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。」と明示されております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 少し分かりにくいなんですけれども、今、公民館は社会教育法上の公民館で、自治公民館は各自治会でつくったということで理解しております。その中で、今やっぱり教育委員会としては、公民館、今までは社会教育法上の公民館でした。それを新たに

知事公約、そして新・21世紀ビジョンに組み込まれた政策で、公民館活動の支援事業をやっていくという方針を沖縄県は出しております。その事業に対して、この事業は所管が企画部になると思うんですけれども、社会教育法上の公民館ではなく自治公民館も含めて、どのような支援を今考えているのかお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（金城 敦君） お答えいたします。

議員がおっしゃるように、公民館には市町村が設置する公立公民館と、地域住民による自主組織の団体が管理運営する自治公民館があります。自治公民館の運営を図る上では様々な主体が一体となって、持続的な地域づくりを行うことが重要であると考えております。

県では、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の活用などを通じ、自治会への支援を行うとともに、市町村と連携し、総務大臣表彰や叙勲への自治会役員等の積極的な推薦を行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 新たな施策として取り組んでいただいていることは、とても評価します。でも、まだまだこの支援体制が弱いと思います。公民館自体、市町村の管轄ということはよく分かった上で、今、中学生による公民館部の結成とか、大名児童館で高校生による無料塾などを——今若者が公民館を活用した事業を推進しております。そして地域では、福祉行政、児童等の中心——私はこの公民館が、行政の末端の最重要の組織であると考えています。その公民館を支援していくことは、行政コストを抑え、そして地域に最も適した政策が行われるのではないかと考えております。そういった意味でも、この公民館の支援について、企画部は部局横断的に公民館の活用をする事業、スキームをつくるべきではないかと考えておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（金城 敦君） お答えします。

自治公民館を活動の拠点とする自治会は、地域住民と行政とのかけ橋の役割を担っており、住民相互の連絡、環境美化、防犯・防災、エイサーやお祭りなど、地域の伝統・文化の継承など地域的な共同活動を行っております。また、市町村においては自治会に対し、活動等の補助や住民向け広報配布等に関する事務委託を行うなど密接な関係にあることから、自治会の支援に関しては、市町村の関わりや取組が重要であると認

識しております。

県としましては、市町村との役割分担を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 先ほどから申しておりますけれども、市町村の役割とは分かった上で、そういう県の事業でスキームをつくって、何らかの地域活性化のために、地方創生のために事業をつくることはできないかと言っているんです。そういった中で、この自治体の公民館でどういう事業ができるのか、県内の自治体から公募したりアンケートを取ったりしたらどうかと思っているんですけど、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（金城 敦君） 自治総合センターで行っているコミュニティ助成事業は、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業の一環として行うコミュニティー活動への助成事業であり、地域社会の健全な発展と社会福祉の向上に寄与することを目的とするものです。そこで支援している事業としては、一般コミュニティ助成事業、コミュニティセンター助成事業、青少年健全育成事業、共生の地域づくり助成事業、活力ある地域づくり事業など、このような事業があります。他部局にも自治会を支援する事業がございますので、これを連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 そうですね。宝くじ助成事業も公民館に活用できると思いますので、そういった事業を併せてスキームをつくっていただきたいと思いますので、よろしく願います。そして、県職員も自治会に加入して、自分の自治会がどういうことで困っているのかというのもしっかり感じていただきたいと思いますので、次また、職員の自治会の加入率等も聞かせてください。

次、大卒の2、観光税導入について、議論が先ほどありましたとおり、観光税導入に向けて各市町村で議論されている中で、ハワイや京都等の導入先進地の実態についてお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） ハワイにおける宿泊税率は13.25%で、2022年会計年度では、税収の約87%が一般会計予算として活用されており、このほかハワイコンベンションセンターの運営資金、自然資源の保全や観光施策等に活用されております。国内では、東京都、大阪府や京都市など9つの自治体が導入しております。直近では、令和2年4月

に、福岡県において、県と福岡市、北九州市が同時に導入しており、令和5年4月には長崎市が導入しております。使途としましては、観光客の受入れ体制の充実・強化、観光プロモーションや景観の保全など、各自治体において優先する観光振興施策の取組に活用されております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 それではハワイの観光は、今2兆円の経済効果をもたらしていると言われている。そういったハワイで観光税の導入の要因が何であったか、そして今その税率を13.5%に上げたんです。コロナ禍で大変厳しい中、13.5%に上げています。そういったことをしてまで観光税を増額した要因は、やはり観光に資するためだと思っているんですけども、県の見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 把握する中では、ハワイ州の宿泊税は全ての宿泊施設で課税され、税率は10.25%のハワイ州宿泊税と3%の各市、郡のホテル税を合わせた13.25%となっております。これらの税を活用しまして、先ほど申しましたハワイコンベンションセンターの運営資金、それから自然資源の保全等、観光振興の促進に有効に活用されているというふうに理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 もう一つ、ハワイの観光戦略プランがあると思います。そういった中で、この沖縄との戦略プランの違いはどのように今認識しているのか、お伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時6分休憩

午前11時7分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） ハワイの観光戦略について、申し訳ありませんが詳しく把握はしていませんでしたが、自然資源——魅力ある資源を保全しながら活用すると、そういった観点から活用されていると思いますが、沖縄県におきましても、沖縄が世界に誇れる観光リゾート地として発展していくことを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図る観点から、この観光目的税の導入に向けて取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 また後で、使途のところでお聞きしますけれども、私は、ハワイのこういった戦略は本当に先端を行っていると思っております。やはり自然環境の保全、そして伝統文化——地域に利益がないと今からの観光は持続可能な観光ではないという方針で、今進めていると思いますので、この辺も観光税を導入するのであれば、しっかり念頭に置いて進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

その中で(2)、観光税、宿泊税の導入時期や税額、自治体との配分についてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県では、新沖縄県行政運営プログラムにおきまして、宿泊税の令和8年度の導入を目指しているところです。税率につきましては、宿泊料金1人1泊につき2万円未満を200円、2万円以上を500円と想定しております。また、県と市町村との税率につきましては、令和元年10月に開催された沖縄県法定外目的税制度協議会で示された制度設計案におきまして、県と市町村で1対1とすることとしており、例えば宿泊料金が2万円の場合、導入を予定していない市町村では県の税率は200円とし、導入を予定している市町村との間では、県と市町村がそれぞれ100円の税率を考慮しております。また、県が徴収した税の市町村への配分は、交付金なり補助金で配分するという想定はありますが、これにつきましては、税率、それから税の使途を考慮しながら検討していくこととしております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 今、税の使途等の部分も含めて議論していく中で、この観光税の税法上の格付は、基準財政収入額の算定対象外である目的税になると思います。その算定対象外の目的税のメリットはどのようなものがあるのか、お伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 法定外目的税は地方分権一括法、平成12年に制定された際に創設された制度でございます。そのときの地方分権推進計画の中で示されておりますのは、住民の受益と負担の関係が明確、課税の選択の幅も広げることにもつながるとされております。実際、法定外目的税は、特定の事業の実施により特に利益を受ける者に対して、当該費用に充てるために課せられる税をいいます。議員がおっしゃるように、普通交付税制度の中の基準財政収入額にも算定されませんので、徴収した収入については、交付

税の額の算定には影響を受けない。普通は法定税が伸びれば交付税が減るという相関関係にありますが、法定外税の場合は、この対象外であるというメリットも挙げられると思います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 今答弁がありましたとおり、この法定外目的税は沖縄県にとって相当な税制上のメリットがあると思います。そこで、今、定額で皆さんは検討していると思いますが、私は定率制のほうがいいのではないかと考えておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 制度設計素案における税率につきましては、平成30年度に開催されました観光関連事業者の皆様や有識者等で構成される観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会、ここで一律定額方式それから2段階定額方式、そして定率方式について検討を行った結果、税の公平性や担税力に配慮しながら簡素な税制度となることなどを踏まえて、2段階の定額での提言がなされたところです。そのため、2段階の定額方式を前提として、今関係団体の皆様と意見交換を進めていくということとしていただいております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 今多くの学者の皆さん——沖縄県以外の外国の皆さんから、定額制の場合は、ADR——平均客室単価が上昇しても徴収率が変わらないなどのデメリットがあるという指摘があり、やはり私もそういう考えで、何で1泊50万円の宿泊施設がある中でこれに500円なのかというのは、もう本当に間違っているんじゃないかと。税率が10%であれば、それなりの宿泊料金に10%掛けられるんですね。それがいいのではないかと考えておりますので、ぜひ10%程度、5%というふうに税率で掛けたほうが良いと思っております。それで今、定額にした場合、試算ではどれくらい見込んでおりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時14分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の平成30年度、これを基に試算いたしますと、税収は年間で約42億円の見込みとなります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 定率で5%にした場合と10%にした場合は、どのぐらいの金額になるのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 先ほど申し上げましたように、この法定外目的税が制定された際には観光事業者、ホテル事業者の皆様が特別徴収義務者となります。その観光関連事業者の皆様等と協議を行った、提言をいただいた2段階の定額の税率ということで、今試算しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 それで、私も皆さん答えてくれないものですから、少し試算してみました。そうしたら、10%で260億ぐらいの予算になると思います。そうすると、この観光税を使って今コロナ禍で大変厳しい中で、業界は大変だと思います。だからコロナ禍が落ち着いてからでもいいと思います、元に戻ってからです。

そういったときに、この観光税をハワイと一緒に、私たちは観光に資する事業に使うわけです。私たちの共通の財産である沖縄らしさ、それを事業者は、私たちの共通の富を資本に変えてもうかっているわけですよ。それを還元してもらって、さらにもうけていただくために、沖縄を世界水準の沖縄県にするために、沖縄らしさを取り戻す、自然の保全をやっていく、これが県民意識調査の中で一番やってほしい施策であるわけですが、皆さんにはそういった認識を持って、観光税を導入していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 宿泊税につきましては目的税でありますので、納税者に利益が還元される必要があります。このため、使途につきましては、観光客の受入れ体制の充実強化、観光地における環境及び良好な景観の保全、観光の振興に通じる文化・芸術の継承及び発展、並びにスポーツの振興、地域社会の持続可能な発展を通じた観光の推進を想定しているところであります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 まさにそういう目的でやるからこそ、しっかり観光税を頂いて、ハワイと一緒に、頂いた分を還元するという事を考えれば、これはもう当たり前のことだと思います。この100円とか200円を取って、観光に資する事業ができるかということ、もう本当に先ほどから議論があるように、ホテルを誘致したところにしか恩恵がない状況になります、今のまま

だと。それではない、ホテルを誘致したところではなくて、沖縄の自然をしっかりと保全している北部であったり、ホテルのない地域、離島であったり、定住が難しい地域、そういった沖縄らしさをしっかりと守っていく地域にも分配する。それで沖縄観光がもう1ランクグレードアップするという考え方で観光税を導入しないと、一部の財政の不足で、各市町村の不足で観光税を導入するという議論は、もう本当に視点がずれていると思います。

沖縄全体を考えた場合、県民意識調査の中でも一番今沖縄県民が求めているのは、自然環境の保全と再生。次がリゾート化とは言っているんですけども、ここを読み間違えてはいけないと思います。今まで失われた沖縄らしさを取り戻すということが、リゾート化だと思っております。そういったものに観光税をしっかりと使っていく。そのためには、一部の市町村、ホテルを誘致している市町村に利益になるような観光税の導入ではなくて、全ての沖縄の部分で活用できる観光税にしていきたい。

最後に知事の答弁を求めて終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 非常に有益な御意見をいただいているというように思います。議員おっしゃるように、やはり沖縄が、持続可能な社会の形成と同時に観光によってこの県内経済を支えているということの将来性については、様々な御議論、御意見を頂戴して、よりよい将来の在り方についても、この観光税の導入に向けて大いに議論をしていきたいと思っておりますし、それによって多くの方々の御理解を得られるのであれば、さらに進化する税の形というものも探求できるのではないかと思います。引き続き検討してまいりたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 ほかに社会資本整備、そして都市計画政策、沿道景観政策について質疑するつもりでしたができませんでしたので、また改めてやりたいと思っております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 日本共産党の玉城武光です。

一般質問を行います。

1、物価高騰、電力料金の引上げ等から暮らしと経済を守る施策について。

(1)、電気料金値上げに対する県独自の支援策・特別高圧受電契約事業支援の成果と今後の支援策を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

本事業では、特別高圧受電契約者に対し、令和5年1月から9月までの期間を対象に、県独自の補助を行っております。1月から3月までの使用分の申請状況は、6月21日時点で43施設、約4億3600万円となっております。また4月から9月までの使用分に対する補助につきましては、公募を開始したところでございます。10月以降の支援につきましては、燃料価格の推移や国政における追加支援の議論等を踏まえるとともに、県民及び県内産業に与える影響や支援ニーズ等を把握しながら県として適切に対応してまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 今、部長の答弁の中で、県民及び県内産業に与える影響について把握しながらということの答弁でしたけど、どのように影響を把握されておりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

これまでの電気料金の高騰につきましては、世界的な燃料価格の上昇、その要因としましてロシア・ウクライナ情勢でありますとか、為替レートの円安の状況ということを受けてきてございます。これに関しましてはこれまで大きな影響を受けてきておりますので、今後これがどうなっていくのかというのを10月まで見極めながら今後の対応というのを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 このいろいろな影響が、いろいろ報道されております。沖電料金の引上げについてという新聞の報道の中の見出しに、冷房我慢、生活できない。ひとり親世帯悲痛、年金生活者も不安の声と報道されております。そして、2021年の沖縄子ども調査によると、17歳以下の子がいる困窮世帯の17.4%が電気料金の滞納経験があったと答えております。その割合は、一般世帯の10倍近い高さであります。

県民所得が低く、ほとんどが中小企業という沖縄では、電気料金の値上げによる影響が他の地域より大きい。補助の延長も新たな負担軽減策もないまま、大幅値上げを容認することはできないという、そういう県民の声、報道がございます。そして、そういう中で、これは5月23日の新聞報道ですが、沖電40億円の黒字予想、2024年の値上げで大幅回復との報道がされておりましたけど、40億円の黒字が予想される中で

の電気料金の引上げに対する所見をお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

今議員からございました沖縄電力の業績予測につきましては、台風などの災害に対する備えでありますとか、再エネの主力化などに向けた取組を含め、電気の安定的な供給のために必要な経費が積算されているものと認識しているところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 県民の生活とか、いろんな状況を私は先ほど紹介しましたが、その40億円という黒字のある中で、幾らかでもそういうところを引下げに回すとか、そういうことを考えられないかということなんです。県民は納得しないと思いますけど、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、県民あるいは事業者の理解を得るためには、沖縄電力における経営合理化を徹底する必要があるというふうに考えてございます。

ですので、県としましても、同社に対しましては経営改善化に向けた自助努力を促してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 ぜひ、県民の声を沖電に届けていただきたいということです。

次に、L P ガス料金に対する支援の概要を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

L P ガス料金につきましては、近年、上昇傾向にあることから、6月補正予算にL P ガス料金高騰支援事業を計上しているところです。同事業は、県内のガス小売事業者に対して補助を行い、使用料金から直接値引きする仕組みとなっていることから、約60万件の需要家からの申請は不要となっております。具体的な支援の内容につきましては、令和5年4月から9月までを対象期間とし、9月使用分の料金から総額で最大1800円の値引きを行うこととしております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 次に(3)に移ります。

今、観光業界の中では、人手不足という事態がいろいろ現れております。観光事業者受入体制再構築等緊

急支援事業の概要と課題について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 本事業は、旅行需要が回復傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染症に加え物価高騰等により、引き続き影響を受け、観光事業者においては人材確保等の受入れ体制が整っていないことから、受入れ体制の再構築のための取組に対して支援するものです。具体的には、人材確保に必要な広告、紹介手数料等に要する経費、レンタカーの増車に対応する駐車場等に要する経費、バリアフリーなどの受入れに必要な施設改修やDXなどインフラ整備等に要する経費などに対して補助率10分の8、従業員規模に応じて最大500万円を上限に補助するものです。今般、支援対象者を拡充するため、約5億円の補正予算を計上しております。課題としましては、本事業は観光事業者が行う受入れ体制の再構築や前向きな投資を目的とした様々な取組に支援できるため、本事業の活用を促すことが重要であります。このため、メディアなどを活用した広報や、地区別説明会を実施するなど、周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 これまでの支援件数と交付金額を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 令和5年6月時点の申請件数が29件、額が約4400万円、交付決定が12件で約1500万という状況であります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 観光関連業界の人手不足の解消のために頑張っていたきたいと思います。

次、県独自の物価高騰対策の諸施策の成果と今後の支援策を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 県においては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金等を活用し、昨年度から学校、農家、医療・福祉施設、保育事業者、交通事業者など、様々な分野に対する支援に取り組んでおります。さらに、今年度の補正予算において、電気やL P ガスの料金高騰に対する支援など、県民生活の負担軽減につながる取組を行うこととしております。

県としましては、引き続き同交付金等を活用し、物価高騰による県民生活や経済活動への影響に適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 物価高騰で大変な生活の困難が続いておりますから、ぜひもっと支援策を強化していただきたいということを要望したいと思います。

次に2、農林水産業の生産基盤整備と振興策について。

(1)、甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業の製糖工場の持続可能な生産体制の構築を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

国においては、甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業により、製糖業の働き方改革への対応として、労働力確保や設備の改良等への支援を講じております。一方、製糖工場の整備においては、多額の建設費用を要することから、既存事業の活用だけでは事業の実施主体の費用負担が大きく、実施困難と認識しております。

このため県としましては、引き続き市町村等関係機関と連携し、工場整備に係る具体的な方策について検討を進めるとともに、国に対し、高率補助による支援等について要望してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 部長のほうから具体的な方策について検討を進めるといことでしたけど、いつから具体的な方策の検討を開始するんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

令和2年度から沖縄県分蜜糖製糖工場安定操業対策検討会議ということで、様々な課題の整理を行っているところです。主な検討内容でございますが、整備の老朽化の現状と課題について、また既存施設における操業停止のリスク管理について、老朽化対策として更新及び建て替えの課題について、また更新に必要な対策についてなどの検討を令和2年、3年、4年と行い、今年度も市町村とか関係機関を交え、意見交換をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 いろいろな検討をしているというお話でしたけど、私たち、日本共産党県議団として工場

を視察してまいりました。それから、経労委員会の常任委員会でも視察をいたしました。この工場——ゆがふ製糖なんですが、工場はいつ操業が停止してもおかしくない、そういう状況になっております。その工場を、三役の皆さんの中で視察に行ったことはございますか。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋副知事。

○副知事（照屋義実君） 就任間もない時期に私も見に行っております。現場を視察した感想を申し上げます、やはり相当な築年数がたっているということもありまして、早めに建て替えをして、農家の方の操業に影響を及ぼさないような形を早くつくっていかないといけないというふうな認識を持っております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 ぜひ、関係団体との協力もして、それから国のほうにも要請をして、一日も早く工場の建て替えを検討していただきたいと思います。

次に移ります。

飼料高騰の影響による肥育牛・繁殖牛畜産、養豚農家等の現状と支援策を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

畜産経営に占める飼料費の割合は、繁殖牛で3割、肥育牛で5割、鶏や豚では6から7割と高い割合を占めており、畜産農家は飼料価格高騰の影響を大きく受けております。令和5年度においても、配合飼料価格の高止まりが続いていることから、飼料費の負担の急増を緩和するため、今議会にさらなる追加支援策に係る補正予算を提案しているところであります。

県としましては、引き続き市町村や関係団体と連携し、畜産農家の経営安定に努めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 畜産農家は大変な状況に陥っているというのは、これは令和5年2月の県議会で質問しましたけど、平成30年から令和3年までの4年間に、離農した酪農家の戸数が12戸。それから養豚では67なんです。そういう、もう廃業するような状況に陥っておりますから、ぜひ県の支援策を強化していただきたいと思います。

次に移ります。

加工用生乳の輸送費に対する不利性解消事業は、県の酪農協同組合との調整もしているという話は聞いていますが、今年度の来月7月から8月にかけての夏休みから実施をしていただくのか、お伺いをいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

加工用生乳の県外出荷に係る農林水産物条件不利性解消事業の活用につきましては、沖縄県酪農農業協同組合など関係団体と情報共有を図り、令和5年度より補助事業の対象となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 ぜひ実施のほうをやっていたきたい。

次に移ります。

電気料金の値上げは、暮らしとか農業とかそういうところにもいろいろな負担になっております。電気料金値上げによる花卉園芸農家の負担増の実態と、その負担増に対する軽減策を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

電気料金の値上げによる影響については、菊農家の電照栽培における光熱費の増加があります。県では、白熱球から消費電力の低いLEDへ転換することで、光熱費を約8割軽減できると試算しており、これまで産地生産基盤パワーアップ事業などを活用し、20市町村、342ヘクタール分のLEDを整備しております。

県としましては、本事業によりLEDを整備することで、菊農家の負担軽減を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 そのLEDの導入に対する当初の予算額と補助率、それからLED電球を導入した場合に、電気料金はどれぐらいの軽減になるのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

本事業の令和5年度の当初予算額は、2億500万円となっております。また補助率は、2分の1以内となっております。LEDに係る生産者団体から要望のあった事業費は、約6800万円であることから、当初予算で事業の執行が可能であると考えております。

県としては、本事業を適切に執行し、菊農家の負担軽減を図ってまいりたいと思います。

また、白熱球からLEDに換えることで光熱費はどれぐらい軽減できるかということですが、消

費電力の低いLEDへ転換することで、約8割軽減できると試算をしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 台風2号による農林水産物の被害状況と支援策を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

台風2号による農林水産業関係の被害額は、約7億2700万円となっており、宮古地区を中心に葉タバコやゴーヤー等の農産物被害や、漁港の浮き桟橋などの施設被害が生じております。このため農家に対する支援として、営農相談窓口を設置し、農業共済・収入保険等による補償を行っているほか、被災した農林漁業施設の復旧につきましては、災害復旧事業等により対応しているところであります。

県としましては、引き続き関係機関等と連携を図りながら各種支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 次に移ります。

3、暮らし、福祉行政についての(1)、高齢者福祉についてですが、無年金、低年金の状況と高齢者への生活支援を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

厚生労働省の年金に関する直近の調査結果によりますと、令和元年度県内で65歳以上で年金を受給されていない方は、約1万2000人となっており、65歳以上の人数の約3.7%を占めております。これは全国の2.2%より高い状況となっております。また、令和4年3月末時点の平均の年金月額、厚生年金が全国では14万5665円に對しまして、沖縄県は12万3755円。国民年金が全国では5万6479円に對し、沖縄県5万2112円となっておりまして、ともに全国平均を下回る状況となっております。

年金だけでは生計維持が困難となる方に対しましては、自立相談支援機関等において適切な支援につなげるなど、個々のニーズを踏まえたきめ細やかな対応をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 約1万2000人の無年金者が、65歳以上の方々がいらっしゃるという答弁がありましたけど、これ全国的にも非常に高い割合となっておりますが、沖縄県がなぜこのように無年金者の比率が高いのか、お答えできるんでしたらお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

年金額は、保険料を納付した期間や免除を受けた期間により算出されることになっておりまして、沖縄県はこれまで納付率が全国でも最も低かったということが、年金受給額が低くなっている要因であるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 次、特別養護老人ホームの新規申込者の状況と待機者の状況、施設の建設計画を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

令和4年4月1日現在、特別養護老人ホームの入所の必要が高い待機者は800名となっております、そのうち令和3年11月1日以降の新規の申込者が141名となっております。県では、沖縄県高齢者保健福祉計画に基づきまして、令和3年度から令和5年度までに特別養護老人ホーム等1289床の定員増を計画しておりまして、令和4年度末現在、331床を整備したところです。令和5年度においては、485床の整備を予定しており、引き続き市町村と連携しまして取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 今部長のほうから、800名の入所待機者の方々がいらっしゃると。それを解消するための特養ホームの整備計画を伺いましたけど、いつまでに解消できる計画になるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 今、計画に基づき1289床の整備計画があるというふうに答弁をさせていただいたところでございます。令和3年度から5年度までに816床の整備を予定しておりますが、今現在の進捗状況としましては、計画どおりの整備が厳しい状況にはなっております。施設の整備等が計画どおりに整備できていない主な要因としましては、介護人材の確保が困難であるということや、都市部において土地の確保が困難であるというようなことが挙げ

られます。

県としましては、市町村と連携をしながら、引き続き整備計画が進められるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 この特養ホームとかいろいろな施設の整備に、ぜひ全力で頑張ってくださいと思います。

次に移ります。

コロナ特例貸付制度の返済免除の状況を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

緊急小口資金等の特例貸付けでは、住民税非課税世帯等を対象としまして、償還免除制度がございます。令和5年4月末時点で対象となる約10万2000件、351億8000万円のうち約44%に当たる4万5000件、159億7000万円の免除を決定したところでございます。また、免除要件に該当しない方に対しまして、個々の状況に応じて償還猶予等の対応を行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 今度1年間の生活困窮ということが認められれば、1年間の償還猶予もあるとの答弁でしたけど、今般、電気料金の引上げや物価高騰などが続いている状況にありますので、償還猶予の延長も考えるべきではないでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

この制度につきましては、全国一律の制度となっております。猶予期間というのは1年ということになります。取扱いについては国との調整が必要であると考えております。償還猶予のほかに分割納付であるとか、そういった制度もございますので、償還免除の対象とならない方に対しましては、こういった分割納付とかそういったところについても周知を図っていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 次に移ります。

生活困窮世帯の80%を超える方々が物価高の影響で学習や教育関連の支出を減らす傾向があるというこ

とが公益社団法人チャンス・フォー・チルドレンの調査で分かったとの報道がありました。生活困窮世帯への支援をもっと強化、充実すべきではないですか。対応をお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

県及び各市におきましては、困り事や不安を抱えている方からの相談を県内19か所に設けました生活困窮者自立支援制度の相談窓口において、幅広く受付をしているところでございます。

県におきましては、県の広報誌やチラシを各戸配布するなど、制度の周知を図るとともに、県の広報番組等を活用しまして、分かりやすくその制度の紹介をしているところでございます。引き続き関係機関と連携しながら、生活に困窮する方々に適切な支援ができるように取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 今、19か所の相談箇所、それから制度の周知の徹底との答弁がありましたが、どのような相談支援を行っておりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 県では町村を所管しておりますけれども、相談状況としましては、令和4年度の新規の相談受付件数が1407件となっております。令和3年度の新規受付件数4963件に比べますと28.3%の減少となっております。内容としましては、相談者の約3割に当たる方が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて生活に困窮しているということ、また5割の方が物価高騰の影響を受けて生活に困っているというような相談でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 先ほどもいろいろ困窮世帯のことをお話ししましたが、このひとり親世帯が、今非常に困難に陥っていると。先ほどの電気料金の引上げで、電気料金も払えない世帯が多くあると。それから、年金生活者も年金額が低くて大変だということを皆さんに紹介いたしましたけど、今、低所得のひとり親世帯に対する支援の概要をお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 県では、食料費等の物価高騰に直面して影響を受けている低所得のひとり親世帯に対し、生活の支援を行うということで、児童1人当たり一律5万円の給付金を支給するというのを今実施をしているところでございます。その財源としましては、今年の5月に専決で補正予算を

計上させていただき、今議会において承認議案ということで提出をさせていただいているところでございます。内容としましては、令和5年3月に児童扶養手当を受給している御家庭につきましては、既にこの5月31日をもちまして振込を終了しているという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 今、このひとり親世帯に対する支援ということで、各市町村にもそういう補正のことが行っているということをお聞きしました。今、5万円の支給ということでありましたけど、総数として何世帯、何名なんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 県のほうで所管しております町村部についての数字で御説明をさせていただきたいと思っております。町村部におきましては、5146世帯を見込んでおります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 今、先ほどから私いろいろ紹介しているんだが、この支援を国にも要請をして、もっと強化していく、そういう生活状況になっておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

次に移ります。

4、命・安全を守る防災・減災のまちづくりについて。

道路、港湾、漁港、空港等の耐震化・老朽化対策、治水・浸水・土砂災害等の整備計画をお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えいたします。

土木建築部が所管する道路、港湾、空港等の社会基盤については、定期的な点検を実施し、長寿命化計画等に基づき耐震化と老朽化対策に取り組んでおります。治水対策として河川の拡幅整備、浸水対策として市町村の下水道事業による雨水幹線等の整備、土砂災害対策として砂防関係施設の整備を推進しております。引き続き、安全・安心で快適な社会づくりに向け、防災・減災対策に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 今、答弁がありましたけど、この那覇南部地域で特に河川、それから漁港、それから治水対策ということで何か所ぐらいあるんですか。具体的に教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 南部地域におきます治水対策についてお答えをします。

県では、那覇市の国場川、八重瀬町の報得川、久米

島町の謝名堂川など5河川において、河川の拡幅整備事業を実施しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） 漁港の耐震化・老朽化対策について、農林水産部のほうでお答えいたします。

漁港につきましては、国の漁港漁場整備長期計画や国土強靱化基本計画等に基づき、施設の耐震化や老朽化対策を進めております。本年度は、県管理の渡名喜、当添漁港など12漁港。市町村管理の奥武、志喜屋漁港など8漁港。合計20漁港で事業を実施しております。

県としましては、引き続き漁港機能の維持、強化のため、災害に強い漁港の整備を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 土砂災害等の整備計画は答弁がなかったんですが、どういう箇所があるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 失礼をいたしました。

県では、南風原町新川地区で地すべり対策事業、それから南城市小谷地区で地滑り防止施設の老朽化対策、糸満市武富地区におきまして、急傾斜崩壊防止施設の老朽化対策などを実施しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 いろいろ、こういうのはハード交付金だと思うんですが、道路の整備とかそういうのがなかなか進捗が進まないという状況があるんですが、しかし、命と安全を守るためにはその整備は強力に進めていただきたいと思います。

次に移ります。

県道の整備について。

県道77号線（糸満与那原線）の八重瀬町東風平地内の改良整備計画を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 糸満与那原線は、八重瀬町東風平から屋宜原の延長約1キロメートルの区間について、交通渋滞の緩和等に向け、交差点改良や歩道等の拡幅整備を実施しております。令和4年度末の進捗率は、事業費ベースで約30%となっております。今後とも所要額の確保に努め、早期整備に向け取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 この県道77号線の質問は、私、今

回で多分3回目ぐらいだと思うんですが、なかなか進まないんですね。地権者がいろいろ協力したいと言っている中で、査定も終わっているんだけど、お家ももう造り替えたいということをおっしゃっている方が多数いるんですよ。そういう方々に応えるためにも、今進捗率が30%ということなんですけど、ぜひここは地権者の皆さんの声に応えて、整備を加速させていただきたいと思うんですが、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 予算の配分は厳しい状況ではございますが、今後とも所要額の確保に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 部長、皆さんの答弁は、毎回この答弁で終わるんですが、ひとつ皆さんの頑張りが目に見える形で表していただかないと、議会で答弁をして、はい、これで終わりますという話では進まないと思いますから、ぜひそういう面でいろいろと国のほうにもハード交付金の要請をして、ぜひ進めていただきたいと思います。

次、これも県道77号線の南城市内、大里地区というところなんですけど、陥没道路の補修整備について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えいたします。

糸満与那原線の当該箇所につきましては、擁壁の沈下に伴い、歩道及び車道の一部にひび割れが発生していることを確認したため、応急対策として、注意喚起の立て看板やカラーコーンの設置及び車道部のひび割れ箇所へのモルタル充填を実施しております。現在、県では、道路補修のための詳細設計を進めているところであり、設計完了後、工事を発注することとしております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 この地域、陥没したというところは傾斜地ですよ。傾斜地ですから、ぜひこれ、早く進めていただかないと、傾斜したところもろとも崩壊する可能性があるわけですから、ぜひ設計も早めにして、それから整備もしていただきたいということなんですけど、部長どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） 現在、当該箇所については、定期的なパトロールなどにより異常の確認を行っております。設計につきましては、片側交互通行を確保する条件で施工計画を策定する必要があるため、施工方法や仮設等の検討に時間を要しております

が、早急に設計を終わらせてまして、工事を発注したいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 ぜひ、そういう安全を確保するためにも、そういう道路の整備を加速させていただきたいということを要望して終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後1時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

午前に引き続き、質問及び質疑を行います。

比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 よろしく願いいたします。

この6月、ていだ平和ネット、立憲おきなわ、おきなわ南風、そして私たち日本共産党県議団も、この玉城デニー県政を支える与党全会派が、今、岸田政権が進める沖縄での自衛隊配備強化の実態について、現地調査を行ってまいりました。

与那国、石垣、宮古、うるま市、沖縄市と地元の住民の皆さんとも意見交換を行ってきたわけですが、私が大変印象に残っているのは、戦後の沖縄を歩んできた大先輩の方のお話でした。ひたすら平和憲法の下に帰ると頑張ってきた。それなのに今の沖縄はどうだ、米軍は居座り続け、自衛隊は増強じゃないか。こうしたやるせなさや怒りは、今多くの県民が感じているのではないのでしょうか。沖縄を二度と戦場にさせない、改めてその思いを強くしたところですよ。

それでは、通告に基づきまして質問を行います。

敵基地攻撃能力（反撃能力）を有するミサイル配備・弾薬庫建設について。

(1)、沖縄が「標的の島」となるような、敵基地攻撃ミサイル配備計画は撤回すべきです。沖縄での配備計画の概要を問います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） お答えいたします。

県は、去る6月9日に、防衛大臣に対し、反撃能力を有する装備の本県への配備は行わないことや、地元への影響が大きい自衛隊の運用については、地元が意見表明できるよう必要な協議を行うことなどを要請したところです。政府の説明によると、沖縄への反撃能力を有する装備の配備計画については、現時点では決まっていないとしております。

県としては、反撃能力を有する装備の県内への配備が計画される場合には、さらなる基地負担の増加や攻撃対象となるリスクが高まることが予想され、県民の理解も得られないことから、反対であります。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 計画自体の中身については、全く沖縄県に説明がないようであります。そこで、この配備計画、このミサイル配備となると大量の火薬が持ち込まれると思いますが、この配備計画では、火薬取締法や消防法といったものは遵守されているのか、県の見解を問います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 防衛省の資料によりますと、保安距離は、保護すべき物件の種類及び貯蔵爆薬量に応じて定められております。火薬庫等の配備計画につきましては、現時点で具体的な内容が明らかではありませんが、一般的に、施設等を整備する場合は、関係法令への適合性を確認していくことになるということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 私も調べたんですけども、この火薬取締法では、自衛隊は適用除外になっています。許認可など知事の権限は及ばない、地方自治が届かないという、こうした現状です。一方で、今関係法令等、お話がありましたが、防衛省が定める、自衛隊の火薬類貯蔵及び取扱施設設計基準というのがあります。ここで計画がまだ不明な点が多いわけですけども、例えばですが、この火薬貯蔵量が40トン、そして地上式1級火薬庫の場合、住宅地までの保安距離は何メートル必要と書かれていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 防衛省が定めます自衛隊の火薬類貯蔵及び取扱施設設計基準においては、火薬庫等の種類、貯蔵量及び爆発等から保護する対象物件の3つの条件により、保安距離がそれぞれ規定されております。御質問の地上式1級火薬庫において、40トンの貯蔵量がある場合、例えば市街地であれば、第一種保安物件が適用され、原則550メートルの保安距離が、また、村落であれば、第二種保安物件が適用され、原則480メートルの保安距離がそれぞれ必要となります。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 住宅地までは第二種であれば480メートル、第一種であれば550メートルの保安距離が必要とのことでした。しかし、私たちが現地調査した現場では、フェンスと住宅地との距離は、かなり近く感じております。大変驚きました。

質問いたしますが、この宮古島駐屯地の千代田の弾薬庫、保良地区の弾薬庫は、住宅地までそれぞれどれくらいの距離になっていきますか。これは、防衛省基準

からしても違反しているのではないですか。県の見解を問います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 沖縄防衛局によると、保良訓練場の火薬庫から直接家屋までの距離は約250メートル、宮古島駐屯地の火薬庫から直接家屋までの距離は約150メートルとのことであります。自衛隊が設置する火薬庫については、自衛隊法施行令により経済産業大臣の承認を得ることとなっております。

しかしながら、地元住民からは、火薬庫で火災等が発生した際の避難方法や安全性を懸念する声もあるため、自衛隊においては、消防、警察など関係機関と連携を図り、避難方法等を周知するなど、地元住民の不安を払拭する活動に取り組むとともに、地元の理解と協力が得られるよう、より一層丁寧な説明が必要であると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 地元の人たちは、もっと短いですよということを訴えておりました。いずれにせよ、この防衛省が示す基準からも短い距離になっているわけです。

続けて聞きますが、沖縄市池原にある沖縄訓練場では、今後、弾薬などの新たな集積拠点をつくる計画となっております。この沖縄訓練場の周辺にはどういった施設がありますか。また、弾薬庫との保安距離は確保できるのか、見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 陸上自衛隊沖縄訓練場の周辺には、倉敷ダムやごみ処理施設、沖縄市の市民農園等が位置しております。保安距離について、沖縄防衛局は、火薬庫の設置に当たっては、火薬類取締法等をはじめとする関係法令に基づき、堅牢な壁や土堤等、各種の安全対策を講じるとともに、近隣の施設に対して必要な保安距離を確保するよう計画するとしております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 続けて聞きますが、その地对艦ミサイル部隊の配備が予定されている、うるま市陸上自衛隊勝連分屯地の近隣には、県立与勝高等学校、市立与勝第二中学校もあることを確認いたしました。ここは、保安距離は確保できるのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 沖縄防衛局によりますと、個々の火薬庫に保管する弾薬の種類については、その詳細を示すことにより、自衛隊の能力が明らかになるおそれがあるため、具体的に示すことは困難であ

るとしております。一方、保安距離について、沖縄防衛局は、弾薬庫の設置に当たっては、火薬類取締法等をはじめとする関係法令に基づき、堅牢な壁や土堤等、各種の安全対策を講じるとともに、近隣の施設に対して必要な保安距離を確保するよう計画するというふうにしております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 国は全く私たち県民に説明をしようとしておりません。今回、住民の皆さんと意見交換をして、本当によく分かったんですけども、本当に切実な危機感になっております。

沖縄県はこのほど政府に対して、沖縄が攻撃目標になることは決してあってはならない、反撃能力を持つミサイル配備に反対すると全国の都道府県に先駆けて政府に要請いたしました。高く評価したいと思いません。こうした住宅地からも近く、有事となれば相手国からもその標的にもなる弾薬庫についても、私は今から明確に反対の意思を示すべきだと思いますが、公室長、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 自衛隊の配備につきましては、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって様々な意見があるものと承知しております。

県としましては、現状は必ずしも十分に住民合意が得られているとは言い難い状況にあると考えており、弾薬庫の建設も含めまして、政府に対しては、地元の理解と協力が得られるよう丁寧に説明を行うとともに、地元が意見表明ができるよう、必要な協議を行うことを引き続き求めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 県民の中に様々な意見があっても、自分たちのこの生活が脅かされる、こういった状況は絶対に認めてはいけないと思います。

続けて2番目に行きます。

辺野古新基地建設による絶滅危惧種ジュゴンへの影響についてです。

沖縄県が行ってきたジュゴンの生息状況調査の成果とその対応を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えいたします。

県においては、平成28年度からジュゴン保護対策事業を実施し、生息状況や藻場の調査、混獲対策等の普及啓発を行っております。令和4年度の調査では、県内11地点でジュゴンのみ跡が確認され、また、

伊良部島の佐和田及び名護市久志の沿岸で採取されたふんからジュゴンのDNAが検出されたことから、県では、県民に対しさらなる目撃情報の提供等と呼びかけるとともに、沖縄防衛局に対しては、ジュゴンの調査拡充について検討を行うよう求めたところです。

県としましては、引き続きジュゴン保護対策事業を実施し、生息状況等の把握に努めてまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 昨年度の調査では、海草藻場のはみ跡が過去最多となる11地点で見つっております。海草藻場が大変重要であるということは、専門家から指摘をされてきましたが、改めてこの重要性についてお聞きしたいと思います。また、そのジュゴンは広範囲で回遊していることも明らかになりました。このはみ跡調査などを県全体に展開するなど、大規模な調査を行うべきではありませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えします。

まず海草藻場の重要性についてですが、海草藻場は、水質の浄化や海底の砂を安定させる機能を有していることや、様々な生物が生息し、産卵や稚魚の保育場所となること、ジュゴンやウミガメなど草食動物の餌場となることなどから、海の環境や生物多様性の保全に重要な役割を果たしているものでございます。

次に、はみ跡調査などの調査についてですが、ジュゴンについては、県は主に沖縄島周辺海域で、環境省は主に先島諸島周辺海域で生息状況調査を実施しております。今年度の県の調査においては、これまで実施している大浦湾周辺海域、古宇利島、屋我地島周辺海域等での調査に加えまして、前年度にふんが確認された名護市久志では新たにはみ跡調査を実施することとしております。

県としましては、今後も引き続き、環境省と連携してジュゴンの生息状況調査等を実施してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 確認ですが、この海草藻場が大変広がっているこの辺野古や大浦湾での調査も行うわけですね。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） 先ほども答弁しましたが、これまでも実施してきております大浦湾周辺海域、それから今年度は名護市久志ではみ跡調査を実施することとしております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 この沖縄県の希少野生動植物保護条

例が制定されて、このほどジュゴンも追加指定をされました。大変評価したいと思います。ただこの種を、ジュゴンという種を指定するだけでは、私は不十分だと思います。このジュゴンの生息に必要な、海草藻場の生息地を保護する必要があると思いますが、この餌場となる海草藻場を守るためにもジュゴンの保護区を設定すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えいたします。

沖縄県希少野生動植物保護条例におきましては、第17条1項において、指定希少野生動植物の保護のために必要があると認めるときは、生息地等保護区として指定することができる旨を規定しております。この生息地等保護区の指定に当たっては、個々の分布状況、生態及び生育・生息状況等を勘案しまして、区域を選定する必要があります。一方、ジュゴンの生態については、いまだ不明な点が多くて、平成28年度から実施している生息状況等調査を継続しまして、情報の蓄積に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 一日も早い保護区の設定を期待したいと思います。

続いて、このジュゴンのことも関係して、辺野古の訴訟が提起されました。通告にありますが、この辺野古新基地建設の断念を求めて、引き続き頑張るべきだと思いますが、県の対応を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖縄県は、国指定天然記念物のジュゴンをはじめとする絶滅危惧種が多く確認されている生物多様性の極めて高い海域である辺野古・大浦湾の貴重な自然環境を保全し、次世代に引き継ぐため、辺野古新基地建設の断念に向けて全力で取り組んでいるところであります。一方で、国の是正の指示の取消しを求める関与取消訴訟では、福岡高等裁判所那覇支部は、令和5年3月16日、埋立工事以降にジュゴンの生息が確認されていないなど特段の事情があるにもかかわらず、従来の環境保全措置の水準を変更する必要はないとの判決を示しました。

沖縄県としましては、同判決は到底容認できるものではなく、同月23日、最高裁判所に上告受理申立てを行ったところであり、ジュゴンの保護を含む環境保全の観点からも、引き続き、司法の場で辺野古新基地建設の断念を強く求めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 この福岡高裁判決では、ジュゴンに

ついて、これまでとは異なる特段な事情がなければ環境保全配慮水準の変更は認められない、と言って県の訴えを退けました。この意味するところは、どういう意味なんでしょうか。その判決理由に対する県の見解と併せてお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 県は是正の指示の取消しを求める関与取消訴訟において、国際自然保護連合のレッドリストで絶滅危惧種ⅠA類と評価され、保全の重要性が高まっているジュゴンの埋立工事開始後に確認されないことや、工事区域で鳴音のような音が確認されたことなどの特段の事情を踏まえた環境保全措置が必要であると主張しました。しかし、今年3月16日に示された福岡高等裁判所那覇支部の判決では、生息状況等の変化の原因が埋立工事の水中音と断定できないことなどを理由に、従来の措置の水準を変更する特段の事情と認められないと判断しております。

県としましては、同判決は到底容認できるものではないことから、同月23日、最高裁判所に上告受理申立てを行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 先ほどの県が行った調査、これは環境省も一緒にやっているわけですよ。その県と環境省の調査によって、ジュゴンの生息が確認されたと思っています。この判決理由でいう、これまでとは異なる特段な事情、これは確認されたということになりませんか。県の見解はどうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時43分休憩

午後1時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（前川智宏君） お答えいたします。

県の調査によって、ジュゴンの生息が確認され、判決理由のこれまでとは異なる特別な事情が確認されたことによる見解でございますが、県は、令和4年度のジュゴンに関する調査で、名護市久志の沿岸等で発見されたふんからジュゴンのDNAが検出されたこと等から、先島諸島及び沖縄島周辺海域でジュゴンが生息していることが確認されたと判断しております。

県としましては、従来の環境保全措置の水準を変更する特段の事情となり得るか、関係部局で連携して検討してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 知事に伺いたいと思います。

福岡高裁は、この埋立工事以後にジュゴンの生息が確認されていないから、これまでとは異なる特段の事情はないとしているわけですが、高裁判決後にも、こうしてジュゴンのふんが見つかったり、はみ跡も見つかって生息されていることが示されているわけです。こうして状況が変わったわけですから、私は防衛局に今辺野古の工事を直ちに中止して、まずは徹底したジュゴンの調査を行うように、こうした要請が必要だと思っておりますが、知事いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖縄防衛局に対しましては、県は機会があるごとに、工事を中断し沖縄県と協議の場を設けるべきであるということも強く申し入れておりますが、いまだ実現できてはおりません。このジュゴンの生息などの環境保全措置についても、国がしっかりと沖縄県と協議をする必要があるということ、引き続き申し入れてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 よろしくお願ひします。

続いて、環境行政についてに移ります。

世界自然遺産を未来につなげるための県の取組を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えいたします。

県では、沖縄島北部及び西表島の自然遺産の価値を将来世代に引き継ぐため、保全に向けた希少種の交通事故対策や、遺産の適正利用の推進のためオーバーツーリズム対策等に取り組んでおります。また、遺産地域の自然の価値や保護の重要性を広く県民や観光客等へ情報発信を行うとともに、次世代を担う子供たちへの環境教育等の普及啓発に取り組んでおります。

県としては、引き続き国や自治体など関係機関と緊密に連携しながら、世界自然遺産の継承に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 部長、私たち会派で、以前青森県の白神山地のほうを視察をいたしました。そこで大変立派なビジターセンターがあって、世界自然遺産の意味とかそうした学習施設にもなっていて、大変勉強になりました。このほど、この沖縄が世界自然遺産に登録されたわけですから、そうした今おっしゃった次世代につなぐための施設、このビジターセンターというのが私、必要だと思うんですが、今後の取組をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） 世界遺産センターについてですけれども、沖縄島北部におきましては、環境省が、既存のやんばる野生生物保護センターを世界遺産センターとして改修するというのを計画しているところでございます。当遺産センターは、世界自然遺産としてのヤンバルの魅力を訪訪者に伝えるとともに、地域の人たちが遺産への理解を深め、施設を活用できるように普及啓発、情報発信、保全管理の拠点機能を有する施設というふう聞いております。令和4年度にこの改修基本設計が完了しておりまして、今後は今年度に改修実施設計、次年度、令和6年度に工事を行い、令和7年度以降に供用開始が予定されるというふう聞いております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 頑張ってください。

それでは次ですが、屋外にいる猫をゼロにするヤンバルアクションプランは、殺処分ではなく、県が主体となった譲渡活動を推進する計画にすべきだと考えます。

見解を問います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） 本計画につきましては、沖縄県、国頭村、大宜味村、東村、環境省の5者が連携・協力して、沖縄島北部の生態系保全や公衆衛生の維持・向上、猫の安全の確保・健康の維持というこの3つの観点から、希少種の生息状況の改善を目的として策定するものでございます。当該計画において、捕獲、保護した猫は、飼い主への返還、また5者が協力団体等と連携して、積極的に譲渡に取り組むというような内容となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 積極的に譲渡に努めるということがあると思います。お聞きしますが、この5年間で県とヤンバル3村で捕獲した猫は何匹で、新たな飼い主への譲渡数は何匹になりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） 平成30年度から令和4年度までの5年間で、県とヤンバル3村が捕獲、保護した猫の合計は1692頭です。そのうち、返還、譲渡は1481頭というふうになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 1692匹の猫が捕獲されておりますが、このヤンバル3村では、保護収容施設はどういった状況になっていますか。どういった施設で、収容可能数は何匹になっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えいたします。

ヤンバル3村では、各村の条例に基づきまして集落内の猫を保護しておりまして、その収容施設としまして、国頭村のほうは旧国頭村環境センターの車庫を使っております。大宜味村のほうは旧大宜味小学校跡地の飼育小屋を活用しております。東村におきましては、現在、役場の一部を一時収容施設としておりまして、来月以降、収容施設を有する民間に委託する予定というふう聞いております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 保護収容施設としては不十分だと思います。この点はちょっと後でまた質問いたしますが、先ほどのこの捕獲した猫、譲渡活動を行っているわけですが、どこが主体となって行っていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えいたします。

県の事業で捕獲した猫につきましては、県の受託業者におきまして、飼い主への返還を行っております。また、そのほかにもボランティア団体等にも御協力いただきながら、新しい飼い主への譲渡につないでいるというような状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 このことは委員会でも何度も確認しておりますが、譲渡活動を行うというのは、ほとんどが愛護団体やボランティアの皆さんです。この献身的な活動にこれまで支えられてきました。一方で、ボランティアや団体の皆さんへの支援は、私はまだまだ不十分だと思うんですが、この支援についてもっと強化すべきではありませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） 県では、この捕獲した猫を新しい飼い主やボランティア団体へ譲渡する際には、その支援策としましてワクチンの接種、それからウイルス等の検査、不妊去勢手術、それから外部と内部の寄生虫の駆除、こういったものを行った上で譲渡しております。こういった取組を引き続き行っていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 この本島北部の希少種を守っていくというのは、大変大事なテーマです。一方で、猫に対する対応なんですけれども、猫を捕獲していくということは、多くの皆さんも賛同できると思うんですね。ただ、今心配しているのは、捕獲後の対応について、どうなるんだろうと。これまでボランティアの皆さんが一生懸命譲渡していたんだけど、なかなか県の

主体性が見えないということをよく聞きます。これは改めてお聞きしますが、このヤンバルアクションプランにおいては、捕獲後の猫については県が主体的に譲渡活動を行っていくべきだと思いますが、改めてそこを確認させてください。このアクションプランの検討状況と今後のタイムスケジュールを伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えいたします。

本計画の目的は、先ほども御説明しましたけれども、猫の殺処分を目的としたものではなくて、沖縄島北部の生態系保全、公衆衛生の維持・向上、猫の安全確保・健康の維持という3つの観点から行っているものでございます。また、この計画案におきましては、捕獲後の対応としまして、各捕獲主体はホームページ等より地元住民以外の方々へも情報発信及び協力を求め、周知期間内に譲渡されるよう、積極的に取り組むというようにしているところでございます。それからこのスケジュールについてですけれども、同計画の策定に向けたスケジュールとしましては、県及びヤンバル3村で実施したパブリックコメントの回答の公表を8月下旬から9月頃に予定しているところでございます。その公表後、関係機関等と協力、協議の上で、年内に計画を策定する予定としております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 先ほどの捕獲保護施設の件なんですけれども、3村、不十分だと思います。

それで、今後譲渡活動を皆さん頑張ると言っているわけですから、その拠点となる動物愛護センターを私は本島北部に設置すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えいたします。

北部に動物愛護センターを設置してはどうかということだと思いますけれども、県では平成18年6月に沖縄本島とその周辺離島に係る動物関係業務の一元化・効率化ということで、この動物愛護、それから狂犬病予防行政の推進体制の充実を図るべく、その拠点としまして南城市のほうに動物愛護管理センターを整備したところでございます。これらの取組の、業務の一元化・効率化によって、譲渡する犬・猫の不妊去勢手術というものを開始するとともに、収容期間の延長でありますとか、収容後の犬向けのワクチンの接種、それからボランティア団体、地域猫活動への支援といったものを行ってきております。こうした取組の結果、収容される犬・猫の頭数というのは年々減少して

きておまして、県としましては、令和4年の10月から供用開始となりました譲渡推進棟、こういったものも活用しながら、動物の愛護、適正飼養に関する普及・啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

今おっしゃる北部におきましては、先ほども言いました環境省の施設、やんばる野生生物保護センター、そこにおきまして、事業や譲渡対象猫に関する情報を掲示し、ヤンバルに来訪する多くの方へ情報発信を行ってまいりたいというふうを考えております。

今後もこういった環境省等と連携して、譲渡の推進に取り組んでまいりたいというふう考えているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 私は、世界自然遺産のヤンバルにセンターがあるということが重要だと思いますので、引き続き検討をお願いしたいと思います。

続いて、国立沖縄自然史博物館の設立に向けた日本学術会議との連携状況をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えいたします。

国立沖縄自然史博物館の設立につきましては、これまでも日本学術会議が政府に対して提言を行ってきております。同会議は、政府からの諮問を受けまして科学に関する重要事項を審議するなど、独立して職務を行うこととされております。

そのため、県におきましては、同会議の連携会員等の有志によって設立された国立沖縄自然史博物館設立準備委員会と情報共有や意見交換、それからシンポジウムの共催といったことを行うことなどによって、協力して取り組んできているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 ぜひ、研究機関としての自然史博物館というところを重視していただきたいと思います。

休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時56分休憩

午後1時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○比嘉 瑞己君 続いて、教育行政について伺います。

教職員の長時間労働についての現状と改善成果をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

令和3年度の月80時間を超える長時間勤務者の割合は、小中学校で平成31年度の5.5%より2.6ポイン

ト減の2.9%、県立学校で平成31年度の3.9%より1.9ポイント減の2.0%となっております。また、延べ人数については、小中学校で平成31年度の5082人より1651人減の3431人、県立学校で平成31年度の2658人より1259人減の1399人となっており、改善傾向にあります。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 続いて、この改善に向けて、部活動指導員が大変大きな役割を果たしたと思いますが、この取組と成果はどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

県教育委員会では、令和元年度から教職員の負担軽減と生徒への専門的指導による活動の充実のために、運動・文化部活動指導員を配置しております。県立学校では、令和4年度47名、令和5年度は49名を予定しております。市町村立中学校では、令和4年度76名、令和5年度98名の配置を予定しております。

成果としましては、放課後を活用した教材研究及び教育相談等に時間を確保でき、生徒の心のケアにも努めることができた。休日の練習や大会の引率を任せることで、自主研修等が取り組みやすくなった。休日を確保することができ、ワーク・ライフ・バランスが改善した。専門的な指導を受けることで、生徒の意欲も向上し、技術力の向上につながったなどの報告がございます。

今後とも市町村教育委員会と連携を図りながら、部活動指導員の配置・充実に努めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 教育長、今議会もこの質問が多いわけですが、そうは言っても皆さんも一生懸命努力して、少しずつ改善の傾向は見えてきていると思います。そのことについては、敬意を表したいと思います。一方で、現場の先生たちから声を聞きますと、要望をたくさん聞きました。私が気になったのは、ある先生が言っていたんですけど、この県教育委員会に、せめて文科省が言っている教師がやらなくてもいい仕事、これからまずなくしてほしい、こういう声を聞きました。いわゆる学校業務の在り方に関する3分類と言われる業務のことだと思うんですけど、この3分類の見解、そして教育委員会の対応をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

これまで学校教師が担ってきた代表的な業務について、業務の明確化、正確化を図るために、次の3つに

分類したものであります。1つ目として、基本的には学校以外が担うべき業務、2つ目として、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、3つ目として、教師の業務だが負担軽減が可能な業務となっております。各業務の役割分担、適正化を図りながら働き方改革を進めるためには、各関係者が自らの権限と責任に基づき、それぞれの立場で必要な取組に取り組むことが指摘をされております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 この文科省も3つに分類して全部で14項目あるわけです。先生が必ずしもやらなくてもいい業務、学校以外がやるべき業務というふうにもあるわけですね。これ本当に、現場の先生たちが言っているのと同じでした。報告書や提出物を減らしてほしい。朝の交通指導や夜間の見回り、地域行事にも参加しないといけない。学校の土日の散水当番まである。やはり、こうした教師がやらなくてもいい仕事を減らしていくことが大切だと思います。

特に、私、地域と学校がもっと連携してできることがたくさんあると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

3分類の業務のうちの、基本的には学校以外が担うべき業務や負担軽減が可能な業務等については、特に保護者や地域住民との共通理解を図り、協力を得ることが重要であると考えております。引き続き、各市町村教育委員会と連携を図りながら、保護者や地域住民との理解・協力を得ながら、働き方改革の推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 よろしく願いいたします。

続いて、県立高校入試における定員内不合格者数の推移をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

県立高等学校入学者選抜における定員割れのあった高校での不合格者数については、平成28年度の195名をピークに、令和3年度44名、令和4年度45名、令和5年度62名と推移しております。

県教育委員会としましては、高等学校へ入学意思のある子供たちへ学ぶ機会を提供することの重要性を再認識し、可能な限り入学を認めるよう、定員確保について各学校に通知をしたところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 定数があるにもかかわらず、入学できなかった。こうした生徒がまだ残されています。

ピーク時の195人からは大分減ってはきているんですが、ただ、今年も62人の子供たちが不合格となっています。私、ここは基礎教育というのも大切なんですが、県教育委員会としてももっとできることがあると思うんです。今、沖縄では二次試験まであるんですけども、ただ、ほかの都道府県を見ると、三次試験までやっているところもあるわけです。こうした誰一人取り残さない取組というのは、この制度の改善によってできるんじゃないかと思うんですが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 本県においては、高等学校進学率が97.7%となり、多様な生徒が高校へ入学している状況に鑑みまして、高等学校に対し、入学意思のある子供たちへ学ぶ機会を提供することの重要性を再認識していただき、趣旨に反した定員内不合格者が出ることがないように、可否判定基準の見直し等を検討するなど、引き続き、定員確保に努めるよう依頼しているところであります。今、議員の御提案のありました三次募集等も含めた高校入試制度の変更につきましては、中学校関係者、高校関係者及び関係団体と意見交換を行いながら、今後慎重に判断する必要があるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 よろしくお願ひします。

続いてお聞きします。県立高校の中途退学者の推移と全国の比較を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

県立高校における中途退学率は、令和元年度1.7%、令和2年度1.5%、令和3年度1.3%と減少傾向にありますが、令和3年度の全国平均1.0%と比較すると、0.3ポイント高い状況となっております。

県教育委員会としましては、中途退学の減少に向けて、引き続き丁寧に関わり続ける支援・指導を行ってまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 全国と比べるとまだ届いていないんですが、しかし県内では改善傾向にあると思います。これ、こういった取組が功を奏しているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

県立高校では、校内中途退学対策委員会の設置や教育相談等の充実を図るなど、生徒の状況を的確に把握をし、中途退学の未然防止に努めているところであり

ます。また、県立高校14校の中途退学対策を担当する加配教員の配置やスクールカウンセラーの全校配置など、中途退学の減少に向けて支援指導を行っているところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 すばらしい取組だと思います。私たちも議員活動をしていると、こういった相談を受けることがあります。そうした困っている生徒やその家庭というのが、いろんな制度があるんですけど、そういった制度があることも知らずに困っているケースというのもよくある話です。この家庭環境など様々な困難を抱えている生徒も多いわけですから、この中途退学になる前の段階で生徒や保護者に寄り添って、必要であれば制度につなげていく。こうした支援が私は必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

中途退学が懸念される生徒や不登校となっている生徒に就学支援、登校支援をし、高校卒業程度の学力を身につけさせることは、貧困の連鎖を断ち切るという視点からも重要であると考えております。

県教育委員会では、就学継続支援員配置事業として、社会福祉士や臨床心理士等の有資格者を各1名ずつ県立高校41校へ派遣をしているところであります。引き続き、生徒の心理面のサポートをはじめ、福祉関係機関等との連携を図りながら、校内外における生徒の支援及び支援体制の構築を図ってまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 就学継続支援員、大変すばらしい取組だと思いますので、ぜひこの取組を続けていただきたいと思います。

それでは、最後の質問ですが、地域コミュニティー支援について、お聞きしたいと思います。

新・沖縄21世紀ビジョンの基本施策では、多様性を尊重する共助・共創社会の実現を掲げて、地域コミュニティ活動支援を展開するとしております。そこで伺いますが、地域自治会の現状とその支援策をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（金城 敦君） お答えいたします。

総務省の自治会等に関する市区町村の取組に関するアンケート等によると、本県の自治会数は、令和3年に1059団体となっており、平成20年と比較すると12団体の減少となっております。

県としては、一般財団法人自治総合センターのコ

コミュニティ助成事業を通じて、自治会の自主的な活動を支援しているほか、企画部が所管する公益社団法人沖縄県地域振興協会では地域活性化助成事業などを実施し、自治会を含む地域づくり団体が取り組む事業へ助成しているところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 部長、今、おっしゃっていただいたんですけど、ただ、予算を伴った事業というのは実はないんですよね。私は、いろんなNPOとかそういったところの支援も大切だと思うんですけど、やっぱりこの基礎的な団体である地域の自治会、ここがやはり今少しずつ弱ってきていると思うんです。もちろん活発な自治会もありますけれども、こういった今の社会情勢の変化の中で、沖縄の自治会の在り方というのは、あちこちで相談を受けるんです。

なので、本来であれば市町村が所管する話かもしれないんですけど、やはり県が21世紀ビジョンにも掲げているわけですから、何らかの形で市町村と協力して自治会を支援していく、こうした仕組みが大切じゃないかと思っています。さっきの先生たちの多忙化の問題も、地域の力が弱くなって、学校にその業務が行っている一面もあると思うんです。この自治会をもっと県としても市町村と協力して支援する、こうした施策を検討できないでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時9分休憩

午後2時9分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（金城 敦君） お答えいたします。

自治会は、地域住民と行政とのかけ橋の役割を担っており、住民相互の連絡、環境美化、防犯・防災、エイサーやお祭り等の地域の伝統・文化の継承など、地域的な共同活動を行っております。また、市町村においては、自治会に対し、活動等への補助や住民向け広報配布等に関する事務委託を行うなど密接な関係にあることから、自治会の支援に関しましては、市町村の関わりや取組が重要であると認識しております。県も一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の活用などを通じて自治会へ支援を行うとともに、市町村と連携し、総務大臣表彰や叙勲への自治会役員等の積極的な推薦等を行っているところです。

県としましては、市町村との役割分担を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 最後にもう時間ですので、知事に要望だけお伝えしておきます。

知事、今知事公舎にお住まいで、お隣、御近所なんですから、私のこの那覇市の寄宮、平野区という自治会の中に知事公舎もあります。地域の人からも、知事も加入してくれないかなという声はいつも寄せられておりまして、この間の台風のときも去った後みんなまで掃除しているんです、知事公舎の木を。ぜひ、台風後には知事も出てきて一緒に掃除してほしいというのが要望でございます。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 日頃からの地域活動、本当にありがとうございます。私、知事公舎に住んでおりますが、実は、沖縄市に現住所がありまして、沖縄市の自治会では、私がなかなか参加できないので、私の妻が清掃活動や婦人会活動で御一緒させていただいております。ぜひ、寄宮、平野区の皆さんとも一緒に、自治会を盛り上げるための活動にも時間を見つけて参加したいというように思います。ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 日本共産党の渡久地修でございます。

順序を途中入れ替えながら質問させていただきたいと思っております。

まず1点目、沖縄が再び戦場にされようとしている危険な動きについて。

政府は今年度、トマホークを400発米国から購入するとしていますが、沖縄に配備されるおそれはありませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 令和5年度予算に計上されているトマホークの取得について政府は、去る2月27日の衆議院予算委員会において、トマホークの取得数は400発を予定していると説明しております。また、令和5年度防衛関係予算の説明資料等では、トマホークは、イージス艦の垂直発射装置から発射可能な艦対地誘導弾で、地上発射型ものは念頭に置いていないと説明されているため、現時点で沖縄へ配備されるものではないと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 イージス艦が沖縄に来ることもあるわけですね。このトマホークは、最新鋭のブロックVという型式で対地攻撃用です。防衛ではありません。沖縄から発射した場合の射程はどこまで届くの

か、また性能についてお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） イギリスのシンクタンク、国際戦略研究所による軍事情勢に関する報告書によりますと、最新型のトマホーク・ブロックVの射程は1500キロメートルとされております。沖縄から1500キロメートルの圏内には香港、マニラ、ソウル、平壤などの都市が含まれております。また、性能としましては、対地攻撃用であり、堅牢な防護施設等を貫通し破壊する能力を有するというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 これは、私たちの資料で、1600キロということになっている。そして、これは敵基地攻撃能力ミサイルで、政府は相手の司令部まで破壊すると、この文書で言っています。これまでこのトマホークというのは、イラク戦争、アフガニスタン戦争などで敵基地攻撃の先制攻撃として使用されてきました。その実態についてお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 防衛白書においては、2001年10月、米軍はイギリス軍と共にアフガニスタンにおいて、トマホーク巡航ミサイル等により空爆を開始したと記載されております。また2003年3月、トマホーク巡航ミサイル等により、イラク指導者のごく一部を狙った限定的な空爆が開始されたことが記載されております。

○渡久地 修君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時16分休憩

午後2時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○渡久地 修君 岸田政権は、今年度トマホークをアメリカから400発購入するとしています。ちなみに、アメリカでは1発の値段は幾らでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 米国防総省の2023会計年度予算では、トマホーク本体の単価が182万2025ドル、格納容器の単価が18万9350ドルとされております。これを予算成立時のレートで日本円に換算しますと、トマホーク本体の単価が約2億4169万円、格納容器の単価が約2511万円で合計2億6680万円余りとなります。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 日本はこのトマホーク、幾らで購入するのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 令和5年度防衛関係予算では、トマホークの取得に要する経費として2113億円が計上されておりますが、単価については公表されておられません。このことについて、去る2月27日の衆議院予算委員会において、政府は、自衛隊が保有するミサイルの弾数や単価については、これを示せば継戦能力が明らかになり、自衛隊への対処要領の検討が容易になる、こうした観点から公表はしていないと説明しております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 2113億円を400で割ると、幾らになりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 単純計算で、2113億円を400で割りますと、5億2825万円ということになります。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 単純計算で、1発5億2800万、2億6000万のもう2倍ですね、本当に。それで、2倍近い値段で買わされると。私はここに、もう一つのアメリカの狙いが隠されているのではないかと思います。アメリカの兵器を日本に高く売りつける。日本はアメリカの言い値で買わされると。これがこの実態が表れていると思います。ちなみに5億円あれば、何人規模の保育所を建設することができますか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 約5億円で100名規模の保育所を整備した事例がございます。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 次に、知事は敵基地攻撃能力（反撃能力）ミサイルを沖縄に配備しないしてほしいということをや要請しましたがけれども、この安保3文書改定によって、日本が攻撃されていないのに、アメリカの引き起こす戦争に参加することになって、その結果、沖縄が標的になり攻撃される。これが現実問題になろうとしている。

このことについて、知事の認識をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖縄県としては、米軍基地が集中していることに加え、自衛隊の急激な配備拡張による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや沖縄が攻撃目標になるようなことは決してあってはならないと考えております。そのため、去る6月9日には防

衛大臣に対し、反撃能力を有する装備の本県への配備は行わないことや、地元への影響が大きい自衛隊の運用については、地元が意見表明できるよう必要な協議を行うことなどを要請しているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 アメリカ側はどのような認識なのか。これ前の議会でも聞きましたけれども、アメリカ側の認識として、代表的なのが議会調査局、それからC S I Sの報告書があると思いますが、アメリカ側はどんな認識でしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 米国連邦議会調査局（C R S）の報告書においては、仮に米軍が台湾有事に介入する場合は、在日米軍基地が関与する可能性があり、その場合、日本は中国の攻撃目標になる可能性があることなどが指摘されております。また、戦略国際問題研究所（C S I S）が、今年1月に公表した中国による台湾進攻を想定したシミュレーションの結果報告書によると、中国が台湾に侵攻し米国が介入した場合、米国が勝利するには在日米軍基地を使用する必要があること、勝利した場合でも日本に甚大な人的、物的損失が生じることなどが示されております。特に、沖縄では多数の防空ミサイルが配備されていたにもかかわらず、中国のミサイルによって多くの航空機が地上で破壊されることや、嘉手納飛行場は破壊された多数の航空機、多くの遺体を埋葬する仮設墓地を有するようになるとの記述もあり、沖縄における甚大な被害が記述されております。一方で、県民の生命財産や県経済等への影響については記述されておられません。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 アメリカのこういう認識なんですけれども、日本の岸田政権もその認識の下で動いています。自衛隊那覇駐屯地の地下化、自衛隊那覇病院の地下化の概要について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 令和5年度予算においては、那覇駐屯地の司令部庁舎を一部地下化するための基本検討及び調査に係る費用として約1億円、那覇病院の地下化等の基本検討に係る経費として約1億円が計上されております。沖縄防衛局によると、両施設ともに基本検討等を行う段階であり、具体的な施設の概要は現時点で決まっていないとのこと。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 なぜ地下化するのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 政府は、那覇駐屯地内における司令部庁舎と那覇病院の地下化については、施設の抗堪性を向上させるためと説明しております。

○渡久地 修君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後2時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○渡久地 修君 公室長、抗堪性とは何でしょうか。抗堪性とは、攻撃され戦場になっても耐えられるということでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 文献等によると、抗堪性とは、継戦能力を構成する重要な要素の一つであり、主に施設の堅牢性や持続性、すなわち有事の際も破壊や深刻な損傷を免れ、施設としての本来的な機能を維持できる能力などを意味するとされております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 （パネルを掲示） ここに去年12月23日、防衛省整備計画局が作った資料があります。ここに抗堪性の向上ということを示されています。ここに示しました。この抗堪性について、この資料では何と書いてあるのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 防衛省の資料によりますと、武力攻撃、テロ行為等に対する自衛隊施設の抗堪性の向上を図るために、まず主要司令部等の地下化を推進すること、主要施設のH E M P 攻撃対策を推進する、主要施設のライフラインの多重化を推進、多層抗堪性向上策として分散パッドの整備等を推進、火薬庫の整備や民間燃料タンク借上げにより必要保管量を確保、最後にC B R N E に対する防護性能の付与として、施設の機能・重要度に応じた構造強化、離隔距離確保等の施設再配置・集約化等を実施とされております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 これ、このように書かれていて、下には図面、イメージ図まで書いて、現在の建物のもう数倍の防護壁を持った建物を造るとしています。それで公室長、ここで出ているH E M P 攻撃対策、このH E M P 攻撃というのはどういうことでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 去る3月2日の参議院予算委員会においては、政府は電磁パルス攻撃について、「瞬時に強力な電磁波を発生させ、電子機器に過

負荷を掛け誤作動をさせたり損傷させたりするもの」であり、そのうちHEMP攻撃とは、「高高度の核爆発により電磁パルスが発生させる攻撃のこと」であると説明しております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 核爆発で攻撃をして、電磁パルスが発生させる攻撃ということなんです。沖縄にこれをするということなんです。この攻撃で、じゃ沖縄県民は一体どんな被害を受けるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 文献等によりますと、HEMP攻撃を受けた場合の被害として、電気に依存する全ての活動は電気、電子システムのほぼ全てが損壊、破壊されることにより、麻痺、壊滅状態となる。その状態を復旧するには、大量の破壊等を想定していない通常の故障状態等に備えた現行の復旧要員、資機材等では対応困難であり、復旧までに長期間かかる。結果として、飢餓及び疾病等が発生、蔓延し大量の人員が死に至るとということが想定されているということですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 地上30キロメートルから50キロメートルで核爆発させて、そうすると沖縄中全部インフラが破壊されると、もう沖縄は壊滅的な状況になるということなんです。この準備をしているんです。

そして次に、CBRNE攻撃とは何でしょうか。それに耐え得るとはどういうことでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） CBRNE攻撃ですね、去る3月2日の参議院予算委員会において政府は、「CBRNE攻撃とは、化学、生物、核、爆発物等による攻撃のこと」であるというふうに説明しております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 核兵器、化学兵器、生物兵器での攻撃、その戦争を想定したものを準備しようとしている。まさに地下化と建物の軍事要塞化。広島、長崎の悲劇、沖縄戦の悲劇は絶対繰り返してはならないというのが県民の願いなんです。那覇がこのようなCBRNE攻撃された場合は、一体どうなるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 那覇駐屯地が攻撃を受けた場合の影響等について、具体的にお示しすることは困難でありますけれども、甚大な被害が想定され得ると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 もう威力は、広島、長崎の威力の比じゃないと思うんです。物すごい、もう沖縄は壊滅的な状態になると。それで今見てきたように、敵基地攻撃能力のミサイルを配備する。一方では、核戦争などを想定した基地の要塞化を進める。もう果てしない軍拡競争にもう突入して行っていると言っても過言ではない。まさに破滅への道に、私はつながると思いますね。

知事、日本を守ると言っていた安保条約で、日本を守ると言っていましたけれども、その役割、自衛隊の役割も大きく変貌してきていると。逆に、沖縄が戦争に巻き込まれるようになってきていると。だからこれまで、安保は仕方がない容認という人たち、自衛隊は仕方がない容認という人たちからも、これは危ないという声が相当上がっているんですよ。知事、どう思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 昨年12月の国家安全保障戦略では、日米の基本的な役割分担は今後も変更はない、あるいは平和国家として、専守防衛に徹し他国に脅威を与えるような軍事大国とはならないとする一方で、我が国が反撃能力を保有することに伴い、弾道ミサイル等の対処と同様に、日米が協力して対処していくなどの旨がこの文書に記されています。反撃能力の保有については、憲法第9条の趣旨への政府見解との問題のほか、従来の専守防衛方針との整合性等の課題が指摘されております。

国においては、国会において十分議論をし、国民に説明をすることもそうですが、地域における過重な基地負担の現状に加え、自衛隊の配備を進めていくということに、特に沖縄県民の不安が拡大していくということについて、政府は真摯にそのために説明責任を果たすとともに、我々沖縄県側とも十分な話し合いの場を設けていただきたいということを強く望みたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、今の抗堪性向上——那覇基地のHEMP攻撃、CBRNE、これについて沖縄県に説明はなかったはずですよ。だからこれがどんどん進められて、余計、僕は破滅の道につながると思うんだよね。これしっかり説明してくれと、そして、こうしたのはやるべきじゃないと私は言うべきだと思いますが、どうでしょう。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 昨年策定された3文書におきましては、沖縄あるいは南西地域に関する記載

が様々なされておりますので、政府に対しては具体的な内容について、今後も説明を求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 それでは、沖縄はどうすべきか、県政はどうすべきか。沖縄を再び戦場にさせないための沖縄県の自治体外交について、まずお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 本県は、住民を巻きこんだ苛烈な地上戦の経験や、戦後も軍事優先の中で県民の基本的な権利が侵害された歴史を有しており、二度と沖縄を戦場にしてはならないという思いは、全ての沖縄県民の切実な願いであると考えております。このため県では、沖縄のソフトパワーを活用した地域間交流を積極的に推進するとともに、平和を希求する「沖縄のこころ」を世界に向けて発信するなど、アジア太平洋地域の平和構築に貢献する県独自の地域外交を展開することとしており、本年4月に地域外交室を設置したところであります。

県としましては、平和的な外交・対話により、地域の緊張緩和と信頼醸成に貢献していくことが重要と考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 県議会は、令和5年3月30日に、対話と外交による平和の構築を求める意見書を採択しました。日本と中国は国交回復以降、両国は条約や取決めで何度も対話による平和構築を確認しています。2008年には共同声明で、「双方は互いに協力のパートナーであり、互いの脅威にならないことを確認した。」とまで宣言しています。これについて、県の見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 日本と中国の間では、これまで1972年9月の日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明、1978年8月の日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約、1998年11月の平和と発展のための友好協力パートナーシップの構築に関する日中共同宣言、2008年5月の戦略的互惠関係の包括的推進に関する日中共同声明の4つの文書が交わされております。2008年に交わされた戦略的互惠関係の包括的推進に関する日中共同声明では、さきの3つの文書が日中関係を安定的に発展させ、未来を切り開く政治的基礎であることを改めて表明し、3つの文書の諸原則を引き続き遵守することが確認されております。また、双方はお互いに協力のパートナーであり、

互いに脅威とならないことが確約されております。

県としましては、日中両国が日中共同声明等の意義を尊重し、平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成を図ること、そしてそれを支える県民、国民の理解と行動がこれまで以上に必要になると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 沖縄の尖閣問題でも、2014年11月7日に行われた日中関係の改善に向けた話合いで、対話と協議を通じて不測の事態の発生を回避することで一致したということで、尖閣問題でも協議が重ねられてきた。これについて見解を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 外務省によりますと、2014年の日中関係の改善に向けた話合いにおける4つの合意事項のうち、第3項目において、「双方は、尖閣諸島等東シナ海の海域において、近年緊張状態が生じていることについて異なる見解を有していると認識し、対話と協議を通じて、情勢の悪化を防ぐとともに、危機管理メカニズムを構築し、不測の事態の発生を回避することで意見の一致をみた。」としております。

県は政府に対して、この合意事項を尊重し、冷静かつ平和的な外交・対話によって中国との関係改善を図ることを要望しております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 尖閣問題でも、対話と協議を通じて解決するということが確認されているわけです。外交と対話、平和の共同体として、ASEANが主催する東南アジアにおける平和友好協力条約には、日本も中国もアメリカも参加していると思います。そしてASEANが提唱しているASEANインド太平洋構想(AOIP)に、日本も中国もアメリカも賛意を示していると思います。これについて見解をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 東南アジアにおける友好協力条約は、ASEAN加盟国を中心に日本、中国、米国、EUを含む38の国・機関が締約国となり、経済、社会、文化、科学等の分野で積極的に協力し、東南アジア諸国の繁栄や、平和な共同体の基礎を強化するための地域における経済成長の促進と相互の信頼醸成と関係強化を図る仕組みとされています。また、外交青書によると、2019年6月にASEAN首脳会議でインド太平洋に関するASEANアウトLOOK(AOIP)が採択され、2022年11月には、岸田

総理大臣から日本も幅広い分野で協力を強化する旨の発言があったとされております。A O I Pは平和、自由及び繁栄の維持に貢献するために、地域における協力の指針となる展望の提供や信頼の強化などを目的とし、国際法の尊重などの原則を基礎として、経済など各分野での協力の推進を掲げております。

このような取組は、県が求める平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成への取組の趣旨と合致するものであり、アジア太平洋地域の平和と安定に寄与することを期待しております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、このように外交と対話によって、やっぱり平和を構築していくというこれまでの積み上げがあるし、その道は私はしっかりあると思うんです。その立場から、軍事衝突が起きたら一番被害を受けるのは、この沖縄です。だから、沖縄の県知事として、日本の総理大臣、中国の国家主席、アメリカ大統領宛てに、この基礎の上に立って、外交と対話による平和構築を求める知事からの書簡、手紙を、ぜひ私は送っていただきたいと思いますが、知事いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖縄県では、本年4月から地域外交室を設置して、アジア太平洋地域の地域間交流を積極的に推進するとともに、平和を希求する「沖縄のこころ」を国内外へ発信し、地域の緊張緩和と信頼醸成による平和構築に貢献することも合わせて目指しております。平和を希求する「沖縄のこころ」の発信については、県の平和行政の取組実績などを示すとともに、アジア太平洋地域の緊張緩和の重要性とこれを実現するための平和的な外交・対話の必要性を訴えることを想定しています。

駐日の外国高官に書簡を送付することについても、当然検討してまいりたいと考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 ぜひ、これは急いでやって——沖縄が一番被害を受けるわけですから、ぜひこれをやってください。

知事、場合によっては、その書簡、手紙を知事本人が直接、中国、アメリカの大使館、日本の総理大臣あるいは直接本国にまで行って届けるということも含めて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖縄県では、これまで様々な分野において、海外の政府の要人に書簡や要請書な

どを送った実績がありますが、その方法はメールですとか郵送ですとか、あるいは大使館への持参など、その時々で様々な形で行っております。今回のような趣旨の書簡を送ることになる場合には、その効果や実現性なども勘案して適切に対応してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 ぜひこれを実現させていただきたいと思います。

そして知事、この地域外交室、3人でスタートしましたけれども期待は大変大きいです。そして、沖縄が再び戦場にされるかもしれないという不安を8割の県民が思っているという調査報告もありました。戦後78年たって新たな戦前の始まりと言われるほど、平和が脅かされている状況の下で、沖縄県の自治体外交をさらに強める必要があると思うんですが、スタートしたばかりですけれども、もう期待も大きいので、体制の強化を求める声があちこちから上がっています。ぜひ知事、体制を強化していただきたい。どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 令和5年度は、沖縄県における地域外交の基本方針（仮称）を策定するために、有識者からの提言を含めた万国津梁会議の開催、そして県民からのアンケートなど、意見の募集等々を含めて、必要なその取組のための基本方針を策定していくと考えております。当然その内容によっては、組織体制をより強化していくということと、そして全庁的に取り組むための横串を刺すという意味での各部局との連携も重要であると考えておりますので、必要に応じて検討を重ねてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 ぜひよろしく願います。

次に、不発弾処理の耐爆容器についてお聞かせ願いたいと思います。

実は私、2011年9月28日、この本会議で、不発弾処理に関して耐爆容器をぜひ導入してほしいということをご提案して質問しました。当時仲井眞県政で、又吉知事公室長は、避難半径や避難面積など大きく縮小されるけれども、躯体が大きいとかいろんなデメリットもまだ解決されていない、しかし、十分検討し導入を図っていききたいと答弁していただきましたけれども、どのようにデメリットが解決され導入に至ったかについて、経緯をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 耐爆容器の検討につき

ましては、議員が先ほどおっしゃっていただいたように、平成23年度に、避難半径が縮小する一方で耐爆容器が大きいなどのデメリット等について研究中であるという答弁をさせていただいております。その後、平成27年度に、沖縄県より沖縄不発弾等対策協議会に耐爆容器に係る照会を行い、平成29年度より専門部会ワーキングチームにおいて、安全性や耐久性について検証し、耐爆容器も小型化され、高い耐爆性、密閉性を有し、狭隘な場所への運搬も可能となることが令和4年度と同協議会において確認されたところです。令和5年度は、沖縄総合事務局において、耐爆容器の試行運用を実施し、課題等に関する検証を行う計画となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 これの導入によって、避難半径、避難面積がどれだけ縮小されるのか、経済的・社会的損失がどれだけ縮小されるのかについてお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 耐爆容器使用時の避難半径は、防音シートを設置し、25.5メートルと試算されておりますが、今後実施する試行運用において、騒音、振動等の調査を行い、最終的に避難半径を決定していく計画となっております。

避難半径が小さくなることにより、住民避難に伴う負担軽減や経済損失の低減が期待され、より安全な処理が実施されるものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 大変期待されていますけれども、同時にとても大事な、絶対に忘れてはならないのは、なぜ不発弾があるのかとか、この悲惨な沖縄戦の結果、不発弾があって、あと70年、100年も続くといったことをしっかりと県民に周知していくことをやらないと、技術が進歩してこの問題が風化していったらこれはもう駄目だと思いますので、沖縄戦やこの不発弾問題を風化させない取組が大事だと思いますが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 本県は、去る大戦において、苛烈な地上戦となった結果、戦後78年が経過した今日においても県内各地で不発弾が発見され、県民の不安とともにその処理についても県民に様々な負担が生じており、県としましては、不発弾問題に関する県民の関心と理解を深めることは重要であると考えております。不発弾問題につきましては、市町村を対象とした説明会や広報用リーフレットの作成及び関係団体への配布、新聞掲載等による周知を行っておりま

す。また、沖縄総合事務局、陸上自衛隊、海上自衛隊、沖縄県、県警、市長会、町村会、その他民間団体で構成される沖縄県不発弾等対策協議会においてもさらなる周知の取組を行っているところです。引き続き市町村及び関係団体にも協力をいただきながら、県民への不発弾に対する意識啓発、広報活動を積極的に行い、不発弾の早期処理に努めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 この不発弾問題を風化させないという点で、県民全体でしっかり考えるために、沖縄県として不発弾問題等を考える日を制定していくことを検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 県としましては、不発弾の処理は戦後処理の一環として、国の責任において実施されるべきものであると考えており、機会あるごとに国に対し国直轄の事業化等の要請を行っているところであり、引き続き国の責任において早期処理を図るよう求めてまいります。

また、県としましては、不発弾問題に関する県民の関心と理解を深めることは重要であると考えております。議員御提案の、不発弾問題を考える日の制定につきましては、多くの関係者の賛同が必要であると考えていることから、沖縄県不発弾等対策協議会の構成団体とも連携し、検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 次に我が党の代表質問に関連して、西銘純恵議員の新型コロナ対策に関連してお聞きします。

この今の感染状況、異常事態だと思います。県はこれまで第8波の苦しい経験があるわけです。その中で多くの知見、ノウハウを蓄積してきていると思います。これらの知見が総動員できるように、コロナ対策本部に準じた、知事を先頭にした体制を急ぎ構築すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

県では、新型コロナ対策本部が廃止された後も、対策本部会議の基本的な役割を引き継ぐために、新たな会議体として、知事を筆頭といたします沖縄県新型インフルエンザ等対策会議を設置し、全庁的な体制を維持しているところです。また、新型コロナの感染拡大に伴い、医療コーディネーターの再招集を行うとともに、足元で現在起こっている状況を迅速に把握するため、医療・介護の現場の意見を聴取するタスクフォー

スを設置いたしました。タスクフォースの意見も踏まえ、現在感染拡大中ですので、6月26日に新型コロナ感染者ケアステーションを立ち上げ、医療提供体制を拡充したところであり、引き続き全力で対策に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 ぜひ知事を先頭にして、対策強化してください。

それで臨時医療施設、今あった待機ステーションが再稼働しましたけれども、今朝もテレビで昨日の会議のことが報道されていましたが、入院等が今とても厳しい状況なので、医師・看護師等の確保の対策を急いで取って、あそこは100床まで可能だと思いますので、ぜひ受け入れる体制を早急に構築していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

県では、感染拡大の状況を踏まえまして、救急医療機関がより重症の患者に対応できるための体制の維持、それから病床の確保につなげるため、先ほど申しました6月26日から新型コロナ感染者ケアステーションを稼働し、軽症ではあるものの酸素投与や点滴などが必要な高齢者等を現在受け入れているところです。現在、今後のさらなる感染拡大にも対応できるように、さらに看護師等の医療従事者の体制を強化するなどの準備を進めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 予算もしっかり確保できるようにしていただきたいんですが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

コロナ予算につきましては、コロナのための緊急包括支援交付金というものがまだございます。県では、5類感染症への位置づけ変更後も、9月末まで財政措置がされています国の緊急包括支援交付金等を活用し、医療提供体制への支援、それから高齢者専用の宿泊療養施設及び感染者ケアステーションの運用、定期的なPCR検査、福祉施設のクラスター対策等に、この予算を活用して取り組んでいるところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 頑張ってください。

次、揮発油税等の軽減措置について。もうこれ時間がありませんので、この措置が打ち切られた場合、県経済と離島経済及び県民生活に与える影響についてお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時55分休憩

午後2時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 揮発油税等の軽減措置は、令和6年5月14日までの期限となっております。本軽減措置が廃止された場合、産業連関表を用いて試算しますと、県内産業への影響額は32.1億円、家計への影響額は24.1億円、離島産業への影響額は8.9億円、県全体で年間約65.1億円の影響が推計されております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 県は、これにどう対応するんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） モノレール以外の鉄軌道がなく、主要な交通手段が自動車である本県におきましては、揮発油税等の軽減措置が廃止された場合、県民生活や産業経済に与える影響が大きいことから、軽減措置の延長について、関係団体と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 これは委員会で質疑したいと思えます。

次に、サイパン、テニアン。私、7名の議員と慰霊団の皆さんと一緒に行ってきましたけれども、サイパン、テニアン友好関係の構築についてお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城剛吉君） 南洋群島は、戦前、日本が統治し沖縄から多くの人に移り住み、様々な分野で活躍し、現地の地域振興にも大きく貢献したものと承知しております。このような歴史的背景や、観光業を中心とした島嶼地域であること等の共通性から、南洋群島と友好関係を構築することは重要であると考えています。

県としては、農業分野や平和教育など様々な分野でどのような交流を図っていくことができるか、関係部局等と連携しながら検討してまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、サイパンの市長と会いましたが、ぜひ沖縄のサツマイモとか農業のことを指導していただきたいという熱い要望を受けました。そ

れでそのことは担当にも伝えて、連絡先も教えて、ぜひ連絡を取って可能な限りやってほしいと伝えましたけれども、どうなったでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（前門尚美さん） お答えいたします。

サイパン市からの農林水産業支援に係る要望につきましては、直接市の担当者で連絡を取り、具体的内容を確認したところ、当該地域の農林水産業の活性化に向けた技術的支援を望んでいるということでした。

そのため県としましては、研究機関への研修生の受け入れについて、対応が可能であることをお伝えしております。引き続き、関係部局と連携して対応してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、このサイパン、テニアン、私も初めて行ったんですけども、帰ってきた後、県の職員の皆さんで行った方はほとんどいませんでした。部長の皆さんで今いるのは、知事と溜知事公室長さんだけだということなんですけど、やっぱり沖縄戦の悲惨さを引き継ぐ南洋諸島の歴史、悲惨な歴史を引き継ぐ、交流を深めるという意味で、私は毎年県庁から1人は参加してもいいのかと思っているんですけども、その辺はぜひ、悲惨な歴史を後世に引き継いでいくという点で、知事、その辺ぜひ検討したらどうですか。検討する方法があるのかないのか含めて、検討していただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 南洋群島は、沖縄からも多くの方々が移り住んでおり、実は私が幼少の頃お世話になった御家庭の方々も、南洋でしばらく生活し南洋で産まれたお子さんもいらっしゃいます。そのようなことを考えますと、沖縄からサイパン、テニアン、グアムやそのような太平洋島嶼地域と、技術的、人的な交流の機会をもっとつくっていくべきであろうというように考えます。

県としても、ぜひ県庁の職員の参加も含めて、現地との交流を重ねていきたいと思っています。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時0分休憩

午後3時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○崎山 嗣幸君 (2)番の石垣市の新港地区への地对空誘導弾PAC3の配備は、安保関連3文書による民

間の空港、港湾などの使用拡大方針を展開する意図で進められております。港湾業者や物流関係者が危険性を訴え、自粛を求めてきておりますが強行しています。民間港湾から撤退させるべきではないか、伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） PAC3の展開につきましては、県は、政府において県民の生命財産の安全を確保するため、万全の措置を取る必要があると考える一方、県民の不安や県民生活への影響が広がることがないように配慮する必要があると考えております。また、防衛省の説明によれば、去る3月に開設した石垣駐屯地の造成工事が終わっていないため、今回はPAC3を新港地区に展開するとのことであり、このため、知事は去る6月9日の防衛大臣に対する要請において、住民や石垣港の港湾労働者に丁寧な説明を行い、その活動に及ぼす影響が最小限となるよう措置することを申し入れたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 去る6月18日ですか、同じ新港地区内の人工ビーチ緑地帯に移動したという報道がありましたが、そこは、場所の後方には石油・ガス貯蔵施設があるということで、危険性の不安がさらに高まったようではありますが、港湾関係者はそういう危険性を訴えておりますが、あえて石垣市だけ、自衛隊駐屯地に置くのではなくて民間港湾に執着する意図ですか。これはまず県としてはどう捉えておりますか。発言をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 先ほども御説明させていただいたんですけども、防衛省の説明によれば、去る3月に開設した石垣駐屯地の造成工事が終わっていないため、今回はPAC3を新港地区に展開するというところでございました。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 いずれにしても、民間港湾を軍事使用させてはならないという県の姿勢を、基本的なことはしっかりさせたほうが私はいいと思います。

それから次に行きます。

2番、自衛隊の石垣駐屯地の排水問題についてですが、石垣自衛隊駐屯地は中距離地对空誘導弾、地对艦誘導弾を有す地对艦ミサイル部隊など計570人が配置されておりますが、その駐屯地調整池7万3000立方メートルの貯留能力施設から、汚水処理水が民間の田畑に放流されております。住民の生活環境悪化への排水対策はどうしているか伺いたいと思いま

す。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(多良間一弘君) お答えいたします。

石垣陸上自衛隊駐屯地施設内の浄化槽処理につきましては、浄化槽処理水の放流先は最終的に公共用水域という形になっております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 (1)番ですが、浄化槽や油分分離槽の処理水を民有地の田畑に放流し、湿地帯となって地下浸透させる行為であります。これは浄化槽法違反ではないかと言っておりますが、これはいかがですか。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(多良間一弘君) 浄化槽処理水の地下浸透についてですけれども、浄化槽法では、浄化槽処理水の放流先について定めがありませんので、浄化槽処理水を地下浸透するということは、法律違反には当たらないということになります。

○議長(赤嶺 昇君) 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 法律違反に当たらないと言っておりますが、県の浄化槽取扱要綱では、「放流水が停滞することなく流れる構造」と規定されておりまして、これは停滞する、地下に浸透するから地下水の汚染につながり、生活環境の保全及び公衆衛生上支障があるとして、原則禁止されていると私は思います。

これは防衛省もそうですが、沢に流しているから問題ないということですが、私たちこの前、6月9日に調査をしたのですが、沢というのではなく、民間の田畑に滞留して、地下浸透して流れているんですよ。現実に、与党の県議団が行って、見たんです。これ今言われるように、地下浸透が問題ないということは浄化槽法では問題ないけど、県の浄化槽取扱要綱では問題があると言っているわけでしょう。しかもこれは地下浸透したとて、この構造物をしっかりすべきというのが県の立場ではないですか。これ、地下浸透しているという話ではないんじゃないですか。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(多良間一弘君) お答えいたします。

先ほどもお答えしましたけれども、まず石垣陸上自衛隊駐屯地施設内の浄化槽処理計画におきましては、浄化槽処理水の放流先は最終的に公共用水域というふうになっているところでございます。ただ一方で、供用後の維持管理につきましては、管理者の責任において法令等に基づき適切に対応する必要がありますけれども、必要があると認める場合には立入りできるという

ことになっておりますので、県としましては、この浄化槽の維持管理等の状況に応じまして対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 ちょっとはっきりしないですが、県の浄化槽取扱要綱では、放流水が停滞することなく流れることになっておりますよね。こういう構造になっておりますかって聞いているんです。そしてそれに、側溝とか排水溝があるわけではないですよ。田畑に流れて、これは滞留していると私は言っているんですよ。だから、仮に地下浸透させるとしても、地下浸透させる構造物を造るべきだというのが県の指導方針だと私は思うんですが、先ほど言ったことも含めて、住民はこの地下浸透が宮良川に——今おっしゃるように、公共用水域に流れると言っていますが、流れていないと私は言っています。宮良川に合流すると言っていますが、合流する前に、これももう既に寸断されておりまして、宮良川下流の地下にある大浜第二地下水源を汚染するのではないかということを経験しているんです。これはだから、地下浸透の疑いが一番強い。だから県は実態調査をして、指導すべきではないかと思うんですが。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(多良間一弘君) これは先ほどもお答えしたんですけれども、必要に応じて立入りできることになっておりますので、事業者さんにいろいろ確認しながら現場のほうも確認していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 ぜひそれは県独自に、私が言っていることが本当なのか、防衛省が言っている、皆さんが言っているように、沢に流れているというのか、本当に沢に流れて宮良川に流れているのかということをおっしゃっているわけですか。流れていないと言っているんです。だからそこを含めて実態調査をして、もしそれが流れていなければ、指導すべきではないかと言っているんです。ぜひそれは検討をお願いしたいと思います。

それから(2)番目ですが、地下排水や軍事機器の洗浄による化学物質への懸念がありますが、水質調査はしているのか伺いたしたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(多良間一弘君) 県では、水質汚濁防止法に基づきまして、当該駐屯地を流域に含んでおります宮良川におきまして水質調査を実施しております。また、重金属等の項目について、駐屯地からの排水に

よる影響を把握するため、令和元年度から宮良川の2地点で年1回調査を実施しております。これまでの水質調査の結果におきましては、全項目環境基準に適合しております。

県としては、今後も継続してこの水質の状況を監視してまいりたいと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 今、宮良川で調査をしているということですが、私は先ほどから、この排水は駐屯地から宮良川まで到達していないと。だから、到達していないのに調査をしても、何の意味もないですよ。その見解は違うので、宮良川の調査ではなくて、この調整池から排水口に流れる暗渠のところの排水口で水質検査をすべきと思います。そうじゃなければ、この調整池には、汚水処理も雨水も含めて、それから軍事機器の洗浄も含めて、油分分離処理水も含めて、そこに調整池から流れているんですよ。そこから流れているものが危険ではないかと言っているんです。それが宮良川まで到達していないものを幾ら調査をしても、これは分からないじゃないですか。だから、県が造っている暗渠のところで調査をしたほうが、私は確実性があるのではないかと考えています。

これはなぜかといったら、2022年でしたか、9月15日に、自衛隊の那覇基地で泡消火剤P F O Sを含む大量の汚染水が流れたんじゃないですか、これ。だからそこを含めて3月から石垣駐屯地がオープンをしてすぐというのはないかもしれませんが、これから含めて流れるかもしれないという危険性は——那覇基地でも全国的な自衛隊駐屯地でも、それがあったわけですよ。だから、この調整池がそれだけでっかい調整池なので、そこはぜひこの調査地点を宮良川ではなくて、県の暗渠を造っているところで調査をしたらどうですかと私は聞いているんです。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(多良間一弘君) お答えいたします。

宮良川で県が調査しておりますのは、書面上、その調整池を通過して宮良川に最終的に流れていくというふうになっているものですから、まず宮良川で我々としては調査しているものです。それから、議員がおっしゃることにつきましては、この浄化槽は、水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出に該当します。この放流する排水は法令に基づく排水基準を遵守する必要があるという形になります。設置者におきましては、年1回排出水の水質測定を行いまして、それを3年間保管するということが水質汚濁防止法で義務づけられております。

です。県としましては、今後、必要に応じて水質測定結果について報告を求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 年1回実態調査をすると言っていますが、この場所はやっぱり宮良川でやるんですか。それとも——今、私が言っているのは、調整池の排水口のほうでやるべきではないかと言っているんです。だから、これを1年に一遍——まだ1年たないから、これからだとは思いますが、調査すべきところはどこですか。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(多良間一弘君) 先ほどお答えしました水質汚濁防止法に基づきまして、設置者が調査するポイントというのは、事業所と敷地境界という形になりますので、今言ったように、調整池から水が出ていく、敷地外に出ていくポイントという形になると想定しております。

○崎山 嗣幸君 議長、休憩。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時13分休憩

午後3時14分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○崎山 嗣幸君 では、これはしっかり——私が言っている宮良川まで到達していないので、そこの調整池の出口の暗渠のところで実態調査すべきだと思いますので、これはぜひしっかりやっていかないと、自衛隊の那覇駐屯地みたいに起こりかねない気がするので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に行きます。

この巨大な調整池は7万3000立方メートルということらしいんですが、そこから放流する排水は、豪雨時に水害を引き起こす危険性はないのかということが心配なんです、それを伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(前門尚美さん) お答えいたします。

自衛隊石垣駐屯地の整備については、開発区域内に森林法に基づく民有林が含まれ、その開発面積が1ヘクタールを超えることから林地開発に係る協議が必要となっております。県は、令和2年6月26日に沖縄防衛局から提出された協議書において、洪水調整池を設置することにより、開発行為後の雨水流出量が下流水路の許容流出量以下となる計画になっていることを確認しており、水害を発生させるおそれがないものと判断しております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 幾ら豪雨時でも計算上は水害が起こる可能性があると思っていないという答弁なんです。現地を見たときに、相当なため池で、そこは地下水も出てくるっていうぐらいの大きさらしいんですが、豪雨時に本当にこの暗渠から出てくることはないのかっていう懸念をしたんです。現地を見たときには、周辺の木はなぎ倒されて放流できなくて、出ているところの田畑に流れているんですね。そういった意味では、民間の地権者の田畑に流れているんだけど、これはそうすると民有地のほうから損害賠償を訴えられる可能性はないかという懸念をしていますが、そうじゃなければ、この排水口から本当に沢があって流れているかということも問題があると思うんです。そこは豪雨時に問題はないと言うけれども、本当にそこはこれからのかどうかも含めて、計算上はそうなんだけれども、実態はそうなのかについての確認はやっぱりその都度すべきではないかと思うのですが、それはいかがですか。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(前門尚美さん) お答えいたします。

国等が行う林地開発については、森林法の規定により許可不要な行為となっておりますが、沖縄県林地開発行為実施要綱の規定では、知事と協議を行うこととなっております。自衛隊石垣駐屯地との協議については、林地開発審査基準に基づき、30年確率の雨量強度を用いて排水処理が適切に計画されていること、また調整池の設置により雨水等を計画的に排水することなどを確認しており、水害を発生させるおそれがないものと判断しております。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時17分休憩

午後3時18分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○農林水産部長(前門尚美さん) 繰り返しになりますが、林地開発の審査基準に基づき30年確率の雨量強度を用いて排水処理が適切に計画されていること、また調整池の設置により雨水等を計画的に排水することなどを確認しており、水害を発生させるおそれがないものと判断しております。

○議長(赤嶺 昇君) 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 民有地に流して問題ないかと。損害賠償を訴えられるおそれはないかということを懸念を

しているもので、その答弁をもらいたかったのですが、それはぜひ警戒をお願いします。

それから(4)番、汚水処理水の流路というのか、それがなければ駐屯地敷地内で蒸発散方式の処理を検討しないのかということを伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(多良間一弘君) お答えします。

沖縄県浄化槽取扱要綱におきましては、浄化槽処理水について河川や道路側溝等の公共用水域へ放流できない場合に、蒸発散方式あるいは地下浸透方式を認めております。こうした場合にどの方式で処理を行うのかということにつきましては、この浄化槽管理者が個々の状況に応じて検討することになります。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 駐屯地が検討することであると言っているんですが、先ほどから言っているように、流れていないというのか、この7万3000立方メートルの調整池から流れていないという見解が違うので、ここは沢どころか側溝もないし、下水道もないところにずっと流していくわけですね。そういった意味では、流すところがなければ、先ほどから言っているように、そういった装置があって、しかも石垣市の中で県営登野城団地はそれを採用しているらしいんです。だから、駐屯地が排水することができなければ、それも含めて検討したらどうかと思う。そうじゃなければ、しっかり安心ができるような公共下水道につなげるような排水措置をするのが、私は自衛隊駐屯地の務めだと思うんですが、これはやはり県としての責任だと思います。国会で議論されているようなんだけど、国会の中では、防衛省は県が認めているからいいんだと言っているんです。ただ、この辺はそのところをしっかりとしないと、流し込んで川へ流れていかないところを寸断されて、民間の田畑に流れて、それでいいというのは通らないですね。そういった意味では、自分たちで処理できるような方式が今できているから、検討すべきではないかと言っているんです。これは県が駐屯地のほうに伝言をするというんですか、そういうのをする必要はないですか。そういう方式を検討してはどうかについて。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(多良間一弘君) お答えいたします。

先ほども答弁しましたがけれども、まずはいろいろ管理者にも、設置者にも確認しながら、必要に応じて現場も確認しまして、実際に書面上のとおり公共用水域まで流れているかどうか、いろいろそういったもの

も確認しながら、今後の対応を検討していきたいというふうに思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 どちらにしてもこの駐屯地の問題はこれからのので、住民も心配していますので、私も専門ではないんだけど、この調整池から流れていく排水がどこに流れていくのか分からない状態では、県としての管理が浄化槽法も含めてそれから取扱要綱も含めて、問題があると思うんですね。国会でも議論していることだから、県としてもしっかりこれをどうするんだということが問われているので、現場の皆さんの不安を解消するためにも、この問題についてしっかり正面から向き合って駐屯地側との排水口についてしっかりさせるように県として指導するなり、対応するなりしてもらいたいというふうに思います。もう1回、部長。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） 繰り返しになって申し訳ありませんが、県としても浄化槽の設置者に状況を確認しまして、現場の状況を必要に応じ確認し、その状況に応じて対応を検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 これ指摘しましたので、三役のほうも、部長が答弁したこと含めて、改めてそういうのは重要視してもらいたいということで要望しておきます。

それから3番に行きます。

土地規制法についてであります。政府による自衛隊や米軍の基地周辺や国境離島の土地利用を規制する法案が強行施行されました。重要度の高い特別注視地区の約200か所の中にミサイル配備が予定されております。宮古島や与那国を対象とすることが明らかになっており、この内容は土地所有者を調査し、売買の届出や妨害行為への懲罰を科すなど、私権を過度に制限する問題をはらんでいます。県の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 沖縄県においては、既に広大な米軍基地が県土の有効利用を阻害していることに加え、注視区域等の指定によって社会経済活動の支障や県民の基本的な人権の侵害が生じることは決してあってはならないと考えております。そのため、国に対して指定の区域は真に最小限とすることや、指定の必要性を明らかにすることなどを求めています。

県としては、県民の人権や行動が過度に制限されることはあってはならないと考えており、引き続き同法

の運用を注視してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 県は動向を注視していきたいということですが、仮に阻害行為の中止命令に従わない場合は、2年以上の懲役もしくは20万円の罰金を科すとされますが、具体的にどのような事例が阻害行為とされるかについて、明確でありますか。それを教えてもらいたいと思います。また、そこに指定された場所については、自らの、自分の土地ではあるけれども、そこの中で反対の意思表示や立て看板とか、そういうことをしたときについて、先ほど言ったように処罰をされるのかどうかの具体的な事例をちょっと教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（溜 政仁君） 国が重要土地等調査法に基づいて定めた基本方針においては、機能阻害行為の例示として「自衛隊等の航空機の離着陸の妨げとなる工作物の設置」や、「自衛隊等のレーダーの運用の妨げとなる工作物の設置」など、7つの類型を示しております。また、この基本方針においては、機能阻害行為に該当するとは考えられない行為として、「施設周辺の私有地における集会の開催」など5つを例示した上で、「国や地方公共団体が管理する公園や道路といった公共の土地をイベントのために一時的に使用する者は、法第9条の措置の対象となる土地等の利用者には該当せず、勧告及び命令の対象とはならないと考えられる。」と記載されております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 では、県民の思想信条の自由、表現の自由、プライバシーの権利、財産権を守っていくという意味では、県は、県民は反対していますと言っているの、県民と共に反対する意思表示をしっかりと持って、このことについてしっかりと人権を守ってほしいと思います。これも含めて三役に要望しておきます。

それから4番に行きます。

会計年度任用職員の待遇改善についてであります。

(1)、任用回数については、これまで原則3年としていたが、令和5年度採用から成績、実績主義で行い、任用回数で応募を妨げないとの運用方針が2023年1月19日に示されました。令和4年度末の会計年度任用職員、知事部局は1308人、教育委員会1343人、病院事業局1209人、企業局30人とのことでありましたが、その中で令和5年度の新年度では、会計年度任用職員4年目以降の職員採用実数をそれぞれ部局

ごとをお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 令和5年6月1日現在で、知事部局の会計年度任用職員は1245名、うち任用回数が4回以上の者は、414名となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

令和5年5月1日時点で、教育委員会の会計年度任用職員1196名のうち、任用回数が4回以上の者は426名となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（本竹秀光君） お答えいたします。

令和5年4月1日時点で、病院事業局の会計年度任用職員数1287名のうち、任用回数が4回以上の者は672名となっております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

○企業局長（松田 了君） お答えします。

企業局では十分な募集期間を経ても応募者がおらず、公務の運営に支障を来す場合などには会計年度任用職員を4回以上任用できることとしております。しかしながらこれまで該当する事例はなく、令和5年6月1日時点の会計年度任用職員28名のうち、任用回数が4回以上の者はおられません。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 答弁ありがとうございます。

3年切れが応募することを妨げないということで、応募できたという意味では私は評価をしたいと思っております。先ほど知事部局で414名、病院事業局672名、それから教育委員会で426名ということでしたが——あと、企業局はゼロとありましたが、これだけの会計年度任用職員が切れるところが、改めて継続できたことについては、県の行政実務への、私は戦力になっていると思っております。これも引き続きまた雇用切れがないように、引き続き努力をお願いしたいというふうに思います。

それから次に行きます。

(2)、コロナ感染症に係る特別休暇、旧盆休暇、病気休暇等を有給化すべきではないか伺いたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 新型コロナウイルス感染症に係る休暇については、感染症法上の位置づけが5類に変更されたことに伴い、国の通知を踏まえ、従前のおり年次休暇または無給の病気休暇で対応したと

ころです。また従来、会計年度任用職員には旧盆休暇は付与されておらず、病気休暇は無給としております。会計年度任用職員の休暇については、地方公務員法の規定に基づき、国や他の地方公共団体の職員との権衡を失しないように適当な配慮が払われなければならないことから、引き続き、国や他の都道府県等の情報収集を行いながら、適切に対応をしまいたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 もう定数職員以外に、これだけの会計年度任用職員が何千名といて、部局において行政の職務を果たしているんですが、そもそも会計任用制度の導入については、そういった会計年度任用職員について待遇改善をするということでスタートをしておりますので、一時金も含めて。今言っている権利の付与は、職員と比べてはるかにまだ劣っているところがあるので、再度、待遇改善については制度的にも努めていく必要があると思っておりますので、努力をお願いしたいと思います。

先ほど言われたように、コロナウイルス感染症の特別休暇なんですが、県は特に最近また拡大しているさなかでありますから、5類に引き下げられたといっても特別休暇そのものがなくなると、会計年度任用職員は病気休暇もこれは無給であるし、低賃金の中で無給で休むということについては極めてまた生活に響くということも含めて、やっぱり特別休暇は重要ではないかということで訴えています。それから旧盆休暇も、職員は旧盆に休んでいるけれども、会計年度任用職員は該当させないと。祖先を祭る1年の行事という意味では同じではないかと思うので、これも改めて私は検討すべきではないかと思っております。そして病気休暇であります、これは低賃金の中、病気休暇はあるけれども有給ではないと。無給で休みなさいということについては、これはやっぱり休めないわけです。低賃金の上に、さらに病気休暇はあるけれども、無給であると。そういった意味では有給化含めて、私は検討をすべきだと思っています。国の制度との問題があると思っておりますが、引き続いてこれは待遇改善を努力する観点について、その姿勢は、やっぱり県は示すべきではないかと思うんですが、総務部長、これはいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 令和2年度の制度導入に伴いまして、会計年度任用職員、先ほど議員がおっしゃったとおり、期末手当、これが支給できることとなったほか、夏季休暇、結婚休暇などの有給休暇も付

与されているところがございます。また加えて、夏季休暇取得期間の拡大、あるいは様々な特別休暇の創設等々の待遇改善も図ってきたところがございます。給与、勤務条件などの処遇については、繰り返しになりますが、国あるいは他の都道府県との均衡も加えまして、引き続き対応してまいりたいと考えているところがございます。

○議長（赤嶺 昇君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 引き続きの待遇改善の努力を、ぜひやっていただきたいということで要望して終わりたいと思います。

代表質問関連についてはありませんので、以上です。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん それでは、最後になりますので、どうきもう一踏ん張り、よろしく願いいたします。

通告に従いまして、一般質問を行います。

1、季語「沖縄忌」普及への支援について。

戦後78年目の慰霊の日がめぐる中、県民の平和への願いは一層深い。沖縄県現代俳句協会の主催により、本年、第21回沖縄忌俳句大会が実施されましたが、沖縄戦の記憶、戦没者への悼み、不戦への誓いを発信する文化的取組は非常に重要である。長崎原爆忌平和祈念俳句大会は、長崎県や同県議会、教育委員会などが後援する中第70回を数え、「原爆忌」、「広島忌」とともに季語として全国的に定着している。「沖縄忌」の普及、継承について県の支援を伺います。

2、沖縄市P F A S検出とその対応について。

(1)、川崎川及び周辺のP F A S検出状況を伺います。

(2)、産業廃棄物最終処分場の保有水、周辺地下水、ファーム Pond等からの検出状況を伺います。

(3)、汚染源の把握、主要イオン濃度ヘキサダイグラム分析等について伺います。

(4)、米環境保護庁の取組と米軍の対応を伺います。

(5)、日本政府の対応を伺います。

3、沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターにおけるパワーハラスメント・解雇問題について。

(1)、相談件数の推移、相談者の年代、時間の経過、相手との関係等、相談状況を伺います。

(2)、病院拠点型として24時間365日体制で支援が行われることの必要性、事業の意義を伺います。

(3)、開設以来、公益社団法人沖縄県看護協会への特命随意契約で管理運営されている中、相談支援員へのパワーハラ解雇問題が生じたが、県としてどのように把握し対応しているのか伺います。

4、企業局の経営状況について。

(1)、施設の老朽化、豪雨、P F A S対策等により浄水場現場の緊張はより増していると考えますが、15名の欠員が生じている。県民の水の安全、安定供給のためにも早急に対応する必要はないか。

(2)、夜間休日の運転管理を民間に委託してきたが、その後は順調か。技術の継承に課題はないか伺います。

(3)、料金改定の検討について伺います。

5、地方公務員の人材確保について。

多くの業界で人手不足が課題となる中、地方自治体も人材確保に苦心している状況がある。通常の競争試験に加え、選考採用の手法があるが、その適正性について法的解釈を伺います。

(1)、一般行政職に選考採用枠を設け、その応募要件に自治体における非常勤職員として3年以上の経験がある者とするのは適切か。また、任期の定めのない常勤職員を対象外とするのは適切か。

(2)、選考に係る職務遂行能力の判定根拠として、国または地方公共団体等で一定程度非常勤職員として職務経験を有したことをもって、職務能力を有すると判定することは適切か。

(3)、一般行政職を選考採用する根拠として、組織の年齢構成の偏りを是正することを理由に実施することは可能か。また、年齢構成の偏りを是正する目的で、応募要件に年齢制限を設けることは可能か。

以上、伺います。よろしく願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 仲村未央議員の御質問にお答えいたします。

季語「沖縄忌」普及への支援について(1)、「沖縄忌」の普及、継承についてお答えいたします。

戦後78年がたち、戦争を知らない世代が大半を占めるなど悲惨な沖縄戦の記憶が薄れていく中で、忌まわしい戦争の記憶を風化させないために、沖縄戦の実相や教訓を次の世代に正しく継承していく必要があります。民間においても、幅広い世代による平和への行動が様々な場面で行われており、平和を願う輪が広がっております。今年も沖縄忌俳句大会が開催され、いわゆる6月23日、慰霊の日を意味する季語「沖縄忌」の普及、継承に取り組まれていると聞いておりま

す。

沖縄県としましては、本大会の取組は、文化の振興及び平和への思いを次世代へ継承するという観点から有意義であると認識しており、同大会の開催に当たり、後援等の申請等があった際には、関係部局において適切に対応させたいと考えております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 多良間一弘君登壇〕

○環境部長（多良間一弘君） 2、沖縄市P F A S 検出とその対応についての(1)、川崎川及び周辺のP F O S 等の検出状況についてお答えします。

県は、川崎川上流にある廃棄物最終処分場の保有水等から高濃度のP F O S 等が検出されたことを受け、周辺の川崎川のP F O S 等を令和2年度に調査しております。当該調査において、処分場から離れた下流側の地点でP F O S 等が高濃度で検出されており、当該処分場以外の汚染源があると示唆されたことから、令和3年度より、処分場から離れた川崎川支流の湿地帯の調査を実施しております。その結果、令和5年1月の直近の調査結果では、7地点中5地点で環境省が定めた暫定指針値の50ナノグラムパーリットルを超え、最大で5200ナノグラムパーリットルのP F O S 等が検出されております。

同じく2の(2)、廃棄物最終処分場保有水等におけるP F O S 等の検出状況についてお答えします。

廃棄物最終処分場における保有水及び周辺地下水については平成30年度から、ファームポンドについては令和元年度からP F O S 等の調査を行っております。令和5年1月の直近の調査では、保有水6地点中6地点、周辺地下水16地点中12地点、ファームポンド1地点中1地点において、暫定指針値の50ナノグラムパーリットルを上回る濃度のP F O S 等が検出されております。

同じく2の(3)、湿地帯周辺の汚染源の把握、ヘキサダイアグラムの分析等についてお答えします。

令和5年1月の調査では、ヘキサダイアグラムによる主要イオン濃度の比較の結果、高濃度のP F O S 等が検出された川崎川の水質は、湿地帯から流出した水の影響を受けていることが示唆されております。また、湿地帯内の西側地点でP F O S 等の濃度が高いことや、ヘキサダイアグラムによる主要イオン濃度の比較の結果から、汚染源となるP F O S 等は湿地帯西側からの表流水、あるいは地層中や旧谷地形の底部を流れる地下水が湧き出すことによって、湿地帯内にもた

らされている可能性が高いことが分かりましたが、P F O S 等の汚染源の把握には至っておりません。

同じく2の(4)のうちの米軍の対応についてお答えいたします。

今年1月に照屋副知事が米環境保護庁（E P A）を訪問し、P F O S 等に関する意見交換を行った際に、E P Aからは、国防総省の施設におけるクリーンアップに関しては、国防総省が権限を有していること、米国内の国防総省施設のクリーンアップに際してはE P Aも緊密に連携を図って作業を行っていること、国防総省の米国外における活動については、E P Aの関与はないことの説明がありました。

同じく2の(5)、日本政府の対応についてお答えいたします。

環境省においては、P F O S ・P F O Aの有害性の知見が不十分であることや、WHO、米国等で科学的な議論が行われていることを踏まえ、P F O S ・P F O Aに係る水質の目標値等を検討する専門家会議と、P F A S に関し国内外の情報収集を行い、対策の検討や国民への情報発信等を行う全体戦略に係る専門家会議を令和5年1月に設置し、基準値等の検討を開始しているところであります。

県としましては、引き続き国の検討状況を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

〔企業局長 松田 了君登壇〕

○企業局長（松田 了君） 2、沖縄市P F A S 検出とその対応についての(4)の御質問のうち、P F A S 対策に係る米環境保護庁の取組についてお答えします。

米環境保護庁は、平成28年に飲料水1リットル当たりP F O S とP F O Aの合計70ナノグラム、令和4年にP F O S 0.02、P F O A 0.004ナノグラムとする生涯健康勧告値を、さらに、令和5年3月には、P F O S 及びP F O Aそれぞれ4ナノグラムとする法的拘束力を持つ水道水質基準の案を公表しております。このような状況も踏まえ、企業局ではP F O S 等の低減化に取り組んでおり、令和5年1月末以降、北谷浄水場の浄水中P F O S 等濃度は1リットル当たり1ナノグラム未満を維持しております。

次に4、企業局の経営状況についての(1)、欠員への対応についてお答えします。

企業局では、今年度生じた欠員15名について、再任用フルタイム勤務職員6名、他事業体交流職員1名、臨時的任用職員8名を配置し対応したところであ

ります。次年度は9名以上の職員を採用する準備を進めており、再任用フルタイム勤務職員を含めると欠員は解消する見込みとなっております。引き続き、適正数の職員を採用するとともに、適切な人員配置に努めてまいります。

同じく(2)、運転管理の民間委託についてお答えします。

企業局では、浄水場等の運転管理業務受託業者の技術力を確保するため、連絡調整会議の定期開催、事故災害訓練の共同実施、習熟訓練期間の拡充、台風等緊急時における企業局との連携などに取り組んでおり、これまで水道水の安定供給に支障が生じた事例はありません。引き続き、運転管理技術の確保・強化を図るため、各種取組を行ってまいります。

同じく(3)、料金改定の検討についてお答えします。

企業局では、平成5年度の料金改定以降、約30年にわたって経営の合理化、経費削減などに取り組み、料金を維持しつつ、安定給水を確保してまいりました。今後、給水収益が伸び悩む一方、老朽化施設の更新や水道広域化に係る施設整備に伴う費用の増に加え、電気料金の上昇も相まって、経営状況の急激な悪化が見込まれ、現状のままでは安定給水に支障を来す可能性もあることから、料金の改定について検討を行っているところであります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(宮平道子さん) 3、沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターにおけるパワーハラスメント・解雇問題についての御質問の中の(1)、ワンストップ支援センターにおける相談状況についてお答えいたします。

平成27年2月のセンター開設から令和5年3月末までに、964人、延べ1万2968件の電話・面接相談等に対応しております。相談件数は、24時間365日体制となった令和元年度に大幅に増加し、近年は毎年延べ2500件程度で推移しております。相談者は、20代以下が約6割と最も多く、相手との関係性では、知っている人が全体の約8割、また、全体のおよそ6割の方が被害から相談までに1週間以上を要している状況となっております。

同じく(2)、病院拠点型・24時間365日体制での支援についてお答えいたします。

性暴力被害による望まない妊娠の回避や、心身の健康の早期回復のためにも、被害後72時間以内の対応

が重要であることから、県では、早期相談の重要性の周知に努めるとともに、拠点病院と連携しながら支援に取り組んでいるところです。また、性暴力が被害者の心身に与える影響は大きく、相談までに長い時間を要するケースも多いことから、被害者がためらうことなく相談でき、可能な限り早期に適切な支援につながるができるよう、24時間365日体制としております。

(3)、県の対応等についてお答えいたします。

今般の事案については、雇用終了に至る手続の過程で配慮不足な点もあったことを受託者も認めており、また、ハラスメントの件については受託者において調査中となっております。

県としましては、被害者が安心して相談でき、被害者に寄り添いながら適切な支援を提供できるよう、必要な人材の確保や、同センターの安定的・効果的な運営体制の整備について受託者に指導しているところであり、引き続き、性暴力被害者支援が滞ることがないよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 人事委員会事務局長。

[人事委員会事務局長 茂太 強君登壇]

○人事委員会事務局長(茂太 強君) 5、地方公務員の人材確保についての(1)、選考採用枠についてお答えいたします。

採用選考において、採用する職に係る職務遂行能力に応じた職務経歴を受験資格とすることは一般的であり、自治体の職務経歴を要求することはあり得るものと考えられます。また、任期の定めのない常勤職員を対象外とすることについては、各種の採用において様々な目的が想定されることから一概に否定はできません。なお、沖縄県が実施する採用選考において、非常勤の勤務歴のみを対象とし、正職員を除外するような要件はございません。

同じく(2)、非常勤の職務経歴を判定根拠とすることについてお答えいたします。

採用選考では、採用する職に係る職務遂行能力及び職についての適性を判定するために、必要に応じて筆記試験その他の方法を用いております。職務経歴等の経歴評定も、広く利用されている判定方法の一つであります。

同じく(3)、応募要件に年齢制限を設けることについてお答えいたします。

労働者の募集及び採用については、法令により、年齢に関わりなく均等な機会を与えなければならないとされていることと、地方公務員法に平等取扱いの原則

が規定されていることを踏まえると、政令に定める例外を除いて、年齢制限を設けることは適当でないものと考えられます。なお、例外として、長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を正職員に採用する場合には、一定の年齢制限が認められているところ です。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それでは、沖縄市のP F A Sの件からお尋ねをいたします。

沖縄市では、ファームポンドの中からP F A Sが検出されたということを受けて、この6月補正で1000万円を計上しながら代替水源の確保に当たっているとこのころというふう聞いております。それでこのファームポンドですけれども、令和元年から調査をしていく中で、P F O Sも高濃度で出ておりますが、もう一つP F H x S、これが常に高く出ていることが一つ挙げられるのかと思いますけれども、このP F H x Sの用途というのはどのようなものでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えします。

ペルフルオロヘキサンスルホン酸、通称P F H x Sとも言いますが、これにつきましては、P F O S及びP F O Aと同様の性質を持ちますので、その代替品として使用されているものでございます。環境省の資料によりますと、その主な用途は、泡消火薬剤、金属メッキ、それから織物、革製品及び室内装飾品、研磨剤及び洗浄剤、コーティング、それから含浸補強材、電子機器及び半導体の製造等というふうな形になっております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それで、主な用途の筆頭に挙がる泡消火剤ですけれども、この泡消火剤の周辺事業所、特にこの辺りは処分場それから処理施設等が集積する場所でもありますけれども、その周辺の事業所における泡消火剤の保管状況、あるいは過去に使用した経歴などの調査はされましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えいたします。

この湿地帯周辺のP F O S等の汚染源を把握するために、県におきましては、令和4年6月及び8月に周辺の11事業所に対しまして、それから令和5年5月にはファームポンド取水圏周辺の17事業所に対しまして立入調査を行い、またP F O S等含む製品の保有あるいは使用の履歴について聴取をしております。そ

の聴取の結果ですけれども、事業所からの回答全てにおいて、この保有、使用の履歴はない、または分からないといった回答になっております。また、火災による泡消火剤の使用履歴もないというようなことになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 使用履歴、保管ともにない、または分からないと。この分からないというのが非常にこの問題の難しさなんですけれども、過去に米軍がこの辺り一帯に持ち込んだ、その泡消火剤とP F A Sを含む可能性のある処理が行われた、持ち込まれたというような経歴等を、県としてはその把握をしてきたのか、あるいは把握するすべがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えいたします。

平成26年及び平成27年に米軍基地から廃棄された泡消火薬剤を焼却処理した残渣が、この沖縄市北部の廃棄物最終処分場で最終処分されたことにつきましては、米国情報公開制度によって公開された米軍の廃棄物処理に関する契約書がありますので、それに基づいて確認しましたところ、平成27年に処理された泡消火薬剤については、P F O Sを含有していないということが記載されております。ただ一方で、平成26年に処理されたもののP F O S等の含有については、これについては記載がなく、P F O S等の含有は不明というような状況になっております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 今知り得ているのは、平成26年、27年の例を今おっしゃったんですけれども、それ以前となるとどのように把握していますか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） それについては申し訳ありませんが、把握するすべがございませんので、承知しておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん この一帯は処分場、特に管理型といっても非常に古い——中からの管理型ですので、いわゆる適切な保護シート等が整備される以前から、そこにはこのような廃棄物が集積していたという歴史があります。そういう意味では、これは、その把握するすべがない中で、今このように沖縄市——特に北部地域一帯から、かなりの高濃度の検出が、特に保有水に至ってはもう2万を超えるというような、こういった高濃度のものが出てくるということは、やはり過去の経歴を追えないというこの難しさで、今汚染源が特定

できないわけですよ。

そういう中で、ぜひ知事に、政府への働きかけを強く求めてほしいのは、特に水道水、今回は農業用水も含めてですけれども、その規制値。これがない限りにおいては、今、対応も自治体に丸投げなんです。調査費の手だて、あるいは対策についても、先ほど沖縄市の例、この6月で1000万の予算と言いましたけれども、県も今、自ら調査をして、これは独自の財源で取り組んでいることですが、こういった規制値がなければ、非常に国の対応が呼び込めない。そのことに対する予算の裏づけもないという、こういった自治体丸投げの状況なわけです。ここについては関連——全国にはこのような同じような状況を抱えている自治体もありますけれども、規制値を速やかに設けるよというということで、一層の働きかけを強めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） お答えいたします。

県におきましては、これまでに県が実施してきました米軍基地周辺でのPFOS等調査の結果を踏まえまして、令和元年6月に、国に対してPFOS等について早急に公共用水域・土壌などの環境基準値等の設定をするよう求めたところでございます。こうしたこともありまして、令和2年5月に、環境省は水質環境基準の監視項目に新たにPFOS及びPFOAというのを追加しまして、またPFOSとPFOA合計で50ナノグラムパーリットルとする暫定指針値を、それから公定法を定めているところでございます。また現在、先ほども答弁をしたところですが、環境省におきましては、現在PFOS、PFOAに係る基準値等の検討を開始しているところでもありますので、県としては、引き続き環境省の検討状況を注視していきたいと考えております。ただ一方で、土壌中のPFOS等につきましては、まだ基準値等が定められていない状況にあります。そのため、令和4年7月に環境省に対しまして、基準値等の設定等を再度要請を行ったところでもあります。

県としましては、今年度実施する全県的な土壌調査の結果なども踏まえまして、引き続き国に対し、土壌中のPFOS等に関する基準値等の設定を求めていくこととしております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 私が聞いているのは、暫定基準値の話をしているんじゃないんです。規制値を求めてくださいということを行っているわけです。これについ

てはいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（多良間一弘君） 先ほども答弁しましたけれども、今現在、環境省においてはこのPFOS、PFOAに係る基準値等の検討を開始しているところです。ですからまずは、この環境省の検討状況等を注視していきたいというところでございます。ですから、その内容に応じては、必要に応じて、また国に対し、この基準値等の設定というのは求めていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 副知事はアメリカまで行かれたので、アメリカの状況はよく頭に入っていると思うんですけど、アメリカ政府は相当先に行っていますよね。規制値もかなり厳格化されましたし、自治体の対策についても予算を確保するというので、もう今年予算にも対応が入っていると。そういった中で、非常に日本の対策が遅れているということは、これは多くの指摘が出ています。それから、米軍の対応についても、ドイツの例などを何度か取り上げていますけれども、同じ在外基地でも対策を打っているというのが、今の状況。

それから、この二、三日にかけて、PCBの取扱いについて米軍の対応が報道されていますけれども、あわよくば、基地が返還されるまでそのまま置いておこうと。日本には規制値が明確にある中にもかかわらず。

こういった形で、地位協定をすり抜けるために、その特権、原状回復義務の免除に至る、その最後までそこに置いておけば、最終的には自ら処理をしないということも含めて対応するわけですから、やはりこの規制値を厳格に設けさせる。それからJEGSでいうところの、より厳しい基準の選択、これを求める。そして何よりも、関連自治体や渉外知事会、こことつながって立入調査をまずさせるということを強く一点突破で求めない限り、にっちもさっちもいかない、今の自治体の負担になっているわけです。そこについては、知事、ぜひ大きく踏み込んで、この対応を関連自治体、渉外知事会、ここに強く踏み込んで調整上げていく、政府への働きかけを強めるところだと思いますけれども、そこの対応についてぜひ伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） このいわゆる水質の基準値、規制値については、議員御案内のとおり、私がアメリカに訪問をしたとき、何人かの方々と少し雑談をする中ではあるんですけども、特に米軍の高位

で——もう退職なさった方々が、非常に環境問題に高い関心を持っていて、退官後はそのような事業を始められていらっしゃるという方が多いそうなんです。実は、それだけ国民の間に水質汚染の問題は以前からある問題だけれども、近年の国民全体の関心の高まりがそれに取り組まざるを得ないという状況になっている。なので、御本人たちは、軍で奉仕をしたけれども、そこで自分たちが果たす責任が別にあるのではないかというようなことを考えていらっしゃる方もいるというぐらい、非常に、国民のこの水質環境の汚染回復への関心が高いということ、アメリカでも話を聞かせていただきました。

ですから、我々も全国知事会、渉外知事会をはじめ、様々な関係機関、団体と連携をして、この、国に対して規制値を早期に求めていくことと、国において国の責任でその環境の浄化に当たること、そして当然ですが、予算や仕組みも国が責任を持って、まず執り行うことということ、これからも粘り強く要求していきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん そこはぜひ頑張っていたきたいと思います。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時6分休憩

午後4時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲村 未央さん それではワンストップ支援センターの件について、お尋ねをいたします。

先ほど相談状況について報告をいただきましたけれども、未成年及び20代以下が6割と。それから相手との関係においては、8割近くが知っている方という被害状況であると。それから、相談時間についてお尋ねいたしますけれども、72時間以内の相談というのは、何%に当たりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

72時間以内の相談というのは、21%となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん ワンストップ支援センターの対応について確認のため伺いますけれども、24時間365日の体制を取る中ですが、この被害相談というのは、警察の届出の有無に関わりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 警察への届出の有無にかかわらず、相談の対象としております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 夜間だから見ないとか、あるいは翌日に回すとか、そういった対応はありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） そのような対応はないと……。ございません。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それから緊急避妊に当たる72時間以内、これを逆算して、例えば週末であるから72時間以内であれば翌月曜日の朝でも対応できるということで、これを翌週に回すというような対応がありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時8分休憩

午後4時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） そのような対応はございません。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん あと、証拠採取が必要な場合、警察が介入しないと意味がないということで、警察の対応を挟むことを前提にすることを求めたりすることはありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時9分休憩

午後4時9分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） ケースによって異なる場合はございますが、必ずしも警察が立ち会ってということはないということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それから特に、慎重に当たる未成年の場合ですけれども、未成年の場合は司法面接という制度がありますが、この司法面接を先にしてからでないと対応しないというようなことがありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） これもケースによってということがございますが、基本はそういうことはございません。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 24時間365日ということの、本来の本当に大きな役割としては、まず外傷、心身の状

態の把握、それから緊急避妊処置が必要かどうか、あるいは性感染症の検査が必要かどうか、それから証拠の採取。こういったことで非常に緊急性が求められるということが、全国初の医療拠点型としてその対応をするということで、非常に大きな役割として注目もされました。

今回、こういった機能を持つその相談機関において、県議会に陳情が出ておりますね。被害者にもっと寄り添う運営をするべきだと意見をしたところ、パワハラや不当解雇に遭ったというふうな、先ほどのような対応をしっかりとやろうというようなことで意見したところ、パワハラと言動に遭ったというような申出がありますけれども、その辺りについて事実確認はどうなんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

相談員の雇用や労務管理については、基本、事業所内、内部の組織運営に係ることですので、直接関与というのはなかなか難しいところではございますが、今回の事案を受けまして、県としましては、被害者が安心して相談でき、被害者に寄り添いながら適切な支援を提供できる運営体制の構築、相談、支援の充実を図るための働きやすい職場環境を整えることが重要であると考えております。このため、直接現場の声を聞く仕組みとして、委託先だけではなくて県のほうにも、相談支援員向けの相談窓口を設ける予定としていただいております。受託者と連携を取りながら、同センターの運営体制づくりに引き続き取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん このたびの陳情書にも明記をされておりますけれども、そのパワハラと言動、例えば「夜勤者は詐欺だ」とか、「給料を払ってやっている」というような言動が、そのコーディネーターからあったということです。人権感覚、人権意識を、まず人権機関の中で、このような人権意識を疑うような発言が出ることも非常にどういう状況なのかということをお心配しますけれども、そもそも「夜勤者は詐欺だ」という発言を見る限り、24時間体制の意義、この当該事業の必要性というのをきちんと理解していない相手先に事業を委託しているのではないかというふうにも、懸念を、疑念を持たざるを得ないんですけれども、そこはいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時13分休憩

午後4時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 同センターにおける相談支援業務の委託に当たりましては、被害者の安全確保やプライバシーの保護、医療機関等との連携のノウハウや実績、人的ネットワーク、人材育成能力等の観点から委託先の選定をしているところでございます。しかしながら、今回のような事案が提起をされておりますので、県としましては、被害者が安心して相談できるように県のほうでも相談窓口の設置をするなど、同センターの安定的・効果的な運営体制の整備について受託者には指導をしてまいりたいと思っておりますし、引き続き、性暴力被害者の支援が滞ることがないように努めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 今回の当該受託の団体、請け負っている受託者というのは、通常の契約ではないですよ。特命随意契約として、まさに入札に適さない、余人をもって代え難いということで、特命に、そこを指定して契約をしている相手ですから、非常に公益性に対する信頼が通常以上に大きく問われるわけですよ。そこはどのようにお考えですか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 先ほど説明しましたとおり、特命随契ということで、適性——この受託先の選定に当たっては、先ほどと同じ答弁になりますけれども、被害者の安全確保やプライバシーの保護、医療機関等との連携のノウハウや実績、人的ネットワーク等を勘案しまして、特命随契としていただいております。現在の事案につきましては、先ほど答弁をさせていただきましたように、雇用終了に係る手続の過程で配慮不足があったということは受託者も認めておりますし、またハラスメントの件についても調査中ということになっております。

こういったところも踏まえて県としても、同センターの安定的、効果的な運営体制が確保できるようにしっかり指導をしてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 総務部長に聞きますが、ハラスメントの全体的な担当の所管だと思いますけれども、今回、今申し上げたように特命随契の中で起こっていることではあります。今担当所管部長の対応としては、所管部の対応としては、当該団体の中での労使の関係として解決を促している。その中で、パワハラがあったかどうか調査をなさいますということで、その

中で解決するように、ということの促しをやってい
ますというのが、ずっと先ほど来の答弁なんですね。

県からその事業の受託をさせて、今言うように、非
常に公的な、しかも人権の保護機関において、こう
いったことがある場合の対応として、こういった形で
当事者間において解決を促すというところのみでとど
まってよいのか、もう少し中立な立場で、あるいは指
導的な立場で受託者を――委託をさせている県の側か
ら、そのパワハラ調査なりを主体的に行うという
ことはしないのか、どのような形が適切なのかお尋ね
いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 例えばで申し上げます
と、地方自治法に、予算執行に関する長の調査権とい
うのがございますが、これはあくまでも予算の執行が
適切に行われているか、過大な経費が支払われていな
いか、ちゃんと透明性は確保できているかという視点
で調査するものでございます。

今、先ほど来議論になっておりますいわゆるパワハラ
については、いわゆる労働施策総合推進法の中で、
規制、規定されるべきものなのかと考えているところ
で、仮に委託先においてパワハラがあることが明白な
場合、あるいは疑われる場合にあっては、委託先に対
して、適切な体制の下で委託業務を実施されたいとい
うことを申し出るということになるかと思いますが、
その際には、いわゆる被害者とされる方の立場であ
ったり意向であったり、これについての細心の注意
といいますか、留意を払う必要がありますので、例え
ば労働局への相談を促すとか、その辺りの対応もやっ
ぱり必要になるのかとは思っています。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん このワンストップ支援センター、
医療拠点型・24時間365日の体制は、玉城知事のこ
の県政において、本当に大事な、人の尊厳を奪う暴力
に遭った被害者に寄り添い、支え抜くということで、
志して体制を立ち上げた、本当に大事な機関ですよ
ね。そこがもしや内部でのパワハラがあって、あるい
は事業の本旨を損なうような対応があって支援が十分
に果たされないということがあったら、これは非常
に問題です。ですので、今回のパワハラ解雇問題に
ついては、しっかりと調査し、検証し、まず当事者に
しっかりと説明してほしいです。その上で、今、県
議会への陳情は、不当解雇の撤回、それからその判断
基準の明確化、そしてコーディネーターによるハラス
メントの防止、そしてその当該今請け負っている団
体が委託先としてふさわしいか、こういったことを求め

て今、陳情が出ていますので、ぜひここは、知事、
しっかりとその体制が確保されるように調査、対応を
促していただきたいと思うんですけども、どのよう
にお考えですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 人権擁護において、このよ
うなワンストップ支援センター内で起こった状況につ
いては、やはり通常の職場体制の中における、人権意
識の涵養も含めて、もう一度、再定義といいますか、
そのことについて点検が必要だと思います。です
から、そういう意味においては、部局において、この
状況をきちんと相手任せにせず、しっかりと自分たち
がどのようにそれを再構築する信頼の仕組みをつくら
るかということは、主体的に関わるべきであるとい
うように考えております。引き続き、知事からも部局
に対しては、そのことを丁寧に説明できる状況も含
めて対応するよということ、指示をしておきたい
と思います。

○仲村 未央さん よろしくお願ひします。

休憩お願ひします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時21分休憩

午後4時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

仲村未央さん。

○仲村 未央さん すみません、企業局、準備をして
いただいたのですが、ちょっと時間がなくなっちゃっ
たので、また後の機会によろしくお願ひいたします。

それで人事委員会のほうに確認をいたしますけれど
も、答弁ありがとうございました。よく分かりまし
た。それで、1つ、その選考採用する際の留意点とし
て、国が周知に関してどのような対応を求めている
か、それから県がもし選考採用するときの例がありま
したら、そこを示していただきたいと思ひます。

○議長（赤嶺 昇君） 人事委員会事務局長。

○人事委員会事務局長（茂太 強君） お答えいたし
ます。

まず国、国家公務員のところで、採用昇任等の基本
方針というのを作成してございます。その中で、まず
その中身なんですけれども、選考採用に当たっては、
求める人物像をあらかじめ明らかにするよう努めると
ともに、職務の特殊性等を踏まえつつ、採用する官
職、当該官職に求められる標準職務遂行能力及び専門
知識・技術、能力の実証の方法等を十分な時間的余裕
をもって明らかにして公募を行うことを原則とする
と。その際、公務内外を通じ、広く募集することに努

めるものとするとしております。

昨今、民間もそうですけど地方公務員も大変厳しい応募状況なので、地方公務員としても各自治体もそうなんですけれども、採用方法がいろいろ多様化してございます。それを受けて、国のほうが令和3年12月に、総務省の通知なんですけれども、地方公務員の選考採用に際しても、国家公務員の採用昇任等基本方針に示されている点に十分留意するよう示されているというところがございます。それを受けてということでもないんですけれども、我々としては、例えば、当人事委員会としてやっている障害者の選考試験というのは実例がございまして、今年度、令和5年度の障害者選考試験においては、まず人事委員会の承認を得て、3月下旬に試験計画を公表しております。7月、今年度ですから今からですけれども、7月10日から31日までの3週間を申込期間としております。そして一次試験を10月15日に実施するという形で、十分な期間を取っているところがございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん ありがとうございます。

「沖縄忌」の件については、知事の答弁をいただきましたので、また、しっかり文化の活動を通じながら、継承、「沖縄忌」の定着、全国に向けての発信につながるような支援をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております**甲第1号議案及び乙第1号議案から乙第15号議案まで**については、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

[議案付託表 巻末に掲載]

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時25分休憩

午後4時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

日程第3 陳情第99号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情については、子どもの未来応援特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明6月30日から7月10日までの11日間休会とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、明6月30日から7月10日までの11日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、7月11日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時27分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 渡 久 地 修

会議録署名議員 仲 田 弘 毅

令和5年7月11日

令和5年
第2回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第8号）

令和5年
第2回

沖縄県議会（定例会）会議録（第8号）

令和5年7月11日（火曜日）午前10時開議

議事日程第8号

令和5年7月11日（火曜日）

午前10時開議

- 第1 乙第1号議案、乙第4号議案及び乙第5号議案（総務企画委員長報告）
- 第2 乙第2号議案（経済労働委員長報告）
- 第3 乙第3号議案（土木環境委員長報告）
- 第4 乙第6号議案、乙第7号議案及び乙第10号議案から乙第15号議案まで（総務企画委員長報告）
- 第5 乙第9号議案（文教厚生委員長報告）
- 第6 乙第8号議案（土木環境委員長報告）
- 第7 甲第1号議案（総務企画委員長報告）
- 第8 陳情令和2年第38号の4、同第44号の3、陳情令和3年第43号、同第102号、同第150号、同第197号、同第229号、同第241号、陳情令和4年第65号、同第67号、同第94号、同第112号及び同第113号（総務企画委員長報告）
- 第9 請願令和4年第3号、同第4号、陳情令和2年第121号、陳情令和3年第4号、同第32号、同第49号、同第92号、同第112号、同第121号、同第127号、同第148号、同第175号、同第177号の2、同第178号、同第188号、同第197号の2、同第211号、同第217号、同第220号、同第227号及び同第244号（経済労働委員長報告）
- 第10 陳情令和2年第64号、同第173号、陳情令和3年第48号の3、陳情令和4年第100号、陳情第17号及び第102号（文教厚生委員長報告）
- 第11 陳情令和3年第173号（土木環境委員長報告）
- 第12 陳情第48号及び第52号（新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長報告）
- 第13 議員派遣の件（令和5年度沖縄県議会議員海外派遣）
- 第14 議員派遣の件（高校等出前講座）
- 第15 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 乙第1号議案、乙第4号議案及び乙第5号議案
- 乙第1号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
 - 乙第4号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
 - 乙第5号議案 沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第2 乙第2号議案
- 乙第2号議案 沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例
- 日程第3 乙第3号議案
- 乙第3号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 日程第4 乙第6号議案、乙第7号議案及び乙第10号議案から乙第15号議案まで
- 乙第6号議案 工事請負契約について
 - 乙第7号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 - 乙第10号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について

- 乙第11号議案 沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について
- 乙第12号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
- 乙第13号議案 専決処分の承認について
- 乙第14号議案 専決処分の承認について
- 乙第15号議案 専決処分の承認について

日程第5 乙第9号議案

- 乙第9号議案 公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について

日程第6 乙第8号議案

- 乙第8号議案 財産の取得について

日程第7 甲第1号議案

- 甲第1号議案 令和5年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）

日程第8 陳情令和2年第38号の4、同第44号の3、陳情令和3年第43号、同第102号、同第150号、同第197号、同第229号、同第241号、陳情令和4年第65号、同第67号、同第94号、同第112号及び同第113号

- 陳情令和2年第38号の4 新型コロナウイルス感染症の影響による経済危機に関する陳情
- 陳情令和2年第44号の3 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の強化に関する陳情
- 陳情令和3年第43号 国道449号（名護・本部地区）での粉じん等の環境調査の実施と過積載車両の取締りを求める陳情
- 陳情令和3年第102号 運転代行業者への事業継続緊急支援措置に関する陳情
- 陳情令和3年第150号 緊急事態宣言長期化に伴う財政支援及び緊急経済対策を求める陳情
- 陳情令和3年第197号 新型コロナウイルス感染拡大の影響に対するタクシー事業への支援を求める陳情
- 陳情令和3年第229号 小笠原諸島の海底火山噴火による軽石被害対策に関する陳情
- 陳情令和3年第241号 沖縄振興特別措置法に係る専修学校生徒の学費支援に関する陳情
- 陳情令和4年第65号 公共サービス労働者の適正な人員確保を求める陳情
- 陳情令和4年第67号 新型コロナウイルス感染拡大の長引く影響を受けたタクシー事業への緊急支援に関する陳情
- 陳情令和4年第94号 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の創設に伴う補助金交付に関する陳情
- 陳情令和4年第112号 先島離島圏域におけるガソリン価格高騰の実態調査及び抜本的な格差是正を求める陳情
- 陳情令和4年第113号 テレビ及びラジオ放送難視聴解消を求める陳情

日程第9 請願令和4年第3号、同第4号、陳情令和2年第121号、陳情令和3年第4号、同第32号、同第49号、同第92号、同第112号、同第121号、同第127号、同第148号、同第175号、同第177号の2、同第178号、同第188号、同第197号の2、同第211号、同第217号、同第220号、同第227号及び同第244号

- 請願令和4年第3号 軽石被害に関する請願
- 請願令和4年第4号 沖縄の畜産業を守るための緊急支援に関する請願
- 陳情令和2年第121号 「世界ウチナーンチュセンター（仮称）」の設置に関する陳情
- 陳情令和3年第4号 石垣島地区におけるサトウキビ振興に関する陳情
- 陳情令和3年第32号 養豚振興対策の拡充強化に関する陳情
- 陳情令和3年第49号 八重山水域周辺における地元漁業者の漁業権益の保全及び安全確保を求める陳情
- 陳情令和3年第92号 先行的なコロナウイルス対策を積極的に講ずるよう求める陳情
- 陳情令和3年第112号 緊急事態宣言のイベント自粛・中止要請による補償を求める陳情
- 陳情令和3年第121号 コロナ禍における飲食店への対応に関する陳情

- 陳情令和3年第127号 コロナウイルス蔓延防止に伴う水際対策に関する陳情
 陳情令和3年第148号 沖縄県緊急事態宣言の延長に伴う対応に関する陳情
 陳情令和3年第175号 沖縄県観光関連事業者等応援プロジェクトに通訳案内士を給付対象とするよう求める陳情
 陳情令和3年第177号の2 温暖化対策に向けた基礎的調査や市町村・県民への普及活動に関する陳情
 陳情令和3年第178号 メタン発酵発電所、廃プラスチックペレット製造工場や将来の温暖化対策関連施設の建設等に関する陳情
 陳情令和3年第188号 下地与那覇地区西浜・前浜ビーチ浸食に関する海浜保全を求める陳情
 陳情令和3年第197号の2 新型コロナウイルス感染拡大の影響に対するタクシー事業への支援を求める陳情
 陳情令和3年第211号 新型コロナウイルス感染症の影響に対する観光施設事業への支援を求める陳情
 陳情令和3年第217号 下地与那覇地区西浜・前浜ビーチ浸食による海浜保全対策を求める陳情
 陳情令和3年第220号 沖縄県内ブライダル業界に対する助成措置に関する陳情
 陳情令和3年第227号 離島における「おきなわ彩発見キャンペーン（第4弾）」に関する陳情
 陳情令和3年第244号 那覇空港国際線検疫体制の強化に関する陳情
 日程第10 陳情令和2年第64号、同第173号、陳情令和3年第48号の3、陳情令和4年第100号、陳情第17号及び第102号
 陳情令和2年第64号 子供たちが安心して教育が受けられる環境の整備に関する陳情
 陳情令和2年第173号 差別禁止条例制定ほか人種差別撤廃条約が県に義務づける積極的的反差別措置の実施に関する陳情
 陳情令和3年第48号の3 国際線航空会社の支援に関する陳情
 陳情令和4年第100号 若年妊産婦の宿泊型居場所の設置に関する陳情
 陳情第17号 危機的状況にある八重山圏域人工透析医療体制への早急な支援を求める陳情
 陳情第102号 特定妊産婦指定の促進とベビーミルク支援に関する陳情
 日程第11 陳情令和3年第173号
 陳情令和3年第173号 バス停上屋の修復に関する陳情
 日程第12 陳情第48号及び第52号
 陳情第48号 沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の継続を求める陳情
 陳情第52号 沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の柔軟な対応を求める陳情
 日程第13 議員派遣の件（令和5年度沖縄県議会議員海外派遣）
 日程第14 議員派遣の件（高校等出前講座）
 日程第15 閉会中の継続審査の件

出席議員（48名）

| | | | | | |
|-----|-----|--------|------|-----|-------|
| 議 長 | 赤 嶺 | 昇 君 | 9 番 | 新 垣 | 淑 豊 君 |
| 副議長 | 照 屋 | 守 之 君 | 10 番 | 島 尻 | 忠 明 君 |
| 1 番 | 次呂久 | 成 崇 君 | 11 番 | 仲 里 | 全 孝 君 |
| 2 番 | 喜友名 | 智 子 さん | 12 番 | 上 原 | 快 佐 君 |
| 3 番 | 島 袋 | 恵 祐 君 | 13 番 | 新 垣 | 光 栄 君 |
| 4 番 | 玉 城 | 健一郎 君 | 14 番 | 國 仲 | 昌 二 君 |
| 5 番 | 上 里 | 善 清 君 | 15 番 | 瀬 長 | 美佐雄 君 |
| 6 番 | 大 城 | 憲 幸 君 | 16 番 | 山 里 | 将 雄 君 |
| 7 番 | 上 原 | 章 君 | 17 番 | 当 山 | 勝 利 君 |
| 8 番 | 小 渡 | 良太郎 君 | 18 番 | 當 間 | 盛 夫 君 |

| | | | |
|------|----------|------|-----------|
| 19 番 | 金城 勉 君 | 34 番 | 呉屋 宏 君 |
| 20 番 | 新垣 新 君 | 35 番 | 花城 大輔 君 |
| 21 番 | 下地 康教 君 | 36 番 | 又吉 清義 君 |
| 22 番 | 石原 朝子 さん | 37 番 | 仲宗根 悟 君 |
| 23 番 | 仲村 家治 君 | 38 番 | 崎山 嗣幸 君 |
| 24 番 | 平良 昭一 君 | 39 番 | 玉城 ノブ子 さん |
| 25 番 | 仲村 未央 さん | 40 番 | 西銘 純恵 さん |
| 26 番 | 玉城 武光 君 | 41 番 | 渡久地 修 君 |
| 27 番 | 比嘉 瑞己 君 | 42 番 | 瑞慶覧 功 君 |
| 28 番 | 照屋 大河 君 | 43 番 | 比嘉 京子 さん |
| 29 番 | 山内 末子 さん | 44 番 | 末松 文信 君 |
| 31 番 | 西銘 啓史郎 君 | 45 番 | 島袋 大 君 |
| 32 番 | 座波 一 君 | 46 番 | 中川 京貴 君 |
| 33 番 | 大浜 一郎 君 | 47 番 | 仲田 弘毅 君 |

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

| | | | |
|-------|-----------|-----------|----------|
| 事務局 長 | 山城 貴子 さん | 政務調査課 副参事 | 上原 毅 君 |
| 次長 | 前田 敦 君 | 主 幹 | 新垣 伸弥 君 |
| 議事課 長 | 中村 守 君 | 主 幹 | 平良 典子 さん |
| 課長 補佐 | 儀間 俊江 さん | 主 幹 | 平良 末子 さん |
| 主任 幹事 | 宮城 亮 君 | 主 幹 | 上運天 慎也 君 |
| | 任 比嘉 太一 君 | | |

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 乙第1号議案、乙第4号議案及び乙第5号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 又吉清義君登壇〕

○又吉 清義君 ただいま議題となりました乙第1号議案、乙第4号議案及び乙第5号議案の条例議案3件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長及び警察本部交通部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第1号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、自動車税の環境性能割の税率区分を見直すほか、自動車メーカーによる燃費・排出ガス不正行為の再発

防止策を強化する等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第4号議案「沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例」は、道路交通法の一部が改正されたことに伴い、特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に係る手数料の徴収根拠を定める必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、電動キックボードが公道以外で、例えば散策しながら走行できるような公園があるかとの質疑がありました。

これに対し、現在、電動キックボードに関しては特定原動機付自転車としてナンバープレートを装着し、公道を走行することになっている。公園等の管理者の許可なく敷地内を走行するのは問題があると考えているとの答弁がありました。

次に、電動キックボードの利用に係る反則行為の対象者はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、違反行為に関しては電動キックボードの運転者の反則行為となるが、レンタル業者等についても注意喚起を行い、違反行為があれば業者に対してもある程度の指導等を行うことができるとの答弁がありました。

そのほか、電動キックボードの普及状況、未成年者に対する講習手数料の減免の有無及び電動キックボードの交通事故件数について質疑がありました。

次に、乙第5号議案「沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部が改正されたことを踏まえ、交通安全特定事業により設置する信号機に関する規定を整備する必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、遠隔操作型小型車とは何かとの質疑がありました。

これに対し、宅配業者等が遠隔操作で物を運ぶ集配ロボットなどのようなもので、将来、全国的に普及していくのではないかと考えているとの答弁がありました。

採決の結果、乙第1号議案、乙第4号議案及び乙第5号議案の3件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第1号議案、乙第4号議案及び乙第5号議案の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案、乙第4号議案及び乙第5号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第2 乙第2号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長大浜一郎君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 大浜一郎君登壇〕

○大浜 一郎君 ただいま議題となりました乙第2号議案の条例議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、文化観光スポーツ部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第2号議案「沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例」は、沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備に当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、公共施設等運営権を設定する民間事業者を選定しようとする場合に定める実施方針に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、PFI法に基づく大型MICE施設整備事業の施設の完成時期と道路インフラ整備の状況について質疑がありました。

これに対し、今年度、本条例の制定や実施方針の策定などを行い、令和6年度以降に事業者を選定し、事業着手することとしている。実施設計と建設工事に3年半程度を見込んでおり、施設の完成は令和10年度頃を目安としている。道路インフラ整備については、国直轄事業で整備している小禄道路が令和8年度頃に供用開始を予定しており、与那原バイパスが令和5年3月末で約87%の進捗状況であると聞いている。県道は、真地久茂地線の進捗率が約71%となっている。また、浦添西原線の嘉手苅一小那覇工区の用地取得はほぼ終了しており、翁長一嘉手苅工区については、約47%の用地取得率となっている。県としては、道路インフラの早期整備ができるよう所要額の確保に取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、県は規制緩和や対象地域を広げて、民間から広く提案を受けることで、独立採算型を目指すべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、マリーナも含めた周辺公有地の利活用については、公募の段階から民間事業者のアイデアを広く募集することとしている。民間の経営ノウハウを最大限活用し、運営権設定による対価の徴収も想定することにより、公費の負担軽減が図られるのではないかと考えているとの答弁がありました。

そのほか、県内事業者の参画機会の確保及び当初の計画からPFI事業に変更した経緯などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第2号議案は、全会一致をもって原

案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第2号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第2号議案は、原案のとおり可決されました。



○議長（赤嶺 昇君） 日程第3 乙第3号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長 呉屋 宏君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 呉屋 宏君登壇〕

○呉屋 宏君 ただいま議題となりました乙第3号議案の条例議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第3号議案「建築基準法施行条例の一部を改正する条例」は、道路の位置の指定に係る申請手数料の徴収根拠を定めるほか、建築基準法の一部が改正されたことに伴い建築物の容積率の特例認定申請手数料の徴収根拠を定める等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、道路位置指定に係る申請手数料を新設した理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、他の都道府県で当該手数料の徴収が一定程度進んでいることや県内の沖縄県を除く全ての特定行政庁において手数料の徴収が行われていること、及び今般、県における技術的基準の整備等、体制が

整ったことなどから、今回新たに手数料の徴収根拠を定めるものであるとの答弁がありました。

次に、給湯設備の機械室等に係る容積率緩和の範囲はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、高効率の給湯設備は通常の設備と比較して設置面積が大きくなる傾向にあり、その増大した分について容積率の不算入を考慮するものであるとの答弁がありました。

そのほか、手数料設定に伴う省エネ設備設置萎縮への対策及び今後の制度利用の見通しなどについて質疑がありました。

採決の結果、乙第3号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第3号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第3号議案は、原案のとおり可決されました。



○議長（赤嶺 昇君） 日程第4 乙第6号議案、乙第7号議案及び乙第10号議案から乙第15号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長 又吉清義君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 又吉清義君登壇〕

○又吉 清義君 ただいま議題となりました乙第6号議案、乙第7号議案及び乙第10号議案から乙第15号議案までの議案8件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長及び企画部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第6号議案「工事請負契約について」は、大東地区情報通信基盤整備工事（第2期・陸上部）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を求めるものである。

主な内容は、同工事の契約金額が28億3910万円、契約の相手方は、西日本電信電話株式会社沖縄支店であるとの説明がありました。

本案に関し、今回の南北大東島の陸上部基盤設備の整備により沖縄県内のループ化は完成したという認識でよいかとの質疑がありました。

これに対し、先島、久米島を含めてループ化が進められてきており、令和3年度に北大東島に光ケーブルが引かれたことにより、役場のある15の市町村全てに光ケーブルがつながった。今回、本事業を実施することによって県内全ての地域のループ化が完成することになるとの答弁がありました。

次に、乙第7号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、離島地区情報通信基盤高度化工事（先島ループ）の設計の一部変更に伴い、契約金額を変更しようとするものである。

主な内容は、当初の契約金額から6370万2100円を減額し、10億2914万7900円に変更しようとするものであるとの説明がありました。

本案に関し、減額した理由は何か。当初で設計内容をしっかりと調べた上で議案に提案すべきであったのではないかと質疑がありました。

これに対し、本事業では、当初、5台の機器の設置を予定していたが、受注者との協議を進める中で1つの機器で2つの機能を兼ね備えることができると確認したため、設置する機器の台数を1台減らし契約金額を減額することとなった。今後、設計内容について常に詳細な説明を求め、理解を深めながら、経費節減の観点を持って対応していきたいとの答弁がありました。

そのほか、議案に提案した議決内容の一部変更に係る議案の件数などについて質疑がありました。

次に、乙第10号議案「沖縄県人事委員会委員の選任について」は、人事委員会委員1人が令和5年7月18日に任期満了するので、その後任を選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第11号議案「沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について」は、収用委員会委員2人が

令和5年7月28日に任期満了するほか、予備委員が令和5年7月28日に辞職するので、その後任を任命するため、土地収用法第52条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第12号議案「沖縄県公安委員会委員の任命について」は、公安委員会委員1人が令和5年7月28日に任期満了するので、その後任を任命するため、警察法第39条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第13号議案「専決処分の承認について」は、地方税法の一部が改正され、原則として令和5年4月1日から施行されることに伴い、不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を延長する等の必要があり、沖縄県税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分を行ったため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、農業近代化資金通法に基づく課税標準特例の関係部局への周知の必要性について質疑がありました。

次に、乙第14号議案「専決処分の承認について」は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正され、原則として令和5年4月1日から施行されることに伴い、適用期限を延長する必要があるが、沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分を行ったため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第15号議案「専決処分の承認について」は、物価高騰の影響を受ける低所得のひとり親世帯への生活支援に要する経費を早急に予算補正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分を行ったため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものである。

補正予算の内容は、低所得のひとり親世帯への生活支援に要する経費であり、総額は4億4454万円であるとの説明がありました。

本案に関し、今回の支給対象者の要件は前年度の児童扶養手当の受給者としているようだが、今年4月以降に仕事を失うなど、状況の急変があった場合の救済措置はないのかとの質疑がありました。

これに対し、支給対象者の要件については、児童扶養手当の受給者以外に、公的年金給付を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者及び食料品等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している者と同じ水準になった者という形で広げているとの答弁がありました。

採決の結果、乙第6号議案及び乙第7号議案の2件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

また、乙第10号議案から乙第12号議案までの3件は、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。

また、乙第13号議案から乙第15号議案までの3件は、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

これより乙第6号議案、乙第7号議案及び乙第10号議案から乙第15号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず、乙第6号議案及び乙第7号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第6号議案及び乙第7号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 次に、乙第10号議案から乙第12号議案までの3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、委員長の報告のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案から乙第12号議案までは、委員長の報告のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 次に、乙第13号議案から乙第15号議案までの3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第13号議案から乙第15号議案までは、委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第5 乙第9号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長末松文信君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 末松文信君登壇〕

○末松 文信君 ただいま議題となりました乙第9号議案の議決議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、保健医療部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第9号議案「公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について」は、沖縄県北部医療組合と公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議を行うため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、北部医療センター設置に係る懸案事項に対し、県議会としてどのような形で審査していくことができるのかとの質疑がありました。

これに対し、北部医療組合に対する県の負担金の支出や、北部医療財団に対する出捐に係る予算審議等の過程において、北部医療センターの病院運営に関する質疑をしていただけたものと考えているとの答弁がありました。

採決の結果、乙第9号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第9号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第9号議案は、委員長長の報告のとおり可決されました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第6 乙第8号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長長の報告を求めます。

土木環境委員長 呉屋 宏君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 呉屋 宏君登壇〕

○呉屋 宏君 ただいま議題となりました乙第8号議案の議決議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、環境部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第8号議案「財産の取得について」は、沖縄県庁舎ほか13か所に配車するプラグインハイブリッド自動車を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、プラグインハイブリッド自動車21台を8508万7388円で琉球三菱自動車販売株式会社から購入するものであるとの説明がありました。

本案に関し、購入金額の財源内訳及び国の補助金等の有無について質疑がありました。

これに対し、同事業は一般財源が1割で残りの9割が起債によるものであり、今後の起債償還の際に国から3割の交付税措置が行われることとなっているとの

答弁がありました。

次に、プラグインハイブリッド車及び充電設備に係る導入実績及び今後の導入計画について質疑がありました。

これに対し、令和4年度までにプラグインハイブリッド車については75台、充電設備については121機の整備を終えている。

今後は、電気自動車の導入台数を増やし、プラグインハイブリッド車は順次導入台数を減らしていくこととしており、充電設備については令和7年度までに230機を整備する予定であるとの答弁がありました。

そのほか、県内の公共交通、運送業界、観光業界におけるEV化の実態把握の必要性などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第8号議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第8号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第8号議案は、委員長長の報告のとおり可決されました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第7 甲第1号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長長の報告を求めます。

総務企画委員長 又吉清義君。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 又吉清義君登壇〕

○又吉 清義君 ただいま議題となりました甲第1号議案の予算議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め、慎

重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第1号議案「令和5年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金）事業等を実施するため、緊急に予算計上が必要な事業について補正予算を編成するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出それぞれ118億5153万6000円で、補正後の改予算額は、8804億6707万6000円である。

歳入の内訳は、国庫支出金及び繰入金である。

歳出の内訳は、交通事業者の運行継続を支援するための経費、介護サービス事業所等の事業継続に要する経費、物価高騰の影響を受けている医療施設等に対し、支援金の支給に要する経費、畜産農家に対する配合飼料価格の一部補助に要する経費、県内のLPガス料金の高騰の影響を受けた県民及び県内事業者の負担軽減を図るための緊急的な支援に要する経費、新型コロナウイルス感染症対策事業（高齢者福祉）の計上に必要な地域医療介護総合確保基金（介護分）積み増しに要する経費、介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の国庫返納に要する経費などである。

債務負担行為補正は、庁舎公舎管理費を追加するものであるとの説明がありました。

本案に関し、コロナ禍で様々な業界に影響が見られる中、那覇空港保安検査場緊急対策事業を優先して行う理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、那覇空港は沖縄の空の玄関口であり、保安検査の滞留により飛行機の遅延が生じることによる沖縄の観光地としての評判も配慮する必要がある。バス、タクシー業界も運転手が不足しているが、今回の補正予算で、沖縄県交通事業者人材確保支援事業により二種免許取得費用の支援に要する経費を計上している。県は様々な分野で電力・ガス・食料品等価格高騰に対する支援を行っているところであり、経済状況を勘案しながら9月補正予算の計上も検討していきたいとの答弁がありました。

次に、政府で国の財政状況を平時の状態に戻していくという議論がなされている状況の中、沖縄では新型コロナウイルスの感染が急速に拡大しており、今後も地方創生臨時交付金が必要になると考えるが、政府への予算折

衝はどのように行うのかとの質疑がありました。

これに対し、新型コロナウイルス感染拡大の状況もあるが、特に物価高騰、原油価格高騰などが全国的に大きな影響を及ぼしており、全国知事会において提言を取りまとめているところである。また、沖縄県は所得が低く離島県であるということもあり、物価高騰の影響は他県よりも甚大である。このため、あらゆる機会を捉えて国に要請することは重要と考えており、物価高騰や新型コロナウイルスの感染状況も含め、経済及び社会状況を見極めて適切に対応していきたいとの答弁がありました。

次に、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが2類から5類に変更となり、県は入院調整を行わなくなった。新型コロナウイルスの感染が拡大する中、外来の受診や入院を断られる患者も出てきており、入院調整を再開する必要があると考えるが、その対応はどうかとの質疑がありました。

これに対し、これまでの入院調整では発生届が出た方については県が全て情報を持っており、その情報に基づき健康観察を行い、入院が必要な方については入院調整を行ってきたが、5類移行後は発生届がないため、県に情報がない状況となっている。現在、病院間で入院調整を行っているが、入院調整の要望が多く寄せられていることは県も把握しており、医師会等とも連携しながらどのような対応ができるのか検討しているところであるとの答弁がありました。

そのほか、保育所等食材料費物価高騰緊急対策支援事業の内容、沖縄県交通事業者安全・安心確保支援事業の積算根拠、那覇空港保安検査場の混雑解消の見込み、ウクライナ避難民受入支援事業の内容及び琉球ガストロノミー再生事業への県産食材の活用方策などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第1号議案は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第1号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありません。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は、原案のとおり可決されました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第8 陳情13件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
総務企画委員長又吉清義君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 又吉清義君登壇〕

○又吉 清義君 ただいま議題となりました陳情13件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情13件を採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情13件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第9 請願2件及び陳情19件を議題といたします。

各請願及び各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長大浜一郎君。

〔請願及び陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 大浜一郎君登壇〕

○大浜 一郎君 ただいま議題となりました請願2件

及び陳情19件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております請願2件及び陳情19件を採決いたします。

お諮りいたします。

各請願及び各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの請願2件及び陳情19件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第10 陳情6件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長末松文信君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 末松文信君登壇〕

○末松 文信君 ただいま議題となりました陳情6件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。
よって、ただいまの陳情6件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆ . . ◆

○議長（赤嶺 昇君） 日程第11 陳情1件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。
土木環境委員長 呉屋 宏君。

[陳情審査報告書 巻末に掲載]

[土木環境委員長 呉屋 宏君登壇]

○呉屋 宏君 ただいま議題となりました陳情1件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情1件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情1件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆ . . ◆

○議長（赤嶺 昇君） 日程第12 陳情2件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長 座波一君。

[陳情審査報告書 巻末に掲載]

[新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長 座波一君登壇]

○座波 一君 ただいま議題となりました陳情2件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情2件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆ . . ◆

○議長（赤嶺 昇君） この際、日程第13及び日程第14の議員派遣の件を一括議題といたします。

[議員派遣の件 巻末に掲載]

○議長（赤嶺 昇君） お諮りいたします。

ただいまの議員派遣の件2件は、それぞれお手元に配付の「議員派遣の件」のとおり、議員を海外及び高校等出前講座へ派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆ . . ◆

○議長（赤嶺 昇君） 日程第15 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

[閉会中継続審査及び調査申出書 巻末に掲載]

○議長（赤嶺 昇君） 各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定に

よりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって本日の日程は全

部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和5年第2回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午前10時45分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 渡 久 地 修

会議録署名議員 仲 田 弘 毅